

パーソナルデータに関する制度改正大綱のパブリックコメント結果

1. 概要

- 募集期間:平成 26 年6月 25 日(水)～平成 26 年7月 24 日(木)
- 実施方法:電子政府の総合窓口(e-gov)及び内閣官房HPに掲載
- 意見提出方法:Webフォーム、電子メール、FAX、郵送

2. お寄せいただいたご意見

- 意見者数:213 名(個人 142 名、法人・団体 71 社)
- 意見件数:1,051 件
別紙:お寄せいただいたご意見
※いただいたご意見については、可能な限り原文のまま掲載させていただいております。

3. ご意見の取扱いについて

皆様からいただいたご意見に関しましては、今後の法案作成の参考とさせていただきます。
なお、いただいたご意見の中で、多くいただいた内容について、ご趣旨を下記に記載させていただきます。

	項目	複数いただいたご意見の趣旨
1	個人が特定される可能性を低減したデータの取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・個人が特定される可能性を低減したデータの枠組みに賛同する。 ・個人が特定される可能性を低減したデータであっても、本人同意は必要であり、オプトインやオプトアウトにより加工対象から外すことにすべき。 ・加工の度合いが曖昧であるため、明確にすべきであり、民間の自主規制に任せるのは実効性がない。 ・個人が特定される可能性を低減したデータの取扱いについては、個人情報の対象外にするなど、事業者の運用負荷を高めないようにすべき。
2	保護対象の明確化及びその取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・身体的特徴だけではなく、情報を集積する識別子はプライバシー保護の観点から保護対象とするべき。 ・クレジットカードや購買履歴など保護対象を広げることについては、現在の実務に影響がでないよう慎重に検討してもらいたい。
3	機微情報	<ul style="list-style-type: none"> ・機微情報の規定を設けることに賛同する。 ・機微情報の定義について、医療情報は機微情報へ入れるべきであり、「社会的身分」という表現はその範囲が不明確なため、出生によるものと限定すべき。また、反社会的勢力に関する情報は機微情報から除外すべき。 ・機微情報は原則取扱い禁止にすべき。 ・ルールを明確にしたうえで、利活用を進めるべき。

4	利用目的変更	<ul style="list-style-type: none"> ・利用目的の変更等の手続を見直すことについて賛同する。 ・利用目的の変更については、明示的同意を原則とすべきであり、オプトアウトを認めるべきではない。 ・利用目的変更の手続きは自主規制ルールなど、負担の少ない方法で進めるべき。
5	オプトアウト規定	<ul style="list-style-type: none"> ・オプトアウト規定を用いている事業者の第三者機関への届出は、企業秘密などに留意するとともに、悪質な名簿事業者等の特定事業に限定するべき。 ・オプトアウト規定では、本人が認知できないところで発生するため、オプトアウト規定自体を廃止するか、現行の「本人が知り得る状態に置く」ではなく「本人に通知」することを義務とすべき。
6	民間主導による自主規制ルール策定・遵守の枠組みの創設	<ul style="list-style-type: none"> ・マルチステークホルダープロセスおよび民間自主規制ルールを採用することについて賛同する。 ・自主規制ルールを策定する「民間団体」と現行法上の「認定個人情報保護団体」との役割の違いを明確にすべき。 ・民間自主規制ルールが業界の参入障壁とならないよう、非参加事業者についての対応も考慮すべき。
7	第三者機関	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者機関の設置について賛同する。 ・消費者や民間実務経験者、医療関係者も第三者機関に参画できるようにすべき。 ・第三者機関の役割・権限を適正に運用できるような人材と予算を確保すべき。 ・事前相談の機能や苦情受付窓口を設けるべき。 ・省庁間の業務・権限重複を排除し、主務大臣との役割分担を明確化すべき。
8	開示等の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ・本人に裁判上の請求権を設けることに賛同する。 ・開示のみならず、削除・利用停止に関する規定も設けるとともに、「忘れられる権利」を導入すべき。 ・濫訴防止の具体的な対策が必要。
9	グローバル化への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・外国事業者に対して適切な規律が及ぶようになることに賛同する。 ・現在事業者が行っている実務に影響が出ないような制度として欲しい。
10	取り扱う個人情報の規模が小さい事業者等の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・法律の適用は扱う個人情報の数ではなく内容によるはずであり、今回の見直しに賛同する。 ・小規模な事業者の負担増とならないよう配慮が必要。
11	いわゆる名簿屋	<ul style="list-style-type: none"> ・入手元や入手方法のエビデンスを付与した、トレーサビリティの確保された情報のみを売却できるような仕組みが必要。 ・同意原則に基づき、第三者からの購入等間接的な方法で入手した個人情報による名簿作成・提供は原則禁止とし、オプトアウトも認めるべきではない。 ・検討するとしたスケジュール感ではなく、今回の法改正に早急に対応を盛り込むべき。

4. 制度改正大綱についての補足

制度改正大綱について、わかりにくいところがありましたので、以下に内容を補足いたします。

	項目	補足内容
1	制度改正大綱の修正	数多くの制度改正大綱の修正のご意見をいただきましたが、本パブリックコメントは法案作成に向けての意見募集であるため、制度改正大綱を修正することはいたしません。
2	制度改正の目的	これまでと同様に個人の権利利益の侵害を未然に防止し個人情報及びプライバシーの保護を図りつつ、新産業・新サービスの創出と国民の安全・安心の向上等のための利活用を実現する環境整備を行うことを目的としております。
3	個人が特定される可能性を低減したデータ	「特定の個人が識別される可能性を低減したデータ」に加工したものについては、個人の権利利益が侵害されないよう、これを受領した者が特定の個人を識別することを禁止するなど、適正な取扱いを法定することによって、本人の同意を得ずに第三者提供を可能にします。さらに、その規定の適切な運用を担保するために独立した第三者機関の体制を整備することとしております。

4	パーソナルデータと記載していることについて	<p>現行の個人情報保護法に定義する「個人情報」に限らず「広く個人の行動・状態等に関するデータ(＝パーソナルデータ)」について、その適正な取扱いの在り方を議論するため、議論の混乱を招かないためにパーソナルデータと記載しております。</p> <p>なお、P11の「(3)個人情報の取扱いに関する見直し」における「パーソナルデータ」は、「個人データ」が正しい表記です。謹んでお詫びいたします。</p>
5	識別と特定の違い	<p>「識別」及び「特定」の定義については、第5回パーソナルデータに関する検討会(平成25年12月20日)の資料2-1「技術検討ワーキンググループ報告書」の1ページ目に掲載しております。具体的には、「識別」とは、「ある情報が誰か一人の情報であることがわかること(ある情報が誰の情報であるかが分かるかは別にして、ある人の情報と別の人の情報を区別できること)」、また、「特定」とは、「ある情報が誰の情報であるかがわかること」です。</p>
6	民間の自主規制	<p>「個人情報」の範囲については、法令で定めた上、ガイドラインでさらに明確にすることを想定しており、事業者が自主規制ルールにおいて、その範囲を任意に変更できるようにすることは考えておりません。</p> <p>また、個人情報取扱事業者が自主規制ルールの枠組みに参加するかどうかは当該事業者の自由な判断に委ねることを想定しており、参加しない事業者に対して法律上不利となる取扱いをすることはありません。</p>
7	現行法における利用目的変更について	<p>現行法においては、利用目的の変更は、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲に限られ(第15条第2項)、それを超えて個人情報を取り扱う場合は、本人の同意が必要となります(第16条第1項)。</p>
8	現行法におけるオプトアウト規定について	<p>現行法においては、個人データの第三者提供は本人同意が原則ですが、それに加えて、法定事項をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置き、かつ、本人の求めに応じて第三者への提供を停止することとしている場合は、当該個人データを第三者に提供することができるとされています。</p>
9	オプトアウトの第三者機関への届出事項	<p>個人情報取扱事業者がオプトアウト規定を用いて第三者提供を行う場合には、第三者機関に対して法に定める本人通知事項等を届け出ること、及び第三者機関は届け出られた事項を公表することなどの規定を新たに加えることにより、オプトアウト規定を用いて個人データの提供を行っている事業者を本人が容易に確認できる環境を整えることを考えております。</p> <p>第三者機関への届出事項は、現行法第23条第2項に掲げられているような、第三者に提供される個人データの項目や提供の手段、方法等を予定しており、企業の営業秘密に当たるものは対象としない予定です。</p>
10	第三者機関の委員の構成について	<p>第三者機関の委員については、パーソナルデータの保護に配慮しつつ、その利用・流通が促進されるようバランスのとれた人選が実現できる要件を定めることを想定しております。また、委員の人事は国会同意人事によるものとするを想定しております。</p>
11	請求権の目的	<p>近年の情報流通やパーソナルデータの利活用が盛んとなった状況の下、本人の意図しないところで個人情報が利用される不安や膨大な量の情報が瞬時に広範に渡り拡散してしまう不安等の広がり懸念されることから、本人が適時・適切に自己の権利利益の保全を行うことができるよう、裁判上の行使が可能な請求権の明記を検討しております。</p> <p>また、このような民事上の請求権の明記は、国際的な整合性のある法制度を構築する観点からも重要なものと考えております。</p>
12	小規模事業者や同窓会名簿について	<p>今回の制度改革におきましては、取り扱う個人情報により識別される特定の個人の数5,000を超えない者を個人情報取扱事業者から除外する規定を廃止する一方で、事業者の過度な負担を軽減するため、個人の権利利益を侵害するおそれが少ないと認められる一定の要件を満たす情報の取扱いについては、特別の規律を設けることを検討しております。</p>

以上

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
1	個人	全般	もっと慎重な検討をされることを提言致します。ビッグデータ活用が進まない理由には、プライバシー問題だけではなく、「データの正当性を保障できない」という致命的な欠陥があるのです。データは結果的現象であり、その結果に至った5W1Hの条件があります。そこに他人が介在すると、それを保障できなくなってしまうことです。だから多くの企業は店舗にPOS端末を設置したりポイントカードシステムを推進しています。5W1H全てを自社が行うことで、得られたデータの正当性が保障できるのです。今回の制度改正大綱では、この重大な欠陥に対する政策がありません。特に現代社会は、データの改ざん、ねつ造、取違いなど事件だらけであり、その上インターネットに接続したら、更に信用は無くなってしまいます。そんな信用出来ないデータを使って、得られた結果は信用できるはずがありません。もっと慎重に検討されることを提言致します。
2	個人	全般	私はこの法律案に強く反対します。 現在においても、個人情報適切に扱われているとは言えません。 匿名化することですが、それが一体どの程度なのか、極めて曖昧です。 様々な名簿流出によって、振り込め詐欺などの犯罪が多発しています。 例え匿名化されても、それが犯罪に悪用されないという保証はどこにもありません。 これ以上、プライバシーが脅かされ、またそれが一元管理されることに強い恐怖心を覚えます。 この法律案に断固反対します。
3	個人	全般	昨今監視カメラと呼ばれる一種の盗撮行為によるプライバシー情報の不当収集、それに伴う顔認証技術によるプライバシーの不当収集が大きな社会問題になっています。特に無秩序に街中に増設され続ける盗撮カメラによって私個人も外出時にプライバシーの保護措置を講ずる必要が生じ、気軽に外出したり自分の趣向を反映した購買などの屋外生活が大幅に制限されています。特に駅や街中でのこうしたプライバシー侵害行為は仕事などの日常生活上避けて通ることの出来ない性質があり、それは本人の同意の有無に関わらず、一種の強制力を受けているに等しいものがあります。
4	個人	全般	総括すれば、半ば強引に個人情報を収集されるという取得行為の段階における対策が先ず必要とされているのであり、監視カメラやインターネットの接続履歴、GPSデータ等によって組織的かつ大量の個人情報が取得される恐れのある場合は必ず個人情報を取得される対象者に事前の同意意思確認ならびに対象個人による拒否権の行使発動が延滞なく的確に行えるシステムの構築を義務付けた法整備を行うことにより、本人の承諾および認知し得ない形で趣味や趣向などのセンシティブな個人情報が用いられ、路上等に設置された監視カメラによって室内を盗撮されるような人権侵害行為の被害を未然に防ぐ抜本的な改革が急務であると考えます。
5	個人	全般	個人情報をかってに使うのは反対です。今の政府が独裁政治を目指すなら、有能な人々は国外に逃げて行きますよ。原発だけでも移住を検討する日本人が増えています。この上、プライバシーをつかんで、利用しようとしている。個人情報保護法も骨どころかあとかたもなくなるのでしょうか。勝手に決めるな、有識者会議とかでアリバイ作る姑息な手はやめてください。ノーベル賞をとれる、とったぐらいの人に聞いたらどうでしょう。本だした大学教授なんて有識者じゃないぞ。
6	個人	全般	欧米先進国並びに準先進国に数えられる新興国では「インターネット上の忘れ去られる権利」が確立されようとして居る昨今。 こんな折しも折り、商業目的で個人情報を売ろうとして如何なると思いますか？ 意に染まない売却が露になった後、訴訟の嵐になるのではないですか？ 安易な考え方は後の禍根になり易いです。
7	個人	全般	企業がパーソナルデータを利活用することに賛成だが、大綱案の「匿名化していれば事前の同意は不要」というのは、はっきり言ってやめてほしい。 というも、日本では「匿名化」の基準があまりにも甘すぎるからだ。 現在、日本では「住所、氏名、電話番号などの識別子」さえ匿名化していれば何をやっても構わないという風潮が蔓延しているが、それに追従するのは断固反対する。買い物履歴や位置情報どころか、指紋、顔認識データ、遺伝子情報といったものまで個人情報と見なさないというのは、明らかに間違っている。そもそも、「個人に関するあらゆる情報が個人情報」というのが個人情報保護法の本来の主旨ではないか。まず、その辺を徹底してほしい。
8	個人	全般	また、今回の件で、いくつかの大手企業が「規制を強めれば経済成長できない」などと主張していると耳にしたが、それは間違いだ。 少し前にはJRのSuicaのデータの取り扱い、つい先日にはヤフージャパンとTカードの間でのIDの統合とそれに伴う唐突な規約の変更（ユーザー情報の相互提供）がネットを中心に騒動になった。企業が思っているよりも、消費者はプライバシーに敏感なのである。 ところが、日本の個人情報保護制度は、EUはおろかアメリカにすら劣っているというのが現状だ。オプトイン、オプトアウトの仕組みが徹底化されていないだけでなく、「やり過ぎた」企業に対して罰則を与える組織が存在しないのである。 このような状況で、いつまでも日本の消費者が国内のサービスを使ってくれるだろうか。考えてみてほしい、個人情報の扱いがおざなりな国内のサービスと、しっかり規制され、それに則した個人情報保護が行われる海外のサービス、最終的に消費者がどちらを選ぶかなんて明らかではないか。 消費者が安心して使えないサービスが経済を成長させてくれるなどというのは、幻想である。本当に経済成長を願うならば、日本の個人情報保護制度を、せめてアメリカと同等くらいには引き上げるべきだろう。「パーソナルデータの利活用に関する制度改正」は、消費者を中心に考えるべきだ。
9	個人	全般	反対です。 個人情報保護法を作っておきながら、政府はそれを売買目的の大企業には提供し、国民を食い物にする気ですか？ 本末転倒です。 国民への説明も全く無い。怒りがこみ上げます。

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
10	個人	全般	<p>・意見 情報漏えい、滅失・毀損が発生した場合は、速やかに本人に通知するよう義務付けるべきである。本人の権利利益が侵害される事態が発生した場合、速やかに本人に通知されるべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 JIS Q 15001 4.3.7 緊急事態への準備 a) 当該漏えい、滅失又はき損が発生した個人情報の内容を本人に速やかに通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くこと。 b) 二次被害の防止、類似事案の発生回避などの観点から、可能な限り事実関係、発生原因及び対応策を、遅滞なく公表すること。 c) 事実関係、発生原因及び対応策を関係機関に直ちに報告すること。</p>
11	個人	全般	NHKでもっと議論を、と言っていました 私は「賛成」です。個人のプライバシーも大事だが、国益を損なっては本末転倒。日本国の国民として賛成します。
12	個人	全般	いわゆる「忘れられる権利」について言及が見当たりませんが、これについても考慮する必要があると考えます。
13	個人	全般	<p>パーソナルデータ＝個人情報と置き換えれば容易いです。 基本的に反対です。 たとえ、個人と認識できなくても、他のデータとマッチ作業することで、特定できます。 完全匿名と、罰則（法人・個人）強化をしてください。 個人情報保護法を、強化してから論議してください。</p>
14	法人・団体	全般	<p>「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」の公表に先立って、日本新聞協会は5月19日付で、同大綱の検討を進めていた「パーソナルデータに関する検討会」（宇賀克也座長）に対し、別紙意見書を提出した。意見書では、検討会が監督組織となる独立した第三者機関（プライバシー・コミッショナー）の創設など個人情報保護法制の根本的な転換を目指しながら、報道目的との調整といった基本的な議論を行わずに作業を進めていることに対して懸念を表明するとともに、（1）現行法の規定同様に報道分野における個人情報・プライバシー保護策は報道機関の自主的な取り組みに委ね、法規制の適用除外とすること、（2）第三者提供禁止の例外規定に「報道等への提供」を明記するなど、われわれが主張してきた法改正を実施すること——を大綱に明記した上で、立法過程で具体化するよう求めた。</p> <p>それにもかかわらず、大綱ではわれわれの意見について一切触れられていないのは遺憾である。意見書のとおり、立法過程で報道分野の「適用除外」を明確化するとともに、情報提供者の過剰反応や萎縮対策に配慮した改正とするよう改めて求める。</p> <p>また、大綱は法規制対象の範囲など新たな法制度の基本骨格さえ詰め切れておらず、今後の立法過程に委ねられている。行政府内の利害調整を主体に作業が進む可能性があるが、個人情報保護法制の見直しの論点は国民生活全般に及ぶ。報道機関を含め関係分野からのヒアリングの実施など、開かれた場での議論を経るべきである。</p>
15	個人	全般	<p>・意見 個人情報潮吹き流出事象の頻発する日本社会においてはIT事業者集団に軽く十年以上、「個人情報利活用の壁」が存在していないということを肌身で知っている日本国民に意見を募りたいのであれば、主題「「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対する意見募集について」を「「パーソナルデータの利活用に関する初めての制度（壁）づくり大綱」に対する意見募集について」と改めるが肝要。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 朝日新聞朝夕刊紙面</p>
16	個人	全般	<p>・意見 個人情報とは何かしら。 そこから考えていただきたい。 個人情報とは個人の所有する財産である。IT事業者所有の財産ではない。 IT事業者のモラル・ハザードやアドバース・セレクションに起因する個人情報の未必の故意流出事象が日本社会においては軽く十年以上後を絶たない。 十年以上に及ぶ個人情報の数多のアッサリ潮吹き流出事象により、IT事業者は消費者の利益よりも自己の利益を優先させる行動をとる可能性を否定できないということが解明されている今から為すべき主題は、「「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対する意見募集について」ではない。 『「パーソナルデータの利活用に関する初めての制度（壁）づくり大綱」に対する意見募集について』である。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 朝日新聞朝夕刊紙面</p>
17	個人	全般	<p>「大綱全体について」</p> <p>まず一部分が問題なのではなく、全体として、個人情報の取り扱われ方に関する認識があまりにも甘い。葬式で記帳したらあちこちの葬儀屋から互助会のお誘いが来てしまったり、何年経っても同じ葬儀屋グループに独身時代、結婚後、引っ越し前、引っ越し後などの複数の個人情報が保存されていたりするような現状をまったく理解せず、それを海外にまでもダダ漏れにしかねない制度改正大綱である。</p> <p>まず、個人情報とパーソナルデータと言い換えをしているが、実質これらに大きな違いはない。オプトアウトすればパーソナルデータで未加工が個人情報なのか？</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
18	個人	全般	<p>個人情報とは基本的に譲渡や移管されるべきでなく、たとえ1件でも5000件でも一個人からした価値は等価である。</p> <p>個人情報のコピーは容易で、1件でも漏れれば、何万もの先へ漏洩していくことが容易な世の中である。これは、根拠など必要のないパソコンとネットの普及した現代の常識である。</p> <p>大綱にはこの常識がまったく欠けており、机上の空論になっている。</p> <p>個人情報の漏洩は、もはや現代においては、安全で快適な市民生活を送る基本的人権を脅かす行為であるという認識がない(ストーカーやDV被害など、場合によっては、生死にも関わる)。</p> <p>この大前提をふまえずに大綱を作成しているため、大企業に都合のよい、個人の権利を軽視した内容に仕上がっている。</p> <p>個人情報の譲渡と移管に厳しい制限と罰則を設け、オプトアウトしようと生データは生データであり、統計されたデータとは性質を異にする。生データをプライベートデータなどという名前で統計データと同様に扱うことは非常に危険である。</p> <p>生データと統計データの定義、オプトアウトしたデータの取り扱い制限など根本から議論しなおして、作り直した方がよい。</p> <p>ビッグデータとして活用するのは統計データであり、個人情報を含むプライベートデータであってはならない。そもそもの前提が根底からおかしいので、この大綱をもとに法案を作ったところで、有名無実でグレーゾーンが堂々と白になってしまうだけである。</p> <p>個人情報に関する大綱であるのに、国民一人一人の利益を守ることがあまりにも軽視されている。根本からやり直した方がよい。</p>
19	個人	全般	<p>・意見 個人情報利活用の壁の除去を語る前に消費者とIT事業者との間に存在する情報非対称性を十分に解消するが先。</p> <p>こうであるなら政府発表の、「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」が消費者の心に響くものとなるう。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 2007年創業の内製型地域社会事業を営む内、自然に励むようになりました左記の専門学習知識(含一般教養)</p> <p>◇ラジオ放送大学◇ 1. 市民と社会を考えるために(' 11) 2. 市民社会と法(' 12) 3. 企業・消費者・政府と法(' 11) 4. NPOマネジメント(' 11) 5. ものとして、心としての衣服(' 11) 6. 家庭教育論(' 12) 7. 経営学入門(' 12) 8. 仏教道徳が伝えるもの-特別講義- 「十善戒」の教え 「六波羅蜜」の教え</p> <p>◇テレビ放送大学◇ 9. 事例から学ぶ日本国憲法(' 13) 10. 官民の人的資源論(' 09) 11. 組織運営と内部監査(' 09)</p> <p>◇株式会社フォーサイト◇ 12. 社会保険労務士国家試験対策基礎講座</p>
20	個人	全般	<p>今般、ベネッセで大量の個人情報を流出させて、未成年者の個人情報の本人情報及びその保護者の個人情報の本人情報が、いわゆる名簿業者と呼ばれる業者によって、個人情報の名簿情報を売買によって収集されて、本人の個人情報が本人による個人情報の提供の意志によらない他社に一方的に流布されて、個人の本人情報を保有する本人の権利侵害に至っている事案が明るみになりました。</p> <p>ベネッセのみならず、企業、独立行政法人、行政などの事業体の厳しい個人情報管理業務の中からも、個人情報管理業務へのサイバー攻撃、管理上のミス、盗用(ネットバンキング情報)、悪用、不正行為などのセキュリティの隙間をすり抜けて、このような、個人情報流出事案は、たびたび発生していることは見逃せないし、流出しデータを悪用した特殊詐欺事件の増発が社会問題化していることは、周知の事実である。</p> <p>そのことを考慮すると、現行法制の個人情報保護法「平成15年5月30日法律第57号、平成15年5月30日法律第58号、平成15年5月30日法律第59号」の法制上定めている個人情報を保有して取り扱う事業者や機関の義務と責任を定めて、本人の個人情報を持つ個人の権利利益を保護する目的の法制上で定めている個人の権利が、個人情報の有用性(有益性)の円滑な利活用の便益性のみ歪曲化されている実態が浮き彫りになっていると考えられるもので、この実態を改善しなければ、個人情報を悪用する問題は解消されないと、考えます。</p>
21	個人	全般	<p>個人情報の権利侵害となる個人情報流出事案に対して、個人情報の拡散に多額の費用が要することになるだろうが、円滑な事務に支障をきたすことになるところが、流出した個人情報を回収したり、抹消して個人情報の拡散を封じる義務を企業や事業機関に課さなければ個人情報保護法制の意味は成さない、と考えます。</p>
22	個人	全般	<p>一般に個人情報を企業や事業機関が取得するとき、その個人情報の利用目的には、個人情報を提供した本人に利用目的外に個人情報を利用しないことを契約して個人情報は提供されておりますが、その個人情報の利用目的に対応する本人と企業や事業機関との本体サービスの提供利用契約や役務サービス規約が必ず存在し、そのサービスや役務規約における本人の個人情報の提供は、本体サービスの提供利用契約や役務サービス規約上のサービス事業が終了したとき(契約終了)したときは、その終了とともに、提供された個人情報の利用目的は終了するもの、と考えられます。しかし、サービス事業終了しても、本人の個人情報やサービス事業で運営するときにサービス事業者のオンライン上の提供個人情報データは、企業や事業機関に保有され続けられます。このような事態が続くと、企業や事業機関のサービス事業終了しても、本人の個人情報は抹消されず企業や事業機関の中に存在し続けていれば、今回のようなベネッセの個人情報が流出すれば、本人が企業や事業機関のサービス事業の終了で、本人が企業や事業機関のサービス提供を受けていなくても、本人の個人情報は同様に流出することとなることは必至である。このような、矛盾を失くすためにも、本人と企業や事業機関の本体サービスの提供利用契約や役務サービス規約が終了すると同時にその利用目的に合致しない本人が提供した個人情報の利用停止ができるようにすべきではないだろうか。現状の個人情報保護法制では、いわゆる契約切れのときの個人情報の利用停止条項がないので、この契約切れのときの個人情報取扱事業者が保有する個人情報を抹消する義務を課す個人情報保護法制度の保護制度を確立すべきである。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
23	個人	全般	個人情報保護法では、消費者の情報のみ重点的に守られておりますが、会社等で働く従業員の情報は守られていないことが多々あります。 私の勤務している会社に他社から頻りに退職者の在籍確認の電話が掛かってきます。 退職者本人の了解なしには回答できないと対応いたしますが、そのことによって退職者の新規雇用のチャンスが下がっているのか心配です。 また、企業にも労働者の個人情報を守ることを徹底する法改正が必要と思います。
24	個人	全般	購買情報、閲覧履歴、位置情報はそれ自身で社会的差別の要因となる危険性を孕み、また、機微情報である信条とも、重複、密接に関係することから、ビッグデータへの提供は利用規約の改定による同意の推定でなく、積極的な同意を必要とするオプトイン方式に限定すべきである。 その際、重要事項であることを利用者が容易に認識できるような表示を義務付けるべき。
25	個人	全般	The policy outline text uses expressions like “third party authority”, “certification”, “certified by the third party”. We have trouble understanding how the revision would be consistent with international standards for conformity assessment, like ISO/IEC 17000. We believe it would help international recognition of the revised policy if harmonized wording could be usable. Examples where we doubt our understanding: Japanese → English → ISO/IEC 17000:2004 第三者機関 → third party authority → accreditation body (2.6) ? conformity assessment body (2.5) ? 第三者機関の認定を受けた → certified by the third party → certification (5.5) defined as third-party attestation Usually, Conformity Assessment Schemes define the “independent third party” as the certification body (認証機関) holding accreditation, and so being trusted by the businesses it serves, and society. Following the standard’s definition, “accreditation body” (認定機関) would be an independent part of government, or an entity appointed by the government or recognized by the government. An “authority” would be part of government with regulatory authority in our view. Is our understanding suitable for this revision?
26	個人	全般	個人情報を第三者利用するのであれば、仮にマスクをして個人を特定出来ないようにしたとしても、利用について本人の同意を必ず取るべきです。 また、個人情報保護法では、個人情報を管理する側にばかり焦点を当てた法律になっていますが、むしろ個人情報を第三者利用する側にきつい縛りを入れるべきと考えます。 ベネッセの事件のように、どんなに厳しく個人情報を管理していたとしても、正当なアクセス権を持った人間は個人情報を持ち出す事が可能です。上流を閉めるのは限界があります。むしろ個人情報を買う側に規制を掛けるべきです。買い手がいるから盗難が起きるのです。買い手がいなければ持ち出してもお金にならない以上、盗難率が圧倒的に減るでしょう。 そもそも個人情報保護法の基準となったJIS規格では、第三者利用にあたっては必ず本人の同意を得る事になっていたのに、保護法が作られた時に抜け道を作ったのは何故でしょうか？ 個人情報を取り扱う企業では、生産性を落としてまでリソースを個人情報保護に割いています。しかしながら下流では抜け道を良い事に、盗難された個人情報を平気で売買し、第三者利用し放題となっています。 あまりにも不公平かつ実効の少ない法律が現在の個人情報保護法です。 個人情報を第三者利用する場合には必ず本人の同意を得る。同意が取れてない情報の売買は禁止し、徹底させる。ぜひ、法改正にあたってはご検討いただきたいと思います。
27	個人	全般	名簿屋に登録された自分の情報を削除できる仕組みが欲しい。
28	個人	全般	利用促進の前に 現在生じている 名簿やなど情報漏洩の問題を検討すべきである 違法に入手されたものであるという認識がなければ免罪される ということを法人にあてはめる必要があるのか 少なくとも違法に入手されたと判明した場合には削除 再利用の中止 その後一定期間の営業停止 罰金など 歯止めをかけるべきである 特にベネッセの例で 担当官庁があいまいであることも問題として判明した 情報漏洩については総務省が一括して対応するなど 責任と一貫性のある体制を整備すべきである
29	個人	全般	次の2種類の情報は、パーソナルデータという観点からの規制の対象外であることを明確に述べるべきだと思います。 1. 許容ストリームデータ 一時的に発生するが、本人が許容する目的または公益目的での使用のみが可能なノードに転送されて一時的に使用された後、どこにも記憶されることなく自動的に消滅するデータ。 2. 日常生活で不特定の他人が見聞可能なデータ 道路や公園を歩いたり、スーパーマーケットで買い物をしたりしていると、不特定の他人に自分の顔や姿や行動や買っているものの内容を見聞され得る。知人やなじみの店の従業員に見られることも多い。防犯カメラや車両搭載のドライブレコーダーでも日常の活動の画像を撮像されることもある。これらのデータは、画像等にうつっている個人を特定する認識処理を行わない範囲であれば、日常生活で不特定の他人が見聞可能なデータである。
30	個人	全般	個人情報を利用する業者側が 原本データを手し、加工するなどあってはならないこと。 個人の特定制と個人情報の流出・悪用が現在以上に深刻となる。 業者（大企業）が「機微情報」をも入手できてしまうと 国民は家畜として利用されるためにあるかの扱いである。 第三者機関もお飾りになり、あってもなくても変わりなく 予算だけが際限なく増えるしくみである。 このような無謀なことを立法化すれば、官庁の（総務省の）役割はなくなり、真っ先に切り捨てられると予想する。 個人情報は今までのように厳重慎重に管理すべきだと思います。
31	個人	全般	疫学調査や全国学力調査など、従来研究者や国立研究機関が行ってきた大規模調査について、民間の事業者の有するノウハウや情報処理能力を活用できるしくみを作るべきだ。例えば文部科学省所管の全国学力調査は、保護者質問紙、児童・生徒質問紙、学校質問紙・教委質問紙を複合させた調査で、項目間の連関を分析することで地域の課題や現代の家庭の状況と学力の関係を抉り出せる格好の資料だが、基礎データと基本統計のみをドンと国から渡された自治体の教育委員会は、複合データを分析する技術もパワーもないので、国費の無駄づかいとなっている。そこで、従来の行政個人情報保護法に基づくモデル条例に準拠した各自治体の個人情報保護条例による請負契約だけでなく、国法で機微情報や機微情報から抽出した『個人の特定性を低減したデータ』の全国一律の取り扱いルールを定めて、広く民間事業者が各自治体や研究者と絡めるしくみを作るべきである。

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
32	個人	全般	<p>学校教育法一条校での「個人情報保護に関する学習」は、高校2年生以上の「社会と情報」や「家庭総合」まで詳しくは学ばない。</p> <p>ほとんどの中学生と小学校高学年生が情報端末を所持している現状からみると、より早い時期から、組織的に「アウトアウト」や個人情報保護の考え方を組織的かつ具体的に学ぶ機会を設定すべきと考える。</p> <p>また、学校が子ども・保護者の個人情報を守りつつ教育の情報化高度化を進めるためにも、理念だけでなく、具体的な個人情報取り扱いの実務を研修する機会を設定すべきと考える。</p>
33	個人	全般	<p>全体的な意見としては、この大綱は平成25年12月20日の「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」からかけはなれ、日本における規制を強化するものであると思います。</p> <p>デジタル・マーケティングとは、消費者の行動や嗜好に関するデータを企業に集約させて、データを基盤にしたマーケティングを行おうとするものです。このためには自社で収集したデータだけでは不足であり、他社から「サードパーティ・クッキー」などのデータを購入したり他社との交換を行うのが前提になっています。例えば販売サイトの運営者がニュース媒体社に自社のクッキーIDや携帯端末IDを提供して自社の見込顧客がこのニュース媒体を訪れた時に広告を出してもらおうなどの方法です。</p> <p>このような方法のほとんどはアメリカで考案されて日本に持ち込まれたもので、アメリカでは合法であります。今回の大綱に示されるような改正案が日本で施行されるとアメリカでは合法、日本では違法、となり、デジタル・マーケティングを実施したい企業は日本企業ではなくアメリカ企業にデータを渡してサービスを受ける、ということになりかねません。</p>
34	個人	全般	<p>今回の大綱は、グーグルに代表されるインターネット上で先行する外国企業には影響がなく、日本企業にはダメージの大きい物になっています。これは「世界最先端 IT 国家創造宣言」をしている政権の意向とは全く異なったものとなっていると思います。</p> <p>「世界最先端 IT 国家創造宣言」の趣旨にたちかえり、「ITを経済成長のエンジンとして位置付け、我が国の経済再生に貢献させる」ことを主眼として、他国のパーソナルデータも日本法においては扱えるべく、再考をお願い致します。</p>
35	個人	全般	<p>過去3年間に行政発行のビッグデータ利用による各種解析に、「本人による承認を得たドコモ提供の位置情報」が利用されているが、行政はユーザーがどのような文言を以て「承認」したか確認しているのか。</p> <p>承認者はビッグデータとしての位置情報の利用を承認していない。</p> <p>このようなことがまかり通る限り、多くの個人がアウトアウトによる情報利用拒否をすることとなるだろう。</p>
36	個人	全般	<p>今回のベネッセコーポレーションの個人情報漏洩流売却事件をみても、どんなに個人情報保護法を改正し、罰則を重くしたとしても、いったん流失した個人情報は、いくら損害を賠償されても「お金」で解決するものではなく、取り返しつかないのであって、流失した個人情報が今後どこで利用されるのかもわからず、不安が高まるばかりである。パーソナルデータ（ポイントカードやIC交通カードなどのデータも）は、本人特定できないように加工したとしても、必ずその本人にたどり着くことは可能であり、「本人の同意」なしにパーソナルデータ（ビッグデータ）を利活用することに断じて反対する。</p> <p>社会にあふれる監視カメラデータとあわせれば個人を認証し特定も可能になっており、パーソナル（プライバシー）データと組み合わせて行動監視もできる。</p> <p>また、さらに2015年10月から国民に新たな番号を配布し、2017年1月から稼働しようとしている「税と社会保障・番号法」（マイナンバー）は（当初は税と災害に使用することにはなっているが）、個人情報を国が収集して利用し、法を変えて民間利用しようとするものだが、その管理・運営・利用は、民間委託・再委託するシステムであり、まさに今回のベネッセ事件と同様なことになる可能性を十分にはらんでいる。個人情報漏洩流売却が非常に危惧されるので「番号法」稼働にも強く反対する。</p> <p>上記記述のとおり、どんなに罰則や第三者委員会を作っても、個人情報を収集し利用する・利用させることは、国民監視・管理につながり人権侵害・憲法に違反する。まして本人の同意なしにデータを目的外に利活用するのは最高裁判例（住基ネット訴訟）もあり、もってのほかといわざるを得ない。（人間は弱い動物であるから、売れる・利用できる「情報」（宝の山）があれば、必ず漏洩流失する危険がある。たとえ動機がなくても人的ミス（過失）も必ずある。）</p>
37	法人・団体	全般	<p>パーソナルデータの利活用は、新規事業やイノベーションの創出を始め大きな経済効果が見込める施策につながることで期待できるが、一方で、個人情報やプライバシーに関する消費者の意識も拡大しており、その利活用拡大については安心感が得られるルールが必要となる。パーソナルデータの利活用とプライバシー保護は相反する場合も多いので、問題発生のないようしっかりとバランスをとっていただきたい。</p>
38	法人・団体	全般	<p>・意見 今回の個人情報保護法の改正は、パーソナルデータの利活用に関する制度を構築するための法律改正であることから、現在クレジット会社が行っている既存業務には支障をきたさないことを確認したい。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 クレジット取引においては、今後検討されるパーソナルデータの利活用の如何に関わらず、「格別な措置」が求められている信用分野として、現行の個人情報保護法に加え、関係省庁ガイドラインや自主規制ルール等により、既存業務においてすでに重層的に個人情報保護措置を講じている。</p> <p>今回の個人情報保護法改正は、今後促進されるパーソナルデータの利活用に向けて、それを実現するために必要と考えられるプライバシー保護対策を講ずることがその趣旨であることから、既に厳格な保護措置を講じている既存の業務に支障をきたさないという理解で良いか確認したい。</p>
39	法人・団体	全般	<p>個人の権利</p> <p>EU「個人データ保護規則」では初めに「個人の権利」の項目があるが、「本大綱」では、項目自体がない。法改正においては、「個人の権利」を明記することと、また、個人に不都合である個人情報を「削除できる権利」を明記すべきである。</p>
40	法人・団体	全般	<p>民間業者への業務委託およびデータベース管理について</p> <p>健康保険組合や市町村国保等が、自ら保管するレセプト・健診情報の分析を民間業者に委託する場面があるが、現行法では情報の管理責任の所在が明確でない。データベースの管理責任も含め、条例及びガイドラインによる対応には限界があるため、個人情報保護法改正により明確に対応すべきである。</p>
41	個人	全般	<p>これは凍結ですね。</p> <p>パーソナルでーたは個人情報であり、消費者データとして悪用されます。</p> <p>国民の生命と財産を守れ！</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
42	個人	全般	<p>子どもの情報を、本人・親・行政・学校・病院・各種の通信教育や教育・医療サービス提供者間で、共有し、共同規制を行う仕組みが、どうしても必要になっていると思われる。</p> <p>2014年6月から7月にかけて発覚した、ベネッセの個人情報漏洩のインシデントは、名簿業者などを通じて、いろいろな分野の各社に子どもの名前・住所・生年月日・性別が知られていることを明らかにした。</p> <p>パーソナルデータ自体は、個々の家庭や子ども・親が、必要な範囲で提供し、管理するしかないが、そのデータを活用する際に、具体的な詐欺案件や、犯罪につながる行為を取り締まる体制と合わせて、マルチステイクホルダーの倫理観に基づく議論をふまえて、オプトアウト規定を、業界ごとに、実現可能で有効なものとしたい。</p> <p>不審な誰かに追われたりつけまわされているといった差し迫った事象を、第三者機関と警察と行政と学校とが連携して防ぐなど、重大な犯罪案件に結びつくパーソナルデータの流出をもっと直接的に問題にすべきなのかもしれない。ダイレクトメール等については、業者間での話し合いや、個別業者の契約者との個別契約を基本に対処し、安易に大量の漏洩情報を結合・突合して、それが、悪意をもった第三者や犯罪組織の手に渡るような状況を防ぐための一助となる制度になれば、すばらしい。</p>
43	個人	全般	<p>公のこととの関わり方を、消極的自由の観点から、個々人が自分の意志で選択できるような、国家からの自由があるという考え方を、答申などで誰かがはっきりと述べてもらいたい。(大臣が望ましい)</p> <p>(忘れられる権利については、まだはっきりと立法上で、なにか述べられるほど、議論が進んでいないと、調べた限りでは思ったが、詳しい専門家の話を、訊いてみていただきたい)</p>
44	個人	全般	<p>個人情報の入手・保護管理にコストをかけるのには、限界があり、ある範囲での個人情報の利用についての許諾を明確な形で与えることに、範例が必要であるとの話をたまに聞く。基本的な個人情報とは、どこまで取得されて、どの範囲で共有されて、誰にどういった形で知られた場合に、違法性が民事訴訟や刑事訴訟にむすびつくのかについて、裁量の範囲を考慮して立法していただきたい。</p>
45	個人	全般	<p>地理情報や不動産情報と、個人特定データの関係を、通信事業者・郵便事業者・宅配事業者などの、規制事業者についての議論をふまえて議論の際に考慮すれば、パーソナルデータの利活用はすすむ。</p>
46	個人	全般	<p>組織選挙など、公職選挙にかかわる例外規定についての配慮を、ブリーフィングペーパーにでも書いておけば、法案提出と審議がスムーズにすすむかもしれない。ネット選挙解禁までのことについて総務省と選挙管理委員会にきけば、選挙の際のパーソナルデータの利活用と規制についてすぐに資料は用意できるはず。</p>
47	個人	全般	<p>なにか、あたりまえのことの羅列になったような気もするが、情報セキュリティの専門家としてではなく、一アルバイトとして、各種のネット事業者や、行政機関の手伝いをし、今回のベネッセの個人情報漏洩のインシデントについて考えた、もと通信事業者勤務のサイバーリバタリアンとしての意見である。</p> <p>いまのところ、なんのしがらみもないので、個人情報保護について、パブリックコメントを書いた。パーソナルデータの利活用が、人手のかかる情報処理作業の重複を減らし、みんなが本来の業務と政策目的や経営目的をはたすための実務にたずさわられるような、法規制と制度設計+実装と共同規制の執行が可能になることを望んでいます。</p> <p>少子高齢化社会の帰結として、老人に関わる事務作業を、行政機関と医療機関とで、経営情報学と看護学的な考え方で劇的に減らしていかないと、国がたちゆかなくなります。その前ではパーソナルデータの利活用と個人情報保護の考え方も修正をさしせまられることになると思いますが、今回の法改正では、そこは、別の立法措置を特定の行政法として講じたほうがよいと思われます。たぶん。</p> <p>あと、0歳時保育がどうかというならば、自治体のデータベース作成業務や学校事務を効率化できるような民間事業者とのデータ共有基盤の制度設計につながるようなしくみにしてください。</p> <p>個人認証や警察事務とのかねあいとは別に、国民が望んで距離をおけるような規定をふくむ、基本的な個人情報の自治体と学校法人と業者間での共有体制を、国民皆健康保険制度のように、番号のひもづけの議論(国民総背番号制?)とは別に、全国津々浦々まで可能にしてあげてください。</p> <p>問題は、国民の仮名や通名利用や、自分の指定する特定住所の利用や、各社の携帯電話番号や固定電話番号の使い分けなど、複数名利用の自由が、同姓同名問題とは別に、担保されることだと考えています。旧姓利用や配偶者名や代表名や社名での取引など、個人の認証とそれに伴う契約と、法的なパーソナルデータ規定は違います。本人のそのときどきでの意図や意思と、いくつかの社会的人格の一貫性と、同名であったり同一要素をデータテーブル内に含む他人の社会的人格との混同の防止も、パーソナルデータの利活用をすすめるにおいては重要となってくるとかねてから申し上げたりもしております。</p> <p>公開されてもかまわない文面にしあげりましたが、公開するかどうかはどちらでもかまいません。</p> <p>政府のIT戦略や成長戦略に期待しています。</p>
48	個人	全般	<p>私はパーソナルデータが不正アクセスなどで流出したときの対策を考慮しておくべきだと思います。</p> <p>また、ベネッセの流出事件のようにパーソナルデータが換金目的で使用されたときにそれを売った側と買った側に対しての対策が必要だと思います。</p>
49	個人	全般	<p>本件大綱に反対する。</p> <p>まさしく今、ベネッセにかかる個人情報流出事故が進行の只中にある。大いなる警鐘と受け止めなければならないだろ。</p> <p>さらに言えば、国家管理の個人情報についても全く同じ、いや、情報量が多いだけにより深刻な危険がある。消えた年金記録問題を見ろ。</p> <p>所詮、人は過ちを免れない。このことは原発事故から明々白々である。</p> <p>「本人の同意がなくてもデータの利活用を可能とする枠組みの導入等」とあるが、個人情報は裸同然に、しかも地球規模に晒しておいて、国家情報は隠蔽するというのか。</p> <p>「基本的な制度の枠組みとこれを補完する民間の自主的な取組の活用」とあるが、グローバル企業に対し国民の安全を委ねよというものであり御免蒙る。</p> <p>「第三者機関の体制整備等による実効性ある制度執行の確保」とあるが、またかよ。役人の[タメにする仕事]にはうんざりだ。</p> <p>少子高齢化、財政破綻に陥るこのとき、公僕であることを自覚し、国民一人ひとりの境遇に想いをいたし、地に足のついた仕事をすべきだろ。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
50	個人	全般	<p>・意見 個人情報とは個人本人の財産です。ですが、この基本的な事実が今回の大綱では全く無視されています。この論点を欠いたままでは「本人の同意がなくてもデータの利活用を可能とする」という今回の趣旨には到底賛成できません。守るべき「個人の権利利益」は、プライバシーという得体の知れないものではなく「個人の財産権」にほかならないはずで、たとえ「本人の同意がなくてもデータの利活用」を「自由」に行うこと自体が「個人の権利利益の侵害」ではないのですか？ 自由主義国家が存在理由として保証すべき「自由」は、ひとつには個人が自分の財産をどう利用するかを自分自身で自由に決められることはずで、第三者が個人の財産を勝手に利用する「自由」ではないはずで。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 個人情報とは財産であることは、今回の大綱の表題の「利活用」や本文中の「利用価値」という文言にもあらわれていますが、そんな言葉尻よりも、現に個人データが名簿屋で売られているわけですから説明するまでもないと思います。 個人情報は今回の大綱も含めてプライバシーという得体の知れない人権的な用語で語られがちですが、果たしてプライバシーはそこまでして守るべき価値なのでしょうか？ 個人的な考えかも知れませんが、プライバシーが問題になるのは金持ちの場合の話で、大してお金のない一般人には、もちろん全くないわけではありませんが、気にするほどのプライバシーもない気がします。特にビッグデータが想定している、どこで何を買ったかのといった情報は、そのメーカーに直接伝わるのであれば別段気にする人もいないのではないかと思います。 それよりも今回の件で不満でならないのは、自分の情報が自分の承諾なしに勝手に商売の道具に使われてしまうことです。実際のところ個人情報の流出でよく話題になるカード番号にしても、どこで何を買ったかを知られることが問題ではなくて、単純にカードを他人が勝手に使うことが問題だということを出して欲しいと思います。</p>
51	個人	全般	<p>パブコメの趣旨からは外れますが言っておきたいのは、個人情報を財産として扱うことは一見何の財産もない貧者にも財産を生ませる魔法になるということです。個人情報を財産扱いすることで担保や信用がない者でも資金を集めることが可能になり、明らかに起業の障害になっている連帯保証という野蛮なシステムもなくすることができるのではないかと私は思うのです。</p>
52	個人	全般	<p>今回の要綱案では、業者によるデータの利活用促進が最優先されてしまっているが、その利益が業者から消費者へどう還元されるかという視点が完全に欠けている。もし消費者に※1※2のようなリスクしかなく利益がないのであれば、業者の利益を保護すること自体が不必要である。自社内で顧客データを利用するならともかく、他社へデータを転売するとなればそのような不当な利益を業者に無償で享受させることには絶対反対する。現に、某大手鉄道会社がデータを無断で売却しようとしたときに非常に多数の提供拒否の申し出があったことを想起すべきである。そのような反対を踏みにじり消費者の拒否権も認めないような制度は法制度として絶対に容認されてはならないと考える。</p> <p>※1) 個人が特定される可能性を低減したデータへの加工方法について、要綱では業界等の自主ルールに委ねることとしているが、業界団体に属していない者が存在し、かつ適正なルールが業界により設定される保証がないため、法律により、個人が識別される可能性を提言するための最低基準を定めるべきである。また、業界団体の自主ルールに対して政府が認定する仕組みを法律で設けなければ、今般の大規模情報漏えい事案のように一旦漏えいすると回復不能の損害を被る可能性がある。 また、最近ではネット上に流通するSNS等の様々の情報から、個人が容易に特定できる事態となっており、匿名でネット上に書き込みをしたつもりが個人を特定され学歴や家族や勤務先等が暴かれる事態も発生しており、断片的なデータだからといってそれだけで個人を特定できないと安易に考えないことが大事であり、専門家の意見を広く聞いて慎重に対応すべきと考える。 ※2) 指紋認識データ、顔認識データなど個人の身体的特性については、指紋は差別にもつながりうる高度にセンシティブな情報であること、身体特徴には顔面から瞳や身長体重等の生体情報は個人にとってセンシティブであり個人特定にも使用されかねないこと、その他、最近では歩行する姿を撮影しただけで個人を識別できるとされていること等から、法律により厳格な基準を定め、身体的特徴や画像および画像処理データについては利用禁止にするべきと考える。</p>
53	個人	全般	<p>・意見 「個人の権利利益の侵害」や「消費者被害」の定義乃至は明確化が必要。個人情報を保護する目的として、「個人の権利利益の侵害」や「消費者被害」が掲げられているが、個人情報を保護しない場合に発生する、「個人の権利利益の侵害」や「消費者被害」とは何かを明示すべき。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 以下は、プライベート情報を含むが、実例として、2014年7月に発生したベネッセ個人情報漏洩事件において、今般ベネッセからお詫びの書面を受領した。この事件において、個人情報保護法に関するベネッセの責任は委託先の監督(第二十二條)に不備があった事になる。しかし、今回の情報漏洩によって「個人の権利利益の侵害」や「消費者が受けた被害」は有ったのか。有ったとすれば、それは何かという事を考えるべき。「個人情報保護法を遵守できなかった」という被害以外には無いのではないかと。つまり、個人情報保護法による「漏洩防止」(目的外使用ではない)という契約をベネッセと消費者が結んでいなければ、それ以外の被害は消費者には無かったのではないかと。拙宅には無かったが、漏洩先から更に良い商品を案内するダイレクトメールを受領した消費者には利益をもたらした可能性すらある。 今回の事件はベネッセと消費者の間の契約をベネッセによって履行できなかったという、契約不履行の被害は有ったかもしれないが、個人情報の漏洩に伴う「個人の権利利益の侵害」や「消費者被害」は無かったのではないかと。個人情報の目的とする、被害の対象を明確にするべきである。</p>
54	個人	全般	<p>ビッグデータビジネスの本質は、人が(個人が)当たり前の様に保有していたプライバシーという権利(財産)を切り崩して行うビジネスに他ならない。 まずは、この様に述べさせていただく。 技術の進歩によって、プライバシーという権利が金になる方法が確立された。 一部の利権者の為に、今まで当たり前の様に守られてきた権利を剥奪されるのは、私は我慢ならない。 これは、個人が自身の財産を奪われるのと同義である。</p>
55	個人	全般	<p>独占的、寡占的状況にある業界に関しては、他より厳しい規定、規制が必要と考えます。 特にインフラ(電気ガス水道交通通信)などオプトアウト規定で一方向的に個人データの利活用を行うと、拒否が難しいです。 また、他のパーソナルデータを活用したいという事業者からみても、対抗しづらいため、イノベーションの阻害になります。 他の分野での話をすると、電子マネーは現在交通系が圧倒的なシェアをしていますが、これは交通系電子マネーが電子マネーとして優れているからではなく、交通インフラと連結したサービスを行っているためです。 このように、正当な競争を阻害することになるため、通常の規定、規制より厳しいものが望ましいと考えます。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
56	個人	全般	<p>本大綱は、パーソナルデータの民間における利活用を優先した内容が中心であり、医療等の情報保護に関する具体的な方策は全く記載されていない。医療情報は決して外部に漏えいしてはならない究極の個人情報であり、そもそもこれを民間企業に利活用させること自体が間違っている。</p> <p>例えば、民間の保険会社がレセプト情報を得たとすると、そのデータを利用してリスクの高い個人に対して、契約拒否や特定の疾病に対する免責、あるいは保険料の増額等、あらゆる問題が想定される。また、遺伝子診断が進みつつある現在では、遺伝子リスクによる契約差別も危惧される。</p> <p>国家機密までもが現実には漏えいしているような状況を鑑みれば、どんな情報保護策を講じても安全とはいえない。</p>
57	法人・団体	全般	<p>情報の保存期間、消去権など検討会で残された課題については今後の検討スケジュールを明記して下さい。</p> <p>また、昨今の高齢者消費者被害防止の見守りの仕組みづくりや災害時の避難を促進するうえで、障害になっている個人情報保護の課題も検討すべきと考えます。</p>
58	法人・団体	全般	<p>プライバシーに係る情報が時とともにまた文化によって異なることが原因と考えますが、「個人情報」、「パーソナルデータ」、そして今回の大綱では使われませんが昨年12月の見直し方針で使われた「個人データ」など近い意味の言葉が異なった意味で用いられています。諸外国で一般に利用されている「データプライバシー」の語義との連携を踏まえ、文書の細書に定義を明記するか、政府としてできるだけ早い時期に、適切な言葉の定義をもう一度していただくのがよろしいかと考えます。</p>
59	個人	全般	<p>利活用の促進を図る前に、7. 継続的な検討課題 で挙げられた諸課題の解決を最優先に取り組むべきである。現状では、パーソナルデータの漏洩によって個人が被害を被っても、加害企業等による補償は僅かであり、被害回復のための手段は著しく限定されている。名簿屋等に関しては、原則、出所の明らかではない情報は違法とし、データの漏洩元、活用先、双方を処罰の対象とすべきである。これ位の厳しい対応を取らないと、相次ぐパーソナルデータ流出は根絶できず、その利活用に国民が強い警戒を抱くのは当然である。</p>
60	法人・団体	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・高度な情報通信技術を利用したビッグデータの収集・蓄積・解析・活用等により、付加価値を生み出す新産業・新サービスが創出され、本人および社会全体の利益が増進させられるとともに、経済成長ももたらすことが期待されている。 ・「世界最先端IT国家創造宣言（平成26年6月14日閣議決定）」において、データの利活用を促進するために、個人情報等の保護との両立を可能とする事業環境整備を進めることとされているように、制度設計の細部の検討にあたっては、個人情報保護法等に基づいて適切な情報保護に努めている生命保険会社の事務負担が大幅に拡大しないよう、情報の利活用と保護のバランスへの十分な配慮を賜りたい。
61	個人	全般	<p>大綱全般に関し、</p> <p>拝読し、どうしても既存のいわゆる行政文書であり、国民の側に立った記述の仕方とは感じられない。たとえば、大綱中に良く出ているフレーズで、</p> <p>「～検討する」 つまり、方針が定まっていない状態にも関わらず国民に方針判断せよとは、どういうものの考え方なのでしょうか。 正直、これでパブコメしました。 等と言って欲しくない。</p> <p>「～することとする」 するのですか？それともしないのですか？ 常識と乖離した表現を改めて欲しい。 するならする。 しないならしない。 場合によるなら、その場合分けを明示する。 パブコメの資料としてまともに判断できない文章は即刻改めて欲しい。</p> <p>「原則として～とする」 これも、原則から外れる条件を明示しないのはアンフェアである。 国民に意見をもらう姿勢が真摯ではない。 原則としてという記載は今後しないで欲しい。 紛れる元凶である。 どうしても使用するなら、その条件を明記し国民に承認を受けるべき。</p> <p>以上、パブコメを知ったのが遅かった為、まとまりの無いコメントとなりましたが、率直な国民の一意見としてご検討ください。より良い日本の未来を願っています。</p>
62	法人・団体	全般	<p>慶應義塾大学国際インターネット政策研究会（KIPIS）は、この度、大綱で決定されたデータ保護の枠組みに関する改正案を強く歓迎します。これまで現状の枠組みの見直しは、日本のインターネット経済における競争力や成長の活性化にとって死活的でありながら、長期間引き延ばされてきました。以上の理由からKIPISは、政府が掲げる見直しの目的である、「パーソナルデータの利活用の促進」を強く支持します。日本には世界に誇れる最高基準のインターネットインフラがありながら、企業や個人はオンラインでのデータ共有について消極的であることから、データの利活用が遅れてきました。その結果として日本は、クラウドコンピューティングや「ビッグデータ」のような、新たな技術の開発について他の先進国に追い抜かれてきました。KIPISは、安倍政権の現状を変える強いコミットメントや、プライバシーのルール作成において、ダイナミックな市場ベースのアプローチが成功のためには不可欠だと認識しています。EUにおけるトップダウンの中央集権的なプライバシーのルールづくりは、日本にとってのソリューションではなく、逆にインターネットにおけるイノベーションと経済成長への脅威となります。情報は保護されなくてはなりません。同時に情報は共有されている時にこそ、その価値は発揮されます。</p> <p>効果的で柔軟なデータ保護システムには、以下の2つの要素が必要となります：（1）合意されたルールへのコンプライアンスの実行が可能で、権限、予算、人材を持つ、データ保護を管轄する政府機関、（2）関連する全てのステイクホルダーが関与する、セクターごとに基づくルール作成のプロセス。ヘルスケアのセクターの場合、医師、病院の管理者、患者の権利を掲げる団体等が含まれ、広告のセクターでは、販売業者、広告サービス提供者、消費者の利益が含まれます。これらのバランスを正しく保つことは、簡単なことではありません。アメリカでは、過去数年間でこのような政策を実施した際に、良い結果と悪い結果の両方がもたらされました。それでもなお米国連邦取引委員会（FTC）はこの領域での管轄を主張し始めており、電気通信情報局（NTIA）では各セクターに基づいた自発的な「行動規範」を設定するための実行可能なプロセスに取り組んでいます。KIPISは、政府がこのようなアプローチをとる準備があることを評価し、日本と米国が協力する上で重要な領域になると見ております。KIPISでは日本政府が、9月16日から17日にかけて行われる日米インターネットエコノミー対話を機会に、米国政府と両国の民間セクターと共に、日本政府の計画についてのより深い議論が行われることを望みます。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
63	法人・ 団体	全般	<p>アジアフォーラムは、政府によるパーソナルデータの利活用に関する枠組みの改正案を歓迎します。韓国政府では2011年よりパーソナルデータの利活用に関する抜本的改革を実行し、「アジアで最も厳しいプライバシー法」と言われた「個人情報保護法」を採択しました。その改革の中のひとつは15名の委員によって構成される個人情報保護委員会の創設でした。しかし、データプライバシーに関連する運営と実行の政府構造が複雑であったため、この組織の実効力は限定されています。アジアフォーラムは、イノベーションと経済成長を向上させるために、パーソナルデータの利活用の促進を目標に掲げた日本政府の改正案を支持します。そしてこの目標達成のために重要となるのが、プライバシーを管理するための明確かつ柔軟なルールを設定でき、透明性のあるコンプライアンスを実行し、適正手続（デュープロセス）を重視するために必要な法的権限、予算、人材を備えた「第三者機関」の設立です。その上でアジアフォーラムは、政府が日本における個人データ保護のアプローチの国際的なベストプラクティスとの同調や、データ漏洩時における報告の明確な手続きの重要性について、注意を払われることを促します。またアジアフォーラムは、日本と韓国によるデータ保護政策の緊密な協力が、他のアジア諸国にとっての先例となり、地域内で台頭しているインターネット経済におけるよりいっそうの統合に貢献すると見えています。</p> <p>アジアフォーラムは、慶應義塾大学と韓国の高麗大学による共同プロジェクトで、主に共同研究の増加、教員と学生の交流、サイバーセキュリティやインターネットプライバシーを含むチャレンジに対する能力強化に活動の焦点を置いています。同フォーラムは、2012年11月に設立し、これまで多くの二カ国間または国際的なイベントを東京とソウルで主催してきました。これらのイベントの主な議題は、クラウドコンピューティング、ビッグデータ、インターネット・オブ・シングス（IoT）、データ漏洩への対応、重要インフラの防護、サイバーセキュリティの教育課程の促進、アジア地域におけるサイバーセキュリティとプライバシーの国家的アプローチの調和などについて議論を深めてきました。</p>
64	個人	全般	<p>全体を通じて「基本理念について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見 本大綱の基本方針として、パーソナルデータの取り扱いについては、民間団体が自主規制ルールを定めてそれを遵守することと、第三者機関が民間企業を監視すること等によりプライバシー保護と利活用の両立を図るとなっているが、制度設計の内容が具体性に乏しく（特にグレーゾーンデータの類型やそれらを本人の承諾なしに第三者提供するケースなど）、事業者、消費者ともにパーソナルデータの利活用に消極的になり、大綱第3 I（P10）に記述の基本理念を全うできない可能性があります。 ・理由・根拠となる出典等 大綱本文中にはパーソナルデータの第三者提供における本人の同意を要しない類型についてその具体例さえ提示されておらず、事業者としてはグレーゾーンのデータ（端末ID、位置情報、行動履歴等）の取り扱いに躊躇することが想定されます。また一方で、当該類型に属するデータを取り扱う事業者（提供者及び受領者）が負うべき義務等に関し自主規制違反に対する課徴金制度の導入が今後の検討課題とされており、これではプライバシー保護が担保できず、よって個人がパーソナルデータを事業者へ提供することを躊躇することが想定されます。このように本大綱の内容では、事業者、消費者ともにパーソナルデータの利活用に消極的になる恐れがあります。
65	法人・ 団体	全般	<p>Japan's Personal Information Protection Act (PIPA) has the weakest privacy principles of any Asia-Pacific country that has a data privacy law. These proposals will, overall, weaken the principles in Japan's law, although they do have some positive aspects. To obtain international credibility for its privacy laws, Japan needs to move its law more in line with the 103 other countries with data privacy laws, rather than aligning itself with the isolated United States position of no comprehensive privacy law. Suggested improvements to privacy principles are in the following submissions.</p>
66	法人・ 団体	全般	<p>Enforcement of PIPA is minimal. No Ministerial orders or prosecutions occur. Industry complaints bodies do very little. No clear procedures for individual complaints to be made There is little transparency, and in particular no published results of complaints. Individuals cannot enforce PIPA in court to obtain compensation for breaches (Tokyo High Court decision). As a result, individuals have no effective enforceable rights under Japan's law. This means it is a law which does not meet international standards. Strong reforms, including a central Data Protection Authority (DPA), enforceability and transparency are needed if Japan wants global credibility for its law. The following submissions suggest improvements needed to the government proposals in relation to enforcement.</p>
67	法人・ 団体	全般	<p>In conclusion, the APF gives strong support to the Japanese government taking this opportunity to revise its data privacy law after a decade of operation. However, while it is desirable to make the law more clear in its operation, to assist businesses, this should not involve weakening protections for consumers, because both the principles and the enforcement of the law need strengthening in consumer and citizen interests. The international credibility of Japan's data privacy law also needs to be strengthened by bringing it more into line with standards adopted internationally, and in other countries in the Asia-Pacific, and by making its enforcement more transparent. In particular, it will not assist Japan to make a radical departure from the meaning of 'personal information' that has evolved over the past 30 years.</p>
68	個人	全般	<p>The Outline of the System Reform Concerning the Utilization of Personal Data is an extremely important and timely step in the development of the Internet Economy in Japan. Japanese business society has been falling behind in comparison to their foreign competitors in the last ten years. It is encouraging to see that Japan is taking an open approach to the Internet ecosystem rather than a regulated, government centric ecosystem like that in Europe and the neighboring Asian countries. An open and innovation driven Internet society is the direction Japan needs to go in order to stimulate the Japanese Internet economy and environment.</p> <p>Although the direction is clearly stated, the way in which the government plans to proceed is not clearly defined. The government should address the following points and develop a thorough and thoughtful outline through further discussion.</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) Creating a detailed plan for transferring the set of powers to a trusted third party from the ministries. 2) Creating dynamic categories of data that can be keep up with the constantly changing Internet ecosystem. 3) Defining the "right to be forgotten" in the Japanese policy strategy. 4) Clarifying the relationship between the "third party authority" and the existing "Specific Personal Information Protection Commission" with regard to the "National ID System."

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
69	法人・団体	全般	<p>今回の、パーソナルデータの利活用に関する制度の見直し作業は、拙速である。</p> <p>ロードマップでは、昨年12月の制度見直し方針後、今回の「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」公表後、パブリックコメントを経て、来年1月の通常国会に法案を提出としている。</p> <p>検討課題が多いにもかかわらず、見直し方針が出されてわずか1年あまりの期間で法案を策定するのは、あまりに拙速と言える。</p> <p>今回公表された大綱は、短期間で議論されたためか具体性に欠き、随所に今後検討する旨の表現が見られ、法案作成を前提とした「大綱」ではなく、「中間報告」の印象をぬぐえない。</p> <p>最近の、大量の顧客情報流出事件が社会問題化していることに鑑み、個人情報及びプライバシー保護にかかる背作を、あらためて議論し直し、「大綱案」を策定すべきである。</p>
70	法人・団体	全般	<p>今回の、パーソナルデータの利活用に関する制度の見直しは、新ビジネスの創出等経済優先の姿勢で貫かれ、個人情報及びプライバシー保護の視点が希薄となっております容認できない。</p> <p>パーソナルデータの利活用により、民間の力を最大限引き出し、新ビジネスや新サービスの創出、既存産業の活性化を促進することが、今回の制度見直しの主目的とされている。そのうえで、パーソナルデータの利活用と個人情報及びプライバシー保護策のバランスをとるとしているが、そもそも利活用優先の制度設計においては、個人情報及びプライバシー保護は軽視されがちである。現に、①個人情報及びプライバシー保護策を民間主導による自主規制やガイドライン等に委ねる②個人情報の範囲が不透明で、事業者サイドの要請により、保護される個人情報の範囲が赤土に限定的になる懸念がある③利用目的の変更時の手続きを、事業者により有利なオプトアウト方式を底辺-など規制緩和色の強い内容となっております、容認できない。</p>
71	法人・団体	全般	<p>本人の利益のみならず社会全体の利益の増進のため、パーソナルデータの利活用を促進するための保護と利活用のバランスがとれた制度へと見直すことになったことは、大変意義のあることであり賛同するとともに、政府を始め関係者の努力について謝意を表するものである。</p>
72	法人・団体	全般	<p>成長戦略の鍵は分野横断的にデータが収集され、分析され、利活用されることであると考えられる。</p> <p>マルチステークホルダープロセスにおいても、特定の業界の中での自主規制ルールだけでなく分野横断的なマルチステークホルダープロセスが成立するような制度設計をお願いしたい。</p> <p>また、分野横断的にデータが集積、分析すれば、おのずと特定の個人が識別される蓋然性は高まるため、個人の識別性によらず、利用方法としての適正さが判断される制度設計をお願いしたい。これは、プロファイリングや名簿屋の問題と合わせて検討されるべきである。</p>
73	法人・団体	全般	<p>・意見 一般的に制度改正大綱の方向性に賛同する。今後、制度の具体化にあたっては、諸外国からのデータ移転の円滑化の確保等、企業のグローバルな活動を阻害することのないよう、諸外国における制度との国際的な調和が図られた制度改正が行なわれることを期待する。</p> <p>改正法では大枠を定め、具体的な内容は政省令、規則及びガイドライン並びに民間の自主規制ルールで対応することによって、制度として融通が利く内容となったことは賛同する。民間におけるデータ利活用促進のためにも、決定事項については可能な限り前倒しでご公表頂きたい。また、具体的に作成する政省令、規制及びガイドラインの内容、並びに、それらの作成スケジュールを可能な限り明確にして頂きたい。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 クラウドコンピューティング等により越境データ移転が増加している今般の事業環境では、我が国の制度と諸外国の制度との調和を図ることが必要である。</p> <p>また、事業者における制度改正への対応を円滑に進めるためにも、決定事項は前倒しでご公表頂きたい。</p>
74	法人・団体	全般	<p>・意見 本大綱では、P10「第3 制度設計」以降において、「個人情報」「個人データ」「パーソナルデータ」の3種類のデータが言及されているが、「パーソナルデータ」の定義が明確でないまま記載されているため、事業者の義務等に関して範囲が不明確な点が残っている。今後、パーソナルデータの定義を明確にするとともに、各種データの使い分けを適切に実施して頂きたい。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 P11の利用目的変更の項において「パーソナルデータ」の用語が使われる等、対象となるデータの範囲について不明確な点があるため。</p>
75	個人	全般	<p>・意見 個人情報の保護とプライバシーの保護の関係について、より具体的に整理するべきである。また、個人の権利利益の保護が、個人情報及びプライバシーの保護と同等であるものと推察するが、それについて暗黙とせず明記すべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 個人情報の保護とプライバシーの保護の関係についての整理がないままに、「個人情報及びプライバシーの保護」と「プライバシー保護」という表現を共存させることは、読み手によって意図しない解釈の差を生じさせることが懸念される。文体としては、前者を国内とし、後者を海外として区別して用いているが、その場合に、それらを同等と整理しているのか、それとも、言葉のとおり前者が2つの観点で、後者はそのうちの1つの観点だけのことという整理なのかが不明確である。後者のプライバシー保護については、海外がわが国に期待するプライバシー保護水準との整合を図ることを目的としているものである。しかし、両者の違いが不明確であると、日本が整えたプライバシー保護水準について、海外からすれば水準より以前に保護範囲が異なるという解釈をされてしまうことがあり得ることになる。また、前者の表現（個人情報及びプライバシーの保護）においては、個人情報は、法として定義した情報であるのに対して、プライバシーが何を示すのかは不明瞭である。個人情報は情報であるのに対して、プライバシーには情報という接尾辞を付けていない（プライバシー情報やプライバシーに係る情報とはなっていない）ことから、このプライバシーが何を保護することを意図しているかが不明瞭である。</p> <p>また、個人の権利利益の保護が、個人情報及びプライバシーの保護と同等であるものと推察するが、そうであれば、本来は、個人情報及びプライバシーの保護という表現は無用又は最小限にとどめ、個人の権利利益の保護とすればよいと考える。</p>
76	個人	全般	<p>ベネッセの案件でも明らかになったように、通常、情報を収集する事業者は、その実際的な運用を外部に、時に何重にも委託している事が多い。今回の大綱には、そのような実態を踏まえた規制等が十分に盛り込まれていないように思われる。委託元、委託先、双方に生じる権利、義務関係を明確にすべき。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
77	個人	全般	<p>「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対して反対します。</p> <p>まず「本人の同意がなくてもデータの利活用を可能とする枠組み」がそもそも時代錯誤であると考えます。今現在、ベネッセの情報流出に取沙汰されているように、人々の情報がただでさえ同意なく利用され、何に使われているのかもわからない状況です。</p> <p>にも関わらず「同意なく」情報をやり取りできる制度を国が作れば、それは今以上に情報が売買されることに即つながることは自明の理であると考えます。</p> <p>しかもそれに対する対応が「適切な保護と利活用を推進する」という文言に留められ具体的な対策は何一つなされていないのだから、これでは情報を守るすべなしに晒すようなものであります。</p> <p>上記の点だけでも、今回の大綱があまりに時代錯誤であることは明白です。</p> <p>したがって、この大綱には反対すると、私は明言いたします。</p>
78	法人・団体	全般	<p>一般的に制度改正大綱の方向性に賛同いたします。今後、制度の具体化にあたっては、EUからのデータ移転の円滑化の確保等、企業のグローバルな活動を阻害することのないよう、諸外国における制度との国際的な調和が図られた制度改正が行なわれることを期待します。</p>
79	法人・団体	全般	<p>本大綱では、「個人情報」「個人データ」「パーソナルデータ」の3種類の文言が使用されておりますが、「パーソナルデータ」の定義が明確でないまま記載されているため、一部、誤解を招く恐れのある用語の使い分け見受けられます。例えば、P13の「3 民間主導による国境を越えたパーソナルデータ移転の枠組み」では、「パーソナルデータ」を使用、P15のV-3「他国との情報移転」では、「個人データ等」が使用されています。</p> <p>「パーソナルデータ」の定義を明確にするとともに、各種データの使い分けを適切に実施していただければと存じます。</p>
80	法人・団体	全般	<p>・意見 “16/17ページ VI その他の制度改正事項”について、下記の追加が必要と考えます。</p> <p>モバイルデバイスでの取り扱い</p> <p>パーソナルデータの持ち出し利用では、モバイルデバイス（ノートパソコン・タブレット・スマートフォン・フィーチャーホン）上での利用となるが、紛失・盗難などの懸念が存在している。そのため、パーソナルデータを利用するモバイルデバイスには、紛失・盗難などのケースを考慮した遠隔消去機能が求められる。したがって、同機能を備えたモバイルデバイスマネージメントシステムの運用方法等を検討する。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 MCPCでは「モバイルデバイスの積極的な利活用における個人情報保護法の影響調査」を行った結果、モバイルデバイスでのデータ利用制限やモバイルデバイスの持ち出し規制が、社会経済活動を阻害する要因のひとつであることが判明したため、その対策が必要と考えます。</p>
81	法人・団体	全般	<p>・意見 “16/17ページ VII 継続的な検討課題”について、下記の追加が必要と考えます。</p> <p>技術の有効性</p> <p>パーソナルデータを扱うモバイルデバイスにおいて、遠隔消去機能を有したモバイルデバイスマネージメントシステムを導入し得たとしても、悪意を持った者により無力化される恐れがあるため、第三者機関等において、そのシステム技術の有効性について最新の知見に基づく技術的監査が必要であり、継続して検討すべき課題とする。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 MCPCでは「モバイルデバイスの積極的な利活用における個人情報保護法の影響調査」を行った結果、モバイルデバイスでのデータ利用制限やモバイルデバイスの持ち出し規制が、社会経済活動を阻害する要因のひとつであることが判明したため、その対策が必要と考えます。</p>
82	法人・団体	全般	<p>当学会の基本的立場</p> <p>大綱の制定にあたっては、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）に設置されたパーソナルデータに関する検討会（以下「検討会」）の下に技術検討ワーキンググループ（以下「技術WG」）が置かれ、当学会に属する複数の会員を含む情報技術の専門家がその構成員として加わり、専門技術的な見地から助言を行って来ました。今回の大綱において、これらの助言が相当程度尊重されたことについて感謝し敬意を表します。引き続き、当学会は情報技術の専門家集団として、今後の制度設計や第三者機関の運営等について最大限の協力を惜しまないことを基本的な立場とします。</p>
83	法人・団体	全般	<p>当学会の基本的立場</p> <p>「第2 基本的な考え方」の「I.1 背景」でも述べられているように、現行の個人情報保護法が制定されてから10余年が経過する間に、ソーシャルネットワークの発展、スマートホンの普及など、情報通信技術は飛躍的な発展を遂げ、最近のビッグデータの収集・分析に対する関心の高まりなど、現行法制定当時には想定が困難であった状況となっております。今後も、ウェアラブル情報通信機器などを始めとして、予測を超えた様々なイノベーションが出現することが想定されます。新たな制度設計においては、技術の発展による社会の利益享受を促進する側面と、プライバシーを保護する側面とのバランスを取ることが必要です。当学会は、これらの課題に対し社会への積極的な発信・提言を行ってゆきます。また、新たな状況に対応した制度の修正の議論にも建設的な立場で参加してゆきます。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
84	法人・ 団体	全般	<p>BSAIは、今回、日本政府が、民間の機動的な自主規制の取組を活かしながら、個人情報保護に関する消費者からの信頼を得る枠組みを、本大綱により発表されたことに敬意を表します。特に、情報通信技術の進展により可能となったデータドリブン・イノベーションが、新産業・新サービスの創出や日本が抱える諸課題の解決にとって非常に重要であることを政府が十分に認識している点は重要です（本大綱 5 頁「背景」参照）。クラウドコンピューティング、ビッグデータ、モノのインターネット（Internet of Things）、その他の技術進歩におけるめざましい変化は、緒についたところであり、これらの技術進歩がもたらす社会への多大な恩恵は、現時点の想定をはるかに超えるものとなることが予測されます。そのため、情報技術の進展と社会の変化に合わせて、柔軟で機動的な対応ができる法的制度としておくことが重要です。</p> <p>また、BSAIは、政府が、国境を越えた個人データの円滑な移転を促進することの重要性を十分認識されていることについて、感謝の意を表します。BSAIは、昨年、日本経済団体連合会及び在日米商工会議所と共に日米インターネット・エコノミー民間作業部会に参加し、「データ活用とプライバシー保護とのバランス、及び情報セキュリティを確保しつつ、自由かつ円滑なデータ流通に向けた積極的な取組を行う」（※1）という政策を採用することにより、デジタルエコノミーの発展を支援するよう日本政府に働きかけました。BSAIは、国境を越えたデータの円滑な移転の確保こそ、世界中が、データドリブン・イノベーションによりもたらされるあらゆる進化から継続的に恩恵を受けていくための鍵となると考えています。そして、国境を超えるデータ移転に対する制限は最低限のものとするべきことを強調しておきたいと思えます。BSAIは、世界において円滑なデータ移転が実現されるよう、日本政府が他国の政策立案者と協力しながら、より良い仕組みを作り上げていただけるよう要望します。APEC越境プライバシールール(CBPR)を含む、OECDにより最初に提唱され、その後多くの国の法制度やプライバシー原則に組み込まれていった「アカウントビリティ」というコンセプトは、国境を越えたデータガバナンスに関して、情報がどこで処理されようとも、情報の保護と責任ある情報の使用を確保しつつデータの移転を認める、より良いアプローチになると考えます。</p> <p>※1 : https://www.keidanren.or.jp/policy/2013/090.html</p> <p>本大綱が、画一的な規制となり、意図と異なる結果を招くおそれのある政府による強制のモデルを取らずに、テクノロジーの進化に対応可能な自主規制体制を後押ししていることについて賛同します。顧客からの信頼を獲得し維持するためには、事業者は顧客の個人情報を保護する能力を示さなければなりません。同時に、テクノロジー・エコノミーが繁栄、成長するためには、事業者はイノベーションを行う自由を得る必要があります。顧客の信頼を獲得、維持することにより、事業者は、継続的により新しく、より良いプライバシー保護を提供する自由を得るのです。この好循環こそが、データ・スチュワードシップ概念の核心であり、消費者データを処理する際のBSA加盟企業の指針となるものです。実際、全てのBSA加盟企業が、消費者の懸念を払拭するために、多くの場合、OECDの公正情報行動原則等国际的に合意された規範に基づき、包括的で透明性のあるプライバシー慣行を実施しています。</p> <p>また、BSAIは、パーソナルデータの収集、利活用、保存方法について、消費者自身が情報に基づいて正しく選択できるよう、消費者教育の支援をしています。消費者や事業者等を含む、全てのコンピューターユーザーは、詐欺、不正な模倣品販売業者、ID窃盗など、増大するインターネット上の危険から自身を守る方法について教育を受けるべきです。プライバシー保護は、知識ある消費者、責任ある事業者、そしてたゆまない法執行に依存しています。プライバシーについて、この「共同責任」的アプローチをとることにより、消費者が自ら、プライバシー慣行を知り、個人情報利用方法について選択をし、そして自己のコントロールに基づきデータを守ることを促すことができます。</p> <p>未来に目を向けると、BSA加盟企業は、それぞれ新しいサービスや製品を開発中であって、将来のデータドリブン・エコノミーの可能性をようやく引き出し始めたばかりです。例えば、クラウドコンピューティングは、今や全てのテクノロジー企業の戦略の中心です。BSAIは最近、24ヶ国におけるクラウド対応を分析したスコアカードの第2版を公開しました（※2）。このスコアカードは、各国のプライバシー法と政策を重要指標としつつ、それぞれの国のセキュリティ、ブロードバンド展開、知的財産保護、サイバー犯罪に関する状況とともに比較したものです。その分析によると、日本を含めた24ヶ国全ての国が改善余地を残していることが明らかとなりました。</p> <p>※2) 2013 BSA グローバルクラウドコンピューティングスコアカード 前進に向けた明確な道筋 http://bsa.or.jp/wp-content/uploads/Global_Cloud_Scorecard_2013_J.pdf</p> <p>プライバシー法は、データドリブン・エコノミーをグローバルに推し進めていく上で特に重要です。なぜならば、テクノロジーの成功は、個人情報に予期しない方法で使用又は公開されることがない、というユーザーの信頼に依存しているからです。同時に、クラウドのメリットを最大化するためには、プロバイダーは最大効率を達成するためにクラウド内のデータを自由に移転することができなければなりません。過度に厳格なプライバシー法は、ユーザーの信頼と、クラウドがもたらす著しい効率化と経済利益の機会の双方を損なうこととなります。本スコアカードに示されるように、革新的なデータドリブン・サービスを提供するテクノロジー企業の成功は、国際的な規模で効率的な運営をできるかどうかにかかっています。これら重要な領域において、自由貿易の障壁となる政策を導入している国が存在します。サーバー国内設置の義務付け、投資の制限、政府市場への参入規制などがその例です。日本政府が政策を導入するにあたっては、当該政策は、全ての企業が、世界のどこであっても、提供するサービスや製品の品質に基づき公平な競争が可能となるよう注力いただきたいと考えます。</p>
85	法人・ 団体	全般	<p>「表現の自由」と「個人情報の保護」の関係について</p> <p>われわれは、個人情報保護法に関する議論については、一貫して「個人情報の保護の重要性は理解するが、この法律によって国民の知る権利に応えるための『報道の自由』や『表現の自由』が制約されることがないよう」主張してきました。個人情報保護法は「国民の知る権利」と「個人情報の保護」との微妙なバランスの上に成り立っていることから、今後の検討にあたっては、「表現の自由」や「報道の自由」が制約されたり、国民の知る権利が損なわれたりするものがないよう強く求めます。</p>
86	法人・ 団体	全般	<p>国の啓発活動の必要性について</p> <p>個人情報保護法が制定されて以降、市民生活の様々な場面で、法が規定する個人情報取扱事業者に対する規制の枠組みを超えた過剰な情報提供の制限や情報の取扱者の委縮が起こっていることが実感されます。このような社会の過度な匿名化は公益をも損なうこととなり、今回の制度整備の主旨である「利活用の壁」の解消にも支障となるものです。</p> <p>今回の「大綱」には記述がありませんが、報道機関の報道活動に対する情報提供に主務大臣が権限を行使しないよう規定していることをはじめとして、個人情報保護法の正しい理解のために、国が引き続き、国民に対する啓発活動を行うよう求めます。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
87	法人・ 団体	全般	<p>・意見 制度設計の内容が具体性に乏しく（特にグレーゾーンデータの類型やそれらを本人の承諾なしに第三者提供するケースなど）、事業者、消費者ともにパーソナルデータの利活用に消極的になり、大綱第3 I（P10）に記載の基本理念（プライバシー保護と利活用のバランスにより社会全体の利益の増進を図る）を全うできない可能性がある。そのため、政府は、具体的な内容（事例等）を示す必要がある。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 大綱本文中にはパーソナルデータの第三者提供における本人の同意を要しない類型についてその具体例さえ提示されておらず、事業者としてはグレーゾーンのデータ（端末ID、位置情報、行動履歴等）の取り扱いに躊躇することが予想される。また一方で、当該類型に属するデータを取り扱う事業者（提供者及び受領者）が負うべき義務等に関し自主規制違反に対する課徴金制度の導入が今後の検討課題とされており、個人がパーソナルデータを事業者へ提供することを躊躇することが予想される。このように本大綱の内容では、事業者、消費者ともにパーソナルデータの利活用に消極的になる恐れがあるため。</p>
88	法人・ 団体	全般	<p>・意見 今回の法改正で、個人情報取扱事業者への規制が強化されるのか、否か。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 当協議会の会員企業の多くは、オプトインをしっかりと取り、法令に基づきパーソナルデータを利用している。大綱を見ると、そのような個人情報取扱事業者に対しても、「識別性を低減したデータを利用する際のルール」や、「海外移転の際のルール」を、適用する場面も無い事業者に対しても適用するように読めるため。</p>
89	法人・ 団体	全般	<p>最近マスコミで報道されているように、大手企業において大量の個人情報漏えい事件が起こっている。データベース管理体制の不備と複数の名簿屋を介しての情報流出であったが、万が一これが医療情報であった場合の被害は計り知れない。 機微性の高い医療等情報の利活用を考える場合、万全の情報保護体制を構築しなければならず、とくに情報保護のための法整備が必須である。</p>
90	法人・ 団体	全般	<p>平成25年12月の「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」では、センシティブデータについては、新たな類型を設けその特性に応じた取扱いルールを明確化する。としている。 しかし今回の「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」では、医療情報等のように適切な取扱いが求められつつ、本人の利益・公益に資するために一層の利活用が期待されている情報も多いことから、委縮効果が発生しないよう、適切な保護と利活用を推進する。とのみ記載されており、具体的な取扱いルールについての記載はない。 また、「本大綱」における「機微情報」の定義では、社会的差別の原因となるおそれがある人種、信条、社会的身分及び前科・前歴等に関する情報とされており、医療等情報についての記載はない。 すなわち、「本大綱」は、パーソナルデータの民間における利活用を優先した内容が中心であり、利活用の前提となるべき医療等情報保護に関する具体的方針は全く記載されていない。これでは医療等情報の利活用について、国民の正しい理解を得ることは難しいと言わざるを得ない。</p>
91	法人・ 団体	全般	<p>ICTの飛躍的な発展により、いわゆるビッグデータの収集・分析が可能となり、レセプト情報・健診情報の価値も高まっている。しかし、レセプト情報、特定健診情報を保管する行政機関、独立行政法人、自治体、健康保険組合等における医療等情報保護規則については、現状では個人情報保護法、条例、ガイドライン等とその対応に差がある。 ここ数年で、健康保険組合よりレセプト分析を委託された民間業者等におけるレセプト情報等の目的外利用等、複数の目的外利用の事例が報告されているが、現行法ではその対応も不十分である。 また、今後健康保険組合や市町村国保がデータヘルス計画の策定などで民間分析会社等にレセプト情報等の分析を委託する場合等を考えると、医療等情報の取扱いにおける責任の明確化は極めて重要である。 「本大綱」では、法律では枠組みを定め、具体的な内容は政省令、規則及びガイドライン、さらに民間の自主規制ルールによるとしているが、医療等情報の重要性からも共通のルールが必要である。すなわち、国、保険者、医療機関等の医療情報取扱事業者および関連民間企業の個人情報保護における責務を法律で明確化する必要がある。</p>
92	法人・ 団体	全般	<p>医療情報は決して外部に漏えいしてはいけない機微性の高い究極の個人情報であり、万が一漏えいした場合には、医療等情報活用への取組みについて国民の信頼を一気に失う恐れがあるため、万全な保護体制を構築する必要がある。 本会は、マイナンバー法成立時に提案されたように、医療等情報の保護に関しては、別途個別法を作成するのが最も好ましいと考えている。 仮に、「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」の通り、医療情報保護に関して個人情報保護法改正の中で対応していくとするのであれば、別途審議会を立ち上げ、医療等情報保護の具体的なルールについて検討する必要があると考える。</p>
93	法人・ 団体	全般	<p>当社は、個人が特定される可能性を低減したデータ（「個人特定性低減データ」）や匿名化についての技術研究開発、システム実装とそのトライアルを進めております。今般のパーソナルデータの制度改正大綱の方向性に全般的には賛同するものですが、事業者や民間団体の改正法対応のためのポリシー設計変更や技術研究開発等を促進し、事業者や民間団体が改正法施行前から効率的に準備し、改正法施行時点からジャンプスタートができ、その後も予測可能性の高い制度とする。</p>
94	法人・ 団体	全般	<p>・意見 改正法では大枠を定め、具体的な内容は政省令、規則及びガイドライン並びに民間の自主規制ルールで対応することによって、柔軟な制度を構築することに賛同する。ただし、改正法施行時点では「グレーゾーン」がなるべく少なくなり、民間におけるデータ利活用の促進を最大限引き出せる環境の実現を目指すべきであり、政省令、規制及びガイドラインの内容、並びに、それらの作成スケジュールを可能な限り明確にしていきたい。特に保護対象の明確化や本人同意原則が適用されない個人特定性低減データへの加工と、その適正な取扱いに関する規律については改正法施行前から公開の場で十分に議論されるとともに、自主規制ルールの認定プロセスに入る前から事業者として十分依拠できるベースラインが提示されるべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 事業者や民間団体の予測可能性を高め、改正法対応のためのポリシー設計変更や研究開発等を促進し、改正法施行前から効率的に準備し、改正法施行時点にジャンプスタートできるようにすべきだから。</p>
95	個人	全般	<p>未成年者の本人同意の問題に関しては、今後検討していくべきと考える。</p>
96	個人	全般	<p>この件においては、個人情報の中でも最も取扱いに注意を要する医療情報が含まれています。最近の情報漏えい案件をみても、一人の人間が数百万、数千万人の情報を把握し、漏えいが可能になっています。しかしながら、現状では明確なルールや責任の所在がはっきりとしていません。国民に対して十分な説明とコンセンサスを得た上で、国、保険者、医療機関等の医療情報取扱事業者および関連民間企業の個人情報保護における責務を法律でそれぞれ明確化する必要があると考えます。今後、慎重かつ十分な議論、検討がなされるべきではないでしょうか。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
97	法人・団体	全般	<p>・意見 今回の個人情報保護法の改正は、パーソナルデータの利活用に関する制度を構築するための法律改正であることから、現在クレジット会社が行っている既存業務には支障をきたさないことを確認したい。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 クレジット取引においては、今後検討されるパーソナルデータの利活用の如何に関わらず、「格別な措置」が求められている信用分野として、現行の個人情報保護法に加え、関係省庁ガイドラインや自主規制ルール等により、既存業務においてすでに重層的に個人情報保護措置を講じている。 今回の個人情報保護法改正は、今後促進されるパーソナルデータの利活用に向けて、それを実現するために必要と考えられるプライバシー保護対策を講ずることがその趣旨であることから、既に厳格な保護措置を講じている既存の業務に支障をきたさないという理解で良いか確認したい。</p>
98	個人	全般	<p>民間業者への業務委託およびデータベース管理について。 健康保険組合や市町村国保等が、自ら管理するレセプト・健診情報の分析を民間業者に委託する場面があるが、現行法では情報の管理責任の所在が明確ではない。データベースの管理責任も含め、条例及びガイドラインによる対応に限界があるため、個人情報保護法改正により明確に対応すべきと思います。</p>
99	個人	全般	<p>大綱が、現代に即したパーソナルデータの保護と利活用のバランスがとれたパーソナルデータの適切な取扱いという観点から制度の見直しを提言している点には賛成する。 しかし、個人情報やパーソナルデータの取扱方法によっては、プライバシー権などの個人の権利利益が侵害されるおそれがある。制度改正がパーソナルデータの利活用を促進する方向に偏り、個人の権利利益の保護が軽視されるものとならないよう留意する必要がある。このため、個人の権利利益の侵害を防止するための具体的な措置を講じる必要がある。 また、この制度改正に際して個人情報保護法の改正を行うにあたっては、従前から指摘されていた同法第1条及び第23条1項の改正も、あわせて行われるべきである。</p>
100	個人	全般	<p>パーソナルデータの収集方法について 事業者が提供するサービスについて、昨今は電子端末を利用しサービス利用者が自ら氏名、生年月日、住所や、個人の嗜好などの情報を入力してサービス利用を開始するという形態が多くなっている。この情報入力の際には、個人情報を含むパーソナルデータが収集されている。 これまでは、サービスの利用申し込みにあたっては紙媒体の申込書に情報を記載して行う場合が多く、利用者は、申し込みにあたって、必要のない個人情報をあえて申込書に記載しないことが可能であった。しかし、サービスの利用申し込みに電子登録を採用している場合には、システムによっては、サービス提供のために不可欠かどうかにかかわらず、求められた全ての個人情報を入力しなければ、最終的に登録ができなくなったり、サービスを受けることができない構造になっていることもある。 しかし、パーソナルデータの利活用を前提とするのであれば、それを望まない国民の利益も守るシステムを構築すべきであり、住所氏名等、サービスを受ける際に最低限に必要な情報以外は、入力を任意とするようなシステムを採用することを推奨すべきである。</p>
101	個人	全般	<p>個人情報保護法第1条（目的）の改正について 個人情報保護法第1条は、「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を規定しており、法律が「個人情報の有用性」と「個人の権利利益の保護」との利益衡量が行われるべきことを示している。他方で、これらの概念は抽象的で、実際には解釈指針として有効に機能しているとはいえない。 そこで、法第1条が解釈指針として機能するようにするため、同条を改正し、個人情報保護と密接に関連する人格的利益であるプライバシー保護の目的を明示するとともに、個人情報の有用性と個人の権利利益の比較衡量をするにあたって斟酌すべき要素（個人情報の種類・性質、開示範囲、利用目的等）を具体的に定めた規定を追加すべきである。</p>
102	個人	全般	<p>個人情報保護法第23条1項（第三者提供）の改正について 個人情報保護法第23条1項は、個人情報の第三者提供について、情報の性質・内容、提供目的、提供先、提供方法にかかわらず、一律に規制し、例外規定が適用される場面が限定されている。 そこで、個人情報の有用性と個人の権利利益の保護の適切なバランスを確保するため、①公人や公表情報に関する個人データの提供を可能とする条項、②個人データの種類・性質、開示範囲、利用目的等に照らして利益衡量を行ったうえで、相当な場合には個人データを提供することができるとする一般条項を追加すべきである。</p>
103	法人・団体	全般	<p>・意見 散在情報が義務の対象外であることを明確にするべき</p> <p>・理由・根拠となる出典等 個人情報保護法において、「個人情報」のうち「個人データ」（個人情報データベース等を構成する個人情報）に該当しないものは「散在情報」と呼ばれる（文献〔宇賀2013〕参照）が、民間部門の義務規定は基本的に「個人データ」を対象としたものであり、本来、散在情報の個人情報は義務の対象外である。法15条から18条までの規定は、例外的に「個人データ」ではなく「個人情報」が対象とされているが、これは単に次の理由にすぎないと文献〔園部2005〕は記している。 『なお、取り扱う対象を「個人情報」とし「個人データ」としていないのは、いずれ個人情報データベースに記録され「個人データ」となるものであっても、取得段階では「個人情報」の状態であることによる。本条から第18条までの規定は、個人情報の取得段階を含む個人情報の取扱い全般を規律するものであることから、「個人データ」（第2条第4項）ではなく「個人情報」（第2条第1項）を規律の対象としている。』（〔園部2005〕117頁） しかしながら、民間部門において散在情報までもが保護の対象であるとの誤解はこれまでに根強くあった。そのため、今般の法改正によって保護対象の範囲が拡大すれば、ありとあらゆる情報を保護せねばならなくなって立ち行かなくなるとの懸念の声を耳にする。その点、義務の対象が、個人ごとにデータベース化されたもの（およびそれを構成する要素）に限られれば、そうした懸念は払拭されると考える。 したがって、現行法の趣旨への誤解を払拭すべく散在情報が義務の対象外であることを明確にするるとともに、今般の改正で拡大される保護対象についても同様であることを明確にするべきである。</p> <p>・参考文献 〔園部2005〕園部逸夫編／藤原静雄+個人情報保護法制研究会著、個人情報保護法の解説《改訂版》、ぎょうせい 〔宇賀2013〕宇賀克也、個人情報保護法の逐条解説第4版、有斐閣</p>
104	個人	全般	<p>これほど個人情報に関わる問題が蔓延している中での規制緩和などは言語道断と思われます。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
105	個人	全般	<p>大綱の方向性が、政府の経済の成長戦略の一環として、あくまで個人ではなく企業を利するために個人データを活用出来るようにするというの点から、反対もしくは慎重に扱うべきと考える。昨今の個人情報の漏洩事件の数々を見れば非常に危険なものとして感じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の同意なしでデータが利用される点 ・機微情報の取り扱い禁止が「原則」の点 ・規則を事業者に委ねている点 ・法令、罰則が継続案件となっている点 ・最後の「名簿屋」についても引き続き検討、と曖昧な対応である点 <p>以上、簡単ですが一般消費者としてもっと慎重に進めるべきと思います。</p>
106	個人	全般	<p>はじめまして。 このパブコメを知りませんでした。 急いで情報を集めても良い事が書かれていません。 日弁連 http://t.co/YcMscoUewR http://t.co/hirQ9M2i8B 日医 http://t.co/NzU4UoNrP4 http://t.co/ZqpVNBzAht RT http://t.co/oBMq9se1DB いかがでしょうか？ これは、また意見を国民へ投げますか？ ネット環境に無い友達もびっくりしています。 ベネッセの流失、信じる事は少なくなりました。 こんご、国民へ再考をお願い致します。</p>
107	個人	全般	<p>全体として、この制度改正は、活用者側の利便性のみ集約し、本人の不利益（情報を使われたくない、識別されたくない、広告を受け取りたくないなども立派な不利益である）に対してはますますその配慮を欠く内容と思わざるをえない。</p>
108	個人	全般	<p>本改正大綱では、ゲノム情報についての言及がないのですが、個人情報の一部といわれるゲノム情報についてのコメントです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見 <ol style="list-style-type: none"> 1. ゲノム個人の研究・商業利用について、当該個人の与える同意だけで済むのかということ。及び、血縁者の当該個人の同意に対する取消し等の権限という課題。 ・理由・根拠となる出典等 <p>昨今ゲノム情報を商業利用する動きが活発であることを考えると、個人のゲノム情報は、個人識別に使える情報であると同時に、血縁、地域、民族、人類での共有情報となります。特に、血縁での共有情報であることにすることについての配慮する必要といわれています。そのために、ゲノム情報を「究極の個人情報」であるにとらえるよりも、「究極の共有情報」としての位置づけを行う必要はないのかと考えます。</p> ・参考資料 <p>特殊な事情といわれるが、NIHが火消をしたHeLa細胞の全ゲノム解析情報利用の事例のその後の広がり（米国研究者との議論の中から）</p> ・意見 <ol style="list-style-type: none"> 2. 今後のゲノム情報の研究・商業利用において、「連結不可能匿名化」ができないことを意識した制度設計の課題。 ・理由・根拠となる出典等 <p>SUICA情報の匿名化商業利用において、SUICAの乗降履歴自体が識別情報として使え、JR等の管理する乗降履歴と照合すれば個人識別可能なので、完全に匿名化ができないということについて、十分に議論される必要があると考えます。</p> ・参考資料 <p>https://staff.aist.go.jp/takagi.hiromitsu/paper/kof2013-takagi.pdf</p>
109	個人	全般	<p>このような制度改正はやめるべきです。 絶対反対です。 第三者機関の中立性、公平性を、広く国民に諮ってから施行しないと、恣意的になってしまう。 無断で利用していい個人情報の対象とか自主規制ルールまで、密室で何の責任ももたない第3者機関なんかに決めさせるということだと思えます。 今の個人情報保護法が不明確なら、ちゃんと国民に公開された国会で議論して、法改正すればよいと思います。</p>
110	個人	全般	<p>本来の法律の目的をないがしろにし、骨抜きにする見直しは「改正」ではない。 国民の意見や利益を無視して、強引な政策を進める独裁的な安倍内閣の暴走の一環であるように思われる。 この「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」は、誰のための見直しか。 国民の安全安心よりも、明らかに企業利益を優先する内容である。 個人情報の不十分な保護、漏えいによる事件が多発している現状を顧みず、逆行した見直しだ。 このような改定は、到底認められず、考え方・制度設計・改正事項すべてに反対である。</p>
111	法人・団体	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・意見 <p>「パーソナルデータの利活用」を主目的とした大綱の名称及び内容を全面的に見直し、プライバシー権の保護を主軸に据えたものに改めること。</p> ・理由・根拠となる出典等 <p>本大綱は個人情報保護法の改正内容を取りまとめたものとされているが、名称及びその内容は「パーソナルデータの利活用の促進」という経済的観点から全面的に強調されており、プライバシー保護の観点から全体的に弱い。個人情報保護法とは本来、憲法13条が保障するプライバシー権、つまり個人の私生活上の事柄をみだりに公開されないことを法的に保障し実効的に担保するものである。経済活動を優先して個人のプライバシーを軽視することは本末転倒であり、許されるものではない。この間のベネッセの個人情報売買という利活用が表面化、社会問題化するなか、基本的人権を侵害する恐れのある法改正は「百害あって一利なし」である。プライバシーの保護という基本的人権を主軸に据え、より実効性のある法の改正内容を示すことが必要である。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
112	法人・ 団体	全般	<p>パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱は、個人情報の範囲を始めとして、とるべき措置の内容を具体的に示していない部分が多く見られます。法案化においては、消費者の利益の擁護の観点から、保護されるべき消費者の個人情報が過度に限定されることのないよう強く望みます。</p> <p>情報技術の進化に対して、情報リテラシーをつける教育が必要です。ネット社会になり、匿名の情報発信が引き起こすトラブルに対処するためにも、情報教育を徹底させてください。</p> <p>パーソナルデータを始めとする個人情報が明確に保護され、その利活用の仕組みが透明性をもって消費者に示されることを強く望みます。</p>
113	個人	第1	<p>この大綱は、平成25年12月20日に高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部で決定された「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」を踏まえた検討に基づき、具体的に個人情報保護関係法令の改正等により措置する内容について、政府として方向性を示すものである。</p> <p>と記載されているが、 意見募集対象 ・ パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱 (参考) ・ パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針 ・ パーソナルデータに関する検討会 の、 ・ パーソナルデータに関する検討会の技術検討ワーキンググループの資料で、 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/info/h260625.html 準個人情報という提案が盛んに行われている。</p> <p>何故、この提案が全く無くなっているのでしょうか。</p>
114	個人	第1	<p>パーソナルデータに関する検討会の技術検討ワーキンググループの資料で良く出てくる「特定性低減データ」や「非特定情報」といったものが、大綱に記載されている「～適切な加工」(大綱第3章Ⅱパーソナルデータの利活用を促進するための枠組みの導入等1 個人が特定される可能性を低減したデータの取扱い。など関連記載多数)と記載されているが、一体どのような加工をイメージしているのか。</p> <p>参考となるのは、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省が推進し公開している「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」(ライフサイエンスの広場) http://www.lifescience.mext.go.jp/files/pdf/n1115_01.pdf</p> <p>ですでに記載されている「連結可能匿名化又は連結不可能匿名化」の範疇ではないのか。 安全で、本人が納得できる加工の仕方を具体的に示してほしい。</p>
115	個人	第1	<p>国連薬物犯罪事務所(UNODC)は10日、2012年に世界で起きた殺人事件で約43万7千人が犠牲になったと発表した。うち15%の6万3600人が家庭内暴力(DV)の犠牲者で、女性が4万3600人と7割近くを占めた。UNODCは「女性にとって家庭が最も危険な場所になり得る」としている。</p> <p>昨今のIT環境では、たとえ秘匿化や加工がしてあっても手がかりとなる情報があれば、あとはネットワーク上で検索するなり、兵庫等でのDV被害者の事件でも明らかのように、オフラインで情報入手し本来は別な秘匿化情報を取得し事実上本人特定できてしまう環境があり、実際に犯罪が発生していることから目を背けてはならない。</p> <p>大綱第2 基本的な考え方Ⅰ制度改正の趣旨1 背景 に、「～パーソナルデータの利活用に躊躇するという「利活用の壁」が出現しており、パーソナルデータの利活用が必ずしも十分に行われてきているとは言えない状況にある。</p> <p>と記載されているが、「躊躇する」ということは実社会で情報漏洩が元になり発生しているDVや殺人、詐欺等の事件を鑑みれば極めて健全な国民及び業者の反応である。</p> <p>何故今、国際的にも情報管理の厳密化を進めている中で日本は逆行し商業を優先するのか。仮に、商業を優先するのであれば、EUや米国のように漏洩等の事故を起こした際の制裁や業務停止処分等を厳罰化しないのか。国民の生命の危険よりも産業界を優先するという姿勢に見えてしまうので、しっかりした説明をしてほしい。</p> <p>参考： 消費者庁 個人情報保護法に関するよくある疑問と回答 http://www.caa.go.jp/planning/kojin/gimon-kaitou.html#q2-1 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるものをいいます。その情報自体によって特定の個人を識別できるもののほか、他の情報と容易に照合することができ、それによって特定の個人が識別できるものも含まれます(法第2条第1項)。</p>
116	法人・ 団体	第1	<p>・意見 パブリックコメント後、内閣官房が中心となり各府省と調整した上で法案化を進めるとあるが、パブリックコメント後も、第12回パーソナルデータに関する検討会における山本大臣の挨拶にもあったように、データ利活用企業の意見を十分に聴いた上で、法案に反映していただきたいと考えます。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 本大綱は成長戦略に基づくデータの利活用を促進することを目的として策定されたものと理解しています。しかしながら、大綱では、多くの部分が不透明なまま残された形となっており、真にデータ利活用につながるかどうかは、今後の法案作成作業に委ねられる部分が大きいと見受けられます。真にデータ利活用につながるものとするためには、上記山本大臣の挨拶にもあった通り、法案作成作業の過程においても、データ利活用企業の意見を十分に聴取いただいた上で、その内容を法案に反映していく必要があることを改めて指摘致します。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
117	法人・ 団体	第1	<p>・意見 パブリックコメント後、内閣官房が中心となり各府省と調整した上で法案化を進めるとありますが、パブリックコメント後も、第12回パーソナルデータに関する検討会における山本大臣の挨拶にもあったように、データ利活用企業の意見を十分に聴いた上で、法案に反映していただきたいと考えます。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 本大綱は成長戦略に基づくデータの利活用を促進することを目的として策定されたものと理解しています。しかしながら、大綱では、多くの部分が不透明なまま残された形となっており、真にデータ利活用につながるかどうかは、今後の法案作成作業に委ねられる部分が大きいと見受けられます。真にデータ利活用につながるものとするためには、上記山本大臣の挨拶にもあった通り、法案作成作業の過程においても、データ利活用企業の意見を十分に聴取いただいた上で、その内容を法案に反映していく必要があることを改めて指摘させていただきます。</p>
118	法人・ 団体	第1	<p>・意見 パブリックコメント後、内閣官房が中心となり各府省と調整した上で法案化を進めるとあるが、パブリックコメント後も、第12回パーソナルデータに関する検討会における山本大臣の挨拶にもあったように、データ利活用企業の意見を十分に聴いた上で、法案に反映していただきたいと考えます。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 本大綱は成長戦略に基づくデータの利活用を促進することを目的として策定されたものと理解しています。しかしながら、大綱では、多くの部分が不透明なまま残された形となっており、真にデータ利活用につながるかどうかは、今後の法案作成作業に委ねられる部分が大きいと見受けられます。真にデータ利活用につながるものとするためには、上記山本大臣の挨拶にもあった通り、法案作成作業の過程においても、データ利活用企業の意見を十分に聴取いただいた上で、その内容を法案に反映していく必要があることを改めて指摘致します。</p>
119	個人	第2-I-1	<p>「保護すべき情報の範囲や事業者が遵守すべきルールが曖昧となりつつある」となっているが、本大綱を読んでも、曖昧のままである。</p>
120	法人・ 団体	第2-I-1	<p>・意見 パーソナルデータの商用目的のための活用の促進</p> <p>・理由・根拠となる出典等 ACCJは、検討会が述べている「パーソナルデータの商用利用についての障壁を取り除く」という検討の目的に強く賛同する。個人情報保護法は保護される必要があると同時に、その利活用も、1) 消費者に競争力のある付加価値をつけた製品やサービスの提供、2) 民間セクターの活力の向上、3) 新規ビジネスの源泉、さらには経済成長の基盤、という観点で重要となる。ACCJは、検討会の報告書において「適切な個人情報の活用は、経済成長とイノベーションそして消費者に新たな利益をもたらす点で重要である」という明確なコメントに賛意を表す。</p>
121	個人	第2-I-1	<p>・意見 個人情報の保護は行政や企業が情報を集めないこと、利用しないことが基本 政府要人は、今回「個人情報保護関係法の改正」を行うと表明された。ベネッセ職員による個人情報大量販売という犯罪や、人為ミスやウイルスによる個人情報の流出が毎日のように報じられている折柄。私たち市民の個人情報の保護を強化する方策と考えていたが、改正の趣旨は経済発展のために企業が市民の個人情報を今まで以上に利用できるようにするものであることに唖然とした。 基本理念に「社会全体の利益の増進のために」とあるが、利益を得るのは企業であって私たち市民でない。「行政機関及び独立行政法人等が保有する個人情報も利活用する」というが、共通番号法が施行されれば、この情報は大変な量となる。それを民間に利用されるとなれば、情報流出を避けることは不可能である (P10)。 しかも企業活動がグローバル化する中 (P7)、その危険は世界規模で拡大する。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 CIO元職員エドワード・スノーデンによる暴露を見ても、日本でもNSAはテロとは無関係の普通の市民から情報を集めていることが明らかである (2014. 7. 12ロイター)。 私は自分の個人情報が他者である行政や企業に利用され、自分の行動が規制されることを拒否する。 個人情報の保護は、個人情報を集めないこと、利用しないことが基本である。</p>
122	個人	第2-I-1	<p>7ページ下段に「イノベーションや、それによる新ビジネスの創出等が期待される。」とありますが、正直なところ、統計処理されたデータからは、いくら頑張っても、そんな期待される結果は生まれません。本当に有効で期待される効果を生むのは何か特徴のある特定の個人のデータだというのは改めて言うまでもないことだと思います。あくまで「本人の同意」の元に、バラバラに生じる様々なデータを収集必要とするところに提供するというのが難しいというのであれば、それを可能にすることにこそイノベーションがあるはずだと思います。</p>
123	法人・ 団体	第2-I-1	<p>・意見 プライバシーの保護は、個別法によって、分野・情報類型に対応した適切な規制をはかることを検討し、プライバシーを保護するための総合的な仕組みを検討すべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 大綱では、主に経済的側面に着目してパーソナルデータの利活用を促進する方針であると思われる。そのために大綱では、「本人の同意がなくてもデータの利活用を可能とする枠組みの導入等」について、個人が特定される可能性を低減したデータの取扱いとして、本人の同意を得ずに行うことを可能とするなど、情報を円滑に利活用するために必要な措置を講じている (第3II1)。 確かに、パーソナルデータを利用して経済活動を活発化していくこと自体は否定されるべきではないが、パーソナルデータの利活用を推進すれば、個人のプライバシーが侵害される危険が増すことになる。 プライバシーは侵害された場合に、その回復を図ることは極めて困難であり、経済的な理由を強調して国民個人のプライバシーが侵害されることがあってはならない。 この点、個人情報保護法は、個人情報の有用性にも着目し、事業者に定型的な義務を課す法律であって、本来、プライバシー全般、あるいはプライバシーだけの保護を目的とした法律ではない。更なるプライバシーの保護については、個別法によって、分野・情報類型に対応した適切な規制をはかることを検討すべきである。また、どの程度の情報を保護してほしいかという個人の期待と、どの程度までなら保護されなくとも仕方ないかという許容性は個人毎に異なり、プライバシーの保護は個々の具体的な事例に則して、個別に判断することが適切である。したがって、プライバシーを実質的に保護するためには、プライバシーの保護を個別に判断できる総合的な仕組み (第三者機関においてプライバシー侵害の有無を判断するなど) が重要である。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
124	個人	第2-I-1	<p>本人の同意がなくても第三者提等を提供可能とするための枠組みには、個人の属性や行動履歴が分野横断的な項目において網羅的に集積されることにより生じ得る個人の権利利益に対する侵害の深刻さを考慮して、過失等により特定個人が再識別されるような場合に備え、当該第三者提供等の対象データが分野横断的な項目を含むものとならないようにすることも、（個人の特定性とは別個の観点で）必須とすべきです。</p> <p>なお、このような深刻さを考慮すれば、漏えい等によりその個人に生じるリスクは、一事業者において集積をしている場合も同様ですから、前提として、一主体がパーソナルデータを収集する際やむを得ず分野横断的な項目が収集されてしまう場合（例えば、総合スーパーマーケット等の店舗における購買履歴利用履歴情報）であっても、分野ごとに（テーブル等を）分けて集積すること、かつ、当該分野ごとに分けて集積したデータは、異なる分野間で個人識別情報等をキーとして容易に突合ができないような状態で保管することを義務付ける必要があると考えます。</p>
125	法人・団体	第2-I-1	<p>今回の制度改正の趣旨として、個人の権利利益の侵害を未然に防止し個人情報及びプライバシーの保護を図りつつ、新産業・新サービスの創出と国民の安全・安心の向上等のための環境整備を行うとされています。</p> <p>しかし、大綱全体を通して、消費者の権利利益の保護よりもデータの利活用に重点が置かれている感が否めません。経済再生にパーソナルデータの利活用が欠かせないことは理解できますが、法第3条の基本理念「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。」を大前提として制度設計をするべきと考えます。</p>
126	法人・団体	第2-I-1	<p>はじめに、政府における委員会の議論の結果として、この大綱を公開され、それに対する意見を提供させていただく機会を頂いたことに感謝します。</p> <p>インテル株式会社は、インテルコーポレーションの日本法人として、日本におけるプライバシー保護政策に多大なる関心をよせております。プライバシー保護は、情報通信技術の発展を社会の発展に結びつける上で重要な役割を果たす一面を持っており、その制度改訂は過去数年間強く求められてまいりました。今回の大綱による新たな日本のプライバシー保護政策が、積極的な情報通信技術の利活用による豊かな社会構築に結びつくよう以下にいくつかの意見を述べさせていただきます。</p> <p>現代の社会は情報通信技術の発達を社会の重要な機能の一部として取り込み、それを活用することで、豊かな社会実現へとつなげております。その技術の発展、新しいサービスの普及においては、過去にはなかった方法での情報の収集、蓄積、利用が日々新たに出現している状況です。個人情報保護法施行以来明確になったことは、機動的な判断と明確な指示（ガイドライン）が社会では求められているということでした。本大綱にも明記されるとおり、法律のみによって機動的な対応を行うのには限度があり、国民にとって利便性のある新たな事業、サービスが適切なプライバシー保護の下に普及することを可能にする制度設計が求められていると言えます。その実現のためにも、明確な目標である「新産業・新サービスの創出と国民の安全・安心の向上」をはかるために新たな制度設計を進めるべきと考えます。情報通信における世界の最先端を進む日本でしかできないバランスのとれた制度設計と運用が実現することを期待します。</p>
127	個人	第2-I-1	<p>・意見 パーソナルデータの定義がありません。従来の個人情報と異なるのか同じなのか定義が必要ではないでしょうか。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 個人情報保護法では以下のように定義されていますが、私は、パーソナルデータは、本文書では”個人の行動・状態等に関する情報”と書かれているので、個人を特定できなくてもパーソナルデータに含まれ、個人情報より広い概念であると理解しています。</p> <p>個人情報保護法 第二条：この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。</p>
128	個人	第2-I-1	<p>・意見 ”現在、パーソナルデータの利活用に当たって特に個人の権利利益の侵害に係る問題を発生させていない事業者も、”という表現は適切ではないと思います（単に現在問題を発生させていないだけで良いのか）。個人情報保護法や JIS Q 15001 等に準拠し、適切に情報管理を実施している事業者も”とすべきではないでしょうか。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 JIS Q 15001：個人情報保護マネジメントシステム—要求事項</p>
129	個人	第2-I-1	<p>・意見 利活用の許容に関しては、データを提供する個人へのリスク面だけではなく、便益も合わせて判断が必要だと考えます。データの利活用においては、個人への利益還元も含めて判断するような枠組みを検討いただきたい。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 個人の情報が一方的に利用されるような形態においては、不安面が表に立ち、提供を躊躇する場面が多くなると思われる。個人への便益にも配慮した、新産業・新サービスを創出することで、利活用の促進がはかれるものと認識します。</p>
130	法人・団体	第2-I-1	<p>民間による自主規制による取り組みが重視されているが、その判断基準とは、個人のどのような権利を守るのか、その一方で、パーソナルデータの利活用促進をはじめとする社会全体のどのような利益を向上させるのか、という2つの価値のバランスをとることである。については、法においては、その価値基準を明文として大綱の記述よりも明確に示す必要がある。</p>
131	法人・団体	第2-I-1	<p>・意見 パーソナルデータの利活用による消費者サイドのメリット・デメリットについても広く周知していただきたい。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 パーソナルデータについては、本人の利益のみならず公益のために活用することが可能となっており、その利用価値は高いとされているが、消費者サイドからみて、パーソナルデータの利活用はどのような利益があり、「公益」につながるのか、説明が十分ではないと考えられるため。</p>
132	法人・団体	第2-I-1	<p>・意見 以下のように修正すべき。 特に、個人の行動・状態等に関する情報に代表される、パーソナルデータについては、現行法制定時には実現が困難であった高度な情報通信技術を用いた方法により、イノベーション創出に加え、本人の利益のみならず公益のために利活用することにも可能となってきており、その利用価値は高いとされている。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 II 制度改正内容の基本的な枠組み 1 本人の同意がなくてもデータの利活用を可能とする枠組みの導入等 の冒頭の記載に合わせた記述をすべきである。現行のままでは、パーソナルデータの利活用は、あたかも、本人の利益、及び、公益のための利活用のみであるように読める。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
133	法人・ 団体	第2-I-1	当学会は、「I 制度改正の趣旨」の「1背景」で述べられているように、パーソナルデータの自由な利活用が許容されるかが不明確なグレーゾーンが拡大し利活用の壁が出現しているため、利活用が十分に行われていないという問題意識を共有します。この課題を克服し、「保護すべきパーソナルデータが適正に取り扱われていることを明らかにし、消費者の安心感を生む制度の構築」を実現するためには、グレーゾーンの解消がきわめて重要であると考えます。
134	法人・ 団体	第2-I-1	グレーゾーンへ対応するため、「2 課題」の「(1)『利活用の壁』を取り払うために」で、個人情報の範囲の法解釈の曖昧さと、特定の個人が識別された状態にないパーソナルデータの取り扱いルールの曖昧さ、の2つの曖昧さの解消が必要であると指摘されています。前者（個人情報の範囲）に関して、「II 制度改正内容の基本的な枠組み」の「2 基本的な制度の枠組みとこれを保管する民間の自主的な取組の活用」で、「個人情報の範囲を明確化」としてはありますが、「第3 制度設計」部分での具体的な記述は、「指紋認識データ、顔認識データなど個人の身体的特性に関するもの等のうち、保護の対象となるものを明確化する（III.1.(1)）」にとどまっています。何を保護対象とするか、また、現行法でも個人情報に該当しないとされてきたデータ（統計データ、十分に秘匿化されたデータ、十分に配慮されたサンプリングがなされた無名データなど）を含めて何を保護対象としないかについて、より包括的な明確化作業が行われることを強く要望します。この明確化を進めるためには、技術的に合理性のある指針を示し、指針に従った法制度や業界の自主的な取組が必要だと考えます。当学会は、このような活動に対して助力を惜しみません。
135	法人・ 団体	第2-I-1	「個人が特定される可能性を低減したデータの取り扱い」に関して、情報を円滑に利活用するために必要な措置を講じるという方向性に賛同します。ただし、データ加工法はデータの有用性や多様性に配慮し一律には定められず、また技術の発展によってその有効性が変化するものであるという単純ではない状況を正しく認識して、消費者にも伝えることが重要であると考えます。匿名化等のデータ加工に過度に依存することの限界は、技術WGの報告書や、米国ホワイトハウスが本年5月に発表した報告書（“Big Data: Seizing Opportunities, Preserving Values”）などにも指摘されています。このような科学的事実を明記して周知させることが必要です。さらに、中途半端に加工されたデータを安全であると謳ってデータ利活用が行われる危険性を考慮すると、罰則等は単なる課徴金制度にとどまらず、刑事罰の対象とすることも検討されるべきだと考えます。
136	法人・ 団体	第2-I-1	<ul style="list-style-type: none"> ・意見 利用価値が高いパーソナルデータについて「利活用の壁」を取り払うために匿名化することで利活用におけるガードを下げ、新産業・新サービスを創出することで事業者の利活用を活性化させることが、今回の大綱の大きな方向性と認識いたします。 しかし、EUの個人情報保護指令では、我が国は同規則が求める保護レベルを有しない第三国との位置付けであって、クラウドサービス等をはじめとしてグローバルなサービスなどでEUに進出しようとする企業にとって個人情報の越境の際に標準契約の利用や拘束力を有する企業内部規程（BCR）に基づく移転など、グローバル競争の中で依然コストや手間がかかる不利な状況となっています。このような状況を脱するための諸外国等との調整、条約締結や必要に応じた法制化、制度の確立等が実現されることで、グローバル企業にとっての本当の意味での利活用が促されると認識しております。 制度をご検討いただくに際しては、是非とも以上の観点を踏まえて包括的な視点でご検討いただくこと希望いたします。 ・理由・根拠となる出典等 EU個人情報保護指令第25条
137	個人	第2-I-1	制度改正にあたっては、パーソナルデータの利活用による公共的利益を踏まえて、憲法13条における受忍限度の範囲内でのみ、利活用の拡大を行うべきである。以下に詳述する。 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部に設置されたパーソナルデータに関する検討会が、平成26年6月19日に公表した、「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱（検討会案）」（以下「改正大綱」という。）は、制度改正の趣旨における背景として、政府の成長戦略において、個人情報及びプライバシーの保護を図りつつ、パーソナルデータの利活用を実現する環境整備（事業者のパーソナルデータについての「活活用の壁」を取り払う）を行うことが求められているとしている。 しかし、パーソナルデータの利活用の範囲を拡大すれば、その結果として、憲法13条後段の幸福追求権の一環であるプライバシーを侵害するリスクが当然発生する。そして、幸福追求権は、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とするのであるから、プライバシーへのリスクと同等以上の公共的利益がなければ、侵害リスクが発生するようなパーソナルデータ利活用の拡大は、認められないことになり（特に、公共的利益が具体的に示されないような場合には、わずかでもプライバシーリスクを生じるようなパーソナルデータの利活用は、権利侵害を生じるといわざるをえない。）、改正大綱でもパーソナルデータが本人の利益のみならず公益（社会全体の利益）のために活活用が可能とするが、ここでの「公益」が具体的にどのようなものか明らかになっていない。 したがって、制度改正にあたってはパーソナルデータの利活用による公共的利益とプライバシーリスクの比較評価が必須であり、公益を具体的に想定した上で、公益追求権における受忍限度の範囲での利活用の拡大を検討すべきである。
138	法人・ 団体	第2-I-1	今回の制度改正は、個人の権利利益の侵害を未然に防止し個人情報及びプライバシーの保護を図りつつ、新産業・新サービスの創出と国民の安全・安心の向上等のための環境整備を行うとしている。 しかし、大綱全体を通して、消費者の権利利益の保護よりもデータの利活用に重点が置かれている感が否めません。大綱で述べているように、消費者の権利利益の保護を優先すべきです。
139	個人	第2-I-1	制度改正の背景について、「個人の行動・状態等に関する情報に代表される、パーソナルデータについては、現行法制定当時には実現が困難であった高度な情報通信技術を用いた方法により、本人の利益のみならず公益のために利活用することが可能になって来ており、その利用価値は高いとされている」とある。 パーソナルデータとされる個人に係る情報の利用は、公益のための利活用の前提条件は当事者である個人の人権が保障されていることにあり、人権の保障こそが公益である。また、利活用により生み出されるものの「公益性」とは何か明らかに法制度の規範として重要であるが、その公益性そのものについて言及されていない。制度の背景として、何の権利を保障すべきかといえば、それはあくまでも当事者である個人の人権であることを明確に確認し、立法全般にその規範性を反映させるべきである。 以上を踏まえて、「本人の利益のみならず公益のために利活用することが可能になって来ており、その利用価値は高いとされている」については、「個人の当事者としての人権保障の徹底が必要となっており、こうした個人の人権保障を基盤に置いたパーソンなデータの取り扱いを通じて公益を実現する必要がある」とし、以下の文章についてもこうした前提に立った内容であるべきである。
140	法人・ 団体	第2-I-1	<ul style="list-style-type: none"> ・意見 グレーゾーンへの対応をすることで利活用の壁を取り払うとの趣旨であるが、必ずしもそのようなことにはならないため、該当記述を削除すべきである。 ・理由・根拠となる出典等 特定の個人の識別に結びつく蓋然性が高いことを理由にして現行の個人情報の範囲を広げること自体が新たなグレーゾーンを作ってしまう、問題の解決に必ずしもならない。

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
141	法人・団体	第2-I-1	<p>・意見 個人の権利利益の侵害「に結びつくような」事業者の行為を未然に防止するとあるが、不適切なため削除すべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 プライバシーは相対的なものであり、一律に事前抑止的な規制をすることはなじまない。侵害行為ではなく侵害「に結びつくような」事業者の行為を「未然に防止する」というアプローチは、外延が極めてあいまいであり過剰規制である。</p>
142	法人・団体	第2-I-1	<p>損害保険分野においては、保険引受や保険金支払などの業務を適切に行ううえで、保険契約者、被保険者、保険金受取人その他の関係者の個人情報を取り扱うことが不可欠である。そして、業務上必要となる個人情報を取り扱うにあたっては、保険業法を含む関係法令および「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」に沿って安全管理措置を講ずるなど、個人情報の取扱いの適切性の確保に努めている。</p> <p>「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する」という個人情報保護法の目的は、パーソナルデータの利活用の促進を図るうえでも重要である。一方、国民生活の安全・安心等に寄与する新しいサービスが創出されるためには、事業者がパーソナルデータを躊躇することなく利活用することができるような環境を整備することが不可欠であり、この観点から現行ルールの見直しや明確化を行う必要があるとする本大綱の考え方に、総論としては賛同する。</p> <p>なお、制度改正が、諸外国と同等かそれ以上に個人の権利利益の保護に資するものであり、パーソナルデータの適切な利活用によって国民生活の安全・安心がさらに確保されることが期待できることが国民一般にしっかりと理解されるよう、その意義について適切な周知・情宣が行われるべきである。</p>
143	個人	第2-I-1	<p>パーソナルデータの「利活用」の観点から制度を改正するという本件の考え方自体が、利用する側のみの利益を優先しているのではないかと懸念がある。</p> <p>いわゆる匿名性のある個人情報の束＝ビッグデータの活用は現在ITのターゲット広告等で活用されている。しかし、ユーザー本人の利益は何かと考えると希薄である。ほとんど利用されている本人に意識が無く、逆に認知すると拒否する消費者も多いからである（私は個人的にITの現場に居るので実感としてある）。現状ではビッグデータを取り扱う側のみ利益があると思われる。</p> <p>大前提として、ビッグデータ、パーソナルデータの利活用において、ユーザーと活用側に最初から大きな不公平が生じざるを得ず、この件の改正も、その状況から利用の活性化に重点を置いて執り行われるものであり、更にその格差が広がるのではないかと懸念がある。</p>
144	個人	第2-I-1	<p>メディアなどで不正確な情報が発信され、それが広まると、事実ではないことが事実であるかのように一般消費者に認識されてしまうことも、放射能問題など、他のテーマにも見られるように社会全般の課題である。正確な情報の在り処を定義し、一般消費者が情報をとりに来ることができる場合も、第三者機関と合わせて設定するなどの対策を行う必要がある。</p>
145	個人	第2-I-1	<p>「プライバシー」の概念を明確にする必要がある。</p> <p>いわゆる「プライバシー」という概念は、「通常一般人の感性を基準に判断」すべきであり、特別に繊細な人の感性にまで対応しなければならないものではないと考える。そのため、本法によって「プライバシー」の概念は通常一般人の感性を基準に判断される旨明確にすべきである。</p>
146	個人	第2-I-2	<p>Sharing “de-identified” personal data among several different organizations and corporations is essential for the growth of innovation and expanded research on benefits of data analysis. The decision to share anonymized personal information without the consent of the user could indeed facilitate and smoothen the process. Measures to anonymize the data before it could be shared be with third party organizations should be robust and be overseen by the independent “third party authority.”</p> <p>The data sets being maintained should be designed to ensure that reconstructing personal information should not be an easy task. And, in case any organization would like to reconstruct the personal information, consumers should be notified and informed about the corresponding disclosure rules.</p> <p>Regulations need to be introduced for the secondary use of data so that the digital confidence between the consumers and the service providers can be maintained.</p> <p>As expected, the exponential growth in technological innovations always seems to outpace any existing privacy framework implemented in law. Even though the “third party authority” will not be laying down specific guidelines to administer data processing methods, it is absolutely vital that the “third party authority” conducts periodical validity checks, which ensure that every organization’s data processing methods are in compliance with the enforced regulations. Controversial and new data processing methods should be carefully considered and only be authorized through consultation with all stakeholders.</p>
147	個人	第2-I-2	<p>個人情報保護法において規定されている「個人情報」は「特定の個人を識別することができるもの」。「個人データ」（個人情報を含む情報の集合物を構成する個人情報）を英語表現すると「パーソナルデータ」。当該大綱の指す「パーソナルデータ」とどう違うのか。</p> <p>個人情報を単なる「氏名・連絡先（+せいぜい生年月日）情報」としていないか。</p> <p>匿名掲示板利用者がどのようにして個人を特定しているか、考えてほしい。彼らは写真数枚で個人の行動範囲や自宅まで特定し、限られた行動情報から就学先・勤務先まで特定する。</p>
148	法人・団体	第2-I-2	<p>・意見 個人情報の保護についての機動的なアプローチの採用</p> <p>・理由・根拠となる出典等 プライバシー関連の潜在的な課題を評価するにあたり、現行の法制下でとられきているアプローチは、今のルールの下で明確に許可されているものに限定されている。その結果、個人の権利や利益を侵害するリスクがほとんどない場合においても、産業界は現行のデータの保護の定義に入らないかを懸念し、パーソナルデータの革新的な使い方の導入を躊躇してきている。検討会の報告書は、法律やガイドラインによる規制が技術やビジネス環境が急速に変わる現代を制限することに無理があるのではないかと認識の下、プライバシー保護について機動的なアプローチの必要性を推奨している。ACGJはこの提案を支持するとともに、個人情報保護についての機動的なアプローチが権利侵害のリスクとプライバシーに対する合理的な期待を含めた個人情報の新しい使い方に対する法的・商業的な判断を含めることを要望する。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
149	法人・ 団体	第2-I-2	<p>・意見 制度の国際的な調和のために 矛盾する法的枠組みの排除</p> <p>・理由・根拠となる出典等 データサービスをグローバルに提供している企業は、矛盾や相反する法的要請や関連する罰則を扱うという脅威にさらされている。ACGJは、検討会がパーソナルデータ保護に関して日本政府が国際的なベストプラクティスと整合性を持ったアプローチを必要とすると強調していることを歓迎する。また国際的なベストプラクティスを採用することで、国を超えたデータの流れを阻害する排他的なアプローチを採用した国に比べ日本は優位に立つことが出来る。アジア太平洋地域で活動を展開する日米の企業は、第三国が国境を越えたデータ移転に関して他国との整合性が無く、排他的な基準を導入すると失うもの大きい。第三国への共同アプローチを協議する場として「インターネットエコノミーに関する日米製作協力対話」を通して、個人情報保護のために国内の法的枠組みに沿った措置を講ずることによって日米が模範を示すべきである。</p>
150	個人	第2-I-2	<p>利活用においても利用者保護の観点でも、今回の全てのポイントになるのは「グレーゾーンの存在」如何と考える。如何に実務においてグレーゾーンを潰していくかが重要である。 グレーゾーンが存在してしまう理由として「情報の多種多様化及び情報通信技術の進展等」を挙げておられるが現在はこれまでオフラインにしか存在しなかったデータがオンラインに落とし込まれている黎明期であってまた社会の枠組みが大きく変わらない限り実際には将来的には潰し尽くせる見込みが大きいとも考える。 第一に地道にでもグレーゾーンを無くし取り扱いを明快にすることが事業者にも利用者からも不安や猜疑心を取り除ける根本であり、これは第三者機関を中心とした技術Gが継続的な業務として行うべきである。「数が多い」「ケース・バイ・ケース」を廃し事業者がそのケースに従って自主判断できる環境を整えなければ大きく利活用は進まないはずだ。またそうした事前の具体的な明快さが無ければ「ルール違反した」として悪意のある事業者を罰する根拠も乏しくなるだろう。 本制度改正と第三者機関の大きな目的として「グレーゾーンの継続的解消」を是非含めて頂きたい。</p>
151	個人	第2-I-2	<p>本人が意図しない目的で、が分かりにくく、明確に「常識に照らして本人が想像しうる利用目的で利活用される範囲なら適法だが、それ以外の利用は違法の可能性が高い」とつまずきコンテキストを最重要視すべきことをもっと明記すべきである。 そもそも利用者が最も問題にするのは「本人が相当と考える以外の目的外」利用であり、事業者の義務として「コンテキストの尊重」を大きな柱とすることで全てがしっかりと一般利用者にも一気に分かり易くなる可能性が高い。また事業者にも明白であろう。このコンテキストを逸脱したい場合にこの制度改正内容やその後作成されるであろう各種ガイドラインなどが活用されるのである。</p>
152	法人・ 団体	第2-I-2	<p>・意見 パーソナルデータの利活用と個人情報やプライバシーの保護のバランスをしっかりとっていただきたい。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 パーソナルデータの利活用は新しいサービスなどの新規事業を創出し大きな経済効果が期待できるが、一方では、個人情報やプライバシーに関する消費者の意識も拡大している。最近でも大量個人情報流出事故が起こって世間の注目を浴びている。その利活用拡大については安心感が得られるルールと過度に委縮せず積極的な利活用が行える環境が必要となる。</p>
153	個人	第2-I-2	<p>「パーソナルデータの「利活用の壁」を生じさせている「グレーゾーン」の要素」として、以下を追加すべきです。 「前号にて生じる恐れのある個人の権利利益の侵害の度合いは、当該パーソナルデータにおいて、特定の個人の属性や行動履歴が分野横断的な項目において網羅的に集積されていくほど深刻なものとなりうること。」</p>
154	個人	第2-I-2	<p>消費者の苦情相談にもとづく制度執行は、パーソナルデータを集積した主体や保有する主体が不明である場合があること、並びに、分野横断的な項目において網羅的に集積したパーソナルデータを保有する主体（知りすぎている主体）に対し消費者として請求等を行うことにリスクがあることを、いずれも十分に考慮したものとなるべきです。</p>
155	個人	第2-I-2	<p>・意見 個人情報の開示、削除等の求めについて、本人の請求権を根拠づける法制度が必要なことを述べるべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 9ページ6行目に「個人情報の開示等の求めについて、請求権に関する規律を定める」とある。これがいかなる課題に対応するためなのか、「課題」の項目で述べるのが適当である。 「制度見直し方針」3ページ「3. 国際的な調和を図るために必要な事項」に「開示、削除等のあり方」の項目があるので、制度改正大綱においても制度の国際的な調和のための課題として「本人による開示、訂正（追加又は削除を含む。）、利用停止（消去又は提供の停止を含む。）等の請求を確実に履行できる手段」の必要性を述べるのが適当である。</p>
156	法人・ 団体	第2-I-2	<p>・意見 「利活用の壁」の存在と、それを取り払うための制度の必要性について賛同します。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 まさにここで述べられている通り、現状では「個人情報」として保護される対象とその取扱いについて、事業者が順守すべきルールがあいまいであるため、パーソナルデータの利活用を躊躇する「利活用の壁」が存在していると考えます。</p>
157	法人・ 団体	第2-I-2	<p>・意見 法律の規定とガイドライン等に対応する範囲を適切に分けることで、機動的な対応を可能とする制度に賛同します。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 今後も情報通信技術の発達に伴い、対象となる情報やその取扱い方法にも大きく変化が起こる可能性があります。これらに対応するためには、ここで述べられているように、 ・法律で定めるべき範囲 ・政省令や規則、ガイドライン等に対応すべき範囲 を適切に分け、かつ民間の自主的な取り組みを促進するような制度が必要と考えます。</p>
158	法人・ 団体	第2-I-2	<p>・意見 他人には知られたくない情報（例：うつ病の既往歴など）の情報を削除できる「忘れられる権利」を文言として加えるべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 消却権/忘却権については、EU個人データ保護規則案 第17条を参照。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
159	個人	第2-I-2	<p>・意見 「①グレーゾーンへの対応」にある2種類のグレーゾーンに「個人の権利利益が侵害されるおそれ何に該当するかの曖昧さ」を加え、そのグレーゾーンの解消も課題として認識すべきである。それによって、「②個人の権利利益の侵害を未然に防止するために」において保護すべき対象を明確にすべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 「②個人の権利利益の侵害を未然に防止するために」において、「個人の権利利益の侵害に結びつくような事業者の行為を未然に防止していくことが必要である」とあり賛同するが、どのような行為を「個人の権利利益の侵害に結びつく」ものとするのが具体的ではない。このことから、どのような事業であれば、個人の権利利益の侵害にはあたらないのかが曖昧なことも、利活用の壁となっている。 そのような壁を取り払うためには、「①グレーゾーンへの対応」において「個人の権利利益が侵害されるおそれ何に該当するかの曖昧さ」についても解消していく必要がある。</p>
160	個人	第2-I-2	<p>・意見 「NO.159」①及び②の他に、「個人の権利利益を侵害する実質的なリスクの判断の追加」を加えるべきである。それを実現するために、個人情報の外形的な事前定義への該当性判断だけによる運用を改め、利用目的の必然性や妥当性などにも着目することで、事業者と第三者機関の規律に基づく、個人の権利利益を侵害するリスクの低減を推進し、どのようなリスクをどの程度低減するかについての判断において、マルチステークホルダープロセスを導入して、保護と利活用の両立を図るべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 現行法の運用では、個人情報の外形的な事前定義への該当性判断をしており、個人情報の利用について実質的な侵害のリスク判断を併用していないが、このことが利活用の壁の1つとなっている。 それと関連して、利用目的は通知だけすればよく、利用目的の内容についての必然性や妥当性、すなわち、利用目的が個人の権利利益を侵害していないかを検証することについての意識が低くなっている。 個人情報保護法は、法第1条にその目的を「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする」と定めている。したがって、個人情報の利活用について既に配慮されたものである。しかし、現行の個人情報保護法が、利活用に配慮されていないという印象を与える原因は、法の条文だけではなく運用にあると考える。個人の権利利益を保護することとは、個人の権利利益を侵害しないことである。そのために、現在の個人情報保護法は、侵害するリスクのある個人情報取扱いの行為を想定し、その行為の主体及び客体並びに行為の内容についての義務を規定したものである。その結果、行為の主体として、「個人情報取扱事業者」を定め、客体として、「個人情報」、「個人データ」、「保有個人データ」を定め、定めた客体のそれぞれに対する行為の義務を規定している。 そして、革新的なビジネスモデルやサービスなどの新しいアイデアによるビジネスが法に違反しないかの判定は、それらのビジネスを実現するための行為で取り扱う情報が、事前に規定された定義に該当するかどうかだけを解釈して判断される。このとき、その情報が定義に該当していると判断されると、その利用目的や利用形態が、個人の権利利益を侵害するかを個別に判断されることはない。そのため、実質的な侵害リスクがないと考えられるビジネスが規制されてしまう。このことが、利活用に配慮されていないという印象を与える原因のひとつである。 もちろん、該当性の判断基準だけで侵害リスクの有無が決まる場合には、そのような運用は効率的である。しかし、革新的なビジネスモデルやサービスとそれに伴う新しい技術が起こる近年においては、個別のユースケースや技術を分けずに汎用的な該当性基準を合理的に定めることは困難である。 そのような状況の中で、該当性基準を無理に定めてしまい、その該当性だけで違法性を判断することは、ビジネスや技術の革新的なアイデアの実行を委縮させることになる。 利活用の委縮を改善するためには、個人情報を利活用する行為が、個人の権利利益を侵害するリスクについて実質的に判断され、その侵害リスクが低ければ、その利活用を必ずしも違法と判断されないという運用が必要である。 したがって、事前に定めた情報の定義への該当性についての判断だけではなく、行為による侵害リスクの影響についての実質的な判断も併用するという運用を採用すべきである。 本大綱では個人情報に該当する範囲の解釈を従来より広げることが検討されているが、その範囲に該当すれば規制され、該当しなければ保護されないという運用が前提となってしまうと、事業者は情報の範囲を狭くして利活用を促進したいと考え、消費者など個人からすれば当該情報の範囲を広くして保護が漏れないようにしたいと考える。 しかし、事業者は個人の権利利益を明らかに侵害するようなビジネスを想定してはならず、個人もまた利活用がまったくなされない社会を求めているわけではない。 両者は共に、個人の権利利益の侵害なく利活用がなされることを望んでいるにも関わらず、保護対象の情報の定義だけを議論するのは、両者は対峙する関係になってしまいかねない。 実際に、パーソナルデータ検討会の議論でも、保護推進の立場からは保護対象の範囲を拡大することを求め、他方の利活用推進の立場は狭めようとする意見もあった。しかし、そのような保護対象の範囲の定義にだけ着目した議論では、両者の折り合いが付かない。個人の権利利益の侵害を最終的に抑止するという議論であれば、いったん、保護の対象となりえる情報の範囲を拡大することについて、利活用の立場からも受け入れることができるようになる。 また、「個人が特定される可能性を低減したデータ」（10ページ、第3/II/1）についても同様のことが言える。こちらは逆に、保護推進の立場からは範囲を狭めたく、利活用の立場からは範囲を広げたいわけである。しかし、個人の権利利益侵害リスクが高い取り扱いを規制するのであれば、利活用する範囲を広げても保護の立場から受け入れやすいものと考えられる。 以上のとおり、保護と利活用は対峙させるべきものではなく、両立させるべきものである。 なお、情報の利用について実質的な権利侵害のリスク判断が事業者において適正に実施されているかを消費者などが評価するためには、事業者は情報の取り扱いについて透明性を高め、それが公平に判定されるための規律を設ける必要がある。 事業者は透明性を高めるために、情報の取り扱いをプライバシーポリシーなどに定めて公表することが有用である。 このような運用をするに際して、従来の個人情報保護法の運用では、事業者個別の侵害リスクを主務大臣が判定するという運用は現実的ではない側面があった。しかし、第三者機関の設置を前提とした運用であれば、その判定を第三者機関が担うことは必ずしも非現実的ではない。 一方、「個人が特定される可能性を低減したデータ」が定義に該当するかを、技術的に判断するためには、高度な技術力が求められる。そのような要員を第三者機関が持つことは容易ではない。仮に、特定性を低減する加工をしても、特定性をまったく否定できないことが技術検討ワーキンググループから報告されている現状から考えれば、どのような加工であっても、結果的に再特定がされ侵害が起これば、その加工方法は不十分であったと判断することができる。そうなれば、第三者機関の要員に求められるのは、ある行為が個人の権利利益を侵害することか否かという、市民感覚に近い判断であり、それを第三者機関が判断するという運用は、合理的である。また、そこにマルチステークホルダーの考え方を入れることもできる。むしろ、情報の定義の該当性の判断に、マルチステークホルダーを入れることよりも有効である。 以上のことから、事業者は権利侵害リスクについての対処策についての透明性を高め、第三者機関がその適正性を公平に判定できるようにするための法条文への必要な改正に加えて、法の運用方法についても、情報の外形的な事前定義への該当性判断だけでなく、情報の利用が及ぼす影響について実質的な権利侵害のリスク判断を併用するようになるべきである。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
161	個人	第2-I-2	<p>・意見 機動的な対応が必要とはいえ、現行法の趣旨を踏まえた取扱いに関する原則条項と例外的な取扱いに関する条項については法律として規定し、法執行上の実質的判断基準は第三者機関が定め、海外のプライバシー関連制度との調和を図るべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 第3回 パーソナルデータに関する検討会における【資料1】「個人情報保護制度の実効性を担保するための執行体制の整備」(新保委員提出資料)にある通り、日本はプライバシーに関する国際協力の第一歩を踏み出せていない状況にあると認識する。同資料P16にあるようなプライバシーコミッショナー参加の基本となる条件として、大綱にある第三者機関の設置が必要であり、そのための法整備が必要である。一方で、第三者機関の監督活動の軸となる規定として、現行の個人情報保護法では十分性がないとも聞く。アジア各国の個人情報・プライバシー法と比較しても時代遅れとする報告もある(*1)。特に人権規定に重きを置くに個人データ保護規則案が検討されているEUからは、厳しい対応が求められ得ると考える。その対応のためにも、原則規定の存在を軸に理論的基礎を固め、合理的な例外条項を設けることが必要であり、その適切な運用実績を蓄積していくことが望ましいと考える。 *1: http://www.horibemasao.org/horibe_07/2.Prof.Greenleaf%20_07_Ver2.pdf</p>
162	法人・団体	第2-I-2	<p>・意見 以下のように「等」を追記すべき。 ② 個人の権利利益等の侵害を未然に防止するために 個人の権利利益等の侵害に結びつくような事業者の行為を</p> <p>・理由・根拠となる出典等 パーソナルデータの利活用によって侵害されうるものとして、個人の権利利益が挙げられているが、前節「1背景」の後半に記載されている諸外国におけるプライバシー保護では、権利利益以外にも、その範囲が及ぶ。 例えば、抗癌剤を服用中の患者群の行動様式を解析し、集中的にお墓をセールスすることは、個人の権利利益を侵害以前に、そもそも公正な利活用ではない。 したがって、権利利益さえ侵害しなければ問題がないとも読める記述は修正すべきである。</p>
163	法人・団体	第2-I-2	<p>・意見 「権利利益の侵害に結びつくような事業者の行為を未然に防止していくことが必要」とありますが、過大な事前規制とならないよう利活用のバランスも踏まえた制度とすべきと考えます。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 たとえ同じパーソナルデータであっても、使われ方などの状況によって権利利益の侵害につながるかどうかは異なってくると考えられます。全てを事前防止しようとする、権利利益の侵害につながらないものまで一定の規制が課せられることとなりますが、パーソナルデータの利活用の促進という観点からはバランスを欠いていると思われ、未然防止のための措置は過大な規制とならないように相当程度限定的なものとするべきと考えます。 なお、規制に当たっては、そもそも法的に保護される権利利益とは具体的にどのようなものかということを検討する必要があり、民法学者の方の意見も踏まえながら検討をすべきと考えます。</p>
164	法人・団体	第2-I-2	<p>・意見 「権利利益の侵害に結びつくような事業者の行為を未然に防止していくことが必要」とありますが、過大な事前規制とならないよう利活用のバランスも踏まえた制度とすべきと考えます。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 たとえ同じパーソナルデータであっても、使われ方などの状況によって権利利益の侵害につながるかどうかは異なってくると考えられます。全てを事前防止しようとする、権利利益の侵害につながらないものまで一定の規制が課せられることとなりますが、パーソナルデータの利活用の促進という観点からはバランスを欠いていると思われ、未然防止のための措置は過大な規制とならないように相当程度限定的なものとするべきと考えます。 なお、規制に当たっては、そもそも法的に保護される権利利益とは具体的にどのようなものかということを検討する必要があり、民法学者の方の意見も踏まえながら検討をすべきと考えます。</p>
165	法人・団体	第2-I-2	<p>・意見 「個人情報」等の定義への該当性について第三者機関が解釈の明確化を図る際には、実態に即した容易照合性の解釈についても検討をするべきです。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 パーソナルデータの利活用を促進するためには、容易照合性の解釈が現行のように硬直的なものであった場合、現実にはかなりのデータが個人データとしてみなされ、利活用は限定的となってしまいます。パーソナルデータの利活用を適切に促進するためにも、容易照合性の解釈も含めてデータ利活用の実態に即した検討をすべきと考えます。</p>
166	法人・団体	第2-I-2	<p>・意見 本大綱では、民間団体が策定する自主ルール又は民間団体に対する第三者機関が、「認定等」を通じて関与する枠組みの創設についての記載がされていますが、第三者機関の関与は最小限のものとするために、今後の法制化に向けた検討においては、認定ではなく、届出とすべきです。 ※ 本意見は、本大綱において第三者機関の関与について記載されている他の箇所についても当てはまるものです。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 今次、民間の自主的な取組みの活用が大綱において採用されているのは、機動的な対応を可能とする上で有益な民間の自主的な取組みを補助し、促進できるような制度が必要であるからと理解しています。例えば、個人の特定性を低減したデータへの加工方法を民間団体が業界の特性に応じて具体的な運用ルールを定めることが期待されていますが、第三者機関がルールや民間団体の存在を承知しておく一定の必要性は認められるものの、第三者機関がルールや民間団体に対して能動的な行為を行う必要性は乏しいと考えられ、また、民間団体による機動的な対応ができなくなる恐れがあります。また、大綱上、民間団体は、法定されていない事項に関する業界独自のルールを策定する可能性もあるやに記載されていますが、法定外のルールやそのルールを定める民間団体への第三者機関による関与は必要最小限であるべきです。現行の個人情報保護法に規定されている認定個人情報保護団体は、信頼できる第三者的な苦情処理の場であることを国民に対して国が保証する意味を持たせるために「認定」されているものであり、自ずと今次提案されているルールや民間団体への第三者機関の関与の度合いとは差があつてしかるべきと考えます。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
167	法人・ 団体	第2-I-2	<p>・意見 下記の追加が必要と考えます。 ③社会経済活動へ影響を及ぼさないために パーソナルデータは、サーバやクラウドに蓄積し分析されたデータを活用するだけでなく、直接モバイルデバイスに保存するなどの形で、日々の社会経済活動の中でも多く利用されている。個人情報保護法の施行以降、保存データの情報漏えいや紛失を防ぐために、フェイルセーフを含む包括的な対策ではなく、モバイルデバイスでのデータ利用制限やモバイルデバイスの持ち出し規制といった個別の対策を実施している企業が多くなり、健全な社会経済活動を阻害する要因のひとつとなっている。この状況に対してモバイルデバイスの紛失や盗難時でも情報漏えいを防ぐ適切な対応が出来ることで、安心してデータが利用できる環境を整備することが重要である。そのためには、パーソナルデータを取り扱うモバイルデバイスには情報漏えいを防ぐ遠隔データ消去等の技術的対応が必要である。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 MCPCでは「モバイルデバイスの積極的な利活用における個人情報保護法の影響調査」を行った結果、モバイルデバイスでのデータ利用制限やモバイルデバイスの持ち出し規制が、社会経済活動を阻害する要因のひとつであることが判明したため、その対策が必要と考えます。</p>
168	法人・ 団体	第2-I-2	<p>・意見 法的なフレームワークを合わせる事は必要であるが、事業者の負担が増える仕組みにならないようにする必要がある。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 我が国は、APEC/CBPRへの参加を表明 (http://www.meti.go.jp/press/2013/06/20130607003/20130607003.html) しており、そのための認定スキームの構築も始まっている。事業者の立場では、国際間でデータの移転等を行う際に、その経済領域によって異なる方法になることは好ましいことではない。近々、動く仕組みがあるのであれば、同様な形で、他の経済領域においても取り組めることが、事業者の負担にならないため。</p>
169	法人・ 団体	第2-I-2	<p>・意見 国内で活動する外国籍企業が取得するデータについての取り扱いを規定することも必要である。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 世界規模のインターネット・プラットフォーム事業者が、多岐に渡る日本の消費者の行動履歴等を国外へ移転していることが懸念される。データの量や質が、企業の競争力や成長力を規定することからも、国内企業のみならず、外国籍企業が取得するデータについても、構築される制度の効力を担保するべきである。</p>
170	法人・ 団体	第2-I-2	<p>・意見 現在EUで検討されている「個人データ保護規則」においては、個人を特定できない「匿名化情報」であれば企業は一定の条件で活用できるとしているが、その前提として個人情報保護を強化する姿勢が見られる。「個人データ保護規則」では初めに「個人の権利」の項目があるが、「本大綱」では、項目自体がない。大綱においては、「個人の権利」を項目として明記すること、また、個人に不都合である個人情報を「消去できる権利」を加筆すべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 EU「個人データ保護規則案」参照</p>
171	法人・ 団体	第2-I-2	<p>「特定の個人が識別された状態にないパーソナルデータであっても、特定の個人の識別に結びつく蓋然性が高い」との文脈に照らした場合、インターネット上の個人情報などを収集すれば特定はできなくても同一個人であることを識別できる可能性が高くなります。そのような状況も含めてご検討いただくことを希望いたします。</p>
172	法人・ 団体	第2-I-2	<p>ビジネスの多様化・多角化に伴い、所轄省庁が複数にまたがる企業が増加しています。政省令や規則、ガイドラインで対応する範囲について、政府および各省庁間の整合性を確保するための仕組みや運用方法も含めて検討いただくことを希望いたします。また、民間の自主規制ルールについても同様の配慮を希望いたします。</p>
173	個人	第2-I-2	<p>課題として、当事者の個人の権利保障の観点からの課題として、「個人情報」の収集については、本人からの収集を原則とせず取得し、かつ、個人情報の利用目的は取扱いに当たって設定すればよく、かつ利用目的に即した制限も規定されていないため、個人情報の取り扱いに関する本人関与の度合いが弱いため、本人が思わぬ形で個人情報が利用・流通されているという問題を踏まえるべきである。現在の法制では、個人情報について本人から直接収集していない場合でも、どこから取得したのかを明らかにする義務もなく、どこに提供をしているのかも明らかにする義務がない。結果的に、企業秘密、独自ノウハウとして秘匿しうることになる。</p> <p>個人情報保護法は、当事者である個人の権利保障ではなく、事業者を規制することによって個人の権利利益と個人情報の利用の均衡を図るという制度趣旨であるため、個人情報の当事者によって立った法制度になっていないという問題がある。これらが、パーソナルデータとして利活用を促進させる際の課題であることについても言及すべきである。</p>
174	個人	第2-I-2	<p>「機動的な対応」と言及をしているが、重要なのはその時の規範は何かということを法制度において確立しておくことである。しかし、「機動的な対応」とは言及されているものの、以下にパーソナルデータを利用させるかを中心に検討がされているため、その時にどのような規範によってそれがコントロールされるべきかということへの言及をすることが、ここでは肝要である。</p>
175	法人・ 団体	第2-I-2	<p>・意見 現状、個人情報の保護に関する法律第2条において、「『個人情報』とは、生存する個人に関する情報であつて、～(略)～、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。」と定義されておりますが、この「容易に」の要件は、法解釈に委ねられていると理解しています。</p> <p>例えば「内部組織間でもシステムの差異のために技術的に照合が困難な場合(※1)」や「内部でも取扱部門が異なる等の事情により照合が困難な場合(※2)」については、「容易に」の要件を満たさないと判断されているところですが、今後、一の事業者が「それ自体では保護の対象と明確にされていないパーソナルデータ」を様々に取り扱う際の、類似ケースにおける容易照合性の判断にあつては、データ利活用の促進につながるような配慮をして頂きたいと考えます。</p> <p>※1 宇賀 克也『個人情報保護法の逐条解説(第4版)』29ページ(有斐閣,2013)より引用 ※2 電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン 第2条 第4項の解説(7)より引用</p> <p>・理由・根拠となる出典等 今後、個人情報を含めた様々なパーソナルデータの利活用が期待される中においては、この容易照合性の考え方が新サービスの提供可否に大きく影響してくると考えるため、プライバシーの保護に配慮しつつも、データ利活用の促進につながるような法解釈の検討をして頂きたいと考えます。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
176	個人	第2-I-2	<p>制度を執り行う側の公正性、独立性の担保 まずこれは「法律の規定のみで行っていくことには限界」（引用：(2) 機動的な対応を可能とするために）とあるように防止可能が困難であることは明らかである。「政省令や規則、ガイドライン等で対応すべき範囲とを適切に分ける」と続くが、そうすると結果的に法改正で活用は促進され、利用者側の不利益発生は改善されず、むしろ拡大するのではないかと考える。</p>
177	個人	第2-I-2	<p>パーソナルデータの利活用のために、グレーゾーンの存在が「利活用の壁」となっている点を鑑み、この壁の撤廃に向けて、基準を明確化することや国際基準との調和に留まることなく、多くの民間企業、行政機関が積極的に利活用に参入できる環境づくりへのコミットを謳って頂きたい。</p>
178	個人	第2-I-2	<p>本号や本大綱においても使用されている「識別」や「特定」など用語の明確化を強く求める。 用語の定義と条文の理解について、一般知識で読解出来るようにすることが国家の役割であり、象徴の役割であると考え。そのため、「法解釈」なる、不明確かつ条文の不透明さを無くすことから始めるべきである。</p>
179	個人	第2-I-2	<p>個人情報保護法の各分野に関するガイドラインの改訂時期の短縮を求める。 ガイドラインの改訂が複数年行われぬ場合、同ガイドラインは民間の自主的な取り組みを補助することは本来不可能であると考え。民間のビジネスを加速させるためには1、2年に1度程度の改訂を望むものであり、当該規定が政省令に盛り込まれることを強く要望するものである。</p>
180	個人	第2-II-1	<p>7ページ目「目的外利用や第三者提供に当たって、本人の同意を必要とする現行法の仕組みは、事業者にとって負担が大きく、「利活用の壁」の一つとなっている。」は、具体的にどのような場合が公益に反する「壁」なのか、明らかにすべきと考えます。 例えば、事業者が情報システムを開発する場合に、本人の同意がある場合とない場合で場合分けを実装する必要性から開発規模が大きくなるといった程度であれば、事業者にとってさほど重大な「壁」ではないのではないのでしょうか。</p>
181	個人	第2-II-1	<p>・意見 パーソナルデータは、個人の特定性を低減するために加工されたものが利活用されるとしても、そもそもアクセスすべきでない機微情報があり、どんなデータでも本人同意は大前提であり、その段階のデータでも本人への関与は無条件で行われるべき。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 改正大綱とその事務局案を読んだ素人市民としての自分の感想が意見の根拠です。</p>
182	個人	第2-II-1	<p>・意見 パーソナルデータを利活用して金儲けしようとする「事業者にとって本人同意の仕組みは負担が多すぎる」という分析・スタンスは個人本人をあまりにもないがしろにしていてパーソナルデータ使用推進者として失格ではないでしょうか。本人同意の仕組みは負担が多すぎても維持・整備すべきです。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 改正大綱とその事務局案を読んだ素人市民としての自分の感想が意見の根拠です。</p>
183	個人	第2-II-1	<p>・意見 本人が特定できない情報であれば、本人の同意を得ることはできず、個人情報とは言いがたい。従って、この枠組みを議論すること事態が論理破綻している。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 名簿など、個人情報の第三者への提供は、プッシュ型の販売、すなわち、押し売り、詐欺などに悪用されるだけで、社会的な有用性は皆無に近い。実際、怪しげな金融商品の電話勧誘などに使われ、電話番号の出展を問い詰めると某名簿販売業者から購入した名簿とのことであった。不正を生む諸悪の根源と言える。</p>
184	法人・団体	第2-II-1	<p>・意見 パーソナルデータの利活用についての枠組みは、個人情報保護法とは別に個別法によるべきであり、また、個人情報保護法に定める個人データ等を本人の同意無しに第三者提供可能とするべきではない。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 大綱では「パーソナルデータの利活用により、多種多様かつ膨大なデータを、分野横断的に活用することによって生まれるイノベーションや、それによる新ビジネスの創出が期待される」、「本人の同意を必要とする現行法の仕組みは事業者にとって負担が大きく、利活用の壁の一つとなっている」として、本人の同意無しにパーソナルデータを第三者提供可能にする枠組みを作るとしている。 しかしながら、イノベーションや新ビジネスといった主に経済的観点を強調して、プライバシーという基本的人権が蔑ろにされることがあってはならない。本人の同意は、個人情報保護における重要な制度であり、現行法上、個人のプライバシー保護を実効化ならしめる制度が他にない状況で、イノベーションを理由に、本人の同意無しに第三者提供することは許されない。大綱第2 I 2 (1) ②においても、本人が意図しない目的でパーソナルデータが利用されるなどの不安を解消することが課題として挙げられているが、それにもかかわらず、本人の同意を不要とする制度を設けることは、矛盾と言わざるを得ない。 パーソナルデータに関する規制は、経済的観点と個人の諸権利の調整及びデータの特質に応じた弾力的かつ迅速な対応が求められるものであり、個人情報保護法の改正によるのではなく、個人データに該当しない情報について、個別法の制定により可能とするべきである。</p>
185	個人	第2-II-1	<p>7ページ「1本人の同意がなくてもデータの利活用を可能とする枠組みの導入」に反対します。</p> <p>「多種多様かつ膨大なデータを、分野横断的に活用することによって生まれるイノベーションや、それによる新ビジネスの創出等が期待される」とありますが、国内外でそのようなエビデンスはあるのでしょうか。例えばTポイントやPontaのように、既に業種横断的に個人情報を収集しているケースがありますが、そこからイノベーションが生まれているということは聞いたことがありません。 むしろ「個人の特定性を低減したつもり」でも再識別されてしまう可能性が残っているデータが不必要に流通することによるリスクが高まるものと考えます。 利活用を制度改正の基本的な枠組みの最初に据えるのではなく、まず適切な保護を考えるべきです。グレーゾーンは認めるべきではなく、同意なき目的外利用や第三者提供は厳しく取り締まるべきです。 ICTは、多くの国民にとってブラックボックスです。誰かに面と向かって「どこに住んでるの？最寄り駅でいいから教えてよ？」と聞いても、まず普通の人は答えてくれません。しかし、SUICAを利用して自動的に収集されれば、その仕組みを説明してもなかなか理解はしてもらえないものです。 なお、例えばSUICAから得られる情報を、JR東日本が自らの鉄道事業等の改善のために有効活用するのは当然のことと考えます。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
186	個人	第2-II-1	<p>・意見 本人同意なき第三者提供については原則禁止とし、例外をホワイトリスト方式で列挙すべきと考えます。例外とすべきは公共性の高い、例えば防災、公衆衛生に関わるものと考えます。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 「個人の特定性を低減したデータ」であっても、複数を組み合わせれば個人の特定は不可能ではないと考えられるからです。そのリスクをあえて選好するには公共性の高さが必要であると考えます。</p>
187	個人	第2-II-1	<p>・意見 具体的に何を基準としてルールが策定され、認定が行われるかが不明瞭であり、「個人識別性を低減し、その取扱いに注意さえすれば第三者にデータを提供できる」という曲解をされる可能性がある。 「特定個人の識別可能性とその取扱いにより個人の権利利益が侵害されるおそれに留意」することは、PIAを行うこととほぼ同義であるように思うが、「おそれに留意」という表現が「影響度評価」を十分に表現しているか疑問である。もし当制度の運用がPIAを前提とするならば、影響度を意味する表現を強調すべきではないかと考える。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 そもそも、「基本4情報のみが個人情報であり、これを匿名化すれば良い」など個人識別性についても多くの企業が誤解しており、外部データとの突き合わせによる影響を無視した言説が目立っているのが現状である。 そうした個人識別性に対する誤った認識の下、個人識別性さえ低減すれば問題ないという誤解は、事業者やユーザーの認識、ないしはサービスの安全な運用に悪影響を及ぼす可能性があると考えます。</p>
188	個人	第2-II-1	<p>・意見 本人同意を行う必要がないとしているが、欧米の方向性に従えば、将来的には何らかの本人同意は必要だと考える。同意の枠組みとしては、プライバシー・トラストフレームワーク (PTF) において、統一的指標としてのPIAと、PIAをベースにしたユーザーの事前一括同意という枠組みが最適であるように思う。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 欧米を中心とした同意原則に従うべき理由は、データ越境時の規制という文脈でよく議論されており、長期的にはこの方向性に従うのが妥当だというコンセンサスがあるように思う。 一方、逐次同意における事業者・ユーザー双方のコストを考えると、何らかの信頼できる指標を基に事前に一括同意を行うことが現実的な解であるように思え、その枠組みがPIAをベースにしたPTFで実現できると考える。(この枠組みの運用の在り方についてはまだ課題が残っており、信頼できるPIAが課題の一つであることは大綱でのご指摘の通りである) 参考記事：http://wirelesswire.jp/privacy_and_personal_data/201403241000.html</p>
189	個人	第2-II-1	<p>本人の同意なしでデータを利活用するのではなく、本人同意を原則としたうえで、データの利活用を図るべきだと考える。現状で、同意取得のコストが問題となり利活用が出来なかった事例はほとんどなく、逆に同意を取るべき事例で同意を取らなかったことにより、利用の事実が発覚した時点で問題となり利活用の道が閉ざされるという事例ばかりのため、同意が利活用の壁になっているという理解は事実誤認だと考える。 「個人の特定性を低減したデータ」についても、実際にどういうデータを指すのかの具体的な指針もなく、また、新しい技術や新しい概念が出てくることで、これまで特定性を低減していたと思われるデータが、個人を特定するデータになる可能性も高く、訴訟リスクを抱えるより、事前に利用の同意を取り付ける方式の方が、後々の利用コスト低減につながると考える。</p>
190	個人	第2-II-1	<p>・意見 ゲノム解析ビジネスが盛んになってきているが、中には、収集したゲノム情報を医療目的ではなく、購買の分析に使用すると公言している業者が現れているが、購買分析目的のゲノム収集は「本人の利益・公益に資する」利活用に含まれるのか？ 医療情報等の機微情報については、原則、厳しく利用を制限して、本来の目的内のみでの利用とし、別途、目的外で利用したい場合は利用申請と利用目的を第三者機関で検証しつつ利用するという姿勢が好ましいと思う。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 メディアコンテンツ特別講義 I 第11回 (2014/7/18) まとめ #utmc1 - Togetherまとめ http://together.com/li/696358 遺伝子診断におけるビッグデータ解析についての問いに対して 『 A1「医療的な診断には踏み込まない。一緒にモデルを作りながら連携していく方向性の予定」 A2(担当者)「なるべくデータを共有しながらどういう面白いものが作れるか考えていく。クリティカルなデータよりも、購買の行動のようなライフスタイルへの価値を見出していく」 』 との回答をしたとの報告が上がっている。</p>
191	個人	第2-II-1	<p>・意見 「この際、目的外利用や第三者提供に当って、本人の同意を必要とする現行法の仕組みは、事業者にとって負担が大きく、「利活用の壁」の一つとなっている。」を削除すべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 5ページでは、「利活用の壁」を『グレーゾーンの発生・拡大のために、プライバシーに係る社会的な批判を懸念して、パーソナルデータの利活用に躊躇するという「利活用の壁」と定義している。現行法の仕組みは妥当なもので、それが「利活用の壁」になっているとの認識は不相当である。</p>
192	個人	第2-II-1	<p>医療情報の利活用については、国民の関心も高いことから、他のパーソナルデータ（位置情報や購買情報など）とは一線を画した対応が必要ではないでしょうか。については、「医療情報については、適切な保護と利活用のバランス取れた対応を別途推進する。」とするのは如何でしょうか。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
193	個人	第2-II-1	<p>・意見 医療情報については、情報の重要性を考えた場合、パーソナルデータとして一括りにすることに懸念があります。少なくとも「Ⅱの」2 行政機関及び独立行政法人等が保有するパーソナルデータの取扱い」、「Ⅲの1の」(2) 機微情報」と同様の取扱を求めると考えます。 また、「Ⅲの」2 民間主導による自主規制ルール策定・遵守の枠組みの創設、「Ⅳ 第三者機関の体制整備等による実効性ある制度執行の確保」の関連について、医療分野は、別途独立した枠組み・制度が必要だと考えます。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 医療情報は、国民の財産です。位置情報、購買情報などの一般の個人情報とは、原則として本人が生存し社会生活を営んでいる場合にのみ価値があり、時間の経過とともに無価値になります。しかし、医療情報は、本人が生存する間は、本人の健康維持・向上に寄与しますが(個益)、死亡しても、日本国民全体のために活用することができます(公益)。これは時間の経過を問いません。もし、100年前の日本国民の医療情報が、現状の形で存在した場合のことを想像してみてください。この100年間の日本人の著しい衣食住環境変化と健康をリンクして見るのが可能となり、現在の医学に計り知れないほどの寄与が出来ると思います。従って、医療情報は、他の情報にはない時間軸を持った情報であると認識すべきです。 医療情報は、我々の子孫に残す遺産として考えるべきで、それには、現在の常識で情報を加工することは厳に戒め、できるだけそのまま子孫に残すことに最大限の努力を払うことが求められます。将来、医療情報がどのように有効活用されるかわからないからです。 当然、利活用のためにも厳重な安全管理は必須です。医療情報の安全管理には、軍事機密に準ずる扱いを求める観点も必要です。第一次大戦中のスペイン風邪の流行は、中立国のスペインからしか情報が出なかったことからスペイン風邪といわれました(交戦国は、軍事機密として情報を出さなかった)。また、近年ではサーズの情報を中国が出さなかった事例があります(理由は不明)。 このように、国民の医療情報は、国力を示す重要な指標の1つでもあり、国が責任を持って収集・管理すべきです。そして利活用したい者には、利用目的に応じた匿名化を行い提供する体制を整備することが望まれます。 また、国が一元管理することから、大規模災害時の利用を想定し、直近の最低限の医療情報を(数ヶ月分ぐらい)迅速に日本全国どこからも氏名で検索(緊急時のみ可能とする)できるDBを別途構築することが可能となります。</p>
194	法人・団体	第2-II-1	<p>・意見 パーソナルデータの「利活用の壁」を崩すために、ここで述べられているような「本人の同意がなくても第三者提供等を可能にする」ことが有用と考えます。今後作成される『ガイドライン』では、パーソナルデータの利活用に萎縮効果が出ることがないように、過去に問題になった例も踏まえ、できるだけ具体的に利用可能なケースとNGのケースが例示されることを望みます。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 実際に事業者等がパーソナルデータを第三者に提供しようとする際に、ガイドラインが有効に機能するためには、ガイドライン中に過去の事例なども含めた具体的な例示が必須と考えます。</p>
195	個人	第2-II-1	<p>正直なところ、オプトアウトベースで本人同意の構造を作ってしまった時点で、EUなどからは市民サイドではなく、業界サイドに立った制度とみなされている。 しかも、今度は、許可無く目的外の使用ができるようになると記載されている。 その際の安全性の担保は、「～禁止するなど適正な取り扱いを定めること～」と記載されている。</p> <p>禁止して違反が無くなるのであれば、世界中違反は無い。 秘匿化(加工)がどのような安全性を確保しているのかも知らされないで、このような甘い考えで目的外使用が本人の同意無しにできるようになるとは、全く納得できない。 情報の扱いに関しては、保存期間も含め事前の本人の同意(承認)内容に従うのが本筋である。日本人のパーソナルデータは海外に流出するが、海外の情報は来ないままなのではないか。</p>
196	法人・団体	第2-II-1	<p>・意見 大綱7ページにおいて、「現行法の規律に加え」と明記されているのは、非識別非特定情報など、現行法において個人情報保護法の適用対象とならないものに関するルールは変更しないことを明確化する趣旨であり、今回の改正の議論が現状において個人情報保護法の対象とならないものを対象とする議論ではないことを確認したい。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 今回の法改正によって、個人情報保護法の対象とならない情報の範囲に関する考え方が変更されたという誤解が生じないように、非識別非特定情報などの情報が個人情報保護法の適用対象とならないこと及びこれらの情報に関する現状の取扱いに影響を与えないことをガイドライン等において明確化すべきである。</p>
197	法人・団体	第2-II-1	<p>・意見 「医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会(厚労省)」に直結する部分でもあり、研究会の検討結果を反映させるべき。 一層の利活用を期待しているのは、国民なのか、事業者なのか。EU個人データ保護規則案では、個人の権利を優先している。 生存する個人だけでなく、死者のプライバシーも考慮すべき。 本人のみならず、親族、子孫等に影響を及ぼす遺伝情報については別扱いにすべき。 医療情報は患者の病状という、極めてセンシティブな情報が含まれ、まさに「一度漏洩すると取り返しの付かない」機微な情報であることを明記すべき。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 厚生労働省「医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会」 http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000ai9a.html#shingi197584 EU個人データ保護規則案 European Parliament, European Parliament legislative resolution of 12 March 2014 on the proposal for a regulation of the European Parliament and of the Council on the protection of individuals with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data (General Data Protection Regulation) (2014)</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
198	個人	第2-II-1	<p>・意見 個人のデータを保持している事業者等から、適切な処置（個人の特定性の低減等）が施されたデータの提供を受ける事業者等を「第三者」と位置づけるのは明確ですが、再配布についての扱いについて明確でないと思います。再配布については、「元々のデータ源を明示する」、「再配布者が加えた加工内容を明示する」などデータの流通経路に関しトレースが可能な枠組みを検討いただきたい。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 食品等の流通においてもトレーサビリティが必要であるように、パーソナルデータの流通に関しても、悪意をもった改ざんや、個人の特定リスクの増大、不正に取得したデータのロンダリングなどのことを防ぐための取り組みが必要と認識します。</p>
199	法人・団体	第2-II-1	<p>・意見 制度改正大綱の中の「個人データ」、「パーソナルデータ」、「個人の特定性を低減したデータ」の使い分けが解り難い。制度改定大綱の文中の“「個人データ」等から「個人の特定性を低減したデータ」への加工と本人の同意の代わりとしての取扱に関する規程を定める。”の“「個人データ」等”には「個人データ以外のパーソナルデータ」が含まれるのか否か。含まれる場合は、「個人データ」等ではなく「パーソナルデータ」に置き換えるべきではないか。以上についてお教え頂きたい。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 取扱方法の如何により、制度改正大綱の読み方が変わるため。</p>
200	個人	第2-II-1	<p>本人の同意がなくても第三者情報提供等を可能とする場合の定義等が明記されておらず整備の不十分さが払しょくされていない。 個人情報については本文中の「加工」についても同様に本人または個人の法定代理人の同意無くして個人情報の利活用を行うべきではない。</p>
201	法人・団体	第2-II-1	<p>・意見 個人が特定される可能性を低減したデータへの加工方法については、データの有用性や多様性に配慮し一律には定めず、事業等の特性に応じた適切な処理を行うことができることとし、さらに、当該加工方法等について、民間団体が自主規制ルールを策定し、第三者機関は当該ルールまたは民間団体の認定等を行うことができるとされているが、金融・医療・情報通信分野の情報等といった特に取扱いを慎重に行うべき情報については、事前に第三者機関側で公的見解として、判断目線・基準を示していただきたい。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 実効性を確保する枠組みを創設するために必要であると考えられるため。</p>
202	個人	第2-II-1	<p>・意見 「個人の特定性を低減したデータ」は、単に、そのデータのみを用いて個人の特定が困難なものではなく、広く入手可能な他のパーソナルデータや実世界上の情報などと組み合わせることで分析処理を行っても、個人識別が十分に困難であることを客観的に示すことを条件にすべきである。 この「みなし合意」規定条文は、「13歳未満の児童」の個人情報を含むものに対しては、当面の間、適用除外すべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 (1) 「個人の特定性を低減したデータ」であっても、再識別化を可能とする“reidentify”あるいは“deanonymize”の技術[1-1]は近年大きく進歩している。また、たとえ全員の再識別化は困難であっても、着目する特定個人について、検索結果や他の「個人の特定性を低減したデータ」、さらにSNSで公開されている各種情報、実世界の情報（たとえば自宅の場所、勤務地、出勤時間、趣味活動）など、複数情報ソースを組み合わせることで分析処理すると、再識別化できる可能性が高いものも多く存在する。それぞれの「データ」単位で「個人の特定性を低減した」ものであるか否かを判定するのは著しく危険であり、再識別化によるプライバシー侵害リスク[1-2]を過小評価するおそれがある。 [1-1] Paul Ohm: Broken Promises of Privacy: Responding to the Surprising Failure of Anonymization (http://www.uclalawreview.org/?p=1353) [1-2] Khaled El Emam: Overview Re-identification Risk Assessment & Anonymization Process (http://www.privacyanalytics.ca/documents/re-identification-risk-assessment-anonymization-process.pdf) (2) 昨今の大規模な個人情報漏えい事件においても、その刑事上の責任を「不正競争防止法」で取り締まるなど、日本の個人情報保護体制は、欧米に比べて著しく遅れているといわざるをえない。とりわけ欧米で重視されている「13歳未満の児童」に対して、たとえば、漏えいした側の社長が「センシティブ情報は漏れていない」と発言[2-1]し、また、不正利用した側が「適法かつ公正に入手したものであることを条件とした契約を締結」した[2-2]ことをもって、責任がないかのような主張をしている。このような一部上場企業の経営トップの児童プライバシーへの著しい無理解はまことに残念でならない。 欧米では、13歳未満の児童に関する情報は、とりわけ慎重な扱いを要する情報とされている[2-3]。これは、不正利用された場合、今回のようなマーケティングへの流用はもとより、誘拐・略取や性的な被害などへの懸念も含め、成人より大きな影響が想定されるからである。このため、個人情報の取得に加えて利用においても、データ管理者が親権者の明示的で有効な合意を取得・確認することを要求している[2-4]。また、通常、5000以下の個人情報しか扱わない事業者では適用除外されているデータ管理責任者の選任義務も、児童の情報を扱う場合には選任を義務付けられている[2-5]。 国際的なIT企業、たとえば、Apple や Google、Sony など、わが国の企業も含めて13歳未満の児童情報を扱うための制限的なポリシーを制定し、特別な保護を行っている[2-6][2-7][2-8]。しかしながら、もっとも大量の児童情報を保持しており、昨今大きな事件を引き起こした国内教育業界は、プライバシーマークを保持していながら、その運用管理体制やインシデントへの対応は非常に杜撰・傲慢と考えざるをえない。 まず、13歳未満の個人情報については、その活用促進の前提条件として、わが国自身の法令・規制・業界ガイドラインの不備を是正し、それを特に問題が大きな教育業界に速やかに浸透させるべきである。パーソナルデータの活用の重要性は理解するが、現状、この分野のリスクはまったく許容できないほどに高く、まずは、そのリスクの低減策として、今回の規制緩和の対象から除外することを強く求める。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
			<p>[2-1] http://www.j-cast.com/2014/07/11210306.html http://www.justsystems.com/jp/news/2014/news/j07111.html [2-2] http://www.justsystems.com/jp/news/2014/news/j07111.html [2-3] AICPA: An Executive Overview of GAPP (Generally Accepted Privacy Principles) p.5 第一パラグラフ (http://www.aicpa.org/InterestAreas/InformationTechnology/Resources/Privacy/GenerallyAcceptedPrivacyPrinciples/DownloadableDocuments/10261378ExecOverviewGAPP.pdf) [2-4] EU Data Protection Regulation LIBE Consolidated version. Article 8: Processing of personal data of a child (http://www.janalbrecht.eu/fileadmin/material/Dokumente/DPR-Regulation-inofficial-consolidated-LIBE.pdf) [2-5] 同上: Article 25: Representatives of controllers not established in the Union 2 (b) [2-6] Apple プライバシーポリシー: http://www.apple.com/legal/privacy/jp/ [2-7] Google アカウントの年齢要件: https://support.google.com/accounts/answer/1350409?hl=ja [2-8] Sony Entertainment Network プライバシーポリシー: https://account.sonyentertainmentnetwork.com/info/privacy-policy.action</p>
203	個人	第2-II-1	<p>・意見 現行法の趣旨を踏まえ、パーソナルデータの取得・利用・本人関与について本人同意を必要とする一貫性のある原則規定とし、同意無きデータの利活用の仕組みを合理的な理由に基づく例外規定と位置付けた法整備を行うべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 上記の通り、現行個人情報保護法の趣旨は、「個人の権利利益の侵害を未然に防止するために本人の同意が必要とされている」であり、「目的外利用や第三者提供」でもこの趣旨に基づき個人情報取扱事業者には説明責任が課されていると認識している。事業者が「目的外利用や第三者提供」を「利活用の壁」と主張するのであれば、それは事業者の説明責任の放棄と考える。説明を簡潔明瞭にするためには、単純な原則と明確な例外規定に基づくべきである。そのためには、同意を必要としない又は同意を取ることができない合理的な理由の原則を例外規定として明確化する法整備を進め、実質的判断を第三者機関が実施し、事例を蓄積していくことが必要と考える。EU対応の上でも必要であることは、意見1(連番624)の通りである。</p> <p>そもそも、上記の通り「目的外利用や第三者提供に当たって、本人の同意を必要とする現行法の仕組みは、事業者にとって負担」が大きいことは「利活用の壁」の一つに過ぎないのに、利用者に不利となる可能性がある同意不要の容認を政策としてクローズアップすることには疑問がある。パーソナルデータの利活用を促進させて経済成長を図るためには、他にも異業種間コンタクトを活性化させて、情報保有者の目的の範囲内で業務委託契約締結により事業可能となる方法を模索し、目的外利用や第三者提供に当たっては事業者の説明責任を果たさせ、新規参入事業者の育成と信頼蓄積を図る等の政策を立案するというやり方もあるはずである。</p>
204	法人・団体	第2-II-1	<p>・意見 以下のように修正すべき。 この個人データの第三者提供や目的外利用に関して、本人の同意に基づく場合に加え、新たに「個人データ」を特定の個人が識別される可能性を低減したデータに加工したものについて、特定の個人が識別される可能性とその取扱いにより個人の権利利益が侵害されるおそれ、大多数の個人が不快・不相当と考える利活用に留意し、第三者機関の関与の下、特定の個人を識別することを禁止するなど適正な取扱いを定めることによって、本人の同意を得ずに行うことを可能とするなど、情報を円滑に利活用するために必要な措置を講じることとする。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 「特定の個人が識別される可能性を低減したデータ」であっても、公正でない利用は行うべきではない。例えば、抗癌剤を服用している患者群の行動様式を解析し、お墓を集中的に案内することは、大多数の個人にとって不快であると考えられるが、原文のままでは「個人の識別可能性」と「個人の権利利益の侵害」のみが対象となっており、公正でない利用についての歯止めをかけることができない。</p>
205	法人・団体	第2-II-1	<p>・意見 以下のように修正すべき。 また、医療情報等のように適切な取扱いが求められつつ、公正な利活用により、本人の利益・公益に資することが期待できる情報については、過度な萎縮効果が発生しないよう、適切な保護と利活用を推進する。なお、この際には、死者のプライバシーや遺伝情報についても考慮する。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 原案は主語等が曖昧であり、どのようにも読める文章となっており、不的確である。また、現在の個人情報保護法で規定されていない死者のプライバシーや遺伝情報については、国際的に見ても十分な考慮が必要である。</p>
206	個人	第2-II-1	<p>・意見 ≪新たに一定の規律の下で原則として本人の同意が求められる第三者提供等を本人の同意がなくても行うことを可能とする枠組みを導入する。具体的には、個人データ等から「個人の特定性を低減したデータ」への加工と、本人の同意の代わりとしての取扱いに関する規律を定める。≫とあるが、≪「個人の特定性を低減したデータ」への加工≫がどういう加工なのかははっきり記されていないこと、≪本人の同意の代わりとしての取扱いに関する規律≫についても具体的な記述がないので、賛同できない。</p> <p>そもそもこの「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」について広く周知されていないため、国民的な議論がおこなわれていない。そうした段階でこうした改正をおこなうことは時期尚早であるとする。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 当該「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」の内容がまだ具体性に欠けており、今後具体性を得た際にさらに検討すべき課題が出てくると思われるため。もっと具体的になってからの「大綱」を再び国民に呈示して、パブリックコメントを募集する必要があると考える。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
207	法人・ 団体	第2-II-1	<p>・意見 「パーソナルデータの利活用を促進するために、現行法の規律に加え、新たに一定の規律の元で原則として本人の同意が求められる第三者提供等を本人の同意がなくても行うことを可能とする枠組みを導入する。具体的には「個人の特定性を低減したデータ」への加工と、本人の同意の代わりとしての取扱いに関する規律を定める。」 上記に賛成する。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 「本人の同意の代わりとしての取扱いに関する規律」とは俗にいうオプトアウトのことと解するところ、個人の特定性を低減したデータだけではなく、現行法下において、個人情報にあたるものも含めて広くパーソナルデータについて、目的外利用の際に、オプトアウトにて利用できることを認められることが、パーソナルデータの利活用促進につながると思われる。</p>
208	法人・ 団体	第2-II-1	<p>特定の個人が識別される可能性を低減するように加工されたデータについて、本人同意なく利活用できるとすることには賛成である。マーケティング・リサーチ業界は、早くから自主規制としての「マーケティング・リサーチ綱領」並びにその具体的運用のための各種ガイドラインを策定し、広く業界各社への普及・啓発に努め、もって個人情報の適正な取扱い及び保護のみならず、個人の特定性を排除することで、プライバシー保護と企業のマーケティングの推進を両立するための方策を確立し、企業活動に有用な統計的資料を提供してきた実績があるから、同業界を参考にしつつ、特定性を低減する適切な加工方法を今後も追及していくべきである。また、不適切、又は安易な加工による個人情報保護の趣旨を逸脱したデータの活用や、不透明な加工が罷り通ることがないよう、不正な加工に対しては制裁措置を検討すべきである。</p> <p>ただし、マーケティング・リサーチ事業者はそれぞれ独自の営業秘密（ノウハウ）をもって、特定性を排除しつつ有用な統計資料を作成しているため、詳細な加工方法等を本人等に開示することを義務化すべきではない。また、加工方法等について、民間団体が自主規制ルールを策定し、第三者機関が当該ルールの認定等を行うこと及び適切な加工方法に関するベストプラクティスの共有等は推進すべきとしても、このような各企業の独自の営業秘密（ノウハウ）の保護には配慮されたい。</p>
209	個人	第2-II-1	<p>・意見 医療情報に関しても、どのような活用がなされるのか、医療目的で本人の利益があるのか、公益があるのか、研究目的で使用されるのか、あるいはビジネス目的で利用されるのか、それぞれ利活用の方法を中心に制度設計がなされるべきと考えるが、現状のようなガイドラインの複雑化や、あるいは、本来医療情報の機微性から、より厳しいプライバシーの取扱いが求められるところ、実質的にはより緩やかな規制になるようなことがないようにしてもらいたい。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 医療目的での医療情報の活用と、研究目的での活用、新産業新サービスの創出を目指した活用とでは、それぞれ異なった規制が求められると考えるが、ガイドライン化をする場合（ソフトローの活用）、マルチステークホルダープロセスによるルール策定（p12）が従来の方法とどのように異なるのかがはっきりせず、また、ゲノム情報のように、その情報が本人のみでなく血縁者にまで及ぶような情報であり、遺伝に基づく差別を禁止する必要があるような性質の情報に関しては、立法（ハードロー）による規制がむしろ必要ではないかと考えるため。</p>
210	法人・ 団体	第2-II-1	<p>個人が特定される可能性を低減したデータについて、情報を円滑に利活用するための措置を講ずることについては賛成する。</p> <p>ただし、第三者機関による加工方法等の情報公開については、共有を図ることによる消費者及び事業者のメリット、ビジネスモデルを明らかにすることによる事業者のデメリットを十分に考慮した上で、慎重に検討していただきたい。</p>
211	法人・ 団体	第2-II-1	<p>個人が特定される可能性を低減したデータとして認められるための要件としてデータ加工の態様や程度を厳格に定めた場合、個人情報取扱事業者に過度の負担を課すことになり、結果としてパーソナルデータの利活用を阻害する結果となりかねないため、個人情報取扱事業者による自主的な対応の可能性を排斥することのないよう、十分な配慮をいただきたい。</p>
212	法人・ 団体	第2-II-1	<p>・意見 SNS等のビッグデータ上に存在する個人情報をマーケティング等に利活用する企業が増えているという社会的な背景のもと、インターネット上に存在する個人情報については特に慎重にご検討いただくことを希望いたします。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 「個人の特定性を低減したデータ」に加工したつもりでも、過去に個人が発信したインターネット上の個人情報と結びつけて個人が特定される可能性があります。また、それら残存情報を企業が収集してプロファイリングすることでプライバシーを侵害される懸念があります。</p> <p>EUの個人情報保護規則の「忘れられる権利」や米国での「オンライン上の追跡拒否法案」の例など他国の例を見ても、インターネット上に存在する個人情報から発生する人権侵害を防止する方向に動いており、我が国でもオンライン上の個人データについて同様の議論が必要と思われます。</p>
213	個人	第2-II-1	<p>「個人の特定性を低減したデータ」であっても、特定が不可能になるわけではなく、取扱いによっては深刻なプライバシー権侵害を生むことを強く認識すべきであり、原則としては本人の同意を必要とすべきである。イノベーションや新ビジネスの創出等の期待はわかるが、あくまで期待に過ぎず、「個人の特定性を低減したデータ」に該当するための要件を厳格に定めるべきである。</p> <p>また、単に識別することを禁止するだけでは足りず、識別した場合の厳しい罰則及び識別をしていないかについての第三者機関による調査が不可欠な前提条件である。</p>
214	個人	第2-II-1	<p>個人情報の利用そのものをしてはならないというものではないが、その個人情報が何に由来して保有され、利用されているのかという、個人情報の当事者との関係を当事者の権利保障の中心に据えておく必要があることを確認すべきである。</p> <p>「目的外利用や第三者提供にあたって、本人の同意を必要とする現行法の仕組みは、事業者にとって負担が大きく、「利活用の壁」の一つになっている」とあるが、利活用の壁になっているのは、保有にあたっての当事者である個人の関与を曖昧にしていることであって、本人同意という手順はその結果である。個人情報の取得・収集にあたっての当事者への権利保障が課題であるという整理をすべきである。</p>
215	法人・ 団体	第2-II-1	<p>・意見 特定可能性を低減させたデータについて、①開示請求等の対象ではないこと、②当該データを取扱うことについて事前規制を設けないこと、③他国との情報移転の要件は適用されないことを確認したい。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 特定可能性を低減させたデータは、個人情報とはその性質上区別して扱われるべきであり、データ流通の観点や特定可能性を低減させた本来の目的に反することを求めるべきではないため、念のため確認する。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
216	個人	第2-II-1	<p>「一定の規律の下で原則として本人の同意が求められる第三者提供等を本人の同意がなくても行うことを可能とする枠組みを導入」、この導入に関しては反対である。</p> <p>ビッグデータが得られる側に、絶対的な優位性がある。データの一元管理も、その加工も活用者側にある、いわば特権に近い状態である。データ提供者である個人それぞれが認知しない状況で可能であることもその特権性を大きくしている。だからこそ、利活用は促進されなくても、そのつもりがあれば業者は活用出来てしまっており、それが様々な個人情報漏洩事件やID統合ビジネスでの不協和音を呼んでいるのである。法改正はどちらかという活用側を更に厳密に規制するものであるべきだ。</p> <p>しかしこの項では、本人の同意が無くても活用出来ることを可能にするとはある。本人の同意に変わる枠組みとは具体的に何か。個人情報における所有者の権利を、活用側の利益より価値の低いものとする、という価値観をもってどうか、そのような枠組みは設けられないのではないかと。「萎縮効果が発生しないよう」とあるが、活用側は大前提として、萎縮するべきである。</p>
217	個人	第2-II-1	<p>大綱の第2 I 2 II 1の「本人の同意がなくてもデータの利活用を可能とする枠組みの導入等」には「目的外利用や第三者提供に当たって、本人の同意を必要とする現行法の仕組みは、事業者にとって負担が大きく、「利活用の壁」の一つとなっている。そこで、個人の権利利益の侵害を未然に防止するために本人の同意が必要とされている趣旨を踏まえつつ」とあるが、個人情報の取得には同意を必要とする原則を改めて重視するべきである。</p> <p>「目的外利用」を行う際は利用目的の変更の手続きを行うべきである。</p> <p>「第三者提供」においても、提供先でどう扱われるかがわからないと、同意がなくてもよいとはならない。</p>
218	個人	第2-II-1	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の負担を理由に、本人の同意がなくても第三者提供を可能にする枠組み導入とあるが、守られるべき個人でなくデータ利用者の側に立った本末転倒の発想である。 ・個人の特定性を低減したデータへの加工について、「低減」の程度が不明であり、個人情報の利活用に重きがおかれている。当事者個人の保護が極めて危ぶまれる。
219	個人	第2-II-1	<p>「本人の同意がなくてもデータの利活用を可能とする枠組みの導入等」について、パーソナルデータの取り扱いは、その本人が主体的に利用方法を判断するべきであり、その保護を望む範囲についても本人が判断するべきである。いわゆる「機微情報」にあたるか否かによって一般化、定型化できるものではない。よって本人の同意がないデータは利活用の対象から外すことを原則とすべきである。</p> <p>利活用事業者側は、手続きの煩雑さや除外によりデータの信頼度が下がることを懸念しているように見受けられる。パーソナルデータはその本人のものである以上、利活用側がその手続きの煩雑さを理由とすることは乱暴な議論である。また、ビッグデータの活用においては母集団が相当程度大きいことから、除外データによる信頼性低下にはつながらない。</p> <p>一方「個人の特定性を低減したデータ」については、想定される方法を用いても特定性を完全に排除したデータとして活用するのであれば、本人の同意を得ない活用も差し支えないと考える。</p>
220	法人・団体	第2-II-1	<ul style="list-style-type: none"> ・意見 個人の特定性（識別性）の消去が完全でない以上、現行の個人情報保護法第2条に定義される「個人情報」に該当するものと考えべきであり、完全な匿名化が不可能なパーソナルデータについては、本人同意の原則及び目的外利用・第三者提供を禁止すべきである。 ・理由・根拠となる出典等 大綱の該当箇所では「個人の特定性を低減したデータへの加工」とし、個人の特定性（識別性）の「低減」はするが、「完全消去」を要件としていない。このことは、言い換えればパーソナルデータから個人の特定性（識別性）を完全に排除することが困難なことを政府が認めているものと理解できる。個人情報保護法第2条では、個人情報の定義として「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」と規定している。経済優先の観点でパーソナルデータの利活用を促進するために、個人情報保護法の根幹でもある「個人情報」の定義を改正することは、プライバシー権の軽視でしかなく、容認できない。完全な匿名化が不可能なパーソナルデータは、個人情報と同等の取り扱いとすべきである。
221	法人・団体	第2-II-1	<ul style="list-style-type: none"> ・意見 とりわけ、医療情報等については機微性・秘匿性が高く、プライバシー保護の措置を最大限講ずるべきである。この観点から医療情報等の取り扱いについては、別途個別の個人情報保護法の制定を求める。 ・理由・根拠となる出典等 とりわけ医療情報とは、個人の身体、疾病、健康等に関する情報であり、他人に知られたくない、知られることで不利益を生ずる恐れのある「機微情報」として、国民に広く認識されているところであり、JISQ 15001:2006でも機微情報として位置付けられている。平成15年に個人情報保護法が成立した際、附帯決議として医療分野の個別的な個人情報保護法制の検討が盛り込まれた。大綱ではこうした認識が甘く、医療情報に対する保護の観点が弱い。医療情報の個益、公益論による利活用に期待する向きもあるが、現状でも疫学研究においては倫理指針等での個人情報の取り扱いは目的の限定など厳格化されており、被験者保護、患者のプライバシー権の保護とのバランスを取りつつ医薬品開発や医学研究など、公益の面での齟齬は来していない。また患者個人の治療に関する情報連携についても、医療現場では患者同意のもと、紙媒体での情報提供からICTへと少しずつ切り替わりつつあり、既に個益に資する利用が進められている。 <p>これらを踏まえて、医療情報については特にプライバシー保護の措置を最大限講ずるべきであり、他の個人情報以上の法制管理の下に置き、容易な民間利活用に供すべきではない。別途個別の個人情報保護法の制定を求める。</p>
222	個人	第2-II-2	<p>個人情報の法文上の定義を見直し、プライバシー権を法の目的として位置づけるべきと考えます</p> <p>行政管理局による「解説 行政機関等個人情報保護法」 https://www.niigata-u.ac.jp/profile1/80_compliance_020/kaisetu_gyohogo.pdf でも、「通例は特定の個人を識別可能とする情報と当該個人の属性情報からなる「一まとまり」の情報の集合物である」とされているように、個人の氏名や生年月日のみが個人情報ではないと解されていると理解していますが、報道等を見ると個人を特定しない情報は個人情報ではないように誤解している例が散見されます。</p> <p>この際、「個人情報は個人に関する情報すべてであり」というように、誤解のないような定義が必要とされているのではないのでしょうか。また、正式に法律へ「プライバシー権」を盛り込む、良い機会であると考えます。法の目的として、プライバシー権を位置付けてはいかがでしょうか。</p>
223	個人	第2-II-2	<p>「法律では大枠を定め（中略）また、これと併せ民間の自主規制ルールの活用を図ることとする。」（P8）になっているが、民間の自主規制の場合に、責任の所在、罰則等が曖昧になる恐れがある。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
224	個人	第2-II-2	<p>・意見 どのような情報が民間の自主規制になるのかは今後の継続検討になると思料されるが、携帯電話等移動体端末の「位置情報」と個人の特定化について意見を述べたい。 ゼンリンデータコムがシステム『混雑統計』にNTTDOCOMOが位置情報履歴を提供していた問題で、総務省消費者行政課は『「識別データを一定期間追跡すれば住所や職場を特定できるので、個人情報にあたる」としている』（読売新聞、2013. 11. 19） 一方、中野美由紀氏（芝浦工大）は「現在のデータ解析処理能力により個人が特定できる可能性がある。（中略）複数のデータソースを組み合わせることで、当初想定していた匿名性が消える可能性が高い」（中野美由紀、「ビッグデータ統合利活用における課題と技術」電子情報通信学会誌、Vol. 97 No. 5, P343-347, 2014. 5）と指摘している。 位置情報の場合は、複数のシステムのデータを組み合わせることにより、容易に個人の行動の特定・追跡が可能となり個人が判明されようと思料される。 「位置情報」は非常に重要な個人情報であり、「民間の自主規制に任せずに、政府主導でルールを制定すべきである」と思料する。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 他のシステムのデータと照合すれば、個人名を隠ぺいしても容易に個人の特定が可能となると推察される。</p>
225	個人	第2-II-2	<p>「消費者等も参画するマルチステークホルダープロセス」 日本ではまだプライバシー保護に特化した消費者団体が存在しません。そのような団体が育つまでの間、従来からある消費者団体のほか、消費者庁や消費者委員会も消費者側として種々の検討に参画することを望みます。</p>
226	個人	第2-II-2	<p>個人データの分類について、くわしく設定し、規制すべき</p>
227	法人・団体	第2-II-2	<p>・意見 「個人情報」及び「パーソナルデータ」という言葉について、法のレベルで明確な定義をすべきである。 また、運用ルールも業界ごとに差異が大きくなりすぎないように、業界にかかわらず一定の基準が明示されるべきである。第三者機関が認定を行う場面においても、少なくとも、業界や民間団体ごとに言葉の定義や運用ルールのアウトラインが大きくなりすぎることがないように、法のレベルで明確な判断基準を示す必要がある。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 「個人情報」や「パーソナルデータ」という言葉について定義が曖昧であり、現在の大綱の内容ではグレーゾーンの問題は解消されていない。 また、民間団体が業界独自のデータ運用ルールを定めるとしているが、運用を法に沿ったガイドラインがないまま民間の自主規制にすべて委ねるとした場合、業界や団体ごとに定義の解釈や運用ルールに差異が出る可能性は高い。結果として、第三者機関は業界横断のバランス調整が困難となるばかりか、運用のイニシアチブも発揮できず、民間でのデータ利活用にあたって混乱をきたすことが危惧される。 何より「個人情報」や「パーソナルデータ」を利活用する業界・団体によって、取扱いルールが異なった場合、消費者にとって個々の業界・団体の運用が適正か否かの判断が困難となるおそれがある。経済成長・産業発展に欠くことの出来ない情報だけに、そこには合理性と透明性が必要と考える。</p>
228	個人	第2-II-2	<p>「第2」のローマ数字2の「2」の中にある「法律では大枠を定め、具体的な内容は政省令、規則及びガイドラインにより対応」は、行政機関が定める政省令等に具体的な内容が委ねられ、国民によるコントロールが乏しい制度になるので、不適切である。少なくとも、単に「大枠」ではなく、重要な事項・内容は法律で定めることにすべきで、どのような事項・内容は法律で定めなければならないことにすることを大綱でもうたうべきである。</p>
229	個人	第2-II-2	<p>「社会通念等も踏まえつつ」とある。 この社会通念とは5ページの「高度な情報通信技術の活用により自分のパーソナルデータが悪用されるのではないか、これまで以上に十分な注意を払ってパーソナルデータを取り扱って欲しいなどの消費者の意識が拡大しつつあり」を意味するか。</p>
230	法人・団体	第2-II-2	<p>・意見 [ガイドラインの策定主体と民間の自主規制ルールの位置づけ] パーソナルデータの利活用のための具体的な内容を定める『ガイドライン』は、大綱で記されている「第三者機関」またはこれに準ずる組織において、標準的かつ共通的なガイドラインを策定すべきです。その上で、民間団体が業界の特性に応じてガイドラインの内容を補足し、具体的な運用ルールを定める形で運用していくのがよいと考えます。 また、一度作成した『ガイドライン』は、技術の進歩や社会情勢の変化によって随時見直していく必要があります。そのため、標準的かつ共通的なガイドラインは、第三者機関が常に内容を見直して維持・管理していくことも必要です。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 大綱には、誰が『ガイドライン』を作成するのか書かれていません。仮に、民間団体がそれぞれの業界ごとに、その業界の特性に応じてバラバラにガイドラインを作成する場合、ガイドラインの作成自体が民間団体の負荷となるだけでなく、業界ごとに作成したガイドラインの整合性も大きな問題となります。 したがって、大綱で記されている「第三者機関」またはこれに準ずる組織が、多くの業界に共通に適用できる標準的なガイドラインを作成すべきです。その上で、民間団体は業界ごとの特性に応じて、この標準ガイドラインを補足する具体的なルールを策定し、それを第三者機関が認定するような運用とするべきと考えます。</p>
231	法人・団体	第2-II-2	<p>事業者が自ら個人情報の範囲を決める点に問題があるのではないか。 被害への対応も民間任せか。救済は誰が行うのか、責任の所在はどうなるのか、警察との関連はどうか不明瞭な点が多い。 認定されるまで業界独自のルールは実行できないと考えてよいか。 「業界」の範囲はどのように決めるのか。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
232	個人	第2-II-2	<p>・意見 業界をまたがってパーソナルデータが流通することを考慮した制度にしていきたいと存じます。 「業界の特性に応じた」、「業界独自の」といったような、“業界”に焦点を置くのではなく、「民間団体が定めたルール」、「データの利活用に応じたルール」といった記載が望ましいと考えます。 実務上、業界が異なっても規制ルールの基本部分は同一なはずであり、その部分については業界共通の規制ルールを策定するような枠組みにしていきたい。その上で、業界固有のルールについては共通ルールの上に個別部分をアドオンする運用が望ましいと考えます。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 先般のJR東日本・日立間のデータ授受に見られるように、パーソナルデータを利活用したビジネスやサービスは、業界をまたがってこそ有用性が発揮されるため、業界個別の規制ルールはむしろビジネス遂行上の障壁となります。例えば、現行の個人情報保護法の場合、各省庁のガイドラインは27分野計40個もあり、これに加えて地方自治体毎の条例やガイドラインも存在し、業際ビジネスを行う企業にとって負担が大きいところです。 また、業界ごとにルールが策定されることを前提とした制度設計では、業界をまたいでパーソナルデータが授受される場合に対応できないおそれがあると考えます。</p>
233	個人	第2-II-2	<p>・意見 「個人情報」の範囲の明確化が記載されていますが、同時に本大綱案に記載されている「パーソナルデータ」「個人の特定性を低減したデータ」「マルチステークホルダープロセス」などの新しい用語の定義と範囲を明確化することも必要と考えます。 また、「パーソナルデータ」「個人データ」「個人情報」と、意図的に使い分けていらっしゃると思いますが、これらについても、定義を明確にした方がよいと思います。併せて、英語に関しても、それぞれ区別した対訳が必要と考えます。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 国民および事業者にとって分かりやすくするため。</p>
234	法人・団体	第2-II-2	<p>民間の自主規制ルールの活用を図る方針に関して賛成する。 グレーゾーンの解消や個人が特定される可能性を低減したデータへの加工方法等について、業界毎に自主規制ルールを策定することとなるが、これらの認定等が実現されない限り、成長戦略としてのパーソナルデータの利活用が促進されないため、民間の自主規制をバックアップする法規制及び第三者機関の早急な立ち上がり等を求める。</p>
235	法人・団体	第2-II-2	<p>グレーゾーンの解消や個人が特定される可能性を低減したデータへの加工方法等について、業界等で自主規制ルールを策定することとなるが、この自主規制ルールの政府機関による認定が行われない限り、成長戦略としてのパーソナルデータの利活用が促進されないため、第三者機関の早急な立ち上がりを期待する。</p>
236	法人・団体	第2-II-2	<p>・意見 大綱では、「当該ルール又は民間団体の認定等」とあり、どのような場合にルールを認定するのか又は民間団体を認定するのかの区別がはっきりしていないため、これを明確にすべきである。 具体的には、「個人が特定される可能性を低減したデータの取扱い」については、法定事項を補完する具体的なルールであることから、ルールを策定した団体ではなくルール自体を認定すべきである。 法定化にあたっては、「個人が特定される可能性を低減したデータの取扱い」にかかるルールに限って認定することを明確にし、大綱に記述されている「民間主導による個人情報及びプライバシーの保護にかかる自主規制ルール」というより広範で一般的な自主規制ルールまでを認定の対象とすべきではない。 また、法定化されていない事項に関する業界独自のルールに関しては、現法律にある認定個人情報保護団体の規定を活用して、独自のルールを策定・実施する団体を認定することで対応できるものと考えられる。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 民間団体が業界の特性に応じて策定した具体的な運用ルールは法定事項を補完するルールであり、その策定が特定の民間団体の発意でなされたものであるにしても、アウトサイダー事業者が存在することとなれば、一般の消費者やユーザに対して被害や混乱を与え、また事業者間の健全な競争を損なうおそれもあるため、民間団体の認定とはせずに、当該民間団体に属するか否かを問わずに遵守を求めるルールの認定とすべきである。 また、この認定はこれまでの大綱にかかる検討会の議論や、大綱の基本的考え方等の文脈から、個人が特定される可能性を低減したデータの取扱いの枠組み検討の一環として議論されたものであり、第三者機関が民間の自主規制ルールを認定することによって法定事項を補完し機動的に対応していくため提案されたものと考えられる。一般的に国による認定は、民間の自主的な活動に必要以上に介入したり制約したりする可能性もあることから、合意された明確な目的と対象範囲に限定して講ずるべきであり、法定化にあっても、その範囲での認定にとどめるべきである。 一方、法定されていない事項に関する業界独自のルールについては、民間の自主的な個人情報保護への取り組みと考えることができ、仮に国が関与することによりその実効性を確保しようとするのであれば、その手段としては既に現法律に認定個人情報保護団体の規定があり、新たに民間団体を認定する規定を新設せずとも、この規定で充分に対応することが出来る。</p>
237	法人・団体	第2-II-2	<p>・意見 マルチステークホルダープロセスについて、組織体制や運用ルール等について、具体的な要件を明確にする必要がある。 また、このプロセスにおいてマルチステークホルダーの一員とされている国の立場や役割、及びマルチステークホルダープロセスにより策定されたルールを認定する第三者機関との関係を明確にすべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 わが国においては、マルチステークホルダープロセスは定着した手段とは言えず、その具体的な定義や要件もあいまいであり、運営者が恣意的に運用したり、形式的に運用したりするおそれがある。消費者や有識者の参加が実質的に確保されていることが重要であり、それを確実に担保できるものとする必要がある。 更にマルチステークホルダーの一員としての国とは、どの省庁がどのような立場（推進側、規制側、中立者等）で参加するのかが明確でない。また国が参加して策定したルールをどのような観点で第三者機関が審査し認定するのも明確ではない。 マルチステークホルダープロセスは、国も含めた合意形成プロセスであり、そのプロセスを実施した上で国の認定というプロセスが重ねて必要なのかという議論もあるのではないかと。</p>
238	法人・団体	第2-II-2	<p>「個人の特定性を低減したデータ」の導入、その加工に関する規律の導入、第三者機関による認定プロセスは、データ利活用を活性化するものと期待します。 この特定性低減データに関する第三者機関による認定においては、暗号化や秘密分散などの技術に追随して見直しが行われるような運用にしていきたいと存じます。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
239	個人	第2-II-2	<p>「マルチステークホルダープロセス」導入を歓迎し、高く評価します 今回の制度改正大綱において、「マルチステークホルダープロセス」理念の導入と、それを生かした制度の創設を公式に提唱したことは、わが国の情報社会におけるガバナンスにかかわる政策・制度を一步前進させるものとして、高く評価いたします。</p> <p>「マルチステークホルダープロセス」は、インターネットおよび情報社会に関するグローバルガバナンスを支える主導理念の一つとして、この10数年の間に国際社会において大きく認知され、実践が広がりつつあります。国連による世界情報社会サミット (WSIS) をはじめ、インターネットのドメイン名に関する国際組織 ICANN、インターネットガバナンスに関するフォーラム IGFなどはその代表例です。</p> <p>また、最近では各国国内におけるインターネットや情報社会に関するガバナンス政策分野において、その導入推進の流れが強まっています。本年4月にブラジルで開催された国際会議 NETmundial においては、世界97国の参加により採択された文書で、「国内のインターネットガバナンスにおいても、マルチステークホルダーの仕組みを展開することの重要性」が明記されました。</p> <p>国際社会の潮流との同期は重要です わが国においても、こうした国際社会の潮流に同期する形で「マルチステークホルダープロセス」を政策として導入し、制度面で実施することは、グローバルによりシームレスな情報社会の実現に寄与し、そのなかでの経済・社会的な競争水準の維持・向上につながるもので、きわめて重要なステップにあると考えます。</p> <p>マルチステークホルダープロセスの意義を理解した協力・支援が重要 「マルチステークホルダープロセス」は比較的新しい概念で、十分な理解が浸透している状況ではないことも事実であり、わが国では実践経験も浅いところから、具体的な制度設計とその実施・運用にあたっては、このプロセスの利点、意義を十分に周知し、理解を深めることが重要と考えます。</p> <p>理由・根拠は後述しますが、「マルチステークホルダープロセス」とは、原則としてすべてのステークホルダーが対等に参加して合意形成をはかるものです。したがって、「民主導」というのは必ずしも正確ではなく、政府も主要な構成主体のひとつとして、重要な役割を果たすことが期待されます。</p> <p>同時に、このプロセスを実質的に機能させるためには、活動基盤が相対的に脆弱な市民社会、すなわち消費者、市民活動団体、学術研究者などのステークホルダー・コミュニティの参画を、政府および産業界が協力して積極的に推進・支援することが重要と考えます。</p> <p>言い換えれば、「マルチステークホルダープロセス」とは、すべての主体の対等で十分な参加と貢献によってはじめて成立するものであり、政府、産業界を含むあらゆる主体がそれを理解し、相互に協力し合うことが決定的に重要と考えます。</p> <p>わが国の政府および産業界においても、マルチステークホルダーの政策プロセスへの市民団体などの関与の意義を十分理解し、積極的な支援策を講じることを求めます。また市民社会の参加においては、消費者団体のみではなく、インターネットのユーザー団体や技術コミュニティ、政策研究者、法律家などにも広く呼びかけることを求めます。</p> <p>このプロセスは、わが国ではなじみが薄いだけに、今後の具体的な制度設計および運用にあたっては、引き続き広く意見を聴取するとともに、柔軟な姿勢で実装し、途中で不具合などが生じた場合にも的確な修正を行えるようにしていただきたいと考えます。</p> <p>「マルチステークホルダープロセス」の実装を推進している米国では、政府がインターネットに関連する以下の4政策分野で「マルチステークホルダープロセス」を採用することを基本政策としています。 プライバシー、サイバーセキュリティ、著作権、情報のグローバルに自由な流通 同時に、米国ではEPIC、EFF、CDTなどの市民活動団体が、マルチステークホルダーの政策プロセスに積極関与し、強力に支えています。ハーバード、エール、シラキュース、ペンシルバニアなどの大学や財団＝政策シンクタンクなども、「インターネットガバナンス」をテーマとする研究組織をもち、研究者が政策課題とその実装のプロセスに積極的に参加、発言しています。</p> <p>これらの団体・組織の活動基盤は、会費・個人寄付に加えて、情報通信分野などの企業・財団からの寄付や政府の研究資金などによって分厚く支えられています。</p> <p>わが国でも、こうした活動を育成するための支援策が求められると考えます。</p> <p>オンラインプロセスにより、全国的な取り組みの推進を わが国では、ともすれば東京などの大都市を中心に制度運用が行われがちですが、「マルチステークホルダープロセス」の実装にあたっては、インターネットをフルに活用し、地方も含めた全国的な取り組みを推進していただくことを求めます。</p> <p>具体的には、文字レベルでの一方向的な意見募集にとどまらず、オンラインフォーラムによる双方向での対話、各委員会などのストリーミング中継といった機能の活用を提案します。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 インターネットおよび情報社会ガバナンスの分野においては、「マルチステークホルダー」とは主要構成主体として、政府、民間企業、市民社会の3者を位置づけることが一般的です。たとえば、2005年に採択された国連の世界情報社会サミット (WSIS) のチュニス宣言では、「インターネットガバナンス」の定義として、各国首脳により、以下が合意されています。</p> <p>「インターネットガバナンスとは、政府、民間企業、市民社会がそれぞれの役割に従って開発、適用する、インターネットの進化と利用を形成する共通の原理、規範、ルール、意思決定プロセスおよびプログラムのことである」 “Internet governance is the development and application by governments, the private sector and civil society, in their respective roles, of shared principles, norms, rules, decision making procedures and programs that shape the evolution and use of the Internet.” (国連世界情報社会サミット チュニス宣言 http://www.itu.int/wsis/docs2/tunis/off/6rev1.html)</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
			<p>なお、同文書は「学術・技術コミュニティ」「国際機関」などの役割にも触れ、最近の国際的なマルチステークホルダーでの会議では、これらを加えることが主流となっています。</p> <p>「マルチステークホルダープロセス」は、米国にとどまらず、ブラジルなど新興国においても実践が進んでおり、これらの国の経験に学ぶことが重要と考えます。</p> <p>とくにブラジルでは「インターネット執行委員会 (CGI.br)」が政府、民間企業、市民社会、技術団体の参加により構成され、主要なインターネット政策の策定に関与しています。とくに、最近立法化された「インターネット人権宣言 (Marco de Civil)」の策定プロセスにおいては、マルチステーク+ホルダープロセスが積極的に活用され、ブラジルの広大な地域をフルにカバーするために、オンラインでの討議プロセスも積極的に活用されています。 (http://cgi.br)</p> <p>さらに、国際的にみると、「マルチステークホルダープロセス」はインターネットや情報社会分野に限らず、地球環境分野における取り組みにも導入されてきた理念で、以下のような考え方が中心となっています。</p> <p>「“持続可能な発展”への道のりは、<中略>企業や消費者、投資家、労働者、NP0など、社会の様々な立場にある組織や個人が、プロセスに参加し、学び、協力し、それぞれの役割を果たすことが不可欠なのです。</p> <p>このような課題解決の鍵を握る組織や個人を“ステークホルダー”と呼びます。そして、多種多様なステークホルダーが対等な立場で参加し、協働して課題解決にあたる合意形成の枠組みを、“マルチステークホルダー・プロセス”と言います。</p> <p>マルチステークホルダー・プロセスは、持続可能な発展を支える新しいガバナンスのモデルとして、地域の環境政策やコミュニティ政策、企業と市民セクターの共同事業、発展途上国の開発事業や資源管理、さらには国際的な基準策定プロセスなど、様々なプロジェクトに応用できます。」 (内閣府国民生活局 持続可能な未来のためのマルチステークホルダー・サイト www.sustainability.go.jp/concept/index.html)</p> <p>すなわち、「マルチステークホルダープロセス」の流れは、21世紀におけるグローバル社会の重要な潮流の一環であり、わが国においても、これを契機に、積極推進されることを期待します。</p>
240	法人・団体	第2-II-2	<p>・意見 現時点において、または政府の検討のマイルストーンごとに、明確化される範囲を具体的に明示する必要がある。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 データ利用を前提にした事業を企画・具体化を進めるにあたり、個人情報の範囲が重要な要素である。この範囲が揺れる度に、事業者はそれまで検討していた事業企画や具体化に向けた準備を中断・再考する必要がある。事業者が法が改正するまでの間に、新サービスの創出や、サービスの高度化に躊躇しないためにも、マイルストーンごとに、想定範囲・想定外の範囲について明示することが必要である。</p>
241	法人・団体	第2-II-2	<p>・意見 実務上、業界が異なっても規制ルールの基本部分は同一であると考えられ、その部分については業界共通の規制ルールを策定するような枠組みにすることが必要である。 そして、その上で、業界固有のルールについては共通ルールの上に個別部分をアドオンする運用が望ましい。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 パーソナルデータを利活用したビジネスやサービスは、業界をまたがってこそ、その有用性が発揮されるため、業界個別の規制ルールは、ビジネス遂行上の障壁となるため。(例えば、現行の個人情報保護法の場合、各省庁のガイドラインは27分野計40個もあり、これに加えて地方自治体毎の条例やガイドラインも存在し、業際ビジネスを行う企業にとって負担が大きい)</p>
242	法人・団体	第2-II-2	<p>・意見 マルチステークホルダー・プロセスを業界が用いる場合に、どのような者(資質、資格等)によって構成されるべきかの規定が必要ではないか。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 「マルチステークホルダー・プロセスの定義と類型」(内閣府国民生活局企画課、平成20年8月)によれば、各ステークホルダーは平等に意見が表明でき、また平等に説明責任を負うものとされている。また、その類型も提示されている。業界ルール等を策定する際に、恣意的な人選が行われ、合意形成してしまう可能性も否定できない。一方で、その肩書き等によって、特定の者しか構成員になれない可能性もある。 本件の場合、上記内閣府の類型では、「規範形成型」の体制で推進する必要があるものと推察するが、その構成員として望ましい資質等について、規定することが必要である。それを規定せずに、マルチステークホルダー・プロセスにより作成されたルール等を第三者機関が認定することが可能なのか、疑問である。</p>
243	法人・団体	第2-II-2	<p>パーソナルデータの重要性からも共通のルールが必要と考える。すなわち、まず法律において、国、保険者、医療機関等の医療情報取扱事業者および関連民間企業の個人情報保護における責務を明確化する必要がある。</p>
244	法人・団体	第2-II-2	<p>民間の自主ルールで、自ら活用・保護ルールを決めるのは、国民の理解を得られない。 民間企業からの情報漏えい事件が最近起こっており、第三者機関があるとしても情報保護対策を民間主導にするべきではない。</p>
245	法人・団体	第2-II-2	<p>制度間(個人情報保護法、政省令、規則及びガイドライン)での情報保護規則の不一致の是正が必要である。</p>
246	法人・団体	第2-II-2	<p>・意見 マルチステークホルダーの利用においては、現実にあった運用が必要であることを大綱において言及すべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 第2.II.2においてマルチステークホルダープロセス(MSP)の導入に言及しているが、MSPは新しい個人情報の取り扱いを考える上で有益である。しかし、我が国はMSPの経験が十分とはいえない。特に消費者を含めることになるが、その経験がある消費者は少ないのが現実であろう。それを考慮した制度設計を望む。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
247	個人	第2-II-2	<p>法律で定める原則と、そのもとで詳細を規定する自主規制ルールとの位置づけを明確にして、広く広報していくことが重要である。また、自主規制ルールが乱立による混乱を防止するとともに、自主規制ルールに違反した事業者に対しては、第三者機関による実効的な制裁を科すべきである。以下、これらについて詳述する。</p> <p>機動的な対応を可能とするために、法律で定めるべき範囲と政省令・規則・ガイドライン等で対応すべき範囲とを適切に分けること、民間の自主的な取組を活用することには賛成であるが、下位法令への委任関係が複雑になると、法規制の全体像・内容がわかりづらくなることから、事業者や消費者が規制を理解できるよう、法律や下位法令の規定ぶりをわかりやすくするとともに、説明資料・広報資料の充実を求める。</p> <p>また、民間の自主規制ルールはあくまで補完であるし、自主規制ルールが乱立してしまえば、どの事業者がどのようなルールに従ってパーソナルデータを取り扱っているか消費者が理解できない事態が生じるおそれがある。少なくとも、携帯端末ID等の個人と密接な関係にある情報を含むデータ及び利用履歴・移動履歴のように個人の私生活に関する具体的な情報を含むデータについては、個人情報保護法の保護対象であると法文に明記すべきである。また、自主規制ルールについて逐次第三者機関が適正性をチェックし、自主規制ルールに反した事業者には厳しい制裁を科すなど、実効性のある規律とすべきである。さらに、自主規制のない業界や自主規制の及ばない事業者には、パーソナルデータの活利用が自主規制に従う事業者より制限されるようにしなければならない。</p>
248	個人	第2-II-2	<p>・意見 「政省令、規則及びガイドラインへ」の委任は最小限にとどめることを明確にしてもらいたい</p> <p>・理由・根拠となる出典等 今回の制度改正にあたっては、法令等の質量ともに相当程度のもとなると予想できる。これまでの各種法制度においては、法令に基本的な事項を記載するとともに、多くは政省令、規則、附則等によって対処されたために、一般国民にとって極めて分かりにくく、専門家の解説に待たなければならないものが散見されている。(社会保険関係法令などに顕著。) 本件のように国民の権利に直接つながる法制度の構築にあたっては、このような複雑性を可能な限り回避し、一般国民が法文そのものから理解できるように一貫性のある法文配置や統一性のある内容となるよう特に留意願いたい。</p>
249	個人	第2-II-2	<p>・意見 第三者機関は民間の自主規制ルールについて「監督」権限を持つべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 大綱第2II2(8頁)の第一パラグラフにある理由から、事業者等の自主規制ルールが法執行の実効性を確保するうえで重要であることは理解できる。 そして、ある自主規制ルールがデータ主体のプライバシーを守らないまたはその恐れがあると判断できるときは、「監督」権限により、その問題が明らかにされるべきである。 それにより、事業者が環境の変化や技術の進歩等に対応し、利用とプライバシー保護のバランスを十分に意識した自主規制ルールを策定し、また、それを定期的に見直すことが期待できる。 結果として、法の安定した執行につながるのではないかと。 また、そのことによりパーソナルデータの取扱いに関する日本の国際的な信用が向上するのではないかと。</p>
250	法人・団体	第2-II-2	<p>民間の自主規制ルールや業界独自ルールの策定について、同意いたします。 業界ごとの特性を活かした、取扱い情報および運用方法のルールを策定することにより、第三者機関の立ち上がりおよびルール運用の早急性が確保されると考えます。 そのため、第三者機関の認定する民間団体によるルール策定についての制度化を求めます。また、第三者機関には、民間団体の乱立を防ぎ、より信頼がおける団体による各業界審査の一本化をしていただくことを希望いたします。</p>
251	個人	第2-II-2	<p>「法律で大枠を定め、具体的な内容は政省令、規則及びガイドラインで対応する」とあるが、「第三者機関」の役割と「政省令・規則・ガイドライン」の関係性及び具体的な運用イメージを明確にして頂きたい。</p>
252	個人	第2-II-2	<p>「個人情報の範囲を明確化し、個人の権利利益の侵害が生じる事のないように取扱いに関する規律を定める」とあるが、個人情報の範囲を定め、そこに影響しないパーソナルデータの利活用を求めるには、限界がある。 よって、「パーソナルデータの利活用における便益と、個人の権利利益の侵害のバランスを推進することを目的とする委員会」としての「第三者機関」の役割を、期待する。 具体的には、「パーソナルデータの利活用の促進と保護に関する広報及び啓発を行う」を徹底的に実行することで、より多くの民間企業、行政機関の利活用参入を促進して頂きたい。</p>
253	個人	第2-II-2	<p>識別、特定など用語の明確化を強く求める。 用語の定義と条文の理解について、一般知識で読解出来るようにすることが国家の役割であり、象徴の役割である。 『法解釈』なる、不明確、且つ条文の不透明さを無くすことから始めるべきである。特に、識別と特定では度合いが異なることから、この点を明確にしつつ、問題発生時にはその判断基準を第三者機関および各ガイドラインに反映して広く公表すべきである。</p>
254	個人	第2-II-3	<p>「3 第三者機関の体制整備等による実効性ある制度執行の確保」については、国民番号ありきの理論であり、そもそも国民番号制度(通称マイナンバー)はきちんとした国民的議論もないまま強行採決されたものであると言わざるを得ず、民主主義社会における国民の同意形成を反映した制度ではないものと解されます。よって国民番号制度とは切り離れた機関として設置すべきです。</p>
255	個人	第2-II-3	<p>・意見 現行の開示規定すら緩和する印象を受けるので、法令違反のデータ収集・利活用の疑いなどを糺すための本人開示請求は、無条件に認めるべきです。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 改正大綱とその事務局案を読んだ素人市民としての自分の感想が意見の根拠です。</p>
256	法人・団体	第2-II-3	<p>・意見 第三者機関の設立は賛成であり、早急に実現するべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 独立した第三者機関の設置は、当連合会が繰り返し求めてきたところであって、速やかに実現されるべきである。</p>
257	個人	第2-II-3	<p>マルチステークホルダープロセスは万能であるとは考えられません。どのような範囲の当事者の参加が要請されるか、また参加者間で規制の目的について国民で共有された認識があるかが課題であり、それは乗り越えられる課題かどうか疑問です。また、ここでの規制は自主規制というよりは共同規制と表現するべきではないでしょうか。</p>
258	個人	第2-II-3	<p>第三者機関の体制を整備する制度改定事項には、個人の属性や行動履歴を分野横断的な項目において網羅的に集積されることにより生じ得る個人の権利利益に対する侵害の深刻さを考慮して、(横断して収集すべきでない)各分野をどのように定め、どのような項目群を収集した場合に「分野を横断」することになるのかの基準等を作成することや、分野を横断する必要がある場合の個別の合否審査についても、第三者機関が行うべき事項とするべきです。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
259	法人・ 団体	第2-II-3	<p>プライバシーに対する考え方は、その時々によって変化していきます。そのためパーソナルデータの適切な取扱いを適時定めていくことが重要です。法律で縛るのでなく、第三者機関が民間団体の自主ルールを監視する方法をとることが現実的であることは理解できます。しかし、EUのデータ保護規則案や米国の消費者プライバシー権利章典のように、政府機関がその時々でのプライバシーに対する考え方の方向性を定めるための声明を出すことが必要ではないかと考えます。</p>
260	法人・ 団体	第2-II-3	<p>プライバシー保護に関する第三者機関設置はEUおよび諸外国における運用およびその経験を十分に理解し、将来において適切な機能を果たすことができる必要があります。その組織の目的は、この大綱の目的と同じ目的を共有し、「新産業・新サービスの創出と国民の安全・安心の向上」を実現するための機能として、1) 適切な情報の利用の方法、2) 適切なプライバシー保護手段、3) 必要な監査機能、そして3) 紛争解決などあげられます。繰り返しのようになりますがこの組織には、目的を取り違えることなく、日々進化する情報利用の方法、伝送手段、蓄積手段などを十分に理解しそれに対しての指針を社会に対して機動的に示すことが求められます。罰則に係る運用については、これも目的を実現するために利用するものであり、適切な保護を促すためのインセンティブとなるような制度設計が重要であると考えます。</p> <p>現在の情報通信技術の発展は、民間主導による技術の開発、社会での利活用が大部分を占めます。このことから、この第三者機関を機動的に機能させるためには、民間との協力が重要であり、その連携によってのみ実現が可能と考えます。現在の自主規制を軸としつつ、そのbest practiceを社会全体で共有するようなことが求められます。</p> <p>社会における新技術の受け入れは、人間の歴史の中で多くの場合にリスクを伴いながら受け入れてきました、そのリスクを保証する仕組みを社会の仕組みとしてつくり上げることで、100%安全でない技術（例えば自動車）を広く社会で受け入れてきた歴史があります。情報通信技術においても100%の安全の保証を与えることは困難であることから、なんらかの問題が起こった場合にそのリスクを埋める仕組みを社会として持つことが求められていると言えます。今回提案されている第三者機関が明確な指針を示し、そのときに適切な情報の扱い方、問題発生時の紛争処理機能を持つことで、そのリスクが埋められ、5ページにある「利用の壁」を取り払うことが求められる機能と言えます。</p> <p>この第三者機関は、日本における全てのプライバシーに関わる事柄を扱う組織として、民間のみならず、中央、地方を問わず、すべての政府機関における情報に対しての監督を行い、その積極的な流通を即ず機能が重要な役割として上げられます。その結果、現在政府において取り組まれているオープンデータの推進にもつながることが期待されます。同様に、東日本大震災の時に課題となった非常時の情報の適切な共有は民間、政府を問わず重要な課題であり、震災時の反省点として上げられました(*)。政府が積極的な利活用の見本を示すことにより、社会における適切な情報の利用が則され本大綱の目的が達成されることが期待されます。この大綱の実現に向けての制度設計の詳細をぜひ今後積極的に公開をし、民間との対話のなかで世界に誇れる日本のプライバシー保護政策が実現することを期待しております。そのために、必要があれば、世界中のプライバシー保護政策に関わる部署を中心として喜んでご協力をさせて頂く所存です。</p> <p>(*)平成24年6月28日 「IT防災ライフライン構築のための基本方針及びアクションプラン」、IT 防災ライフライン推進協議会 参照</p>
261	法人・ 団体	第2-II-3	<p>・意見 パーソナルデータの情報移転に関して、正しく「個人の特定性を低減したデータ」に加工されて提供されたことを保証するためなどに、第三者機関による立入検査等の権限は必要と考えます。かつ、その権限が適切に行使されることを望みます。</p> <p>・理由 パーソナルデータの情報提供者側と受領者側の間で、「個人の特定性を低減したデータ」に加工した上で情報が移転されているかどうかについて、外部からは明確に判断できないことが多いと考えます。そのため、情報が正しく移転されていることを検証するためには、大綱に書かれている第三者機関が持つ立入検査等の権限が行使されるべきと考えます。ただし、個人の権利保護とパーソナルデータの利活用促進の両面から、実際に立入検査を行う基準等が適切に運用されることが必要と考えます。</p>
262	個人	第2-II-3	<p>・意見 委員会委員、事務局職員について、特定性低減技術に知見のある方、個人情報保護・プライバシー保護に知見のある方、特定の業界に偏らず判断のできる方を選任していただきたく存じます。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 技術的知見がなければ民間の自主規制ルールの認定にあたって適切な判断ができないと考えます。個人情報保護・プライバシー保護に知見のある方が必要なことは言うまでもないかと存じます。特定の業界に偏らず判断のできる方がいなければ、恣意的なルールが認定され、事業者の自由な経済活動を制約するおそれがあると考えます。</p>
263	個人	第2-II-3	<p>・意見 第三者機関の人員構成については、パーソナルデータの利活用を促進するという観点から、事業者の事業に精通した方を多数選任していただきたく存じます。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 パーソナルデータを活用する事業者の事業分野は、技術の進展や世相の変化に柔軟に対応する必要があるため、その中で、パーソナルデータの利活用を図るためには、第三者機関における人員の多数を、事業に詳しい方々で構成とすべきと考えます。</p>
264	法人・ 団体	第2-II-3	<p>・意見 米国における公正信用報告法や、クレジット差別禁止法 (Equal Credit Opportunity Act) のような法整備を併せて実施し、個人の権利権益を守ることが必要である。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 パーソナルデータの利用は、モノやサービスの購入の適合を高めるものと、消費者の雇用・医療・信用・教育等の適格性に使うものが主にある。消費者は常に条件(所属、年収等)が変化するものであり、事業者もパーソナルデータを最新の状況にすることを努力しているが、往々にして、誤った推測を生み、消費者の機会を損失することも予想される。個人の請求権に併せて、情報提供先の制限、情報の償却年限(ネガティブ情報は通常7年、破産宣告は10年以上経過したものは提供してはならない等)、消費者からの問い合わせ、異議申立てによる情報内容訂正の徹底を図ることが必要である。</p>
265	法人・ 団体	第2-II-3	<p>「本大綱」では、法令や民間の自主ルールの運用において第三者機関の役割が極めて重要になっている。しかし、第三者機関の監督権限が不明瞭であるため、実効性のある組織となるよう規定すべきである。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
266	法人・団体	第2-II-3	<p>・意見 グローバル化の対応に関する第三者機関の権限・機能等 第三者機関の権限・機能等において民間団体・行政機関・独立行政法人等の関係を記載していますが、政府推奨暗号技術を担当しているCRYPTREC等の暗号技術を担当する政府機関等とのリエゾン関係についても検討すべきです。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 個人情報保護法は制度及び技術により保護されること、本大綱では個人情報保護法の制度について記載しています。しかし、「情報通信技術の進展により」（「第2基本的な考え方」-「I 制度改正の趣旨」-「1 背景」）、「情報の多種多様化及び情報通信技術の進展等を背景とした」（「第2基本的な考え方」-「I 制度改正の趣旨」-「2 課題」-「(1) 利活用の壁を取り払うために」-「① グレーゾーンへの対応」）の指摘通り技術に関しても十分な配慮が必要となります。例えば、米国家安全保障局（NSA: National Security Agency）では楕円曲線暗号を利活用するため楕円曲線暗号に関する特許のライセンスを取得しており、セキュリティの基礎となる暗号技術に関して配慮していることが知られています。 第三者機関の権限・機能等では民間団体・行政機関・独立行政法人等の関係を記載していますが、政府推奨暗号技術を担当しているCRYPTREC等の暗号技術を担当する政府機関等とのリエゾン関係についても検討すべきです。すなわち、グローバル化等の対応を考えると暗号技術においても国際的な標準及びグローバルな動向に対応する必要があり、この担当部門との連携関係は今後重要となります。 例えば、最近のIC旅券仕様として補足アクセス制御（SAC: Supplemental Access Control）が追加されておりますが最新の暗号技術を積極的に採用しており、このような技術的な裏付けが必要と考えます。</p>
267	個人	第2-II-3	<p>被害救済を迅速・確実に行えるよう、第三者機関に課徴金に関する権限と審査請求に関する権限、消費者の被害救済に関する権限を付与すべきである。主務大臣との連携は必要な範囲にとどめ、あくまで独立性を有する第三者機関の判断が主務大臣の判断よりも重視されるよう制度設計すべきである。また、第三者機関の人員・予算を充実させるべきである。人員については、新規の組織設立を著しく困難にするスクラップ・アンド・ビルド原則を政府として見直すべきであるし、必要な定員を確保するのみではなく、パーソナルデータ行政を遂行できる能力を十分に備えた実員を確保しなければならない。予算については、スクラップ・アンド・ビルド原則同様、非効率と考えられる主計局査定の手続きをスリム化し、必要な施策に必要な予算を迅速に確保できるよう、政府として予算査定のある見直しすべきである。定員・予算がほぼ必要ない民間からの非常勤職員、地方公共団体からの研修生に違法に頼ることなく、第三者機関が第三者機関の職責を果たせるようにすべきである。 開示等については、これまで日本において濫訴が実際に行われて問題になったケースなどはなく、消費者本人の情報であり、事業者がそれを利用しているだけなのであるから、事業者の負担を過度に重くとらえずに（負担したくないければ情報を所持・利用しなければ良い）、広く認めるべきである。</p>
268	個人	第2-II-3	<p>・意見 第三者機関には、パーソナルデータに関する国際的なルールメイキングへの積極的な参加とEU等との国際交渉に十分な交渉力を持ちうる予算、人員及び権限が付与されるべきである。 少なくとも、データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議の正式な参加資格を満たすものとするべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 インターネットや携帯電話網（ネット）の発達により、ネット上のパーソナルデータを含むデータ流通に国境はない。 パーソナルデータに関する国内ルールが国際的に調和していなければ、価値あるデータが日本を素通りする恐れがある。 一方、本件に関心が強く発言力も強いITサービスに係る国内事業者の多くは、国際市場においてプレゼンスが弱いと思われる。 それら事業者は一般に国際市場における事業拡大の優先順位が低く、パーソナルデータに関する国際的調和に無関心又はそれが規制強化的と考えている可能性がある。 しかし、国際市場はより大きなフロンティアであり、上記のような第三者機関の整備は、そこに挑戦する事業者を支援する第一歩と考える。</p>
269	個人	第2-II-3	<p>活用側に絶対的な優位性があるなか、政府がマイナンバー法を得てこのような体制を作ることは、さらに活用側のみの利益を拡大し更なる不公平を生むと懸念する。活用される個々人の「情報を使われたくない」「使われ方に納得がいかない」という不利益があった場合、ますます配慮されにくくなると思われる。まさに利活用のみに焦点が当てられた、本改正法の問題だと思う。</p>
270	法人・団体	第2-II-3	<p>日本の法制度は日本国内で適用されることが原則となっている。このため、外国事業者が海外から日本にサービスを提供している場合や、日本のユーザーのデータを海外に保有している場合、どのような仕組みで「外国事業者に対する国内法の適用等を行う」のかが明らかでなく、その実効性に疑問が残る。 これまで日本は、裁判官が発行した令状に基づいて、捜査当局がその職務の遂行に必要な情報を得るという令状主義を取ってきた。これは、捜査機関が捜査に名を借りて権限を濫用し、不当に市民の人権を侵害することを予防するためである。今回の大綱は「第三者機関が、外国において個人情報保護関係法令に相当する法令を執行する外国執行当局に対し、その職務の遂行に資すると認める情報を提供することを可能とする」と明言しているが、令状主義のもと、これを実効性のある制度にしていくことが求められる。他の分野では、これまで国境を越えた執行協力を可能とする国際条約が締結されてきた。例えば税の分野における二国間の租税条約、犯罪捜査のための二国間の刑事共助条約（MLAT）や多国間のサイバー犯罪条約（Convention on Cybercrime）である。日本の第三者機関が外国執行当局に情報を提供するには、これらの条約を参考に、個人情報保護の観点から、国際的な執行協力の枠組みを作っていくことが必要である。</p>
271	個人	第2-II-3	<p>第三者機関については、米国のセーフハーバーのような機能を有することを望みます。</p>
272	法人・団体	第2-III	<p>今後のスケジュールは、拙速である。必要となる政省令、規則、ガイドラインの整備にも国民的合意が必要である。第三者機関には医療の現場が解る専門家を配備すべきである。</p>
273	個人	第2-III	<p>今後のスケジュールについて：可能な限り早期の法案提出を目指すというのは、あまりに拙速である。今回の大綱案に対しては、日本弁護士連合会、日本医師会という、高度な個人情報を扱う専門家組織から多くの問題が指摘されている（詳細は両会の意見書を参照）。それらの課題を解決しないままの法案作成は極めて問題が大きい。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
274	個人	第2-Ⅲ	<ul style="list-style-type: none"> ・意見 A developed strategy is necessary in order to ensure the transfer of powers from the ministries to the third party organization. ・理由・根拠となる出典等 The largest obstacle in this process of change will be empowering the trusted third party. In the current organization, where each ministry watches over data related to their respected fields, it will be difficult to convince these ministries to turn over the power to a third party. Therefore, solutions to convince the ministries of the benefits will be necessary. I recommend a process in which the government offers incentives in supporting the third party and maintain full transparency in the process of shifting over power from the ministries to the third party to create a system of checks and balances.
275	法人・団体	第2-Ⅲ	<p>「本大綱」は、パーソナルデータの民間における利活用を優先した内容が中心であり、利活用の前提となるべき情報保護に関する具体的方針は全く記載されていない。これではパーソナルデータの利活用について、国民の正しい理解を得ることは難しいと言わざるを得ない。今後十分な議論を行うには、スケジュールが短すぎるため、再考が必要である。</p>
276	法人・団体	第2-Ⅲ	<ul style="list-style-type: none"> ・意見 パーソナルデータの利活用のために個人情報保護法改正が議論されているが、日本だけ先走りして過度な規制強化のルールを導入するのであれば時期尚早であり、諸外国での状況も見極めながら慎重に検討すべきである。 ・理由・根拠となる出典等 本件については、以下個別論点で述べるとおり議論すべき点が多くあり、諸外国でもまだどのようにルール化すべきか議論を重ねているところである。ビッグデータ・パーソナルデータの利活用による新たな付加価値の創造こそ成長戦略の重要な項目であり、パーソナルデータの保護と利活用のバランスをいかに図るかは非常に重要である。したがって、諸外国での検討状況も見据えながら、日本だけガラパゴスな過度の規制を導入することでかえって世界のデータ利活用の潮流から取り残されないように十分留意すべきである。
277	法人・団体	第2-Ⅲ	<ul style="list-style-type: none"> ・意見 ルール内容の検討については、データ利活用企業の意見を十分に聞いたうえで進めるべきであり、その枠組みの構築を明確に記述すべきである。 ・理由・根拠となる出典等 今回の大綱では、多くの部分の制度設計が不明確なままであることから、現時点においてすべての事項に対して事業者が意見を出すことが極めて困難であり、また、真にデータの利活用になるものになるのかは、今後の政府部内の検討にゆだねられてしまうことになる。その意味で、第12回の検討会終了後の山本大臣のご挨拶にもあったように、データ利活用企業の意見を聞くことは必須であり、引き続き継続的に意見を聞き、検討内容に反映させるオープンな仕組みを明確に構築すべきである。
278	個人	第3-Ⅰ	<ul style="list-style-type: none"> ・意見 第1条の法の目的において、「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の尊厳を尊重し、かつ、個人の権利利益を保護することを目的とする」と記述すべきである。 ・理由・根拠となる出典等 法の目的が個人のプライバシーの権利の保護が目的であること明記すべきである。 [出典] <ul style="list-style-type: none"> ・日本国憲法 第13条 幸福追求権 ・芦部信喜、「憲法 第4版」、岩波書店、2007年3月、pp. 118 ・佐藤幸治、「日本国憲法論」、成文堂、2011年4月、pp. 182
279	法人・団体	第3-Ⅰ	<p>目的と基本理念については支持できる。</p>
280	法人・団体	第3-Ⅰ	<p>制度設計の中で詳述されてはいるが、マルチステークホルダープロセスによる民間の自主規制ルールの枠組みを創設し、自主規制の安定性と実効性が担保される法規制を包含した、国内のみならず国際的にも調和のとれた制度改正とすることを基本理念に謳っていただきたい。</p>
281	法人・団体	第3-Ⅰ	<p>これまでの各省庁での議論、「プライバシー・バイ・デザイン」等の海外の施策との調和を踏まえ、パーソナルデータの利活用と保護に関する基本原則を明確化することを求める。具体的には「透明性の確保」「必要最小限の取得」「適正な手段による取得」「適正な安全管理」「利用者関与の機会の確保」「苦情・相談への対応体制の確保」「ゼロサムではなくポジティブサム」等を基本原則として明記することを求める。</p>
282	個人	第3-Ⅰ	<ul style="list-style-type: none"> ・意見 利活用の前提として、個人の尊重理念と個人の権利利益の保護について、改正法並びに改正対象法となる個人情報保護法に明記すべきである。 また、個人情報の利活用の社会的信頼についても同様に法に明文化し、事業者に自律を促すことで、消費者等の不安解消を図るべきである。 ・理由・根拠となる出典等 現行個人情報保護法第三条の基本理念においても、「個人情報とは、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。」とある。 パーソナルデータの不当な取扱いにより懸念されるプライバシー侵害を大別すれば、個人への無用・不当な干渉、知られたくない本人に関する情報の露呈、プロファイリングによる差別的待遇を受けること等が考えられ、これらは結果として個人の人格・尊厳を毀損するものとする。 更に、事業者の取扱いにより得られる利益について、公益と称するものにはその妥当性、ポイントカードシステムのような本人への利益還元については引き替えとなるパーソナルデータと見合うものかどうか、また後述のいわゆる名簿屋問題のように、事業者の利益が公益でもなく本人還元もされないという状態に対して、消費者等は取扱事業者に対し不信感を抱くことになっていると考える。(以上プロセッサの四類型に基づく) よって、このようなプライバシー侵害に対する事前予防と事後の手当てにより「個人の尊重理念と個人の権利利益の保護」を実現し、一方でこれを踏まえてパーソナルデータの利活用を図る上で障壁となる消費者等の不安に対応して、事業者が自を律し、説明責任を果たすことで「個人情報の利活用の社会的信頼」を確保することを、目的として条文化することは、異議あるものとする。 なお、目的条文設計に当たっては、日本国憲法の前文、11～13条、14条1項、16条、19条、20条1項、21条1項、同条2項、22～23条、24条2項、29条1項、29条2項、29条3項、及び現代の国際社会における人権意識が考慮されることを希望する。

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
283	個人	第3-I	大綱第3「制度設計」「I 目的・基本理念」について 現代に即したパーソナルデータの保護と利活用のバランスがとれたパーソナルデータの適切な取扱いという観点から、制度の見直しを行う点には、賛成する。 もっとも、大綱はパーソナルデータを利用したいと考える産業の育成に偏っているようにも見受けられ、また、情報通信技術の発展の速さを考えると、想定していない技術発展によりパーソナルデータの保護が軽んじられる可能性も否定できない。個人情報及びパーソナルデータは、その性質上、一度流出すると、事後的に回復困難なプライバシー侵害が発生するという点に配慮する必要がある。そのため、個人情報保護法1条の目的規定を改正して、個人情報保護と密接な関係にある個人の人格的利益であるプライバシーの保護を明示するとともに、プライバシー侵害を事前に防止する観点から制度設計を抑止的に行うべきものとする。
284	法人・団体	第3-I	個人の人格と権利利益の保護にプライバシー権として「侵害してはならない権利」を明記すべき。
285	個人	第3-I	「本人の利益のみならず社会全体の利益の増進のために…」という部分は、「個人の権利を保障するによって社会全体の利益が増進される」とすべきである。 また、「現代に即した保護と利活用のバランスがとれたパーソナルデータの取扱いを定めることを目的」としているのは、「保護と利活用のバランス」ではなく「保護によって利活用が適切なものになるよう…」とすべきである。
286	個人	第3-I	・意見 「これまでと同様、適切な取扱い」とあるが、今までに個人情報保護法を遵守していると明言していた企業などが、適切に扱っていたかどうか疑問がある。未だに「個人情報」が何を指すかについて誤解が多い状態なので、そもそもその定義や意義を継続的に発信してほしい。 ・理由・根拠となる出典等 個人情報を、「個人に関する情報（パーソナルデータ）」という意味ではなく個人を特定可能な情報（氏名、性別、住所、生年月日）だけだと誤解したうえで個人情報の保護をうたっている例を多く見かける。 (例：NHKニュースWEB http://www3.nhk.or.jp/news/html/20140721/k10013162081000.html)
287	個人	第3-I	本文章中、「社会全体の利益」という文言を使用しているが、かかる文言の定義を明確にすべきである。
288	個人	第3-I	・意見 パーソナルデータの利活用にあたってはプライバシー保護が大前提となること、基本原則として「透明性」と「本人関与の機会」の確保が求められることを明記すべきです。 ・理由・根拠となる出典等 どんな時にプライバシーを侵害されたと感じるかは人それぞれです。ある人にとっては何でもないことが、別の人にとっては堪え難い苦痛と感ぜられることもあります。すなわちプライバシー侵害に当たらないかどうかを一律に判断することは難しく、基本的には「本人にとってどうか」が基準になると考えられます。 個々人が、自分のプライバシーを侵害される可能性があるかどうかを見極めるには、そのための十分な情報が開示されている必要があります。個人に関する情報を取得する「目的と範囲」「提供先や共有先」「個人が特定される可能性を減じる措置」その他についてきちんと説明されれば、受け入れられない人は「そのサービスを使わない」という選択ができます。それほどのこだわりを持たない人にとっては、漠然とした不安や疑心暗鬼が解消され、安心してサービスを利用することができます。 本人の事前同意を不要とする場合には、自分に関する情報がどのように蓄積され、どのような主体の間でどのように取り扱われているかにつき、事後的に開示を求め、当該サービスからの離脱に加え、訂正・削除を要求できる仕組みが必要と考えます。 基本原則を明らかにした上で、煩雑さやコスト負担も勘案し、どれだけ簡素化できるか、あるいは例外をどのように認めるかといったことを検討すべきと考えます。 (参考)総務省「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」第二次提言P.47 ライフログ活用サービスに関する配慮原則 http://www.soumu.go.jp/main_content/000067551.pdf
289	法人・団体	第3-I	制度の見直しにあたっては、情報通信技術が進展した現代に即した保護と利活用のバランスがとれたパーソナルデータの適正な取扱いを定めることを目的とし、事業者の自主性を最大限に生かした仕組みとなるよう配慮していただきたい。 また、事業者の創意工夫が生かせるよう、既存の仕組みの規制の強化につながるような慎重な配慮をお願いしたい。
290	個人	第3-II-1	加工の度合いがあいまいである。電話番号一桁ふせれば、番地一桁ふせれば個人情報ではなくパーソナルデータなのかといえ、そんなわけではない。どんな項目であれ、個人が特定できる情報すべてが個人情報である。名前を変えても変わらない。
291	個人	第3-II-1	この制度大綱に断固反対致します。 ベネッセの個人情報流出問題により、個人情報管理に対する信用は完全に失墜しました。 既に公然と個人情報が売買され、犯罪に悪用されている現状から、このような制度改正はザルとなる可能性が極めて高いと考えられます。 個人が特定されないように処理するとのことですが、それが一体どの程度のものなのか曖昧であり、大きな不安が残ります。 もはや行政も企業も信用できません。 このような制度改正に強く反対致します。
292	個人	第3-II-1	個人が特定される可能性を低減したデータとは、具体的に何を含まないデータなのか明確にして頂きたいと存じます。 例えば、氏名、住所、電話番号、FAX番号、GPS位置情報、メールアドレスを含んではならない等、明確にして頂きたいと存じます。 例えば、ある一定期間のGPS位置情報とその時間で、個人を追跡可能になり、ストーカーや誘拐等の犯罪につながる可能性があるため。

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
293	個人	第3-Ⅱ-1	<p>①特定性低減の度合いについて（希釈人数）議論し、設定すべき</p> <p>②特定性低減の度合いについて、連番154の分類ごとにその分類に相当する人が日本国内に何人いることが必要か議論すべきです。さらにデータ全体からそれに当てはまる人が日本国内に何人いることが必要かについても議論すべきです。</p> <p>案： ①について、細かく分類し規制すべきと考えます。 分類の例： 個人固有の情報　－　戸籍的；イニシャル、本籍地、年齢 －　生物的；血液型、HLAタイプ、指紋、遺伝子 →　本人無断取得を禁止とすべきです。 不動産的信息 ；住所、電話 動産的信息 ；車の車種、持物のブランド アリバイ情報 ；いつどこにいたか（時間、場所） 自己選択情報 ；好きな食べ物、趣味 機微情報 ；違反歴等を含めるべき、犯罪歴 帰宅時間、住所、なども人にあまり知られたくない情報</p> <p>②について：データベースの項目数制限をする。その項目数について議論が必要と考えます。 特定性低減の度合いについて、①で掲げた分類ごとにその分類に相当する人が日本国内に何人いることが必要か議論すべきです。 さらにデータ全体からそれに当てはまる人が日本国内に何人いることが必要かについても議論すべきです。 例：S・T氏、45才、AB型Rh-　 　沖縄在住　 　レクサス乗車　 　趣味フットサル 一見低減しているように見えるが、仮にいたとしても例の場合、日本に1人しかいないと見られる。 各分類で同一人物が国内に1万人程度いないと、項目数によっては特定可能となる。 さらに、全体でも1000人程度を確保し、他のデータベースとつなげないようにすべきと考える。 項目についても5項目程度とすべきではないか。 低減・加工したつもりが、本当に特定性を失っているか、どの程度できているか、シミュレーションできるプログラムを作り、利用できるようにする必要があると考えます。 例：イニシャル、何歳、何県何市、何時　→　名前の分布、昼間夜間人口　などのデータベースより、国内の該当者数を概算できるはずだ。</p>
294	法人・団体	第3-Ⅱ-1	<p>・意見</p> <p>「特定の個人が識別される可能性を低減したデータ」とはどのような状態か、「適正な取り扱い」とはどんな内容か、具体的な事例の列挙や定義を明示していただきたい。また、民間団体による自主規制ルールの策定、第三者機関の当該ルールまたは民間団体の認定等についても、適正な運用をチェックする方法・機関の設置等、適正な運用を確保する具体的な方策が必要である。さらに、「特定の個人が識別される可能性を低減したデータ」であったとしても、企業が保有するプライバシーやセンシティブ情報など特に慎重に取り扱うべき情報については、一律に取り扱うべきではないと考える。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 一歩間違えると深刻なプライバシー侵害を多発させかねないものであり、消費者の不安が払拭されるだけの厳格なルールづくりが必要である。</p>
295	個人	第3-Ⅱ-1	<p>本人の同意がなくても第三者提等を提供可能とするためのデータへの加工においては、個人の属性や行動履歴が分野横断的な項目において網羅的に集積されることにより生じ得る個人の権利利益に対する侵害の深刻さを考慮して、過失等により特定個人が再識別されるような場合に備え、当該第三者提供等の対象データが分野横断的な項目を含むものとならないように加工することも、（個人の特定性とは別個の観点で）必須とすべきです。 なお、このような深刻さを考慮すれば、漏えい等によりその個人に生じるリスクは、一事業者において集積をしている場合も同様ですから、前提として、一主体がパーソナルデータを収集する際やむを得ず分野横断的な項目が収集されてしまう場合（例えば、総合スーパーマーケット等の店舗における購買履歴利用履歴情報）であっても、分野ごとに（テーブル等を）分けて集積すること、かつ、当該分野ごとに分けて集積したデータは、異なる分野間で個人識別情報等をキーとして容易に突合ができないような状態で保管することを義務付ける必要があると考えます。</p>
296	個人	第3-Ⅱ-1	<p>・意見</p> <p>加工方法について一律の定めが難しいことは理解できるが、加工方法についての何らかの指標や具体例を示していただきたい。なお指標については、例えば、加工後のデータにおいて個人が識別される恐れのある情報が「削除されていること」あるいは「意味の無い情報に変換されていること」等、容易に確認できるような評価要件の設定が実務的に有効だと考えられます。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 個人が特定される可能性を低減したデータへの加工方法が明確化されていないため、事業者としてはパーソナルデータの第三者提供に躊躇すると考えられるため。</p>
297	法人・団体	第3-Ⅱ-1	<p>・意見</p> <p>「個人の特定性を低減したデータ」の加工方法の公表について</p> <p>事業者が持つ情報の性質や市場構造等の業界・分野ごとの特性を踏まえると、加工方法を一律に定めることは現実的ではないにしても“利用するパーソナルデータの集積・突合・分析等による個人の識別の可能性”、“加工方法から特定の個人が識別される可能性”、“各利活用の環境に対する加工方法の妥当性”等について可能な範囲で具体的なガイドラインを作成し、情報提供者本人に解り易く公表する方法を検討して頂きたい。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 保護されるべき「パーソナルデータ」が適正に取り扱われることを明らかにするためには、「個人の特定性を低減したデータ」の加工方法等も本人に通知又は公表すべきであると考え。しかし、多くの情報提供者（本人）には、“加工方法から特定の個人が識別される可能性”の優劣を判別する知識がなく、各事業者が通知・公表している加工方法等に対し、本人が客観的にデータの利用の可否を判別することができないと思われるため。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
298	法人・ 団体	第3-Ⅱ-1	<p>・意見 「特定の個人が識別される可能性を低減したデータ」（以下、「低減データ」という。）が備えるべき要件もしくは例示等を、当該箇所の脚注等に追記していただけないでしょうか。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 情報の円滑な利活用のために、低減データ概念を導入することに賛同します。しかしながら、この文脈で示される内容から解釈すると、低減データを利用する者は、第三者に個人が特定できないように情報を保護するための管理コストを負担する必要があると判断されますが、何をどこまですればよいのかわかりません。具体的な要件についてはデータの内容によっても異なるでしょうが、データを利用する企業等における事業戦略の観点からも重要な概念ですので、はじめに基本的な考え方を示しておく必要があると考えます。</p>
299	法人・ 団体	第3-Ⅱ-1	<p>・意見 最低限の指針はあらかじめ定めておく必要があると考えることから、文章途中に次のように追記することを提案します。「また、個人が特定される可能性を低減したデータへの加工方法については、個人の特定を防ぐための最低限の共通的な対策を求めつつも、データの有用性や多様性に配慮し一律には定めず、事業等の特性に応じた適切な処理を行うことができることとする。」 (下線部追加) なお、最低限の指針としては、名前などの個人識別キー要素を他のユニークなコード等に置き換える場合などに、その復元を防止するための指針、そうしたデータを再移転する場合の識別キーの取り扱いなどを盛り込むべきと考えます。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 一旦データが流通してしまった場合、後から取り扱いを変更することには大きな困難が伴うほか、流出してしまった個人データの回収は実質的に不可能であるため、本質的な問題を引き起こす可能性のある要素については、あらかじめ可能な限り排除しておく必要があります。逆に、指針が定める内容によって利活用に支障が出た場合、指針の見直しによってその緩和を行うことは容易であるため、初期段階ではある程度慎重を期すべきと考えます。</p>
300	法人・ 団体	第3-Ⅱ-1	<p>「個人データ」を特定の個人が識別される可能性を低減したデータに加工したものについて、加工度合によりデータを受領した側で個人が特定され、個人情報漏えい等が発生することも考えられるため、情報漏えい等発生防止の観点から、法令により加工度合の基準を明確にする必要があると思料します。同様に、個人が特定される可能性を低減したデータへの加工方法についても、法令によりその基準を明確にする必要があると思料します。</p>
301	法人・ 団体	第3-Ⅱ-1	<p>・意見 パーソナルデータの利活用については、個人の特定性の完全消去を要件とすること。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 前述の「NO. 220」でも述べたとおり、個人情報保護法第2条では、個人情報の定義として「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」と規定している。経済優先の観点でパーソナルデータの利活用を促進するために、個人情報保護法の根幹でもある「個人情報」の定義を改正することは、プライバシー権の軽視でしかなく、容認できない。個人の特定性の完全消去が不可能なパーソナルデータは、個人情報と同等の取り扱いとすべきである。</p>
302	個人	第3-Ⅱ-1	<p>・意見 本来個人が特定される可能性は「低減」されるのではなく「皆無」とするべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 上記「意見内容」にて述べたとおり。</p>
303	法人・ 団体	第3-Ⅱ-1	<p>「個人データ」を特定の個人が識別される可能性を低減したデータに加工したものについて、情報を円滑に利活用するために必要な措置を講じるという方向性に賛同します。ここでの最大の課題は、データ加工方法は、「データの有用性や多様性に配慮し一律には定め」られず、また技術の発展によってもその有効性が変わりうるという事実を正しく認識して国民にも伝えることだと考えます。特に立上げ期においては、諸外国の参考事例を紹介したり、リスクが低い社会実験を国が関与して行ったりするなどの施策が、利活用を促進するために必要かもしれません。また、万能な加工方法であることを謳う技術やサービスが出現してくることも十分に予想されますが、そのようなことは科学技術的にありえないということを注意喚起し、必要に応じて取り締まれるようにすべきでしょう。当学会のデータ管理の専門家グループからは、コンピュータセキュリティ分野におけるハッキングコンペに類似したプライバシーハッキングコンペのようなものを開催して技術の検証を継続的に行ってはどうかというアイデアが出されています。いずれにせよ、加工方法の事例の積み上げ、ベストプラクティスの共有、技術の検証、一般社会への知識啓蒙といった点に関して、当学会は積極的に関与してゆきます。</p>
304	法人・ 団体	第3-Ⅱ-1	<p>・意見 大綱の柱である「本人の同意がなくてもデータの利活用を可能とする枠組みの導入等」について賛同します。一方で、第三者提供や目的外利用において「特定の個人が識別される可能性を低減したデータに加工したものについて、～（略）～適正な取扱いを定める」と示されていますが、データの加工処理方法等の適正な取扱いについては、大綱の趣旨に照らし、「利活用の壁」となることのないよう整理して頂くことを要望します。 特に、データの加工処理方法については、加工方法（例えば、住所を都道府県単位に加工、異なる事業者間で利用可能な識別子は別の識別子・IDに変換する、識別子を定期的に変更する、等）をケースに応じて選択可能とする等、柔軟なアプローチで整理する必要があると考えます。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 個人が特定される可能性を低減させる加工において、データの利活用における有用性と当該データ内の個人の特定性を低減させることは、トレードオフの関係にあるため、取扱い全般について一律に定めることはデータそのものの価値を損ねる等の懸念もあると考えます。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
305	個人	第3-II-1	<p>第三者機関の判断基準がこの大綱では不明確</p> <p>大綱10ページ以下の「第3」で制度設計の概要が示されています。ここでは第三者機関を新設してここで判断をするということになっていますが、判断基準は不明確のままです。</p> <p>マーケティングに関するデータの第三者への移譲に関しては、「平成26年4月24日（木）第8回 パーソナルデータに関する検討会【資料1-1】「個人情報」等の定義と「個人情報取扱事業者」等の義務について（事務局案）＜概要編＞」13ページ～14ページに示されています。このような列削除を前提とすることが判断基準であれば、提供されたデータと自社で持っているデータを関連付けることが不可能になります。これでは、販売サイトの運営者がニュース媒体社に自社のクッキーIDや携帯端末IDを提供して自社の見込顧客がこのニュース媒体を訪れた時に広告を出してもらうなどの方法が実施不可能となります。</p> <p>一方、グーグルのように、インターネット上の広い範囲のクッキーや携帯端末IDを収集している企業は、第三者とのパーソナルデータのやりとりを要せず社ですべてを賄うことができるので、規制の対象となりません。逆にヤフーを含むほとんどの日本企業は規制対象となって、このマーケットからの撤退を迫られることとなります。</p> <p>以上の意見は判断基準が上記資料に明記されたものになる、ということをお前提にしていますが、大綱には判断基準が示されていないので、現段階での反対は「前提ありでの反対」ということになってしまいます。</p> <p>第三者機関における判断基準が明確にならないと、日本のデジタル・マーケティングに取り組む企業の損失が明らかにならず、明確な議論ができません。</p>
306	法人・団体	第3-II-1	<p>・意見 制度設計にあたっては、加工方法について、どのような事業であっても、個人の権利利益の侵害のおそれが極力少なくなるよう個人情報保護法のなかで担保されるようにすべき。そのため、加工方法の自主規制ルールの認定にあたっては、プライバシー影響評価を義務づけるべき。その上で、認定自主規制ルールに基づく低減加工のデータの第三者提供・目的外利用のみを、本人同意を得ずに認めるとするべき。また、この項目に関する消費者委員会の意見に全面的に賛同する。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 パーソナルデータに関する検討会では、技術検討ワーキンググループを中心として、個人が特定される可能性を低減したデータへの加工方法を一般には定めないことが明らかにされ、その結果として一律に定めないことになったと承知している。しかし今後の法制度変更の具体化のプロセスにおいては、技術検討ワーキンググループの問題意識が引き継がれるかは明確となっていない。個人が特定される可能性の低減は、事業者にとってはプラスとなる要素は少ないと考えられるため、自主規制ルールが特定可能性を低減せず、再識別禁止に頼るような緩いものへと流れる危険性が高いと考えられる。パーソナルデータの多様性を考慮すると、加工方法の適正性の担保は透明性では足りず、プライバシー影響評価も必要であろう。プライバシー影響評価の中で、再識別の技術的な困難度も明らかにされると考えられる。</p>
307	法人・団体	第3-II-1	<p>・意見 個人が特定される可能性を低減したデータについては、第三者機関等が、自主規制ルールを策定するための指針を検討し、民間団体へ提示するべきではないか。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 民間団体が自主規制ルールを策定する場合に、どのような自主規制ルールであれば第三者機関によって認定を受けられるのか予測ができないため、第三者機関がある程度の指針を示す必要がある。</p>
308	法人・団体	第3-II-1	<p>データ加工方法を定める民間団体の定義は何か。</p> <p>原則は既存の法人格のある業界団体と想定されるが、企業が複数の業界団体に所属し、それぞれの団体が民間団体となった場合、双方のルール順守義務を負うのか。ひとつの企業が複数の認定を取らなければならない事態や、団体間での不整合を避ける方法についても制度面での手当てが必要と考える。</p> <p>また、任意の企業間、もしくは個社でルールを定めた場合においても民間団体と認定されるのか。自主規制ルールを策定する民間団体の具体的な要件や継続的な監査も含めた認定手続きの提示を求める。さらに認定制度の運用開始以降を見据えた場合、認定団体間の相互認証の仕組みが必要になると考える。</p>
309	法人・団体	第3-II-1	<p>・意見 自主規制ルールにも従わず、第三者機関の認定も経ずに自らの考える方法でデータを加工し取り扱った場合の危険性などについては考慮や対策が必要である。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 自主規制ルールにも従わず、第三者機関の認定も経ずに自らの考える方法でデータを加工し取り扱う事業者がいると、個人情報やプライバシーを侵害する可能性がありうる。</p>
310	個人	第3-II-1	<p>個人が特定される可能性を低減したデータへの加工方法について、要綱では業界等の自主ルールに委ねることとしているが、業界団体に属していない者が存在し、かつ適正なルールが業界により設定される保証がないため、法律により、個人が識別される可能性を提言するための最低基準を定めるべきである。また、業界団体の自主ルールに対して政府が認定する仕組みを法律で設けなければ、今般の大規模情報漏えい事案のように一旦漏えいすると回復不能の損害を被る可能性がある。</p> <p>また、最近ではネット上に流通するSNS等の様々の情報から、個人が容易に特定できる事態となっており、匿名でネット上に書き込みをしたつもりが個人を特定され学歴や家族や勤務先等が暴かれる事態も発生しており、断片的なデータだからといってそれだけで個人を特定できないと安易に考えないことが大事であり、専門家の意見を広く聞いて慎重に対応すべきと考える。</p>
311	個人	第3-II-1	<p>・意見 民間団体のみならず、単独または少数の事業者が適切なルールを策定する場合もあり得ると思われしますので、そのような場合にも第三者機関の認定が受けられることとしていただきたく存じます。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 多様なルール策定に対応できる制度とすることが、多様なパーソナルデータの利活用の促進につながると考えます。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
312	個人	第3-Ⅱ-1	<p>・意見 積極的に規制を無視して個人の特定に動く事業者こそが問題であり、問題の本質に対して民間の自主規制は意味を成さない。悪質な事業者を淘汰する仕組みないし組織を作り実績をあげるまでは、個人を特定しうるデータの公開は極力控えるべき。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 現時点で個人宛の電話営業やDMには、弱みを扇動するもの、過剰な頻度で勧誘するもの、恫喝するものもなどが存在し、いずれも個人の正しい判断力を奪ったうえでの販売を前提としています。 具体的には悪質なマンション投資の勧誘や、高額な教材の勧誘などです。(実体験として、不愉快な勧誘が多いです) さらに推測するに、これらの事業者は税金も極力納めず、まっとうな消費活動もせず、健全な経済活動ができる人間の数を減らすことにしか貢献しません。 このような社会の発展に貢献しない事業者に力を与えることのないようご留意願います。 なお、パーソナルデータの利用自体には、現時点で個人情報名簿をもたない中小企業やこれから起業する者に力を与え、社会全体の発展に貢献するものと期待しております。</p>
313	法人・団体	第3-Ⅱ-1	<p>個人の同意を得ずに利活用が可能にする方向性については、支持するが、加工方法について一律に定めないということが可能か。 しかも、民間団体の自主規制ルールに任せる(たとえ第三者機関が認定等をするにしても)ことができるか。民間団体にとって極めて重い負担となる。つまり、この民間団体とは多くが事業者団体であろうが、その費用は事業者負担となる。しかも名簿業者やセミナー事業者などはそもそも事業者団体が存在しないことから、野放しになるおそれがある。したがって、この部分の現実性には極めて大きな疑義がある。</p>
314	法人・団体	第3-Ⅱ-1	<p>・意見 様々な民間団体が異なる自主規制ルールを策定することになるのであれば、複数の異なる業界を横断して(異なる自主規制ルールを用いた事業者間で)個人が特定される可能性を低減したデータを利活用するためのルールについても示すべきではないか。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 異なる業界において、複数の民間団体が自主規制ルールを作成した場合、ルールの内容や利用する技術の相違により連携が出来ない可能性もあるため、そのような場合に対する対応策を検討した方がよい。</p>
315	法人・団体	第3-Ⅱ-1	<p>データ加工方法に関するルールが民間にゆだねられた場合、事業者により寛容なルールを定める民間団体が出てくる可能性はないか。 その場合、厳格な運用をしている事業者と不公平が生じる可能性がある他、社会全体の消費者に不安をいだかせ、社会全体の情報利活用に阻害要因がでることを懸念する。これらを防止するために、前述の継続的な監査も含めた第三者機関による実効性のある監視が必要と考える。</p>
316	法人・団体	第3-Ⅱ-1	<p>現行法第15条「利用目的の特定」と第16条「利用目的の制限」において個人情報の取扱いが規定されていることで、消費者と事業者間で一定の信頼関係が成立しています。 大綱では「個人の特定性を低減したデータ」に加工したものは一定の条件の下で、第三者提供や目的外利用を本人の同意を得ずに行うことを可能とするなど、情報を円滑に利活用するために必要な措置を講じる」とされていますが、加工が十分でない場合には個人が特定されてしまうのではないかと懸念されます。加工方法については民間団体が自主規制ルールを策定し、第三者機関が認定等を行うことになっていますが、認定の要件として消費者が信頼するに足るガイドラインを設定する必要があります。</p>
317	法人・団体	第3-Ⅱ-1	<p>個人情報の取扱いは、現行法第15条「利用目的の特定」、第16条「利用目的の制限」で規定されていることで消費者と事業者間で一定の信頼関係が成立しています。大綱では「個人の特定性を低減したデータ」に加工したものは一定の条件の下で、第三者提供や目的外利用を本人の同意を得ずに行うことを可能とするなど、情報を円滑に利活用するために必要な措置を講ずるとしてはいますが、加工が十分でない場合には個人が特定されるのではないかと懸念されます。加工方法については民間団体が自主規制ルールを策定し、第三者機関が認定等を行うことになっていますが認定の要件は消費者が信頼するに足るガイドラインを設定して下さい。</p>
318	法人・団体	第3-Ⅱ-1	<p>・意見 本人の同意がなくてもデータの利活用を可能とする枠組みとしての個人が特定される可能性を低減したデータの取扱いとしては、事業者による加工方法等の公表及び第三者機関による事後的な監督で足り、第三者機関に対する加工方法等の情報の提出及び第三者機関による情報の公開は不要とすべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 1(1) 「個人が特定される可能性を低減したデータの取扱い」に関し、加工方法等を第三者機関に提出する規制が検討されているが(検討会資料「『個人情報』等の定義と『個人情報取扱事業者』等の義務について(事務局案)〈詳細編〉」参照)、第三者機関への提出に代えて、事業者が加工方法等を公表することを義務付けた場合であっても、第三者機関は、当該加工方法等を把握することができ、その内容を踏まえた事後的な監督を行うことができる。そのため、加工方法等の監督を目的とする制度としては、①加工方法等を事業者が公表すること及び②第三者機関の事後監督で十分であると考えられる。 (2) また、仮に第三者機関に対する加工方法等の提出が義務付けられた場合、提供ごとの加工方法等の多数回にわたる提出やデータの二次移転における加工方法等の再提出等が必要となる可能性があり、このような対応が必要となる場合、実務上過度な負担が生じることとなる。他方で、加工方法等の提出という手法によって、行政監督の実効性が実質的に向上することも想定し難いものと考えられる。 (3) さらに、第三者機関による情報公開の可否については、加工方法等の多様性、複雑性及び機密性を考慮した場合、かかる判断を第三者機関が独自に行うことは実現可能性の観点から困難であると思われる(具体的には、事業者の協力による墨塗り等が必要となる可能性も否定できず、かかる対応を行わざるを得ないようであれば、事業者が加工方法等を自ら公表する方がより適切であると考えられる。) また、パーソナルデータの利活用に関するビジネスを実施する事業者にとっては、その加工方法等はビジネスモデルの中核をなすものであり、当該事業者の重要な知的財産といえる。公正な競争によるパーソナルデータの利活用の健全な発展を促す観点からも、加工方法等について公表を義務付けることは望ましくないものと考えられる。 (4) そして、情報を取り扱われる本人としても、第三者機関によって情報が公開されるよりも、自らが関係を有する事業者のウェブサイト等で加工方法等を確認できる方が納得感や安心感を抱きやすいものと思われる。 (5) 以上からすれば、加工方法等の情報の取扱いについては、①事業者による加工方法等の公表及び②第三者機関による事後的な監督で足り、第三者機関に対して加工方法等の情報を提出すること及び第三者機関が加工方法等を公開することは不要とすべきである。</p>
319	個人	第3-Ⅱ-1	<p>・意見 認定された自主規制ルールに従っている事業者は免責されることとしていただきたく存じます。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 故意や悪質性の高い場合を除いて、自主規制ルールに従っている限りは免責とならなければ、自主規制ルールを活用するという新しい制度への安心感がないと考えます。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
320	法人・ 団体	第3-II-1	<p>・意見 個人特定性低減データの適正な取扱いに関する規律に関しては、受領者が、特定の個人を識別（再識別も含む）することの禁止についてしか触れられていない。他の規律が必要であればそれを早急に明らかにするとともに、少なくとも第三者機関の認定を経た加工方法を施した個人特定性低減データの受領者の安全管理義務については、完全に免除するか、現行法の個人データの安全管理義務より軽減された義務とすべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 個人特定性低減データの受領事業者の適正な取扱いの内容が定めれば、これまでの個人データの安全管理とは異なる技術手段を導入することが有効となる可能性がある。たとえば、識別を禁止するためには、そもそも個々の個人特定性低減データのデータベースからの抽出を禁止した上で、k-匿名性を確保するなど十分なグルーピングがなされたデータのみ限定的に抽出可能とすることが考えられる。当社は、個人特定性の低減や匿名化についての技術研究開発、システム実装とそのトライアルを効率的に行いたいと考えるが、事業者による効率的な研究開発のためには、「適正な取扱い」の内容が早急に確定することが必要だから。</p>
321	個人	第3-II-1	何を「個人特定性低減データ」とするかは業界ガイドライン等で明記し、第三者委員会の了承を得るべきである。
322	法人・ 団体	第3-II-1	<p>・意見 第三者機関による事前承認について議論が進む場合、①加工方法等の枠組みその他一定程度の汎用性を有する内容を承認の対象とすること、②①で取得した事前承認を他の第三者提供においても活用可能な制度とすること、③事業者単位で事前承認を行うことについて検討を進めるべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 第三者機関による事前承認の可否について議論が進む場合、①加工方法等の枠組みその他一定程度の汎用性を有する内容を承認の対象とすること、②①で取得した事前承認を他の第三者提供においても活用できることを前提とした制度とすることの検討を進めるべきである。また、③事業者単位で事前承認を行う制度（事業者認証制度）についても、検討の対象とすべきものとする。</p>
323	法人・ 団体	第3-II-1	<p>・意見 個人特定性低減データの加工方法について、民間の自主ルール民間団体の認定を第三者機関ができるようにするとあるが、次の2点が特に担保されるべきである。 (1) 加工方法は、ビジネス上の秘密やノウハウを侵害することがあってはならない (2) 加工方法にかかる民間団体の自主ルールを最大限に尊重する</p> <p>・理由・根拠となる出典等 個人特定性低減データの加工方法については、高度な技術を包含するため、当該社または民間団体の企業秘密や業界共有のノウハウに該当する可能性が高い。これらを第三者機関が審査する場合は、当該企業秘密やノウハウに抵触しないよう、民間団体の自主ルール策定手続の適正さの審査にとどめるべきである。</p>
324	法人・ 団体	第3-II-1	第三者機関は民間団体の「認定等を行うことができる」ではなく、「認定を受ける」に変更するべきである。
325	個人	第3-II-1	「特定の個人を識別することを禁止するなど適正な取扱いを定める」とありますが、「適正な取扱い」について、「提供時の再識別の禁止を契約等に明記することを義務付ける」など、より具体的な記述を行うべきと考えます。また、「適正な取扱い」を実施しなかった場合の罰則規定を盛り込み、実効性を担保すべきであると考えます。
326	個人	第3-II-1	「個人が特定される可能性を低減したデータへの加工方法については、データの有用性や多様性に配慮し一律には定めず、事業等の特性に応じた適切な処理を行うことができることとする。」という点に関しては、技術WGの検討などで明らかのように、万能的匿名化処理は存在しないことを踏まえ、一律に定めない、という方針は理解できます。ただし、提供する相手方が再識別可能なデータをどの程度保持するか、どのような目的でデータを利用するかなどの基準にもとづいた「適切な処理」の大枠は示すべきと考えます。
327	個人	第3-II-1	<p>・意見 「特定の個人を識別することを禁止するなど適正な取扱いを定める・・・」にある“適正な取扱い”という表記をもっと具体的にご説明していただきたく存じます。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 ”適正な取扱い“では読み手側の解釈が曖昧になるため。</p>
328	法人・ 団体	第3-II-1	<p>・意見 個人情報等の授受に関する契約締結について 第三者提供、オプトアウトによる第三者提供、委託、共同利用を行う個人情報取扱事業者、「パーソナルデータ」及び「個人の特定性を低減したデータ」の保護に関する遵守事項を明示した契約締結の義務化を検討して頂きたい。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 経済産業省のガイドラインでは、既に、委託に際し、委託元と委託先との契約締結を推奨しており（出典：2-2-3-4. 個人情報保護法第22条関連 解説）、今回の改定においても、他国との情報移転で“契約の締結等の措置”（第3.V.3. 他国との情報移転）が検討されている。今後、制度改正に伴い、個人に関するデータの利活用の範囲が広がることを踏まえ、事業者間の「パーソナルデータ」及び「個人の特定性を低減したデータ」の円滑なやり取りを担保するためには、個人情報をやり取りする（※1）事業者双方に契約の締結を求める規律を定める必要があると思われるため。 ※1 “個人情報をやり取りする”には、第三者提供、オプトアウトによる第三者提供、委託、共同利用することを含む。</p>
329	法人・ 団体	第3-II-1	<p>・意見 パーソナルデータに対して、他データとの組み合わせなどにより再識別や再特定を行う行為/データ操作を明確に禁止し、罰則規定などの抑止策を検討するべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 再識別や再特定は、「個人が特定される可能性を低減」することで流通/利活用を可能としているパーソナルデータの前段に反する行為であり、その流通/利活用の根幹を覆す行為である。また、技術の進展によって、匿名化データの再特定や再識別の可能性は想定されうるため。</p>
330	法人・ 団体	第3-II-1	データ加工前の元データの取扱いルールの明確化が必要である。
331	法人・ 団体	第3-II-1	データ加工を行う者に対する情報保護ルールが必要である。
332	法人・ 団体	第3-II-1	情報漏えいの防止策および、取扱者への漏えい時の罰則が必要である。

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
333	個人	第3-II-1	<p>個人情報の第三者提供は、原則として本人の同意が必要であるという枠組みは個人情報保護法の中核となっている。この点、大綱では「特定の個人が識別される可能性とその取扱いにより個人の権利利益が侵害されるおそれに留意し、特定の個人を識別することを禁止するなど適切な取扱いを定めることによって、本人の同意を得ずに行うことを可能とする」としている。しかし、2013年7月、JR 東日本が交通系 IC カード「Suica」の乗降履歴を、個人が特定される可能性を低減した情報に加工して日立製作所に販売した事案について、個人情報保護法の専門家から現行個人情報保護法の解釈に照らして違法ではないかとの指摘があるとともに、一般消費者の拒否反応が強く、多くの批判が同社に寄せられたのは記憶に新しい。</p> <p>すなわち、仮に個人の特定性を低減するように加工された情報であっても、パーソナルデータが知らないところで活用されることに対する国民の拒否反応は強いのが現状である。</p> <p>このような国民の意識にも配慮し、原則として本人の同意を必要とするという枠組みを維持する、又は仮に事前同意が不要と規制を変更する場合においても、本人がパーソナルデータの利活用を拒否する手続（たとえば、本人が利活用を望まない場合には、その意見を表明する手続を確保し、当該表明を受けた事業者は当該情報を利活用することができないといった規定の新設）を確保すべきであると考えます。</p>
334	法人・団体	第3-II-1	<p>・意見 個人特定性低減データのうち「十分に低減したデータ」を区分してそれについては提供先に義務を課さないようにすべき</p> <p>・理由・根拠となる出典等 個人データを「個人が特定される可能性を低減したデータ」（以下、個人特定性低減データと言う）に加工して第三者に提供する場合について、提供先の事業者には法的な義務が課される（大綱の記述では「特定の個人を識別することを禁止するなど適正な取扱いを定める」とされている）ことになるが、個人特定性低減データには、その低減の程度の小さいものから大きいものまで様々な加工レベルのものがあり、例えば、統計情報に近くなるほどに最大限に低減したデータについては、提供先に法的な義務を課する必要はないと考える。</p> <p>しかしながら、技術検討ワーキンググループは、個人特定性低減データとして取扱い可能とするための最低限の加工方法については検討したものの、個人特定性低減データとして保護する必要がなくなる低減の基準（「十分に低減したデータ」に該当する基準）については示していない。</p> <p>この基準がないことによる問題として次のことが考えられる。例えば、4月16日の検討会で示された事務局案「「個人情報」等の定義と「個人情報取扱事業者」等の義務について」の「＜概要編＞」14頁に記載の「【事例①】購買履歴の利活用」の図で、「サービス事業者A」が「サービス事業者B」に第三者提供するデータが、「年代、性別、…、商品」となっており、個人単位の識別子を何ら含まないものになっているが、元のデータは個人データであるため、この第三者提供されるデータは個人特定性低減データに該当することになる。しかし、これが個人単位の履歴（いわば「仮名化データ」に当たるもの）ではなく、商品の販売記録（1回の販売で同時に販売された商品のデータと購入者の属性）であるならば、現行法においても個人データの第三者提供に当たらないと考えられるものであり、実際に、このようなデータを複数の事業者から集めて利活用する計画があると聞く。それが、今般の法改正により、個人特定性低減データに該当することになれば、提供先において無用な法規制が課されることになってしまう。</p> <p>一方、このような、個人データから抽出した「商品の販売記録」であっても、その第三者提供が個人情報保護法に抵触しかねないとして利活用を躊躇する事業者もあろう。グレーゾーンの存在によってビッグデータの利活用が進まないとされているのは、こうしたケースが含まれると考える。言い換えれば、パーソナルデータでないものを「パーソナルデータかもしれない」と誤解しているケースである。現行法のガイドラインは、統計データに加工して利用することが個人情報の利用に当たらないことは明確にしているが、上記の「商品の販売記録」は統計データには当たらないため、ガイドラインで明確にされていないグレーゾーンとなっている。</p> <p>したがって、少なくとも前記の「商品の販売記録」のようなケースが、個人特定性低減データに該当しないこととなるよう、「十分に低減したデータ」の基準を定めるべきである。また、加えて、現行法の運用においても、このようなケースが個人情報の利用に当たらないことをガイドラインで明確化すれば、グレーゾーンを早期に解消することができる。</p>
335	個人	第3-II-1	<p>取得・収集・保有に対する個人の権利強化を中心に法制的あり方を検討する必要があるとすべきである。</p> <p>「特定の個人が識別される可能性を低減したデータに加工したものについて」は、特定の誰かという個人は識別されないにしても、データの利用され方として、どのデータが同一人物のものかという特定性を持った情報であることには変わりがない。誰であるのかという識別性の低減による規制緩和ではなく、データは一定の特定性を持った情報であることを前提として、個人の権利保障をする必要があるとすべきである。</p> <p>識別性を低減させた情報について、特定の個人を識別することを禁止することは必要なものではあるが、一方で当該個人情報そのものが個人との関係では権利が保障される必要のある情報であることを確認していない結果の問題でもある。この規範性を明確にすべきである。</p>
336	個人	第3-II-1	<p>・意見 個人特定性低減データを第三者提供する際に、提供先に課される法的義務は「特定の個人を識別することの禁止」だけでなく、一人ひとりを識別しながら異なる提供元からの個人特定性低減データを突合して名寄せすることも禁止すべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 大綱では、個人特定性低減データを本人同意なく第三者提供することを認める条件として、提供先において「特定の個人を識別することを禁止するなど適正な取扱いを定める」としているが、この文言通りに解釈すると、データから具体的に誰のデータであるかを特定することだけが禁じられており、具体的に誰かを特定しさえしなければ、複数の提供元から取得した個人特定性低減データを、一人ひとりの情報として（いわば仮名データとして）突合し名寄せすることは許されるように読める。</p> <p>しかし、パーソナルデータ検討会が、個人特定性低減データの取扱いを発案する元となって、米国のいわゆる「FTC3要件」で示されている「re-identify」の禁止は、このような、仮名データとして突合し名寄せすることをも禁じているのではないかと。そうであれば、制度の国際的な整合性のために、わが国の制度においても、そのような突合も禁止すべきである。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
337	個人	第3-Ⅱ-1	<p>『低減データ』については『十分な匿名化が出ない状態のデータ』を個人に一切の同意なく第三者への提供販売を認めるのはどういう要件か。</p> <p>このデータはつまるところ、技術的には再識別が十分可能な状態にある。 『再特定を行わないことを法的規律で制限することを前提として』とはあるが、これは本当に機能するのか？</p> <p>先日のベネッセの事件。 『低減データ』どころではない、本物の『個人情報』ですら、現在この様な悲惨な状況になっている。</p> <p>『個人情報』すら守られていない状況がある中で『法的規律で制限』程度で本当に守られると思っているのか？。ここもオプトイン前提の制度が最も最適である。 個人の意志が一切介入できない仕組みなど、言語道断である。</p> <p>そもそも、名簿業者自体が限りなくイリーガルであるにも関わらずそれを黙認している状況の改善こそ行うべき事でないのか。</p> <p>現状は『低減データ』云々という状況ではなくこの様なイリーガルを規制することを、まずすべきである。</p>
338	個人	第3-Ⅱ-1	<p><本人の同意がなくてもデータの利活用を可能とする取り組みの導入>をする必要は全くない。</p> <p>個人情報の持ち主が、どこまで自分の個人情報を「目的外利用させるか、その範囲」を決められるようにしなければならない。</p> <p>私の考える「目的外利用」とは「契約、物品購入、サービスの提供等に必要だとして提供させた個人情報を、契約、物品購入、サービスの提供等以外の目的に利用すること」である。</p> <p>選択肢の例： 1) 目的外利用は一切認めない 2) その企業にのみ、目的外利用を認める 3) その企業のプライバシーポリシーに明記された「特定の者」にも目的外利用を認める</p> <p>また、「個人が特定できる可能性を完全にゼロにしたデータ」についても、第三者への提供を認めるか否かは、本人が決められるようにしなければならない。</p> <p>なお、「可能性を低減した程度のデータ」の利用は一切認められない。</p> <p>「機微情報」や「指紋・顔認識データ」を本人の同意なく「目的外利用」することは絶対に認めてはならないし、国民総背番号に関連付けることも禁止すべきである。</p>
339	法人・団体	第3-Ⅱ-1	<p>・意見 本人の同意がなくてもデータの利活用を可能とするについて</p> <p>利用目的の変更で、新たな利用目的による利活用を望まない場合に本人が申し出ることができる仕組みを設けて本人に知らせるとは“本人から黙示の同意を取得する”ことを検討されているのか、あるいは、そもそも黙示的同意と言う考え方はないのか。また、黙示的同意が認められるとした場合、「個人の特定性を低減したデータ」の第三者提供時の“本人の同意の代わりとしての取扱いに関する規律を定める”場合にも同様の運用を検討されているのか、検討されている場合、これらの仕組みは、同意取得の一手段にならないのかについて、お教えいただきたい。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 「個人の特定性を低減したデータ」の第三者提供に於いても、予め、本人に利用目的等を通知又は公表あるいは本人が容易に知り得る状態に置き、その中で本人の拒否権を認めるとした場合、本人の反対・留保の意思表示がない場合には同意があったものと見做す黙示の同意が成立し（出典：JIS Q 15001：2006 解説3.4.1.本人から取得する場合、利用目的は、本人との契約などにおいて明示的に了解されるか、又は本人との契約類似の信頼関係の中で黙示的に了解されること。）、“本人の同意の代わり”ではなく、同意の方法が明示的同意から黙示的同意に代わると表現すべきだと思うため。</p>
340	個人	第3-Ⅱ-1	<p>「個人が特定される可能性を低減したデータへの加工方法については、データの有用性や多様性に配慮し一律には定めず、事業等の特性に応じた適切な処理を行うことができることとする」のような強制力のない規制の下では、個人が特定される可能性が本当に低減されるのか、十分な担保がない。そのような情報が、本人の同意なく取り扱われるのは、非常に問題が大きい。たとえ、個人が特定される可能性を低減したデータであっても、本人の同意は必須とすべき。</p>
341	法人・団体	第3-Ⅱ-1	<p>・意見 個人データについて、特定個人が識別される可能性を低減したデータに加工し、個人を識別することを禁止するなど適正な取扱いを定めることで本人の同意を得ずに利活用可能とする旨の記載があります。 しかし、個人データを収集した時点では本人特定が可能なデータであるため、たとえ前述のような加工を施すとしても収集に際しては、たとえば「目的外利用のため収集データは加工して基データは速やかに削除する」あるいは「目的外利活用の際には個人を識別できないよう加工する」などを明示して、その利活用について本人の合意を得る必要性についてご検討いただくことを希望いたします。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 個人情報保護法 第十八条1項 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。</p>
342	個人	第3-Ⅱ-1	<p>ここで「第三者提供等を本人の同意がなくても行うことを可能とする枠組み」の一つとして「特定の個人が識別される可能性を低減したデータに加工したもの」が挙げられている。まずこの識別される可能性を低減、という言葉が極めて曖昧で、後の「特定の個人を識別することを禁止するなど」の「など」に表されるように、個人の識別はあくまでも可能性が低減するだけで、その可能性は依然として残されているわけである。おそらく現状のIT技術では識別は可能な状態であるから、この体制以降では、識別するかしないか、は活用側の良識次第という状態が更に進んでしまう。この活用側の優位性においてこそ、個人本人の同意が必要である。この曖昧な枠組みの導入では、今まで個人の不利益とされていた情報漏洩や勝手な使用が法的に認められてしまうことに他ならない。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
343	法人・団体	第3-II-1	<p>・意見 技術検討WG報告書において指摘されていた「個人が特定される可能性をどのように低減し、どのようなデータに加工されたのか、消費者も知ることができるように必要な情報」については提供元事業者（データを加工する事業者）または第三者機関が公表すべきではないか。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 個人が特定される可能性を低減したデータという言葉が用いられているが、個人が特定される可能性を低減しただけでは、消費者は納得しない恐れがある。個人が特定される可能性がゼロになっていないことで、むしろ消費者に不安感を与える可能性もあるのではないかと。（技術検討WG報告書では、何らかの権利侵害が生じた場合、原因の調査と対策を行うため、第三者機関は最小限の情報を把握することが記されている。）</p>
344	個人	第3-II-1	<p>個人が特定される可能性を低減したデータへの加工方法についてベストプラクティスの共有を図るとあるが、ベストプラクティスへの具体的な指針も示されておらず、そもそも、現時点でベストプラクティスを持っている業者が存在するのか？ 匿名化したと報道されている場合においても、氏名住所のみを消した、いわゆる仮名化しか行っていない事例が多数であり、特定性の低減データという方式は本当に実現ができるのかと検討したうえで内容なのかを問いたい。</p>
345	個人	第3-II-1	<p>・意見 「ベストプラクティス」という言葉の意味は、一般に理解されているとは言えないと思います（必須対応事項と理解している人もいます）。解説が必要ではないでしょうか。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 ベストプラクティス（英: best practice）は、ある結果を得るのに最も効率のよい技法、手法、プロセス、活動などのこと。最善慣行、最良慣行と訳されることもある。 http://ja.wikipedia.org/wiki/ベストプラクティス</p>
346	個人	第3-II-1	<p>・意見 ベストプラクティスの共有その他事業者の情報を共有・公開することについて、当該情報の所有者である事業者が共有・公開を拒むことができることとしていただきたく存じます。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 事業者の情報（秘密情報、技術情報等）が望まない形で共有・公開されるとなると、事業者が自主規制ルール策定等への参加を躊躇し、新しい制度の活性化およびパーソナルデータの利活用を妨げると考えます。</p>
347	法人・団体	第3-II-1	<p>・意見 適切な加工方法について、「ベストプラクティスの共有を図る」ことは重要であるが、まずは、事業者が事業等の特性に応じた適切な処理を行うために、事業等の特性に適した匿名化技術とは何か、その匿名化技術のメリット/デメリットを明らかにする必要があるのではないかと。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 技術検討WG報告書においても「非特定化、非識別化または非識別非特定化の技術は、対象とする個人情報の性質や解析の目的によって、様々な技術を個別に選択し組み合わせるもの」と記載されているが、事業や業種によって取り扱うパーソナルデータの特徴や性質は異なり、それによって適切な匿名化技術も異なってくることになる。民間団体で自主規制ルールを策定するとあるが、匿名化技術に関する専門的な知識・理解がないと適切なルールを策定することは難しい。</p>
348	法人・団体	第3-II-1	<p>・意見 個人特定性低減データへの加工方法について、データの有用性や多様性に配慮して一律には定めず、事業等の特性に応じた適切な処理を行うことができるものとする、当該加工方法について民間団体の策定した自主規制ルールの第三者機関による認定、適切な加工方法のベストプラクティスとしての共有等を行うことに賛同する。 ただし、改正法施行時には、何が適切な加工方法かについて、何のガイダンスも無い状態となり、かえって自主規制ルールの策定やベストプラクティスの集積が遅延することが懸念される。適切な加工方法の基本的なあり方については、第三者機関による自主規制ルールの認定基準の一部として改正法施行前から公開の場で十分に議論され、事業者や民間団体の予測可能性を高めるべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 当社は、適切な加工アルゴリズムを複数搭載したプラットフォームを提供し、個人データを加工しようとする事業者による加工方法やその強度の選択を可能としたいと考えており、そのための研究開発を効率的に行いたいと考えている。個人特定性低減データへの加工方法については、様々な手法があり、また、その組み合わせにより匿名化データに近づくが、有用性が損なわれることもあることから、有用性を損なわないための加工アルゴリズムやその実装についての効率的な研究開発やトライアルが推進され、改正法施行時には、当該研究成果が実装されたプラットフォームが実用化されているべきだから。</p>
349	個人	第3-II-1	<p>この度、パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱（以下、大綱）について意見をのべさせていただきます。</p> <p>今回特に気になったのは、本人の同意がなくてもデータの利活用を可能とする枠組みの導入等が明記されている点です。 この記述について、私は賛同する事はできません。理由としては以下の通りです。</p> <p>第一に、「現行法の仕組みは、事業者にとって負担が大きく、『利活用の壁』の一つとなっている」から改正するとの、言わば個人よりも事業者の利益を優先させたと、読み取れるからです。 これは、個人の利益が事業者によって脅かされる危険性を高めるものです。 第二に、個人の利益だけでなく、「公益に資するために」との文言が記載されている点です。 これもまた、公益の名の下に個人の利益が脅かされる危険性が増大するものです。 最後に、「新たに一定の規律の下で原則として本人の同意が求められる第三者提供等を本人の同意がなくても行うことを可能とする枠組みを導入する」のなら、個人の利益保護の観点から、個人情報の流出等が起きた場合の罰則の強化と課徴金制度の導入等をセットで行う事で、バランスをとるべきです。 にもかかわらず、大綱では、課徴金制度の導入について「その必要性や制度趣旨等について引き続き検討する」として、果たして導入する気があるのか疑わしいです。</p> <p>以上の点を踏まえ、個人の利益の保護を優先する内容へと御再考して頂きますよう、お願い致します。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
350	法人・ 団体	第3-II-1	<p>・意見 個人特定性低減データによる同意なし第三者提供は厳格な規律があって機能する枠組みであり、それを大綱で明記すべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 第三者提供における同意取得に手間がかかる現状を考えると、同意なしの第三者提供の枠組みが導入されることは高く評価される。しかし、運用によっては個人の権利利益の侵害につながる可能性も高く、厳格な取り扱いを法制度として規定するべきと考える。</p> <p>(1) 本人の同意の代わりとする以上は、本人同意の取得において提示される情報、例えば提供先事業者(受領者)情報等は開示されるべきである。企業ビジネスの観点から開示は避けたいという点は理解出来るものの、あくまでも同意の代わりであり、さらに個人から見ると、いくら加工されるとはいえ、特定の個人の識別性が残った情報である限りは、企業に提供した個人情報などの企業に転売されるかがわからなければ不安を感じ、企業に情報を提供しなくなることが危惧される。さらに海外において同様の枠組みがない状況では、国内企業よりも海外企業の方が信頼できると判断して、海外企業にパーソナルデータを預ける事態も容易に想像が付く。</p> <p>(2) 提供元におけるデータ加工の開示。本人同意なしの第三者提供では、受領側の該当データの内部利用を監視することは難しい。このため、個人の特定性が低減されるように加工されたデータを提供することで、抜本解決にはならないが、ある程度は補完できるはずである。</p> <p>(3) 同意なし第三者提供データの提供元の加工は厳格に行われるべきである。加工処理は提供元に負担をかけるが、一方で提供先(受領側)からみると、最低限、特定の個人を直接識別するような情報は削除しておかないと、受領側が特定の個人を識別しているという疑いをかけられやすい。少なくとも受領側が、意図して特定の個人の識別をしない限りは、規律違反にならない仕組みにしないと、第三者提供における受領側はデータの購入を躊躇する事態が想定される。</p> <p>(4) 大綱第3. II. 1 において、同意なしの第三者提供のデータに関しては「特定の個人を識別することを禁止」する旨がある。同意することなく、第三者に提供されるデータの安全性を守る重要な規律であり、これは弱めることなく、厳格に適用されるべきである。従って、第3. II. 1 において、同意なしの第三者提供データに関する自主規制ルールを含む自主的取り組みへの言及があるが、自主規制は提供側における加工方法に限定して、その他の取り扱いは厳密に定めるべきである。</p> <p>(5) 同意なしの第三者提供の枠組みを導入意図に沿って実施するには、提供者と受領者に適切に規律を遵守させる仕組みが必要であるが、この枠組みは監視性が高いとはいえない。このため、規律違反をした場合の罰則などは厳格化すべきであり、単なる課徴金にとどまらず、受領者にも規律違反に対し強いペナルティを検討すべきである。</p>
351	法人・ 団体	第3-II-1	<p>個人情報を利活用するために特定性を低減したデータへの加工方法については、民間団体の自主規制ルールに委ねることとしている。民間団体が様々な分野にもれなくできるとは言えず、またアウトサイダーも少なからず出現する(例 公正取引協議会)。事業者が勝手に低減したとする事態も起こりうる。これらの事業者を第三者機関が監視指導するのは容易ではない。第三者機関の認定なく低減データとして利活用した者に刑事罰を設け順守させる仕組みが必要である。</p>
352	法人・ 団体	第3-II-1	<p>・意見 1 ①非識別非特定情報が個人情報保護法の適用対象とならないこと及び②個人情報の非識別非特定情報への加工が個人情報の「利用」に該当しないことを本パブリックコメントにおいても確認したい。また、併せて、将来においては、法令又はガイドラインにおいて現行法の考え方と同様の考え方を明確化すべきである。なお、今後の具体的な検討の結果、仮に、「非識別非特定情報」にも幅があり、一般に「非識別非特定情報」と言われているものでも、一部の情報は個人情報保護法の適用対象となることがあり得るとの結論に至った場合であっても、少なくとも、総務省「位置情報プライバシーレポート」で定義している「十分な匿名化」を施した情報については、個人情報保護法の適用対象とならないことも併せて確認したい。</p> <p>2 非識別非特定情報には本人の同意がなくてもデータの利活用を可能とする枠組みが適用されないこと(「個人の特定性を低減したデータ」への加工と本人の同意の代わりとしての取扱いをすることを要しないこと)が大綱において明確にされたものと理解しているが、この点について本パブリックコメントにおいても確認したい。また、可能であれば、この点に関する取扱いを法令において明文化すべきである。なお、今後の具体的な検討の結果、仮に、「非識別非特定情報」にも幅があり、一般に「非識別非特定情報」と言われているものでも、実際には匿名化に関する新たなルールの対象になる情報が存在し得るとの結論に至った場合であっても、少なくとも、総務省「位置情報プライバシーレポート」で定義している「十分な匿名化」を施した情報については、匿名化に関する新たなルールの適用対象外となることも併せて確認したい。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 1 現行法の解釈について ①非識別非特定情報(一人ひとりが識別されず、かつ、個人が特定されない状態の情報)が個人情報保護法の適用対象とならないこと、②個人情報の非識別非特定情報への加工そのものが個人情報の「利用」に該当しないことについては、現状においても異論はないものと思われる。</p> <p>この点については、「利用目的の特定は、個人情報を対象とするため、個人情報に該当しない統計データは対象となりません。また、最終的な利用目的を特定すれば足りるので、統計データへの加工の過程を利用目的とする必要はありません」(経済産業省「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」等に関するQ&A 45番)、「個人情報に対して、特定の個人を識別できないようにする加工(いわゆる匿名化)を行うことは、個人情報の利用に当たらず、利用目的として特定する必要はない」(総務省「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの解説」8頁)といった主務官庁の考え方にも示されている。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
			<p>そして、以上の考え方については、大綱7頁の「現行法の規律に加え、新たに」という表現のうち、「新たに」という新規の規律を設ける趣旨の文言に示されており、今回の改正は現行法の考え方を変更するものではないものと理解している。</p> <p>そこで、法改正によって、非識別非特定情報に関する考え方の変更されたという誤解が生じないようにする観点から、①非識別非特定情報が個人情報保護法の適用対象とならないこと及び②個人情報の非識別非特定情報への加工が個人情報の「利用」に該当しないことを本パブリックコメントにおいても確認したい。また、併せて、将来においては、法令又はガイドラインにおいて現行法の考え方と同様の考え方を明確化すべきである。</p> <p>なお、今後の具体的な検討の結果、仮に、「非識別非特定情報」にも幅があり、一般に「非識別非特定情報」と言われているものでも、一部の情報は個人情報保護法の適用対象となることがあり得るとの結論に至った場合であっても、少なくとも、総務省が本年7月に取りまとめた「位置情報プライバシーレポート」で定義している「十分な匿名化」を施した情報については、個人情報保護法の適用対象とならないことも併せて確認したい。</p> <p>2 今後の改正の在り方</p> <p>(1) 本人の同意がなくてもデータの利活用を可能とする枠組みとしての個人が特定される可能性を低減したデータの取扱いについては、プライバシーに影響が生じ得る識別特定情報（個人が識別され、かつ、特定される状態の情報）及び識別非特定情報（一人ひとりには識別されるが、個人が特定されない状態の情報）を議論の対象とするものであることに関しても、大綱7頁の「現行法の規律に加え、新たに」という表現のうち、「新たに」の文言で明確化されているという認識である。</p> <p>(2) そのことを前提としつつも、非識別非特定情報の利活用の重要性を踏まえ、本パブリックコメントにおいても、以下の点を改めて確認したい。</p> <p>非識別非特定情報については、識別という意味でも、特定という意味でも、一意性を有しないことが特徴であることからすれば、同情報については、そもそも本人の同意なくデータを利活用することができるものと考えられる。</p> <p>(3) 実際にも、例えば、統計化したデータ等の非識別非特定情報と合理的に評価できる情報については、そのデータ中にそもそも個人を観念することができず、当該情報の第三者提供によって個人のプライバシーを侵害するおそれは乏しいものと考えられる。</p> <p>(4) 他方、非識別非特定情報の第三者提供に関し、本人の同意がなくてもデータの利活用を可能とする枠組みとしての個人が特定される可能性を低減したデータの取扱いに関し、例えば、加工方法等を第三者機関に提出する規制が設けられた場合（検討会資料『個人情報』等の定義と『個人情報取扱事業者』等の義務について（事務局案）〈詳細編〉参照）、かえって非識別非特定情報の公益的な利活用（例：位置情報等から特定の地域の人口数を分析し、その人口数のデータを災害対応に活用するケース等）の障害となる可能性が生じ妥当でない。</p> <p>具体的には、統計化したデータ等の非識別非特定情報については、その情報の性質上、①多数の者に対して情報が提供されることや②情報が転々流通されることが想定されるところ、その第三者提供の全てについて第三者機関への加工方法等の提出が必要とされた場合、①第三者提供ごとに加工方法等を多数回提出する必要性が生じる可能性や②情報が転々流通するごとに加工方法等を提出する必要性が生じる可能性など、実務上過度な負担が生じ、当該情報の適正な利活用が阻害されるおそれがある。</p> <p>(5) 以上より、非識別非特定情報には、本人の同意がなくてもデータの利活用を可能とする枠組みが適用されないこと（「個人の特定性を低減したデータ」への加工と本人の同意の代わりとしての取扱いをすることを要しないこと）が大綱において明確にされたものと理解しているが、この点について本パブリックコメントにおいても確認したい。</p> <p>また、可能であれば、この点に関する取扱いを法令において明文化すべきである。</p> <p>(6) なお、今後の具体的な検討の結果、仮に、「非識別非特定情報」にも幅があり、一般に「非識別非特定情報」と言われているものでも、実際には匿名化に関する新たなルールの対象になる情報が存在し得るとの結論に至った場合であっても、少なくとも、前述の「十分な匿名化」を施した情報については、匿名化に関する新たなルールの適用対象外となることも併せて確認したい。</p>
353	個人	第3-II-1	<p>第三者機関が民間ルールや団体の認定を行うなども挙げられているが、「業界」単位では利用者にとっては不明瞭である（具体性が無い）可能性が高くまた個々の事業者特有のデータの場合の方が多いのでは無いか。</p> <p>それではいっそう利用者に開示されても意味をなさず、プライバシーポリシーの一環として各事業者単位で「具体的な保有利活用データ」「加工の具体的な方法」「提供の具体的な方法」について開示し、利用者にとって明確な「透明性」を確保すべきである。</p> <p>現在多くの企業で公表されているプライバシーポリシーでも実際のところはどうのような自身のデータが保有されどのように利用されているか具体的には全く分からない。</p> <p>第三者機関が関与することでより適切な記載方法もアドバイスされるであろうし、コンテキストを外れた利活用をどのようにしようとしているか、徹底的な透明性を事業者が打ち出すことで利用者との信頼関係も構築できるだろう。</p>
354	個人	第3-II-1	<p>データ提供（自社利用または外部提供先名称・時期・内容等）について、消費者にとってのトレーサビリティを確保するために、業者に公表を義務づけること、および消費者による検証を可能とするため、消費者から開示請求があった場合は開示されている自己のデータそのものを開示させるようにすべきである（それが困難ならば、最低限、提供しているデータの雛形を提供する等）。また、利用提供停止や回収の要請があれば応じる義務も法定すべきである。</p>
355	個人	第3-II-1	<p>「個人が特定される可能性を低減したデータ」</p> <p>表札などから集めた名簿を売ることは合法とされているが、実際にはベネッセの事件のように非合法な手段で入手した名簿が売られているのが現実。</p> <p>そういった状態で、個人情報保護法の範囲を超えたデータ活用を本人の同意なしに行うことは最新の注意が払われるべきで、</p> <p>相当の透明性の確保手段をまずは明らかにしていくことが重要と考える。</p> <p>大綱ではそこが明らかになっていない。</p>
356	個人	第3-II-1	<p>・意見</p> <p>個人が特定される可能性を低減したデータの第三者提供や目的外利用をする場合について、オプトアウト、すなわち「個人が特定される可能性を低減したデータ」に元の個人データを利用しないことを本人が申し出る手続きを設けることを義務付ける旨、記載すべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等</p> <p>情報が集積、突合及び分析等されることにより、本人が認知できないところで特定の個人が識別される可能性があることは11ページ「(3) 個人情報の取扱いに関する見直し」に書かれている通りであり、たとえ「個人が特定される可能性を低減したデータ」であっても、第三者提供等がされた場合に個人が特定されるおそれが残る。</p> <p>そのおそれを無くすためには、オプトアウトの義務付けが必要である。</p> <p>現実には、JR東日本のSuica乗車履歴、NTTドコモのモバイル空間情報等でこうしたオプトアウトの運用がなされており、オプトアウトによって問題が生じているとは承知していない。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
357	個人	第3-Ⅱ-1	<p>『「個人の特定性を低減したデータ」への加工と、本人の同意の代わりとしての取扱いに関する規律を定める。』ことによる同意なしの第三者提供拡大に賛成である。ただし、次の条件を課すべきである。</p> <p>事業者が「異なる情報源から得た複数の『個人の特定性を低減したデータ』を突き合わせる場合」は、本人の同意をえるべきである。なぜならば、複数の情報源から得たデータを照合することで「個人の特定性」が高まることと、それを個々の個人がデータ収集／提供時に予測できないからである。</p> <p>大綱が想定する検査機関等が個々の「個人の特定性を低減したデータ」を認証しても、異なるソースのデータを突き合わせることで「個人の特定性」が高まるならば、それは法の抜け穴となる。技術的に未然に防ぐことは困難である。</p>
358	個人	第3-Ⅱ-1	<p>同大綱は、個人が特定される可能性を低減したデータについて本人の同意を不要とするとしているが、原則としては、パーソナルデータの利活用に当たっては、本人の同意が必要であるということになると思われる。</p> <p>そして、このようなパーソナルデータの利活用についての自主ルールにより、本人に対して本人が同意するに当たって必要な事項の説明等がなされることになると思われるが、このような説明等は、場合によっては、複雑なものとなり、未成年者等の判断能力の不十分な者にとって理解が困難なものになるおそれがあると思う。</p> <p>したがって、説明等において、本人が未成年者等である場合は、同意する際に親権者等に相談するよう推奨する旨の説明等を加えるなど、本人が未成年者等である場合についての配慮をするべきだと思う。</p>
359	法人・団体	第3-Ⅱ-1	<p>・意見 パーソナルデータの利活用にあたり消費者に安心して情報提供してもらうためには、法律によって明確な措置に関するルールを設けるべきである。</p> <p>具体的には、「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会報告書（平成25年6月）」の「6. パーソナルデータの保護のための関連技術の活用」において明示された米国FTCにおける考え方等をふまえた次の条件をすべて満たすことをもって、保護されるパーソナルデータにはあたらないとして本人の同意を得ずとも利活用を行うことが可能とすべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 適切な匿名化措置を施していること。 ② 匿名化したデータを再識別化しないことを約束・公表すること。 ③ 匿名化したデータを第三者に提供する場合は、提供先が再識別化をすることを契約で禁止すること。 <p>この際、匿名化により非識別化されたデータと元の識別可能なデータの双方を保持・使用する場合は、これらのデータは別々に保管することとするべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 個人が特定される可能性を低減したデータの加工方法等も含めた具体的な措置は、民間団体による自主規制ルールの策定と、第三者機関による当該ルール又は民間団体の認定等により行うこととなっているが、具体的な措置について法律上、一定のルールを設けなければ、各企業や民間団体により当該措置の内容・対応にばらつきが生じる可能性があり、消費者が自己の情報を提供すべきか否かの判断が困難になるおそれがある。</p> <p>異なる業界間で個人が特定される可能性を低減したデータのやりとりを行う場合も想定されるが、法律で規定されていない場合、緩いルールの業界に属する企業が厳しいルールに従うとは考えにくい。また、第三者機関による認定・監督がされるとのことだが、どの程度実効性を有するのかが定かでない。</p> <p>法律は異なる業界間でも共通に遵守するミニマムスタンダードを示すべきだが、大綱ではすべて民間に委ねると読み取れる表現となっており、日本国の民間企業として守るべきミニマムスタンダードが読みとれず、改善を求めたい。</p>
360	法人・団体	第3-Ⅱ-1	<p>○第三者機関は認定等を「行うことができる」ではなく、事業者は第三者機関の認定を「受けなくてはならない」とすべき。</p> <p>○すべての事業者は自主規制を行う専門分野の民間団体に属するべき。</p> <p>○悪意のある事業者に対して抑止力が必要である。</p> <p>○加工時に多くの人目の目に個人情報に触れる点について考慮すべき。</p> <p>○加工のミスがあった場合、漏洩・拡散した被害者の救済を考慮すべき。また加工ミスの責任について示すべき。</p> <p>○加工の結果の検証が行なえるようにすべき。もしくは加工の履歴などを電子署名つきで残すべき。</p>
361	個人	第3-Ⅱ-1	<p>・意見 当該データについて「本人の同意を得ずに行うことを可能」とされるが、その利用目的は、個人情報として取得したときの利用目的の範囲内だけで可能となることを明記するべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 本文は、第三者提供において本人の同意を要することについて、情報を円滑に利活用するために、その同意を不要とするというものである。これは現行法の第23条第1項の要件の緩和であるが、その提供の結果として利用される目的については、現行法第15条、第16条、第18条の要件を免れるものではないと考えるべきである。特に、第18条で求められている利用目的の通知等が免れるわけではない。このことが明記されていないと、「本人の同意を得ずに行うことを可能」としていることが、あたかも、そのような利用目的を通知等することも必要なく、本人に対してまったく無通知で最終的に利用してもよいかのような誤解を与えることが懸念される。このことは、法第23条第2項の第三者提供を利用目的とするということとは異なり、当該データを第三者提供した上で、それがどのように利用されるかの利用目的の通知等として求められるべきものである。</p>
362	個人	第3-Ⅱ-1	<p>・意見 対象とされる「データ」の性質中心ではなく、データの利活用方法や安全性確保の方法を考慮し、プライバシー影響評価（P17）を中心とした制度設計の可能性の検討してもらいたい。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 （仮称）準個人情報をめぐる議論を含め、技術検討ワーキンググループにおいて、特定性低減の加工法を一律に定めないことにした趣旨として、技術の変化や、利活用とのバランスといったことがあると思うが、完全「データ」の性質により類型化してしまうと、事業者の予測可能性が高まる一方で、プライバシー侵害のリスクへの適切な対応がなされない可能性があると考え。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
363	法人・ 団体	第3-Ⅱ-1	<p>・意見 パーソナルデータの定義と範囲の明確化</p> <p>・理由・根拠となる出典等 大綱は、個人情報の利活用におけるイノベーションと成長を遅延させていると認識をし、グレーゾーンについての現行の法的枠組みの課題を直截的に取り上げている。報告書は、新しい法律の下で保護される個人情報の定義と範囲を示す必要性を強調している。ACGJは現行の法の下での個人情報の定義があいまいで、ビジネスにとって躊躇させる要因を与えていると認識している。特に大綱においてとりあげられなかった準個人情報の扱いがどのようになるのかについて、特に関心を寄せている。ACGJは個人情報の定義とこれらの定義から派生する政策は、個人のプライバシーに対する権利とデータを有効活用する経済的な利益とのバランスをはかるものであるべきと考える。さらに、新しい定義を策定するに当たり、ビジネスにとってのコンプライアンスコストも、最終的に消費者が負担をすることになるため、考慮するべきである。</p>
364	法人・ 団体	第3-Ⅱ-1	<p>・意見 個人特定性低減データの第三者提供の許容</p> <p>・理由・根拠となる出典等 ACGJは、日本の新しい法律に個人特定性低減データの活用を促進する条項をパーソナルデータ活用の代替として入れるべきだと考える。個人特定性低減データは、パーソナルデータがビジネスや消費者にとってもたらすものと同様のメリットを、個人のプライバシーのリスクを低減して提供する可能性を持つ。したがって、ACGJは、大綱の個人特定性低減データを個人の同意なしに使うことを許可するという方針を歓迎する。大綱の運用において、日本政府に対して2012年の米国連邦取引委員会（FTC）三要件1) 適切な匿名化措置を施していること、2) 匿名化したデータを再識別化しないことを約束・公表すること、3) データが再識別化されないことを保証すること、を参照することを提案する。個人特定性の低減化のデータのガイドラインは、技術のイノベーションに呼応するために柔軟なものであるべきであると同時に、遵守する企業にセーフハーバーとしてのガイダンスを与えるべきだと考える。データ処理の方法は、柔軟なものとし、企業のインプットを含むものとする検討会の提案を歓迎する。このプロセスへの第三者機関の参画は、ビジネス環境の変化の速度を考慮し、最小限とするべきである。</p>
365	法人・ 団体	第3-Ⅱ-1	<p>・意見 法令の形式的な文言によって事業者の自主的な対応の可能性を排斥することのないように、法令上の文言は、①匿名化の程度については「特定性を低減すれば足りる」といった文言とすること、②権利侵害のおそれに留意した取扱いについては、事業者による幅広い選択肢を許容する文言とすることの二点に配慮の上で検討されたい。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 1 「個人が特定される可能性を低減したデータへの加工方法については、データの有用性や多様性に配慮し一律には定めず、事業等の特性に応じた適切な処理を行うことができることとする」という（大綱10頁）考え方については、データの有用性や多様性に配慮した自主的な対応を認める方向性を示すものといえることから賛成である。 2 そこで、今後の立法化作業においても、上記の方向性を踏まえた法令の文言となるように留意しつつ検討すべきである。具体的には、法令の形式的な文言によって事業者の自主的な対応の可能性を排斥することのないように、①匿名化の程度については、「特定性を低減すれば足りる」といった文言とすること、②権利侵害のおそれに留意した取扱いについても、事業者による幅広い選択肢を許容する文言とすることの二点に配慮の上で法令の文言を検討されたい（この点、平成25年12月10日付同WG報告書25頁が「特定の個人を識別することができないようにしたもの」、「特定の対象を識別することができないようにしたもの」との表現としているのは、技術的に「完全に識別できないこと」を要するかのような誤解を生じさせるおそれがあり、同WGにおいて、「個人が識別される情報が一切推定されない合理的な匿名化水準を汎用的に達成可能にすることは不可能」であるとして、特定性を低減したデータの取扱いに関する規律を定めることで第三者提供を可能にするという結論（同WG報告書参照）となった趣旨を反映した文言を検討すべきと考える。）。</p>
366	個人	第3-Ⅱ-1	<p>・意見 特定性を低減する際の程度について、法律では大枠を定めるにとどめ、詳細は民間の自主規制ルールに委ねる旨を法律上、明確に規定していただきたく存じます。</p> <p>・理由 特定性を低減したパーソナルデータの流通を促進するためには、低減の程度を明確にし、事業者が躊躇せずにパーソナルデータを扱えるようにすることが重要ですが、低減化措置については技術のトレンド・進展等が影響するため、その詳細を法律で規定することは難しく、民間の自主規制ルールに委ねることが必要と考えます。そのため、このことを法律上、明確にしていいただきたいと考えます。</p>
367	法人・ 団体	第3-Ⅱ-1	<p>The proposal to remove most privacy protections from supposed ‘reduced identifiability’ data will depart from current international standards for ‘personal data’ and put Japan out-of-step with other countries, rather than in advance of them. No standards for de-identification are proposed, and it will be essentially a self-regulatory system. No penalties are proposed against any party if data is in fact re-identified. This is simply a ‘best efforts’ approach with no consequences for ‘failure’ to de-identify. It will destroy protections for consumers (and consumer confidence in e-commerce), and pose a moral hazard to businesses. Japan can find better ways to improve socially valuable utilization of personal data than this ill-considered approach. These proposed changes will provide little benefit to most Japanese businesses, and will primarily benefit US business interests.</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
368	法人・ 団体	第3-Ⅱ-1	<p>・意見 制度改正における「個人が特定される可能性を低減したデータ」の導入と再特定禁止義務の明記、加工方法に関する自主規制ルール策定や第三者機関による認定といった枠組みの導入について強く賛同する。 今後、具体的な加工方法の認定に当たっては、「公益分野」「医療分野」「マーケティング目的」など利用分野・利用目的・利用形態に応じたデータの有用性にも配慮しつつ、自主規制ルールが一定のベースラインを下回ることがないように、適切なルール認定をお願いしたい。 また、低減データを加工した事業者及び受領した事業者においては、当該データそのものについての事故報告義務の適用除外となる等、安全管理措置義務の緩和をご検討頂きたい。 国際的な水準や海外の動向について十分ご配慮いただき、我が国だけが厳しい規制となって新産業・サービスなどを阻害することのないようにして頂きたい。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 個人特定性低減データについては、再特定禁止義務等の制度的な保護措置と技術的保護措置とのセットで保護する枠組みであるため、技術的保護措置（加工方法）については一律に過度に厳格な基準を求めるべきではなく、第三者機関が一定のベースラインを設定する以外は、事業者の自発的な取り組み（自主規制ルール）に委ねるべきである。</p>
369	個人	第3-Ⅱ-1	<p>・意見 タイトルについて「個人が特定される可能性を低減したデータ」のような表現を少なくとも「特定の個人を識別することを禁止するための適切な取り扱いをするデータ」とするか、むしろ本意見の「NO.160」を踏まえ、「個人の権利利益を侵害するリスクを低減するための適切な取り扱いをするデータ」などのように書き改めるべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 「個人が特定される可能性を低減したデータ」という表現からは、データそのものが安全になっているという誤解を受けやすい。実際には、それについての適切な取り扱いや、特定されることを禁止する規約などにより安全が確保されることから、あえて、誤解されやすい表現をするべきではない。 また、個人が特定される可能性の低減だけが、個人の権利利益の侵害を防ぐわけではなく、個人が特定されないままでも、そのような侵害が起きることについても、保護すべきであるという点においても、「個人が特定される可能性を低減したデータ」という表現は不適切である。</p>
370	法人・ 団体	第3-Ⅱ-1	<p>個人が特定される可能性を低減したデータについては、適正な取扱いを定めることによって本人の同意を得ずに第三者提供や目的外利用が出来るようになると共に、加工の過程において適切な保護が担保されていることから、当該データに加工した事業者及び受領した事業者においては、当該データそのものについての事故報告義務の適用除外となる等、個人情報保護法の安全管理措置義務の対象外とすることで、情報の円滑な利活用が進むものと期待します。 また、「特定の個人を識別される可能性を低減したデータ」について、EUデータ保護規則案における「Pseudonymous Data」の概念と同等となるよう、今後EUを含む関係各国との協調を図っていただきたいと存じます。</p>
371	法人・ 団体	第3-Ⅱ-1	<p>・意見 個人が特定される可能性を低減したデータについて、本人の同意を得ずに柔軟な利活用を可能とする枠組みの導入は、データ利活用に資するものであり、支持します。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 今回の制度改正の目的は、大綱の名称にもある通り、パーソナルデータの利活用を促進することと理解しています。個人が特定される可能性を低減したデータについて、本人の同意を得ずに第三者提供や目的外利用を可能とする枠組みは、パーソナルデータの利活用の促進に資するものであるため、可能な限り柔軟に取り扱える形で制度整備を行うことに賛成します。</p>
372	法人・ 団体	第3-Ⅱ-1	<p>本大綱は、個人データの第三者提供又は目的外利用に関して、現行法の下で許容されている本人の同意に基づく場合に加えて、新たに、個人データを特定の個人が識別される可能性を低減したデータを用いる場合、本人の同意を得ずに行うことを可能にするとの提案をしています。BSAIは、データ利用シナリオを拡大することとなる本提案に賛成です。これは、まさに正しいアプローチであると考えます。もっとも、私どもとしては、同意を必要としないケースの可能性については、政府に更に検討を重ねていただきたいと考えております。APECプライバシーフレームワークにおいても指摘されているように、個人の同意を得ることが不適切または現実的でない場合があります。このようなケースは、技術の進展に伴って、より顕著かつ増えてくると考えられ、これもAPECフレームワークでの主要な原則のうちの1つですが、その場合には、悪用と被害の防止に着目したリスクベースのアプローチの方が同意よりも適したものとなり得ます。 近年、個人情報とプライバシー保護に関する議論は、データの収集方法、そしてそれに関連する通知及び同意ルールに焦点を置いてきました。これらは必要な要素ではありますが、必ずしも現実には即したものとは言えないと考えます。多くの場合、懸念が生じるのは、データが個人を脅かし、あるいは危害を加える形で使用された時です。したがって、個人情報とプライバシー保護に関する政策は、特に対象となるデータが漏洩または不正使用されたことで生じる危害のリスクを考慮に入れるべきと考えます。故に、政策は、それぞれ特定の状況に応じて潜在するリスクを考慮する形で調整されるべきです。最も機微なデータには相応に最大限の保護が与えられなければなりません。進化し続けるデータドリブンの環境においては、このように様々な異なる状況に対応したリスクベースのアプローチを採用することが特に重要であり、増大し続けるデータセットの規模と範囲を考慮することなく通知と同意に焦点をおく従来のやり方を改めていく必要があります。</p>
373	法人・ 団体	第3-Ⅱ-1	<p>・意見 今回の改正論議において、特定性や識別性が低い情報は個人情報保護法の適用対象とならないこと、また、これらの情報に対する現状の取扱いに変更を生じないこと等の趣旨を明確にして検討を進めていただきたい。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 「パーソナルデータの利活用の促進」との今回の改正趣旨を尊重し、個人情報保護法の対象とならない情報に関する考え方について誤解を生じないようにするため。</p>
374	法人・ 団体	第3-Ⅱ-1	<p>「個人が特定される可能性を低減したデータへの加工方法については、データの有用性や多様性に配慮し一律には定めず、事業等の特性に応じた適切な処理を行うことができることとする。さらに、当該加工方法等について、民間団体が自主規制ルールを策定し、第三者機関（後掲Ⅳ参照）は当該ルール又は民間団体の認定等を行うことができることとする。加えて、適切な加工方法については、ベストプラクティスの共有等を図ることとする。」とある。 加工方法およびそれにより個人が特定される「可能性が低減」したかどうかは、自主規制ルールやベストプラクティスを参考に、事業等の特性に応じて、事業者が判断することと理解しており、今後の法制化においても、本大綱の方向のとおり、一定の指針に基づき事業者が柔軟に対応できるようなものとなるようご配慮いただきたい。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所(章・節)	御意見の概要
375	法人・団体	第3-Ⅱ-1	<p>・意見 パーソナルデータの利活用によって新産業・新サービスの創出や我が国を取り巻く諸課題の解決に貢献することが期待されるなか、パーソナルデータにかかる法制度の曖昧さが利活用の促進を妨げている。このため、今回の大綱が「保護すべき情報の範囲や事業者が遵守すべきルールを明確化し、さらに「個人データ」を特定の個人が識別される可能性を低減したデータに加工し、特定の個人を識別することを禁止するなど適正な取扱いを定めることで、本人の同意を得ずに第三者提供や目的外利用できる仕組みを作ることを明記したことは高く評価できる。</p> <p>個人情報加工し、個人が特定される可能性を低減した状態で保有することは、プライバシーおよびセキュリティの観点から望ましく、欧米諸国でもこれを推奨する取り組みが検討されている。インターネット上では容易に国境を越えてデータがやり取りされるため、日本の法制度で保護すべき個人情報の定義や、個人が特定される可能性を低減した情報の取扱いは、諸外国の取り決めと調和することが望ましく、国際標準を積極的に利用することが適切と思われる。</p> <p>個人情報加工して特定の個人が識別される可能性を低減したとしても、情報の集積、突合及び分析によって個人が再特定されるリスクが残る。今回の大綱が、特定の個人を識別することを禁止するなど適正な取扱いを定め、それに対する疑義が生じた場合には、第三者機関が指導、立入検査できる等を明確にしたことは高く評価できる。しかしながら、これを実現することは簡単ではなく、高い専門性と十分なリソースが必要となる。この点で、クラウドサービスにおいて実施されてきたセキュリティマネージメント監査の手法が参考になるとと思われる。これまで、規制当局のもとで国際標準（ISO/JTC-1 27001など）に沿ってセキュリティマネージメントの監査指針が作られ、監査機関がその指針に応じてクラウドサービスを監査し、その結果を監査レポートにまとめてきた。規制当局はこうした監査の実施を監督し、また監査レポートを参照することで、専門性とリソースを補ってきている。またこうした監査の仕組みは、クラウドサービスの利用者に対して、セキュリティマネージメントの信頼性を高めてきた。同様に、個人情報を加工して特定の個人が識別される可能性を低減する仕組みに対しても、国際標準に沿った指針を第三者機関のもとで作成し、それに従って監査機関が「個人が特定される可能性を低減した状態」が担保されていることを監査することで、透明性が高く、また、国際的にも調和できる仕組み構築、実施できる。これは同時に、第三者機関や自主規制を設ける民間団体の負担軽減に資することともなる。現在、パブリッククラウドにおける個人情報の保護に関する国際標準が作られており、「個人が特定される可能性を低減した状態」の定義や担保に役立つと思われる。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 個人情報の定義や、個人が特定される可能性を低減した情報の定義について、以下の国際標準化団体や諸外国における検討状況が参考になると考えられる。 ・ ISO/IEC 27018. Information technology — Security techniques — Code of practice for protection of personally identifiable information (PII) in public clouds acting as PII processors. (http://www.iso.org/iso/catalogue_detail.htm?csnumber=61498) ・ Opinion 05/2014 on Anonymisation Techniques (http://ec.europa.eu/justice/data-protection/article-29/documentation/opinion-recommendation/files/2014/wp216_en.pdf). EU Article 29 Data Protection Working Party ・ Anonymisation: managing data protection risk code of practice (http://ico.org.uk/for_organisations/data_protection/topic_guides/~media/documents/library/Data_Protection/Practical_application/anonymisation-codev2.pdf). UK Information Commissioners</p>
376	個人	第3-Ⅱ-1	<p>個人の権利利益侵害と社会全体の利益の判断を第三者機関が明確にできるようにすべきである。本人の権利利益とプライバシーの明確化を望むと共に、社会全体の利益という相反するものの判断と事例の公開をガイドライン、第三者機関における情報公開によって明確にしていくことを強く望むものである。</p>
377	個人	第3-Ⅱ-1	<p>改正案に反対です。 「個人が識別される可能性を低減したデータ」であるとはいえ、業界団体の「自主規制」で、「本人の同意を得ずに」「第三者提供や目的外利用」も含めビジネス利用が可能になることに反対です。本人の同意を得ないという点にもそもそも反対ですが、それをさておいても、「第三者提供や目的外利用」まで可能となると、情報流出の歯止めが効かなくなると思います。</p>
378	個人	第3-Ⅱ-2	<p>個人情報の定義は行政機関、自治体も含めた国内での個人情報の定義の統一化すべきである。</p>
379	個人	第3-Ⅱ-2	<p>・意見 特に医療情報においては画一的な取扱いとしてもらいたい</p> <p>・理由・根拠となる出典等 現行法上は自治体立病院か、大学病院か、それ以外かで管轄が異なり、根拠法も異なるが、災害時をはじめ、医療機関をまたいだ情報共有が必要となることは多く、その場合の取扱いが異なることによる弊害が存在しており、その対応が期待されるため。</p>
380	個人	第3-Ⅱ-2	<p>以下に詳しく述べるとおり、現在は保有者ごとに3本の法律となっている個人情報保護法を一本化するとともに、地方公共団体についても最低限の規則を法律化すべきである。 地方公共団体ごとに個人情報の定義などの個人情報に関する根幹事項が異なっている現状は、著しく妥当性を欠くものであるから、地方公共団体における個人情報の取扱いにかかる最低限の規制を法律化し、さらなる上乘せ・横出し規制については個人情報保護条例にゆだねることとすべきである。 上記の地方公共団体にかかる法律と、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、そして個人情報保護法を1本の法律とすべきである。現状のように、行政機関個人情報保護法と個人情報保護法とで用語や用例が異なると、体系的な法理解が困難となることから、1本の法律とすることが困難である場合であっても、少なくとも用語・用例を統一すべきである。</p>
381	法人・団体	第3-Ⅱ-2	<p>「その特質を踏まえ・・・調査・研究を行う」とありますが、「その特質」とは何かということについて検討会でもまだ十分に議論された形跡はありません。当学会が関連する研究領域では、パーソナルデータに関して民間事業者、行政機関、独立行政法人、地方自治体等の垣根を越えた共同の研究開発が頻繁に行われており、これらの実態を配慮して共同作業を阻害しない「特質」の検討が必要であると考えます。民間、行政機関、独立行政法人等の区別なくできるだけ取扱いを統一することが必要です。もし、共同の研究開発の実例が必要であれば、当学会から提供可能です。また、監督機関ごとに判断が異なることも利活用を大きく阻害する要因となるため、行政機関や独立行政法人等も第三者機関の監督対象とすることが望ましいと考えます。行政機関個人情報保護法や独立行政法人等個人情報保護法における総務大臣の権限を第三者機関に移管して統一的な制度運用ができるようにすべきだという意見も出ています。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
382	法人・団体	第3-II-2	行政機関及び独立行政法人等が保有するパーソナルデータは、民間部門が保有するデータ同様に、その利活用により我が国に大きな経済的効果をもたらすはずであるから、幅広い民間での利活用を推進すべきである。そして、民間事業者に公平に利活用の機会を与え、かつ、適切なプライバシー保護をバランスよく実現する必要があることから、業界団体を通じて民間事業者を統一的に監督する第三者機関が、行政機関及び独立行政法人等が保有するパーソナルデータについても関与・監督すべきである。
383	法人・団体	第3-II-2	今後の改正スケジュールからして、これから調査・検討を行うことでは間に合わない。結局、この問題は棚上げになるのではないかと疑問を持つ。
384	個人	第3-II-2	行政機関の保有するパーソナルデータには、単なる個人情報のみならず、多くの機微情報もあることに配慮すべきである。たとえば納税手続で行政機関が得る情報としては、資産情報、所得情報、取引先情報、負債情報、寄付先、健康状態、扶養状況なども含まれている。民間に比べ、行政機関の保有するパーソナルデータは、機微情報も多く、時に当該個人の思想信条等を読み取ることも可能となる情報を保有していることもあり、これら情報を安易に利活用すべきではないと考える。仮に、利活用する場合においても、そのデータの性質から利活用が全面的に禁止される分野等も検討していくべきである。
385	法人・団体	第3-II-2	<ul style="list-style-type: none"> ・意見 政府としての推進体制をみても日本は他国に後れをとっており、「検討」ではなく、更にもっと踏み込んで取り組む姿勢を記載していただきたい。 ・理由・根拠となる出典等 民間が取り扱うパーソナルデータよりも、利活用するに値するデータが多数あると思われる。
386	法人・団体	第3-III-2	<ul style="list-style-type: none"> ・意見 ルール作成のプロセスにおいて、マルチステークホルダーコミュニティを関与させるべきです。 ・理由・根拠となる出典等 大綱の中では、日本のITガバナンスにとってターニングポイントとなるプライバシーのルール作成のプロセスにおける、マルチステークホルダーコミュニティの関与が掲げられています。この立案では、インターネットがどのように統治されるべきかという国際的に大きな話題と、マルチステークホルダープロセスが国際的に適切なものとなるために、国内の政治過程へ根ざさなくてはならないという認識が反映されています。KIPISは、プライバシーに関するマルチステークホルダーフォーラムを、この数ヶ月で3度主催してきました。同時に、日本ネットワークインフォメーションセンター（JPNIC）では、インターネットの国際的なガバナンスの変化と、それが日本に与える意味を議論するために、インターネットガバナンス会議が発足されました。KIPISは、政府とその他のステークホルダーによって、プライバシー関連の意思決定に、マルチステークホルダーの原則がどのように実行されるべきなのかについて、幅広く議論されることを期待しています。これらが正しく理解されれば、政府の諮問機関による現状のシステムと違う、政府の正式パートナーとしてブラジルにおけるインターネットの進展を先導した、ブラジルインターネット監視委員会のような、官民における一定の共同規制設定過程の導入に繋がります。参照：http://www.cgi.br/pagina/about-the-cgi-br/148
387	個人	第3-III-2	<ul style="list-style-type: none"> ・意見 自主ルールの策定についてマルチステークホルダープロセスの採用は高く評価すべきことと考えます。しかしながら、それをもってしても民間主導での自主ルールの策定は多大な時間を要し速やかな策定が行われずおそれや、または実効性を有するものが策定されないおそれがあると思われれます。そのような事態を防ぐため、たとえば第三者機関に一定の権限を持たせるなどの仕組み等が必要ではないかと考えます。 ・理由・根拠となる出典等 自主ルールを策定するなかで、事業者間でも意見の相違は大きいと考えます。IT事業者の中でもかなり自由な取り扱いを主張するもの、慎重な取り扱いを主張するものと混在しており、はたして調整が可能なのかどうか極めて疑問であると考えています そのような状況下で業界内や関係者の間での合意に多大な時間を必要とするような事態が発生し、事実上、自主ルールの策定が不可能になるか、またはいわゆる骨抜きでほとんど意味のない自主ルールになってしまうおそれがあると考えられます。

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
388	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(1)	<p>・意見 クレジットカード番号については、決済インフラに必要不可欠なものとして、現在の運用においても厳格な取扱いを行っていることから、今後の検討において実務に多大な影響が及ばないよう慎重にご検討頂きたい。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 大綱では、今後「指紋認識データ、顔認識データなど、個人の身体的特性に関するもの等」のうち、保護の対象となるものを明確化しているが、「等」に含まれる内容によっては、クレジット会社の既存の事業運営に支障をきたす可能性があるため、慎重にご検討頂きたい。</p> <p>特にクレジットカード番号単体については、「パーソナルデータの利活用に関する検討会」において、新たに保護の対象とすべきとの議論があったところであるが、クレジットカード決済は、クレジットカード発行会社（イシューアー）、加盟店契約会社（アクワイアラー）、決済代行会社、加盟店、国際ブランド会社など、国境を跨いで多種多様なクレジットカード決済に関係する機関の間で、クレジットカード番号が交換されることで成り立つビジネススキームである。</p> <p>また、当該決済においては、各国の個人情報に関する法律やガイドライン、国際ルールがあり、更には関係者間でのクレジットカード番号について厳格に取り扱う旨の契約の締結がされており、上記ビジネススキームの実現を可能としている。</p> <p>このように既に厳格な管理運用が行われている状況の中、クレジットカード番号を新たに個人情報として定義し、更なる法規制により本来の用途までが制限されることがあれば、決済インフラとして重要な役割を担うクレジットカードの利用が著しく阻害されることとなる。</p> <p>そもそも大綱において、パーソナルデータのうち保護の対象とすべきデータの考え方については、技術検討ワーキングが取りまとめた「技術検討ワーキンググループ報告書」（平成26年5月）に示された、「（仮称）準個人情報」の定義によるところである。</p> <p>仮に、クレジットカード番号単体で保護の対象になったとしても、当時の整理によると、クレジットカード番号は「個人または個人が使用する通信端末機器等に関するもの」に含まれており、当該箇所については「付番された本来の用途まで制約しようとする趣旨ではないことを明確化すること」とされているため、決済手段としての用途は制限されないはずである。</p> <p>さらに、現在もクレジットカード番号単体として、その取扱いについては割賦販売法で厳格な運用を定め、クレジットカード番号を取扱う事業者に対してクレジット取引の安定及び消費者保護を図っており、他分野より格別の運用を図っている。</p> <p>以上の点により、特にクレジットカード番号の取扱いに対し更なる保護を措置することは、現在及び将来のクレジット取引の運営を阻害するため、今後慎重にご検討頂きたい。</p>
389	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(1)	<p>・意見 クレジットカード番号については、決済インフラに必要不可欠なものとして、現在の運用においても厳格な取扱いを行っていることから、今後の検討において実務に多大な影響が及ばないよう慎重にご検討頂きたい。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 大綱では、今後「指紋認識データ、顔認識データなど、個人の身体的特性に関するもの等」のうち、保護の対象となるものを明確化しているが、「等」に含まれる内容によっては、クレジット会社の既存の事業運営に支障をきたす可能性があるため、慎重にご検討頂きたい。</p> <p>特にクレジットカード番号単体については、「パーソナルデータの利活用に関する検討会」において、新たに保護の対象とすべきとの議論があったところであるが、クレジットカード決済は、クレジットカード発行会社（イシューアー）、加盟店契約会社（アクワイアラー）、決済代行会社、加盟店、国際ブランド会社など、国境を跨いで多種多様なクレジットカード決済に関係する機関の間で、クレジットカード番号が交換されることで成り立つビジネススキームである。</p> <p>また、当該決済においては、各国の個人情報に関する法律やガイドライン、国際ルールがあり、更には関係者間でのクレジットカード番号について厳格に取り扱う旨の契約の締結がされており、上記ビジネススキームの実現を可能としている。</p> <p>このように既に厳格な管理運用が行われている状況の中、クレジットカード番号を新たに個人情報として定義し、更なる法規制により本来の用途までが制限されることがあれば、決済インフラとして重要な役割を担うクレジットカードの利用が著しく阻害されることとなる。</p> <p>そもそも大綱において、パーソナルデータのうち保護の対象とすべきデータの考え方については、技術検討ワーキングが取りまとめた「技術検討ワーキンググループ報告書」（平成26年5月）に示された、「（仮称）準個人情報」の定義によるところである。</p> <p>仮に、クレジットカード番号単体で保護の対象になったとしても、当時の整理によると、クレジットカード番号は「個人または個人が使用する通信端末機器等に関するもの」に含まれており、当該箇所については「付番された本来の用途まで制約しようとする趣旨ではないことを明確化すること」とされているため、決済手段としての用途は制限されないはずである。</p> <p>さらに、現在もクレジットカード番号単体として、その取扱いについては割賦販売法で厳格な運用を定め、クレジットカード番号を取扱う事業者に対してクレジット取引の安定及び消費者保護を図っており、他分野より格別の運用を図っている。</p> <p>以上の点により、特にクレジットカード番号の取扱いに対し更なる保護を措置することは、現在及び将来のクレジット取引の運営を阻害するため、今後慎重にご検討頂きたい。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
390	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(1)	<p>・意見 クレジットカード番号やICカード等の会員ID等の情報を新たな保護対象に含めることについては慎重に検討していただきたい。 また、購買履歴については、新たな保護対象に含めないでいただきたい。</p> <p>・理由 チェーンストアの店舗においては、日々、多くの電子マネーやポイントカード、クレジットカード等が利用されている。例えば、これらのカード番号や会員ID等を決済事業者等に提供することについて、第三者提供の規律が課され同意が必要とされた場合に、実務に重大な悪影響が生じるおそれがあるため。 購買履歴はその情報だけで保護性が高いものとは考え難く、大量かつ多様な情報が日々チェーンストアの店舗において発生する現状において、例えば、これらの購買履歴のうち、特定の範囲の購買履歴のみを新たな保護対象とすることは現実的に対応困難であり、著しく合理性を欠いていると考えられるため。</p>
391	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(1)	<p>・意見 クレジットカード番号、ICカード等の会員IDを新たな保護対象に含める場合、現状の販売実務に過大な影響を与えないように慎重に検討すべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 百貨店の店舗においては、日々、膨大な量のクレジットカード、電子マネー又はポイントカードが利用され、これらのカード番号や会員IDを店舗が取得することになる。 クレジットカード、電子マネー又はポイントカードの決済事業者から店舗にカード番号や会員IDを提供することに関し、第三者提供の規律が課され、その提供について同意が必要とされた場合、百貨店における決済実務に重大な悪影響が生じるおそれもある。 そこで、クレジットカード番号、ICカード等の会員IDを新たな保護対象に加える場合、上記のような現実の取引に与える影響を正確に把握し、思わぬ悪影響が生じることのないように慎重に検討すべきである。</p>
392	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(1)	<p>・意見 「第10回 パーソナルデータに関する検討会【資料1-2】技術検討ワーキンググループ報告書（佐藤委員提出資料（以下、「同資料」という。）P17）」によれば、 「ICカードの固有ID」についても新法の規制の対象として想定されるかにみえる。しかし、ICカードや磁気カードであっても、電子マネー事業に用いられるようなカードそのものの販売価格が低く容易に買い替えが可能である無記名式のICカードのID（以下、これに紐付けられる購買履歴等も含め「本件情報」という。）については、「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」（以下、「本大綱」という。）を受けて改正が予定される個人情報保護法（平成15年法律第57号）（以下、改正後のものを「新法」という。）において、「個人の権利利益の保護」と「事業活動の実態」に鑑み、新たな規制対象としてはならない。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 (1) 概要 本大綱の該当箇所では、「個人の権利利益の保護と事業活動の実態に配慮」し、「必要に応じて規律を定める」とされている。この趣旨に即して、本件情報が新法において新たな規制対象とすべきでない旨を以下述べる。</p> <p>(2) 「個人の権利利益の保護」の観点 本件情報について「個人の権利利益の保護」の観点から、同資料P15に掲げられた判断要素（「生存する個人に関する情報に含まれる識別子又は識別子に相当するものであって、1一意性/単射性を有するもの、2共用性を有するもの、3変更又は利用停止が容易ではないものまたは不変性を有するものであること」（原文はそれぞれ丸数字である。）を指し、以下、それぞれ「判断要素1」、「判断要素2」及び「判断要素3」という。）に照らした結果、以下のとおりと考える。</p> <p>判断要素1 本件情報については、無記名式のICカードの場合、カードの券面に対して利用者の氏名の記載がなく番号のみが記載されていることから、特定の個人との結びつきの程度は非常に弱く、権利侵害のおそれは弱い。また、一人が複数枚を使用することは想定されるものであり、自然人である個人と本件情報との関係は一对多の関係であるため結びつきは弱く、一意性は非常に弱いものである。</p> <p>判断要素2 電子マネー事業者は、本件情報を、ポイント付与のためポイント事業者に提供する場合があるが、その場合であっても事前に提携・協力関係のあるポイント事業者に限定し提供するため、本件情報の利用者は不特定多数に広がるものではなく限定されたものであり、利用者が限定されていることから共用性の程度は低い。 また、本件情報の利用方法に着目すると、多くの会社が同じ時点で本件情報を共同・共有して利用するものではなく、電子マネー事業者とポイント事業者との一対一の関係に収斂されるものであり、共用性の程度は低い。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
			<p>判断要素3 本件情報の記載されているICカードについては、300円程度の比較的安価で販売されているものであり、利用者が利用の途中で新たなICカードを購入することは容易である。そのため、利用途中での任意の番号の変更が原則として許されず、かつ、本人確認のために一般に広く使われている運転免許証の番号等とは大きく異なる。</p> <p>以上より、利用者が本件情報の記載されているICカードを任意のタイミングで変更することが起こりえることから、ある個人を継続的に追跡し続けることは不可能であり、本件情報については「個人の権利利益」の侵害のおそれは非常に低いといえる。</p> <p>(3) 「事業活動の実態」の観点 本件情報について「事業活動の実態」の観点から考えた結果、本件情報のようなIDは、匿名による資金決済や匿名によるポイント付与を行うに当たって必要不可欠なものであり、同資料P15の「付番された本来の用途」にあたるものといえる。 したがって、これを制約することは利用者に幅広く受け入れられている社会インフラともいべき利便性の高い既存のサービスを必要以上に制限するものであるといえる（ちなみに、2012年1月から12月までの間において、電子マネーの決済件数は2,720百万件であり、決済金額は24,671億円である。出典は日本銀行「決済システムレポート2012-2013」https://www.boj.or.jp/research/brp/psr/data/psr131011b.pdfである。）。</p> <p>また、無記名式の電子マネーの場合、匿名サービスのため個別の同意が取得できずサービスの利用開始をもって約款に同意したとみなす運用が広く社会に受け入れられているが、ICカードのID等が個人情報となった場合は「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」が無条件に適用され、上記サービスの利用開始の際に個別の同意が必要になるという矛盾が発生する。このように、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」に従い現在義務付けられていない同意取得について、厳しく要請することは以下の理由からも事業活動の実態に反しており、避けるべきである。</p> <p>ア. 利用者側に煩雑な手続きを強いることは利用者の利便性の観点から避けるべきであること イ. 利用者保護の観点からは、記名かつ書面での同意書の取得といった取得方法を採用すると、本来であれば不要となる情報（例：氏名情報、住所等）まで加盟店、電子マネー事業者が取得し管理することになってしまうこと ウ. 資金決済法において本件情報の取得に関して特段の手続きは法定されておらず、匿名性の強い電子マネー事業においては同意取得の手続きはそもそも想定されていないこと また、無記名式のポイントサービスについても場合によっては個別の同意取得等の手続き等を強いることになってしまい利用者の利便性を損ない既存の事業活動の実態を著しく萎縮させることも予想されるため、避けるべきである。</p> <p>(4) 結論 以上、「個人の権利利益の保護と事業活動の実態に配慮」すると、「必要に応じた規律」を行う必要性が非常に弱い本件情報については、新法における新たな規制対象としてはならないことを明確にしていきたい。</p>
393	法人・団体	第3-Ⅲ-1(1)	<p>・意見 ICカード等（例：電子マネーやポイントカード）の会員IDを新たな保護対象に含めることについては、現行及び将来の実務に過大な影響を与えないように慎重に検討すべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 (1) 技術WGの報告書では、移動履歴や購買履歴について、「何が特徴的な行動履歴で何がそうでないかを一律の基準に基づいて判断することは困難」（技術WG報告書10頁）であり、現時点では、保護対象に含めずに「実態を踏まえたより詳細な検討を加えることが必要」（同11頁）と結論づけられており、大綱でも移動履歴や購買履歴は検討対象には明記されていない（なお、移動履歴や購買履歴についての意見は後述する。）。ところが、現状実務において、移動履歴や購買履歴の情報は、電子マネーやポイントカードに付された会員IDを伴う形で流通し、決済機能への活用やデータの分析等が行われており、このような会員IDが新たな保護対象となる場合には、実質的に移動履歴や購買履歴が一律に保護対象となるのと同様の結果となるおそれがあり、具体的には、以下(2)及び(3)のような現状の実務への影響が予想される。 (2) 店舗で発行される無記名のポイントカード等による購買履歴の分析は、パーソナルデータの利活用として想定される典型的な事例といえるところ、特段の手当てが講じられることなく、会員IDが個人情報保護法の新たな保護対象となった場合、かかるパーソナルデータの利活用に大きな支障が生じることは避けられない。例えば、会員IDが新たな保護対象となったことに伴い、カード発行の際に会員IDの第三者提供について同意が必要となるとすれば、店頭において無記名で発行される店舗の電子マネーやポイントカードなどは、発行自体が困難となる可能性もある。また、現行のビジネスのみならず、会員IDをベースとした将来の多様なビジネス展開にも大きな萎縮的効果を生じさせるおそれもある。 (3) また、会員IDは、決済手段の情報としての性質上、カードが使用された店舗から電子マネーやポイントの発行会社に対して会員ID及び当該電子マネーの決済情報や当該ポイント付与のための情報が提供されること、これらの情報提供について第三者提供の規制が一律に課される場合には、データの利活用以前の問題として、電子マネーやポイントの本来の利用（決済手段としての利用）が制限され、これらの決済手段が社会に定着しているものにもかかわらず、新たに利用者に同意等を強いる結果にもなりかねない。かかる結果となる場合、利用者の目線からしても、利便性が損なわれることとなる（この点に関しては、決済手段の社会的な重要性を考慮すれば、ガイドライン等において、これらの本来の利用が制限されないことを明確化する必要があるものと考え）。 (4) そこで、会員IDがパーソナルデータの利活用はもとより、決済手段としての電子マネーやポイントの利用に欠かせない情報として現実に利用されている実態を踏まえ、会員IDを新たな保護対象に含めることについては、現行及び将来の実務に過大な影響を与えないように慎重に検討すべきである。 (5) なお、クレジットカード番号のみをもって保護対象とすべきとの議論もあるが、クレジットカードによる決済時には、上記(3)と同様に、加盟店からカード発行者（及び国際ブランドやアクワイアラー等の関係者）にカード番号及び取引の情報が提供されることによりカード決済が可能になる。この場合の情報の提供が制限されることになれば、決済手段として欠くことのできないクレジットカードの利用が著しく阻害されることとなる。 よって、このような現状の実務が滞ることのないよう保護対象及びその取扱いについては慎重に検討いただきたい。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
394	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(1)	<p>・意見 個人情報として保護の対象に含まれる範囲によっては企業による利活用が阻まれる可能性があり、現在すでに利活用されている状況・実態をふまえて複眼的に保護範囲を検討のうえ明示すべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 指紋認識データ、顔認識データ等個人の身体的特性に関するもの等のうち、保護の対象となるものを明確化し、個人情報に該当するか否かが明らかでない、いわゆるグレーゾーンを解消しようとしているが、保護の対象と規制の内容については具体的に示されていない。 保護範囲の明確化は重要だが、例えば、購買履歴やWeb閲覧履歴等を保護範囲に含めて規制を設けた場合、現在すでにビジネスにおいて当該データの利活用により提供されているサービスが阻害されるおそれがある。消費者がメリットを認識のうえ当該サービスを受けているものについては、阻害されることのないよう、保護範囲を考慮する必要がある。</p>
395	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(1)	<p>・意見 購買履歴については、新たな保護対象に含めるべきではない。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 購買履歴については、その情報のみでプライバシーの観点から要保護性が高いものとはいえず、現状で新たな保護対象とする必要性は乏しい。 また、購買履歴については、大量かつ多様な情報が各店舗において発生するところ、これらの購買履歴のうち、特定の範囲の購買履歴が新たに保護の対象とされる場合、例えば、保護対象となる購買履歴を区別した上でそれぞれ個人情報保護法に沿った管理を行うなどの対応が必要となると予想されるが、このような対応を実施することは現実的に困難である。</p>
396	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(1)	<p>・意見 移動履歴及び購買履歴等の特徴的な行動の履歴については、検討対象として大綱11頁に記載されている「指紋認識データ、顔認識データなど個人の身体的特性に関するもの等」のうちの「等」の中に含めない方向で検討すべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 (1) 移動履歴及び購買履歴等の特徴的な行動の履歴については、大綱では検討対象として明示されていないものの、その情報の重要性に鑑み、本パブリックコメントにおいても、確認の観点から以下の意見を述べる。 (2) 移動履歴及び購買履歴等の特徴的な行動の履歴は、それぞれの情報のみによっては、特定の個人を識別する可能性は高いものとはいえず、指紋認識データや顔認識データ等の個人の身体的特性に関する情報と比して、その要保護性は必ずしも高くはないと考えられる。 (3) 他方、移動履歴及び購買履歴等の特徴的な行動の履歴については、大量かつ多様な情報が各事業者において発生し、個人の識別につながり得るものはごく一部と考えられるところ、これらの情報について、プライバシー保護の観点から保護の対象とされる場合、大量の行動履歴のうち一部の情報を抽出するなど、法規制への対応を実現することは困難であり、その結果、事業者が移動履歴や購買履歴等の特徴的な行動の履歴を取得するサービスの提供を行うこと自体について萎縮的な効果が生じる可能性により、かえってパーソナルデータの利活用を阻害するおそれがある。例えば、ごくありふれた購買履歴であっても、情報を一定程度加工しなければ利活用できないとすれば、パーソナルデータの利活用をめざす法改正の趣旨を没却することとなる。 (4) また、移動履歴や購買履歴等の特徴的な行動の履歴が新たに保護対象とされた場合、その第三者提供を想定して、利用者がポイントやクーポン等のサービスを受けるに際して事業者の店頭で、その都度同意を取得する等実務上煩雑な手当てが必要となる可能性が生じ、利用者の目線からしても利便性が損なわれるおそれもある。 (5) 以上より、移動履歴及び購買履歴等の特徴的な行動の履歴については、検討対象として大綱11頁に記載されている「指紋認識データ、顔認識データなど個人の身体的特性に関するもの等」のうちの「等」の中に含めない方向で検討すべきである。</p>
397	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(1)	<p>・意見 行動履歴などの新しいパーソナルデータの取り扱いを大綱において明確に説明すべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 グレーゾーンの明確化に関わるが、現行の個人情報保護法の制定から10年以上経ち、新しい種類のパーソナルデータが増えている。例えば移動履歴や購買履歴、Web 閲覧履歴などの個人行動履歴は利活用が期待される情報であると同時に、個人の特定にもつながり得る情報である。実際、スーパーなどで一回の買い物で個人が特定される可能性は低いが、一方で数ヶ月にわたる購買履歴は個人特定につながりやすく、さらに一部の購買品は個人のプライバシーと直結する(例えば医薬品の購入履歴は病気などがわかり、書籍は思想信条が見える)。つまり一律に利活用を許すべきではないが、同時に一律に保護すべきでもない。大綱ではパーソナルデータの種類によっては、一律に利活用と保護範囲を判断できない情報が存在することを説明するとともに、第三者機関や民間自主規制に応じて範囲を明確化することで企業の利活用をやりやすくし、個人に対して保護される情報を明確化することで、安心して行動履歴を提供すべきという旨を大綱で言及することが妥当と考える。</p>
398	個人	第3-Ⅲ-1(1)	<p>「指紋認識データ、顔認識データなど個人の身体的特性に関するもの等のうち、保護の対象となるものを明確化し」という点については顔認識以前に、無断で他人の容姿や風貌を盗撮する行為自体が人権侵害行為なのであり、カメラによるプライバシーの侵害行為が際限なく蔓延してしまわないようにするためにも前項でも述べたように盗撮行為自体を原則禁止とすべきです。具体的には、原則禁止とした上で第三者が写り込まないであろう私有地であって不特定多数が立ち入ることの無い倉庫内や金庫内等の防犯警備に限り認めるなどの踏み込んだ規制措置が必要なものと考えます。</p>
399	個人	第3-Ⅲ-1(1)	<p>指紋認識データ、顔認識データなど個人の身体的特性については、指紋は差別にもつながりうる高度にセンシティブな情報であること、身体特徴には顔面から瞳や身長体重等の生体情報は個人にとってセンシティブであり個人特定にも使用されかねないこと、その他、最近では歩行する姿を撮影しただけで個人を識別できるとされていること等から、法律により厳格な基準を定め、身体的特徴や画像および画像処理データについては利用禁止にするべきと考える。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所(章・節)	御意見の概要
400	法人・団体	第3-Ⅲ-1(1)	<p>・意見 指紋認識データ、顔認識データなど個人の身体的特性に関するもの等のうち、保護の対象となるものを明確化し、必要に応じて規律を定めるに当たっては、「指紋認識データ」「顔認識データ」などの情報内容に着目した形式的要件だけではなく、保護に値するための要件として、特定の個人が識別されるおそれを付加すべきであるとする。さらに、犯罪抑止目的での利用は状況に応じて柔軟に行うことができる制度を要望する。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 店舗内において万引き等の違法行為を未然に防止し又は被害を迅速に回復するために、防犯カメラ及び顔認証システムなどを用いて、違法行為を行った又は行った蓋然性が高いと判断された者の顔認識データを自動作成・記録し、その者が再び来店した時に、保有する顔認識データと照合し、同一人と認定したときは施設管理者に警告するなどの防犯システムが構築されつつあり、社会的需要も高まっている。ここでは、一定条件を満たした顔認識データ以外、特定の個人と結びつくおそれはない。 同じく、店舗内において顔認証システムなどを用いて、利用客の顔認識データを自動作成・記録し、店舗内での利用客の位置情報、移動状況を記録して、消費行動を分析することが考えられる。この場合も、取得するのは顔認識データだけであり、特定の個人と結びつくおそれはない。 このように、顔認識データを識別子として機能させず、他の情報を附加して個人情報に成長する可能性が低い場合は、その利用価値の高さに較べて、個人の権利利益の侵害度は低いため、顔認識データを画一的に保護対象とすることは妥当でないと考える。 この点については、識別可能性低減データについて、再識別特定化の禁止を条件に第三者への提供を容易にするのであれば、これに倣って、顔認識データ等についても、特定の個人が識別されるおそれがないものについては、特定の個人が識別される情報に加工しないことを条件に、保護対象から除外してよいと考える（なお、生命、身体、財産の保護が必要な場合は、特定の個人が識別される情報に加工することを例外的に許容）。 さらに、顔認識データなどは犯罪抑止に極めて有用であり、最大限の利用が望まれる。 このように顔認識データ等の準個人情報については、利活用のニーズ（利用目的、態様）に即して、保護の要否とそのあり方を考えていただきたい。</p>
401	個人	第3-Ⅲ-1(1)	<p>・意見 「指紋認識データ、顔認識データ等個人の身体的特性に関するもの等」や、「人種、信条、社会的身分及び前科・前歴等に関する情報」の例が挙げられているが、それに加えて、個人の遺伝情報やゲノム情報といった生体分子情報についても記載をして、今後早いうちに検討が行われるようにし、適切な方向に利活用を促進していく必要があるのではないかと考える。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 遺伝情報やゲノム情報等の生体分子情報は、網羅的に解析することによって、個人の特徴をさまざまに反映するものであり、解析機器の発達とコストの低下から、量・質ともに、以前とは比較にならないほど世の中に存在するようになってきた。研究・医療・ビジネスの分野においてさまざまな用途も期待されていることから、今回のパーソナルデータに関する検討会での検討対象と同様に、利活用を適切に推進できるよう、早急に社会的・法的な基盤整備をする必要があると考えている。 例えば、研究の現場に近い視点から見ると、内容変更や二次利用における同意（再同意）をどうするか、利活用とプライバシー保護の両立をどのように実現するか、乱用を防ぐために監視や介入が必要か、被害者の救済をどうするかなど、パーソナルデータ全般の利活用を進める場合と同様の課題がある。 また、遺伝情報やゲノム情報は、検査の外注や共同研究等の理由で国境を越えて流通することも珍しくない。国民の利益やプライバシー等を保護するため、最近のEUや北米等の規制環境の変化にあわせて、国レベルの対応が必要な部分もあると考えられる。 さらに、遺伝情報・ゲノム情報等の生体分子情報は、他のパーソナルデータと合わせて扱うことではじめて重要な知見を得られることがあるため、分断的に検討するだけでは十分でない。 このように、遺伝情報・ゲノム情報等の生体分子情報は、パーソナルデータの一部として扱われる時代になっており、利活用に期待がもたれ、プライバシー保護や現場において他のパーソナルデータと同様の課題があり、他のパーソナルデータと共に取り扱われることも重要であることから、大綱の中に記載がないことには違和感があり、今後何らかの記載を入れ包括的に検討していただければと考える。</p>
402	法人・団体	第3-Ⅲ-1(1)	<p>・意見 今回の大綱において無線LANと絡んだ個人情報議論は電波法の通信の秘密に関わる事が明らかであり、大綱本文から電波法に関わる個人情報・識別信号の判断は調査・研究そして議論が不十分であるため今回は除外する。>を入れて頂きたい。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 無線LAN位置情報の取り扱いについて今回の議論が明確に外すべきである。</p> <p>「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」は矛盾が多く、困惑を通り越して秩序確保について大きな懸念を持たなければならない。</p> <p>既に当方として長年に渡り大きな問題点と指摘している点で、限られた時間内で指摘する事は以下の通りです。</p> <p>A pple、Googleの国外サーバーに蓄積されている日本国内の無線LANアクセスポイントのMAC ADDRESS（ほぼ=BSSID）がGPSの位置情報と括りつけられて無断で収集されて金銭を得る営業目的で「利活用」を待っている件である。</p> <p>無線LAN(WiFi)の機能としてもつビーコンとGPSで計測された緯度経度と括りつけられた位置情報を集めて「無断で販売する。」行為が旧帝国大レベルの国立大学の研究室周辺で発生したという証言がある。これは電波法第59条に明らかに触れる行為である。</p> <p>G oogleが提唱した無線LANビーコン情報のオプトアウト（_nomap）は日本国内では当方が所持する150万件以上のデータからたった2件のみしか確認できていない。 全く持って無線LAN(WiFi)の利活用についてルールという面からみれば全く制度上の整備が行われていないに等しい結果である。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
			<p>しかしながら、屋外屋内問わず無線LANを位置情報のデバイスに利用するという研究は国内外で行われてきたが、国内法との矛盾についてはマスコミレベルまで論じられることはほぼ無いに等しい。外国人観光客を呼び寄せる為に外国人の違法無線LANの運用を黙認し逆に推奨と言わんばかりの行為は国家としてその主権の在り方が問われる事態になっている。しかも、自治体職員を中心とした公衆無線LAN担当者は全くと言って電波のルールに無知であるというヒアリング結果がある。これはNTTを中心とした通信事業者がわざわざ主権侵害を全力で無視すると総務省を脅しているとしか見えぬし実態を知らせない教えない電波法の知識を与えない事によって法律すら無視し捻じ曲げようとしている。</p> <p>今回の個人情報と直接関係ないように見られる情報を無断で利用するという行為はそれこそ極めて不平等と不正を隠す行為が日本の社会に蔓延する事を意味している断じて良い。</p> <p>繰り返しになるが、無線LAN位置情報はAPPLE、GOOGLEによって日本人ユーザーから大量に集められて集積されているのは間違いなく、全て広告ビジネス（観光はあくまで言い訳にしか過ぎない）を中心とした利活用に販売されることを前提としているのは確実視されている。つまり、国内の無線LANの実態が自動的にAPPLE、GOOGLEに丸裸にされていると同じである。実態はICT競争で日本と日本の通信事業者は完全に敗北しこれから実被害が実態化する寸前という状況と判断している。</p> <p>無線LAN位置情報に使われるデータの内容は（暗号をかけない場合・暗号をかけても解読されやすい場合）いわゆる無断で第三者が利用可能な「野良AP」として動作できるものや無線LANルーターそのものに乗っ取る事が出来る可能性があるものなどが専門家・熟練者が見ればそのデータから手に取るように解るのです。ESSIDには個人情報としてカウントできる氏名・住所・誕生日の可能性のある記述や個人情報に類する家族の名前・電話番号等が含まれているものを何千件と取得している立場からすると周知啓もうなど10年以上経っても無駄であったかと悟らざる得ない市民の危険極まりない行為と言って過言ではない。そのようなデータが当然市場に流通する事になりかねない。一度流れ出すと取り返しがつかないのです。</p> <p>今回民間から2200万件以上の大量の個人情報が出ており国民の1/4の個人情報が市場で売買されている事を意味する事件である。</p> <p>もはや個人の意思など問わないレベルまで個人情報が集められ、既に利活用されて「訴訟に巻き込まれない為」に政府・内閣府を動かしているとしか考えられない事態である。</p> <p>我々市民は何時なん時不正に個人の情報を悪用されるのかストレス・精神的重圧が増すばかりでしかなく、違反者・犯罪者への罰則がゆるい事もあり「やったもの勝ち」の不公平さはぬぐえない。しかも訴訟裁判も全く追い付いていないばかりか、日本弁護士連合会会館の無線LANを見るまでも無く司法関係者の電波法に関する無知は最早期待する方がおかしいと判断しなければならない。（日本弁護士連合会会館にお問い合わせください。）電波法に関する専門家となる弁護士の皆無に近い状態では個人情報と電波に関する着地点・祀り合わせが出来ない事もあり繰り返しになるが今回の大綱から無線LANは例外扱いが適当であり、通信の秘密から無線LANを使った無断な商業利用（日本国土にある無差別な無線LANの位置データの販売目的の収集と売買）は全面禁止とするべきであると繰り返し意見を表明する。</p> <p>総務省が主管となる電波法ですら無線LAN（WiFi）の外国人の違法運用は全く取り締まられずにやりたい放題に任せている。実態が実態だけに無線LAN関係に関わるパーソナルデータは今回の議論から除外するべきである事が結論であり、早急に公衆無線LAN上での違法機のチェック体制の構築・脆弱な暗号化を法的に禁止・無線データの大量傍受についてガイドライン及び禁止すべき条件・偽アクセスポイントの違法化・都市空間における無線LANの設置台数制限等無線LANに関する野放し政策を止め、課税及び空間の電磁波の管理を強化し、いわゆる実行転送速度の確保と第三者の不正利用を防ぎ、違法機の取り締まりと秩序の回復を前提とした制度改革がなるまで無線LANデバイスに関する情報の第三者のビジネス利用への無断利用は明確に厳禁としなければならない。現状では国民全体の情報が簡単かつ大量に海外の企業・政府機関によって集められ管理される事に繋がる。それは日本として象徴天皇制となる現在の日本と日本人消滅を意味する事になり、無線LANが真っ先に標的にされて既にAppleやGoogleは手ぐすね引いてその利活用解禁を待っている事でしょう。無線LANは外国人の違法運用を既に黙認している事で既成事実化している事もありここから日本と言う国の消滅は加速化すると警笛を強く鳴らすしかない。</p> <p>繰り返すが一番脆弱で狙われているのは無線LAN（WiFi）であり今回の大綱ではグレーゾーンのまま無断利用を積極的に推進するのではという解釈が可能になる。</p> <p>繰り返すが電波法の規定は有名無実化している無線LANをNTTが捻じ曲げ外国人の違法運用をビジネス化している現状では行政訴訟をもって対応する事も選択肢の一つである。</p> <p>長年自治体の無線LAN利用について調査をしてきたが、「あまりにも杜撰・無知」といえるデータや証言が見逃すことが困難なほど多く、その実態が明らかになった時には間違いなく自治体では無線LAN利用は困難であり、自治体専用の周波数において専用の機器によってワイヤレス化をという声が強くなるのは当然の事態だと言える。</p> <p>政府・団体に求めるのは、あくまで国民の安全の確保及び対諸外国へ国・自治体・法人・個人の情報が生存及び財産の棄損や同意の得ない利用については何らかの制裁を辞さない強い態度に出られる体制を作るべきであるが、現行の総務省を中心とした各省の時代への対応の遅れはこの日本と日本人に明日は無いと考えなければならない危機的状況が深刻化し明治以後第二の国家消滅を体験する事になりかねない。</p> <p>無線LAN(WiFi)は制度の枠組みから既に外されており（違法運用の野放しが典型的な事例）、態勢立て直しを強く望む事により今回の電波法に関わる無線LANを使用した個人情報利用解禁に導かれる制度改革・大綱とは相容れないものである。</p>
403	法人・団体	第3-Ⅲ-1(1)	<p>保護対象の明確化を挙げているが、あまり明確ではない。これから半年もないスケジュールにおいて明確化できるのか疑義がある。</p> <p>そもそも、現行法の「個人情報」の定義をどうするかもよく見えない。第三者機関が解釈の明確化を図るというが、第三者機関は、新たに創設されるものである。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
404	法人・団体	第3-Ⅲ-1(1)	<p>・意見 個人情報保護法において保護の対象となる個人情報等の範囲を拡大することなく制度を設計すべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 大綱は、IT戦略本部が、平成25年12月20日付で決定した「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」（以下「見直し方針」という。）を踏まえたものである。 見直し方針は、「プライバシー保護等に配慮した情報の利用・流通のために実現すべき事項」として、「保護されるパーソナルデータの範囲の明確化」を挙げて、現行法の個人情報に該当しない場合についても、「実質的に個人が識別される可能性を有するもの」として、新しい保護（規制）の対象とすることを目指していた。この点、大綱では、「保護の対象となるものを明確化し、必要に応じて規律を定めること」とし、保護対象の見直しについては、「社会の実態に即した柔軟な判断をなし得るものとなるよう留意するとともに」「機動的に行うことができるよう措置する」と述べ、「保護の対象となる個人情報等の定義への該当性については、第三者機関が解釈の明確化を図るとともに、個別の事案に関する事前相談等により迅速な対応に努める」としている。 見直し方針及び検討会でも議論された「個人情報」の再定義は、表現の自由等に対する深刻な脅威となりうるものである。個人情報保護法は、包括的な民間規制法であり、規制対象となる個人情報等の範囲を拡大すれば、自由な個人情報の流通が阻害されることは自明であるからである。 また、個人情報保護法における個人情報概念は、個人情報保護法にとどまらず、情報公開法、情報公開条例などの基礎的な概念であり、個人情報の定義を拡大すれば、情報公開に対する悪影響が懸念され、国民の知る権利を害することになりかねない。 もっとも、情報技術社会の発達により、集積される個人に関する情報の量は急激に増加しており、それらの情報がプライバシー保護の観点から適切に処理されるべきであることは事実である。しかし、前述したように、個人情報保護法は、プライバシー全般、あるいはプライバシーだけの保護を目的とした法律ではない。プライバシーの保護を厚くする場合でも、個人情報保護法において個人情報等の定義を拡大することは誤りである。 以上の観点から、個人情報保護法の改正にあたっては、保護の対象となる個人情報等の範囲を拡大することなく制度を設計すべきである。 なお、大綱の前提となった見直し案に対しては、当会は、平成26年5月26日、「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」に対する意見書を出している。同意見書では、個人情報保護法に対する当会のこれまでの意見を踏まえ、①個人情報保護法改正において、個人情報等の範囲を拡大することに反対すること、②位置情報等の保護（規制）に関しては、個別法の制定等による対応を検討すべきであることを意見の趣旨としている。本意見は、当会の同意見書に沿うものである。</p>
405	個人	第3-Ⅲ-1(1)	<p>・意見 「保護対象の明確化」とは別建ての項で、個人の属性や行動履歴が分野横断的な項目において網羅的に集積されること自体が本人や社会に対する重大な脅威であることを明記すべきです。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 「保護対象」を「明確化する」という観点では、個人の属性や行動履歴を分野横断的な項目において網羅的に集積されることにより個人の権利利益に対する侵害が深刻なものとなり得ることが見えてこないと考えます。異なる分野にまたがる網羅度や集積度が上がるほど、本人に対する様々な攻撃が容易になることを考慮すれば、「保護対象」は念頭に置かずとも、脅威の高低の諸段階を想定の上、その諸段階で評価するための判断基準が必要となることは明らかです。</p>
406	法人・団体	第3-Ⅲ-1(1)	<p>・意見 保護対象の明確化については、既存サービスとして消費者に広く受け入れられている事業及び将来の事業を必要以上に阻害しないように慎重に検討していただきたい。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 大綱では、「個人の権利利益の保護と事業活動の実態に配慮しつつ、指紋認識データ、顔認識データ等個人の身体的特性に関するもの等」とあり、未だ保護対象が明確になっておらず、グレーゾーンについて事業者が遵守すべきルールが明確になっていない。例えば、個人的意思によって容易に変更できるようなユーザID等を新たに保護対象に含める場合、サービスそのものの本来の用途として用い、その利用実態が利用者に広く受け入れられているような既存の事業（例：ポイントサービス事業者による匿名のポイント付与、決済サービス事業者による匿名の資金決済等）を阻害し事業継続を困難とする恐れがあるため、慎重に検討した方がよい。</p>
407	法人・団体	第3-Ⅲ-1(1)	<p>「個人情報」の範囲の見直しにあたっては、個人情報取扱事業者が意図せず各種情報を取得してしまう場合等、規制の対象とすることが妥当でないと考えられるケースが大いに想定されることを十分に考慮した上で、個人情報取扱事業者に過度の負担を課すことのないよう配慮していただきたい。</p>
408	法人・団体	第3-Ⅲ-1(1)	<p>新たに個人情報に準じた類型が設けられた場合、当該情報が漏えい等した際、個人情報とは異なり基本的には特定個人を識別できないことから、当局への届出義務、本人への通知等については、事業者の過大な負担とならないよう配慮していただきたい。</p>
409	個人	第3-Ⅲ-1(1)	<p>「指紋認識データ、顔認識データなど個人の身体的特性に関するもの等」から、個人情報として保護される対象を明確化することとしているが、最近では直接身体に関係はしない情報（勤務先や学校）からも個人が特定されるという事件が起きている。 そういった中で個人情報として保護される対象を先の視点から明確化することは非常に危険と考える。</p>
410	個人	第3-Ⅲ-1(1)	<p>綱領では保護対象を『身体的特徴』のみを前面に押し出した出しているが、これは、どういうことか？ 6月の検討会後でも『あたかも身体的特徴のみが保護対象を取れる記述は不適切・アンバランス』と指摘されたにも関わらず、この記載はどういうことか？ 故意に『保護対象を錯覚させ悪用させる』意図があるのか？ 本当に『悪用しない・させない』覚悟があるならば 今まで検討会で検討してきた『メールアドレス』『端末番号』『IPアドレス』等も記載して困らないはずだ。 そのような『覚悟』も無いのか。 そもそも『等』という表現は、現在の技術では再識別不可能だが技術の進歩によって、未来において再識別可能になった場合に法案作成当時では『想定できなかった事案』に対して、保護を適用させるために用いるのが本来であり検討会の中で既に想定できているような事案を『等』の中に一纏めにするのは、明らかに『等』という表現の使い方を間違えている。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
411	個人	第3-Ⅲ-1(1)	<p>・意見 グレーゾーンの中でも特に本人が容易に変更することができない識別非特定情報（例えば、端末固有IDやMACアドレス等）は実質的個人識別性および客体（個人）追跡性があり、プライバシー保護上、これらのような影響度合が大きいパーソナルデータについては「必要に応じて」ではなく、「早急に」具体的な規律を設けていただきたい。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 ビッグデータビジネスは既に始まっており、パーソナルデータを取扱う事業者としては、少しでもプライバシー侵害リスクを低減したいと考えます。</p>
412	法人・団体	第3-Ⅲ-1(1)	<p>保護対象を拡大する部分で、準個人情報として技術検討WGが検討していた①②③のうち、②（身体的特性情報）だけが例示に入り、①（継続して共用される識別子）が入らなかったようであるが、このような限定列举はプライバシー的観点から望ましくない。</p> <p>ID連携技術は長年、継続して共用される識別子を使わなくて済むようにするためにPPID (Pairwise Pseudonymous Identifier) や複数の識別子の使い分けの技術を提供してきた。「継続して共用される識別子を使わなくて済むようにする」趣旨は「継続して共用される識別子の使用」がいわゆるデータ集約によるプロファイリングを通じて看過できないプライバシー影響度を持つと認識されてきたためである。むしろ、単なる身体的特徴よりも、こちらの方がよほど重大なプライバシー影響度を持つと考えられる。従って法律では、パーソナルデータの提供にあたっては、PPID (Pairwise Pseudonymous Identifier) や複数の識別子の使い分けのような具体的な方策を記すと同時に、マルチステークホルダープロセスを通じて民間団体で自主規制ルールを策定し、第三者機関による当該ルールの認定を必要とするものとして明記されることを要望する。また、提供されるパーソナルデータの中に致し方なく継続して共用される識別子が含まれる場合には「本人の関与による変更可能性」を確保することも明記されることを望む。</p> <p>また、個人情報とそれ以外のものとの取得時の配慮を大きく変えるという考え方では、昨今のデータ分析から本人特定する技術進歩を推測すると、あまり効果は無いと思われる。プライバシー侵害は、結局、その利用の仕方によって決まるものであるから、個人情報やグレーゾーンの明確化を法律で決めるのではなく、プライバシー影響評価により客観的にプライバシー侵害の可能性を可視化し、行為規制から取得する情報の取扱い方法を個別に決める方向性とすべきである。</p> <p>保護対象は国際基準に合わせて広く取り、先送りになった感のある（利用方法の）プライバシー影響評価を中心に据えて、適正な取扱いが確保されるように制度設計をすべきである。</p>
413	法人・団体	第3-Ⅲ-1(1)	<p>当学会は、昨年度（平成25年6月5日）に提出した、「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会報告書（案）」に対する意見の中で、個人識別性の定義が曖昧であることを指摘し、厳密な定義の困難さは認めつつも、具体事例を列挙するなどして安全な範囲を示したほうがよい旨を述べました。大綱では、「指紋認識データ、顔認識データなど個人の身体的特性に関するもの等のうち、保護の対象となるものを明確化」とありますが、ここで例示された「身体的特性に関するもの」は、技術WGが提案した「（仮称）準個人情報」の内容の一部に過ぎません。準個人情報として挙げたその他の対象についても、当初から検討の範囲に含むように留意願います。なお、対象を明確化した結果として、提案内容のうちで保護対象となりえないものが出てくることについては何ら予断を持つものではありません。</p>
414	法人・団体	第3-Ⅲ-1(1)	<p>・意見 グレーゾーンの中でも特に本人が容易に変更することができない識別非特定情報（例えば、端末IDやMACアドレス等）は実質的な個人識別性およびトレーサビリティがあり、プライバシー保護上、これらのような影響度合が大きいパーソナルデータについては「必要に応じて」ではなく、「早急に」具体的な規律を設けることが必要である。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 既に、産業界において、ビッグデータビジネスは始まっており、ビッグデータに多量に含まれるパーソナルデータを取扱う事業者は、少しでもプライバシー侵害リスクを低減した上で、事業推進を図りたいため。</p>
415	法人・団体	第3-Ⅲ-1(1)	<p>身体的特性に関する情報のみならず、識別非特定情報（個人を特定することができないが、特定の個人の識別に結びつく情報）についても、適切な取り扱いをしなければ個人のプライバシー権を侵害するおそれがあることから、総論として目的外利用規制や安全管理の規制対象に含むことには賛成である。ただし、どこまでを識別非特定情報とし、識別特定情報や非識別非特定情報との違いを明確に線引きすることは非常に困難であるし、従前自由な第三者提供が可能と考えられていた情報が提供できなくなることから生じる混乱を防止するため、保護の対象とすべき情報の範囲や必要な保護措置の内容については、技術の進展や利活用のニーズに即して柔軟かつ機動的に判断がなされるべきであり、第三者機関の認定を受けた業界団体が事前相談等を通じて解釈の明確化を図るべきである。また、業界団体が乱立し、民間団体の自主規制ルール策定の方向がバラバラに運用されれば一般生活者の混乱を惹起させる為、認定は慎重に行うべきである。</p>
416	個人	第3-Ⅲ-1(1)	<p>保護対象の内容 個人情報保護法において、「個人情報」（同法2条1項）該当性の判断は極めて困難であるとの問題が指摘されてきた。</p> <p>典型的には、携帯端末 ID 等の個人識別子、顔認識データ等の個人の生体的・身体的特性に関する情報、移動履歴等のいわゆるライフログについて、現行法の「個人情報」に該当するかが曖昧な状況があった（第7回パーソナルデータに関する検討会の事務局提案の「準個人情報」概念を参照）。また個人情報該当性を個人情報の提供元の事業者を基準として判断するのか提供先の事業者を基準として判断するのかの問題についても現状では決着がついていない。</p> <p>このように個人情報保護法制がルールとして不明確であるという状況は、個人情報及びプライバシー保護や法執行の障害になるという意味でも望ましい事態ではなく、事業者によるパーソナルデータの「利活用の壁」にもなり、改正によりパーソナルデータの保護対象を明確化することには賛成である。ただし、大綱においては「個人の身体的特性に関するもの等」を保護対象とすることが提案されているが、この「等」の中にどのような情報が含まれるのかが必ずしも明らかではない。個人情報及びプライバシー保護を図りつつ事業者によるパーソナルデータの利活用を行う観点から、明確なルールの創設が行われるべきである。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
417	個人	第3-Ⅲ-1(1)	<p>準個人情報について</p> <p>第7回パーソナルデータに関する研究会においては、事務局案として、「特定個人を識別しないが、その取扱いによって本人に権利利益侵害がもたらされる可能性があるもの」を「準個人情報（仮称）」として類型化して保護の対象とすることが提案されていた。</p> <p>これに対し、大綱は、第2（基本的な考え方）において、「特定の個人が識別された状態にないパーソナルデータであっても」「その取扱いによっては個人の権利利益が侵害されるおそれがあるもの」に関して「保護される対象及びその取扱いについて事業者が遵守すべきルール」が曖昧であると指摘しているものの（6頁）、第3（制度設計）においては、「特定個人を識別しないが、その取扱いによって本人に権利利益侵害がもたらされる可能性があるもの」（以下「準個人情報」という）を定義して保護することについて、特に言及していない。</p> <p>準個人情報の利活用によって個人のプライバシーをはじめとする権利利益が侵害される強い懸念がある現状において、準個人情報の利用に関する規制を検討しないまま個人情報保護法制の改正を行うべきではない。もっとも、個人情報保護法における定義規定としての「個人情報」概念の安易な拡大や、一般的に個人情報に準ずる独立の類型を定めて包括的な規制を行うことは、個人情報保護法施行当時と同様に、一般市民の過剰反応による市民生活の混乱が生じる可能性がある。そのため、準個人情報の規制を行うにあたっては、一般市民生活における過剰反応が生じないように留意しながら、分野ごとの立法により、特に準個人情報の利用による問題が懸念される事業者に対する個別規制を行うことなどが検討されるべきである。</p>
418	法人・団体	第3-Ⅲ-1(1)	<p>個人情報の定義と範囲がパーソナルデータの利活用に不可欠とされてきたが、大綱では定義を第三者機関の解釈に任せてしまっている。法律で定めるべきではないか。対象とする個人情報の範囲に、大綱で例示されている身体的情報の他に、遺伝子情報、位置情報、通信端末機器情報など検討課題とすべき。第三者機関が介入したとしても個別分野別に定義と範囲が作られると再びグレーゾーンができ、事業者にも消費者にも分かり難く明確さに欠け、現状とかわりない状態になるのではないか。</p>
419	個人	第3-Ⅲ-1(1)	<p>・意見 第3 Ⅲ 1 (1)について、現行の個人情報保護法第2条（定義）から、指紋、顔認識データも含め、特定個人を識別できるものは、現行の個人情報保護法の対象として下さい。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 万一、個人情報が漏洩した場合、ベネッセの事例でも明らかなように、完全なデータの回収は不可能です。つまり、被害者は半永久的に個人情報が晒された状態となり、生涯にわたり、様々な被害を受け続ける可能性があると考えます。被害の内容や大きさも情報通信技術の進展により、刻一刻と変化していくでしょう。世界に個人情報がばらまかれることにもなりかねません。 個人情報というものはそれほど重要であり、漏洩時の被害も想定不可能であることから、慎重かつ繊細に取り扱ってほしいと思います。 また、個人情報漏洩の原因は、半数以上が企業（組織）による過失です。</p> <p>（下記※1）</p> <p>個人情報の保護対象や取扱いのルールを国民への説明義務もない、そして、事故が起きた場合に、何の責任も罰則ももたない民間・第三者機関へ委ねることには大きな不安があります。 そして、現行のISMS（ISO 270001）に準じることで、速やかな制度設計とグローバル化への対応が可能と考えます。</p> <p>※1: IPA作成の情報漏洩対策のしおり2014年7月1日（第7版）より</p> <p>「図2 個人情報漏洩原因の件数割合」</p>
420	法人・団体	第3-Ⅲ-1(1)	<p>・意見 保護の対象となるパーソナルデータの範囲の明確化について、「個人の身体的特性に関するもの等」以外についても、広く進めるべき。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 消費者委員会の意見に同じ。</p> <p>注：本意見における「消費者委員会の意見」とは平成26年7月15日に内閣府消費者委員会が発表した『「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に関する意見』（http://www.cao.go.jp/consumer/iinkai/2014/166/doc/20140715_iken.pdf）を指す。</p>
421	個人	第3-Ⅲ-1(1)	<p>現行の個人情報保護法が目的に照らして不十分なのはその通りであり、法改正の方針そのものに反対することはないが、その法改正を消費者・ネット利用者から見て十全なものとし、真に守られるべき個人情報をきちんと守る形にするという観点から以下のことを求める。</p> <p>（1）より広く個人に関する情報が含まれるよう個人情報の定義を明確化すること</p> <p>・本制度改正大綱においては個人情報の定義をどうするのかということに関する言及がほとんどないが、昨今の個人情報及びプライバシーに関する意識の高まりを踏まえ、法改正により、より広く個人に関する情報が含まれるよう個人情報の定義を明確化すべきである。</p> <p>・具体的には、欧州委員会の個人情報保護に関するHP（http://ec.europa.eu/justice/data-protection/）に掲載されている欧州指令も参考に、個人情報保護法の第2条第1項の定義を「この法律において『個人情報』とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、ID番号、身体的、生理学的、精神的、経済的、文化的又は社会的条件その他の記述等により直接的に又は間接的に特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。」のように改めるべきである。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
422	法人・団体	第3-Ⅲ-1(1)	<p>・意見 米国やEUとの間で、保護対象となるパーソナルデータの範囲やその取扱いに齟齬が生じないようにしていただきたい。保護すべき個人情報が明確化され、従来よりも実質的にその範囲が拡大されるとしても、事業者の義務が欧米等の国際的水準に比べて厳しすぎることがないように、国際的な協調を図って頂きたい。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 企業のグローバルな事業展開において、諸外国との制度およびその運用の整合性は極めて重要である。</p>
423	法人・団体	第3-Ⅲ-1(1)	<p>・意見 保護対象の国際的な親和性</p> <p>個人の身体的特性の検討においては国際的な動向及び情報流出等の被害回復の可否に配慮しつつ検討すべきです。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 IC旅券仕様（ICAO Doc. 9303）では「顔写真」データを格納データとして採用しましたが、顔は広く公開されるものでありプライバシーの保護対象からは外れるとの議論の上で仕様化されております。 ビッグデータ等の利活用を想定すると顔写真は個人情報であるものの、「～の店に訪問した」、「～駅を經由した」等の付随情報との組み合わせの結果、プライバシーとして保護すべき情報となる可能性が高く、一律に保護対象とすることは困難ではないかと考えます。</p>
424	個人	第3-Ⅲ-1(1)	<p>個人情報の定義は現行法のままとし、条文では個人情報の定義中の「特定の個人を識別できるもの」の例示に位置情報やIPアドレス等、現状にあった内容に更新すべきである。</p>
425	法人・団体	第3-Ⅲ-1(1)	<p>・意見 これまで「グレーゾーン」にあった情報について保護対象を明確化した上で、必要に応じて規律を定めた上、柔軟かつ機動的な見直し、第三者機関による解釈明確化、個別事案に関する迅速な対応を可能とする制度に賛同する。 ただし、当初明確化される保護対象と必要に応じた規律については、事業者によるデータ利活用の促進を最大限引き出すものであるべきである。少なくともグレーゾーンとはいえない「個人データ」にかけられてきた安全管理等の義務以上のものが改正法施行時に課されることが無いようにすべきで、仮に義務の加重が想定される場合は、改正法施行前から公開の場で十分に議論され、事業者や民間団体の予測可能性を高めるべきである。 また、「個人情報等の定義への該当性については、第三者機関が解釈の明確を図る」ことに賛同する。この趣旨に則り、日本でもEUの規制当局が発行（※）しているような「匿名化ガイドライン」を発行し、どのような匿名化措置を行えば個人情報保護法の規制対象外となるかを改正法施行時点で明確にしていきたい。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 保護対象データと保護対象ではない匿名化済データについての事業者や民間団体の予測可能性を高め、改正法対応のためのポリシー設計変更や研究開発等を促進し、改正法施行時にジャンプスタートできるようにするべきだから。 ※EU指令第29条作業部会「匿名化技術に関する意見書（WP216）」等</p>
426	法人・団体	第3-Ⅲ-1(1)	<p>新たに個人情報に含まれる情報を幅広く設けた場合、開示する情報が増加し、個人情報取扱事業者に過度の負担が課されることが想定されるため、新たに個人情報に含まれる情報については、例えば指紋認証データ、顔認識データなど個人の身体的特性に関するものに限定してはどうか。</p>
427	法人・団体	第3-Ⅲ-1(1)	<p>「身体的特性に関するもの等」には、個人に属する病歴や検査結果なども含まれるよう明記すべき。</p>
428	法人・団体	第3-Ⅲ-1(1)	<p>・意見 保護対象の拡大は準個人情報に限らないべき</p> <p>・理由・根拠となる出典等 大綱が「保護対象となるものを明確化し、必要に応じて規律を定める」とするその対象は、「指紋認識データ、顔認識データなど個人の身体的特性に関するもの等」と例示されている。この「等」に何が含まれるかであるが、技術検討ワーキンググループ（以下、WGと言う。）報告書（平成26年5月）が示した「（仮称）準個人情報」を指しているものと思われる。 しかしながら、同報告書は、「（仮称）準個人情報」とする情報の範囲を検討する前提として、「①「（仮称）準個人情報」から何らかの状況で個人が特定されてしまうことで、権利利益侵害が生じる場合」と、「②「（仮称）準個人情報」から個人が特定されないままで、権利利益侵害が生じる場合」に分けたうえで、「本来はそれぞれの場合に関して検討すべきであるが、WGでは①の場合のみを検討した。」としているように、含めるべき情報の範囲は部分的な観点でしか検討されていない。同報告書は「②の場合に関しては、（中略）技術的な見地からだけでは検討できないと判断したものである。②の場合に関しては、個々のユースケースや制度面を含めて、別途検討すべきである。」としているように、WGはその親会であるパーソナルデータ検討会（以下、検討会と言う。）での検討を求めたが、これが検討されることはなかった。 このことから、大綱が言う「保護対象となるものを明確化」は、仮に「（仮称）準個人情報」の全部を盛り込んだとしても、十分とはいえない。 WGが言う上記②に該当する場合の典型例が、行動ターゲティング広告（インターネットのWebやスマートフォン・アプリケーションにおける）による履歴の収集と利用である。行動ターゲティング広告では、コンピュータ端末を識別して履歴を収集し、その分析結果に基づいた広告表示等をその端末上にする。このとき、事業者側では、特定の個人を識別することができない状態で情報が管理されるが、利用者の側から見れば、自分が個人として識別されて扱われる状態におかれる。このような、特定の個人を識別しないが個人を識別して扱う情報のことを、技術検討ワーキンググループ報告書（平成25年12月）は「識別非特定情報」と呼んで概念整理した。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
			<p>このような情報を保護する必要性は、米国では、FTCが2000年からonline profilingの問題として報告書を出し、2012年には消費者プライバシー権利章典において言及しているし、EUでも、一般データ保護規則提案において profilingに関する権利として明記している。大綱の「制度改正の趣旨」が言う「制度の国際的調和を図る」ためには、このような情報を保護対象に含める必要があるはずである。このことについて、大綱は、VII 2節に「いわゆるプロファイリング」として記載したものの、「継続的な検討課題」としており、今般の法改正には入らないことになっている。</p> <p>大綱は「保護の対象となるものを明確化し、必要に応じて規律を定める」ことについて、その見直しを「機動的に行うことができるよう措置する」としている。保護対象の範囲は、今般の法改正によって設置される第三者機関によって定められることになるが、第三者機関の所掌範囲を示す何らかの対象情報の枠が必要となる。もしその枠を「個人情報」としたならば、現行法の「個人情報」概念に囚われて、特定の個人を識別できる情報だけが対象となってしまう、上記の必要な保護ができない。「個人情報」に「準個人情報」を加えたとしても、WGの検討が前記の①だけを前提としたように、依然として特定の個人を識別できる可能性のみが論点となってしまう、前記の行動ターゲティング広告の事例に代表される保護すべき識別非特定情報が、検討範囲に入り得ない事態となって、「制度の国際的調和を図る」ことができなくなってしまう虞れがある。</p> <p>したがって、保護対象の拡大の検討範囲を準個人情報に限ることなく、識別非特定情報の全部を検討の対象範囲とするべきである。</p> <p>なお、この意見は、平成25年5月の総務省「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」報告書（案）に対するパブリックコメントにおいて当研究グループが提出した、「不特定個人識別性」（WGが整理した「識別非特定情報」とほぼ同義の概念）についての保護の必要性を検討すべきと指摘した意見と、同じ論旨であることを付記しておく。</p>
429	個人	第3-Ⅲ-1(1)	<p>「指紋認識データ、顔認識データなど個人の身体的特性に関するもの等」とありますが、「等」の範囲を明確にするべきと考えます。上記の例示においては、「身体的特性に関するもの」だけが具体的に示されており、他の保護対象は不明確です。また、「身体的特性に関するもの」だけが新たな保護対象であると誤解を招くおそれもあります。</p>
430	個人	第3-Ⅲ-1(1)	<p>・意見 「個人情報」の範囲が明確でない。「個人情報」とは何かを具体的に表現すべき。 「個人情報」とは、「生存する個人に関する情報（中略）特定の個人を識別することができるもの」とあるが、「特定」、「識別」の定義が明確でない。定義された「個人情報」は、国で一括管理すべき。（マイナンバー制）マイナンバー制に含まれない情報は個人情報とは言えない。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 「個人」の特定は、生体情報の照合が無い場合、本人の同意が無ければ不可能である。極論すると本意見を投じる際に、私が記載している氏名、住所、電話番号、電子メールアドレスの情報を見ても、実際に投稿している人間と同一という特定は無理。同住所地に同姓同名の人物が存在する可能性は否定できないし、転居して住所、電話番号が変わったり、電子メールアドレスを変える可能性もある。まして、生死の保証は全く不可能。 従って、一般的な「特定」、「識別」という用語ではなく、個人情報保護法上の定義が必要。 以下は、プライベート情報を含むが、事例として、2014年7月に発生したベネッセ個人情報漏洩事件をあげる。今般ベネッセからお詫びの書面を受領したが、その書面によれば、漏洩内容は「郵便番号、子及び保護者の氏名（漢字及びフリガナ）、住所、電話番号、子の生年月日、子の性別」とあったが、この要件は「生存している個人を特定できる情報」と呼べるのだろうか。ベネッセは「個人情報」であると判断したようだが、この情報だけでは個人を特定できるのに十分とは言えない。この情報の中で唯一不動なのは生年月日だけであり、それ以外は情報提供後に変わる可能性のあるものであり、個人の生存と特定は不可能。</p> <p>ベネッセは、善意にもとづいて、書面を送付したと思われるが、この法律のために一民間企業に大きな無駄を強いられたと考える。（小生がベネッセにこの情報を提供したのは約15年前であり、現在は解約状態にある。15年の間に転居があり、元の住所地に戻ったが、当時の電話番号は携帯、固定とも使用していない。子は転居して住所は異なる。） 健全企業に対するこのような無意味な企業活動を回避する意味においても、上記の定義を明確にするべき。日本企業の生産性が低い所以ともいえる。 なお、関連資料の「パーソナルデータ検討会」のうち、第7回の資料 1-2「「個人情報」等の定義と「個人情報取扱事業者」等の義務について（事務局案）〈詳細編〉2014-4-16」の2ページ目に記載された（理由）の2行目にある「柔軟な判断」（添付資料参照）とあるが、この説明にあるように「柔軟な判断」を許している部分が「グレーゾーン」になっていると解釈でき、本検討会の課題の解決になっていない。 個人情報の定義が不明確である以上、個人の特定が曖昧となり、事件乃至は犯罪が発生しており、えん罪も誘発していると考えられる。個人の特定が可能であれば予防できる事件として、独居老人の孤独死、就学義務違反取締等があると思われる。</p>
431	法人・団体	第3-Ⅲ-1(1)	<p>・意見 パーソナルデータの利活用の際には、個人情報の範囲等に係る「グレーゾーン」の問題がある。個人情報として保護の対象になるもの範囲を明確にし、「グレーゾーン」を極力なくしていただきたい。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 現状では個人情報として保護の対象に含まれるか否かが事業者にとって明らかでないため、パーソナルデータの利活用を行ううえで支障があるため。</p>
432	法人・団体	第3-Ⅲ-1(1)	<p>・意見 保護対象として明確化されるべき領域と（もしくは、保護対象でない、とされる領域と）人員構成等の体制について、早急に示すべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 保護対象の明確化、及び社会情勢・市場情勢に応じた早急かつ適正な見直しは、産業成長力を大きく左右する主要因である。そのため、「保護対象を明確化」し、また随時・迅速に見直す事は最先端の高度な専門知識と、種々の業界動向やデータ特性を網羅的に把握し続ける必要がある。第三者機関が、それをどのように担保する（体制を構築・維持する）かを明確に示す必要がある。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
433	個人	第3-Ⅲ-1(1)	<p>行動パターンと位置情報のトラッキングは、時間軸で分断されない限り、自宅・勤務先を特定する主要メタであり、直接「氏名・連絡先」を抽出できなくても「特定の個人を識別することができるもの」またはその蓋然性が高いであるため、明らかに個人情報保護法で保護されるべき情報であると考えます。</p> <p>ビッグデータとして活用するには、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定以上の密度のデータのみを利用可能とすること。（過疎地においては位置情報が個人宅を直接的に特定する。） ・個人の行動パターンおよび位置情報は一定時間単位で分断し、継続性を絶つこと。 <p>これらの条件が満たされない限り、あなた方の言う「パーソナルデータ」は個人の特定につながる。</p>
434	個人	第3-Ⅲ-1(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・意見 事前相談の内容については、相談した事業者が許容する範囲で公開する運用にさせていただきたく存じます。 ・理由・根拠となる出典等 相談内容が公開されれば他の事業者が参考にでき、パーソナルデータの利活用に資すると考えます。ただし、事業者の情報（秘密情報、技術情報等）が望まない形で公開されることは避けるべきと考えます。
435	法人・団体	第3-Ⅲ-1(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・意見 今回の個人情報保護法改正においては、個人の権利利益の侵害を未然に防止しつつパーソナルデータの利活用を推進することであるという改正趣旨にかんがみ、個人情報を利用するビジネスのうち、個人の権利利益の侵害に至らないものについては、不必要に法執行を受けないような法制度となることを確認したい。 また、個人の権利利益を侵害しない（もしくは侵害する）と判断されるようなデータ利活用事例について、ガイドライン等において例示するとともに、広く国民に周知し、十分な理解を得られるように積極的に取り組んで頂きたい。 ・理由・根拠となる出典等 特定個人が識別されその権利利益が侵害されるおそれのあるパーソナルデータが個人情報と分類されることは当然だが、そうしたパーソナルデータは利用目的等によって個人の権利利益を侵害しない場合もある。個人の権利利益を侵害しない場合には法執行を受けないような法制度の運用を図るべきである。 また、個人の権利利益を侵害しないパーソナルデータ利活用ビジネスについて、国民の理解やコンセンサスを得るためには、ガイドライン等における例示や周知が重要である。
436	法人・団体	第3-Ⅲ-1(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・意見 「個人情報等の定義への該当性については、第三者機関が解釈の明確を図る」ことに賛同する。この趣旨に則り、日本でもEUの規制当局が発行（※）しているような「匿名化ガイドライン」を発行し、どのような匿名化措置を行えば個人情報保護法の規制対象外となるかを明確にするようご検討頂きたい。 ※EU指令第29条作業部会「匿名化技術に関する意見書（WP216）」等 ・理由・根拠となる出典等 厳格な規定で知られるEUデータ保護指令や規則案においても（前文で）匿名化したデータは対象外となることが明言されている。また、EU指令第29条作業部会からはグレーゾーン解消のために「匿名化技術に関する意見書（WP216）」（2014年4月10日採択）が公表されている。
437	法人・団体	第3-Ⅲ-1(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・意見 保護対象となるものは、いかなる権利利益の侵害になるのかを精査した上で適切な範囲に限定することで明確にするべきと考えます。また、「保護対象の見直しを機動的に行うことができるよう措置する」とありますが、恣意性を廃する観点から、見直しプロセスについては、適切に事業者の意見を反映できる手続きを用意すべきであると考えます。 ・理由・根拠となる出典等 大綱では、保護対象となるものは「指紋認識データ、顔認識データなど個人の身体的特性に関するもの等のうち」から明確化するとあります。しかし、「等」に含まれる範囲によっては、適切な保護範囲を越えて既存のサービスの提供に支障をきたす可能性があるほか、パーソナルデータの利活用を阻害する可能性も出てきます。そのため、事業活動の実態に配慮し、いかなる権利利益の侵害になるのかを精査した上で、適切に外縁を限定する努力をすべきであると考えます。また、保護対象は技術の進展などに即して機動的に見直せるように措置するとありますが、特定の機関の権限で自由に保護対象を変更できた場合、保護対象が恣意的に見直される危険性もあるため、保護対象の見直しに当たっては、広く事業者等の意見を聴いた上で、適切に見直しに反映させるようなプロセスとすべきです。
438	法人・団体	第3-Ⅲ-1(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・意見 第三者機関には、「個人情報」に該当する情報項目ないし保護対象のリスト化と公表など、法律の適用を受ける者の立場に立った行為準則の提供を望む。 また、第三者機関の解釈は裁判上尊重され、仮に裁判所により違法と認定されても第三者機関を免責するなど、第三者機関が萎縮することなく解釈や保護対象の明確化を図ることができる制度的手当が必要である。 ・理由・根拠となる出典等 多くの事業者にとって最も重要なのは、保護対象の広狭ではなく、保護対象の明確性である。道路交通ルールは誰にとっても一義的なので自動車利用を妨げない。個人情報のルールも一義的で明確でなければ利活用の壁は除去できないと考える。何が許され、何が許されないのか、明確になっており、容易に判断できることは、個人情報取扱事業者に対しては萎縮的効果を除去して積極的なサービス開発を可能とし、また、個人情報の本人にとっても、被害防止・迅速な被害回復を可能とすると考えられ、利活用と保護に共通する制度成立基盤であると考えます。 もっとも、第三者機関の解釈が裁判で違法と認定された場合、事業者の投資が無駄になるなど多大の損害が発生するとともに、第三者機関に対する社会の信頼も失われ、「利活用の壁」が復活するおそれがあると考えます。裁判所において第三者機関の解釈が尊重されるような制度的手当が必要と考える。 さらに、裁判所から違法と認定された個人情報取扱事業者が、当該第三者機関の責任を追及すると、第三者機関は解釈の明確化を差し控え、「利活用の壁」が復活する危険があることから、第三者機関を免責する制度が必要であると考えます。他方、個人情報取扱事業者は保険制度等による自衛が望まれる。なお、個人情報の本人は、第三者機関の解釈を前提に取引関係に入っており、民事上の権利利益の侵害を問題とする必要はないと考える。

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
439	法人・団体	第3-Ⅲ-1(1)	保護の対象となる「個人情報」等の定義への該当性については、第三者機関が解釈の明確化を図るとともに、個別の事案に関する事前相談等により迅速な対応に努めることは賛成である。第三者機関においては、相談者の承諾が得られた場合には事前相談内容及び回答内容を公表するなど、事業者間の情報共有を促進するための措置を行うことも検討していただきたい。
440	個人	第3-Ⅲ-1(1)	個人情報の定義は現行法のままとし、個人情報の定義中の「個人に関する情報」とは何かを例示すべきである。
441	個人	第3-Ⅲ-1(1)	原則、「オプトイン」とすべきである。オプトインができない場合／難しい場合は業界ガイドライン等で明記し、第三者委員会の了承を得るべきである。
442	個人	第3-Ⅲ-1(1)	<p>・意見 保護対象の見直しは、機動的ではなく、国民に公開された国会審議によって個人情報保護法の改正手続きを踏んで下さい。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 万一、個人情報が漏洩した場合、ペネッセの事例でも明らかなように、完全なデータの回収は不可能です。つまり、被害者は半永久的に個人情報が晒された状態となり、生涯にわたり、様々な被害を受け続ける可能性があると考えます。被害の内容や大きさも情報通信技術の進展により、刻一刻と変化していくでしょう。世界に個人情報がばらまかれることにもなりかねません。 個人情報というものはそれほど重要であり、漏洩時の被害も想定不可能であることから、慎重かつ繊細に取り扱ってほしいと思います。 また、個人情報漏洩の原因は、半数以上が企業（組織）による過失です。</p> <p>(下記※1)</p> <p>個人情報の保護対象や取扱いのルールを国民への説明義務もない、そして、事故が起きた場合に、何の責任も罰則ももたない民間・第三者機関へ委ねることには大きな不安があります。 そして、現行のISMS (ISO 270001) に準拠することで、速やかな制度設計とグローバル化への対応が可能と考えます。</p> <p>※1: IPA作成の情報漏洩対策のしおり2014年7月1日（第7版）より</p> <p>「図2 個人情報漏洩原因の件数割合」</p>
443	法人・団体	第3-Ⅲ-1(1)	<p>・意見 現行の個人情報保護法よりも保護対象が拡大する場合、その拡大した保護対象となる情報の取扱いについては、同意取得方法（黙示の同意等）、共同利用及びオプトアウトを含む第三者提供に関する適切なルールを検討すべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 保護対象の範囲の問題とは別に、現行の個人情報保護法よりも保護対象が拡大する場合には、その新たな保護対象となる情報について、①（個人が特定できなくても、一意性を確保すること等によって）同意を取得すること（黙示の同意等）、②共同利用を行うこと又は③オプトアウトを実施することが可能なケースもあり得ることから、新たに保護対象となる情報の利活用に実務上不当な支障が生じることのないように、その拡大した保護対象となる情報の取扱いについては、同意取得方法（黙示の同意等）、共同利用及びオプトアウトを含む第三者提供に関する適切なルールを検討すべきである。</p>
444	個人	第3-Ⅲ-1(1)	<p>・意見 ここで設ける「規律」、即ち保護の対象となるグレーゾーンの範囲は、第2-II-2 (P8) の記述から察するに、政省令、規則、ガイドラインによって定められると推定されるが、保護の対象となるグレーゾーンの範囲は全省庁共通のものとしていただきたい。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 パーソナルデータを利活用したビジネスやサービスは、業界をまたがってこそ有用性が発揮されるため、省庁（業界）によって保護の対象となるグレーゾーンの範囲が異なるとビジネス遂行上の障壁となります。</p>
445	法人・団体	第3-Ⅲ-1(1)	<p>・意見 大綱に明示はないが、未成年者の本人同意の問題について、今後検討を深めていくべきであると考えます。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 パーソナルデータの利活用にあたっては、本人の権利利益の保護のため、本人同意が重要であり、大綱における利活用の促進にあっても、その基本は変更されていないと理解している。ただ、未成年者には、本来、民法5条で法律行為が制限されており、さらに法定代理人の同意が必要なはずである。しかしながら、個人情報保護の枠組では、自主規制のJIS Q 15001 に基づいて、12～16歳程度以下の児童について保護者同意を利用者に求める程度のことしか行われていない場合が多い。個人情報やパーソナルデータにもさまざまな程度のものであることから、全ての場について民法5条を厳格に適用することは現実的ではないが、個人情報の種類や利用目的に関わらず、一定の年齢に満たない子どもでは本人同意の能力を欠くと判断すべき場合はある。いくつかの種類「オプトアウト」についても、本人同意の能力が十分でない場合に、オプトアウトによって本人同意とみなすことは、かえって事業者側にもリスクを生み、利活用の壁となると考えられる。 従って、未成年者の個人データの本人同意や保護者同意のあり方について、一定の規律を示すべく、今後検討を深めていくことが必要である。ひとつの方向性としては、米国の Children's Online Privacy Protection Act と同様なものがありうるが、必ずしもそれにこだわるわけではない。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
446	個人	第3-Ⅲ-1(1)	<p>・意見 Definition of key concepts should be flexible so as to adjust to the changing information technology scheme.</p> <p>・理由・根拠となる出典等 The key focus addressed in the outline was the creation of a privacy framework that would drive innovation in the Japanese economy. The outline suggests that through redefinition of important concepts businesses will be more confident and comfortable in utilizing cloud computing and big data. These backbone concepts will create the base of the Japanese privacy framework and will surely motivate the country to drive innovation in ICT. Although redefinition will make things clear for businesses as well as consumers as to what data can be utilized and what cannot, there is a concern that definitions will again change over time. Therefore, when defining new terms, such as “quasi-personal” data and even old categories such as “personal data” and “non-personal” data, it is important to create dynamic and flexible definitions that can react and deal with the constantly changing Internet society.</p>
447	法人・団体	第3-Ⅲ-1(1)	<p>既存の個人情報保護に関する制度は、広く普及している上円滑に運営されているため制度改正にあたっては、個人情報に関する現状の制度を前提としつつパーソナルデータに関する保護と利活用のバランスをとった新たな制度設計を求める。</p>
448	法人・団体	第3-Ⅲ-1(1)	<p>・意見 ビジネスパーソンとしての個人情報（名刺に記載されている類のビジネス上の連絡先情報）については、インシデント発生時の第三者機関への報告義務も含め、事業者の義務の緩和をご検討頂きたい。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 本人の権利利益侵害の程度に応じた、管理義務の軽減も検討すべきである。</p>
449	法人・団体	第3-Ⅲ-1(1)	<p>・意見 保護対象となるものは、いかなる権利利益の侵害になるのかを精査した上で適切な範囲に限定することで明確にするべきと考えます。また、「保護対象の見直しを機動的に行うことができるよう措置する」とありますが、恣意性を廃する観点から、見直しプロセスについては、適切に事業者の意見を反映できる手続きを用意すべきであると考えます。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 大綱では、保護対象となるものは「指紋認識データ、顔認識データなど個人の身体的特性に関するもの等のうち」から明確化するとあります。しかし、「等」に含まれる範囲によっては、適切な保護範囲を越えて既存のサービスの提供に支障をきたす可能性があるほか、パーソナルデータの利活用を阻害する可能性も出てきます。そのため、事業活動の実態に配慮し、いかなる権利利益の侵害になるのかを精査した上で、適切に外縁を限定する努力をすべきであると考えます。また、保護対象は技術の進展などに即して機動的に見直せるように措置するとありますが、特定の機関の権限で自由に保護対象を変更できた場合、保護対象が恣意的に見直される危険性もあるため、保護対象の見直しに当たっては、広く事業者等の意見を聴いた上で、適切に見直しに反映させるようなプロセスとすべきです。</p>
450	法人・団体	第3-Ⅲ-1(1)	<p>グレーゾーンを解消し、パーソナルデータの利活用の壁を取り払うため、保護対象を明確化することについては賛成する。</p> <p>ただし、新たな類型を法令レベルで設けることについては、以下の理由により反対する。</p> <p>そもそもグレーゾーンは情報技術や国民のプライバシー意識の発達とともに今後も拡大し続けることが予想されるものであり、その性質上、法令で一律に保護対象を画することには馴染まない。むしろ、各種業界団体が、実務界の要請をリアルタイムで汲み取りながら、自主規制ルールによって保護対象を適時適切に明確化していくことが望ましいものとする。</p> <p>さらに付言すれば、このような類型が法令レベルで新設された場合、一般の情報と異なる取扱いが求められる情報の範囲が広がるほか、現行の個人情報なのか新たな類型の個人情報なのかによって取扱いの方法が異なるものとなる結果、事業者内部の様々な部署に影響が及ぶこととなり、個人情報取扱事業者における情報管理の負荷が増大し、事業活動に支障が生じることとなりかねないから、自主規制ルールによって保護対象を適時適切に明確化していくことが望ましいものとする。</p>
451	法人・団体	第3-Ⅲ-1(1)	<p>・意見 グレーゾーンの実態を正しく捉え、それを減らす方法を大綱において示すことが強く期待される。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 大綱では、制度改正の趣旨として、パーソナルデータに関するグレーゾーンを「利活用の壁」とし、その縮小の必要性を述べているが、その対象および縮小法として、大綱の第3. III. 1. (1)における「指紋認識データ、顔認識データ等個人の身体的特性に関するもの等のうち、保護の対象となるものを明確化し、必要に応じて規律を定めることとする。」と説明されているが、多くの企業は身体的特性に関する情報を扱っていないにもかかわらず、グレーゾーン上の情報（例えばクレジットカード情報、電子メールアドレス、Web Cookie、IP アドレス他）の取り扱いで苦慮していることを考えると、大綱におけるグレーゾーンのとらえ方は実際のグレーゾーンとの整合性があるとは思えない。そしてグレーゾーンを減らす方法も、減らすべき対象を正しくとらえなければ、それを減らすことは困難である。また、第2. II. 2 において機動的に対応することを説明しているが、保護すべき情報と自由に利活用する情報の判断を業界自主規制に任せるにしても、個人側に対して明確な保護および利活用範囲を示さない状況では、結局、個人は自分の情報を企業に提供したときにその情報を保護してくれるのか否かがわからない為、情報を提供したくないという考えに陥り易く、利活用できる情報が提供されなくなる事態は容易に予想される。データの活用では、何よりもデータがあることが重要であり、そのためには個人が安心してデータを企業に提供できる仕組みとなるべきであり、該仕組みにより、長期的には個人が提供するデータを増やすことにつながり、結果として利活用可能なデータが増えることになる。大綱においてグレーゾーンの実態にあわせて、グレーゾーン上の情報のなかで保護対象と利活用対象を明確化していくことが強く求められる。</p>
452	個人	第3-Ⅲ-1(1)	<p>法律の留保及び罪刑法定主義の要請への配慮</p> <p>大綱は「保護対象の見直し」に関して「柔軟な判断」や「機動的」な「措置」を可能にするよう求めている（11頁）。これらが何を意味するのかが大綱それ自体からは必ずしも明らかではないが、パーソナルデータの保護対象となる定義規定は法執行や罰則の基準として機能するものであるため、法律の留保の原則及び罪刑法定主義の観点からは、法律レベルにおいて保護対象の基本的な定義が示されなければならない。仮に日進月歩の技術進歩に対応し、事業者の「利活用の壁」を取り除く必要があったとしても、保護対象の定義規定に関する安易な政省令への委任立法は避けるべきであり、委任立法により対応するとしても保護対象の定義規定は法律レベルに留保し、委任の目的・基準・範囲を明確化し、可能な限り保護対象を例示列挙すべきである。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
453	個人	第3-Ⅲ-1(1)	<p>第三者機関による解釈の明確化及び事前相談等による対応</p> <p>大綱では、保護対象となる「個人情報」等への該当性に関して第三者機関による解釈の明確化及び事前相談等による対応が求められている。このような事前の対応は、事業者の「利活用の壁」を取り除くための有効な方策として機能するだけでなく、個人情報及びプライバシー保護の観点からも要請されるものであって、賛成する。</p>
454	法人・団体	第3-Ⅲ-1(1)	<p>個人情報の保護対象の見直しについては、事業者が技術の進歩や新たなパーソナルデータの利活用のニーズに即して機動的に行うことができるよう措置するとあります。グレーゾーンを解消することは必要と考えますが、保護の対象となる「個人情報」等の定義への該当性については、第三者機関が解釈の明確化を図るとしてあります。改正法成立後、早急に着手して下さい。</p>
455	個人	第3-Ⅲ-1(1)	<p>「指紋認識データ、顔認識データなどの個人の身体的特性に関するもの等のうち、保護の対象となるものを明確化し、必要に応じて規律を定める」としているが、これらはすべて他社とは異なる個人の特定性のある情報である。今回の法改正において、データ加工による個人情報の利用と同様の個人の権利保障が必要なものであり、この点について今回の法改正で一括で対応すべきである。</p>
456	法人・団体	第3-Ⅲ-1(1)	<p>・意見</p> <p>① データの保護範囲については、現状の表現を削除し、データ利活用の実態及び予想される事態等を十分に踏まえた上で、保護範囲拡大の必要性があるのかどうかを含めて慎重に検討すべきことを記述すべきである。</p> <p>② 第三者機関の事前相談が必須のような制度設計にならないよう留意する必要がある。</p> <p>③ 保護対象の見直しに当たっては、データ利活用事業者の意見を反映させる仕組みを構築することを明記すべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等</p> <p>① 現行の個人情報より保護対象を拡大するものとして「指紋認識データ、顔認識データなど個人の身体的特性に関するもの等」の中から明確化すると述べられているが、その外延及び保護すべき必要性・理由が定かでない。利活用の壁を除去することを理由にしているが、外延が不明確のままでは、かえって新たなグレーゾーンをつくる可能性が高い。</p> <p>② プライバシーは相対的なものであり、一律に事前抑止的な規制をすることはなじまないもので、その範囲を拡大することについては慎重に検討すべきである。例えば、現行行われているPOSデータ分析による販売方法改善、購買履歴等の活用がかえって後退することになれば、データ利活用をきっかけに始まった検討の趣旨に逆行する(※)。事業実態に十分留意する必要がある。</p> <p>(※)流通事業者がもともと店頭POSにより匿名で取得している購買履歴について店頭の顧客に同意を取ることは現実的ではなく、一方、取得したデータの特定可能性を低減させれば、そもそもクーポンやポイント付与等のサービスができなくなる。</p> <p>③ 個別の事案に関する事前相談が事実上必須化された場合には、第三者機関に大量の事前相談が持ち込まれることになり、その判断が出るまでにサービスができなくなることから、データ利活用という目的が達成されない。</p>
457	法人・団体	第3-Ⅲ-1(1)	<p>・意見</p> <p>大綱においては、「個人の身体的特性に関するもの等のうち、保護の対象となるものを明確化し、必要に応じて規律を定める」ことが示されておりますが、仮に今後「個人の身体的特性に関するもの」ではないパーソナルデータについても見直しや明確化に向けて整理する場合には、多様なデータの利活用の機会を損なわないよう、利活用推進の側面も考慮した検討・判断が必要であると考えます。</p> <p>具体的には、パーソナルデータの中には、特定の情報それ自体では個人が特定される可能性が低いものもあるため、それらデータの取扱いによるプライバシー上の問題点や個人の権利・利益の侵害、トラブル状況等の現状分析を行った上で事例に応じた判断を頂くことを要望します。</p> <p>・理由・根拠となる出典等</p> <p>「現時点では保護の対象と明確になっていない情報」の中には、既存のビジネスや将来のビジネス、例えば広告配信や人の流動性を把握するようなサービス等に有益かつ不可欠なものがあり、それらの情報自体は単なる数値や記号の羅列であるため、個人が特定される可能性が低い情報も存在します。仮に、それらの情報が保護対象として一律に定義され、厳格な取扱いが課された場合、既存のビジネスの提供方法・条件の見直しが必要となり、さらには将来、効率的なビジネス展開等が困難になるといった事業への影響が懸念されます。</p>
458	法人・団体	第3-Ⅲ-1(1)	<p>既存の個人情報保護に関する制度からの保護対象の見直しについては、事業者の事業内容により取り扱うパーソナルデータが異なることを鑑み、見直しが機動的に行うことができる案に同意いたします。</p> <p>また、保護対象とされたデータの取扱いについては、オプトアウト規定を含め、事業者に過度な負担がかからない現実的かつ、利用者にも明確な同意取得方法および運用方法を取り決めていただくことを希望いたします。</p>
459	個人	第3-Ⅲ-1(2)	<p>本件大綱第3Ⅲ1(2)は、「人種」を機微情報とするとしている。</p> <p>しかし、パーソナルデータは、医学の分野においても利活用が期待される。ところが、医学の分野においては、「人種」によって疾患の発生率が異なる等の事情があることから、「人種」についての情報を把握する合理的な必要性があると思う。</p> <p>したがって、「人種」を機微情報とするに当たっては、医学の分野におけるパーソナルデータの利活用に配慮すべきだと思う。</p>
460	法人・団体	第3-Ⅲ-1(2)	<p>医療情報も機微情報であること、並びに利活用しないことの不利益が医学進歩や公益に存在することも明記(P8に一部ありますが)を求めます。</p> <p>そこで、「医療情報」を独立の項にして、</p> <p>”機微であるが、個人のプライバシー保護に配慮した利活用を計る。</p> <p>データ保持者には十分な安全管理と提供時には目的に応じた個人非特定化処理、</p> <p>データ受領者には意図的な目的外利用と特定化の禁止と罰則、外国事業者にも及ぶ域外適用”</p> <p>についての記載を求めます。</p>
461	法人・団体	第3-Ⅲ-1(2)	<p>前歴「等」には、医療情報も含まれると明記すべき。</p>
462	個人	第3-Ⅲ-1(2)	<p>機微情報に何が含まれるのか不明瞭。一旦、漏洩すると回復不可能なダメージを被る可能性があるため、広くとらえる必要がある。当然、医療情報も明記すべき。機微情報を利活用するという趣旨が全く理解できない。これらは該当個人と本来必要とする相手方(例：患者と受診医療機関)が保持すれば必要十分であり、同意があっても取り扱いを禁止すべき。生活上、やむを得ないサービスの場合、その利用のため、企業等の規程に同意を迫られる事も稀ではなく、同意をもって取り扱い可能とするのは非常に危険。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
463	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(2)	<p>・意見 以下のように修正すべき。 社会的差別の原因となるおそれがある人種、信条、社会的身分、前科・前歴及び医療等分野等に関する情報を機微情報として定め、個人情報にこれらの情報が含まれる場合には原則として取扱いを禁止するなどの慎重な取扱いとすることについて検討することとする。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 個人情報保護法制定時にも、医療等分野に関する情報はその機微性に鑑み「特段の措置を行うべき情報」とされたところである。また、個人情報保護法制定から10余年が経過したが、この間に、医療等分野に関する情報について特段の措置を行わなくても良いとする議論もない。 原案の「等」に含まれる可能性も否定出来ないが、意図的に削除する必要もない（意図的に削除したと受け取られる行動を行う必要もない）ことから、明記する必要がある。</p>
464	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(2)	医療等情報を「等」の中にも含めるのではなく、医療等情報の重要性からも位置づけを明確にし、加筆すべきである。
465	個人	第3-Ⅲ-1(2)	<p>・意見 機微情報には保険医療に関する情報等も含めるべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 プライバシーマーク要求事項である「JIS Q 15001」では、下記のような機微情報の取扱いを制限している。 個人情報取扱事業者の共通認識として、現在、個人情報保護の取り組みとして広く活用されている、JIS Q 15001とあわせるべきである。</p> <p>[出典] JIS Q 15001 4.4.2.3 特定の機微な個人情報の取得の制限</p> <p>次に示す内容を含む個人情報の取得、利用又は提供は、行ってはならない。ただし、これらの取得、利用又は提供について、明示的な本人の同意がある場合及び4.4.2.6 のただし書きa)～d) のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>a) 思想、信条及び宗教に関する事項。 b) 人種、民族、門地、本籍地、身体・精神障害、犯罪歴、その他社会的差別の原因となる事項。 c) 勤労者の団結権、団体交渉及びその他団体行動の行為に関する事項。 d) 集団示威行為への参加、請願権の行使、及びその他の政治的権利の行使に関する事項。 e) 保健医療及び性生活。</p>
466	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(2)	<p>・意見 個人の疾病、健康等に関する情報（以下「医療等情報」）については、機微情報として明確に位置づけ、明記すること。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 前述の「NO.220」でも述べたとおり、医療等情報は個人の身体、疾病、健康等に関する情報であり、他人に知られたくない、知られることで不利益を生ずる恐れのある「機微情報」として、国民に広く認識されているところであり、JISQ15001:2006でも機微情報として位置付けられている。しかし大綱の該当箇所には、医療等情報の記述がなく、認識の甘さが目立つ。医療等情報を機微情報として明確に位置づける必要がある。</p>
467	個人	第3-Ⅲ-1(2)	<p>医療情報の扱いについて明示されておりません。別建てとするなら、その旨、明示すべきと考えます。既にレセプトデータの提供が開始しており、それとは別に処方箋薬局を持つ企業によりレセプトデータが販売されていた事例が指摘されています。</p> <p>過去には特定の疾患に対する偏見により隔離された方々がいました。医療情報は個人に密接にかかわるものであり、第三者に軽々に開示されることは社会的な影響が大きいのではないのでしょうか。</p>
468	個人	第3-Ⅲ-1(2)	<p>・意見 ゲノム情報を中心とした遺伝情報や、医療情報は社会的差別のリスクは言うに及ばず、機微情報の代表的なものと思われるが、機微情報に含まれるのかどうか、記載してもらいたい。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 生命・身体の保護等を理由に別の扱いとする趣旨であろうが、一般的な共通のルールを作るのか、特別法に委ねるのであればその旨明示がないと、整合性のとれた規制が期待できず、利活用面でも不安が残るため。</p>
469	個人	第3-Ⅲ-1(2)	<p>・意見 「社会的身分」の具体的内容が不明確であるため削除していただきたく存じます。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 不明確な事項が規定されていると、事業者が予見できず、その活動に支障がでるおそれがあると考えます。</p>
470	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(2)	<p>・意見 「社会的身分」の定義を示していただきたい。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 金融庁のガイドラインでは、「政治的見解、信教、労働組合への加盟、人種及び民族、門地及び本籍地、保健医療及び性生活、並びに犯罪歴に関する情報」が機微情報とされており、「社会的身分」とはこの金融庁の機微情報の定義の中に包含されるのかどうかの確認のため。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
471	法人・団体	第3-Ⅲ-1(2)	<p>・意見 機微情報の範囲及びどのような取扱いが禁止されるのかについては、法案等において明確化かつ限定化して頂きたい。特に「社会的身分」については、出生によって決定され、自己の意思で変えられない社会的な地位に限定すべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 機微情報については、その取扱いに対して十分に配慮することがパーソナルデータの利活用を推進する観点からも重要であるが、その範囲が不用意に拡大解釈されることのないように、定義を明確化すべきである。</p>
472	法人・団体	第3-Ⅲ-1(2)	<p>保護法の中で「機微情報」の規定が新設されることとなりますが、取扱いが禁止される場合には、事業者による禁止義務違反に関する影響が懸念されます。機微情報の定義や取り扱うことができる場合の条件を出来る限り明確にし、誤解を生じないようにしていただきたいと存じます。例えば、大綱で例示される機微情報のうち「社会的身分」とは具体的にどのような情報なのかが曖昧であるように思います。</p>
473	法人・団体	第3-Ⅲ-1(2)	<p>・意見 「社会的身分」は、出生によって決定され、自己の意思で変えられない社会的な地位に限定することを明記すべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 機微情報という概念は、原則取扱い禁止を行うことを検討するものなのでそれほどの重大な利益に関わるものに限定されるべきである。社会的身分という用語は必ずしも明確でなく、たとえば勤務先や年収といったような情報も含まれる可能性があるので外延を明確化すべきである。その際、憲法上の解釈でも有力とされている解釈(帰化人の子孫、嫡出子・非嫡出子、特定の地域の出身者などといった、出生によって決定され自己の意思で変えられないものに限る)を参考とすべきである。</p>
474	法人・団体	第3-Ⅲ-1(2)	<p>・意見 結婚における差別、差別発言、差別落書き等の部落差別事案が未だに存在する中、同和地区出身であるといった個人情報、社会的差別の原因となるおそれのあるものであり、その取扱いに最大限の配慮が求められるべき情報であることから、機微情報として明確に位置付けられたい。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 日本国憲法第十四条は、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と規定していることから、同和地区出身であることを理由になされる部落差別は許されないものであり、こうした差別の誘因ともなりかねない個人情報は、その取扱いに最大限の配慮が必要である。 また、同和地区の所在地名についても、当該情報からは特定個人が直接識別されないが、住民票その他と結合することにより、特定個人が同和地区の出身者であることが判明することから、同様の取扱いが求められる。 なお、大阪府個人情報保護条例では、事業者特に慎重な取扱いを求める「社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」に、「旧同和对策事業対象地域に居住し、又は居住していたこと、その他その地域の出身であることに関する情報」を位置づけている。</p> <p>※「同和地区」とは、2002(平成14)年3月に失効した「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づいて指定されていた対象地域。</p> <p>資料：府個人情報保護条例におけるセンシティブ情報の関連条文 大阪府個人情報保護条例 (事業者の責務) 第四十七条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する府の施策に協力する責務を有する。 2 事業者は、次に掲げる個人情報については、個人の権利利益を侵害することのないよう特に慎重に取り扱う責務を有する。 一 思想、信仰、信条その他の心身に関する基本的な個人情報 二 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報</p> <p>大阪府個人情報保護条例 解釈運用基準 第47条関係(事業者の責務) ○ [略] 特に、個人情報のなかでも、思想、信仰及び信条並びに病歴等の心身に関する基本的な情報は、個人の尊厳に深くかかわるものであり、また、人種・民族に関する情報や同和地区出身であることといった情報などは、差別の誘因ともなりかねないものであり、事業内容の如何にかかわらず、その取扱いに最大限の配慮が求められるべき情報である。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
475	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(2)	<p>・意見 機微情報として定められる「社会的身分」については、出生によって決定され、自己の意思で変えられない社会的な地位に限定すべきです。また、既存の情報を分析した結果、機微情報を取得することとなった場合には、取扱い禁止に抵触しないものとし、この場合は、個人の権利利益を侵害するような態様の情報の取扱いを規制すべきと考えます。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 機微情報は、原則として取扱いを禁止することを検討されるほどの重大な権利侵害があるものと考えられることから、例えば勤務先や年収といったような、実態として、既にある程度社会に流通している情報が含まれかねない規定ぶりは適切ではないというべきです。したがって、機微情報の概念は、憲法上の解釈でも有力とされている、帰化人の子孫、嫡出子・非嫡出子、特定の地域の出身者などの出生によって決定され、自己の意思で変えられないものに限定すべきです。更に、そのように機微情報を限定的に解したうえで、適正に情報を取得し、これを分析したところ、結果的に機微情報を取得することになった場合には、取扱い禁止には該当しないものとし、当該取得することとなった機微情報を適正に取り扱うものとする等の、萎縮効果を避ける安全措置を設けるべきと考えます。</p>
476	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(2)	<p>・意見 機微情報として定められるもののうち、「社会的身分」については、拡大解釈されることのないように 限定した規定ぶりをするべきです。また、既存の情報を分析した結果、機微情報を取得することとなった場合には、取扱い禁止に抵触しないものとし、この場合は、個人の権利利益を侵害するような態様の情報の取扱いを規制すべきと考えます。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 機微情報は、原則として取扱いを禁止することを検討されるほどの重大な権利侵害があるものと考えられることから、例えば勤務先や年収といったような、実態として、既にある程度社会に流通している情報が含まれかねない規定ぶりは適切ではないというべきです。また、機微情報を限定的に解したうえで、適正に情報を取得し、これを分析したところ、結果的に機微情報を取得することになった場合には、取扱い禁止には該当しないものとし、ただし、当該取得することとなった機微情報を適正に取り扱うものとする等の、萎縮効果を避ける安全措置を設けるべきと考えます。</p>
477	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(2)	<p>・意見 今後の機微情報の検討に際しては、反社会的勢力との関係遮断の要請を阻害することのないように検討を進めるべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 前科及び前歴については、反社会的勢力（犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」参照）との関係遮断の観点から、事業者による確認が必要となる場合がある。例えば、報道情報や過去の取引情報その他のデータベースにおいて、取引の相手方（本人）の前科及び前歴を事業者が確認することが実務上想定される。 このような場合においてまで、その前科及び前歴の情報の取得に取引の相手方の同意を要することになると、反社会的勢力との関係遮断の要請が達成できないおそれがある。 そこで、前科及び前歴を機微情報に含める検討に際しては、反社会的勢力との関係遮断の要請を阻害することのないように検討を進めるべきである。</p>
478	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(2)	<p>・意見 社会的身分、前科・前歴等の機微情報についても第三者機関による定義化を望む。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 多義的な「社会的身分」、前科前歴「等」は、不明確であり、「利活用の壁」と考える。</p>
479	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(2)	<p>・意見 反社会的勢力の情報は機微情報から除外する等、反社会的勢力排除の取り組みの障害とならないことを要望する。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 反社会的勢力への帰属状態は、時とともに情報の社会的価値が風化する前科・前歴等と異なり、現在進行中の行為ないし状態であり、その開示等により権利・利益の侵害があると評価する必要はないと考える。また、反社会的勢力であることを理由とする個人情報取扱いにおける別異の取扱いは、合理的な理由に基づく区別というべきであり、本人には如何ともしがたい、いわれのない社会的差別とは異質のものと思われまます。機微情報からは除外し、社会全体で共有可能な情報とすべきであると考えます。</p>
480	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(2)	<p>・意見 事業者が独自に収集した特定個人の法令・合意に違反する行動の記録は、機微情報から除外することを要望する。</p> <p>・理由 ショッピングセンターや店舗内において、万引き等の違法行為を未然に防止し又は被害を迅速に回復するために、防犯カメラなどを用いて、違法行為を行った又は行った蓋然性が高いと判断された者の顔の画像を記録し、その者が再び来店した時に、保有する顔画像と照合し、同一人と認定したときは施設管理者に警告するなどの防犯システムが考えられる。 このような違法行為者及び違法行為に係る情報も、反社会的勢力情報と同様の理由で、機微情報からは除外すべきであると考えられる。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
481	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(2)	<p>・意見 「人の生命・身体又は財産の保護のために必要がある場合」は、事態が切迫し侵害の具体的危険が生じている場合を指すのか、それとも抽象的な侵害危険の段階でも良いのか、明確化を要望する。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 「人の生命・身体又は財産の保護のために必要がある場合」は、文言上「必要性」の程度に幅があり、「利活用の壁」になることから、判断基準の明確化、あるいは事例集を望む（参照 個人情報保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン 平成21年10月9日厚生労働省・経済産業省告示第2号 18頁から19頁事例1～3。） また、反社会的勢力情報「NO.479」、事業者が独自に収集した特定個人の法令・合意に違反する行動の記録「NO.480」が機微情報に該当する場合には、利用目的に照らし「人の生命・身体又は財産の保護のために必要がある場合」に含まれるよう明確化するか、または新たな例外として追加することを要望する。</p>
482	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(2)	<p>一定のセンシティブな情報を機微情報として定め、個人情報にこれらの情報が含まれる場合には原則として取扱いを禁止することについては賛成する。 ただし、反社会的勢力排除の観点から本人の同意なく前科前歴に関する情報を取得する必要があることや、個人情報取扱事業者が意図せず機微情報を取得する可能性があることに鑑み、個人情報取扱事業者に過度の負担を課すことのないよう配慮していただきたい。</p>
483	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(2)	<p>・意見 事業者が本人に対して機微情報の提供を要求する場合に、本人の同意取得を要件とすることには賛成であるが、事業者が意図せず機微情報を取得した場合は、本人の同意取得を不要とするべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 (1) 事業者が本人に対して機微情報の提供を申し入れる場合に、本人の同意により取得し、取り扱うことを可能とすることには賛成である。 (2) しかし、①本人が提出書類の自由記載欄に本籍地などの機微情報を記載したケースなど、本人の行動により事業者が意図せず機微情報を取得するに至った場合や、②事業者が保管する情報を分析した結果、事業者が意図せず機微情報を取得するに至った場合にまで同意取得が必要となるのは、事業者に過大又は実行不可能な負担を負わせることとなる。 (3) それゆえ、同意取得が必要となるのは、事業者が本人に対して機微情報の提供を要求し、この要求に応じた本人から機微情報を取得した場合に限るものとし、事業者が意図せず機微情報を取得した場合は、同意取得を要しないこととすべきである。</p>
484	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(2)	<p>犯収法に基づき本人確認を行う場合において、事業者の実務上、本人確認書類の写しを保管するケースが想定される。この際に意図せずセンシティブ情報に該当する恐れのある情報（本人確認書類に記載されている機微情報）を取得する場合も想定される。 その場合において、黒塗り等の措置が必要とされると事業者の負担となることから、犯収法で定める確認書類について、例えば、個人データではなく個人情報として取得、保管する場合は、例外措置を設ける等、一定の整理をしていただきたい。</p>
485	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(2)	<p>・意見 取得した既存情報を分析した結果、機微情報に該当する情報を取得するという事態になることがあった場合には、取扱い禁止には該当せず別の対応をとるといった例外措置を検討することを明記すべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 取得した既存情報を分析した結果、機微情報に該当する情報を取得するという事態になることがありえるが、その場合にも適正な制度設計にしないと機微情報ではない種々の情報取得に萎縮効果が出る可能性もある。そのため、そのような場合には、取扱い禁止にはせず、当該情報を適正に取り扱う等のルールを別途定めるなどの例外措置を検討する必要がある。</p>
486	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(2)	<p>・意見 本大綱では機微情報について「社会的差別の原因となる事項」に注目していますが、これ以外にも機微情報となる場合が想定される（例えば、日本工業規格「個人情報保護マネジメントシステム-要求事項」（JISQ15001:2006）では、「特定の機微情報」）ために機微情報の範囲について配慮すべきです。 また、機微情報は社会的な個人の受容性に依存する部分が多いことが推定され、定期的なアンケート調査等により機微情報の範囲について確認すべきと考えます。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 機微情報は「プライバシー」の概念を前提とするため、これまで広く了解された定義はないものと理解しています。例えば、日本工業規格「個人情報保護マネジメントシステム-要求事項」（JISQ15001:2006）では、「特定の機微情報」として次のような内容が規定されております。 a) 思想、信条又は宗教に関する事項 b) 人種、民族、門地、本籍地（所在都道府県に関する情報を除く。）、身体・精神障害、犯罪歴その他社会的差別の原因となる事項 c) 勤労者の団結権、団体交渉その他団体行動の行為に関する事項 d) 集団示威行為への参加、請願権の行使その他の政治的権利の行使に関する事項 e) 保健医療又は性生活に関する事項 今回の大綱では「社会的差別の原因となる事項」にのみ焦点をあてていますが、その他の場合についても配慮すべきです。 また、機微情報の定義は各個人の受容性に依存することが推定され、これは時代・雰囲気等の社会環境の影響が多いことから定期的なアンケート調査等により機微情報の範囲について確認すべきと考えます。（参考：「個人情報保護に関する世論調査」（内閣府大臣官房政府広報室、平成18年9月調査及び平成15年9月調査）</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
487	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(2)	<p>・意見 「人種、信条、社会的身分および前科・前歴等に関する情報を機微情報として定め」とありますが、「機微情報」の定義について、JIS Q 15001（個人情報保護マネジメントシステム—要求事項）との整合性が確保されることを希望いたします。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 JIS Q 15001:2006 4.4.2.3 特定の機微な個人情報の取得の制限 次に示す内容を含む個人情報の取得、利用又は提供は、行ってはならない。ただし、これらの取得、利用又は提供について、明示的な本人の同意がある場合及び4.4.2.6 のただし書きa)～d) のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>a) 思想、信条及び宗教に関する事項。 b) 人種、民族、門地、本籍地、身体・精神障害、犯罪歴、その他社会的差別の原因となる事項。 c) 勤労者の団結権、団体交渉及びその他団体行動の行為に関する事項。 d) 集団示威行為への参加、請願権の行使、及びその他の政治的権利の行使に関する事項。 e) 保健医療及び性生活。</p>
488	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(2)	<p>金融分野に適用される「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」においては、センシティブ情報（機微情報）の取得、利用、第三者提供は、原則として禁止されるものの、適切な業務運営を確保する必要性から、本人同意に基づき業務運営上必要な範囲で取り扱う場合に限って認められるなど、センシティブ情報の取扱いについて厳格な規律が設けられている。個人情報保護法やその下位規範等が改正される場合、関連するガイドラインや監督指針などの改正も必要となることに加え、更にそれらに対応した金融機関（その監督のもとに業務を行う代理店を含む）の態勢の整備が必要となる。制度設計にあたっては、こうしたガイドラインをベースに事業が運営されているという実態を踏まえた制度設計としていただきたい。また、十分な準備期間を設ける等、実務の無用な混乱を招かぬような配慮をお願いしたい。</p> <p>また、第10回資料（資料4-2）の「これまでの議論を踏まえた論点整理表」では、機微情報の欄に、【国民から高いレベルでの保護が求められている分野の情報の取扱い】について記載されている。機微情報の取扱いについて明文規定が設けられた場合に、個人情報のうちこれまで機微情報とは考えられていなかったものまでが機微情報と同列に扱われ、適切な業務運営を確保するうえで必要となる個人情報の取扱いさえも制限されることのないよう、配慮をお願いしたい。</p>
489	個人	第3-Ⅲ-1(2)	<p>・意見 機微情報は、「慎重な取り扱いとすることについて検討」ということでは、曖昧な扱いにされそうなので、「機微情報（下記参照）は原則取り扱い禁止」と、明確に規定すべきです。（せめて事務局案を採用すべきです）</p> <p>・思想、信条又は宗教に関する事項 ・人種、民族、門地、本籍地（所在都道府県に関する情報を除く）、身体・精神障害、犯罪歴その他社会的差別の原因となる事項 ・勤労者の団結権、団体交渉その他団体行動の行為に関する事項 ・集団示威行為への参加、請願権の行使その他の政治的権利行使に関する事項 ・保健医療又は性生活に関する事項</p> <p>・理由・根拠となる出典等 改正大綱とその事務局案を読んだ素人市民としての自分の感想が意見の根拠です。</p>
490	個人	第3-Ⅲ-1(2)	<p>・意見 個人情報保護法は企業の利益追求の観点からではなく、基本的人権の観点から見直しがされるべきである。機微情報に関して「原則取り扱い禁止」を明確化すべきである。本人同意であろうと、原則取り扱い禁止とすべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 大綱は、個人情報を企業の利益追求の資源として使おうとするところに重点が置かれており、このような姿勢のもとで個人情報保護法が改正されれば、個人を守れない個人情報保護法となる。 「事務局案」では「原則として取り扱い禁止」とされていたものが、大綱になると「原則として取扱いを禁止するなどの慎重な取り扱いとすることについて検討することとする。」と大きく後退した。このような情報までも利活用しようとする姿勢が明白である。「原則として取り扱い禁止」を明確化すべきである。 機微情報はいったん情報流出があった場合、個人の被害は深刻なものとなる。ベネッセの例を引くまでもなく、情報流出事件は珍しいことではない。本人同意であろうと、はじめから収集するシステムを作らないことが肝要である。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
491	個人	第3-Ⅲ-1(2)	<p>現行の個人情報保護法が目的に照らして不十分なのはその通りであり、法改正の方針そのものに反対することはないが、その法改正を消費者・ネット利用者から見て十全なものとし、真に守られるべき個人情報をきちんと守る形にするという観点から以下のことを求める。</p> <p>機微情報の列挙を充実させた上で特に厳格な扱いをすること ・個人情報の定義を上のように改めた上で、さらにその中で何が機微情報となるのかを法律上明記する形で列挙し、機微情報に関しては個人が特定される可能性を低減したとしても第三者提供などのビジネス利用は原則不可能であるとして、特に厳格な扱いをすることを法律で規定すべきである。すなわち、機微情報に関しては個人が特定される可能性の低減の程度にかかわらず個別かつ明確な形で同意を得る形以外での第三者提供を原則不可とし（包括的かつ曖昧な形での同意を不可とする）、このような扱いに対する例外も限定的なものとするべきである。</p> <p>・本制度改正大綱に書かれている機微情報の種類は少ないが、最低でも以下の7つの情報は機微情報に該当するとして法律上明記すべきである。 a) IPアドレスやメールアドレス及びそのアクセス情報含め個人の通信の秘密に関わる情報 b) クレジットカード番号及びその利用履歴含め個人の決済に関する情報 c) 個人を特定可能なIDとそれに付随する情報（社会保障に関する情報など） d) 個人の居場所と移動に関する情報（携帯電話により取得される位置情報など） e) 個人の趣味・嗜好に関する情報（ポイントカードやウェブサイトを通じた各種購買情報など） f) 個人の年齢、家族構成及び収入に関する情報 g) 個人の身体的、生理学的特性に関する情報（写真や指紋、健康診断の情報など）</p> <p>・機微情報は本来の目的に必要な期間を超えて保存することを不可とし、削除を義務化するべきである。</p>
492	個人	第3-Ⅲ-1(2)	<p>機微情報の保有に関しては種類を具体的に提示した上で原則禁止とすべきである。これまで保有していた情報についても破棄とすべき。但し業務上必須の場合（医療従事者などが保有する医療データなど）には特例として免許制にて可能とするべきである。免許制については既存の免許制度（恐らくこうした機微情報を必要とする事業者は許認可が必要な業務分野が多いであろうから）を改正してもよいだろう。</p>
493	法人・団体	第3-Ⅲ-1(2)	<p>・意見 機微情報の定義のうち、「政治的見解」及び「門地及び本籍地」などに限定すべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 (1) 「社会的身分」は、憲法第14条に由来する文言であると思われるが、その意味については、「生来の身分」、「自己の意志をもってしては離れることのできない固定した地位」などと狭く解する説、職歴や学歴等を含み得るとの誤解を生じる「人が社会において一時的ではなしに占める地位」などと広く解する説などがあり、解釈上の対立が生じている。 (2) 上記のとおり定義に曖昧さを残す文言で機微情報を定義した場合、事業者が機微情報か否かの判断を行うことが困難となり、利活用に支障が生じるおそれがあるほか、各事業者間で取扱いの足並みが揃わないおそれもあることから、「社会的身分」に代わる具体的な文言によって定義を行うべきである。 (3) そこで、かかる具体的な定義として、「社会的身分」に代えて、「政治的見解」及び「門地及び本籍地」に限定することが考えられる。</p>
494	法人・団体	第3-Ⅲ-1(2)	<p>・意見 個人情報について機微情報の定義を設けて各種規制を及ぼすことには賛成であるが、直ちに特定の個人の識別ができない情報（検討会において「準個人情報」とされているもの）は機微情報に含めるべきではない。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 (1) 個人情報である機微情報について、その他の個人情報よりも強い規制を及ぼすことは、本人にとっては他人に知られたくない情報の保護に資するものであり、賛成である。 (2) 他方、検討会において「準個人情報」とされているものは、直ちに特定個人と結びつくものではなく個人を保護する必要性が低い情報であるし、本人の同意がなくてもデータの利活用の対象となる可能性があるから、機微情報としての規制対象とすべきではない。</p>
495	個人	第3-Ⅲ-1(2)	<p>列挙されている情報に加え、思想に関する情報（図書館の貸出履歴や本の購入履歴、支持政党などの政治的思想も含む）や病歴についても、プライバシーの核心的部分であり、慎重な取り扱いをすべきである。</p>
496	個人	第3-Ⅲ-1(2)	<p>・意見 機微情報に該当する個人情報について、大綱において示された機微情報は社会的差別の原因となる恐れがあるセンシティブ情報を対象としているが、今後パーソナルデータとして利活用が期待されている、マイナンバー、クレジットカード、デビットカード、運転免許証および健康保険証等には、機微度の高い個人情報が含まれており、機微情報として検討いただく余地はないでしょうか。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 制度の国際的調和を考えると、大綱に示されている機微情報は憲法13条、14条に列挙されている人種、信条、社会的身分及び前科・前歴等が対象とされており、これからの情報の国際流通を考えるとクレジットカード、デビットカード、マイナンバー等の資産情報のように含まれる情報が識別可能な個人と結び付けられる可能性があり、機微度の高い個人情報として利用目的は明確で具体的な明示が必要となる、機微情報と考えられます。運転免許証および健康保険証にも機微度の高い情報が含まれていると考えられます。パーソナルデータを提供し利用される国民に対して「具体的な利用目的を明示し同意を得る手順を規定し、安心して提供できる環境をご検討いただくことを願います。</p>
497	個人	第3-Ⅲ-1(2)	<p>・意見 「社会的差別の原因となるおそれがある人種、心情、社会的身分及び前科・前歴等に関する情報を機微情報として定め」とありますが、「等」としてその範囲や解釈に幅をもたせるのではなく、明確に定めて欲しいです。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 事業者がパーソナルデータを活用していく上で、機微情報の明確化が有用なため。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
498	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(2)	<p>・意見 機微情報については原則として取扱い禁止にするなど、「法では取り扱わない」姿勢が読みとれるが、機微情報の取扱いルールのみを定め、保護と利活用について法で明示しないことは、今回の制度改正の趣旨にも沿わないため、改善すべきである。 具体的には、機微情報を保護のみするのではなく、保護対象を明確にするとともに、個人や家族の許諾を得ることで承認される利活用法は積極的に認め、促進するよう改善すべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 機微情報の保護のみに傾くことは、機微情報を活用することにより、個人やその家族の得られるはずの便益が損なわれる可能性が大きい。 例えば、自身や家族の病歴情報を機微情報として保護の対象とすることに異論はないが、過剰に保護に傾き情報の扱いを規制することで、以下のような機微情報の損失が懸念される。 ・個人やその家族に対する病気の気づき情報が外部から提供される機会 ・病態を回復するに必要な情報が外部から提供される機会 ・製薬企業や病院施設、研究機関などがより適切な治療計画を作成し、個人やその家族がその計画に基づいて治療計画を提供される機会</p>
499	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(2)	<p>社会的差別の原因となるおそれがある情報を機微情報として定め、取扱いについては原則禁止するとされています。例外規定の対象を人の生命・身体又は財産の保護のために必要がある場合等と限定し、取扱いに関する規律を設定して下さい。</p>
500	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(2)	<p>・意見 この度の「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱（検討会案）」では、「Ⅲ基本的な制度の枠組みとこれを補完する民間の自主的な取組の活用」として、「機微情報」の取扱いに関する方向性が示されています。</p> <p>これに関連して、流通・小売業においては、強盗事件、万引（窃盗）犯罪が生じた場合、事件発生の実態、被害金額等のほか、被疑者の特徴等の情報を共有することが求められています。同一地域の顧客・店員等の生命・身体を安全をはじめ、店舗財産を保全し、警察等への適宜の通報を行うほか、防犯対策の向上を図る取組の一環と考えられます。</p> <p>この場合、被疑者の特徴は、場合によっては個人情報にあたりうるものですが、個人情報保護法18条4項、23条1項等にあたるものと理解されます。</p> <p>強盗・万引犯等、財産犯に関する情報は、今回の検討会案に於いて「機微情報」の具体例として挙げられている「前科・前歴等に関する情報」にあたる可能性があります。</p> <p>検討会案では、「人の生命・身体又は財産の保護のために必要がある場合の例外規定を設ける」ことを、取扱いに関する規律を定める際の基本方針として提示しています。</p> <p>この「例外規定」は、防犯のための取組の可能性を禁止するものではないと考えますので、「機微情報」の取扱いに関する規律を定めるに際して、配慮願います。</p> <p>・理由 万引犯罪の現状は刑法犯全体の約10%にもなっています。その万引犯罪の現状は再犯性が極めて高い「高齢者の万引が増え続けている」、また、化粧品等特定の商品を狙った「集団万引等組織的な万引が増えている」現状の中で、流通・小売業間で「防犯画像等の情報の共有化」が防犯上、不可欠となっています。</p>
501	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(2)	<p>大綱では社会的差別の原因となるおそれがある情報を機微情報として定め、取扱いについては原則禁止するとされています。例外規定の対象を人の生命・身体又は財産の保護のために必要がある場合等と限定し、取扱いに関する規律を設定して下さい。</p>
502	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(2)	<p>6. PIPA does not at present include any definition of, or special rules about, 'sensitive information'. The proposals to define categories of 'sensitive information' and give them additional protections are desirable, provided that protections for other personal data are not weakened.</p>
503	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(2)	<p>・意見 機微情報の定義および取扱いについては、業界横断的に統一されたものとしていただきたい。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 各業界によって機微情報の定義および取扱いが異なると、無用な混乱を生むため。</p>
504	個人	第3-Ⅲ-1(2)	<p>大綱は「社会的差別の原因となるおそれがある人種、信条、社会的身分及び前科・前歴等に関する情報」を「機微情報」と定義している（11頁）。EU等のパーソナルデータに関する保護法制度との国際的調和を図るとともに、EUから十分な認定を受けるための法整備を行うために「機微情報」の類型を整備することは、個人情報及びプライバシー保護の観点から望ましい。ただし、機微情報の類型の創設にあたっては、要件論、効果論及び適用除外の範囲において、以下の十分な留意が必要である。</p> <p>① 要件論 1980年の「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関するOECD理事会勧告」（OECD プライバシーガイドライン）及び同ガイドラインの2013年改正では、機微情報の定義が困難であるため、機微情報の創設が回避されている。したがって、EU等の海外法制度の国際的調和の観点や個人の権利利益保障の観点から機微情報を創設するのであれば、個人の権利保障及びルールの明確性を確保したものである必要がある。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
			<p>この定義規定創設の際に参考になるのは、個人の人格的な自律性保障を定めた憲法13条及び14条、とりわけ憲法14条1項後段列挙事由の「人種、信条、性別、社会的身分又は門地」である。この点、大綱では「性別」及び「門地」を機微情報として明示的に示していない。「性別」については従前、単なる個人識別情報として捉えられてきた傾向があるため機微情報から除外する合理的理由があると整理することもできるが、「門地」に関しては我が国の歴史的背景や現代社会の状況を踏まえれば機微情報の定義に入れるべきである。実際に、現行法の下における各分野の個人情報保護ガイドラインでは、「門地」及びこれの判明する本籍地情報が機微情報として取り扱われている（もちろん法技術として「社会的身分」の中で読むことも想定しうる）。また、憲法14条1項後段列挙事由の中でも「社会的身分」の解釈については広狭入り乱れており、具体的な該当情報については政省令で明確することもやむを得ない側面があるが、その基本的な定義は法律に留保すべきであり、可能な限り「社会的身分」に該当する代表的な情報を例示列挙すべきである。</p> <p>また、憲法14条1項後段列挙事由は限定列挙ではなく例示列挙と解されており、憲法14条後段列挙事由に匹敵する差別の原因となる情報は存在しうる。例えば、遺伝子情報、性生活の情報、感染症情報等が想定でき、これらの個人の人格的自律に密接に関わる情報については機微情報として取り扱うべきである。</p> <p>このように機微情報の定義付けにあたっては、個人情報及びプライバシー保護目的との関係で過剰包摂にも過少包摂にもならないことが必要である。</p> <p>② 効果論 大綱の示す機微情報の原則取扱い禁止ルールは個人情報及びプライバシー保護の観点から望ましいものであるが、このルールは罰則、行政処分等の実効的措置によって担保されなければならない。</p> <p>③ 適用除外 機微情報は個人情報及びプライバシー保護の観点から要保護性の高いものであると同時に情報としての有用性の高いものであるという両義性を有する。そのため、機微情報の創設に伴い表現の自由、結社の自由、学問の自由、裁判を受ける権利等の憲法上の権利が不当に制約されることは厳に避けなければならない。この観点から機微情報を利用しうる適用除外等の制度を設ける必要がある（個人情報保護法35条、同50条参照）。</p>
505	個人	第3-Ⅲ-1(2)	<p>機微情報の規定を設けることは賛成である。ただし、本人同意による収集が可能であるとされており、これについては収集にあたって利用する側の不可欠性を要件にすべきである。この点が個人情報の収集と利用目的の関係が整理されていないことに由来するものであり、機微情報に限らず抜本的な改善が必要である。</p>
506	個人	第3-Ⅲ-1(2)	<p>機微情報は「人種、信条、社会的身分及び前科・前歴等」となっていますが、機微情報がこれだけでいいのか、不十分な場合、誰がどのように判断するのか、不安が残ります。機微情報あつかいするべきかどうかは、個人の事情などによって変わってくるのではないのでしょうか。例えば、性的少数者やトランスジェンダーの人にとっては性別のような一般的には基本的情報と考えられているものも、本人の同意なしに利用されたくない情報かもしれません（もちろん、人によって考え方は違うでしょうが、こういう問題こそセンシティブです）。</p> <p>個人情報の保護よりもビジネス利用を優先するような改正には反対です。</p>
507	法人・団体	第3-Ⅲ-1(2)	<p>・意見 機微情報の取得を原則禁止することに賛成である。もっとも本人の同意による取得が安易に認められることのないよう留意されるべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 思想良心に関する情報や、高度にプライベートな情報等のいわゆる機微情報（センシティブデータ）は、これが不当に流通することによる損害は著しいため、たとえ書面により同意していても、原則として取得しないという措置が必要である。これは、既に「JIS Q 15001」で規定化されているが、本来は、全ての個人情報取扱事業者に課すべき義務である。なお、機微情報の取得については、その利用価値の高さ故に、安易に本人の同意が認められることがあってはならない。</p>
508	法人・団体	第3-Ⅲ-1(2)	<p>機微情報に関する改正の方向性は概ね支持できる。</p>
509	個人	第3-Ⅲ-1(3)	<p>全般</p> <p>・意見 個人情報の取得について、本人同意原則（オプトアウトによる拒否を含む）とするべきである。</p> <p>・理由 個人情報の取得について、現行法は、偽りその他不正の手段による取得を禁じてはいる（17条）が、利用目的さえあらかじめ公表（18条）していれば、本人の同意なく取得することができ、かつ、取得の拒否に応じる義務もない。現行法の制定から10年が経ち、コンピュータやインターネットを用いた自動取得の場面は多様化してきており、たとえば、街角の監視カメラで撮影した顔映像から即時に顔識別を行なって識別番号化して、識別番号によって個人の移動履歴を取得するといったことが可能となっている。その他にも、スマートフォンのWi-Fi機能のMACアドレスを用いた識別といった技術方式もある。</p> <p>このようなケースは、米国やイギリスでの事例を見ると、取得段階で拒否できる措置が求められるか、又は、そもそも実施が認められず中止になった事例が散見される。大綱が言うように「制度の国際的な調和を図る必要がある」のであれば、わが国の個人情報保護法においても、取得を本人同意原則（オプトアウトによる拒否を含む）とするべきである。</p>
510	法人・団体	第3-Ⅲ-1(3)	<p>全般</p> <p>個人情報の取扱いに関する見直し②、③、⑤</p> <p>・意見 本人の意に反する目的でデータが利用されることのないよう配慮するため、子供や高齢者等情報リテラシーに弱い消費者・生活者にも分かり易い環境整備を検討すべきである。</p> <p>・理由 インターネット利用状況は、6～12歳が69%、13～19歳が97.2%、65～69歳が62.7%、70～79歳が48.7%（総務省「情報化白書平成25年度版」）等となっており増加傾向である。ICTの利用経験が乏しい子供や高齢者等にも分かり易い通知や手続き等の環境整備が望まれる。また、学校教育の場において、個人情報等に係る啓蒙活動にも期待する。</p>
511	法人・団体	第3-Ⅲ-1(3)	<p>全般</p> <p>本人が認知できないところで特定の個人を識別する場合の手続きや、利用目的の変更のさいの本人が十分に認知できる手続き、新たな利用目的による利活用を望まない場合の手続き等については、事業者に過度な負担がかからない現実的なものとなるよう、また利用者にとっても簡易なものとなるよう、十分に事業者と消費者の意見を聴取のうえ、マルチステークホルダーによる議論に基づいて決められることを要望する。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)		御意見の概要
512	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(3)	全般	<p>・意見 ③のオプトアウトに関して ⑥の保存期間に関して</p> <p>③のオプトアウトについては、個人データにより識別される本人がそれぞれの個人情報取扱事業者に対し、名前や生年月日等の各項目を個別にオプトアウトできる枠組みや、⑥の保存期間に関しては、個人データにより識別される本人がそれぞれの個人情報取扱事業者に対し、個別に保存期間を指定できる枠組みの導入などを想定した、本人や事業者によるゼロサム型の一括制御だけではなく、本人の意思を尊重した個々の情報の個別制御による、プライバシー侵害の可能性を低減するポジティブサムの考え方を取り入れることを要望する。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 ③のオプトアウトに関して 理由：個人情報取り扱い事業者に対して、不必要な情報がわたることを防ぐ ⑥の保存期間に関して 理由：保存期間を設定することで、情報漏えいのリスクを防ぐ</p>
513	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(3)	全般	<p>本人が認知できないところで特定の個人を識別する場合の手続きや、利用目的の変更の際の本人が十分に認知できる手続き、新たな利用目的による利活用を望まない場合の手続き等については、自主規制ルールの検討の中で、事業者による過度な負担がかからない現実的なものとなるよう、また利用者にとっても簡易なものとなるよう、マルチステークホルダーによる議論に基づいて決められることを要望。</p>
514	個人	第3-Ⅲ-1(3)	全般	<p>オプトアウト規定、共同利用の運用の徹底を行い、義務違反者に対する強力な法執行を行っていくべきである。分かり易い同意の取得方法は積極的に取り組むべきであり、保存期間については事業の特性に応じた十分な検討を要する。</p>
515	個人	第3-Ⅲ-1(3)	全般	<p>オプトアウト、共同利用、同意について、現状の問題点（実質的には意味をなしていないオプトアウト、範囲が不明確で安易に利用されている共同利用、形式的な同意）を改めるよう厳格な対応を行うべきであり、原則としては本人の厳格な同意によって初めて、個人情報を利用・提供できる制度にすべきである。 現在問題となっている名簿業者についても規制をすべきである。</p>
516	個人	第3-Ⅲ-1(3)	全般	<p>パーソナルデータは、いったん個人識別性を欠く情報に加工することは可能であったとしても、昨今の技術の発展に伴い、その後その他の情報と容易に照合して特定の個人を識別することができる場合があるといわれている。著名な例としては、米国でコンテストの参加者に提供した匿名化済みのユーザーの視聴履歴データから、一部の個人が特定されたために、連邦取引委員会（FTC）が調査を行い、訴訟が提起されるに至るなど問題となった事案が存在する。よって、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パーソナルデータの同意取得方法を明確化すべき。 オプトアウトが可能であること、その方法をわかりやすく明示すべき。 ・ 共同利用の要件をユーザーに明確化すべき。 Cookieでも個人を特定可能。 これを保護しないで、個人情報保護とはいえない。 個人を識別できるか、ではなく、端末識別性、アクセス可能性、も入れなければ 現代のIT社会に対応した法律とはいえない。 ・ 理由（根拠） 第3回PD検討会、パーソナルデータを巡る現状の問題点（水町参考人提出資料） http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/pd/dai3/gijisidai.html
517	個人	第3-Ⅲ-1(3)	全般	<p>①、②、③について全体として、個人情報の収集・取得にあたっての本人関与のルール、本人からの収集をしない場合の取得元、提供する先の提供先の開示についての法制上の規定を整備したうえで、この取り扱いの見直しを行うべきである。</p>
518	個人	第3-Ⅲ-1(3)	全般	<p>Many countries and regions, for example EU and Russia, have introduced strict data protection laws, which restrict the usage of personal data in those regions itself. Proposed free cross border data transfers could be an important catalyst for Japanese businesses to utilize its pre-existing great Internet infrastructure and produce successful worldwide businesses, which have been scarce so far. Digital confidence between the consumers and the service providers can be maintained.</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
519	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(3)	<p>・意見 現法律における個人情報取得時、利用目的変更時、第三者提供時における事業者の義務について、再検討する必要がある。 具体的には、個人情報の取得にあたっては、利用目的を本人に通知し又は同意を取ることを原則とすべきである。また、利用目的の変更や第三者提供にあたっては本人に通知し又は同意を取ることを原則とすべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 現行法では、個人情報の取得は利用目的を本人に通知又は公表していれば可能であり、利用目的の変更は本人に通知又は公表で可能であり、また第三者提供はオプトアウトを前提として本人に通知又は容易に知り得る状態であれば可能となっている。その結果、本人が知らないうちに、当初知らされていた利用目的外に使われていたり、個人情報が第三者に提供されていたりという状況が容易に起こり得る状態となっており、消費者やユーザとの間でトラブルが起こっているのが現状である。 OECDプライバシーガイドラインでは、個人データの取得にあたっては本人に通知し又は同意を得ることが必要となっている。また、APEC/CBPR※注1システムでは、収集時とは関連のない目的で利用する場合には本人の同意または法律の根拠が必要であるとされている。こうした国際的なプライバシー保護水準との調和を図ることが重要である。 現状のJIS Q 15001※注2では、より厳しく個人情報の取得、利用目的の変更にあたっては、本人に通知し同意を得ることが必要であり、第三者提供にあたっては、本人に通知し同意を得るか、通知に代わる同等の措置を講じることが求められている。こうしたより厳しいJIS Q 15001についても一般の多くの事業者がこれを適用しているという現実もある。 個人情報が取得され流通していく各段階で本人に通知又は同意が行われ、その証跡がたどれる状態にあれば、本人が知らないうちに本人の意図に反して個人情報が利活用されているという状態を回避あるいは抑止することができ、プライバシー保護と両立した利活用が可能となる。</p> <p>※注1：Asia-Pacific Economic Cooperation / Cross-Border Privacy Rules (APEC越境プライバシールール) ※注2：JIS Q 15001:2006 個人情報保護マネジメントシステム—要求事項</p>
520	個人	第3-Ⅲ-1(3)	<p>再識別化の防止 大綱の主眼は、本人同意のない個人特定性低減データの利活用を認める点にあるが、このような利活用の大前提としてプライバシー侵害がなされる事態は防止されなければならない。本人同意のない個人特定性低減データの情報流通がプライバシー侵害とならないのは、個人特定性低減の状態が保持されているからであり、個人特定性低減データの再識別化を禁止する構造・制度を立法によって形成しておく必要がある。 パーソナルデータに関する検討会では、いわゆるFTC3原則——(a)合理的な非識別化措置、(b)再識別化しない公的な約束、(c)受領者による再識別化の契約による禁止を条件とする個人特定性低減データの利活用が検討された。しかしながら、パーソナルデータに関する検討会技術検討ワーキンググループにおける検討を通じて、(a)完全な匿名化措置は不可能であること、(b)アメリカの場合はFTC法5条により公的な約束違反は不公正又は欺瞞的な行為・慣行となり、巨額の民事制裁金、差止命令又は排除措置命令の行政処分の対象となるが、日本ではこのような制度を立法により導入することは困難であること、(c)再識別化の禁止契約の実効性も疑わしいことが明らかとなった。 したがって、日本において個人特定性低減データの利活用を認めるためには、FTC3原則に代わり、日本の法制度と整合性を有する何らかの措置を導入する必要がある。例えば、情報提供者が個人特定性低減データに加工する際の情報の加工方法等の保存義務を課した上で、情報受領者の事業者情報と共に第三者機関へ情報の提出義務を課し第三者機関において営業秘密等の事業者の権利利益を害しない範囲でこれを公表する方法、個人特定性低減データと個人情報との対応表の不保持義務を課す方法、故意の再識別化に対する行政処分及び直罰規定を設ける方法などが考えられる。 また、FTC3原則と同程度の法規律の下で個人特定性低減データの利活用を認めるということであれば、FTC法5条に代わる措置として、景品表示法で導入が検討されている課徴金制度を導入し、再識別化を防止しなければアメリカと同レベルの法規律を行ったことにはならないであろう。 なお、やむをえず再識別化の必要が生じた場合には、第三者機関の事前承認の下での再識別化を許容する条項を創設しておくことも検討に値する。</p>
521	個人	第3-Ⅲ-1(3)	<p>・意見 個人情報取扱事業者から特定性低減データを受領した者は、再識別化してはならない旨、ならびに意図せず再識別化できてしまった場合にはそれを利用および第三者に提供してはならない旨、定めていただきたく存じます。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 提供元である事業者が、特定性低減データの提供先に対して一定の義務を課すこととするだけでなく、提供先が法律上も義務を負うことで実効性があがると考えます。</p>
522	個人	第3-Ⅲ-1(3)	<p>先にも「NO.357」で述べたように「異なる情報源から得た複数の『個人の特定性を低減したデータ』を照合」させることで「個人の特定性」がいくらかでも高まっていくことから、事業者がさまざまなソースから得たパーソナルデータを、みだりに照合させないようにする仕組みが必要である。 個々の『個人の特定性を低減したデータ』については、利用できる期間の上限を定めその上限を超える前に破却させるか、一定の期間以上利用するパーソナルデータについては、収集・活用時に当該個人の同意を得るべきである。</p>
523	個人	第3-Ⅲ-1(3)	<p>個人の属性や行動履歴が分野横断的な項目において網羅的に集積されることが、本人ひいては社会にとって脅威であることを前提として、「個人情報の取扱い」は以下のように見直すべきです。 1) 分野横断的に集積された状態での存在そのものに問題があり、やむを得ずそのような状態で収集された場合であっても、分野別に（突合が容易でないような状態で）分断して扱われるべきであること。 2) 分野横断的に集積された状態での利用は、例え本人の同意があっても手続的な制約のもとで行われるべきこと。 3) 前号の利用は、同一主体が収集したデータについて行う場合も、他から譲渡を受けたデータと（個人をキーとして）突合して行う場合も、都度、第三者機関に対する審査の申請と、第三者機関による審査の合格を要すること。 4) 第3号の審査に合格した場合には、分野横断的に集積された状態は、第三者機関による認証を受けたサンドボックス内でのみ、第三者機関立ち合いのもとで生成させ、申請期間満了後は直ちに破棄させること。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
524	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(3)	<p>・意見 HEMSなどの普及では、世帯の情報を取得し、サービスに利用するが、事前の同意は機器購入者（一般的には世帯主等）から得る。一方で、世帯からの情報であっても集積、突合及び分析等されることにより、個人が識別される（または個が特定される）可能性がある。そのような場合も想定し、事業者が取るべき措置についても検討する必要があるのではないか。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 HEMSからの電力使用量や家電からの利用状況等からは、世帯を識別できるが、他の情報と照合する等して世帯から個人が識別出来てしまう可能性が考えられることから、誰からデータの取扱いや同意を取るべきか、利用者は誰なのか等の課題を事業者は抱えているため。（例えば、情報家電などの販売において、購入者に同意を取るが、利用者には同意が取れていない。同意をとる手続きを示すべき。）</p>
525	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(3)	<p>①に「情報が集積、突合及び分析等されることにより、本人が認知できないところで特定の個人が識別される場合における、個人情報取扱事業者がとるべき手続等について、必要な措置を講じることとする」とあり、また、②に「本人の意に反する目的でデータが利用されることのないよう配慮しつつ、利用目的の変更時の手続を見直すこととする」「例えば、利用目的を変更する際、本人が十分に認知できる手続を工夫しつつ、新たな利用目的による利活用を望まない場合に本人が申し出ることができる仕組みを設けて本人に知らせることで、利用目的の変更を拒まない者のパーソナルデータに限って変更後の利用目的を適用すること等が考えられる」とあります。</p> <p>しかしながら、本人が新たな利用目的による利活用を望まない場合に、個人情報取扱事業者とデータ活用しない旨の手続き（上記②）をしたとしても、他の事業者において、パーソナルデータへの加工が不十分（個人の特定性の低減が不十分）なために、情報が集積・突合・分析されることにより、本人及び手続を行った個人情報取扱事業者が認知できないところで、特定の個人が識別される（上記①）ケースが生じる可能性も考えられます。</p> <p>こうしたケースにおいては往々にして、手続（上記②）をとった個人情報取扱事業者が最初に疑われることが想定されます。こうした無用なトラブルを生じさせないためにも、パーソナルデータの利活用にあたっては、パーソナルデータへの加工が適切に行われることを担保する措置が必要になると思料します。</p>
526	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(3)	<p>① 必要な措置はどのような措置か明確ではない。</p>
527	個人	第3-Ⅲ-1(3)	<p>・意見 「必要な措置」とは何かについて、例示していただきたい。 また、個人特定性低減措置を講じた情報を本人の承諾なしで第三者提供を繰り返し行った場合、例えば、加工情報が複数のパーソナルデータ取扱い事業者を転々流通した場合において、最後の受領事業者において他のデータとマイニングすることによってたまたま個人が特定でき、本人にプライバシー上の損害を与えた場合、原則としてその責任は誰が負うのかを明確化していただきたい。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 事業者から購入したパーソナルデータにその他の情報を付加して第三者に転売するビジネスが容易に想定されるため、転々流通する間に突合・分析等により、たまたま個人が特定されるなどしてプライバシー侵害が発生した場合の責任の所在を予め明らかにしておく必要があるため。</p>
528	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(3)	<p>① 規制の範囲が不明確となることでパーソナルデータの利活用が進まないようなこととならないよう、「①情報が集積、突合及び分析等されることにより、本人が認知できないところで特定の個人が識別される場合」を明確化していただくとともに、事業者がとるべき手続等に係る「必要な措置」については実務を踏まえた内容となるようご配慮いただきたい</p>
529	個人	第3-Ⅲ-1(3)	<p>① 「個人情報取扱事業者がとるべき手続等」を定めるにあたっては、いわゆる「提供者基準」か「受領者基準」かを明確にすべきである。</p>
530	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(3)	<p>・意見 本人が認知できないところで特定の個人が識別される場合における事業者が執るべき手続については、新たに措置を講じる必要性はないため、削除すべきです。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 本人が認知できないところで特定の個人が識別されたとしても、それによって当該情報は個人情報として、個人情報取扱事業者が負う義務が課され、したがって利用目的による制限や安全管理措置等の適切な規制の下で取り扱われることとなります。よって、これら通常の個人情報取扱事業者としての義務によって規制をする必要があり、且つこれで十分であって、新たに特別な措置を講じるとするのは徒に法律を複雑化するだけだと考えます。</p>
531	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(3)	<p>・意見 本人が認知できないところで特定の個人が識別される場合における事業者が執るべき手続については、新たに措置を講じる必要性はないため、削除すべきです。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 本人が認知できないところで特定の個人が識別されたとしても、それによって当該情報は個人情報として、個人情報取扱事業者が負う義務が課され、したがって利用目的による制限や安全管理措置等の適切な規制の下で取り扱われることとなります。よって、これら通常の個人情報取扱事業者としての義務によって規制をする必要があり、且つこれで十分であって、新たに特別な措置を講じるとするのは徒に法律を複雑化するだけだと考えます。</p>
532	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(3)	<p>・意見 「利用目的を変更する際、本人が十分に認知できる手続を工夫しつつ、新たな利用目的による利活用を望まない場合に本人が申し出ることができる仕組みを設けて本人に知らせることで、利用目的の変更を拒まない者のパーソナルデータに限って変更後の利用目的を適用すること等が考えられるが、具体的な措置については、情報の性質等に留意しつつ、引き続き検討することとする」とあるが、本人特定不可能なたちでパーソナルデータを利活用する場合には、利用目的の変更の手続は不要とするなどの措置を検討いただきたい。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 本人を特定できる個人情報の利用に当たっての利用目的を変更する場合には慎重な対応が求められることは理解できるものの、個人情報が特定できない低減データに関しては、左記のような利用目的変更手続は不要とした方が利活用は推進可能と考えるため。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
533	個人	第3-Ⅲ-1(3)	② 同意なしでの利用規約変更について。 すでにオプトアウト手段を提供することによりユーザーの同意なしで利用規約を変更する事例が複数でありますが、中にはWeb上等で強い反発を受けているものも散見されます。 そのような場合に消費者団体や第三者機関等がどのような手続きを行えば該当企業の利用規約変更をpendingできるかといった指針を明確にしていただければと思います。
534	個人	第3-Ⅲ-1(3)	② 利用目的変更については、事業者在一定規模以上の経済的負担を負わせ、「利用目的変更」の悪用を抑える仕組みを作るべきだ。 昨今の「ponta」と「yahoo」の利用規約変更騒動をみても、事業者が低コストで大規模に個人情報収集する目的で「顧客に利益の多く見える勧誘法で個人情報を収集し、集まったところで規則を変更する」という抜け道を塞ぐ必要がある。 ただし、データの収集状況や規模により活用の用途は異なってくるものであるから、変更できる仕組みは必要と考える。
535	個人	第3-Ⅲ-1(3)	② 利用目的変更時のみならず、現状では取得時に利用目的を隠して情報を収集している場合もある。コンテキストに沿った利用や利用目的の変更以前に目的(時には取得の事実さえ)が利用者に明確に伝えられていないケースである。 例えばポイントカード作成でポイント獲得のメリットは多弁に伝えられても、後にポイントカードの利用によりどのようなデータが収集され突き合わされ利用されているか不明なケースが散見される。そうした場合、目的外かどうかさえ第三者には判別できない。 ポイントカードなど作成時に取得される個人情報だけでなく、その後も含めてどのようなデータが取得され利用されるのか、常に利用者への明快な説明責任を事業者へ課すべきである。 事業者によっては営業機密なので公表できないという言い分もあろうが、加工前は個人情報であるならそうした言い訳は許されるものではなく透明性が優先されるべきであり、またそうしたケースが存続すると本制度改正が骨抜きにされる可能性が高い。
536	法人・団体	第3-Ⅲ-1(3)	② ・意見 「本人の意に反する目的でデータが利用されることのないよう配慮しつつ、利用目的の変更時の手続を見直す」に当たっては、「本人の意に反する」目的での利用か否かに関して、ガイドラインにおける例示や第三者機関による事前相談を通じた解釈の明確化についてご検討頂きたい。 ・理由・根拠となる出典等 「本人の意に反する」目的か否か(すなわち、文脈に沿った目的か否か)を一事業者が独自に判断することは困難であるため。
537	個人	第3-Ⅲ-1(3)	② 利用目的の変更については、「本人が十分に認知できない方法」で取得時の目的から大きく異なる目的の変更をしてはならないとあるが、ここでいう「十分に認知できない方法」とは、どのような方法がこれに当たるか、反対にどのような方法であれば「十分に認知できる方法」といえるかを明確にすべきである。求められる基準や方法によっては、事業者側の負担が大きくなることから、基準や方法の策定にあたっては、本大綱の論点である「利活用の壁」とならないよう留意すべきと考える。
538	個人	第3-Ⅲ-1(3)	② ・意見 第3Ⅲ1(3)②は極めて不適切な表現であるため 1. 全文削除する または 2. 全文内容変更すべきです。 なお 2. 全文内容変更する場合は以下のような内容に変更すべきです。 パーソナルデータの持つ多角的な価値を活用できる環境を整備するため、本人の意に反する目的でデータが利用されることのないよう、利用目的の変更時の手続を見直すこととする。 例えば、利用目的を変更する際、本人が明瞭に変更内容を認知できる様、変更内容の明示方法を工夫し、本人に知らせるとともに、新たな利用目的についての本人承認が簡潔に得られる仕組みを設け、利用目的の変更時における本人への告知および本人からの承認の仕組みを明瞭かつ簡潔にする。具体的な方策については、情報の性質等に留意しつつ、引き続き検討することとする。なお、検討に当たっては、本人が十分に認知できない方法で、個人情報を取得する際に特定した利用目的から異なる利用目的に変更されることがないよう、実効的な規律を導入することとする。

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
			<p>・理由・根拠となる出典等</p> <p>1. 一番大切なのは国民一人ひとりからの信頼 国民一人ひとりの信頼を得られなければ、パーソナルデータの利活用は決して拡がりません。これはパーソナルデータに関する検討会で佐藤一郎委員もおっしゃっていたことです。小手先のごまかしや問題のすり替えはもってのほかであり、それを行えば国民の信頼を大きく失います。某交通系カード問題や名簿による個人情報流出事件によって、現在、個人情報保護やプライバシーに関する国民の信頼は失墜しています。今、国や企業がやるべきことは、まず、国民一人ひとりの個人情報やプライバシーをしっかりと護り、国民一人ひとりからの信頼を取り戻すことです。パーソナルデータ利活用促進はそれがしっかりと出来てからのことです。</p> <p>2. マイナンバー制度は国と国民一人ひとりを繋ぐトラストフレームワーク いよいよ平成27年度末からマイナンバー制度がスタートします。マイナンバーは国民一人ひとりに新たなる唯一無二の番号を配布し、日本の最新鋭技術を投入した情報提供ネットワークシステムを導入、これによって絶対の安全と信頼のもとに、国と国民一人ひとりを繋ぐトラストフレームワークを構築します。さらにマイポータルという国と国民一人ひとりを繋ぐ窓も作られます。 マイナンバー制度は、導入当初、税と社会保障の範囲で利活用されますが、その後、民間利活用や医療分野での利活用も検討されています。もしそうなれば、情報提供ネットワークシステムは、情報コミュニケーションネットワークシステムへと発展し、マイポータルは国民一人一人の意見を政策に反映する、国と国民を繋ぐ窓となっていくでしょう。 ICT利活用における経済成長。それを成すためには、マイナンバー制度によって、国が国民一人ひとりを支配するのではなく、マイナンバー制度によって、国と国民一人ひとりがともに手を取って、経済を成長させることにより、国民一人一人が幸せをつかみ取るようにならなくてはなりません。もし、それをなし得れば日本は国際的にも最高の電子政府国家として認められます。そのガバナンス自体を輸出することも可能となるでしょう。</p> <p>来年初頭の個人情報保護法改正では、番号法のみで権限範囲であった特定個人情報保護委員会が新しい第三者機関として生まれ変わり、一般個人情報保護法の範囲にもその権限を拡大。番号法と一般個人情報保護法はともに新たな第三者機関の管轄下となります。 マイナンバー制度によって国と国民一人ひとりがともに手を取って日本経済を成長させる。これはICT新時代への日本の革新的挑戦であり未来への夢です。 その夢への大切なスタートラインで、新たなる第三者機関が、国民一人ひとりの個人情報やプライバシーをしっかりと護り、国が国民一人ひとりからの信頼を勝ち得ることが出来なければ、パーソナルデータの利活用促進も、マイナンバー制度の成功も、それらによる日本の経済成長もありません。</p> <p>3. その他の理由および参考とした出典について</p> <p>3-1. 第12回 パーソナルデータに関する検討会 議事次第 (参考資料2) パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱(事務局案)に対する意見(長田委員提出資料) ※添付ファイル sankou2.pdf 上記のうち2.の部分(P.2後半からP.5の2行目まで)の記載内容についてその内容に強く賛同致します。また2.3)に記載がある「IT融合フォーラムパーソナルデータワーキンググループ」につきましては私自身も傍聴させて頂きましたが、まさに本人の同意を適切に取得しようという試みでありました。</p> <p>3-2. 佐藤一郎のパースペクティブ 第14回 技術と制度が不可分になる時代(2014.6.26 ダイヤモンドオンライン) http://diamond.jp/articles/-/54978</p>
539	個人	第3-Ⅲ-1(3)	<p>②</p> <p>さらには、ビッグデータとして利用されることを許容するために、 ・オプトインを基本とし、容易にオプトアウトできることを条件とすること。 ・利用条件の変更を利用者に通知することを必須とすること。 この条件が必要と考える。</p>
540	個人	第3-Ⅲ-1(3)	<p>②</p> <p>「新たな利用目的による利活用を望まない場合に本人が申し出ることができる仕組みを設けて本人に知らせる」とある。本人に知らせる基準を「電子公告制度」のように設けるべき。</p>
541	個人	第3-Ⅲ-1(3)	<p>②</p> <p>・意見 ここのくだりを以下のように修正いただきたい。 「例えば、利用目的を変更する際、本人が十分に認知できる手続を工夫しつつ、新たな利用目的による利活用につき本人が承諾する仕組みを設けて本人に知らせ、利用目的の変更を承諾した者のパーソナルデータに限って変更後の利用目的を適用すること等が考えられるが、…」</p> <p>・理由・根拠となる出典等 不正な事業者による本人承諾のない目的外利用を防止するため。</p>
542	法人・団体	第3-Ⅲ-1(3)	<p>②「利用目的の変更」(p.11)について</p> <p>・意見 利用目的の変更については、新旧対照表や変更点のポイントなどを用いて、変更点を消費者に明確に伝えるような規律を整備すべき。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 長文の分かりにくい個人情報保護方針の新版のみを提示する事業者が少なくないが、それらは消費者の真摯な同意をとろうとしているとは思われない。消費者が事業者の態度を好感し信頼することで利用しやすくなることこそが、産業振興には重要である。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
543	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(3)	<p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見 本人が十分に認知できるような形であれば、利用目的の変更については、規律を導入するべきではないと考えます。 ・理由・根拠となる出典等 データ利活用によるイノベーションは、当初想定できなかったことにデータを使うことによって起こるものであり、これを規制すると、今回の制度見直しそのものが無意味なものとなってしまいます。そもそも、利用目的を変更すること自体が規制すべき行為ではなく、消費者を騙す意図を持ち、消費者が認知できないような形で利用目的を変更し、消費者が望まない形で利活用するような悪質な行為が規制されるべきものです。大綱の検討過程において「本人の意に反する目的で」データが利用されることのないようにとの表現に改められた経緯がありますが、これはユーザーを騙すような悪質な行為を規制することを明らかにするためだったと理解しています。すなわち、ユーザーの便宜を図るための利用についてまで広く規制対象とすべきではなかったものです。利用目的の事実を公表し、消費者が認知できる方法を担保している場合や、オプトアウト等により消費者が自らのパーソナルデータの利活用について関与できる場合は、ユーザーが便益を享受するか選択できるわけですから、利用目的の変更範囲について何らかの規制を課すべきではないと考えます。
544	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(3)	<p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見 本人が十分に認知できるような形であれば、利用目的の変更については、規律を導入するべきではないと考えます。 ・理由・根拠となる出典等 データ利活用によるイノベーションは、当初想定できなかったことにデータを使うことによって起こるものであり、これを規制すると、今回の制度見直しそのものが無意味なものとなってしまいます。そもそも、利用目的を変更すること自体が規制すべき行為ではなく、消費者を騙す意図を持ち、消費者が認知できないような形で利用目的を変更し、消費者が望まない形で利活用するような悪質な行為が規制されるべきものです。大綱の検討過程において「本人の意に反する目的で」データが利用されることのないようにとの表現に改められた経緯がありますが、これはユーザーを騙すような悪質な行為を規制することを明らかにするためだったと理解しています。すなわち、ユーザーの便宜を図るための利用についてまで広く規制対象とすべきではなかったものです。利用目的の事実を公表し、消費者が認知できる方法を担保している場合や、オプトアウト等により消費者が自らのパーソナルデータの利活用について関与できる場合は、ユーザーが便益を享受するか選択できるわけですから、利用目的の変更範囲について何らかの規制を課すべきではないと考えます。
545	個人	第3-Ⅲ-1(3)	<p>②</p> <p>「利用目的を変更する際、本人が十分に認知できる手続を工夫しつつ」という点についても、上記で説明したように個人々々に対する承諾を原則とすべき事柄であるため、張り紙などによる通告をもって合意形成がなされたとは判断するのは著しく不適切であり、同時にこうした問題には相容れない性質のものであると考えます。よって使用目的に何らかの変更が生ずる場合は、新たな承諾のプロセスに戻るべきです。また組織や企業によって立場の弱い個人が漠然とした広範囲の承諾を求められることのないようにも配慮すべきです。 (例：「駅の利用にあたり顔情報や住所や利用状況などを鉄道事業者側に恒久的かつ無条件で許諾する」といった不当に消費者の権利を害する契約を無効と明示する)</p>
546	個人	第3-Ⅲ-1(3)	<p>②</p> <p>突然オプトアウトについて、認める方向で話が出てくるのが不自然。 センサス的な統計データとオプトアウトされた個人情報と同列に並べることはできない。オプトアウトは認めるべきでない。 届け出制にしたところで、個人が特定できる生データを譲渡したり、移管することになんの制限もない。実質の作業として、譲渡や移管には多くの人の手を経ることになり、実質漏洩の危険が増す。個人が特定できる生データの譲渡や移管は制限されるべきである。 届け出制は意味がない。いくらでも抜け道がある上に、正しく届け出られたとしても件数が莫大であるため、届けられた内容を十分に管理できない可能性が高い。</p>
547	個人	第3-Ⅲ-1(3)	<p>②</p> <p>「本人の意に反する目的でデータが利用されることのないよう配慮しつつ、利用目的の変更時の手続を見直す」とありますが、例示されている「利用目的を変更する際、本人が十分に認知できる手続を工夫しつつ、新たな利用目的による利活用を望まない場合に本人が申し出ることができる仕組みを設けて本人に知らせることで、利用目的の変更を拒まない者のパーソナルデータに限って変更後の利用目的を適用すること」は適切ではないと考えます。</p> <p>利用目的の変更が一律に提供者の利益となるとは限りません。しかし、上記の例では、申し出がない限り、本来変更後の利用目的における利用を望まない提供者のデータが、提供者の意思に反して利用される可能性を排除できません。</p> <p>利用目的の変更に関しては、オプトインを原則とし、例示に関してもオプトインを前提としたものにすべきと考えます。</p>
548	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(3)	<p>②</p> <p>3. Japan already has very weak limitations on both change of use (to ‘duly related’ uses) and disclosure to third parties (an ‘opt out’ procedure - see PIPA art. 23). The proposal to have an ‘opt out’ for any change of use, without need to directly notify individuals (a notification to the DPA and publication may suffice) is not found in any other country’s law, will reduce consumer protection, and may not comply with the OECD Guidelines.</p>
549	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(3)	<p>③「利用目的の変更」(p.11)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見 利用目的の変更について、少なくとも本質的な追加部分については新たな明示的同意を原則とすべきである。 ・理由・根拠となる出典等 大綱案への全国地域婦人団体連絡協議会の意見（2014年6月16日）にもあるように、既に目的外利用の潜脱事例が現れている。騙し討ち的なオプトアウトによる、サービスのコンテキストに沿わない顕著な第三者提供を許容することは、個人の権利利益を損ね、また消費者がサービス利用を控えることにもつながる。これは産業振興の面でもマイナスとなる。ただし、利用目的の変更について、その一部削除や些細な修正については同意の取り直しは不要とするような弾力性は認めてもよい。

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
550	個人	第3-Ⅲ-1(3)	② 個人情報の取扱いに関する見直し(11頁)：例として「新たな利用目的による利活用を望まない場合に本人が申し出ることができる仕組みを設けて本人に知らせることで、利用目的の変更を拒まない者のパーソナルデータに限って変更後の利用目的を適用すること」が挙げられているが、現行のオプトアウト規定についてでさえ多くの問題が指摘される中で、利用目的の変更にあたって、利活用の効率を優先させるあまり、本人同意の手続きを簡略化させることは、公平性と公正さに欠けている。利用目的の変更の際にも、対象者全員の本人同意を原則とすべきである。
551	個人	第3-Ⅲ-1(3)	② 現行の個人情報保護法よりも安易に規制緩和を行えば、利用目的規制の潜脱を誘発することになる。OECD 8原則と個人情報保護法の対応関係を維持することは、EU から十分性認定を受けるための最低条件となる。OECD 8原則のうち利用制限の原則と乖離し、ひいては EU からの十分性認定を受ける際の障害になりかねないので、安易に利用目的の変更を認める改正には反対である。
552	個人	第3-Ⅲ-1(3)	② 必要であれば本人が差し止めないといけないオプトアウト方式での利用目的の変更は、本人がたまたま気づかなかつたり認知が遅れたケースなどでの被害が大きくなりやすく、適切でないと思う。本人が当初に合意した範囲以外は基本的に本人の合意を必要とし、ただし応答期間の限界などを設ける方式の方が適切と思う。
553	法人・団体	第3-Ⅲ-1(3)	② 利用目的の変更時の手続きとして、本人が十分認知できる手続きを工夫しつつ、新たな利用目的による利活用を望まない場合に本人が申し出ることができる仕組み、オプトアウト方式を設けて本人に知らせる等が考えられる、としていますが、本人同意を必要とする原則を重視すべきであり、オプトアウト方式による利用目的の変更を安易に認めることは適当ではないと考えます。
554	法人・団体	第3-Ⅲ-1(3)	② 利用目的の変更や第三者提供については本人同意を原則とするべき。オプトアウト規定は、確実なものではなく、第三者機関への届け出を義務付けたとしても、本人同意をなし崩しにするものである。
555	個人	第3-Ⅲ-1(3)	② 個人情報については、本人同意が公開の絶対条件であり、いかなる条件が付されていたにせよ、目的外に流用することは違法です。今回は成長戦略の一環とやらで、商業的なデータ活用が中心となっているが、これがアリの一穴となってすべての個人情報、政府機関で流用され「活用」されたとしたら、恐ろしい社会となります。しかも、個人番号法が施行されたのちとなってはなおさらその危険が高まります。絶対反対です。こういう構想そのものに反対です。
556	個人	第3-Ⅲ-1(3)	② 個人情報取扱いに関する規約・ポリシーの変更に際してはオプトインを基本にしていただきたい。現状、技術及びモラルの面でオプトアウトは非常に不安を感じ、長期的には社会の不安を促進しかねないと考えます。パーソナルデータの妥当な活用は公共的に善である事を前提に申し上げる次第です。拙い文面ですが、よろしくお願い致します。
557	個人	第3-Ⅲ-1(3)	② ・意見 利用目的を変更する際の手続きについては、その内容や理由によって同意の再取得を必要とする場合と、いわゆるオプトアウトで可能な場合とに分けて議論する必要があると考える。 またオプトアウト手続きに関しては形骸化を避けるため、その告知期間や告知方法などをガイドライン等で規定すべきであると考えます。 ・理由・根拠となる出典等 オプトアウトによる利用目的の変更を認めることは、計画的な本人同意の回避行為として悪用される可能性が高いとの議論があり、その可能性は十分にあると考えられる。 一方で、サービスの拡大や技術の進歩、企業提携等の理由により一定期間の経過とともに利用目的が発展的に拡大されていく中で、それに対してすべて同意の再取得を行うのはコストが高く現実的ではないケースも数多く出現している。 利用目的の変更に関しては、その変更内容によってオプトアウトによる変更を認めるケースとオプトアウトを認めずに改めて同意の再取得を必要とするケースとに分離して対応する方向で議論するのが現実的であるように思える。
558	個人	第3-Ⅲ-1(3)	② 大綱の 第3 III 1 (3) の「個人情報の取扱いに関する見直し」の マル2 には「例えば、利用目的を変更する際、本人が十分に認知できる手続きを工夫しつつ、新たな利用目的による利活用を望まない場合に本人が申し出ることができる仕組みを設けて本人に知らせることで、利用目的の変更を拒まない者のパーソナルデータに限って変更後の利用目的を適用すること等が考えられる」と、利用目的の変更をオプトアウトでできるようにする趣旨の記述があるが、利用目的が「本人の意に反する」かどうかを改めて本人確認する必要があると考える。まず、利用目的を変更しようとしていることが本人に伝わること、そして、本人に変更を受け入れるかどうかの判断してもらうこと、がないと「知らない間に変更された」となってしまう。 また、事業者側、特にベンチャー側の意見として。 例えばベンチャーが新たなサービスを立ち上げたとして、既に個人情報を大量に持つ大手企業が類似サービスを立ち上げるに際し、オプトアウトにより利用目的を簡単に変更できてしまうと「既に個人情報を大量に持つ」という優位性により競争が成り立たなくなるおそれがあり、この点も利用目的のオプトアウトによる変更を否定する理由となりうる。
559	個人	第3-Ⅲ-1(3)	② 現行の個人情報保護法第23条第2項の適用事例の明確化と改正法におけるパーソナルデータの利用目的変更変更時の、いわゆるオプトアウトの明確を望む。 現行の個人情報保護法第23条第2項のオプトアウトの適用が明確にならずして、パーソナルデータにおけるオプトアウト事項が明確になることはないと考えます。現行の個人情報保護法において明確にした上で、同制度を踏襲するのか新解釈として設けるのか、経緯を含めて改正法に適用することを強く望むものである。
560	個人	第3-Ⅲ-1(3)	② 利用目的を変更する際、また企業の合併等により第三者に渡る場合は、オプトアウト方式ではなくオプトイン方式とすること。これは企業がデータを利活用していく際に消費者の信頼を得ていくために必要な手続きである。パーソナルデータの利活用に警戒心を持っている者の中には、いわゆる「情報弱者」もあり、これらの者は一度情報を出すと何に使われるかわからないという懸念を抱いている。これらの者に対する理解を得ていくためにも、利活用をする事業者は慎重になるべきである。

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
561	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(3)	<p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見 データの利用の目的変更時の同意取得の簡素化 ・理由・根拠となる出典等 ACGJは、個人特定性低減データの利用について、関連のガイドラインに添って処理をされる場合、最初に取得した同意内容の範囲を超えての利用を許可するという、検討会の方針に賛同する。さらに、ACGJは当初に郷土した範囲を超えて、個人データが他の目的に使用された場合に、ユーザーがオプトアウトできるような枠組みを構築することを、検討会が新しい「第三者機関」に求めていることにも注目している。ACGJは、どのようなときに消費者の同意が必要で、また、どのように同意を得るかに関する規則はデータの機微性と二次利用を含めてデータが使用される目的に沿ったものであるべきであると考えている。多くの場合、最初に得た同意は、その後の同じ目的でのデータの使用を認めるような仕組みを作るべきである。例えば、最初の同意の範囲内でのサービスである限り、同意を再確認する必要はない。ACGJは、「第三者機関」が取り組む早期の優先課題は、この分野での包括的で一貫したアプローチを設定するために、マルチステークホルダーのコミュニティと連携し、原則ベースのルールを策定することだと考える。
562	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(3)	<p>②</p> <p>個人情報の取扱いに関する見直しについては、パーソナルデータの持つ多角的な価値を十分に生かすという趣旨に則って検討を進めていただきたい。</p>
563	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(3)	<p>②</p> <p>利用目的の変更方法等の提案については支持できる。</p>
564	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(3)	<p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見 取得の際に特定した利用目的を変更することに関し、「利用目的を変更する際、本人が十分に認知できる手続を工夫しつつ、新たな利用目的による利活用を望まない場合に本人が申し出ることができる仕組みを設けて本人に知らせることで、利用目的の変更を拒まない者のパーソナルデータに限って変更後の利用目的を適用する」（大綱11頁）措置を新設する方向性については、本ルールに関連するプライバシー保護への配慮に関する具体的なルールについては、自主規制団体等による自主的な運用に委ねるのであれば、賛成である。 ・理由・根拠となる出典等 1 個人情報を取得する際には、法第15条に基づき、できる限り特定した利用目的を「あらかじめ公表」又は「速やかに本人に通知又は公表」しなければならないとされているにとどまり（法第18条第1項）、特定した利用目的の範囲内において個人情報を取り扱う場合には、利用目的について本人の同意は必要とされないものと解される。他方、当初特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合には、あらかじめ本人の同意が必要とされる（法第16条第1項）結果、利用目的を追加・変更する場合には、取得時の取扱い（通知又は公表）と異なり、当初の目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲の変更（法第15条第2項）を除き、本人の同意が必要となる。 この点に関しては、以下の理由により、利用目的の変更に関する同意を不要とすることが望まれる。 2 まず、実務上、当初想定しなかった目的にデータを利用したいというニーズ（過去に取得したデータをその取得時の目的の範囲を超えて利用したいというニーズ）は事業者において高く、利用目的の変更により同意が不要とされることによるパーソナルデータの利活用の促進効果は高いものと思われる。他方、利用目的の変更について同意を要しないとしても、取得時に同意を不要とした現行法と比較して利用者の保護に欠けるものではなく、また、事後的にオプトアウトの手続を定めることにより、利用者が意に沿わない利用目的の変更を回避する道を確保することも可能となる。 3 法第23条第2項では、個人データの第三者提供についてオプトアウトの手続を定めているが、同項第1号の「第三者への提供を利用目的とすること」という要件について、個人情報の取得時に第三者提供を利用目的としていない場合には、取得済みの個人情報に関する利用目的の変更が必要となると解される。そして、利用目的の変更には、上記のとおり、本人の同意が必要になることから、結果として、第三者提供について本人の同意を得る手続と同じとなり、現行法第23条第2項のオプトアウト手続が形骸化する要因となっている。 4 以上から、「利用目的を変更する際、本人が十分に認知できる手続を工夫しつつ、新たな利用目的による利活用を望まない場合に本人が申し出ることができる仕組みを設けて本人に知らせることで、利用目的の変更を拒まない者のパーソナルデータに限って変更後の利用目的を適用する」（大綱11頁）措置を新設する方向性については基本的には賛成できるものと考えられる。 5 この点、本ルールに関しては、本ルールによって利用目的の変更が容易になることを踏まえ、当初の利用目的の特定については、本人に分かり易い方法（例えば、サービスごとに利用目的を特定するなど）にすべきとの意見もある。また、本人が当初に確認していた利用目的と異なる取扱いが後日に不意打ち的に行われる帰結となること等を考慮して、プライバシー保護の観点からの懸念を示す意見も聞かれるところである。 6 以上の意見に示されるプライバシー保護の観点はもとより重要な視点であり、各事業者としても、個別に「あるべき対応」を検討する必要があることについては異論はない。 もっとも、実務上は多種多様なケースが存在し、ケースに応じて個別具体的な検討が必要となることから、利用目的に関するプライバシー保護への配慮については、提供するサービスの内容や情報の利用形態等を考慮して、各事業者（ケースによっては民間団体等）が個別に検討することによって適正な取扱いを見出していくことが重要かつ適切と考えられる。また、プライバシー保護のための必要最小限の行政ルール（大綱11頁の「本人が十分に認知できない方法で、個人情報を取得する際に特定した利用目的から大きく異なる利用目的に変更されることとならないよう、実効的な規律を導入する」とされている点に関する行政ルール）が定められることはやむを得ないとしても、例えば、不意打ち的な利用目的の変更が該当し得るケースに関し、同意が必要となる場面を行政上一律に定めた場合、利用者本人にとって同意取得がかえって過剰な負荷となることも想定され、事業者の目線からも利用者本人の目線からも望ましくない制度となるおそれもある。 そこで、本ルールに関連するプライバシー保護への配慮に関する具体的なルール（当初の利用目的の特定の程度、不意打ち的な利用目的の変更の整理等）については、自主規制団体等による自主的な運用（プライバシーに及ぼす影響を事前に評価する枠組みとして、例えば、PIA（プライバシー影響評価）等）に委ねるべきである。
565	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(3)	<p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見 「パーソナルデータ」という言葉について、定義をした上で用いるべきである。 ・理由・根拠となる出典等 大綱の中で、「個人情報」、「個人データ」という個人情報保護法で定義されている用語と「パーソナルデータ」という未定義の用語が混在して用いられている。言葉の定義が曖昧のままでは、グレーゾーンの解消にはならない。

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
566	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(3)	<p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見 大綱では、対象情報について「パーソナルデータ」という言葉が用いられているが、利用目的の変更を議論する際のデータとは、「パーソナルデータ」を指すのか、それとも「個人情報」（個人データ、保有個人データ）を指すのか明確にすべきである。 ・理由・根拠となる出典等 利用目的の変更については、現行の個人情報保護法18条3項に相当する問題であり、準個人情報のような新しい概念を導入しないのであれば、新法においても、利用目的変更の対象は個人情報ということになるものと考えられる。仮に、パーソナルデータが適用対象になるとすると、大綱では保護対象の範囲が明確ではないため、どの範囲まで適用の対象になるのかが不明確になるという懸念がある。
567	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(3)	<p>②</p> <p>これは、利用目的変更をオプトアウトでできるようにするという提案だが、事業者の一存でオプトアウトで利用目的変更を許すようにすると、当初は限定的な利用目的を提示して同意をとり、後から大幅に変更するというような攻撃が十分考えられる。このようなことが横行すると、ID（パーソナルデータ）連携の信頼をも毀損し、ひいては当初の同意も得られなくなり、パーソナルデータの活用を阻害する。</p> <p>本人の明示的同意に基づかずに利用目的変更をする場合は、そのプライバシーインパクトと本人あるいは社会へのメリットを比較し、後者が上回る場合にのみ許されるべきである。これを検証するためには、少なくとも監督機関およびユーザの代表を含んだマルチステークホルダープロセスでのコンセンサス形成のプロセスを踏まえるべきである。また、例外的に被害が大きくなるユーザに対する救済方法も合わせて検討されるべきである。</p> <p>国際規格たるOpenID Connectはこのような場合も想定して、明示的同意ないしは英国ICOの言うところの「Conditions for processing」に従った暗黙の同意に基づいてパーソナルデータの活用できるようにプロトコルとして設計されている。（後者の場合は、データ要求の審査を行い、妥当と判断されたものをレジストリに登録することによって実現できるようになっている。）</p> <p>法律では、このような具体的な方策を記すと同時に、マルチステークホルダープロセスを通じて民間団体で自主規制ルールを策定し、第三者機関による当該ルールの認定を必要とするものとして明記されることを要望する。</p>
568	個人	第3-Ⅲ-1(3)	<p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見 利用目的の変更時の手続には、変更する利用目的が公益に資するものであればそれが妥当なものであるのか、又は変更する利用目的の達成によりデータ主体に還元されるものが妥当であるのかを検証する仕組みを検討すべきである。 ・理由・根拠となる出典等 上記の通り、パーソナルデータの利用価値が高いとされるのは、「本人の利益のみならず公益のために利活用することが可能」だからである。よってその検証が必要であるのは当然である。例えば、本人及びこれから事業者サービスを利用する者への利用目的変更アナウンスが確実に実行される前提で、その内容に疑義を持つ人が相談できる事業者以外の団体（認定個人情報保護団体や消費生活センター等）を目的変更周知文に記載する等の義務を課す他、必要に応じて第三者機関が調査する等の方法が考えられる。
569	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(3)	<p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見 パーソナルデータの持つ多角的な価値を、適時かつ柔軟に活用できる環境を整備する方向で、利用目的の変更時の手続を見直すことに賛成する。 見直しに当たっては、「利活用を望まない場合に本人が申し出ることができる仕組み」のほかに、さらに、ホームページ等における告知のみによる変更手続き（同意不要）など、より、適時かつ柔軟な制度を検討していただきたい。 ・理由・根拠となる出典等 事業環境や消費者トレンドの変化が急速になり、事業者が提供するサービスも絶え間ない進化を求められているが、個人情報の利用目的の変更の要件（同意）が足かせとなって、既存の情報資産を活用できず、消費者にとっても魅力的な新規サービスを、断念、修正、縮小せざるを得ないのが現状。サービス・事業の進化に伴い、利用目的も適時かつ柔軟に変更できなければならない。 この点、「利活用を望まない場合に本人が申し出ることができる仕組み」は、現状よりも利用目的の変更を容易にする面はあるが、しかし、これを実際に採用する場合には、申出があった者と拒まない者とを区別して取扱う必要が生じ、目的の変更が度重なる場合には管理コストが重くなることが予想され、事業者としては採用に躊躇を覚える。しかも、顔認識データ等、個人を特定できない情報については、このような管理は不可能。 サービスや、個人情報の内容・性質に応じ、同意なしに利用目的を変更できる領域や場面もあってしかるべきではないか。ホームページや店内での掲示など、告知のみによる変更手続きを要望する。
570	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(3)	<p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見 パーソナルデータの持つ多角的な価値を、適時且つ柔軟に活用できる環境を整備するため、利用目的の変更等の手続を見直すことについて支持します。 ・理由・根拠となる出典等 今回の制度改正の目的は、大綱の名称にもある通り、パーソナルデータの利活用を促進することと理解しています。技術の進展により、パーソナルデータを当初の目的外に利用することで、ユーザーに対し、より付加価値の高いサービスの提供が可能になったとしても、利用目的変更時の手続のハードルが高ければ、結果的にユーザーに対し高付加価値なサービスを提供することが困難になるケースが起り得ます。パーソナルデータの利活用を促進し、ユーザーにより良いサービスを提供するためにも、利用目的変更の手続は、例えば十分な周知とオプトアウト手段の用意など、同意取得以外の方法でも可能なように見直すべきと考えます。

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
571	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(3)	<p>② 「本人の意に反する目的でデータが利用されることがないように配慮しつつ、利用目的の変更時の手続きを見直す」にあたって、以下の2点の配慮が必要であると考えます；</p> <p>i) 既に取得したデータを当初の目的外で利用するためには、原則として本人の同意が必要ですが、そのための本人とのインタフェースを変更することに制限は必要ないと考えます。事後に本人の個別同意を得ることができるようなシステムインタフェースを構築することは可能であり、また望ましいはず（いわゆるプライバシー・バイ・デザイン導入の一類型）であり、そのような技術的措置の導入を前提とするのが望ましいと考えます。</p> <p>ii) 「検討に当たっては、本人が十分に認知できない方法で、個人情報を取得する際に特定した利用目的から大きく異なる利用目的に変更されることとならないよう、実効的な規律を導入する」とあります。本人の認識上実効的な規律であるかどうかは、科学的な実験による検証が可能であり、そのような検討を事前に行うことは必須であると考えます。このような実験に関して、当学会は十分な知見を持っており、必要な協力は惜しみません。上記2点は、経済産業省等でなされているIDトラストフレームワークに関する取組みとも関連します。</p> <p>また、複数の事業者にまたがって存在する同一個人データを名寄せして共同利用する場合の、個人の特定性を低減する適切な加工方法についてのガイドラインも必要になると考えます。地域医療連携で、同一患者に関する医療情報を複数の病院が保有しており、これらを名寄せして臨床研究を行うなどの事例が想定されます。海外では、エストニアのData Protect Agencyにおいて、データを秘匿しつつ計算する技術（multi-party computation）によって複数のパーソナルデータベースの名寄せや分析を行う場合は、パーソナル情報の処理に該当せず許諾不要としている事例もあります（D. Bogdanov, et al., “Rmind: a tool for cryptographically secure statistical analysis”, http://eprint.iacr.org/2014/512.pdf）。</p>
572	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(3)	<p>② 本大綱は、利用目的の変更に関し、本人が十分に認知できる手続きを工夫しつつ、新たな利用目的による利活用を望まない場合に本人が申し出ることができる仕組みを設けて本人に知らせることで、利用目的の変更を拒まない者のパーソナルデータに限って変更後の利用目的を適用することを提案しており、BSAIはこれに賛成します。当該提案は、必要とされる柔軟性を現在の制度に取り入れるものであり適切です。即ち、企業は、先進的な技術を用いて、消費者やユーザーにとって既存のものに比べてより魅力のある製品やサービスを開発し、それに伴って個人情報の利用目的を変更しようとする場合があります。そのような場合の全てについて本人の同意が必要とすれば、当該手続きが過度に負担となり、利用目的の変更を拒否はしていないもののわざわざ同意手続きを履践するインセンティブを持たない利用者から同意を得ることが現実的に難しいため、新規サービスの展開が難しくなってしまいます。そしてこのことは、消費者にとっても新しいサービスを受ける利益を損ねるものですし、産業の発展上の大きなデメリットとなってしまからです。</p>
573	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(3)	<p>② ・意見 利用目的が外形上大きく異なることだけをもって弾力的な取扱いを排除されないよう十分な検討が必要であるので表現を適正化すべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 データ利活用によるイノベーションは、当初は想定できなかったことにも利用できる可能性を見出すことにも発現されるので、その意味から、データの持つ多角的な価値を適時かつ柔軟に活用できる環境を整備することを指摘していること自体は支持する。一方で、多角的な価値を発現させようと思えば思うほど、外形上には利用目的が大きく異なってしまうことが予想されるので、外形上の大きな変更の一時を持って弾力的な取扱いが排除されるのは適切でない。脱法的な悪質事業者を排除しながら、多角的な価値を活用しようとする適正な事業者の活動を支援する環境を整備する方策を検討する必要がある。</p>
574	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(3)	<p>② ・意見 利用目的の変更時の手続きにおける本人が十分に認知できる手続きとしては、ウェブサイト上での公開等を含めて多様なものを認めるべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 利用目的の変更時の手続きにおける本人が十分に認知できる手続きとしては、住所等を必ずしも知らない可能性もあるので、ウェブサイト上での公開等を含めて多様なものを認めるべきである。</p>
575	個人	第3-Ⅲ-1(3)	<p>② 「利用目的の変更時の手続き」については、パーソナルデータの利活用の観点から、いわゆるオプトアウト方式で利用目的を変更できるようにすべきである。</p>
576	個人	第3-Ⅲ-1(3)	<p>② 「利用目的を変更する際、本人が十分に認知できる手続きを工夫し」とあるが、個人情報取り扱い事業者のみがそのコストを負担することにならないよう、またその莫大なコストを負担できない民間企業や行政機関の参入障壁とならないよう、その「認知できる」手続きの支援については、第三者機関もその一助を担うものとしてルールを策定していただきたい。</p>
577	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(3)	<p>② いったん流失した情報を取り戻すことは不可能であります。不正手段で流失した個人情報の削除はもちろんのこと、個人に「忘れられる権利」や、個人に関する「情報の削除の権利」も検討する必要があります。</p> <p>また、パーソナルデータの利活用は本人同意が原則です。利用目的の変更時の手続きの見直しでは、オプトアウト方式によるものではなく、本人の同意なく行ってはならないとすべきです。</p>
578	個人	第3-Ⅲ-1(3)	<p>③ また、データの提供を拒否したところでサービスが利用不可、制限されないようにもすべきである。</p>
579	個人	第3-Ⅲ-1(3)	<p>③ 何故、第三者機関に届けられた事項を公表するのか。 届け出た内容に入っている情報の対象者の中には、情報を公表して欲しくない場合もある。そうなる公表されれば、更に多くの目に晒される可能性がある。 第三者機関は、届出に淡々と対処し、処理件数とどの組織に対するのみを公表すれば良い。本人への通知は、本人の人権を尊重しもっと工夫すべきである。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
580	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(3)	<p>・意見 本人通知事項等の届出に漏れが生じた場合、行政的な措置につながることはやむを得ないものの、オプトアウトの効力そのものが全て無効となるわけではないことを明確化すべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 仮に全事業者にオプトアウトの届出が義務付けられた場合、大量の情報を取り扱う事業者等においては、社内的な手続上の不備等により、届出に漏れが生じるという事態も可能性としては想定される。このようなケースにおいて、オプトアウトが全て無効となるとすれば、本人の同意を改めて取得する必要が生じることとなり、規制の趣旨と比して過大な負担が事業者が生じることとなる。 そこで、本人通知事項等の届出に漏れが生じた場合、行政的な措置につながることはやむを得ないものの、オプトアウトの効力そのものが全て無効となるわけではないことを明確化すべきである。</p>
581	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(3)	<p>・意見 現行法の問題点として、主務官庁の各ガイドラインにおいて、オプトアウトの使用を控えること等が明示されている場合があるところ、この点についても、オプトアウトの利用を過剰に妨げることがないように、この機会に整理すべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 現行法の問題点として、主務官庁の各ガイドラインにおいて、オプトアウトの使用を控えること等が明示されている場合がある（経済産業分野のうち信用分野における個人情報保護ガイドライン、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの解説等）。この点についても、今後のオプトアウトの利用を過剰に妨げることがないように、この機会に整理すべきである。</p>
582	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(3)	<p>「個人データ以外のパーソナルデータ」の取扱いについて</p> <p>・意見 「個人データ以外のパーソナルデータ」は個人を特定し難いため、第三者提供時に本人の同意を取得することは困難である。しかし、「個人データ以外のパーソナルデータ」には、バイオメトリックス等の本人固有のユニークなデータや免許証等の個人にとって重要な識別子が含まれており、万一、集積・突合・分析等によって本人が識別された場合に本人の権利利益を侵害する度合いが大きくなることが予想されるため、第三者提供時には、提供元及び提供先が本人の拒否権を含めた利用目的等の公表、あるいは本人が容易に知り得る状態に置く等の規律が必要ではないかと思う。一方、一般的には重要度が低いと思われる「個人データ以外のパーソナルデータ」であっても、事業等の特性によっては重要な情報になり得るため、“個人を特定し難い”特徴を踏まえて「個人データ」と同等の規律を設けることを希望する。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 現行法では、「個人情報」の第三者提供時には本人の同意取得が義務付けられており、経済産業省のガイドラインでは“提供先が「個人情報」を取得する場合”に利用目的の通知又は公表を求めている。（出典：個人情報保護法第18条第1項関連 経済産業省のガイドライン解説（2）利用目的の通知又は公表） しかし、「個人データ以外のパーソナルデータ」は「個人情報」に含まれない現状から、同意取得義務、利用目的の通知又は公表の義務は課せられていない。 本改正で「パーソナルデータ」の利用目的の変更において、利活用を望まない者に対し拒否権を認める検討が進められているが、「個人データ以外のパーソナルデータ」については利用目的の変更の有無に拘わらず、「個人データ以外のパーソナルデータ」に対し、利用目的を公表する、あるいは本人が容易に知り得る状態に置くと共に本人の拒否権を認め、本人の知らない所で「個人データ以外のパーソナルデータ」が取扱われる可能性を低減すべきではないか。</p>
583	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(3)	<p>オプトアウトによる第三者提供後の削除依頼への対応について</p> <p>・意見 「個人の特定性を低減したデータ」を第三者に提供した後、提供元に本人から第三者提供の停止を求められた場合、第三者提供先での削除は困難なため、この点に配慮して規律を検討して頂きたい。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 第三者提供先では、個人を識別できず、削除ができないため。</p>
584	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(3)	<p>オプトアウト規定による場合の第三者機関への届出事項については企業の事業上の秘密に留意していただけるよう要望。特に公表については、技術的な手法が競争優位の源泉となる企業秘密である可能性も考えられるため、特段の配慮が求められる。</p>
585	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(3)	<p>オプトアウト規定による場合の第三者機関への届出事項については企業の事業上の秘密に留意していただけるよう要望。特に公表については、技術的な手法が競争優位の源泉となる企業秘密である可能性も考えられるため、特段の配慮が求められる。</p>
586	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(3)	<p>・意見 オプトアウトの第三者機関への届出について、事前届出を想定していると考えますが、届出から適用までの期間をどの程度想定しているのか示していただきたい。 また、個人情報保護法および監督省庁のガイドライン等にもとづいたかたちでオプトアウト制度を利用しており、届出の内容や方法については、実務的な負担が少ないかたちを検討いただきたい。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 実務への影響の確認のため。</p>
587	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(3)	<p>・意見 オプトアウトが法律上で認められた第三者提供手段であり、本人に利用停止権（提供停止権）があることについて、一般の国民の理解を深めるために、積極的な啓発活動等をお願いしたい。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 本人に権利行使の機会を与えるためにも、オプトアウトに関して国民に正しく啓発することが重要である。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
588	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(3)	<p>③</p> <p>・意見 第三者提供時のオプトアウトに関して、「現行法の要件に加え、第三者機関に対し、法に定める本人通知事項等を届け出ることとするほか、第三者機関は届け出られた事項を公表する」の箇所を今後具体化するに当たっては、第三者機関における事務処理負担増と併せ、企業側の事務負担増加とならないように、包括的な簡易な届出方法等をご配慮頂きたい。また、第三者機関における公表は、企業側でオプトアウトについて記載している「プライバシー・ポリシー」の該当ページへのリンクで足りるとする等、各種事務負担の軽減に努めて頂きたい。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 不適切なオプトアウトによる第三者提供を行っている名簿業者等を抑制する一方、善良な事業者には過重な負担とならないようにご配慮頂きたい。</p>
589	個人	第3-Ⅲ-1(3)	<p>③</p> <p>・意見 個人データの第三者提供におけるオプトアウト規定は、現行法上も例外規定であり、あくまでもデータ主体の本人同意を得ることが原則であることを明確し、オプトアウト方式にせざるを得ない合理的な理由を第三者機関により検証し、蓄積し、周知(必要に応じてルール化)すべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 「NO.161、NO.203」で述べた通り、ルールは同意原則で一貫すべきと考えるからである。</p>
590	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(3)	<p>③</p> <p>個人データの第三者提供におけるオプトアウト規定については、現行法の趣旨を踏まえた運用の徹底を図ることについては賛成する。 ただし、法に定める本人通知事項等を届出すること及び第三者機関がこれらの情報を公表することについては、悪質な名簿屋等の事業者を除いてはオプトアウト規定の適切な利用が行われているものと思われるから、本人保護に直結しない届出手続を事業者の質を問わず課すものであり、反対する。</p>
591	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(3)	<p>③</p> <p>・意見 「オプトアウト規定を用いて第三者提供を行う場合には、現行法の要件に加え、第三者機関に対し、法に定める本人通知事項等を届け出ること」を定めるのであれば、大綱で示された通り、現に適切な取扱いを行っている事業者等への影響に留意しつつ、適用対象及び手続等については必要かつ最低限にして頂きたいと考えます。 また、事業者が届け出た上記の情報を本人が容易に確認できるシステム等の環境を整備することが重要であると考えます。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 現時点においてもオプトアウトで第三者提供を行っている事例は、多く存在すると想定される場所ですが、今回の改正により、仮に、全ての個人データを対象とし、さらにそのデータの第三者への提供の都度、法に定める本人通知事項等を届け出るとなれば、事業者の運用等への影響が大きくなることが想定されます。 また、個人データの本人により該当事業者を容易に把握できる環境が十分に整理されなかった場合、個人データの本人だけでなく、届け出を行った事業者にとっても意味のない取り組みになってしまうことを懸念します。</p>
592	個人	第3-Ⅲ-1(3)	<p>③</p> <p>少なくとも、個人情報の取得元である事業者が他の事業者にもオプトアウトを実施する場合は原則として個人の識別を出来ないように加工する事を義務づけるべきである。 現在、利用者の個人情報を取得している多くのサービスは既に約款の中でオプトアウトをユーザーに認めさせてしまっている以上、この行為そのものを撤回させるのは困難である。 こうした現状では、オプトアウトそのものを封じるのではなく、その手法を倫理上問題の無いものにかえていくのが現実的ではないかと思われる。</p>
593	個人	第3-Ⅲ-1(3)	<p>③</p> <p>これでは第三者機関の情報を常にみてまわらないといけないため、「個人データにより識別される本人」の負担が大きすぎると考えます。 このような情報の提供のやり方は「プル型」で、確認する側から能動的に行動を起こす必要があります。 現状の、各事業者のサイトなどを常に見て回らないと第三者提供を行うこと自体を把握できないという状況よりは改善されますが、結局本人が見て回る必要がある点は変わりありません。 ですので、オプトアウト規定を用いる場合は、事業者側から「プッシュ型」で第三者提供を行うことを「個人データにより識別される本人」全員に対して通知を行うべきと考えます。 例えば以下のような形での通知です。 ・メールアドレスや住所を持っている事業者であれば、メールや郵送による通知を行う。 ・上記のような通知手段がない事業者の場合は、各サービスを行っている場所(通常の物理店舗であれば、その店そのものの中で、ネット通販サイトなどではそのサイトで)で「目立つ形での広報」を一定期間(私は半年以上と考えます)、行う</p>
594	個人	第3-Ⅲ-1(3)	<p>③</p> <p>現行の個人情報保護法第23条第2項で、個人データの第三者提供におけるオプトアウトを行う場合、「本人への通知」か「本人が容易に知り得る状態に置く」ことでオプトアウトを行える旨定めているが、この点に関して見直しをすべきである。 「本人に通知」と「本人が容易に知り得る状態」とでは、本人が認識する度合いに差があると考えるところ、「本人に通知」することの方が「知り得る状態に置く」に比べ本人が認識する可能性が高いと考える。そのため、両方を並立で定めるのではなく、例えば、メールアドレス、住所等、本人に通知可能な手段を有している場合は、「本人に通知」を優先といった規定を検討することが必要と考える。</p>
595	個人	第3-Ⅲ-1(3)	<p>③</p> <p>第三者提供については、オプトアウトだけでなくプッシュ技術による同意取り付けについても記載や取扱いルールを定めるべきと考える。これにより、手続きの迅速さと早い段階におけるデータ範囲の確定が期待できる。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
596	個人	第3-Ⅲ-1(3)	<p>個人がデータ提供に同意し、自分から率先して企業に情報を晒しそれによって不利益を被ったならば、それは提供に同意した個人の自業自得であり個人の責任である。</p> <p>あなた方が進めるオプトアウトの方式は、最終的に誰に責任を求めるつもりなのか？ 問題が発生するたび、有耶無耶にして終わらせるつもりか？</p> <p>国、企業共に責任は取りたくないはずだ。 提供に同意した『愚かな個人』に、正しく責任を取らせるためにも、オプトイン前提の制度づくりが最も望ましい。</p> <p>共通フォーマットを国が用意し、企業・個人が無料で利用できるオプトイン形式すれば、費用もそれほどかからないはずだ。</p> <p>あくまで『愚かな個人』を保護したのならば、尚更オプトイン以外の選択肢は無いはずだ。 オプトアウトでは『愚でない個人』すら巻き込まれてしまう。 オプトアウトの危険性を十分認識していただきたい。</p>
597	法人・団体	第3-Ⅲ-1(3)	<p>利用目的の変更時の手続きとして、本人が十分認知できる手続きを工夫しつつ、新たな利用目的による利活用を望まない場合に本人が申し出ることができる仕組み、オプトアウト方式を設けて本人に知らせる等が考えられる、としていますが、本人同意を必要とする原則を重視すべきであり、オプトアウト方式による利用目的の変更を安易に認めることは適当ではないと考えます。</p>
598	個人	第3-Ⅲ-1(3)	<p>オプトアウト規定がいわゆる名簿屋とよばれる事業者に濫用されているのが問題の根源であり、基本的に認めない事が望ましい。 しかし、オプトアウト規定の利用事業者が社会的に正当な事業も存在しうる。 これら例外を認めた上で、それ以外の場合は事前同意のない第三者提供を認めない事とすべき。</p>
599	個人	第3-Ⅲ-1(3)	<p>・意見 オプトイン方式での収集時に当該個人情報へ世界中でユニーク（唯一）な番号を付与し、それに個人情報の流通時に事業者のユニーク番号を追加することで、流通業者の追跡を可能にしてほしい。 途中で追跡不能となった場合は違法取引とみなし、その次の事業者へ罰則を与える。そしてオプトアウトにより、消費者側から削除要請があった場合は、追跡される業者を遡り、削除できるものとする。その後、流通が認められた場合は、流通した業者に強い罰則を適用できるようにする。</p> <p>・理由 オプトアウトにおける抜け穴を防ぐため。</p>
600	法人・団体	第3-Ⅲ-1(3)	<p>民間団体での規制ルール（＝第三者機関による認定）では、オプトアウトについて本人が認知できる仕組みやデータトレース技術（データの出所や経路、変更履歴などをトレースすることができる技術（例えば「電子透かし」等））の活用が乱用されないような規律をお願いしたい。</p>
601	個人	第3-Ⅲ-1(3)	<p>・意見 「本人の同意を必要とする現行法の仕組み」は、重要とされる場面でほとんど機能してはず、個人情報保護法は、例えば保護者連絡網の作成などの有用なコミュニケーションを阻害しているだけの無用の長物に近いことを認識すべきである。 ベネッセ事件でも見られるように、個人情報の記載された名簿が何の壁もないかの如く販売されている。営業情報を配布して欲しい事業者名簿を除けば、第三者販売を許可している個人が多数いることは考えにくく、現行法で個人名簿等の販売は成り立つとは思えない。 しかるに、巷には壁はないかの如くであり、仕組みの徹底、違反の積極防止が求められる状況であり、論点が真逆である。オプトアウトは抜け道として誤用されている。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 ジャストシステムが購入した名簿がベネッセから漏洩した情報であることが報じられている。しかし、不正競争防止法違反に焦点をあてた報道が多く、第二十三条はどこに行ってしまったのか、より重視されるべき個人情報保護の視点での報道が少ない。個人情報の無許可移転に関わった組織、人物を全て取り締められなければ、策法と言わざるを得ない。 http://sankei.jp.msn.com/affairs/news/140711/crm14071103190002-n1.htm http://www.yomiuri.co.jp/national/20140712-0YT1T50018.html?from=ytop_ylist http://www.yomiuri.co.jp/it/security/goshinnyutsu/20140712-0YT8T50015.html?from （第三者提供の制限）第二十三条 個人情報取り扱い事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。</p>
602	個人	第3-Ⅲ-1(3)	<p>名簿など、個人情報の第三者への提供、販売は、入手方法の如何を問わず禁止すべきであり、用途と提供先についての個人の許諾が明白な場合に限り、許諾を受けた提供先だけを例外的に認めるようにするとともに、罰則を強化し、保護を強化すべきである。 また、適用範囲を、個人情報取扱事業者に限定せず、個人まで適用範囲に含めるべきである。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
603	個人	第3-Ⅲ-1(3)	<p>・意見 行政機関・立法府における「運用の徹底」は、「何もしない」の同義語である。“オプトアウト規定の誤用、拡大解釈が、不適切な情報流通、制御不能な情報拡散を促し、諸悪の根源になっていることを恥すべきである。”“第三者機関の設置は、雨漏りする屋根にすだれを掛けるようなもので、費用の増加、隠れ蓑の増大を促すだけである。”“個人当事者の許諾、承認を受けた範囲での利用、流通に厳しく制約すべきであり、活用にあたっては、どんなに費用が係ろうと許諾・承認を得なければならない。それが、社会正義である。”</p> <p>・理由 ベネッセ事件の報道にも見られるように、漏洩した個人情報の流通が業者間で行われ、入手方法を知らなければ罰せられないかのように伝えられている。この流通に関与した業者、個人は、情報から特定される個人に許諾をとっている筈もなく、オプトアウトの適用条件を厳密に満たしているとは思えず、誤用、拡大解釈しかありえない。個人情報の収集に際して、個人の許諾を受けて管理することが、個人情報保護の根幹であり、情報管理責任者は、利用目的、利用範囲等の許諾を受けている。これを超えて、利用範囲、提供先を一方的に拡大することは、そもそも、契約違反、信義違反である。法治国家たるためには、管理を許諾されたもの以外の第三者の関与を厳密に禁止し、厳しい罰則を科すべきである。適切な活用のみを許容することが、活用促進の道である。</p>
604	法人・団体	第3-Ⅲ-1(3)	<p>③「第三者提供におけるオプトアウト規定」(p.12)について</p> <p>・意見 第三者機関への届け出を、オプトアウト規定による第三者提供を行っている事業者のみではなく、提供を受ける事業者にも課すべき。また、届出事項には、第三者提供を行っている事業者については提供先、提供を受ける事業者には提供元を加えるべき。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 オプトアウト規定は、いわゆる名簿屋により濫用され問題となっているところであり、その利用を極力抑制するような、ごく限られた場合にのみ適用されるような例外規定となる制度設計が必要と考える。そのためには、名簿屋の把握のみでは足りず、その名簿の利用者も把握する必要がある。また、不正な名簿が出回った場合の対策のひとつとして、名簿の取引ルートの把握は必須と考える。既に述べた事業者の限定を行う場合でも、提供を受ける事業者と事業者間の関係の把握は必要と考える。</p>
605	法人・団体	第3-Ⅲ-1(3)	<p>・意見 オプトアウトにおいて本人通知事項等を届け出るのは、典型的に悪質なオプトアウトの利用の可能性がある分野に限定する方向で検討すべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 大綱においては、オプトアウトに関し、「現行法の要件に加え、第三者機関に対し、法に定める本人通知事項等を届け出ることとする」とされている。この方向性について異論を述べるものではないものの、適切にオプトアウトの対応を行っている事業者も含めて一律にかかる届出を必要とすることについては、当該届出を設ける趣旨（悪質事業者の把握）に照らして過剰の規制となるものと考えられる。そこで、当該届出を要する事業者は、典型的に悪質なオプトアウト利用の可能性がある分野（名簿事業等）に限定する方向で検討すべきである。</p>
606	法人・団体	第3-Ⅲ-1(3)	<p>③「第三者提供におけるオプトアウト規定」(p.12)について</p> <p>・意見 第三者提供におけるオプトアウト規定を利用できる事業者について、法で定める特定の種類の事業者、及び第三者機関の認定する事業者に限定すべき。</p> <p>・理由 オプトアウト規定は、いわゆる名簿屋により濫用され問題となっているところであり、原則として認めないことが望ましいが、オプトアウト規定を利用する第三者提供、あるいは本人の事前同意のない第三者提供が社会的に正当な事業も存在しうると考えられるところではある。そこで、それらの例外については認めた上で、他の場合は事前同意のない第三者提供を認めないとするのが適切であると考えられる。</p>
607	個人	第3-Ⅲ-1(3)	<p>③ これを利用できる事業者は、法で定める特定の事業者、および第三者機関が認定する事業者に限定すべき。</p>
608	個人	第3-Ⅲ-1(3)	<p>・意見 個人情報保護法23条2項の規定は、第三者提供するデータの内容が氏名・連絡先情報等に限られる場合にのみ適用されるものとして制限するべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 いわゆる名簿屋と呼ばれる事業者において、特定の商品の購入者リストが本人の同意を得ることなく販売されている実態があり、その商品の種類によっては、そのような名簿が販売・提供されること自体がプライバシー侵害であるところ、販売事業者が法23条2項に従い同項各号の事項をあらかじめ本人が容易に知り得る状態に置いているときは、個人情報保護法上は適法な事業ということになる。大綱は、こうした問題に対して、第三者機関への届出制（第三者機関による届出事項の公表を含む）とすることで解決するとしているが、届出制にすることで解決が見込めるのは、自分の情報がどこかの名簿屋で販売されていることを知ることができる場合に限られる。すなわち、勧誘の電話やダイレクトメールが来た時点で、名簿に記載されていることに気付けば、第三者機関の公表事項を通じて、名簿屋事業者に対してオプトアウトの手続きをとることができるが、電話やメールの来ない場合には気付くことはできず、名簿販売によって自分がプライバシーを侵害されていることに気付くことはできない。</p> <p>この問題を解決するために、氏名・連絡先情報等、提供しただけではプライバシー侵害となる可能性の小さい情報についてのみ、現行の法23条2項のオプトアウトを前提とした第三者提供を認めるものとし、それを上回るプライバシー性のある属性情報を含む名簿については、法23条2項を適用しないものとするべきである。</p> <p>このような考え方は、現行法の起草者らが執筆した逐条解説書（園部逸夫編／藤原静雄+個人情報保護法制研究会著、個人情報保護法の解説《改訂版》、ぎょうせい）においても、150頁で次のように記されている。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
			<p>『取り扱われる個人情報の性質や利用目的等から、本人に重大な権利利益の侵害をもたらすおそれのある分野、業種等については、第三者提供に際して事前の本人同意を求める本条第1項に立ち戻るなどの特別の施策や運用が図られることが望ましい。』</p> <p>ここでは、「分野、業種」について触れられているが、分野に限らずに、名簿屋のような業態が存在する以上、すべての分野について、本人のプライバシーを侵害する内容の名簿については、23条1項に立ち戻って、本人の同意を必須とするべきである。</p> <p>なお、23条2項の適用を認める情報の項目をどのように定義するかが問題となるが、例えば、個人情報保護法施行令2条1号に該当するもの（氏名・連絡先情報）に限定するという案が考えられる。又は、それに加えて、年齢程度ならば含むことを認めるといった考え方も可能であろう。</p> <p>ちなみに、このような規制をしたとしても、名簿屋事業者が販売するデータには、氏名・連絡先情報しか含まれていないものの、買い受ける側が、「〇〇の購入者の名簿が欲しい」と要求して買う場合には、この規制が潜脱されてしまうという問題がある。しかし、この問題は、現行法においても存在する欠陥である。すなわち、23条2項を遵守するために事業者が「本人が容易に知り得る状態に置いている」必要のある「第三者に提供される個人データの項目」として、氏名・連絡先情報のみを掲載しつつ、実際には、買い手からの「〇〇の購入者の名簿が欲しい」との要求に応じて販売する行為が横行し得る。したがって、この問題はいずれにせよ何らかの方法で解決しなければならないものである。</p>
609	法人・団体	第3-Ⅲ-1(3)	③ オプトアウト運用の徹底を図る趣旨は積極的に支持するが、一方で実務的に事業者の負担にならないよう配慮し、検討していただきたい。
610	法人・団体	第3-Ⅲ-1(3)	③ オプトアウトの手続変更等の提案については支持できる。
611	法人・団体	第3-Ⅲ-1(3)	③ 本人が申し出ないとプライバシーが守られない仕組みでは、国民は安心できない。
612	個人	第3-Ⅲ-1(3)	<p>③</p> <p>・意見 パーソナルデータが事業者間を転々と流通する場合において、本人に対し自己情報コントロール（オプトアウト）の機会をどのように提供すべきかにつき、例でよいので示していただきたい。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 本人（パーソナルデータ提供者）の危惧を払拭し、事業者の信頼を確保するため、本人に対し適時・適切に自己情報コントロール（オプトアウト）の機会を提供すべきであるため。</p>
613	法人・団体	第3-Ⅲ-1(3)	<p>オプトアウトによる第三者提供時の通知事項の改正について</p> <p>③</p> <p>・意見 オプトアウトにより第三者提供を行う場合の“本人に通知し又は本人が容易に知り得る状態に置く”事項の“第三者への提供を利用目的とすること。”を“オプトアウトによる第三者提供を行うこと、及び第三者提供先の利用目的をできるだけ特定すること。”に改正することを検討して頂きたい。（経過措置も含む。「個人の特定性を低減したデータ」の場合は、その加工方法等の追加事項も含む。）</p> <p>・理由・根拠となる出典等 現行法では、オプトアウトによる第三者提供時の通知事項に“第三者への提供を利用目的とすること。”（出典：法第23条第2項）があるが、第三者提供後の利用目的が不明で、法15条の利用目的をできる限り特定する（出典：個人情報保護法第15条第1項）条文に反すると思われるため。</p>
614	法人・団体	第3-Ⅲ-1(3)	<p>オプトアウトによる第三者提供時の届出について</p> <p>③</p> <p>・意見 個人情報取扱事業者からオプトアウト規定を用いた第三者提供に関する届出を受ける規律を定めた場合に、不正に運用している個人情報取扱事業者の多くが、これに従わないことが予想されるが、これらの事業者をどのように取締まるのかについてお教え頂きたい。 また、不正なオプトアウトが横行していることを考慮して、オプトアウトを行う場合には届出だけでなく第三者機関による許可制にする、そして、第三者機関による公表については、本人が、前述のオプトアウト規定を用いて個人データの提供を行っている事業者を容易に確認できる環境を整えるために、本人が容易に検索できる方法を提供する等についても考慮して頂きたい。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 正規の手順を踏んでオプトアウト規定を利用している個人情報取扱事業者は、規律の制定の有無に拘わらず、適切な運用を心掛けると思われるが、既に、法令に違反している不正運用者については、改正した法令を順守するとは思えないため。</p>
615	法人・団体	第3-Ⅲ-1(3)	<p>③「第三者提供におけるオプトアウト規定」(p.12)について</p> <p>・意見 第三者提供におけるオプトアウトは、個別の事業者に対して求めるものだけではなく、一カ所に届け出るだけでオプトアウト第三者提供に対して原則有効となる一括オプトアウトの制度を検討すべき。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 現状、名簿屋間の取引で名簿個人情報は拡散しており、個人が特定名簿に由来する自身の個人情報について、オプトアウトを完全に求めることはほぼ不可能である。一括オプトアウトは、名簿屋間での名簿の拡散によってオプトアウトが現実的に不可能となっている現状への打開策である。また、一括オプトアウトを多くの個人が申請することにより、名簿屋の取引対象とする名簿の価値自体を低減させ、名簿屋ビジネスを抑制していく効果も長期的には期待できる。名簿屋以外の正当な事業において一括オプトアウトに適さないもの（例えば信用情報機関の信用情報など）は、事業者や業種の単位で第三者機関が認定して、あるいは法の例外として除外することにすればよい。一括オプトアウトのための機関は、第三者機関そのものである必要はなく、認可法人や特殊会社などの形態もありうるだろう。あるいは、第三者機関が認定する複数の民間組織が一括オプトアウトを個人に代わって行うといった立て付けもありうる。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
616	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(3)	③ ・意見 個人情報取扱事業者が、オプトアウト規定を用いて第三者提供を行う場合において、「現行法の要件に加え、第三者機関に対し、法に定める本人通知事項等を届け出ることとするほか、第三者機関は届け出られた事項を公表するなど、必要な措置を講じる」とされている記述は削除すべきです。また、本件該当箇所に限らず、第三者機関への届出は一般的に不要とすべきです。 ・理由・根拠となる出典等 そもそも、大綱で届出事項とされている事柄は、各事業者がプライバシーポリシーの作成公表を行うことで、十分に目的を達成することができます。よって、第三者機関への届出は必要ありません。更に、第三者機関が膨大な事務処理を行うことになることは、現実的であるとは言えません。
617	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(3)	③ ・意見 個人情報取扱事業者が、オプトアウト規定を用いて第三者提供を行う場合において、「現行法の要件に加え、第三者機関に対し、法に定める本人通知事項等を届け出ることとするほか、第三者機関は届け出られた事項を公表するなど、必要な措置を講じる」とされている記述は削除すべきです。また、本件該当箇所に限らず、第三者機関への届出は一般的に不要とすべきです。 ・理由・根拠となる出典等 そもそも、大綱で届出事項とされている事柄は、各事業者がプライバシーポリシーの作成公表を行うことで、十分に目的を達成することができます。よって、第三者機関への届出は必要ありません。更に、第三者機関が膨大な事務処理を行うことになることは、現実的であるとは言えません。
618	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(3)	③ ・意見 第三者機関への届出・公表など必要な措置の記述は削除すべきである。 (なお、他の箇所も含め、第三者機関への事前届出等は一般的に不要である) ・理由・根拠となる出典等 各事業者がプライバシーポリシーで公表することで情報提供は可能なので不要である。また、第三者機関の実効性を担保するには、過度な事務処理を行わせることは不可能であり、制度設計でも届出等の事務はなくすべきである。
619	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(3)	④ 共同利用については、法律において、その趣旨に沿った要件を追加すべきではないか。
620	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(3)	④ ・意見 現行法の趣旨を踏まえた運用の徹底を図るに当たり、既存のビジネスへの影響等も踏まえて実施して頂く必要があると考えます。 ・理由・根拠となる出典等 個人データを共同で利用しているケースが既に存在するため、運用方法の変更によっては既存のビジネスに多大な影響等が生じる可能性も否定できません。仮に見直しの結果、共同利用が認められなくなり、個別の同意の取り直しが必要と判断された場合、契約者数等から鑑みて対応が困難であるケースも存在すると考えます。
621	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(3)	④ 「共同利用については・・・現行法の解釈に混乱が見られ・・・現行法の趣旨を踏まえた運用の徹底を図ることとする」とあるが、損害保険会社では、適切な保険募集、保険金支払いを行うために契約内容や事故状況等の情報を共同利用する必要があり、この共同利用を適切に行う仕組みを構築しているが、新たな規律のあり方によっては損害保険制度を適切に運営することが困難となるおそれもある。 「運用の徹底を図る」にあたり、これまで適法かつ適切に行われていた既存の取組みに支障が生じないように、細目の検討にあたっては現状の実務の状況を把握するなど、特段の配慮をお願いしたい。
622	個人	第3-Ⅲ-1(3)	④ 現行法の共同利用における「共同して利用する者の全体が一つの取扱事業者と同じである」の定義を第三者機関で討議することを、強く求める。 現行法における共同利用について、個人情報取扱事業者が解釈に混乱している実情があるため、ガイドラインを改訂しないことの問題に関して、第三者機関で事前の討議、検討を行えるよう整備することを強く要望するものである。また、一方で、不特定多数の第三者に提供を可能としている「第三者提供」方式よりも管理責任者が明確であり、利用目的なども1箇所で確認できる「共同利用」という制度は、顧客目線ではメリットのある制度でもあり、一般消費者の「安心感」を醸成するために、現行の個人情報保護法の「共同利用」の利点を生かした改正も視野に入れる検討は行うべきである。
623	個人	第3-Ⅲ-1(3)	④ 不特定多数の企業をグルーピングして共同利用先として指定する事例などを明確に禁止する動きと読み取りました。歓迎します。 一方で「全体が1つの取扱事業者と同じであると本人が捉える事ができる」という基準が不明確に感じられます。利用規約に特定企業群を指定し、そのリストが変更される場合には同意を再取得する、などの基準で運用できないか検討いただくと幸いです。
624	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(3)	④ 情報サービスを利用する企業では様々な態様でグループ会社間、フランチャイズ組織内、海外拠点間で個人データを利用してきた。共同利用に対する現行法の趣旨を踏まえた運用の徹底について議論する際は、運用の主体が明確であるかを含め、より現実に即した判断基準を作るとともに、現状の適切な利用に対しては、あまり影響を与えないように配慮しなければならない。
625	個人	第3-Ⅲ-1(3)	④ ・意見 「一つの取扱事業者」ではなく「一つの事業」としていただきたく存じます。 ・理由・根拠となる出典等 複数の事業者により密接関連する業務を行っていて、全体として「一つの事業」とみなせる場合も考えられます。「一つの取扱事業者」と捉えきれない場合にデータの利活用が阻害されるおそれがあると考えます。

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
626	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(3)	<p>・意見 共同利用に関して、「個人データを共同して利用する者の全体が一つの取扱事業者と同じであると本人が捉えることができる場合のみ共同利用が認められるものである」という現行法の趣旨を踏まえた運用の徹底を図る」という箇所については、民間の事業形態が多様化していることから、「全体が一つの取扱事業者と同じである」場合について、ガイドラインにおける例示や第三者機関による事前相談を通じた解釈の明確化についてご検討頂きたい。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 共同利用の運用の徹底を図ることは、データ利活用に対する国民の不安感や不信感を和らげ、国民の理解を得るために重要であるため。</p>
627	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(3)	<p>共同利用について、「個人データを共同して利用する者の全体が一つの取扱事業者と同じであると本人が捉えることができる場合のみ共同利用が認められるものである」という現行法の趣旨を踏まえた運用の徹底を図ることとする」と明記された点を歓迎します。その趣旨を明確にするため、グループ企業内での共同利用に関しても、現行法と同様の運用で可能とすることを制度（法律）の中で担保していただきたいと存じます。</p>
628	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(3)	<p>・意見 共同利用については、グループ内での利用を可能とするものであることを明確にし、利用可能な範囲を客観的に明確化するよう努めるべきと考えます。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 大綱に記載されている「現行法の趣旨」は、「個人データを共同して利用する者の全体が一つの取扱い事業者であると同じであると本人が捉えることができる場合」というものですが、それ自体、未だ十分に明確な基準ではないと思われまます。</p>
629	個人	第3-Ⅲ-1(3)	<p>共同利用できる範囲の明確化または共同利用の範囲の基準を明確にすべきである。 現行の個人情報保護法の運用では、共同利用できる範囲をガイドラインなどの法解釈により定められているが、必ずしもその基準が明確とはいえず、それにより事業展開を阻害しているため、現行法のような法解釈に頼るべきではなく、法令等により明確にすべきである。</p>
630	個人	第3-Ⅲ-1(3)	<p>・意見 共同利用について、共同プログラムのポイントカードの場合は事実上の第三者提供にあたるため、第三者提供の制限が遵守されるようにすべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 同意の範囲外の任意の企業に情報が提供されているため。</p>
631	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(3)	<p>共同利用について、現行法では、「共同して利用する者の範囲」を通知又は容易に知り得る状態に置くことを求めているものの、これをもって大綱案にある「全体が一つの取扱事業者と同じであると本人が捉えることができる場合のみ」認められるとは、直ちに解し難い。適切な取扱いを行っている事業者への影響に留意されたい。</p>
632	個人	第3-Ⅲ-1(3)	<p>本人が、個人データを共同して利用する者の全体が一つの取扱事業者と同じである。と認識できなければ共同利用はできないということが良いか。</p>
633	個人	第3-Ⅲ-1(3)	<p>また個人情報というものの性質上、その主体は個々人によるものであって、事業者や公的機関がそれらの情報を用いる場合、通告ではなく必ず同意意思を確認した上での“承諾”のプロセスを経た上で行われるべきです。また今年4月頃から予定されていた独立行政法人「情報通信研究機構」による大阪駅での移動監視実験など、パブリックスペースでの強引な社会実験等により個人のプライバシー権が侵害されないために、このような実験等を行うエリアについては簡単な手続きにより対象となる人たちが拒否の意思を示せるオプトアウトの仕組みを設けることが重要です。</p>
634	個人	第3-Ⅲ-1(3)	<p>マルチステークホルダプロセスでは、高度高齢化社会に備え、経済成長のために外国(EU加盟国も含む)外資を稼ぎ雇用促進が期待できる企業の意見を尊重すべきである。</p>
635	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(3)	<p>消費者等も参画するマルチステークホルダープロセスによる自主規制ルールとは、民主的なような響きがあり、騙されそうであるが、そもそも個人情報保護を自主規制ルールによって徹底できるかが疑問である。自主規制ルールなどを無視する事業者が数多存在すると解されるからである。</p>
636	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(3)	<p>7. The proposals to have rules under the law made by ‘multi-stakeholder’ processes (MSPs) which will include businesses, government, experts and consumers are not in the interests of consumers. MSPs are inherently unbalanced because business and government can always afford to better represented, to attend more meetings, and to do so at remote locations. It will be difficult to make MSPs work for anyone other than business in the Japanese context.</p>
637	法人・ 団体	第3-Ⅲ-1(3)	<p>透明性の確保が最も重要な第一段階であると考えられるため、プライバシーポリシーの策定を義務付けることを求める。 プライバシーポリシーの要件定義等に関しては、民間の自主規制を前提としつつ第三者機関においてガイドライン等によって明確化することを求める。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
638	個人	第3-Ⅲ-1(3)	<p>・意見 利活用されるパーソナルデータの中には労働者情報の性格を持つものが想定されるため、マルチステークホルダープロセスに労働者団体が入り得ることを考慮すべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 ある電機メーカーの研究所が、ビッグデータを活用した保健指導のためのシステムを開発し、同メーカー系の健康保険組合がこれを用いて加入者メーカーグループ従業員の保健指導を始めるといった報道があった(*2)。企業による従業員の健康管理は重要であり、実施主体が健康保険組合であるが、取り扱うデータには従業員が社外でプライベートに受診したレセプトデータも含まれている。 上記は健康保険組合が関係する事例であるが、今後(もしかすると既に)IT企業が自社サービスの正式リリース前に、テストと初期データ蓄積のために社員をユーザとした実証実験を行う可能性がある。そのサービスがプライベートでの活動も記録し得るものである場合、当該企業が社員のプライバシーデータを収集することになる。 また、BYODにおけるMDMシステムで記録される個人履歴をビッグデータとして利活用することが今後想定され得るが、この個人履歴にはプライベートでの活動も含まれ、これが企業側に渡ることになる。当該MDMシステムを自社サーバによる管理ではなく他社サービスを採用した場合、従業員の個人履歴が自動的にサービス提供者にも渡ることになる。(但し、これはMDMシステムに元からある問題である) データ取得を社員に強制したり、任意参加でも拒絶すると勤務査定や人事考課に影響したり、上司等から差別的待遇を受けるようなことがあってはならないと考える。通常就業規則や労使協約にプライベート情報を必要以上に企業が把握できるようにすることは考えられず、事前に労働組合等労働者を代表する者が従業員の意見を収斂して企業側と協議の上で労使合意する必要があると考える。但し、既存の労働組合がいわゆる「御用組合」である場合や、ベンチャー企業等労働組合のない少数の企業の場合、従業員側が不利になるため、従業員の声を代弁できる外部労働組合等団体が、データ利活用に関する労働者側の意見を主張することが考えられる。但し、労使関係が悪く事態收拾が困難な場合は、労働行政の協力が不可欠になると考える。 *2: http://itpro.nikkeibp.co.jp/article/COLUMN/20140526/559387/</p>
639	法人・団体	第3-Ⅲ-1(3)	<p>・意見 プライバシーマネジメントプログラムの構築・実施を努力義務規定として法定化すべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 プライバシー保護への一般的な意識が高まる中で、個人情報取扱事業者が組織的に責任をもって法令を遵守しプライバシー保護の責任を果たすためには、プライバシーマネジメントプログラムの構築・実施が有効であることが指摘され、昨年改正されたOECDプライバシーガイドライン※注でもこの考え方が新たに導入されている。 これを一律に義務付けることは事業者によっては過度の負担を与えることから、努力義務のような形で導入を図ることが良いのではないかと考える。</p> <p>※注：「OECDプライバシーガイドライン 30年の進化と未来」 (堀部政男／新保史生／野村至編・一般財団法人日本情報経済社会推進協会)</p>
640	個人	第3-Ⅲ-1(3)	<p>⑥ 本人が提供した個人情報や個人情報データの個人情報取扱事業者の利用有効期限を定められようにして、有効期限以降の個人情報取扱事業者の保有個人情報の利用ができないようにする。すなわち、現況の個人情報保護法制度の個人情報取扱事業者の保有個人情報の利用のエンドレス化を阻止する法制度を確立すべきです。</p>
641	個人	第3-Ⅲ-1(3)	<p>⑥ ユーザの行動を記録したデータは長期保存すべきでない</p>
642	個人	第3-Ⅲ-1(3)	<p>⑥ 保存期間は設けるべきと考えるが、すくなくとも、個人情報収集または利用の同意を得る際に、(永久利用を含め)保存期間を明示する義務を事業者に負わせるべきである。また、第三者移転の場合でも、個人情報収集時に事業者により明示された保存期間の範囲内での利用に法で制限すべきだ。 また、利用規約の変更においても、保存期間を延長する変更はできないようにすべきである。なぜならば、一人一人の個人からみれば、相当な年月がたてば、自らどのような事業者にどのような個人情報を提供したか記憶や事実関係があいまいになる。そうなるオプトアウトの仕組み自体を利用したくてもできなくなるので、個人情報の主体者としての権利行使が十分にできなくなるからである。</p>
643	個人	第3-Ⅲ-1(3)	<p>・意見 情報の保存期間は重要で、一律に定めることは不要ですが「忘れられる権利」等を担保する意味からも、永久保管にならないように有限の保管期間を定めることを義務づけることが大切です。保管期間の定めがないと管理されなくなり、盗難・紛失等が発生しても発見が遅れる恐れがあります。存在確認をする時期という観点も含めた保管期間を定めることを必須とすべきだと考えます。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 「保健医療福祉分野のプライバシーマーク認定指針 第3.2版」一般財団法人医療情報システム開発センター http://privacy.medis.jp/file/shishin32_201303.pdf</p>
644	個人	第3-Ⅲ-1(3)	<p>・意見 「保存期間については、一律に定めることとしない一方で、」を「保存期間は本来の利用目的のために必要な期間に限り、」に改めるべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 ベネッセ個人情報流出事件にみられるように、個人データが外部に流出するおそれは常に存在する。このおそれをできるだけ小さくするため、本来の利用目的のために必要な期間が過ぎたときには速やかに個人データを廃棄することを義務付けることが適切である。</p>
645	法人・団体	第3-Ⅲ-1(3)	<p>⑥ 個人データの保存期間は、事業等の態様によって予め定められない場合や、定められる場合でもデータの種類等によって一律に定めるのが困難な場合があるため、公表に伴う事業者の実務が過大な負担になる場合が考えられる。適切な取扱いを行っている事業者への影響に留意されたい。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
646	個人	第3-Ⅲ-1(3)	<p>・意見 一律に定めない点、賛成いたします。 個々の保有期間については機動的に定められるよう政令・ガイドラインにて定めることとしていただきたく存じます。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 特に診療情報について医師法にもとづく保存期間が5年となっていて、5年経過して破棄されてしまうと、治療を受けた本人が5年以上経過した後に過去の診療状況が不明になってしまうこともあり、また、国民全体の医療情報の利活用ということを考えたときに適切なのか検討する必要があると考えます。 このように法律の定めがあるものについては、それらの法律の改正を伴いますが、様々な情報について、継続的に法令・ガイドラインの見直しを行うことで、利活用の推進が図れると考えます。</p>
647	法人・団体	第3-Ⅲ-1(3)	<p>・意見 業務毎に個人データの保存期間を定めていることから、データ保存期間等の公表の在り方については、事業者の事務負担等を考慮していただきたい。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 保有個人データの保存期間等を公表することにより、当該データの取扱いの透明性を図るという趣旨は理解できる。しかし、事業者によっては、業務毎に個人データの保存期間を決めており、当該データのの一つ一つについての保存期間の一覧表のようなものを開示し続けることは実務的な負担が大きいことに加え、消費者にとっても、どのデータが自分に関連するか判別がつかず、混乱を招く可能性が高いと考えられるため。</p>
648	法人・団体	第3-Ⅲ-1(3)	<p>・意見 保存期間の検討に当たっては、古いデータの利活用がもたらす弊害の観点からも検討していただければと考えます。</p> <p>・理由 古くなった個人データが長期間（本人が忘れたところで）保存、利用され、本人が不利益を被ることがないよう、配慮が必要と考えます。</p>
649	法人・団体	第3-Ⅲ-1(3)	<p>・大綱第三Ⅲ1(3)⑥において、個人情報取扱事業者における保有個人データについて、「保存期間等の公表の在り方について検討する」こととされている。</p> <p>・現在、生命保険会社は、システム上のデータや各種帳票など多様な形式で個人情報等を保有しており、また、例えば、死亡保険金の支払により保険契約が消滅した場合においても、事後的に遺族から給付金等の請求がなされることもあるため、個人情報を長期間にわたって保存する必要があり、その期間も変わり得るものであることから、実効性のある形で保存期間等を公表することは極めて困難である。</p> <p>・このため、保存期間等の公表に関する規定は設けないこととしていただきたい。</p>
650	法人・団体	第3-Ⅲ-1(3)	<p>・意見 保存期間について、一律に法定されない方向性を歓迎する。また、保存期間の公表が必須とされなかったことにも強く賛同する。 今後、保存期間の定めは義務ではないことを明確にいただき、「公表」を一律に義務付けるのではなく、「プライバシー・ポリシーにおける公表」や「本人の求めに応じて遅滞なく回答」することを含めて、認めて頂きたい。個別に個人情報の種別を指定して求められれば、具体的な保存期間や取扱い状況を調査して、回答することは可能である。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 特に大企業においては、保存期間が異なる多種多様な個人情報を多数保有している上、不測の事態等に備えて可能な限り長期間保有している情報も多く、保存期間の法定や一律に保存期間を公表することは、実務上、非常に困難であるため。</p>
651	法人・団体	第3-Ⅲ-1(3)	<p>個人情報取扱事業者において、実務上、防犯映像及び利用者との通話内容の記録を磁気媒体に上書きしながら短期間保存しているケースが多く想定されるが、これらの情報の保存期間は、磁気媒体の容量によってバラバラであることが多く個別に特定して公表することが難しいという性質を有しているほか、公表対象とすることにより犯罪防止等の本来の目的を達成できない場合もあり得るところである。保存期間等の公表対象となる個人情報の範囲については、慎重に検討していただきたい。</p>
652	法人・団体	第3-Ⅲ-1(3)	<p>個人データの保存については、業務の特性や個別の事情に応じた保存が行われるものであり、一律の保存期間を定めないことに賛成する。 また、「保存期間等の公表のあり方について検討する」こととされているが、一旦公表した保存期間について、利用目的の範囲内で延長が必要となることなども考えられる。公表のあり方については、健全な事業活動を営む事業者の実態も踏まえ、実務を損なわないような配慮をお願いしたい。</p>
653	個人	第3-Ⅲ-1(3)	<p>データの保存期間等の公表の在り方については、事業者の過度の負担にならないように配慮すべきである。 消費者の「安心感」実現の為、データの保存期間等を公表することは、ひとつの手段と考える。ただし、事業者は、データ内容に応じて、細かく保存期間を設定、運用している事も想定されるため、全データの保管期間の公表を義務付ける事は、事業者の過度の負担になる可能性があると考え。例えば、ある一定期間以上の保管を行うデータに関してのみ、公表対象にするといった基準を設ける必要があると考える。</p>
654	法人・団体	第3-Ⅲ-1(3)	<p>保存期間を一律に定めないということは、特にルール化しないということか。</p>
655	法人・団体	第3-Ⅲ-1(3)	<p>4. No requirement of deletion of personal data at any time is in the current PIPA, or is proposed (although business might be required to publish deletion / retention periods). Almost all countries now require deletion when use is completed, including 7/11 Asian jurisdictions with data privacy laws.</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
656	個人	第3-Ⅲ-1(3)	<p>・意見 個人情報の保存期間について原則を設けるべきであると考えます</p> <p>・理由・根拠となる出典等 「一律に定めることとしない」とありますが、例えば遺伝子情報などように、死者となり個人情報の保護対象外となっても、世代を超えて有効となる可能性のある個人情報も存在すると思われます。 難しい問題ではありますが、個人情報が永遠に保存されると企業の倒産や合併・買収・事業継承その他で個人が気が付かないまま漏洩するリスクだけが高まると考えますので、何らかの原則を設けるべきであると考えます。</p>
657	法人・団体	第3-Ⅲ-2	<p>・意見 マルチステークホルダーコミュニティのルール策定プロセスへの参画</p> <p>・理由・根拠となる出典等 ACGJは、データ保護について日本におけるよりオープンで透明性の高いルール策定プロセスの確立を求めてきた。今回、マルチステークホルダーコミュニティが行動規範の策定に果たす主要な役割を、日本のプライバシーの枠組みにおいて重要な要素であると認識していることに賛意を表す。ACGJはこのプロセスにおいて積極的に役割を担う準備があり、最近、商務省国家電気通信情報庁（NTIA）が政府、学会、技術、市民社会の代表とともにモバイルアプリケーション契約の透明性について策定した行動規範を日本の新しい第三者機関が参考にするべきであると考え。このアプローチの成功の秘訣は、ステークホルダーが効果的に参加できるよう、すべての関係者を巻き込むことに加えキャパシティビルディングのサポートを図ることにある、また、このプロセスを通じて策定された行動規範の信頼できるかつ効果的な執行も重要となる。</p>
658	法人・団体	第3-Ⅲ-2	<p>・意見 民間主導による自主規制ルール策定・遵守の枠組みを創設する方向性には総論として賛成できるものの、各論としては、民間における個人情報の取扱いの要請を適正に反映することが可能な枠組み（自主規制ルールの認定方法の工夫、民間団体等そのものの認定等）となるように慎重に検討すべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 (1) 民間主導による自主規制ルール策定・遵守の枠組みを創設する方向性そのものについては、民間の自主的な運用を尊重し、併せて第三者機関によってパーソナルデータの利活用の促進を図る枠組みとして総論として賛成できる。特に、第三者機関によって、従来の主務官庁制では対応が困難と思われる論点の解釈の明確化等が達成できるのであれば、実務界としても歓迎すべき制度となるため、第三者機関にはかかる機能の発揮を期待する次第である。 (2) もっとも、各論的には、第三者機関による「認定」の運用が硬直的にならないことが、民間主導による自主規制ルール策定の取組みを事実上阻害する結果を回避し、民間の自主的な取組みを最大限活用する観点を考慮すれば、この枠組みが機能するための必須の条件となるものと考えられる。 そこで、「認定」の在り方としては、具体的には、例えば、①「認定」の要件としては大枠のみを提示し、その大枠から外れていない自主規制ルールについては幅広く「認定」する、②一定の要件（例：パブリックコメントの実施や消費者サイドの意見聴取等）を充足している場合には原則として「認定」する（緩やかな準則主義）といった方向性が選択肢として考えられる。 また、自主規制ルールそのものの「認定」以外の制度として、民間団体等を自主規制ルールの運用主体として「認定」し、その民間団体等の運用する自主規制ルールについては個別の「認定」を経ることなく自主規制ルールと認められる仕組みが設けられた場合、民間団体等によって実務の現状を踏まえた機動的かつ適正な自主規制ルールの運用が実施されることも期待できる。そこで、かかる方向性についても選択肢として併せて検討すべきである。 以上を踏まえ、民間における個人情報の取扱いの要請を適正に反映することが可能な枠組みとなるように慎重に検討すべきである。</p>
659	法人・団体	第3-Ⅲ-2	<p>・意見 ガイドライン等において、自主規制ルールと法令との関係について明確化すべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 この枠組みに沿って作成された自主規制ルールに従っていれば適法性が担保されることについては、ガイドライン等において明確にすべきである。他方で、自主規制ルールには沿っていかなくとも、法令に沿った取扱いであれば別途適法となり得ることから、「自主規制ルールに沿っていかなくとも、法令を遵守していれば適法となることは当然である」ことについても、注意的に明確化すべきである。</p>
660	法人・団体	第3-Ⅲ-2	<p>・意見 自主規制ルールを取り扱う主体については、今後、多様な意見や実情を踏まえて検討すべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 自主規制ルールを検討する主体としては、団体が必ずしも適切というわけではなく、主体的に個人情報保護を推進する事業者が任意に連携して自主規制ルールを検討すること等も排斥されるべきではないと考える。自主規制ルールの枠組みについては多様な類型が想定されることから、現時点で団体のみに主体を限定すべきではなく、今後、多様な意見や実情を踏まえて検討すべきである。</p>
661	法人・団体	第3-Ⅲ-2	<p>・意見 民間団体と対象事業者の関係と役割について</p> <p>民間団体が、自主規制ルールの対象事業者にどのような措置を行うことができるのかを明確にしていきたい。特に、民間団体と対象事業者の関係、各々の役割が解り難い。（例えば、対象事業者が自主規制ルールをもとにオリジナルルールを作成するのか、あるいは自主規制ルールそのまま利用するのか、オリジナルルールを作成する場合、民間団体が対象事業者に対してそのルールを認定するのか等） なお、民間団体による自主規制ルールの見直しがあった場合に、全ての対象事業者が同時に運用を見直すことは困難だと思われるため、移行方法や見直し期間、及び見直し期間内に発生した事件・事故への対応方法にも配慮して頂きたい。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 改正内容を閲覧するまでの時間や運用の修正に要する時間等、個人情報取扱事業者が自主規制ルールを見直すまでには時間差が生じ、移行期間を設定したとしても、その間に発生した事件・事故の取扱いが不明確であれば運用に混乱が生じるため。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
662	法人・ 団体	第3-Ⅲ-2	<p>・意見 民間主導によるマルチステークホルダープロセスの考え方を活かした自主規制ルール策定にあたって、民間の課題が大きいのではないかと懸念される。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 マルチステークホルダープロセスの考え方を活かした民間主導による自主規制ルールの枠組みを創設するには、事業者又は民間団体にコストなどの負担が生じ、マルチステークホルダープロセスの考え方を活かした自主規制ルールが策定できるか懸念される。他方で、各省庁が民間団体に対して検討するための予算を出す場合には、民間主導で実施できるのかという問題が生じうる。また、日本には消費者を代表する団体が少なく限られており、またプライバシー保護団体のようなものがあまり存在しないため、消費者が参画するマルチステークホルダープロセスの実現は難しいところもある。</p>
663	法人・ 団体	第3-Ⅲ-2	<p>・意見 事業者がどの民間団体の自主規制ルールに従っているのか、公表する仕組みが必要ではないかと懸念される。</p> <p>・理由 消費者からは、当該事業者が、どの民間団体に参加しているか、どのようなルールに従っているのか不明瞭になる懸念がある。</p>
664	法人・ 団体	第3-Ⅲ-2	<p>・意見 民間主導による自主規制ルールの枠組みの創設については、技術革新等に迅速に対応するための新たな試みであり強く賛同する。</p> <p>業界・分野ごとの自主規制ルールに或る程度の強弱が生じることは許容すべきだが、業界・分野を横断したデータの利活用を行う際に支障を生じることも懸念されるため、自主規制ルールが一定のベースラインを下回ることがないように、第三者機関による認定の際に調整がなされることが望ましい。</p> <p>また、自主規制団体に参加した事業者については、当該ルールに参加している限り、法執行を免除する等の安全港準則（執行セーフハーバー）をとることにより、参加インセンティブを確保すべきである。</p> <p>また、自主規制団体は相互に切磋琢磨して社会の支持を受けるよう競う関係が望ましい。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 自主規制ルールの枠組みを推進するためにも、自主規制に参加する事業者に対してインセンティブを与えることが重要である。</p>
665	法人・ 団体	第3-Ⅲ-2	<p>業界・分野ごとの自主規制ルールが極度に細分化されると、業界・分野を横断したデータの利活用を行う際に支障を生じること等が懸念されるため、自主規制のルール策定においては、可能な限り業界・分野間での調整がされることが望ましいと考えます。また、制定済みの自主規制ルール間の調整についても、グッドプラクティスガイドラインを明らかにする等、必要に応じ、第三者機関の関与がなされる仕組みの導入をお願い致します。</p> <p>さらに、自主規制ルールの策定・遵守を促進するために、民間団体に属しルールを遵守している事業者に対しては、インセンティブ等（例えば、消費者や取引事業者からの社会的信頼の向上など）の仕組みの検討をお願い致します。一方、自主規制を策定した民間団体に属さず、自主規制ルールを遵守しない事業者には、罰則等で遵守している事業者との差異を設ける等の措置についても検討をお願い致します。</p>
666	法人・ 団体	第3-Ⅲ-2	<p>・意見 第3Ⅲ2「2 民間主導による自主規制ルール策定・遵守の枠組みの創設」以外に、自主規制ルールについては、第3Ⅱ1「適切な加工方法」及び第3Ⅲ1（3）⑤「分かり易い同意の取得方法等」などに言及がありますが、「加工方法」や「同意の取得方法」に限らず、その他「安全管理措置」の具体的な方法等各種ガイドラインで規定されているような事項についても、民間の知見を活かして明らかにする趣旨であることを大綱の文言上も明らかにすべきです。</p> <p>また、自主規制団体に入りそのルールを遵守することで、直接の法執行を受けることはないというメリットがあることを明らかにする一方、自主規制団体が新しい事業の参入障壁とならないよう、自主規制団体への加入については自由であること（その代わり直接執行を受ける可能性はある）ことを明らかにすべきであると考えます。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 自主規制ルールを重視した今回の新たな試みは、移り変わりの早いパーソナルデータ法制の分野において、民間の知見を活かした適切な対応を図ると共に、予見可能性を希望する民間事業者にも配慮しているものであることを文言上も明らかにすべきと考えます。また、自主規制ルールは、競争制限効果を生じさせるリスクもあり得ること等から、加入については自由とすることを明らかにしたほうが良いと考えます。</p>
667	法人・ 団体	第3-Ⅲ-2	<p>・意見 第3Ⅲ2「民間主導による自主規制ルール策定・遵守の枠組みの創設」以外に、自主規制ルールについては、第3Ⅱ1「適切な加工方法」及び第3Ⅲ1（3）⑤「分かり易い同意の取得方法等」などに言及がありますが、「加工方法」や「同意の取得方法」に限らず、その他「安全管理措置」の具体的な方法等各種ガイドラインで規定されているような事項についても、民間の知見を活かして明らかにする趣旨であることを大綱の文言上も明らかにすべきです。</p> <p>また、自主規制団体に入りそのルールを遵守することで、直接の法執行を受けることはないというメリットがあることを明らかにする一方、自主規制団体が新しい事業の参入障壁とならないよう、自主規制団体への加入については自由であること（その代わり直接執行を受ける可能性はある）ことを明らかにすべきであると考えます。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 自主規制ルールを重視した今回の新たな試みは、移り変わりの早いパーソナルデータ法制の分野において、民間の知見を活かした適切な対応を図ると共に、予見可能性を希望する民間事業者にも配慮しているものであることを文言上も明らかにすべきと考えます。また、自主規制ルールは、競争制限効果を生じさせるリスクもあり得ること等から、加入については自由とすることを明らかにしたほうが良いと考えます。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所(章・節)	御意見の概要
668	法人・団体	第3-Ⅲ-2	<p>本大綱において、パーソナルデータの利活用の促進と個人情報及びプライバシー保護を両立させるため、マルチステークホルダープロセスの考え方を活かした民間主導による自主規制ルールを創設することが示されており、BSAはこれに賛同します。</p> <p>個人情報及びプライバシー保護には、当該情報の性質と利用場面に応じて最適な、先進的アプローチがいくつも存在し得ます。例えば、製品デザインと製造の過程からデータ保護に取り組む Privacy by Design、より分かり易いプライバシーポリシーの提示、堅牢なセキュリティ対策の構築並びに従業者及び業務委託先の教育啓発や契約に基づく個人情報漏洩又はプライバシー侵害からの保護を活用しつつ、民間が主導して消費者や他のステークホルダーと積極的に対話のうえ自主規制を策定していくことが、実質的な意味での個人情報及びプライバシーの保護並びにその取組に関する透明性向上に役立つと考えます。しかしながら、このような自主規制は、既存の法律上の義務を補いつつも事実上その一部となることがないようにし、ベストプラクティスの普及と採用を奨励し、適切なデータガバナンスを促進し、必要な柔軟性を確保することを目的とすべきです。そして、政府は、自主規制を強制的なものとするのではなく、執行可能な自主規制を策定することへのインセンティブを付与すべきです。BSA及び加盟企業としても、マルチステークホルダープロセスへの参加や自主的な個人情報及びプライバシー保護に取り組む、関連するベストプラクティスの共有を行っていきたく考えています。</p> <p>もっとも、本大綱において、民間の自主規制につき、第三者機関が全て認定するという提案については、懸念を有しています(第三者機関の仕組みに関しては更に後述しますので、そちらをご参照ください)。データドリブン・イノベーションは多面的なものであり、データ利用シナリオも非常に多様なため、第三者機関があらゆる個人情報利用シナリオについて知識を得て判断するには時間がかかり、機動的な自主規制策定と公表によるメリットを減殺してしまいます。むしろ、第三者機関は、事前相談への迅速な対応や国際的議論を国内で活性化することなどにより、事業者の消費者に対する個人データの利活用に関する説明責任と透明性を推進する役割を目指すべきと考えます。</p>
669	法人・団体	第3-Ⅲ-2	<p>マルチステークホルダープロセスの考え方を活かした民間主導による自主規制ルールの策定については賛成だが、複数の業界をまたぐ個人情報取扱事業者については、複数の自主規制ルールの適用を受けることとなり、各業界において異なる内容の自主規制ルールが採用されていた場合にはいずれに従うべきか判断に迷うことが想定されるため、業界、分野ごとに著しく異なる内容の自主規制ルールが策定されることがないように、自主規制ルールの大枠を第三者機関において定めることを検討してはどうか。</p>
670	個人	第3-Ⅲ-2	<p>ア 想定される2種類の自主規制方式</p> <p>大綱は「マルチステークホルダープロセスの考え方を活かした民間主導による自主規制ルールの枠組みを創設」を提言する。この自主規制ルールの内容は本大綱からは必ずしも明らかではないが、民間団体に自主規制ルールを策定させ、「当該ルールの対象事業者に対し必要な措置を行うことができる」ようにいわば法執行をもさせることを念頭においた上で、第三者機関が「ルール又は民間団体の認定等」を行う仕組みが想定されている(12頁)。</p> <p>この大綱の枠内でも多様な自主規制方式を採用しうるが、パーソナルデータに関する検討会での議論を踏まえれば、大まかに次の2つの自主規制方式が想定しうる。</p> <p>① 直接規制執行免除・自主規制型</p> <p>大綱で最も有力なモデルとして想定されているのは、直接規制執行免除・自主規制型であると思われる。すなわち、マルチステークホルダープロセスの考え方を活かしながら、改正後の個人情報保護法のルールの枠内で、これを具体化・詳細化する自主規制ルールを自主規制団体に制定させ、当該自主規制ルール又は自主規制団体を第三者機関が認定等をした上で自主規制団体を監視・監督する。そして、第三者機関により認定等を受けた自主規制ルールに参加する事業者は、自主規制ルールに従う限り、政府からの直接規制による執行の免除を受ける、という方式である。この方式は、アメリカのホワイトハウスが発表した「ネットワーク化された世界における消費者のデータ・プライバシー」(2012年)における消費者プライバシー権利章典の立法化提案等の海外法制をモデルにしているものと考えられる。</p> <p>② 直接規制・自主規制併存型</p> <p>次に有力なモデルとして想定されているのは、基本的な仕組みは直接規制執行免除・自主規制型と同様であるが、自主規制ルールに参加する事業者についても、政府による直接規制を免除しない方式がありうる。日本の法制では、景品表示法11条に基づく公正競争規約がこの方式を採用する(公正競争規約を遵守する事業者は基本的には政府による直接執行を受けることはないが、法律上、直接執行を免除されているわけではない)。</p> <p>イ 自主規制方式の機能条件 仮に現行個人情報保護法の直接規制方式の全部又は一部を取りやめて、自主規制方式を採用するのであれば、自主規制方式が機能するための前提条件を充足する必要がある。</p> <p>直接規制執行免除・自主規制型は、アメリカの最新の立法提案等を参考にすると考えられるが、アメリカ等と日本の法制度の相違点を考慮せずに自主規制方式を導入したとしても、自主規制は実効的に機能しない。例えば、アメリカの「ネットワーク化された世界における消費者のデータ・プライバシー」(2012年)では、個々の企業のプライバシーポリシー違反について FTC 法5条に基づく措置が自主規制の実効性確保措置として重視されるだけでなく、自主規制ルール違反についてまで FTC による取締りを強化する方針を打ち出している。これに対して、現行個人情報保護法及び大綱ではプライバシーポリシーが法的に位置づけられておらずプライバシーポリシーに対する行政によるエンフォースメントが不可能であり、FTC 法5条に相当する制度も存在しない。そのため、直接規制執行免除・自主規制型を採用した場合には、自主規制の実効性確保措置が不十分となり、結果的に個人情報やプライバシーが侵害されるおそれがある。仮に直接規制執行免除・自主規制型を採用するのであれば、FTC 法5条に類似する日本でも実現可能な課徴金制度を導入して自主規制の実効性確保措置をとるべきである。第三者機関による自主規制団体又は自主規制ルールの認定、監視、監督等のみでは、自主規制ルール違反そのものを自主規制団体以外の者が取り締まる方法がないため、自主規制ルールの実効性確保措置として不十分であり、このような立法で EU から十分な認定をとれるかも疑わしい。他方で、直接規制・自主規制併存型の場合には、現行の個人情報・プライバシー保護の水準を切り下げることにはならない。公正競争規約と同様に自主規制ルールが事実上、政府により尊重されるのであれば、パーソナルデータの利活用を図る事業者の予測可能性も十分に担保できる。パーソナルデータの利活用の観点から自主規制ルールに基づく加工方法等の手続を採用した事業者が政府による法執行をされるのは不当であるというのであれば、自主規制ルールに基づく個人特定性低減データについては「個人情報」等に該当しないことと法律レベルで整備すれば足りるのであって、自主規制ルール違反者への直接規制執行免除の理由にはなりえない。なお、公正競争規約による自主規制ルールを導入している景品表示法の下においても大規模な食品表示偽装問題が発覚し、景品表示法改正により課徴金制度が導入されようとしていることを考えると、直接規制・自主規制併存型を採用した場合であっても、課徴金制度の導入を積極的に検討すべきである。</p> <p>ウ 「3 民間主導による国境を越えたパーソナルデータ移転の枠組み」について 個人情報保護法制の国際的調和を図り、パーソナルデータの利活用を十分に行うためには、民間主導による国境を越えたパーソナルデータ移転の枠組みを創設することは望ましい。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
671	個人	第3-Ⅲ-2	<p>・意見 民間主導の自主規制ルール策定・遵守の枠組みは、情報通信技術の進展等に対する有効な手段と理解しています。しかし、情報通信技術の進展等は、自主規制ルールを策定した当初には想定しないようなプライバシー侵害を発生させる可能性もあります。従って、自主規制ルールを策定した民間団体は、定期的に、或いは第三者機関の指示に基づいて、最新の情報通信技術等に照らし合わせたうえで自主規制ルールに対するプライバシー侵害リスクを分析し、第三者機関に報告、或いは公表することを義務付ける必要があると考えます。また、自主規制ルールの遵守にも関わらずプライバシー侵害等の事案が発生した際には、第三者機関は自主規制ルール改善の指導・勧告を行うこととすべきであると考えます。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 民間主導による自主規制ルールの策定・遵守に加え、自主規制ルールのメンテナンスを行うことで、はじめて技術の進展に迅速に対応することができる制度の枠組みになると考えるからです。</p>
672	法人・団体	第3-Ⅲ-2	<p>・意見 加工方法や同意の取得方法に限らず、安全管理措置など各種ガイドライン等で規定されるような事項についても広く民間の知見を活用することを明記すべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 民間主導による自主規制ルールとしては、加工方法や同意取得方法に限られるものではなく、事業の実態や技術の進展等に対応できるよう、種々の場面で民間の知見を活用する仕組みが不可欠である。</p>
673	法人・団体	第3-Ⅲ-2	<p>パーソナルデータの利活用の促進と個人情報及びプライバシーの保護を両立させるため、マルチステークホルダープロセスの考え方を活かした民間主導による自主規制ルールの枠組みを創設に同意いたします。また、民間主導による自主規制ルール策定・遵守の枠組みについては、速やかなルール策定・運用のため、早期の第三者機関創設および具体的な認定方法等の明確化を求めます。</p>
674	個人	第3-Ⅲ-2	<p>・意見 マルチステークホルダープロセスによる自主規制の実効性を担保するため、第三者機関に立入調査、行政指導の権限を付与し、関与を明記すべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 ルール遵守の監視、違反者の取り締まりは、国家の強制力が必要である。</p> <p>[出典] 米国連邦取引委員会 「不公正又は欺瞞的行為又は慣行」(FTC法第5条(a))</p>
675	法人・団体	第3-Ⅲ-2	<p>事業者の負担の増大につながらないよう第三者機関の規制と、主務大臣の規制とが重複しないよう整理願いたい。</p>
676	法人・団体	第3-Ⅲ-2	<p>その実効性と事業者規制につき、大いなる疑義がある。 その理由は次のとおりである。 ①自主ルールを制定する民間団体は、業界団体であることを多いと思うが、そのような団体のない業界(名簿業者・セミナー業者等)においては、そもそも全く機能しないのではないかと。 ②自主ルールを制定する事業者団体があったとしても、ルールを制定するに大いなる負担がかかる。 ③自主ルールを第三者機関が認定するというが、これによって業界ごとの平準化がどこまで図れるであろうか。</p>
677	法人・団体	第3-Ⅲ-2	<p>保護すべき個人データの範囲やデータの匿名化の手法は、技術の進展が早いIT分野では、市場環境や競争条件に応じて変化することが予想される。このため、制度設計及び運用に当たっては、民間の柔軟性と独立した第三者機関が関与する直接規制とを効果的に融合させ、ビジネス環境の変化に応じて継続的に見直していかなければならない。また、独立した第三者機関の企業に対する権限行使の在り方によっては、企業活動が委縮してしまうおそれがある。そこで、業界団体の自主規制ルールの策定には第三者機関がしっかり関与し、自主規制ルールに参加した企業で、しかも当該ルールに合理的に従っていると認められる場合には、第三者機関による直接の権限行使を極力免除すべきである。一方、ビジネスモデルの変化が激しい今日では、複数の業種に跨るデータを組み合わせる利用することや他の業界へデータを提供することなどを含め、業界横断的な事業に取り組む事業も考えられる。このような状況下で業界ごとに異なる自主規制ルールが定められた場合、同じパーソナルデータであっても業界によっては保護の水準が異なるなど不合理な状況が生じたり、事業変化に際してどの業界ルールを適用すべきか混乱が生じたりすることが懸念される。そのため、業界団体による自主規制ルールが業界横断での個人情報の利活用を阻害することのないように、異なる自主規制ルールの不合理や混乱を解消する仕組みについても考慮しなければならない。</p>
678	法人・団体	第3-Ⅲ-2	<p>・意見 民間の団体による自主規制ルール以外にも、個々の事業者による自主的な取組みに対して第三者機関が速やかに認定する仕組みや、そもそも認定手続を経なくとも、事業者が安心してデータの利活用を進めることができるような第三者機関による大枠のルール作りが望まれるところである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 民間団体による自主規制ルールの枠組みに加え、「利活用の壁」を取り払うための環境整備も重要である。この点に関し、大綱5頁の「制度改正の趣旨」において、「グレーゾーンの発生・拡大のために、プライバシーに係る社会的批判な批判を懸念して、パーソナルデータの利活用に躊躇するという『利活用の壁』が出現しており」、この「『利活用の壁』を取り払い、これまでと同様に個人の権利利益の侵害を未然に防止し個人情報及びプライバシーの保護を図りつつ、新産業・新サービスの創出と国民の安全・安心の向上等のための利活用を実現する環境整備を行うこと」と明記されている。この点、新産業・新サービスの創出においては、他の事業者に先駆けてビジネス展開をすべきところ、業界団体での問題の共有やルール作り、更に、マルチステークホルダープロセスを経ることが必ずしも適当ではない場合も想定される。そして、このような新産業・新サービスにおいてこそ、「利活用の壁」は顕在化すると考えられる。よって、民間主導の枠組みを検討するにあたっては、民間の団体による自主規制ルール以外にも、個々の事業者による自主的な取組みに対して第三者機関が速やかに認定する仕組み(意見9で後述する第三機関の事前相談制度を併せて参照されたい。)や、そもそも認定手続を経なくとも、事業者が安心してデータの利活用を進めることができるような第三者機関による大枠のルール作りが望まれるところである。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
679	個人	第3-Ⅲ-2	<ul style="list-style-type: none"> ・意見 強制力を持つ措置であれば公的機関である第三者機関が必要な措置を行うこととしていただきたく存じます。罰則、課徴金、改善措置の実施命令等であれば特に第三者機関の所管の範囲としていただきたく存じます。 ・理由・根拠となる出典等 事業者が「措置」を争う手段として、公的機関であれば行政事件として手続きにのっとりた手段をとることになると考えられますが、民間団体の措置が不当である場合にどのような手段をとるべきか不明確であるためです。
680	法人・団体	第3-Ⅲ-2	<ul style="list-style-type: none"> ・意見 民間団体に属さずに事業を行う事業者が悪質な行為をした場合の措置について明確にすべきではないか。 ・理由・根拠となる出典等 第三者機関による法執行が、どこまで正しく及ぶのかという懸念がある。
681	法人・団体	第3-Ⅲ-2	<ul style="list-style-type: none"> ・意見 消費者と事業者が安心してデータの利活用を進めることができるように、第三者機関による自主規制ルールに関する指針やガイドラインの策定が必要ではないか。 ・理由・根拠となる出典等 民間団体に参加しないで、自主規制ルールに従わずに好き勝手なことをする悪質な事業者が出てくる懸念がある。
682	法人・団体	第3-Ⅲ-2	<ul style="list-style-type: none"> ・意見 業界横断したデータの利活用を進めるためには、第三者機関による一定基準の策定または適用すべき民間団体の自主規制ルールの判断基準が必要ではないか。 ・理由・根拠となる出典等 「業界・分野ごとの特性を踏まえてルールを策定する」とあるが、業際的な利活用を行う場合、現行の主務大臣制による各省庁ガイドラインの様に、どの団体のルールに従えば良いのか判断できないという問題が生じうる。
683	法人・団体	第3-Ⅲ-2	<p>民間主導による自主規制ルール策定・遵守の枠組みについて、早期に第三者機関による具体的な認定方法等が明確にされることは、業界団体のルール策定、ガイドライン策定が遅滞なく進められるようにするために重要である。また第三者機関等には、民間主導による自主規制ルール等の認定や民間団体の認定・監督等に加えて、情報提供や実証実験等を実施するための支援を行うことを求める。</p>
684	法人・団体	第3-Ⅲ-2	<p>共同規制を実効的なものとするため、自主規制を遵守している事業者へのインセンティブと遵守しない事業者への法規制の適用等の早期の明確化を求める。 法制度において意識の高い業界及び事業者の自主規制が促進されるセーフハーバー規定等のインセンティブと、実効性と安定性を担保する適度なエンフォースメントをもった仕組みが必要であり、官民が協力した共同規制のスキームを制度化することを求める。</p>
685	法人・団体	第3-Ⅲ-2	<p>(継続検討課題) 共同規制を実効的なものとするため、自主規制を遵守している事業者へのインセンティブと遵守しない事業者への法規制の適用等の早期の明確化を求める。</p>
686	法人・団体	第3-Ⅲ-2	<p>マルチステークホルダープロセスと第三者機関に関する記述全般</p> <p>マルチステークホルダープロセスへの監督官庁の参画制度運用において、マルチステークホルダープロセスが非常に大きな役割を担うことになる。本考え方については大いに賛同するものの、閉じたグループによる手前勝手な自主運用ルール(「オレオレ」ルール)とでも呼ぶべきか)とならないようにするためには、第三者機関の関与が重要となる。</p> <p>しかし、あまりに第三者機関による「規制」が強い場合、自主規制ルールが形骸化する恐れがあるため、各ステークホルダーの意見が反映される制度運用を要望する。第三者機関と監督官庁による重複規制の弊害が解決できるのであれば、各業界の特性を捕まえたルール作りのために、当該業界の監督官庁をステークホルダーの一つとして加えることも考えられる。</p>
687	法人・団体	第3-Ⅲ-2	<ul style="list-style-type: none"> ・意見 民間団体の業界特性に応じた自主規制ルール策定を第三者機関が関与し認定することには賛同するが、当該ルールや民間団体認定のためのプロセスが重厚・長期とならないよう、第三者機関による認定基準は十分に依拠可能な具体性のある内容として迅速に策定し、遅くとも改正法施行前までに公表されたい。 また、第三者機関と各府省の主務大臣との役割の明確化を図る中で、「通信の秘密」等、他の法律の保護対象でもあるデータについては、その利活用の推進と保護を適切に実現するため、重畳的な法執行を回避した役割分担が必要である。 ・理由・根拠となる出典等 民間団体が、第三者機関の認定を待たず、自主規制ルールを準備し、改正法施行時点でジャンプスタートできるよう認定可否の予測可能性を高めるべき、また、重畳的な法執行を回避し、事業者や民間団体のコンプライアンス対応コストを最小限にすべきだから。
688	個人	第3-Ⅲ-2	<p>民間主導による国境を越えたパーソナルデータ移転の枠組み</p> <p>第三者機関が、その模範となるべきである。また、第三者機関への権力の明確化を望む。 各省庁におけるガイドライン改訂が進まない現状を鑑みれば、第三者機関に、ある一定の決定権を付与すべきと考える。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
689	法人・団体	第3-Ⅲ-2	<p>医療等に関する個人情報保護の責務を負う者の範囲</p> <p>「本大綱」においては、マルチステークホルダープロセスの考え方を活かした民間主導による自主規制ルールの特長を創設することとする。と記載されている。</p> <p>しかし、医療等情報の重要性からも、現在の条例やガイドライン等におけるバラバラの対応は改善しなければならず、自主規制ルールにおいても同様と考える。</p> <p>すなわち、医療機関等の個人情報取扱事業者のみならず、国、市町村国保、健康保険組合、関連民間業者等、医療等情報を取扱う全ての者を「医療等に関する個人情報保護の責務を負う者」の対象と位置づけ、個人情報保護法において各々の責務を明確化すべきである。</p>
690	法人・団体	第3-Ⅲ-2	<p>マルチステークホルダープロセスの考え方を活かした自主規制ルール等を活用することについては、個人情報保護に関する適切かつ柔軟な取組を前進させる上で期待できる。しかしながら、特に保有個人データ以外の大量の個人データを委託等によって取り扱う情報サービス事業者においては、消費者等のステークホルダーとの直接の接点を持つ事案が乏しいことから、対象となるステークホルダーの範囲については、固定された考え方が通用するものではなく、運用に当たって、多様な考え方を持つ消費者（データの主体）の一部を代表者として参加させることが必ずしも適当ではない。</p> <p>また、我が国においてマルチステークホルダープロセスを活性化させるためには、事業者はもとより消費者がデータの利活用に伴うリスクの正しい認識を持つとともに、個人の利益と社会全体への効用を理解することが必要不可欠であり、自主規制ルールの形成に向け、情報収集力と発言力を備えた消費者層の更なる重厚化を目指さなければならない。</p>
691	法人・団体	第3-Ⅲ-2	<p>印刷事業者は、様々な業界・分野の得意先から印刷等に係る業務を行っています。“得意先の業界・分野の自主規制ルール”についても遵守することが義務づけられるので、自主規制のルール策定にあたり、『自主規制ルール策定のためのガイドライン』（仮称）を作成いただき、各業界・分野ごとに策定するルールの基となる項目や記載内容がバラバラにならないようにしていただきたい。</p>
692	法人・団体	第3-Ⅲ-2	<p>自主規制ルールは、民間団体が策定し、第三者機関が認定等を行うこととされている。損害保険分野の現行の自主規制ルールも、今後第三者機関による認定の対象になると思われるが、法令等の改正にあわせ当該ルールの修正およびそれを受けた実務の変更が必要となることも想定されることから、新たな制度の施行にあたっては十分な準備期間を設定するなど実務への影響に十分に配慮した対応をお願いしたい。</p>
693	個人	第3-Ⅲ-2	<p>The introduction of multi-stakeholder process in the report is an encouraging step and goes hand in hand with the changing model of Internet governance worldwide. Proper representation from all concerned stakeholders should be ensured for the process to meet its objectives.</p>
694	個人	第3-Ⅲ-2	<p>・意見 第3 Ⅲ 2 について、民間の自主規制ルールではなく、漏洩時の罰則、被害者への補償、企業（組織）への継続的な審査を伴う立法を検討してください。 審査については、現行のISMS（ISO 27001）に準じるようお願いします。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 万一、個人情報漏洩した場合、ベネッセの事例でも明らかなように、完全なデータの回収は不可能です。つまり、被害者は半永久的に個人情報が晒された状態となり、生涯にわたり、様々な被害を受け続ける可能性があると考えます。被害の内容や大きさも情報通信技術の進展により、刻一刻と変化していくでしょう。世界に個人情報がばらまかれることにもなりかねません。 個人情報というものはそれほど重要であり、漏洩時の被害も想定不可能であることから、慎重かつ繊細に取り扱ってほしいと思います。 また、個人情報漏洩の原因は、半数以上が企業（組織）による過失です。</p> <p>（下記※1）</p> <p>個人情報の保護対象や取扱いのルールを国民への説明義務もない、そして、事故が起きた場合に、何の責任も罰則ももたない民間・第三者機関へ委ねることには大きな不安があります。 そして、現行のISMS（ISO 27001）に準じることで、速やかな制度設計とグローバル化への対応が可能と考えます。</p> <p>※1: IPA作成の情報漏洩対策のしおり2014年7月1日（第7版）より</p> <p>「図2 個人情報漏洩原因の件数割合」</p>
695	個人	第3-Ⅲ-2	<p>第3 制度設計 I 目的・基本理念 Ⅲ 基本的な制度の枠組みとこれを補完する民間の自主的な取組の活用 2 民間主導による自主規制ルール策定・遵守の枠組みの創設</p> <p>に、～消費者等も参画するマルチステークホルダープロセスの考え方～。 とあるが、もう少し分かりやすく説明すべき。</p> <p>そもそも、統一見解がまとまりにくいので、運用では苦労することが目に見えている。 消費者側も形式的に参加していることとなり、結果同意したと自動的にみなされてしまう危険性を感じる。 あくまで、個人の問題なのだから業者は手抜きせずに個人に承諾を得ることをすべき。</p>
696	法人・団体	第3-Ⅲ-2	<p>“パーソナルデータの利活用”の事例（どうい場合が○で、どうい場合が×）があれば、自主規制ルール策定に役立つと考えます。『自主規制ルール策定のためのガイドライン』（仮称）に記載していただきたい。</p>
697	個人	第3-Ⅲ-2	<p>・意見 民間団体が行える「措置」を明確にさせていただきたく存じます。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 民間の団体にどれほどの権力を持たせるのか疑問であるためです。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
698	個人	第3-Ⅲ-2	<p>・意見 自主規制ルールを策定する「民間団体」と現行法上の「認定個人情報保護団体」との役割の違いを明確にさせていただきたく存じます。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 現行法上の認定個人情報保護団体は、今後も継続して存在することになると考えられますが、これと民間団体との役割がどのように異なるかが明確にする必要があると考えます。 また、認定個人情報保護団体も民間団体と同様の役割を担うのであれば、その旨を明記すべきと考えます。</p>
699	個人	第3-Ⅲ-2	<p>・意見 現在ベネッセの個人情報大量漏えいが日々拡大している中、民間を含め自主規制ルールには限界がある。総務省のビッグデータ事業ですら試験段階にあり、現時点での本パーソナルデータの利活用に関する制度改正（以下「本改正」）への整備の不十分さと内容の曖昧さが解決できていない以上、国民の利益とは相反する事態を招きかねない。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 上記「意見内容」にて述べたとおり。</p>
700	法人・団体	第3-Ⅲ-2	<p>・意見 消費者委員会の意見に同じ。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 消費者委員会の意見に同じ。</p> <p>注：本意見における「消費者委員会の意見」とは平成 26 年7月 15 日に内閣府消費者委員会が発表した『「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に関する意見』（http://www.cao.go.jp/consumer/iinkai/2014/166/doc/20140715_iken.pdf）を指す。</p> <p>2 民間主導による自主規制ルール策定・遵守の枠組みの創設 大綱は、パーソナルデータの取扱いについて、法律では大枠のみ定め、具体的な内容は政省令、規則及びガイドライン並びに民間の自主規制により対応するとし、「マルチステークホルダープロセス14の考え方を活かした民間主導による自主規制ルールの枠組みを創設」し、業界の特性に応じた具体的な運用ルールや法定されていない事項に関する業界独自のルールの策定を認め、「第三者機関は当該ルール又は民間団体の認定等を行うことができる」とし、認定等の実効性の確保に第三者機関が関与する枠組みを提言している。 この点、パーソナルデータの利活用の促進と個人情報等の保護を両立させるためには、自主規制ルール策定過程への消費者の実質的な参画により、消費者保護の観点を担当すべきである。その際、情報技術に関する事業者と消費者との間の情報格差を埋めるために、プライバシー保護の専門家を加えるべきである。また、行政機関である第三者機関が自主規制ルールの最低限の規律を示すガイドラインを定めるとともに、自主規制ルールではあらゆる分野を網羅することは不可能であることから、自主規制ルールがない分野にも同ガイドラインが適用される必要がある。</p>
701	個人	第3-Ⅲ-2	<p>・意見 「自主規制」という用語の代わりに、「自律規制」という用語を使用することを提案する。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 「自主規制」より「自律規制」という言葉の方が、規制対象事業者間での監視と注意実施等の自律を促し、個人情報及びプライバシーの保護について積極的に取り組む姿勢を喚起すると考えるため。 なお、韓国の個人情報保護法(*3)にも同様の規定があり、本大綱上の「自主規制」に相当する語として、「自律規制」という漢字語表現を使用している。 *3: http://www.law.go.kr/lsEfInfoP.do?lsiSeq=152302#0000</p>
702	個人	第3-Ⅲ-2	<p>民間主導による自主規制ルール策定・遵守の枠組みの創設（12頁）：民間主導の自主規制ルールでは十分でないことは、今般のベネッセ事件の経過をみても明白である。罰則付きの強制力のある規制とすべき。</p>
703	法人・団体	第3-Ⅲ-2	<p>「マルチステークホルダープロセスの考え方を活かした民間主導による自主規制ルールの枠組みを創設する」にあたって、情報技術の専門家集団の意見が必ず参照されることを望みます。パーソナルデータに関する技術は専門細分化が著しく、適切な技術的助言が欠かせません。例えば、OECDでセキュリティ・プライバシを担当するWPSDE部会では、ステークホルダーとして情報技術の専門家集団であるITAC (The Internet Technical Advisory Committee)が加わっています。当学会も、情報技術の専門家集団として協力は惜しみません。</p>
704	法人・団体	第3-Ⅲ-2	<p>・意見 「現行の主務大臣が有している認定個人情報保護団体」にJIPDECは含まれますか。 第三者機関が想定する認定業務と、現在JIPDECが運営するプライバシーマーク制度における認定業務とのすみ分けと、当該制度（プライバシーマーク認証取得組織）への影響について見解をお聞かせください。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 プライバシーマーク制度（日本情報経済社会推進協会（JIPDEC））</p>
705	法人・団体	第3-Ⅲ-2	<p>・意見 業界を跨がるパーソナルデータの自主規制と、業界団体に入っていない企業などの取り扱いを大綱において明確にすることが強く望まれる。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 法律で大枠を決め、政省令、規則、ガイドラインに加えて、民間自主規制を積極的に利用することは有用だが、業界団体などが民間自主規制を作る場合はその業界に閉じてしまう。一方、ビッグデータの活用は複数業界を跨がることも多い。このように業界を跨がるパーソナルデータにおける自主規制が大綱では明確になっていない。また、業界団体に入っていない事業者の取り扱いも大綱では明確になっていない。なお、ベネッセによる個人情報漏洩事件があったが、ベネッセの主張によると、業界の標準よりも、厳格なセキュリティ管理を実施していたとしている。これは逆に言うと、業界の標準的な個人情報の取り扱いでは大量流出を含む事故は防げないことになる。仮に自主規制に頼るのであれば、自主規制の実効性を第三者機関などが監督できるようにしておくべきと言えよう。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
706	法人・団体	第3-Ⅲ-2	大綱は民間団体による自主規制ルール策定に期待をしているが、低減データの加工方法の項でも述べたが、既存の業界団体以外の分析、特に新しく誕生する分野で民間団体は速やかに設立できないのではないかと懸念が残る。また、マルチステークホルダープロセスの考え方に基づいたとしても、完全に中立性を保てるのか疑問が残る。多くの公正取引協議会が解決できないでいるアウトサイダー問題もある。これらは、第三者機関が関与することで、実効性を確保するとされているが、民間団体に加わらない個別事業者の監視指導は容易ではない。ただし、技術の進展やサービスの改革などに迅速に対応するためには、民間のリーダーシップを否定するものではない。
707	法人・団体	第3-Ⅲ-2	<ul style="list-style-type: none"> ・意見 自主規制団体への加入は自由であり、運用としても、非加入事業者に不合理な差別的取扱い等をしないようにすることを明らかにすべきである。 ・理由・根拠となる出典等 自主規制団体が強制であるとの運用が事実上なされた場合は、自主規制団体のルールが事業の参入障壁や多様な技術等の活用の障害になる可能性にも十分留意する必要がある。
708	法人・団体	第3-Ⅲ-2	<ul style="list-style-type: none"> ・意見 民間主導による個人情報保護及びプライバシーの保護の枠組みの創設について、複数の民間主導のガイドラインに関して整合性や、事前相談に加え事前審査をするなど実施方法についても十分に配慮すべきです。 ・理由・根拠となる出典等 これまでの個人情報保護法制では業界ごとに示されたガイドラインによる明確化が行われてきました。本大綱では民間主導の新たな枠組みの創設を想定しています。民間主導の枠組みは積極的に推進すべきと考えますが、懸念事項があります。 すなわち、主導する民間団体として工業会等の団体が想定されますが、各団体は必ずしも分離された分野を担当するわけではなく隣接する関係にあります。これらの民間団体間での整合性が十分に確保されないと、(1)本来的に有用な民間主導のガイドライン等が採用されず、より簡易な民間主導のガイドライン等が多く利用され、制度実効性が確保されない、(2)新規ビジネスにおいて複数の民間主導のガイドライン等に抵触する結果、全ての条件を満たすことが出来なく、結局のところビジネス展開できないことが想定されます。そのため、複数の民間主導のガイドラインの整合性に関して十分に配慮すべきです。 特に、民間主導のガイドラインに準拠してビジネスを実施したところ、錯誤であったために別のガイドラインが適用されることになると、直接的な被害の他に社会的な被害を受けることが想定されます。そのため、大綱において事前相談の業務を行うことがあることに加えて、事前審査をするなど実施方法にも十分に配慮すべきです。
709	法人・団体	第3-Ⅲ-3	<ul style="list-style-type: none"> ・意見 越境データについての制限の最小化 ・理由・根拠となる出典等 ACCIは、各企業が遵守すべき適切なガイドラインを定めた第三者機関による認証プロセスに基づいた、認証制の国境を越えた情報流通体制を確立するとする検討会の方針を歓迎する。ACCIは、このようなマーケットベースのアプローチは自由貿易をさらに活性化し、外国政府との相互承認へ貢献し、データの扱いについての日本政府の保護主義的対応への懸念を緩和すると考える。特定の領域、例えば、国家安全保障や特別なガイドラインが必要となるものなどは、別の規制にゆだねられるべきである。越境データの制限を最小限とするという政策は、アジア太平洋経済協力(APEC)。環太平洋パートナーシップ(TPP)などの地域的・世界的なフォーラムで、このエリアについて他の国、地域等から提案される障壁に対して、日本がより効果的に自国の主張を展開することを可能にする。
710	法人・団体	第3-Ⅲ-3	パーソナルデータの国外移転を行う上で、「パーソナルデータ」の定義が国内外で異なる懸念がある。保護対象となるパーソナルデータの定義は、国内外で統一しなければならない。
711	法人・団体	第3-Ⅲ-3	「相手当事国が認めるプライバシー保護水準との適合性を審査して認証する業務」においても、前項と同様に情報技術の専門家集団の意見を必ず参照するよう願います。もちろん、当学会は全面的に協力します。また、認証業務は、国際的に認められた枠組みに則って行われるべきと考えます。
712	法人・団体	第3-Ⅲ-3	第三者機関の認定を受けた民間団体による相手当事国が認めるプライバシー保護水準との適合性を審査、認定する枠組みの創設について、同意いたします。 国際競争力の観点やインターネット、スマートフォン普及による複数国にわたりサービスを提供する事業者の増加の観点から、グローバル対応は早急に対応すべき課題となっているため、海外関係機関と協力した認定団体の早期創設を希望いたします。
713	法人・団体	第3-Ⅲ-3	<p>ここでも民間団体にすべてを押し付けるようであるが、以下で述べるように機能不全に陥る可能性がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①自主ルールを制定する民間団体は、業界団体たることを多いと思うが、そのような団体のない業界(名簿業者・セミナー業者等)においては、そもそも全く機能しないのではないかと懸念がある。 ②自主ルールを制定する事業者団体があったとしても、ルールを制定するに大いなる負担がかかる。 ③自主ルールを第三者機関が認定するというが、これによって業界ごとの平準化がどこまで図れるであろうか。
714	法人・団体	第3-Ⅲ-3	<ul style="list-style-type: none"> ・意見 データの移転については、その目的及び講じられているセキュリティ手段などを考慮したうえで、情報の流通を目的としたデータの移転の場合とは明確に区別した、妥当の範囲での規制の枠組みが検討されるべきである。 ・理由・根拠となる出典等 国内のデータセンターに保管されているパーソナルデータが含まれるデータベース全体が、バックアップのために海外のデータセンターに複製される場合があり、これも国境を越えたパーソナルデータ移転の一形態とみなされる可能性があるため。
715	法人・団体	第3-Ⅲ-3	<ul style="list-style-type: none"> ・意見 「民間主導による国境を越えたパーソナルデータ移転の枠組み」の創設については、国境を越えたパーソナルデータの円滑な移転を実現するための取組みであり、強く賛同する。 特に、移転規制が厳しいEUに対して、このような枠組みの早期実現に向けた政府の積極的な働きかけを期待する。また、APECの越境プライバシールール(CBPR)についても引き続き推進をお願いしたい。 ・理由・根拠となる出典等 特にEUからのデータ移転に関して、データ保護シール等の認証制度に基づくデータ移転に道を開く枠組みとして重要である。

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
716	法人・ 団体	第3-Ⅲ-3	事業者が円滑に移転を実現できるよう、相手当事国となることが想定される主要な国々における個人情報の保護に関する法令の内容については、第三者機関において調査を行いホームページ等で情報を公開する方法により、あらかじめ事業者において認識できるような枠組みを検討していただきたい。
717	個人	第3-Ⅲ-3	<p>・意見 認証を受けるとどのような法的効果が生まれるのか、また、認証を受けた場合と受けない場合との違い（メリット・デメリットなど）を明確にさせていただきたく存じます。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 認証の効果が不明確なためです。</p>
718	法人・ 団体	第3-Ⅲ-3	<p>・意見 国境を越えたパーソナルデータ移転の枠組みが検討されているが、認定により相手当事国への移転が担保されることは明確になっておらず、第三者機関において、相手当事国が認めるプライバシー保護水準の具体的な内容および満たすための要件などを示すべきではないか。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 相手当事国が認めるプライバシー保護水準との適合性を認証されても、それによって相手当事国に受け入れてもらえるのか不明であり、規制だけが強化される懸念がある。</p>
719	法人・ 団体	第3-Ⅲ-3	APEC越境プライバシールールには大きな期待はしつつも本制度が他国からの評価を得られなければ機能しないと考える。他国から評価をうけるために政府がなすべきこととスケジュールをご提示いただきたい。
720	法人・ 団体	第3-Ⅲ-3	<p>・意見 「相手当事国が認めるプライバシー保護水準」ではなく、「我が国及び相手当事国の双方が認め適用するプライバシー保護水準」とすべきである。また、かかるプライバシー保護水準の設定にあたっては、当事国以外の国や地域との間で取り決められた水準との調和や、理想的には国際的整合性にも配慮したものとすべきである。 また、相手当事国との間でプライバシー保護水準を交渉し設定する我が国の責任機関は第三者機関であり、水準の交渉・設定とともに、この水準に基づいて相手当事国事業者の適切なデータ移転について監視・監督を行うことを明確に記述すべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 この箇所は、主に対EUとのデータ移転を想定して記述されたものと思われるが、本来、国と国との交渉に基づく水準設定は、当事国双方から見て十分性があると認められ、双方向のデータ移転に対して当事国双方が適用できるものとするべきであるところ、大綱の記述では我が国が一方的、片務的に水準を遵守するようになっていると思われる。 また、当事国毎にプライバシー保護水準を設定することは、国によって異なる水準が適用されていく可能性があり、多国間で円滑にデータ流通が行われることを阻害するおそれがある。この種の他国・他地域とのデータ移転にかかるプライバシー保護水準を定めたものとしては、既にAPEC/CBPR※注システムがあり、これとの調和にも配慮する必要がある。 プライバシー保護水準は、基本的には当事国双方とも国の法規則で定められており、水準に関する交渉は国の機関レベルで行うべきであり、またその水準に基づく双方の事業者の監視・監督も国の機関が行うべきである。</p> <p>※注：Asia-Pacific Economic Cooperation / Cross-Border Privacy Rules (APEC越境プライバシールール)</p>
721	法人・ 団体	第3-Ⅲ-3	<p>・意見 民間団体の認定については、既に現法律に認定個人情報保護団体の規定がある。したがってプライバシー保護水準との適合性を審査して認証する業務を行う民間団体の認定については、改めて民間団体の認定規定を法定化する必要はなく、認定個人情報保護団体の規定を活用すべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 この枠組みの創設は、主に対EUとのデータ移転を想定したものと思われるが、まず認証を行う民間団体の認定を新たに法定化する前に、EUとの間で改正保護法では十分ではないのか、改正保護法が十分でない場合には別途プライバシー保護水準を設定すれば罰則等の執行力も含め十分性を担保できる可能性があるのか等の見通しが必要である。こうした見通しがなければ、この認定規定を法定化しても新たな認定事例が発生しない可能性がある。 一方、このような他国・他地域とのパーソナルデータ移転に関するプライバシー保護水準への適合性を審査、認証するものとしては、既にAPEC/CBPRシステムがあるが、この水準への適合性を認証する機関の認定としては、認定個人情報保護団体の規定を用いることになっている。国境を越えたパーソナルデータ移転の枠組みは、これと同一のものであることから、改めて民間団体の認定規定を法定化せずとも現行の認定個人情報保護団体規定で対応することが出来るのではないかと考える。 なお、相手国が認めるプライバシー保護水準との適合性審査・認証業務は第三者機関の機能を補完するものであることから、個人情報の適正な取扱い確保にかかる苦情処理や情報提供といった公益的業務を行う認定個人情報保護団体が、その業務を行うにふさわしく、国内外シームレスに適正なプライバシー保護を事業者に促す意味でも適格性を備えている。</p>
722	法人・ 団体	第3-Ⅲ-3	<p>・意見 パーソナルデータの利活用によるイノベーションには、国境を越えたデータ流通は重要な要素です。かつ、災害への備えやサイバー犯罪からの保護を考えた場合には、データは特定の地域に集中して保管すべきではありません。したがって、こうした観点からも越境データ移転に行き過ぎた制限を設けるべきでないことを大綱文言上も明らかにすべきです。その上で、安全管理のために「契約の締結等の措置」を講ずるにあたっては、「契約の締結『等』」とあるとおり、「措置」には、契約締結に限らず、技術的なセキュリティ措置が施されている場合も含むことを明らかにすべきと考えます。 また、第三者機関が関与しない場合でも、我が国も参加しているAPEC CBPR への準拠をもって越境移転が可能であることを文言上も明らかにすべきであると考えます。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 現状の文言では、パーソナルデータの円滑な移転を実現するとしながらも、原則として第三者機関が関与しない限り越境移転が認められないように読めますが、それは現状運営されているサービスに支障をきたすと言わざるを得ません。また、越境移転の手続きを重くすると、契約締結や技術的措置による民間の自主的な努力に基づく取り組みによる安全なデータの越境移転に支障をきたす恐れもあると考えられます。さらに、現状の大綱の文言では、第三者機関の承認といった別途の規制によって、せっかく我が国の参加が認められたAPEC CBPRの枠組みが十分に活かされない恐れがあると考えます。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
723	法人・団体	第3-Ⅲ-3	<p>第三者機関の認定を受けた民間団体が、国境を越えて情報流通を行おうとする事業者に対して、相手当事国が認めるプライバシー保護水準との適合性を確認することについては賛成する。</p> <p>しかし、認証されていない相手当事国への情報移転が制限されることとなるのであれば、パーソナルデータの国境を越えた利活用が阻害されることになるため、反対する。</p>
724	法人・団体	第3-Ⅲ-3	<p>・意見 認定を受けるために達成すべき水準が国ごとに大きく異ならないよう、また、国内で取得した認定が円滑に受け入れられるよう、国際動向を見極めた国内制度を作ると同時に、相手国との交渉に際しては国際的に標準とされる内容での合意形成を前提として進めていただくことを望みます。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 グローバル化が企業の生き残り条件になりつつある現在、できるだけスムーズに海外進出や提携ができる必要があります。複数国、地域に進出する日本企業の負担が過度にならないようにする必要があります。</p>
725	法人・団体	第3-Ⅲ-3	<p>「民間主導による国境を越えたパーソナルデータ移転の枠組み」は、海外のパーソナルデータを日本に持ち込む場合を想定したものと理解するが、第三者機関から認定を受けた民間団体による認証を得ることにより相手国の法令・規制等をクリアするのかが不明である。第三者機関から認定を受けた民間団体による認証を得ることに加えて、さらに民間団体または事業者が相手国の承認を得る手続きも別途必要となるといったことがないようにしていただきたい。また、我が国の今後整備される規制が諸外国に比べて遜色ないものであることが、各国の政府機関等で正しく理解されるように、内外の関係機関との適切な連携をお願いしたい。</p>
726	法人・団体	第3-Ⅳ-1	<p>① 個人情報の保護対象の見直しについては「技術の進歩や新たなパーソナルデータの利活用のニーズに即して機動的に行うことができるよう措置する」とあります。グレーゾーンを解消することは必要と考えますが、保護の対象となる「個人情報」等の定義の該当性については第三者機関が解釈の明確化を図るとしていることから、第三者機関には消費者保護に詳しい有識者並びに消費者代表も参加するべきと考えます。</p>
727	個人	第3-Ⅳ-1	<p>① ・意見 「監視」という言葉は広辞苑には、悪事が起らないように見張る とされております。この文言を削除ないし変更し、「指導・連携」といった表現にされたい。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 現行法における認定個人情報保護団体の位置付けは、当該分野において活動を行う民間団体による個人情報の保護を推進することを目的としております。「認定個人情報保護団体の認定の申請等の手続についての指針」においても第1条に民間団体による自主的な取り組みを支援するための制度であるとも解説されております。私共公益社団法人東京グラフィックサービス工業会は平成16年より10年間、認定個人情報保護団体としてまたプライバシーマーク付与の審査機関としても活動してきております。消費者からの苦情・相談にも真摯に対応し、会員企業への個人情報保護の重要性を訴え、啓発、広報活動を続けて参りました。法改正において、監視・監督されるというのは納得がいきません。というより、認定個人情報保護団体は“監視・監督”されるような立場なのでしょうか、行政府は認定個人情報保護団体をどのように捉えていらっしゃるのか疑問に思えてなりません。監視・監督という文言よりも指導・連携・監督という表現にはならないでしょうか？</p>
728	個人	第3-Ⅳ-1	<p>① 「第三者機関」への期待と重要性がとみに論議されておりますが、大綱においては、認定個人情報保護団体を特定個人情報保護委員会の所管に置くことが、13/17ページ(2)権限・機能等の項にも認定個人情報保護団体に対する権限・機能を有することと記載されています。認定個人情報保護団体の一員として、団体としての性格と役割は、主務大臣の下に認定されている現行法では、当該分野における保護の推進となっており、当会は経済産業省の指導下にあることに矛盾を感じてはおりません。今回の大綱において各種産業、各分野を横断的に全て“監視・監督”することが第三者機関で実行できるか、疑問でもあります。</p>
729	個人	第3-Ⅳ-1	<p>① ・意見 第三者機関の位置付けを明確にするべきと考えます</p> <p>・理由・根拠となる出典等 第三者機関の位置付けが曖昧に思えます。事前の立法と自主規制を重視するのか、事後的に第三者機関がサンクションを課することができるのかで考え方が大きく異なると考えます。後者の場合、一定の強制力を持った捜査権限などが必要になると考えます。</p>
730	個人	第3-Ⅳ-1	<p>① 第三者機関の業務については、事業者が当該パーソナルデータの活用に関する事業を終了した際のデータの取り扱い、事業者が解散・倒産・被買収された際の監視監督を加えるべきである。</p> <p>また、一般に複数の情報源から得たデータを照合することで「個人の特定性」が高まることと、それを個々の個人がデータ収集/提供時に予測できないことから、事業者定期的に保有するソース別のパーソナルデータのリストを報告させるべきである。</p>
731	個人	第3-Ⅳ-1	<p>① 現行の個人情報保護法が目的に照らして不十分なのはその通りであり、法改正の方針そのものに反対することはないが、その法改正を消費者・ネット利用者から見て十全なものとし、真に守られるべき個人情報をきちんと守る形にするという観点から以下のことを求める。</p> <p>○第三者機関・委員会の透明性及び公平性を確保すること ・各種の認定等を行う第三者機関・委員会は全議事を原則公開するとともに、開催翌日までに委員名つきでその発言概要を含む議事内容及び資料がネット公開されるようにし、その透明性を十分な形で確保するべきである。</p> <p>・第三者機関・委員会は原則学者によって構成し、ビジネス利用ばかりが先に立って個人の権利がないがしろにされるようなことがないようにするべきである。</p> <p>・立入検査も行うことができるような非常に強い権限を有する第三者機関・委員会の人事は国会同意人事にするべきである。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
732	法人・ 団体	第3-IV-1	<p>① 第三者機関の設置の趣旨は「パーソナルデータの保護と利活用」の「バランス」より「推進」である（本大綱第3 IV 1 (1)）。そこで、仮に主務大臣が業界の実態にそぐわない過剰な規制（例：個人の氏名等も扱う銀行と匿名情報のみを扱う電子マネーを同レベルの厳しさで規制する等）を設けた場合には、第三者機関の権限として主務大臣に対して規制の実態に合わせた調整を行うように勧告を行うことができるようにすべきであり、新法の制定及び運用に当たっては、必要な手当てを行うべきである。</p> <p>具体的には、</p> <p>ア. 第三者機関の構成員には各業界の事業者等、事業の実態を理解した関係者を参加させることを前提として、</p> <p>イ. 第三者機関の権限として主務大臣への勧告権限等をもたせることにより事業実態を踏まえた規制を行うように促すなどの手当てを行うべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等</p> <p>(1) 概要 第三者機関の設置の趣旨は、本大綱第3 IV 1 (1)によれば、「専門的知見の集中化、分野横断的かつ迅速・適切な法執行の確保により、パーソナルデータの保護と利活用をバランスよく推進するため」とされる。 このような目的を果たすためには、以下 (2) 及び (3) について、新法の制定及び運用に当たっての必要な手当てを行うべきである。</p> <p>(2) 構成員の選定 本大綱第3 IV 1 (1)において、第三者機関については、「委員を増員し、パーソナルデータの保護に配慮しつつ、その利用・流通が促進されるようバランスのとれた人選が実現できる要件を定めるとともに、専門委員を置くことができることとする。」とされている。 パーソナルデータの利活用に関する分野での情報処理技術やマーケティング技術の進展は急スピードで進んでおり、事業の実態を踏まえ「その利用・流通が促進される」ためには、各種の事業分野に習熟した事業者や事業者団体等の関係者も構成員とすべきである。 第三者機関の構成に適切な配慮を行うことによって、事業実態を反映し適切なパーソナルデータの利活用が図られると考える。</p> <p>(3) 主務大臣への勧告権限を第三者機関に付与すること 第三者機関については、その構成員として多様なステークホルダーが参加し、事業実態等を反映したものであるから、従来の主務大臣の視点にとらわれずパーソナルデータの保護と利活用のバランスを調整することが求められる。 このような観点からは、従来の主務大臣の設定したガイドライン等についても、各業界分野の規制内容として実態と乖離したものとなってしまいパーソナルデータの利活用に関する創意工夫を妨げるものになってしまうのであれば、その規制内容につき適宜見直しを行うよう促すことが第三者機関の役割として期待されるべきところである。 特に、当該業界分野に関するガイドラインが、企業の規模や扱うパーソナルデータの保護の必要性等を考慮せずに一律かつ形式的なものとなってしまっている場合には、パーソナルデータの保護の必要性にも配慮しつつ、事業実態に沿ったガイドラインになるように勧告することのできる権限を付与すべきである。</p>
733	法人・ 団体	第3-IV-1	<p>① 第三者機関の設置については支持できるが、当該機関に権限等を集中させ、あらゆる事業者（事業者の範囲が飛躍的に拡大することは小規模事業者の件数要件を撤廃することにより明白である）を監督させることとなると、大規模な省庁を新たに創設することになるが、現実的に可能なのだろうか。人材や予算を考えると不可能ではないかとも思われる。</p>
734	個人	第3-IV-1	<p>① ・意見 第三者機関の設置目的として「パーソナルデータ関連ビジネスの公正と信頼の確保」を法案に明記する。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 改正法が想定する第三者機関は、ときには民間のビジネスを停止させるほどの、強力な執行権限を持つ。そうした権限を法律で機関に委任するに当たり、設置目的を明記することは、第三者機関の決定に一定の縛りと、法的な正統性を与えることになる。 今の大綱では、設置目的として「パーソナルデータの保護及び利活用をバランスよく推進すること」を掲げている。だが、これはルールの線引きを決める基本理念にはなり得ない。保護と利活用のバランスをどこに置くかは、それぞれ人ごとに千差万別だからだ。 具体的には、パーソナルデータ関連ビジネスで“市場の失敗”を生まないよう、公正と信頼に基づいた競争環境を整備することを、第三者機関の設置目的とする。市場の失敗とは、消費者の同意なくこっそりとデータを収集する企業が勝者になり、消費者はみなプライバシー侵害におびえてデータを出さなくなること。これでは、ビッグデータの利活用など絵に描いた餅になってしまう。 「公正と信頼」というキーワードは、日本の消費者のプライバシー保護感情とも整合性がある。例えば、JR東日本によるSuica乗降履歴販売の問題では、多くの利用者がTwitter上でデータの第三者提供に怒りを示した。その多くはデータの活用そのものに拒否反応を示していたのではなく、データを「利用者に無断で」提供したことに怒っていた。この時点で、公正なデータ活用をめぐる事業者と消費者の信頼が崩れた、とみなされたといえる。</p>
735	法人・ 団体	第3-IV-1	<p>① パーソナルデータの保護と利活用をバランスよく推進するため、独立した第三者機関を設置することは、消費者としても期待するところです。この機関は現在の「特定個人情報保護委員会」を改組するとしていますが、番号法に規定されている業務に加え新たな業務を十分に遂行できる人員を確保して下さい。また、委員の選定にあたっては、情報通信技術に精通した技術者、消費者問題に精通している有識者に加え「消費者」も候補に加えて下さい。</p>
736	法人・ 団体	第3-IV-1	<p>① 第三者機関を機能させるには、専門知識の研修や立入検査を機動的に行うための人員の手配等を可能にする予算を確保して下さい。</p>
737	法人・ 団体	第3-IV-1	<p>① 個人情報取扱い事業者の監視・監督につながる苦情等の情報収集の手立てを確立して下さい。</p>
738	個人	第3-IV-1	<p>① 「番号法に規定されている特定個人情報保護委員会の所掌事務に加えて、パーソナルデータの取り扱いに関する監視・監督、・・・」とあるのは、一人一人に割り当てられた総背番号で、税や社会保障のデータだけでなく、民間が集めた個人情報も国家によって管理されることを意味しているのであろう。 ひとつの番号で複数の個人情報を管理する危険を国家は認識すべきである。国家は国民を監視・管理すべきではない。</p>
739	個人	第3-IV-1	<p>① 第三者機関としての独立性を確保させるべきで、行政や立法からも独立した判断が担保できるようにしないとEUとの意識レベルはずれたまま終わると感じる。 さらに、違反組織への調査や証拠保全の執行、制裁の判断と実施もできるようにさせることが肝要。もちろん、その第三者機関の組織運営事態の腐敗や基本的な他の法律違反は許されないが。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
740	法人・ 団体	第3-IV-1	① 現場とプライバシーを理解している医療関係者を第三者機関に配備すべき。
741	法人・ 団体	第3-IV-1	① ・意見 第三者機関の機能・権限等として、次の(1)から(3)までを内容とする事前相談制度を設けるべきである。 (1) 違法ではないとの回答がなされた場合又は期限までに回答がなされない場合は、第三者機関又は主務大臣は、報告徴収命令等の権限行使を行わない。 (2) 30日以内に書面による回答を行う。 (3) 相談者の承諾を要件に、相談事例を公表する。 ・理由・根拠となる出典等 (1) 個人情報保護法上の取扱いが不明確であることを理由に事業者がパーソナルデータの利活用を躊躇することがないよう、第三者機関における事前相談制度を新設し、違法でないとの回答がなされた場合に第三者機関又は主務大臣による報告徴収命令等の権限行使が制約される仕組みを設けるべきである。 (2) 事前相談制度を設けるにあたっては、事前相談への回答が短期間でなされないと新規事業の立上げに支障が生じるおそれがあるから、回答期限を設け、この期限までに回答がなされない場合には、違法ではないとの回答がなされたものとみなす仕組みとするべきである。 具体的な回答期限としては、公正取引委員会における事前相談制度と同様に、30日以内とすることが考えられる。 (3) また、重複相談による第三者機関の負担を軽減しつつ事業者の予測可能性を高めるために、他の事業者がパーソナルデータの利活用を行うにあたり参考となる相談事例について、相談者の承諾を得た上で、相談事例集として公表すべきである。なお、この公表に関しては、相談事例集に公表されている事例のみが適切なものとして取り扱われることのないように（類似の事案において相談事例集と同様の方法を採用することが事実上強制されることのないように）、公表方法や取扱いについて留意した制度とすべきである。
742	法人・ 団体	第3-IV-1	① ・意見 委員及び事務局の過半数を事業者の現役従業員又は役職員経験者とし、パーソナルデータの利活用が促進されるような人員構成とすべきである。 ・理由・根拠となる出典等 (1) 「委員を増員し、パーソナルデータの保護に配慮しつつ、その利用・流通が促進されるようバランスのとれた人選が実現できる要件を定める」（大綱13頁）こと、「事務局について必要な体制の構築を図る」（大綱13頁）ことについては、それぞれ賛成である。 (2) 委員の人選や事務局の体制構築にあたっては、プライバシー保護に偏った人選となると、過剰に保守的なガイドラインが示されることなどにより、事業者によるパーソナルデータの利活用を萎縮させる効果が生じる可能性が生じ得る。そこで、委員及び事務局の過半数を事業者の現役従業員又は役職員経験者とし、パーソナルデータの利活用が促進されるような人員構成とするなど、実際にパーソナルデータを利活用する事業者の実情を適正に反映できる人選及び体制構築を検討すべきである。
743	法人・ 団体	第3-IV-1	① ・意見 第三者機関については、法令上の論点に関する解釈の明確化など、パーソナルデータの利活用を積極的に促進する調整機関としての役割も強く期待する次第である。 ・理由・根拠となる出典等 第三者機関については、監督の実効性の向上だけでなく、各業界、業種、規模の実態も踏まえつつ新たな産業の創出をも視野にいたした法令上の論点に関する解釈の明確化など、従来の主務官庁制では対応が困難と思われるパーソナルデータの利活用を積極的に促進する調整機関としての役割も強く期待する次第である。
744	法人・ 団体	第3-IV-1	① ・意見 「第三者機関」がデータ保護政策の設定と、コンプライアンスの実施を行うために必要な法的権限、予算、人材の確保を保証すべきです。 ・理由・根拠となる出典等 アジアフォーラムは、政府による新たな「第三者機関」の体制や責務における制度の輪郭を支持します。同時に新たな機関には、(1) 政府のプライバシー規制に関与する「ワンストップ」窓口になること、(2) 各省庁の分断された政策方針と違い、プライバシーの管理と規制を包括的に取り組むこと、(3) 消費者、ビジネス、外国政府によるプライバシーに関する問い合わせに対して透明性と一貫した情報を提供されることが望まれます。そして新しい機関には、これらの責務を果たすために必要な人材と予算が与えられなくてはなりません。無論、新しい機関がプライバシー政策を自主的に監視できる体制が整う前に、暫定的な移行期間は必要であり、省庁や地方自治体との緊密な協力が行えることも引き続き不可欠です。しかし新たな「第三者機関」には、プライバシーのルールを制定し、コンプライアンスを実行する明確な権限とツールも有しなくてはなりません。
745	法人・ 団体	第3-IV-1	① ・意見 第三者機関の設立に際し、一定の能力を持った要員が集まらない、あるいは、認定業務が集中して要員が不足する等によって第三者機関が適切に機能しない可能性は低いと考えてよいのか。もし運用に不安が残る場合、当初は、付与権限を限定し、段階的に付与範囲を広げる規律を検討する必要はないか。また、改正後に第三者機関に機能・権限を集中させる場合、第三者機関に起因して本人や個人情報取扱事業者に被害を及ぼした場合の同機関の自浄体制や同機関に対する監査体制についてもお教え頂きたい。 ・理由・根拠となる出典等 高い信頼性を要する第三者機関の信用の失墜は、本制度の運用を根底から揺るがせる事態を招く可能性があり、第三者機関の責任は重大であるため。
746	法人・ 団体	第3-IV-1	① 第三者機関による監督は期待しつつも、パーソナルデータ利活用の要請は企業内で多数発生しているため早期立ち上げと稼働をお願いしたい。

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
747	法人・ 団体	第3-IV-1	<p>・意見 第三者機関はパーソナルデータの保護と利活用をバランスよく推進することを明文化し、委員等の人選については閉鎖的にならないよう制度上の措置を講じられたい。特に、学識経験者や省庁出身者のみならず、民間における実務経験者が積極的に登用されるような制度が望ましい。</p> <p>また、越境データ移転の増加等によりデータプライバシー分野における国際調和がますます求められているため、我が国の法制度や実務に通じているのみならず、米国や欧州の実情に精通した人材の登用も必要と考える。パーソナルデータ利活用ビジネスの迅速な展開の実現に向け、第三者機関が十分に機能できるように、初年度より十分な人員と予算を確保して頂きたく、強く要望する。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 個人の権利利益を保護しつつパーソナルデータの利活用を進める上で、今回の法改正で設置される第三者機関が十分に機能することが不可欠となるため。 なお、欧州諸国の第三者機関（DPA）の人員数は下記の通りである。英国380名（情報公開の担当者含む）、フランス190名、スペイン154名、ポーランド123名、イタリア118名、オランダ88名、ドイツ連邦81名（他に16州のDPAあり）。</p>
748	法人・ 団体	第3-IV-1	<p>・意見 第三者機関による事前相談については、明確に制度として創設して頂きたい。また、民間ビジネスにおいてはスピードが非常に重視されるため、第三者機関における事前相談業務については、迅速に対応・処理される体制の構築を期待する。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 第三者機関による事前相談は、特に新たなデータ取扱い事例において、パーソナルデータの利活用推進と適切な保護を図る上で極めて重要であるため。</p>
749	個人	第3-IV-1	<p>① 第三者機関へは消費者団体および医療関係者を必ず委員として加えて欲しい</p>
750	法人・ 団体	第3-IV-1	<p>① 企業のビジネスにおいてはスピードが非常に重視されるため、第三者機関における事前相談等の業務について迅速に対応・処理される体制の構築を期待します。</p>
751	法人・ 団体	第3-IV-1	<p>・意見 第三者機関の委員及びその事務局に、事業者からの人材登用を積極的に行うべきです。 また、パーソナルデータの取扱いは、国際調和が非常に重要な分野であるため、我が国の法制度や実務に通じているというだけでなく、米国や欧州その他海外の実情に真に精通した高度な人材を投入しなければならないことを明記すべきです。 さらに、第三者機関の権限として、「立ち入り検査、公表」等が認められることが想定されていますが、これについては、濫用的行使の恐れもあることから、権限行使要件を明確にすべきです。また、濫用的権限行使については司法による審査が受けられる等の安全策を設ける必要があると考えます。 加えて、「第三者機関は、民間主導による個人情報及びプライバシーの保護の枠組みの創設にあたり、自主規制ルールの認定等を行う」とありますが、この部分は、他の自主規制に関する言及部分と同様に「ルール又は民間団体の認定等」とすべきです。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 第一に、第三者機関の人材は、これが移り変わりの激しい分野における新しい組織であることから、できる限り事業者から人材を確保し、実態に即した執行を確保すべきです。 次に、第三者機関の権限行使については、法に基づく執行との観点から、権限行使要件を明確にすると共に、仮に不当な権限行使が行われた場合には司法上の救済が求められるように整備すべきであると考えます。 最後に、本大綱においては、第三者機関の自主規制への関与は、ルールの内容そのものについて関与 するのではなく、自主規制団体が手続上公正に運営されているかどうか、透明性が図られているかどうか等、民間団体の認定を通じた間接的な関与も予定されていると考えられます。第三者機関については、寧ろ、そうした手続の認定等を通じた関与の方が、合理的であるとも考えられます。このことから、大綱の記載上も「ルール又は民間団体の認定等」とし、ルールの内容に直接関与する以外にも団体の認定といった間接的な関与もあり得るということを明記すべきであると考えます。</p>
752	法人・ 団体	第3-IV-1	<p>・意見 第三者機関の委員会の構成は、経済界各界の実務家を過半数以上の構成とすべき。 また、委員会事務局の構成について、事業所管庁からおよび民間人からの登用を積極的に行うべき。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 パーソナルデータの分野においては、技術革新の速度は速くまた内容も高度な専門性を要求される。第三者機関による形式的な審査を回避するために、業界の最先端の知識を有する実務家の参加が不可欠である。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
753	法人・ 団体	第3-IV-1	<p>①</p> <p>・意見 第三者機関の委員及びその事務局に、事業者からの人材登用を積極的に行うべきです。 また、パーソナルデータの取扱いは、国際調和が非常に重要な分野であるため、我が国の法制度や実務に通じているというだけでなく、米国や欧州その他海外の実情に真に精通した高度な人材を投入しなければならないことを明記すべきです。 さらに、第三者機関の権限として、「立ち入り検査、公表」等が認められることが想定されていますが、これについては、濫用的行使の恐れもあり、規制強化であって、パーソナルデータの利活用について事業者を著しく萎縮させるものですので削除すべきです。仮にこれらを認めるとしても、具体的には、立入検査等の強制の要素を持つ権限行使の要件を違法性の高い重大事案について行使することを明確化すると同時に限定し、また、任意調査の名のもとに事実上の強制的権限行使が行われないよう、濫用的権限行使については司法による審査が受けられる等の安全策を設ける必要があると考えます。 加えて、「第三者機関は、民間主導による個人情報及びプライバシーの保護の枠組みの創設にあたり、自主規制ルールの認定等を行う」とありますが、この部分は、他の自主規制に関する言及部分と同様に「ルール又は民間団体の認定等」とすべきです。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 第一に、第三者機関の人材は、これが移り変わりの激しい分野における新しい組織であることから、できる限り事業者から人材を確保し、実態に即した執行を確保すべきです。 次に、第三者機関の権限行使については、法に基づく執行との観点から、権限行使要件を明確にすると共に、仮に不当な権限行使が行われた場合には司法上の救済が求められるように整備すべきであると考えます。 最後に、本大綱においては、第三者機関の自主規制への関与は、ルールの内容そのものについて関与するのではなく、自主規制団体が手続上公正に運営されているかどうか、透明性が図られているかどうか等、民間団体の認定を通じた間接的な関与によっても可能であると考えられます。第三者機関については、寧ろ、そうした手続の認定等を通じた関与の方が、合理的であるとも考えられます。このことから、大綱の記載上も「ルール又は民間団体の認定等」とし、ルールの内容に直接関与する以外にも団体の認定といった間接的な関与もあり得るということを明記すべきであると考えます。</p>
754	法人・ 団体	第3-IV-1	<p>①</p> <p>第三者機関の設置、体制整備は本制度設計の要であり、この方向性を支持します。ただし、第三者機関の権限や機能を確実に遂行するためには、適切な予算と構成定員、および人員の確保が必要であり、その点での十分な配慮をお願いします。他国のデータ保護機関の例も参照し、現在の消費者庁の予算・人員規模を一つの目標とすべきだと考えます。番号法40条4項には、「情報処理技術に関する学識経験のある者」が特定個人情報保護委員会の委員として必要であるとされていますが、今回の第三者機関においても同様の要件が必要でしょう。当学会は、学識経験者の人選に関して協力する用意があります。また、第三者機関は、新しい技術による問題解決の可能性や、新たなパーソナルデータの利活用方法に伴う問題点の把握を適宜行う調査・研究能力を持つことが望ましく、公正取引委員会競争政策センターのような部局を設けることがよいと思います。</p>
755	法人・ 団体	第3-IV-1	<p>①</p> <p>BSA は法定事項や民間の自主規制ルールについて実効性ある執行ができるよう（8頁）独立した第三者機関を設置するという本大綱の提案に賛同します。今後、詳細な提案が出された際に、再度検討させていただきたいと思えます。</p> <p>現在のところ、BSAは、第三者機関の権限・機能としては、従来主務大臣が有していたものを引き継ぐほか、まずは、事業者からの事前相談への迅速な対応や国際的議論を国内で活性化することなどにより、事業者の消費者に対する個人データの利用に関する説明責任と透明性を推進する役割を負うべきであると考えています。</p> <p>また、第三者機関においては、技術や国際動向も十分に理解した人員を確保し、バランスのとれた人員配備と必要な予算を確保することが重要です。マルチステークホルダープロセスを活用した民間の自主規制の取組みを推進し、確実に有用なものとするためには、事業者及び消費者との対話を十分に行うべきであり、このプロセスを飛び越して、直ちに権限のみ強化することには反対です。従って、ルール策定が緒についていない段階で、課徴金制度など罰則の強化をいきなり行うことにも反対です。ルール策定とその遵守の状況を踏まえたうえで、必要な権限等を検討していくべきであると考えます。</p>
756	法人・ 団体	第3-IV-1	<p>①</p> <p>・意見 第三者機関には、医療等情報の取扱いに詳しい医療関係者を配置する必要がある。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 ここ数年で、健康保険組合よりレセプト分析を委託された民間業者等におけるレセプト情報等の目的外利用等、複数の目的外利用の事例が報告されているが、現行法ではその対応も不十分である。 また、今後健康保険組合や市町村国保がデータヘルス計画の策定などで民間分析会社等にレセプト情報等の分析を委託する場合等を考えると、医療等情報の取扱いにおける責任の明確化は極めて重要であるとともに、第三者機関による監督が必要となる。</p>
757	法人・ 団体	第3-IV-1	<p>①</p> <p>「第三者機関」がどのような役割を果たすのか等について、より具体的にしていきたい。</p>
758	法人・ 団体	第3-IV-1	<p>①</p> <p>・意見 特定個人情報保護委員会の所掌事務にパーソナルデータの取扱いに関する事務を追加した第三者委員会を、委員を増員して組成することとありますが、民間企業を含め膨大な対象に関する事務等を円滑に回すための体制方針（第三者委員会の規模や下部組織設置等）について、現時点で何らかの方向性があればご教示ください。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 プライバシーマーク制度（日本情報経済社会推進協会（JIPDEC））</p>
759	法人・ 団体	第3-IV-1	<p>①</p> <p>・意見 第三者機関は権限に加えて、その機能を果たすだけの実効性（予算と人員）を有するように組織を作ること大綱に明記することが望まれる。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 今回の制度改正において、パーソナルデータに関する第三者機関が導入されることは重要である。ただし、それは機能と実効性が伴っていることが重要であり、その設立においては、立ち入り検査権はもちろん必要な機能をもつべきである。特に第三者機関は幅広い機能（助言、報告徴収、勧告、命令、指導、立入検査、公表等）が想定されており、それに見合った予算と人員が必要であり、海外（例えば米国、イギリス、オーストラリアなど）のパーソナルデータに関わる第三者機関の規模などと比べて、見劣りのない組織にすべきであることは当然であろう。なお、立ち入り検査などは捜査経験が必要であり、当初の人的選択・配置では経験者を入れることも重要である。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
760	個人	第3-IV-1	<p>・意見 組織の規模は数百人を予定し手当てすべきこと</p> <p>・理由・根拠となる出典等 権限を有する第三者機関を設置するにおいては、当然のことながら、必要な人員を確保しなければならない。世界の動向をにらみ、日本全国のあらゆる個人情報保護案件を扱う以上、その人数は少なくとも数百人規模とならなければならない。例えば、日本の第三者機関と類似すると思われるカナダ（人口約3400万人）の第三者機関（OPC）は、スタッフが150名～170名おり、この他各州にも第三者機関が存在する（日本弁護士連合会編『デジタル社会のプライバシー』427頁以下、第二東京弁護士会編『ソーシャルメディア時代の個人情報保護法Q&A』215頁）。人口約1億3000万人である日本において、同程度の活動を行おうとすれば、その数倍の規模のスタッフが必要となることは当然である。</p> <p>人員が確保できずに、与えられた権限を行使できないということでは、第三者機関設置の趣旨を没却するものである。新しい技術開発に基づくサービスが次々と登場する現代において、これに対応した迅速で強力な個人情報保護行政を推進するためには、十分な組織であることが必須である。</p>
761	個人	第3-IV-1	<p>・意見 第三者機関の委員の選任にあたっては、裁判員のような「国民の中から」も選任してもらいたい。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 委員の選任にあたっては、関係団体からの推薦や大学教授、専門職から役所が選定し両議員の同意を受けていると思うが、そもそもの候補者の選任にあたり、一般国民の中からも候補を自薦他薦により推挙できるものとするべきではないかと考える。</p>
762	法人・団体	第3-IV-1	<p>① パーソナルデータの保護と利活用をバランスよく推進するため、独立した第三者機関を設置することは、消費者としても期待するところです。この機関は現在の「特定個人情報保護委員会」を改組するとしていますが、番号法に規定されている業務に加え新たな業務を十分に遂行できる人員を確保して下さい。また、委員の選定にあたっては、情報通信技術に精通した技術者、消費者問題に精通している有識者に加え「消費者」も候補に加えて下さい。</p>
763	法人・団体	第3-IV-1	<p>① 第三者機関を機能させるには、専門知識の研修や立入検査を機動的に行うための人員の手配等を可能にする予算を確保して下さい。</p>
764	法人・団体	第3-IV-1	<p>① 個人情報取扱い事業者の監視・監督につながる苦情等の情報収集の手立てを確立して下さい。</p>
765	法人・団体	第3-IV-1	<p>① 第三者機関の創設は強く求めてきたところである（第3回検討会資料4松岡萬里野提出意見書）。権限と機能についても、大綱に十分盛り込まれていて大いに評価するところである。しかし、大綱に盛り込まれた第三者機関が担わなければならない職務とその範囲はあまりにも広範である。第三者機関が十分に権限の行使と機能の活用ができるよう人材・人員・予算、他省庁の協力などを政府を強力にバックアップしなければならない。</p>
766	法人・団体	第3-IV-1	<p>①</p> <p>・意見 第三者機関の委員及びその事務局に、ビジネス実務に十分精通した事業者内の専門家を積極的に登用すべきである。（委員の半数、事務局員の半数を民間実務家からの登用とするべき）。また、海外事情にも精通していることが必要である。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 第三者機関は、事業実態や技術革新を適時適切に反映する必要がある。</p>
767	法人・団体	第3-IV-1	<p>①</p> <p>・意見 データ利活用の阻害にならないようさらなる議論が必要である。仮に第三者機関を作るにしても本当にワークする仕組み（事業実態に詳しいすべての事業所管大臣の知見を活用）が必要であるため、現行の記述をあらためさらなる検討が必要であることを明記すべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 ① 今回の制度は、パーソナルデータの保護と利活用の適切なバランスをはかり、成長戦略としてのデータ流通促進を図ることにある。その意味にふさわしい組織制度になるための制度的担保が必要十分に行われるのか引き続き議論が必要である。 ② 今回の案では、第三者機関にかなり業務が集中しており、事業実態に配慮しながら迅速な対応ができるのか極めて疑問である。たとえば、第三者機関は、最終的な処分である勧告・命令にリソースを集中させ、事業所管大臣は、自らの知見を生かして第三者機関をサポートし、勧告・命令の発動の際にも知見を提供するといったことも含めて制度を検討すべきである。</p>
768	法人・団体	第3-IV-1	<p>①</p> <p>・意見 個別の事案に関して事業者による第三者機関への事前相談等が可能となることは、同機関の活用の在り方として有用であると考えます。しかしながら、これを義務付けることは避けるべきであり、事業者が迅速なサービス展開を行っていく上での一助となるよう柔軟な体制整備が行われることが肝要と考えます。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 第三者機関への事前相談等が義務となる場合、事業者にとって新サービスの提供時はもちろんのこと、既存サービスについても提供条件変更の都度対応が必要となり、事業者側の判断で迅速かつ柔軟にサービスを展開することが難しくなると考えられます。 加えて、例えば、電気通信サービスにおける通信の秘密に該当するデータのように、個人情報保護法その他、電気通信事業法の規制の適用を受けるものもある等、パーソナルデータの中には他の業法の規制の適用を受けるものも存在することを考えると、事業者が第三者機関と各府省庁の両者に対して対応をせざるを得なくなるのが容易に想定されます。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
769	法人・団体	第3-IV-1	<p>・意見 第三者機関とは、「番号法に規定されている特定個人情報保護委員会の所掌事務にパーソナルデータの取扱いに関する事務を追加することとし、内閣総理大臣の下に、『パーソナルデータの保護及び利活用をバランスよく推進することを目的とする委員会』を置くこととする」とされている当該委員会のことを指すとの理解でよいでしょうか。 また、第三者機関は、「番号法に規定されている業務に加えて、パーソナルデータの取扱いに関する監視・監督、事前相談・苦情処理、基本方針の策定・推進、認定個人情報保護団体等の監視・監督、国際協力等の業務を行うこととする」とされていますが、番号法に規定されている業務以外の業務は「パーソナルデータの取扱いに関する」業務に限られるとの理解でよいでしょうか。 このほか、第三者機関の権限・権能等（助言、報告徴収、勧告、命令、指導、立入検査、公表等）についても、パーソナルデータの取扱いに関するものに限られ、各府省大臣が有する権限・権能等とは別の権限・権能等が新たに創出されるものであるとの理解でよいでしょうか。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 第三者機関と各府省大臣の両者から監督等を受ける場合も想定されることから、両者の関係が明確なものとなる必要があると思料されるため。</p>
770	個人	第3-IV-1	<p>第三者機関の構成員として、業界団体や消費者団体の参加を求める。 第三者機関もマルチステークホルダー化すべきである。特に、ビジネスに対する理解と判断ができる機関にしなければ、日本経済を衰退、停滞させる機関にしかならず、推進を後押しする機関になり得ないと考える。 また、各省庁におけるガイドライン改訂が進まない現状を鑑みれば、第三者機関に、ある一定の決定権を付与すべきである。 各省庁におけるガイドライン改訂が進まない現状を鑑みれば、第三者機関に、ある一定の決定権を付与すべきである。</p>
771	個人	第3-IV-1	<p>100のビジネスがあれば、100のデータ利用方法がある。委員だけでは、データ利用の現状把握は不可能である。そこで、第三者機関が様々な業態から意見徴収（パブリックコメントでは足りない）をする義務を定めるべきである。</p>
772	個人	第3-IV-1	<p>内閣総理大臣の下に委員会を置き、独立した第三者機関を置くとのことだが、この制度設計で「独立性」は期待できない。 人員構成や規定にも具体性がなく、国民・個人の利益を守るための実効ある機関なのか疑問である。</p>
773	個人	第3-IV-1	<p>「第三者機関の体制整備等による実効性ある制度執行の確保」について</p> <p>法令上根拠のある独立委員会型の第三者機関を設けることは望ましいことである。 現在、主務大臣が複数にわたり、さらに認定個人情報保護団体も多数存在し、特に中小企業、団体にとっては非常にわかりにくい制度となっている。独立した信頼できる第三者委員会が整備されることは、利活用も消費者にとっても一元化できるメリットは高い。 特に現在のプライバシーマーク制度は取得にかかる費用が高い上にわかりにくく、中小企業に導入する場合はコンサルタントに委託せざるを得なくなり、更に費用、工数とも上がり取得を断念する事業者も多いのが現状である。 一方、プライバシーポリシーを他の事業者のものを無断で引き写しもより定めている事業者も少なくない。これらは事業者が真の意味でプライバシー保護が何であるかを理解していないことによるものであろう。 実現可能な体制整備を図るために、事業者の規模や目的によって求められる体制整備のレベルも段階的に変化をつけ、第三者機関がそれぞれに応じたガイドラインやモデル規程等を整備することにより、事業者、消費者双方にとってメリットがある。 小規模な事業者に対しては、それらガイドラインや規程に沿った自己監査を行い、それを公表することにより、事業者の個人情報に対する関心も深まり、事業者と消費者の双方の利益につながる。「個人情報責任者」といった国家資格制度（例：宅地建物取扱主任者等）または講習による選任（例：防火管理者等）により、各事業所に置き、自己監査による結果を公表するといった方法をとることもできるのではないかと。</p>
774	法人・団体	第3-IV-1	<p>・意見 第三者機関については、公正且つ透明性を担保するためにも、各省庁、行政機関、民間企業等から独立した三条委員会として設立すること。また第三者機関の設立に関しては、人員、規模など十分な体制の構築を図ること。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 大綱の該当箇所では、各省庁、各行政機関、民間企業等との関係性について暖かな表記が多い。これでは、公正・透明性の担保という点では弱く、国民の信頼を得るに足らない。第三者機関は独立性の高い三条委員会として設立すべきである。 また、第三者機関の担う業務範囲は多岐に渡るとともに非常に重要なものであることから、厳格かつ実効性の高い運営が行われるよう、十分な体制を構築すべきである。</p>
775	個人	第3-IV-1	<p>・意見 唐突に「認定個人情報保護団体」という言葉が出現しているので、この団体の業務・役割を明確化していただきたい。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 「認定個人情報保護団体」については現行法で定めるもの以外の業務・役割についての記述が本大綱中に見当たらないため。 「民間団体」についての記述（第3Ⅲ-2）のようにその業務や役割を明確化することが望まれます。</p>
776	個人	第3-IV-1	<p>・意見 27分野40ガイドラインはあまりに多すぎるので、第三者機関の設置にあたっては、重畳的な執行を回避し、効率的な運用となるよう、現在省庁毎さらに業務ごとにガイドラインが作成されている状況を見直すべきと考えます。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 多すぎるガイドラインは第三者機関の効率的な運営を阻害する恐れがあると共に、事業者にとっても手続きが煩雑なため。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
777	個人	第3-IV-1	<p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見 「第三者機関」の内容が具体性に乏しい。実際の人選を国民に示してからあらためてパブリックコメントを募集すべきであると考えます。 個人情報を経済活動に利用したい一心の経済事業所などが行政に働きかけて自分たちに有利な、そして一般国民にとっては不利益をこうむりかねない制度を制定する「第三者機関」が成立してしまうおそれがあると考えます。「第三者機関」については、さらなる具体化を経ないまま、この大綱に実効性を与えてしまうことには強く反対する。 ・理由・根拠となる出典等 当該「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」の内容がまだ具体性に欠けており、今後具体性を得た際にさらに検討すべき課題が出てくると思われるため。もっと具体的になってからの「大綱」を再び国民に呈示して、パブリックコメントを募集する必要があると考えます。
778	法人・団体	第3-IV-1	<p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> 放送機関に対して第三者機関の機能・権限が制限されるべきことについて 現行の個人情報保護法は、放送機関などが行う報道の用に供する目的で個人情報を提供する行為には、主務大臣は権限を行使しないことが規定されており（第35条）、また、放送機関が取り扱う個人情報が報道目的である場合には、当該放送事業者の個人情報取扱事業者としての義務規定は適用されないことが併せて規定されていますが（第50条）、これらは今後の制度整備後も、当然維持されるものと考えます。 そのうえで、「大綱」では、法令や民間の自主規制ルールを実効性あるものとして運用するために、独立した第三者機関の体制を整備するとされ、「現在個人情報取扱事業者に対して主務大臣が有している機能・権限に加え、立入検査等の機能・権限を有し、また、民間の自主規制ルールの認定・監督等を行う」ことが想定されていますが、「大綱」ではその権限の及ぶ範囲が明確には示されていません。 第三者機関についても、立法化に際しては、その権限が報道機関に及ばないことを明確にするとともに、報道分野における個人情報の保護等に関する施策は、これまでどおり、報道機関の自主的な取り組みに委ねることを規定するよう、強く求めます。
779	法人・団体	第3-IV-1	<p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見 第三者機関の体制整備について、消費者委員会の意見に同じ。 ・理由・根拠となる出典等 消費者委員会の意見に同じ。 <p><消費者委員会公表意見> (1) 第三者機関の体制整備 大綱は、「専門的知見の集中化、分野横断的かつ迅速・適切な法執行の確保により、パーソナルデータの保護と利活用をバランスよく推進するため、独立した第三者機関を設置し、その体制整備を図る」とし、第三者機関は、「番号法に規定されている業務に加えて、パーソナルデータの取扱いに関する監視・監督、事前相談・苦情処理、基本方針の策定・推進、認定個人情報保護団体等の監視・監督、国際協力等の業務を行う」とされている。 この第三者機関は、個人情報取扱事業者に対して現行の主務大臣が有している機能・権限に加え、立入検査等の機能・権限を有し、民間の自主規制ルールの認定等を行うとされているが、これらの幅広い業務の推進に際し、第三者機関が適切に機能・役割を果たし実効的な執行及び効率的な運用がなされるよう、専門委員の積極的活用、事務局の強化等、十分な体制整備を図るとともに、第三者機関の体制にもマルチステークホルダープロセスの考え方を活かし、消費者保護の観点から関与する有識者が、第三者機関の方針決定過程に委員として参画することが望まれる。 なお、消費者庁及び消費者委員会は、個人情報の適正な取扱いの確保について、消費者の利益の擁護の観点から、今後も適切に関与していく必要がある。 </p>
780	個人	第3-IV-1	<p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> 業界団体や自主ルールが未熟な新興事業分野では、第三者機関も手が届かず、野放しとなる恐れがある。そこで、一般ルールを厳格にし、政令・省令等で第三者機関に指導監督をゆだねる際は、制約を甘くするなどの誘導措置を設けるべきである。
781	個人	第3-IV-1	<p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> 業界ガイドラインに従った運用で個人の権利利益を侵害した場合、提供先が「個人特定性低減データ」を個人特定した場合等、問題が露呈した際は、第三者機関の調査権と共に罰則を持たせるべきである。
782	法人・団体	第3-IV-1	<p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見 第三者機関 適正手続きの遵守の確認及びデータ漏洩等への建設的な解決策の確立 ・理由・根拠となる出典等 日本政府は、データ保護に関連する問題への建設的な解決策を確立し、機関（組織）が広く一般に認められているプライバシー規則および高水準のセキュリティ技術とプロトコルの使用を遵守している場合には、罰則の現象の提供を含む過剰な罰金の賦課を避けるべきである。ACCJは、検討会が「第三者機関」に対し、消費者とサービスプロバイダーの両方の利益を保護する通知とヒアリングのプロセスを確立するよう促していることに注目している。日本政府によるこのような姿勢は、外国政府との相互認証に貢献し、企業がAPEC越境プライバシールールシステム（CBPR）などの既存の世界的に認められプライバシー保護の枠組みを利用し、個人データを積極的に保護するインセンティブとなるであろう。
783	法人・団体	第3-IV-1	<p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見 行政処分等の権限を付与する第三者機関をしっかりと管理監督し、適切に機能や役割を果たすようにしていただきたい。 ・理由・根拠となる出典等 第三者機関の権限の使い方によっては、企業活動が萎縮してしまう恐れがある。
784	法人・団体	第3-IV-1	<p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> 第三者機関の設置については支持できるが、当該機関に権限等を集中させ、あらゆる事業者（事業者の範囲が飛躍的に拡大することは小規模事業者の件数要件を撤廃することにより明白である）を監督させることとなると、大規模な省庁を新たに創設することになるが、現実的に可能なのだろうか。人材や予算を考えると不可能ではないかとも思われる。
785	法人・団体	第3-IV-1	<p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> 「本大綱」では、法令や民間の自主ルールの運用において第三者機関の役割が極めて重要になっている。しかし、第三者機関の監督権限が不明瞭であるため、実効性ある組織となるよう対応すべきである。

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
786	法人・ 団体	第3-IV-1	<p>・意見 第三者機関の執行の対象には民間部門だけでなく行政機関、独立行政法人及び地方公共団体を含めるべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 独立した第三者機関の設置が必要であること、また、その権限・機能に関しては、当会もおおむね賛成するところである。ただ、個人情報保護法は民間部門に対する包括的な規制を定めたものであるが、個人情報の適正な取扱いは、民間の事業者だけでなく、行政機関、独立行政法人、地方公共団体においても求められる。「電子行政オープンデータ推進のためのロードマップ」(平成25年6月14日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)では、「政府、独立行政法人、地方公共団体等が保有する多様で膨大な公共データについて、ビジネスや身近な公共サービスへの活用が期待される。」とし、行政機関等が保有するデータでも、経済的に活用することが提唱されている。この点からも、第三者機関の執行権限の対象として、行政機関等を含める必要がある。</p>
787	個人	第3-IV-1	<p>個人の属性や行動履歴が分野横断的な項目において網羅的に集積されることにより生じ得る個人の権利利益に対する侵害の深刻さを考慮して、第三者機関には、少なくとも以下の権限・機能も与えるべきです。</p> <p>1) 分野横断的に集積された状態での利用について、申請を受けて審査すること。 2) 前号の審査基準を作成すること。 3) 第1号の申請に合格した場合の、分野横断的に集積された状態を生成させるためのサンドボックスの規格を制定し、認証すること。 4) 第1号の申請に合格した場合の、分野横断的に集積された状態の生成、利用、破棄を監査すること。 5) 第1号の申請に合格していない分野横断的に集積された状態での存在に対し、個人情報保護法第34条に基づく勧告等を行うこと。 6) 消費者からの請求に基づき、対象等が不明確な場合でも、職権で第1号の審査を開始すること。</p>
788	法人・ 団体	第3-IV-1	<p>大綱第三IV1(2)において、今後設置される第三者機関は「現行の主務大臣が有している個人情報取扱い事業者に対する権限・機能(助言、報告徴収、勧告、命令)に加えて、指導、立入検査、公表等を行うことができることとする」と記載されている。</p> <p>現在、生命保険会社は保険業法および個人情報保護法に基づき、金融庁による監督の下、個人情報の適切な取扱いのための措置を講じている。</p> <p>このため、第三者機関および金融庁による監督・検査権限が生命保険会社に直接及ぶことになると考えられるが、大綱第三IV1(3)において、「第三者機関と各府省大臣との役割の明確化を図るとともに、重畳的な執行を回避し効率的な運用を行うために、緊密な連携のもと業務を行う」と記載されているとおり、第三者機関と各府省大臣との関係を整理していただきたい。具体的には、第三者機関および金融庁との間で、例えば、窓口を一元化すること、重複した類似の報告を求めないこと、法令解釈の統一化を図ること等の執行協力や役割分担の明確化を図ることにより、生命保険会社における円滑な業務に支障を来さないような制度設計を行っていただきたい。</p>
789	法人・ 団体	第3-IV-1	<p>第三者機関は国境を越えない場合でも、認定を行うのみならず監督も行うべき(事務局案から削除され、監督は国境を越えた情報流通のみになった)。</p> <p>第三者機関は民間団体の監督等を行うにあたり、事業者が業務委託をした委託先についても、不適切な情報の取扱いをしないよう監督も行うべき。(例えば、保険者から医療費通知作成や分析を委託された民間業者が、委託費用を比較的安価で請け負い、代わりにレセプトを自由に分析してビジネスに活用するなどのケース。ルールも法律もない、いわゆるグレーゾーンの問題がある。)</p>
790	法人・ 団体	第3-IV-1	<p>・意見 データの保護を管轄する政府機関間の重複を解消しなくてはなりません。</p> <p>・理由 日本における独立規制機関や、内閣官房に設置された各種「本部」の実績は、決して良いものではありません。主な理由として、日本の極度に分権化された官僚構造と、政府全体を対象とした政策の策定や実行するための内閣官房における制度的な弱さが挙げられます。それでもなおインターネット経済の到来は、変化を余儀なくされています。2年前にはIT調達政策を統合するために政府CIOの役職が設けられ、現在国会に官庁や重要インフラをサイバー攻撃から防護するための統一基準やコンプライアンスを実施するサイバーセキュリティセンタの創設が審議されています。本大綱で掲げている「第三者機関」についても、これらの制度的イノベーションに相当します。この機関の取り組みを成功させるためには、必要な法的権限、予算、専門的な人材が与えられなくてはなりません。KIPISでは市場ベースのアプローチを薦めている一方で、市場の適切な機能には政府による監視と監督が必要になるとも考察しています。KIPISは、この新たな機関を無事に出生させるために、機関における初代の長には、政界での経験と、豊富なビジネス経験のあるリーダーを任命し、任期を最低5年に設定することを推奨します。またマルチステークホルダーコミュニティの利益や視点を反映した、広範な委員の選定が、行われる事も期待しています。</p>
791	法人・ 団体	第3-IV-1	<p>・意見 立入検査については、事業者への影響の大きさを考慮し、厳格かつ明確な要件とすべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 事業者に対して立入検査が実施された場合、その影響は相当程度大きなものとなることから、「立入検査の可能性はある」というだけで、パーソナルデータの利活用に対して不必要な萎縮的效果が生じるおそれがある。また、個人情報に関する必要最小限の行政的な規律を定める個人情報保護法の位置付けからすれば、その他の事業者規制法と異なり、抽象的な要件によって立入検査を可能とすることは適切ではないと考えられる。そこで、立入検査については、事業者への影響の大きさを考慮し、厳格かつ明確な要件とすべきである。</p>
792	個人	第3-IV-1	<p>・意見 第三者機関の権限・機能の一つとして挙げられている立入検査については、その発動要件として、違反行為の存在について高度の蓋然性が認められるときに限定したり、自己もしくは第三者の利益を図りまたは対象の事業者に損害を加える目的を排除するなど、運用を厳格にしていだきたく存じます。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 事業活動に精通した方々を第三者機関の人員として選任いただく前提のもとでは、選任された方と立ち入られる事業者との間で利害が対立し、恣意的な検査が行われる懸念があるため。</p>
793	法人・ 団体	第3-IV-1	<p>・意見 民間団体が策定した自主規制ルールや事業者からの事前相談等に対して、第三者機関による迅速な認定や回答を推進するため、実行性を確保した体制整備が必要ではないか。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 第三者機関からの認定・回答が遅れると、事業の機会損失の恐れがある。なお、自主規制ルールや民間団体の認定において実態に即した判断をするため、事業者や消費者の意見を広く求める仕組みも不可欠である。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
794	個人	第3-IV-1	<p>・意見 第三者機関は、個人情報保護法制の所管し、法制の見直しと改正起案をその業務とすべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 パーソナルデータの実質的保護のための執行に必要なルールの制定と見直しは当該第三者機関が行うべきであるが、国際的なプライバシー保護情勢により、法律でこれを手当てする必要がある場合があり、これに機動的に対応するためにも、個人情報保護法制の所管は必要と考える。</p>
795	法人・団体	第3-IV-1	<p>・意見 以下のように修正すべき。 また、第三者機関は、民間主導による個人情報及びプライバシーの保護の枠組みの創設に当たり、自主規制ルールの認定、監督等を行う。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 第三者機関が「現行の主務大臣が有している認定個人情報保護団体に対する権限・機能（認定、認定取消、報告徴収、命令）を有することとする」とするのであれば、当然、自主規制ルールの認定だけでなく、監督も実施しなければ、その権限・機能を発揮することが出来ない。</p>
796	法人・団体	第3-IV-1	<p>・意見 パーソナルデータの利活用とプライバシーの保護の調和を担保すべきという大前提に立ち、次の2点が確保されることが肝要であると考えます。 (1) すべての事業分野について、主務大臣の知見の活用がなされる体制 (2) 民間団体の自主ルールの認定に関しては、自主規制を尊重し、権限行使が過度なものとならないこと。民間団体の認定に関しても、審査を詳細なものにせず、基準を充足したものについては、基本的に認定する方向とすること。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 大綱の前提となっているプライバシーの保護を確保しつつもパーソナルデータの利活用を促進するという目的を確保するためには、民間団体の自主ルールを尊重し、第三者機関が異議をコメントする権限がある場合は、当該ルールが適正手続に反する場合および民間団体がお手盛りのルールを策定している場合等の限定的な場合に限られるべきである。</p>
797	法人・団体	第3-IV-1	<p>・意見 第三者機関の監督権限は、パーソナルデータを取扱うすべての者を対象とすべきである。分析委託業者も含む。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 ここ数年で、健康保険組合よりレセプト分析を委託された民間業者等におけるレセプト情報等の目的外利用等、複数の目的外利用の事例が報告されているが、現行法ではその対応も不十分である。 また、今後健康保険組合や市町村国保がデータヘルス計画の策定などで民間分析会社等にレセプト情報等の分析を委託する場合等を考えると、医療等情報の取扱いにおける責任の明確化は極めて重要であるとともに、第三者機関による監督が必要となる。</p>
798	法人・団体	第3-IV-1	<p>・意見 実効性のある制度執行の確保 助言・報告徴収・勧告・命令・指導・立入検査・公表等ばかりでなく、自主規制ルールの積極的な促進策が必要と考えます。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 「民間主導による個人情報保護及びプライバシーの保護の枠組みの創設に当たり、自主規制ルールの認定」だけでなく、積極的に採用されるような広報活動をすべきです。すなわち、自主規制ルールとして認定されたとしても積極的に採用するメリットが無ければ自主規制ルールが広く利用・採用されないこと、その結果、自主ルール規制を積極的に採用した民間企業がメリットを得られないことになり、実効性のある執行が担保されません。 そのため、助言・報告徴収・勧告・命令・指導・立入検査・公表等ばかりでなく、自主規制ルールに関する積極的な促進対策が必要と考えます。</p>
799	個人	第3-IV-1	<p>(1) 「1 第三者機関の体制整備」について 独立性が担保された権限ある第三者機関を設置することについて、基本的に賛成する。 ただし、重要なことは、第三者機関を設置することは当然として、実効性ある組織と権限を有したものができるかということである。 ア 権限を第三者機関に集中すべきこと 第6回パーソナルデータに関する検討会の配布資料3「第三者機関の体制整備（事務局案）」においては、現行の主務大臣との関係について案①から案⑤までが示された。案①は、主務大臣制を廃止し、全ての権限等を第三者機関に集約するものであるが、案の番号が大きくなるにつれて、第三者機関の監督分野が狭くなり、案⑤に至っては、第三者機関を主務大臣等の執行を監督する機関とすることになっている。 第6回パーソナルデータに関する検討会の議論では、案①を理想としながらも、案②（特定分野について、主務大臣を置くこととし、他の分野については第三者機関に権限等を集約する。なお、第三者機関が主務大臣よりも強力な執行権限を有する。）が現実的であるとの意見が多く見られた。 このため大綱13頁では、「当面の措置として、第三者機関の執行体制（人員、予算等）や知見の集積の状況等を考慮し、法の執行において、現行の主務大臣が所管事業に関し行政を行う観点から果たしてきたことで蓄積された高度に専門的な知見の活用等が特に期待される分野を中心に各府省大臣との連携について特別な措置を講じる旨の意見があったことを踏まえ検討する。」とされた。 しかし、具体的に個人情報保護との関係で、法律施行後10年間で、主務大臣制の下、どのように高度な専門的な知見の活用等がなされてきたのか明らかでない。個人情報保護法が施行されて以降、民間事業者で不適切な個人情報保護の例が多数報告されているが、実際に主務大臣の命令が出された例は寡聞にして聞かない。上記検討会の議論で新保委員から、主務大臣の報告徴収件数が平成24年度は金融長官が7件、経済産業大臣が1件にとどまっているとの報告がなされている。個人情報保護の問題が次々と報道される中、問題事例が上記に止まるはずはないのであって、明らかに主務大臣制は、個人情報保護において十分な実効性を有するものとはいえない。 このように実効性がない縦割り行政の仕組みを中途半端に残存させることは、新たに設置する第三者機関の足を引っ張るだけで、何らのメリットもないというべきである。特定分野については、第三者機関が意見を聴取できる仕組みを入れておけばよく、個人情報保護についての権限は第三者機関に集約すべきである。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
800	法人・ 団体	第3-IV-1	② ・意見 第三者機関の権限である「立入り検査・公表」等については、その内容及び手法について導入を含めてさらなる議論が必要であり、権利行使要件も限定的かつ明確にすべき。 ・理由・根拠となる出典等 第三者機関の権限行使は、萎縮効果がないよう謙抑的であるべきである。法に基づく適正な執行が必要だとしても、その内容及び手法は法目的の達成に沿って種々ありえるものであり、さらに議論が必要である。権限行使要件も必要な目的の達成に必要な範囲で限定的であるべきであり、仮に不当な権限行使が行われた場合には司法上の救済が求められるように整備すべきである。
801	法人・ 団体	第3-IV-1	② ・意見 「自主規制ルールの認定等を行う」は、「ルールまたは民間団体の認定等」に変更すべき。 ・理由・根拠となる出典等 自主ルールを尊重するという全体の大きな考え方に従えば、第三者機関の自主規制への関与のあり方は、ルール内容そのものだけでなく、自主規制団体が手続き上公正に運営されているかどうか、透明性が図られているかどうか等をチェックするという方法もあるべきと考える。
802	法人・ 団体	第3-IV-1	② 第三者機関が関与して実効性を確保する枠組みとして、「認定等」の方法が挙げられている。第三者機関が「認定等」を行った場合の法的効果については、第三者機関の「認定等」を得た業界の自主ルールに従った取り扱いをすることにより、セーフハーバー(適法な行為の類型に合致すること)となることが明確となるような法制化をお願いしたい。
803	法人・ 団体	第3-IV-1	② 第三者機関の認定業務等においては、これまで各分野において事業者が個人情報の適切な取扱いに向けた取組を行ってきたことを踏まえ、こうした実務を継続していくことについて支障が出ないように、主務官庁と十分に調整し適切な連携を行うなど、第三者機関と主務官庁の役割・権限を重複しない内容で明確化をお願いしたい。
804	個人	第3-IV-1	② 第三者機関による自主規制ルールの認定するにあたっては、国内だけでも多種多様なビジネスや業界がある中で公平で明確な基準の作成をお願いしたい。
805	個人	第3-IV-1	② ・意見 The role of the third party organization must include the current and added functions to the Specific Personal Information Protection Commission (SPIPC) or the relationship must be defined in the privacy law in order to avoid the lack of coordination and unbalance of powers. ・理由 The introduction of the national ID system in 2016 will bring great changes to the Japanese society in regards to the citizens' views on personal information. Both feelings of excitement and doubt can be expected from the upcoming changes. In order to gain the trust of the data providers for the purpose of effective data utilization under the national ID system, the role of the third party organization and SPIPC must be clearly defined in order to avoid national disaster. In the case of Korean Resident Registration Number system, the Korean national ID system, the Korean government faced delays due to the lack of coordination and communication between its three privacy organizations: the Ministry of Security and Public Administration (MOSPA), the Personal Information Protection Commission (PIPC), and the Korea Communications Commission (KCC). Japan must create a third party authority that can coordinate over all functions regarding Japanese privacy or specify the relationship between the third party and SPIPC in order to take effective and efficient measures in necessary situations.
806	個人	第3-IV-1	③ 消費者保護の観点から消費者庁が現行法を所管されています。同時に消費者対応として多くの消費者にとって、国民生活センター、各地の消費生活センターが個人情報も含めた苦情・相談の窓口にもなっております。苦情・相談対応の整合性を図る上から、この機会に、国民生活センター及び各地の消費生活センター、認定個人情報保護団体加えてプライバシーマーク制度における審査機関との関係も考えて戴ければ幸いです。
807	個人	第3-IV-1	③ 現行の法第36条以下の主務大臣が司る方式では、主管の決まっていない事業者や新興の事業分野での指導監督が後手にまわるリスクがある。そこで、主管大臣を総務大臣と定め、教育や医療・金融など個別の事業分野を対応する各省大臣に移管できる形にして、新興分野や複合分野であれ、すべての事業者を監督下に置けるようにすべきである。
808	法人・ 団体	第3-IV-1	③ ・意見 データ保護についての省庁間の重複排除 ・理由・根拠となる出典等 ACCJは大綱で提示された新しい第三者機関の組織の構造と責任を支持する。ACCJは第三者機関が(1)政府におけるプライバシー関連の規則のワンストップの窓口となり、(2)現在の多くの機関がガイドラインを持ち、断片的な政策を支持する状況を廃し、プライバシー関連の規則を整理し、一貫した実効をはかり、(3)消費者、事業者、外国政府に対して、プライバシー関連の事案に対し、透明性と統一的なポジションを持つことを期待している。また、新しい機関が上記の責任を果たすために必要な人員と予算が付与されること要望する。さらに、プライバシー政策を独立的に俯瞰する新しい組織が整うまでに移行期間があることが必要であり、それぞれのエリアの所管省庁、地方政府との緊密な連携がこの機関およびその後も継続して必要であると認識している。さらに、金融庁のように現在の機関が特定業界において監督責任を持ち続ける場合、新しいプライバシーの監督機関が第三者認証を要求するなど重複をし、両方で異なる要求をしないようにすることを要望する。
809	法人・ 団体	第3-IV-1	③ ・意見 データ漏洩時の報告義務の統合化 ・理由・根拠となる出典等 現在、データ漏洩が起こった際には、企業は複数の省庁より重複した問い合わせを受けている。これらの複数の問い合わせに対応することは、多大なビジネスコストとなっている。新しい第三者機関が、現在提案されているサイバーセキュリティセンターと緊密に連携し、サイバー攻撃に関する政府の対応を統合し、省庁間の重複を排除することを要望する。また、政府は危機度に応じて事案の扱いの軽重を判断し、報告義務についてもセキュリティ侵害の深刻さに応じて深さ・頻度をセットするべきである。また、報告をした企業に対して第三者機関より最新のセキュリティの脅威等について情報提供するべきである。
810	法人・ 団体	第3-IV-1	③ 事業者の負担の増大につながらないよう第三者機関の規制と、主務大臣の規制とが重複しないよう整理願いたい。
811	法人・ 団体	第3-IV-1	③ 各府省大臣との関係について、記述されていることはそのとおりであるが、現実に可能であろうか。

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
812	法人・ 団体	第3-IV-1	③ ・意見 第三者機関と各府省大臣との権限の関係、主務大臣をおかない事業者との関係などについては慎重に検討をすすめるべきである。 ・理由・根拠となる出典等 大綱では、現在の主務大臣制と第三者機関が併用されることが明記されている。そのこと自体に特に問題があるわけではない。しかし、大綱においても、現在の主務大臣制のもとで、管轄する主務大臣がない弁護士会などの団体との関係については不明である。これらの団体との関係については、現行法に定められている個人情報取扱事業者の適用除外対象（個人情報保護法第50条）の見直しも含めて、十分検討する必要がある。
813	法人・ 団体	第3-IV-1	③ 消費者委員会との関係に触れていませんが、パーソナルデータの保護という視点からすれば、消費者委員会からの建議を受ける関係性を明記して下さい。
814	法人・ 団体	第3-IV-1	③ 第三者機関の独立性が担保されるべき。役割分担の明確化の作業も可視化すべき。
815	法人・ 団体	第3-IV-1	③ ・意見 複数の主務官庁への相談や照会等や複数のガイドラインの確認等が解消されるように、第三者機関と主務大臣との間の役割分担を明確にするべきである。 ・理由・根拠となる出典等 「独立した第三者機関を設置する趣旨に鑑み、第三者機関と各府省大臣との役割の明確化を図るとともに、重畳的な執行を回避し効率的な運用を行うために、緊密な連携のもと業務を行うこととする」（大綱13頁）には賛成である。 複数の主務官庁への相談や照会等や複数のガイドラインの確認等が解消されるように、第三者機関と主務大臣との間の役割分担を明確にするべきである。
816	法人・ 団体	第3-IV-1	③ ・意見 データ漏洩時における明確なコーディネーションと報告手続きが制定されるべきです。 ・理由・根拠となる出典等 最近、韓国では約1億件に及ぶクレジットカードのアカウント情報が流出し、その情報がマーケティング企業へと転売される事件が起きました。このような大規模なデータ流出は、企業に多大な経済的損失を被らせ、消費者の信頼の失墜を起こします。このような状況に直面した場合、データ保護を管轄する政府機関における、警察やサイバーセキュリティを管轄する省庁とのコーディネーションのための、明確なチャンネルと手続きが不可欠です。アジアフォーラムでは、「第三者機関」が、新たに提案された内閣官房サイバーセキュリティセンターとの緊密な協力を促し、データ漏洩への対応、省庁間における重複した権限の低減できる合同アプローチを推奨します。その上で、民間セクターとの協力が円滑に行われるために、事件報告の手続きは、データ漏洩の深刻度と一致させなくてはなりません。また漏洩の報告があった企業には、政府がもっている最新脅威データの共有を可能にすることも重要です。
817	法人・ 団体	第3-IV-1	③ ・意見 「第三者機関と各府省大臣との役割の明確化を図るとともに、緊密な連携のもと業務を行う」とあるが、業際的な事業を行う際に、複数の府省への相談やガイドラインの確認等が解消されるように、第三者機関と主務大臣との役割、連携について、具体的に示していただきたい。 ・理由・根拠となる出典等 民間主導で自主規制ルールを策定するといっても、一つの業界だけで作ると主務大臣の影響を受けてしまう。業際的な事業を行う際に、効率的に自主規制ルールが策定できるように、第三者機関と各府省大臣との関係を整理していただきたい。
818	法人・ 団体	第3-IV-1	③ ・意見 第三者機関は、「認定個人情報保護団体等の監視・監督」を行い、また、「現行の主務大臣が有している認定個人情報保護団体に対する権限・権能（認定、認定取消、報告徴収、命令）を有する」とされているが、これらの権限等を第三者機関に付与するに当たっては、「各府省大臣との関係を整理する」とある。混乱を防ぐ観点から、第三者機関と各府省大臣の役割・権限については、いずれかに統一ないし明確化していただきたい。 ・理由・根拠となる出典等 役割・権限が統一ないし明確化されない場合には、混乱が生じ迅速な対応が困難となるため。
819	法人・ 団体	第3-IV-1	③ ・意見 第三者機関と各府省の主務大臣との役割の明確化を図る中で、「通信の秘密」等、他の法律の保護対象でもあるパーソナルデータについては、その利活用の推進と保護を適切に実現するため、重畳的な法執行を回避した役割分担が必要である。 ・理由・根拠となる出典等 事業所管省庁と第三者機関が重複した法執行を行うことは、事業者にとって過重な負担となるため。
820	個人	第3-IV-1	③ ・意見 国は、本大綱に基づく法整備、第三者機関の立ち上げ、及びそれまで経過措置の執行と連携を行う各府省庁等機関に対し、これらをなし得るために適格な人員と十分な予算を確保すべきである。 ・理由・根拠となる出典等 本大綱が検討されたパーソナルデータに関する検討会の動向は、IT関連企業に勤めるものとして、また一消費者として注目していた。国際的に見てもかなり精緻な議論が行われ、パーソナルデータ利活用においてもプライバシー保護においても日本が一気に世界をリードする期待があったものの、結局検討時間が足りず、産業界と法研究者・消費者間の調整が付かず、今後の検討に先送りになった事項が多くなったことは非常に残念であった。 対外的にも窓口となる多様な機能と権限を持つ第三者機関を作ることが大綱で決まったのは幸いであるが、未検討事項も多く法整備までの時間も少ない状況であり、第三者機関の立ち上がりまでの経過措置と役割分担の調整についても、今後も行政等機関内で多大なマンパワーが必要となると考えられる。公務員削減が叫ばれている状況ではあるが、経済活性化と国民のプライバシー保護という重大な事項への対応のための人員の確保は、絶対に必要であると考えられる。内閣人事局と財務省は、そのための人員と予算を各府省庁等に手当てすべきである。国会での調査・審議に係る人員と予算も同様である。

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
821	法人・ 団体	第3-IV-1	③ ・意見 第三者機関の設置に関する趣旨に鑑みれば、第三者機関は個人情報保護に関する全ての業務に関与することを前提に、その執行が重疊的にならないようにプロセスの分担・運用を行うこととすべきである。 ・理由・根拠となる出典等 第三者機関は、分野横断的に専門的知見をベースに迅速かつ適正な法執行を行うことが期待されており、業所管の観点とは独立してあらゆる局面に関与する必要がある。このため、執行のプロセスを業所管大臣と分担したり、主従を決めることはあっても、執行そのものを役割分担するべきではない。
822	法人・ 団体	第3-IV-1	③ 第三者機関と各府省の主務大臣との役割の明確化を図る中で、「通信の秘密」の保護対象でもあるパーソナルデータについては、その利活用の推進と保護を適切に実現するため、重疊的な法執行を回避した役割分担が必要と考えます。
823	法人・ 団体	第3-IV-1	③ ・意見 「高度な知見の活用等が特に期待される分野を中心に」の部分は削除すべきと考えます。 ・理由・根拠となる出典等 パーソナルデータは、業種や産業分野を跨いで利活用されることが想定されるため、「高度に専門的な知見」は特定の産業に限らず一般的に要請される。専門性の名のもとに、事実上、特定の省庁が優越した権限を持つことがないようにすべきであり、例えば医療、電気通信、金融といった分野であっても、産業分野を横断的に見ることができる省庁の関与を認める等、行政機関相互の連携を図るべきです。
824	法人・ 団体	第3-IV-1	③ ・意見 「高度な知見の活用等が特に期待される分野を中心に」の部分は削除すべきと考えます。 ・理由・根拠となる出典等 パーソナルデータは、業種や産業分野を跨いで利活用されることが想定されるため、「高度に専門的な知見」は特定の産業に限らず一般的に要請される。専門性の名のもとに、事実上、特定の省庁が優越した権限を持つことがないようにすべきであり、例えば医療、電気通信、金融といった分野であっても、産業分野を横断的に見ることができる省庁の関与を認める等、行政機関相互の連携を図るべきです。
825	個人	第3-IV-1	③ ・意見 医療情報や医学研究情報の取扱にあたっては、第三者機関には、倫理委員会との連携を適切に行なってほしい。 ・理由・根拠となる出典等 第三者機関に期待されている役割が、現在、研究倫理指針等により医学研究において求められている倫理委員会の機能と重複すると思われる、また、特定個人情報保護委員会を改組するにあたって、人員上の問題が生じることが予想されるので、その対応として、うまく倫理委員会が活用されることを期待するため。
826	法人・ 団体	第3-IV-1	③ ・意見 業種、業界を越えてデータ移転、交換を行う際、事業者に過度の負担がかからないよう、各所管官庁における関連手続き・様式の統一などにご配慮くださいますようお願いいたします。 ・理由・根拠となる出典等 ビッグデータ活用においては、業種、業界を越えた様々なデータ集積と利活用が活発化すると考えられます。このような場合に所管官庁ごとに手続き等が異なると事業者に大きな負担がかかり、利活用が阻害される可能性があります。
827	法人・ 団体	第3-IV-1	③ 消費者委員会との関係に触れていませんが、パーソナルデータの保護という視点からすれば、消費者庁・消費者委員会と常時、意見交換することを明記して下さい。
828	法人・ 団体	第3-IV-1	③ ・意見 第三者機関と各府省大臣との関係の整理に当たっては、二重行政とならないよう、事業者の対応負荷等も踏まえた体制を構築して頂くことを要望します。 ・理由・根拠となる出典等 第三者機関と各府省大臣との役割分担において連携が十分に図られない場合、事業者にとっては重疊的な対応をせざるを得なくなり、結果的に事業者側の対応において過度な負荷が係ることが懸念されます。
829	法人・ 団体	第3-IV-1	③ 9. The proposal to create what is called a '3rd Party Organisation', but would elsewhere be called a data protection authority (DPA is the term used in this submission), is desirable if the DPA has strong enough powers and responsibilities. A strong DPA is necessary to give central coordination, direction and consistency, and a central locus for individual complaints and remedies. Japan's current decentralized dispersal of authority between Ministries, local government bodies, and many semi-official industry and consumer bodies, is not effective.
830	法人・ 団体	第3-IV-1	③ 11. It is clear from the government's proposals that at least some Ministries are trying to retain as much of their sectoral powers as possible, and are attempting to ensure that any '3rd party' DPA does not have any serious powers within their sectors. These attempts should be resisted by the government, because the feudal Ministry-centred nature of Japan's privacy law has made it ineffective. Business and consumers need consistent central guidance.
831	法人・ 団体	第3-IV-1	④ 第三者機関の設置については支持できるが、当該機関に権限等を集中させ、あらゆる事業者（事業者の範囲が飛躍的に拡大することは小規模事業者の件数要件を撤廃することにより明白である）を監督させることとなると、大規模な省庁を新たに創設することになるが、現実的に可能なのだろうか。人材や予算を考えると不可能ではないかとも思われる。
832	個人	第3-IV-1	④ 「国際的な対外窓口の機能を果たすとともに、外国事業者による個人データ等の適切な取扱いを担保するために、外国執行当局に対し、職務の遂行に資すると認める情報を提供する。」 とあるが、具体的にどのような場合にどのような情報が提供されるのか。 国民の納得できる具体例が示されない状況下でパブコメというのは理解できない。 具体例を示してください。

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
833	法人・ 団体	第3-IV-1	<p>④</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見 列挙されている「業務等」の末尾に、以下の項目を追加することを提案します。 「情報通信技術の進展や新たなリスクに関する監視を行うとともに、個人データ及びプライバシーの保護のために機動的な対処が必要と判断される場合、過去に認定した自主規制ルールを策定した民間団体に対し、ルール見直しに関する勧告を行う。」 ・理由・根拠となる出典等 自主規制ルールが有効に機能するかどうかは、情報通信技術の進展や新たなリスク（新たな脅威や攻撃手法の誕生等）により、個人データ及びプライバシーの保護にとっての脅威に変化が生じたときに、それに応じて行われる機動的な自主規制ルール見直しの成否に依存します。この実効性を担保する仕組みを第三者機関が担うことを明示する必要があります。
834	個人	第3-IV-1	<p>④</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見 パーソナルデータの利活用の促進と保護に関する広報及び啓蒙を行う。 とあるが、企業への利活用促進と広報ともとれるので、加えて 「広く一般に対しこの制度の考え方を広報し、正しい理解をえられるようにする」 などを追加する。 ・理由・根拠となる出典等 昨今の個人情報の目的外利用や情報漏えいといった、情報セキュリティ面のリスクの増大に対して社会の関心が過敏なまでに高まっています。このような事から、パーソナルデータについても全て保護されなければならないと言う意識を持つ人が多いのではないだろうか。 センシティブ情報や機微情報を除くのはもちろん、個人が特定されない形で、どのようなデータを利活用しようとし、どのようなメリットがあるのかなどを広く一般の人々に理解してもらえれば、企業も利活用しやすくなるのではないか。
835	個人	第3-IV-1	<p>⑤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見 現行の個人情報保護法が目的に照らして不十分なのはその通りであり、法改正の方針そのものに反対することはないが、その法改正を消費者・ネット利用者から見て十全なものとし、真に守られるべき個人情報をきちんと守る形にするという観点から以下のことを求める。 「個人情報に関する不正行為に対する民事及び刑事の救済規定」を入れること ・今の個人情報保護法の規定は個人の権利を守るのに不十分であることから、個人情報の故意又は過失による漏洩等に対する差止請求や損害賠償請求を法律上明記し、被害を受けた個人が救済を自ら図ることを明文により可能とするべきである。 ・ベネッセの事件において、不正競争防止法違反により摘発等が行われているが、法律の趣旨から考えて個人情報保護法による対応も検討するべきであり、特に上で列挙したような機微情報の不正取得に対して合わせて刑事罰を課せようにするべきである。 ・情報が集積、突合及び分析等されることにより、本人が認知できないところで特定の個人が識別された場合について、データにおける個人が特定される可能性の低減手法に問題があったなど故意又は過失が認められた場合についても民事救済を規定するとともに、故意にそのような形で情報を第三者に提供した者に対し刑事罰が課され得るとするべきである。 ・インターネットを通じた個人に関する情報の大量収集が問題になっていることを踏まえ、たとえ公開情報であったとしても、個人に関する情報の大量収集を違法化・犯罪化すべきである。
836	個人	第3-IV-1	<p>⑤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見 罰則の前提となるルールが明確な前提において、課徴金若しくは罰金については是非導入すべきである。 このようなプライバシー侵害事案(故意・過失含む)は一般に事業営業の都合など経済的利益目的故のものが多いと考えられ、故に多額の(ベネフィットに見合わないリスクとしての)課徴金は抑止力として非常に効果的だと考えられる。 課徴金については、事業者の萎縮などを理由に消極的な意見もあろうが、先に述べたとおりルールが明確であれば一般的な事業者であれば問題視することも無い(リスク足り得ない)であろう。(故にグレーゾーンの解消は大変重要なポイントになる)
837	法人・ 団体	第3-IV-1	<p>⑤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見 罰則や課徴金制度の導入は大いに指示できる。厳格に適用し、一罰百戒の効果を狙い、違法行為による儲けをなくすべきである。
838	法人・ 団体	第3-IV-1	<p>⑤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見 医療分野における個人情報について、刑法で守秘義務が規定されている職種は医師、歯科医師、弁護士等の刑法134条に列挙された職種のものであり、国や自治体、健康保険組合等の職員は含まれていない。 しかし、レセプト情報や健診情報も極めて重要な医療等情報であることから、今回の個人情報保護法改正により、医療機関以外の医療等情報を取扱う者への守秘義務規定を策定すべきである。 また、IT化の進歩により個人情報漏えいの危険性が従来より高まってきている現在、悪意による医療等情報の漏えいへの抑止力の観点からも、すべての医療等情報を取扱う者への罰則の強化が必要である。
839	個人	第3-IV-1	<p>⑤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見 一度出た電子情報は回収できないのである。 先日の大規模な情報漏洩で生まれたばかりの子供の情報は、その子が百歳まで生きるとすれば百年間の秘匿性を担保しなければならない。恐らく先般の情報漏洩事件で私の子供の情報も流出している。 EUでは、違反組織に対し1億ユーロまたは、世界中の売り上げの5%のいずれか高額な方が制裁金として課せられる。 一方、日本の個人情報保護法は30万円である。 実際に制裁措置の前に行政指導などがあるが、制裁は実際のところ無いに等しい。 複数の秘匿化データから本人特定や本人推定がなされ、ストーカ行為や殺人等の犯罪が発生しないうちに、再度本大綱と個人情報保護法及び案連する法律の罰則見直しを強く希望する。

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
840	法人・団体	第3-IV-1	<p>・意見 いわゆる守秘義務（医師に関しては、刑法134条1項（秘密漏示罪））との関係を考慮すべき。医療提供者側は刑法の秘密漏示罪等が既にある。 医療情報のように機微性の高い情報は、漏えい時の罰則規定を他の個人情報より厳しくすべきである。拡散すれば回収不可能であり、抑止力となる罰則が必要である。 「医療情報」という客体に対して、身分を問わず、①漏洩した者、②仲介した者、③取得した者を規律する法制度が必要である。また、医療情報保持者、善意・悪意、過失の有無にかかわらず、データを削除させる権限を法定化すべき。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 罰則に関しては、EU個人データ保護規則案 第79条参照。</p>
841	個人	第3-IV-1	<p>罰則等については、「引き続き検討する」のではなく、本改正案時点で既に具体案を示すべきである。後追い状態での見切り発車のような制度は施行すべきではない。</p>
842	法人・団体	第3-IV-1	<p>・意見 罰則については、事業者に萎縮効果を与えるものとならないよう、他の法制度における罰則との整合性を図るべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 パーソナルデータの利活用にあたって、グレーゾーンの存在は否めないため、利活用の具体例又は自主ルール策定等の過程で、悪質性のある場合又は重過失のあるにおいてのみ、罰則を課す等の配慮が必要である。</p>
843	法人・団体	第3-IV-1	<p>IT化の進歩により個人情報漏えいの危険性が従来より高まってきている現在、悪意による情報漏えいへの抑止力という観点からも、すべてのパーソナルデータを取扱う者への罰則の及ぶ範囲の拡大が必要である。</p>
844	法人・団体	第3-IV-1	<p>医療分野における個人情報について、刑法で守秘義務が規定されている職種は医師、歯科医師、弁護士等の刑法134条に列挙された職種のものであり、国や自治体、健康保険組合等の職員は含まれていない。しかし、レセプト情報や健診情報も極めて重要な医療等情報であることから、今回の個人情報保護法改正により、すべての医療等情報を取扱う者への共通の守秘義務規定を策定すべきである。</p>
845	法人・団体	第3-IV-1	<p>健康保険組合や市町村国保等が、自ら保管するレセプト・健診情報の分析を民間業者に委託する必要があるが、現行法では情報の管理責任の所在が明確でない。データベースの管理責任も含め、条例及びガイドラインによる対応には限界があるため、個人情報保護法改正により漏えい時の責任及び罰則を規定する必要がある。</p>
846	個人	第3-IV-1	<p>課徴金制度の導入について、個人情報の不適切な取扱いは、具体的な損害として把握することが難しく、近時の個人情報の漏洩に関する裁判例では、一人5000円程度の慰謝料しか認められないことが多い。これでは、本人は泣き寝入りとなり、本人の救済は十分でない。また、事業者は、個人情報の保護を後回しにするため、社会全体としても個人情報保護を推進することはできない。 したがって、事業者への課徴金制度は積極的に考えられてよい。ただし、表現の自由等と対立する場合も考えられるので、課徴金制度の対象となるものは、大量の個人に関するデータの利用により利益を上げている事業者に限定されるべきと考える。</p>
847	個人	第3-IV-1	<p>・意見 実効性のある制度を求める。課徴金制度は必須と考える。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 パーソナルデータを、低コストで取得・保存することが可能になってきた。また、今後も加速する傾向にある。個人に関するありとあらゆる情報が取得の対象になる可能性がある。 「何かの役に立つかもしれない」として、無闇に貯めることのないように、リスクとメリットのバランスで考えられるよう、取り扱いに関する罰則を明確にしてほしい。</p>
848	個人	第3-IV-1	<p>「課徴金制度の導入については、その必要性や制度趣旨等について引き続き検討する。」は、国内企業に向けてもそうだが、海外企業に対しても日本のルールに実効性を持たせるために課徴金制度を確立すべきだと考える。</p>
849	法人・団体	第3-IV-1	<p>10. The DPA needs to at least have powers to issue administrative fines, and to investigate and order remedies in relation to individual complaints (or refer such cases to an independent tribunal for final decision). These are the bare minimum requirements for any other DPA in the world (92 countries have DPAs plus many sub-national DPAs). If Japan is going to create a DPA, it should aim for a DPA which meets international standards and has credibility.</p>
850	個人	第3-IV-2	<p>市町村役場・都道府県庁と公立学校が、行政個人情報保護法に基づくモデル条例に準拠した各自治体の個人情報保護条例と指針のしほりを受けているが、かたや窓口業務、かやた子ども・保護者・地域住民に解放された公立学校を同じ縛りで規制するのは難しく、現に学校の過剰反応や萎縮、ほとんどの学校で行われている校長黙認による試験の持ち帰り採点などの逸脱行為など、かえって組織的な個人情報活用や保護体制が取れずにいます。 そこで、現行の個人情報保護条例・指針を一般化・抽象化し、役所、学校、現業部門は対応する中央省庁が具体的なモデル細則を提示して、各自治体が地方の実情に合わせてローカライズする形がよいと考えます。</p>
851	個人	第3-IV-2	<p>現行の個人情報保護法が目的に照らして不十分なのはその通りであり、法改正の方針そのものに反対することはないが、その法改正を消費者・ネット利用者から見て十全なものとし、真に守られるべき個人情報をきちんと守る形にするという観点から以下のことを求める。 ・より広く個人に関する情報が含まれるよう個人情報の定義を明確化すること ・行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の関連4法についても合わせ定義についての改正を行うべきである。</p>
852	法人・団体	第3-IV-2	<p>今後、調査・検討を行うことで改正作業に間に合うのか。面倒なので棚上げ狙いかと思ってしまう。</p>
853	法人・団体	第3-IV-2	<p>事業者主体の違いによる地域医療連携時の制約を排する為、「他の法令・条例に優先して適用される」ことの明記を求めます。</p>
854	法人・団体	第3-IV-2	<p>制度差（行政機関・独立行政法人・自治体）の解消を図るだけでなく運用の複雑さも解消を図るべき。 医療情報の一部であるレセプト情報、特定健診情報を管理する行政機関、独立行政法人、自治体については、医療機関（事業者）と同様の取り扱いを求めるなどルールとの整合性を図るべきである。現状は、条例・ガイドライン等対応がまちまちである。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
855	個人	第3-IV-2	<p>・意見 「今回の制度改正に合わせ、国から地方公共団体に対し、必要な情報提供を行うことを検討する」とありますが、どのような検討をなさっているのか公表していただきたく存じます。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 事業者への影響の有無を認識し、必要に応じて適切な対応をしていくためです。</p>
856	法人・団体	第3-IV-2	<p>行政機関も公的部門を第三者機関が見ることについて反対している。日本の市民は、公的部門でもプライバシーについての苦情申し立てを求めている（現在はない）。日本が第三者機関を設立して公的部門が対象外（マイナンバーは除く）となれば、世界で唯一のおかしな制度なり、国際社会での日本の評判を下げる。政府は第三者機関がすべての分野を見ることを主張すべき。</p>
857	法人・団体	第3-IV-2	<p>・意見 個人情報及びプライバシーの保護という観点からは、地方公共団体について、各地方公共団体に独自の個人情報保護条例がある現状に代えて、地方公共団体個人情報保護法を設け、各地方公共団体においては施行条例を設けるといった形に改めることを検討すべき。なお、行政機関、独立行政法人等については、総務省「行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会」などにて必要な検討がすすめられるものと理解している。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 現在、地方公共団体においても「ビッグデータ」のかけ声でパーソナルデータを利活用する事業が積極的に行われているが、大綱では国から地方公共団体に対しては情報提供を行うとすると留まっています、規律のループホールとなる懸念がある。 例えば、佐賀県武雄市では、武雄市図書館のカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社（以下CCC）による指定管理について、図書館利用者の自動貸出機利用に際して行われるTポイント（CCCのポイントプログラムの名称）の付与について、図書館システムがCCCに送信するのは「T会員番号、利用年月日、利用時刻、ポイント数」のみであり氏名等を含まないで個人情報に該当しないとしている（武雄市教育委員会臨時会[H24.7.10]会議録、及び武雄市平成25年3月定例会の石丸定市議一般質問に対する古賀教育部長答弁）。しかし、T会員番号はCCCにおいては会員データベースと照合して容易に特定の個人を識別することができる。武雄市の認識は容易照合性を個人情報の定義に含んでいない武雄市個人情報保護条例に基づけば整合している可能性はある。が、現行個人情報保護法、さらに本大綱が目指す規律の中にあっては個人情報として保護すべき範囲が狭すぎる方向で一致していないのは問題である。また、武雄市図書館では、図書館の利用者証を利用者登録時にTポイントカードと非Tポイントカードを選択させることで、図書貸出時のデータ送信について包括同意としているが、1979年以降、日本図書館協会「図書館の自由に関する宣言」に基づき、ほとんどの図書館では図書館の利用事実を利用者のプライバシーとして固く保護してきたことで慣習的に形成された規律を考慮すると、「個人情報ではない」という判断で個別同意を行っていないのは問題である。</p> <p>しかし、地方公共団体の個人情報保護条例における個人情報保護の定義が、個人情報保護法とも行政機関個人情報保護法とも整合しない場合があり、また保護の水準が民間と行政機関のいずれにも劣る内容となる場合があるのは、必ずしも全てが個別の地方公共団体の問題ともいえない。これまで、法律による規律を行わず、各地方公共団体に独自の個人情報保護条例を設けるよう求めてきたことの結果である。国が法律で最低限の規律を定めてこそ、全国で一定水準以上の個人の権利利益が保護され、パーソナルデータの利活用につながると考えられる。</p>
858	法人・団体	第3-IV-2	<p>・意見 地方公共団体個人情報保護法を設ける前提で、第三者機関が地方公共団体に対し助言・勧告等を行う権限・権能を持たせるべき。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 現在、ビッグデータの活用に少なくない地方自治体が取り組み始めているが、中には、千葉市のように「クローズド（開示不可）×ビッグ（データ量大）」の領域に重点のひとつを置く自治体がある。千葉市では、この領域は住民の個人情報を中心であり多くはセンシティブな性質のものであるため、そのままでは外部に出せるものではないことは認識し、自治体自らが主体となって、将来的な財政負担を抑制する「課題抑制型事業」に用いるとしている。しかしながら、一般論としては、自治体から外部への提供がない場合でも、ビッグデータ事業それ自体がプロファイリング（大綱16ページ）の側面をもつことから、個人の権利利益の侵害につながる危険性はある。また、そのままでは外部提供できない情報を個人特定可能性を低減する加工（大綱10ページ）を行って外部提供などを行う場合の課題は、民間と変わらない。</p> <p>自治体の事業では、その事業の公益性を考慮する必要はある。しかしそれでもなお、個人の権利利益とのバランスをとる必要がある。また、自治体と係わってパーソナルデータに関係する事業を行う事業者の視点に立っても、独自の条例以外の担保のないパーソナルデータや、個人特定可能性低減データとされるものを自治体から取得するのはリスクがあり、かえって利活用の壁となる。そして、適切な基準作りには専門的知見が必要とされることから、「国から地方公共団体に対する情報提供」から踏み込んで、第三者機関に地方公共団体に対する権限を付与することを検討すべきと考える。</p>
859	法人・団体	第3-IV-2	<p>・意見 「行政機関、独立行政法人等、地方公共団体及び事業者間のルールの整合」に関しては、地方公共団体が民間事業者のサービスを利用して第三者に個人情報を提供・共有する際に、地方公共団体、民間事業者及び第三者に適用される法令を明確化して頂きたい。 第9回パーソナルデータに関する検討会の資料3において「救急医療の場においては、初見の患者について、なるべく多くの情報を収集し、適切な治療法を選択することが、当該本人の生命の確保にとって非常に有益な場合がある」と指摘されているところであり、法令上の位置づけが明確になるように要望する。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 救急隊員（自治体の消防職員）が、民間企業のクラウドサービスを利用して、病院（民間、公立など）に患者情報を提供する場合、どの法令・条例が適用されるのか、現行の個人情報保護法の解釈からは判然としないため。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
860	個人	第3-IV-2	<p>・意見 行政機関、独立行政法人等、地方公共団体においても、用語定義や取り扱い等の基本規定を可能な限り統合し、公共機関の特異性については条文を起こすか特別法で規定すべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 医療分野や教育分野においては、現行法制において医療機関や教育機関の違いにより適用法や適用ガイドラインが異なっている状況であり、災害対策や要介護者保護等において支障が出ている状況であるため、その是正が必要である。また、国際的に見ても基本法制は一本化されていることが望ましいと考える。 なお、閣法では手当てできないが、現在裁判所と国会における個人情報に関する基本取り扱い規定は最高裁規則と両院内規となっている状況であるが、行政事務については今改正法に基づく取扱いとなる方が国民としては安心する。前述の韓国の個人情報保護法では国会と裁判所も適用対象となっているが、国会において政府案と議員案をまとめて委員会案としてまとめたものを成立させた経緯(*4)がある。 *4: http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_U1NOAOJ9E2L9P1Y5B4F9Q1K602Z4Z7</p>
861	法人・団体	第3-IV-2	<p>民間事業者、行政機関、独立行政法人、地方自治体等を跨った共同の研究開発が多く行われており、その実態を踏まえたルール策定を望みます。</p>
862	個人	第3-IV-2	<p>行政機関等が保有するパーソナルデータについては、既に述べたとおり市民の社会保障給付に関する情報など、その性質上機微にわたるものが多数予想されるため、安易に民間利用を許すことのないよう慎重に検討する必要がある。</p>
863	個人	第3-IV-3	<p>・意見 本人の開示請求権を保障すべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 本人からの開示の求めに応じない事業者に対して、司法による救済の手段を保障すべきである。 [出典] 「個人データ処理に係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する欧州議会及び理事会の指令」(95/46/EC) 第22条 救済</p>
864	個人	第3-IV-3	<p>「平成15年5月30日法律第57号(第27条、第28条)、平成15年5月30日法律第58号(第36条～第41条)、平成15年5月30日法律第59号(第36条～第41条)」の法制度では、本人の利用停止請求で、保有個人情報の利用停止等(消去(抹消)、提供の停止)ができることになっているが、企業などの個人情報保護法では、保有個人情報の利用停止等(消去(抹消)、提供の停止)に多額の費用が掛かるときは、他の個人情報保護手段で代替できるとしていたり、行政機関や独立行政法人の個人情報保護法では、当該の行政機関や独立行政法人の円滑事務に支障がある、と公正な判断できる第三者ではない当該の行政機関や独立行政法人だけが判断するだけで、保有個人情報の利用停止等(消去(抹消)、提供の停止)を免れるし、個人情報を管理する企業や事業機関が不正な手段や方法で個人情報を取得したとする明白な事実がない、と保有個人情報の利用停止等(消去(抹消)、提供の停止)を手続きが認められない個人情報保護法の法制度になっております。従って、今回のベネッセの個人情報流出事案の個人情報の流出する事案だったとしても、企業が不正な手段(過失も含む)で流出したことを本人(個人)が立証しないと、いつまでも、本人の個人情報は名簿業者の中で拡散し続け、個人情報を持つ本人の個人利益は侵害されるだけで、個人情報保護法制で謳う個人の利益保護は絵に描いた餅に化すばかりで、実効性がないのです。</p>
865	個人	第3-IV-3	<p>現在の個人情報保護制度は、個人情報保護法があっても、本人の個人情報の自己コントロール権は正当に確立しておらず、個人情報取扱事業者の個人情報の安全管理上の違反・不正や重大な過失が個人情報取扱事業者にある、と立証しない限り、個人情報を持つ本人の権利として、本人が個人情報取扱事業者の保有する個人情報や個人情報データを利用停止等(消去(抹消)、提供の停止)を請求しても、保有個人情報(個人情報データも含む)を利用停止等(消去(抹消)、提供の停止)を承認されず本人が個人情報取扱事業者及び第三者で提供されている保有する個人情報等を削除・抹消できない制度になっているので、個人情報を持つ本人の自己コントロール権を拡大して、いつでも必要なときは本人が提供した個人情報を回収し、個人情報データを抹消できるようにする。</p>
866	法人・団体	第3-IV-3	<p>・意見 本人開示制度について、裁判上の行使が可能であることを明らかにすることは賛成であるが、本人開示制度だけでは不十分である。 ① 削除又は利用停止に関する一般規定を創設されたい。 ② 相当な理由に基づく第三者による開示請求権を創設されたい。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 (1) 本人開示請求権は、現在の個人情報保護法では、個人情報取扱事業者の保有する情報を確認する重要な権利であるにもかかわらず、裁判例等により、裁判上の請求権であることを否定するものがある。大綱が裁判上の行使が可能であることを明らかにすることは賛成である。しかし、本人開示請求権だけでは、不十分である。 (2) 削除権については、個人情報保護法では、第27条の利用停止に規定されているだけであるが、自己の望まないデータ保有を削除する権利は個人的人格権に由来する権利であり、不当・不必要な個人情報の削除権を一般的な権利とするべきである。特に、削除権は、欧州議会の司法委員会でEUデータ保護規則が可決されたこともあり、グローバル化の観点からも必要である。 (3) また、個人情報保護法の下に、例えば悪徳業者の住所等が保護されることは、消費者の被害回復にとって重大な障害になりかねない。当連合会2006年7月20日付け「個人情報保護法制の改正に関する意見書」で、第三者提供の一般条項を追加すべきことを意見しているが、現在も未対応のままである。民事上の請求権として、第三者からの相当な理由に基づく開示請求権を規定するべきである。</p>
867	法人・団体	第3-IV-3	<p>・意見 開示、削除についての手続きの明確化</p> <p>・理由・根拠となる出典等 検討会は、新しい第三者機関にユーザーの権利とビジネスのコンプライアンスコストのバランスをとりつつ、データコントローラとしての開示、削除の請求にどのように対応していくかを明確にするように要求している。ACJは、以下のデータ項目は開示請求の適用除外とすべきだと考える。具体的には、a) 保有者が再識別化をしない匿名化データ、b) 税法等に基づいて継続保管を法的に義務付けられているデータ、c) 消費者との対応のなかで収集されたデータ、d) 開示をすることによりほかの人のプライバシーもしくは市民の自由についての問題を起こす可能性のあるデータ、e) 消費者自身がSNS等のように自ら第三者サービスに投稿したものである。さらに、個人が個人情報の開示、削除を求めて、裁判所のシステムを介して民事訴訟を提出するための新たな権利を確立する前に、さらなる議論が必要であると考えている。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
868	個人	第3-IV-3	他国への情報移転に関しては安全保障領域での議論が必要では無いか。極論すればいかなる民間の個人情報であろうと敵性国への流出は重大なインシデントであって、この議論には安全保障面でのフィルターも必要である。
869	法人・団体	第3-IV-3	開示等について、情報保護対象である個人自身に民事的な請求権を付与することは支持できる。
870	個人	第3-IV-3	この仕切りはあくまで行政権による仕切りになるので、関係事案が科料でも構わないので裁判員法の裁判の対象になるようにし、加えて損害賠償に刑事裁判を前置き、刑事で無責でも民事免責にはせず、裁判員裁判で併せて民事責任についても論じさせることによって、情性的判断を排除する必要があるように思える。
871	個人	第3-IV-3	<p>・意見 具体的な課題や解決策に対する記述がなかったが、例えば、欧米で問題となっている忘れられる権利などに対してはどういった立場をとるのか、具体的にどういった形での対応を予定しているのか等の説明をいただきたい。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 自己の情報をコントロールする権利についてはPTFの枠組みとも大きく関連しており、政府の方針を表明することには意義があると考え。</p>
872	個人	第3-IV-3	<p>・意見 開示に耐えられないシステムを構築し、業務に著しい支障があるという理由で、収集した個人情報の開示に応じないという事例があるため、開示に耐えられる組織構成・システム構築を義務として規律に含めるべきだと考える。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 CCGに保有個人データの開示について問い合わせしてみた http://www.nantoka.com/~kei/diary/?20120628</p> <p>続・CCGに保有個人データの開示について問い合わせしてみた http://www.nantoka.com/~kei/diary/?20120718</p> <p>続々・CCGに保有個人データの開示について問い合わせしてみた http://www.nantoka.com/~kei/diary/?20120728</p>
873	法人・団体	第3-IV-3	<p>開示等については、現行法の趣旨を踏まえ、引き続き、非開示とすることができる場合（現行法第25条1項但書）、その他の開示等に関する規定（現行法第29条及び同第30条等）、保有個人データに含まれないもの（政令第3条及び同第4条）などを維持しなければならない。</p> <p>また、本人からの求めについて、裁判上の行使が可能であることを明らかにするよう開示等の請求権に関する規律を定めることに異論はない。「開示等の請求が認められるための要件については、本人権利利益の保護と事業者の負担とのバランスに配慮し、現行法の規律を基にしつつ、濫訴防止の要請も踏まえ、規律を整理する」とした本制度改正大綱に賛同する。</p> <p>なお、開示等に係る制度設計を考える上では、守秘義務やe-ディスカバリー（電子情報開示）など他の制度から生じる制約との整合性をあらかじめ念頭に置いた議論をする必要がある。また、開示対象となる範囲については、保有個人データのうち個人が識別できる情報そのものに限定することとし、履歴や利用記録などの付随情報、特定性を低減化したデータ及びグレーゾーンにある識別子等のうち適当と判断されるものについては、現行法第25条但し書き第2号の規定にあるとおり、個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、現行法の趣旨を踏まえ、開示を拒否できるものとする。さらに、非開示情報の開示請求を行う個人の権利利益の保護を図りつつ、当該事業者が適切かつ合理的に対応できるよう、調停前置とすることも含めた紛争処理の在り方について検討し、苦情処理に係る認定個人情報保護団体の果たすべき役割との関係を整理すべきである。</p>
874	法人・団体	第3-IV-3	濫訴防止を前提にするなど、事業者には有利なスタンスは安心できない。
875	法人・団体	第3-IV-3	<p>・意見 開示、訂正等、利用停止等に関し、民事上の請求権を設ける場合であっても、濫訴を防止するための措置については、手続的な措置に加え、行使要件の具体的な内容の検討も対象とした上で、現状の開示、訂正等、利用停止等に関する実務対応の状況も考慮して慎重に検討すべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 1 (1) 個人情報取扱事業者について開示等に応じる義務を定める現行法の規律による場合、各事業者は、不開示等事由に該当しない限り、開示等に応じる必要があることから、重ねて民事上の開示等請求権を認める実益は乏しく、民事上の開示等請求権は例外的にのみ許容されるべきである。また、訴訟において個別救済が必要不可欠な場合には、事業者と本人との間の契約解釈や信義則による開示等請求権が認められる可能性もあるところ、かかる個別救済の限度を超えて、本人の権利侵害の程度を考慮することなく一律に開示等請求権を設けることは、司法と行政の役割分担という観点から適切ではなく、かかる観点からも、開示等請求権の手続や要件は謙抑的に定められるべきである。 (2) また、開示等請求権を一律に認める場合、任意の開示等請求に応じる意思を有する事業者に対する訴訟提起など、濫訴のおそれも当然に予想されるところである。 (3) 以上より、開示等請求権を設ける場合であっても、濫訴を防止するための措置については、手続的な措置に加え、行使要件の具体的な内容の検討も対象とした上で、現状の開示等に関する実務対応の状況も考慮して慎重に検討すべきである。 2 具体的には、以下のような制度を検討すべきである。 (1) 手続的な措置 ア 開示等請求権に基づく訴訟提起に先立ち、現行法で定められている事業者に対する任意の開示等の請求を先行して行うことを必須とする措置（任意の開示等請求前置主義）は、濫訴防止措置として有益と考えられることから、かかる措置の設置を検討すべきである。 イ また、訂正等や利用停止等に先立って、開示訴訟の先行を求めるなど、請求権相互の関係についても、適切な制度設計を検討すべきである。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
			<p>(2) 行使のための要件 ア 現行法の開示等の請求とは異なり、不開示事由を定めるだけでなく、積極的な行使のための要件を規定すべきである。具体的には、例えば、「侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき」や「当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき」（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第4条第1項第1号及び第2号）といった他の法律における開示等の請求権の要件を参考にして検討すべきである。 併せて、これらの要件については、立証責任の観点から、開示等請求権を行使する本人が主張立証を行うことが必要となることを明確にすべきである。 イ 不開示事由についても、現行法の開示等の請求に関する内容をそのまま規定するのではなく、訴訟提起に関する要件となることを考慮して、より厳格な要件とすることを検討すべきである。 ウ さらに、濫訴そのものを防止するための訴訟提起の要件（本案前の訴訟要件）についても、併せて要否を検討すべきである。</p>
876	法人・団体	第3-IV-3	<p>消費者がどうやって自分のデータにアクセスしたり訂正したりする権利を主張すればいいかが不明。この観点からデータ保護法には欠落しており、修正を推奨する。この権利を含めた他の個人に関する権利について、第三者機関や司法機関が執行できるようにすべき。</p>
877	法人・団体	第3-IV-3	<p>・意見 「開示等の在り方」に関しては、個人が自分の個人情報に関して開示・訂正・利用停止等を請求することは個人による最も基本的な権利行使のあり方と認識している。ただし、「クレーム」的な請求によって事業者側が過剰な対応を求められることがないように、現行の個人情報保護法に定められている手数料の徴収や、本人への回答までに一定の期間（「遅滞なく」）が認められていること、一定の合理的理由があれば請求に応じなくてよいといった規定は存続して頂きたい。 ・理由・根拠となる出典等 現行法以上の開示・訂正・利用停止等の義務を課すことは、事業者の負担増加につながるため、ご配慮頂きたい。</p>
878	個人	第3-IV-3	<p>「本人の権利利益の保護と事業者の負担とのバランスに配慮し、現行法の規律を基にしつつ、濫訴防止の要請も踏まえ、規律を整理する」濫訴防止に配慮するあまり、情報保護が疎かになっては本末転倒である。また、利用停止等のみならず、情報の削除権を明文化しないと、利用停止が実効あるものとならない。</p>
879	法人・団体	第3-IV-3	<p>・意見 現行法の開示、訂正等及び利用停止等について、もともと現行法立案時の立法者意思が裁判上の行使が可能とするものであったことを明らかにするに過ぎない旨を明記していただきたいと考えます。また、濫訴防止策だけでなく、裁判外の行使についても、濫用防止策を取ることを明らかにすべきと考えます。 ・理由・根拠となる出典等 今回の大綱における提案は、現行法にない新たな考え方を導入するのではないことは、検討経過から明らかであるので、その点を明らかにすることは誤解を防ぐために必要と考えます。また「濫訴防止」については大綱案にも明記されているところ、裁判外行使についても濫用の恐れが皆無ではなく一部で懸念も表明されていることから、規律を検討するにあたり、濫用防止一般について検討されるべきと考えます。</p>
880	法人・団体	第3-IV-3	<p>・意見 現行法の開示、訂正等及び利用停止等について、もともと現行法立案時の立法者意思が裁判上の行使が可能とするものであったことを明らかにするに過ぎない旨を明記していただきたいと考えます。また、濫訴防止策だけでなく、裁判外の行使についても、濫用防止策を取ることを明らかにすべきと考えます。 ・理由・根拠となる出典等 今回の大綱における提案は、現行法にない新たな考え方を導入するのではないことは、検討経過から明らかであるので、その点を明らかにすることは誤解を防ぐために必要と考えます。また「濫訴防止」については大綱案にも明記されているところ、裁判外行使についても濫用の恐れが皆無ではなく一部で懸念も表明されていることから、規律を検討するにあたり、濫用防止一般について検討されるべきと考えます。</p>
881	法人・団体	第3-IV-3	<p>「本人からの求めについて、裁判上の行使が可能」とすることについて反対するものではありませんが、濫用の事態は避けるべきだと考えます。番号法上のマイ・ポータルのような、情報技術の活用による対応を促進するインセンティブが働く制度設計を望みます。</p>
882	法人・団体	第3-IV-3	<p>濫訴防止のため、裁判外における請求の前置を条件とする等の措置を配慮していただきたい。</p>
883	法人・団体	第3-IV-3	<p>第8回パーソナルデータに関する検討会資料1-2・19頁に示された事務局案に従って6ヶ月以内に消去する保有個人データ（顔画像、音声）を保有個人データの対象とするのであれば、公表、開示などの対応が事業者の過度な負担となることが想定されることから、これらのデータを一律に保有個人データの対象とすることはせず、例えば第三者への提供または目的外利用を行うことがない保有個人データについては、現行法通り保有個人データには含まれないものとして、公表及び開示の義務が生じないよう検討していただきたい。</p>
884	個人	第3-IV-3	<p>開示等請求については、本人関与の仕組みとして重要であり、これが不当に制限されれば司法救済が認められるべきことは当然である。立法当時は、裁判上利用できることを前提にして制度設計されていたと考えられるが、近時、これを否定する裁判例も出ていることから、裁判上の行使が可能であることを明記することについては賛成する。 なお、大綱では濫訴防止にも言及しているが、現時点で開示等が濫用的に利用されている実態はない。自己の情報に関し、本人が濫用的な請求をすることも考えにくい。よって、本人の情報開示請求等について濫訴防止の方策は必要なく、むしろ、健全なパーソナルデータの取扱いを推進するには、裁判上の本人関与の仕組みを促進すべきであるから、濫訴防止に重点を置いた制度設計は相当でない。</p>
885	法人・団体	第3-IV-3	<p>・意見 今回、民事上の請求権を導入する必要性、立法事実をまずは明確にしてほしい。 ・理由・根拠となる出典等 今回の大綱では、開示等のあり方の規律を定めることの理由が書いていない。当連盟では、現状の行政規制だけではどのような不都合が生じなぜ不十分なのか不明であり、導入する必要性、立法事実が不明であることを従来より指摘している。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
886	法人・ 団体	第3-IV-3	<p>・意見 仮に導入するとしても、濫訴防止策や裁判外の行使の濫用防止策の検討が不可欠である。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 萎縮効果がおきないよう濫訴防止の実行策をとるとともに、裁判外行使についても濫用のおそれがあるためそこも含めて検討すべきである。</p>
887	法人・ 団体	第3-IV-3	<p>・意見 開示等請求権に関する規律については、大綱に記載の通り「本人の権利利益の保護と事業者の負担とのバランスに配慮」頂きたいと考えます。特に、「特定の個人が識別される可能性を低減したデータ」はその規律の対象外とすることが適当であると考えます。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 「特定の個人が識別される可能性を低減したデータ」については、データを保有している事業者内においても基本的には特定の個人が識別できないため、開示等の求めがあった個人のデータを識別し、そのデータの開示等の対応を行うことは現実的ではないと考えます。</p>
888	法人・ 団体	第3-IV-3	<p>開示、訂正、利用停止の請求権行使にかかわる要件の規律整理にあたっては、関係法令を遵守して個人情報の適切な取扱いを行う事業者に対してまで過度な負担が生じ得る制度とならないよう配慮をお願いしたい。</p> <p>また、現行の法令のもと、開示によって権利利益の侵害や事業者の適正な業務遂行に対する支障などの弊害が生ずるおそれがある場合については一部または全部を開示しないことが認められているが、今般必要以上の見直しが行われることによってかえってこれらの弊害を生じさせることのないよう配慮をお願いしたい。</p>
889	個人	第3-IV-3	<p>開示にあたりシステム改修が必要になる場合あり、個人情報取扱事業者のみがそのコストを負担することにならないよう配慮いただき規律の整理をお願いしたい。</p>
890	法人・ 団体	第3-IV-3	<p>個人情報保護法第27条について</p> <p>・意見 個人情報保護法第27条を“本人の自由意思で「パーソナルデータ」、「個人の特定性を低減したデータ」の第三者への提供の停止（法27条第2項）、利用の停止又は消去（法27条第1項）を請求することができる”等の内容に改正し、“国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行する場合、あるいは、第三者提供を停止することが運用に大きな影響を及ぼし、且つ、公益性が高い事業であることを第三者機関が認定した場合”等の適用除外事項を設け、本人の権利利益をより明確に保証して頂きたい。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 現行法では、個人情報取扱事業者が、本人の同意を得ずに第三者提供した場合のみ提供の停止請求権が認められており、本人の自由意思で個人データの第三者提供の停止を請求することができない。（出典：個人情報保護法第27条第2項）仮に、請求要件を満たしたとしても、“第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合、その他提供の停止が困難な場合で、本人の権利利益を保護する代替措置をとる場合”には、不正に提供された個人データの提供を阻止できない可能性が残る。実社会では、不正に取得した者が行う代替措置を本人が追認するとは思えず、個人情報保護法第15条第1項（利用目的の特定・変更）、法第16条第1項（利用目的による制限）、法第23条第1項（第三者への提供）への違反行為を容認する条文は、本法の施行目的を揺るがせる規律であり（出典：個人情報保護法第27条第2項 適用除外）、更に、オプトアウトによる第三者提供の場合にのみ、データ提供の拒否権が認められていると言うのは、バランスを欠いた規律であると言えるのではないだろうか。</p> <p>たとえ、今回の改定の目的が「パーソナルデータ」の利活用の促進にあったとしても、また、緩和規律により事業者が目先の利潤を得ることができたとしても、今、根幹となる規律を改正しておかなければ、“自己の権利保全を求める気運の高まり”や“海外規律との更なる整合調整の必要性”等の社会趨勢の変化について行けず、本人の権利を保証する法改正を余儀なくされた場合には、既存法を順守している産業界に、今まで以上の打撃を与える可能性がある。</p> <p>しかし、制度改正大綱では「パーソナルデータ」に対し、新たな利用目的による利活用を望まない場合に本人が申し出ることができる仕組みを設ける、また、現行法の開示、訂正等及び利用停止等（以下「開示等」という。）の本人からの求めについて、裁判上の行使が可能であることを明らかにするよう開示等の請求権に関する規律を定めると記述されており、この機会に、保有個人データの利用の停止又は消去（法第27条第1項）を含め、本人を特定できる「パーソナルデータ」の利用の停止又は消去、第三者提供の停止について、本来、与えられるべき本人の権利を回復する規律（本人が、主務大臣や認定個人情報保護団体等に相談する、あるいは、裁判所に申し立てる等の運用を別途定めるのではなく、不正に対する当然の権利を法第27条で認めること）を検討して頂きたい。</p>
891	個人	第3-IV-3	<p>・意見 A balance must be struck between allowing options like the “right to be forgotten” the concept of an open and transparent Internet.</p> <p>・理由・根拠となる出典等 Focus on the trust by consumers, the users who generate the personal information, was repeatedly addressed in the outline. Consumer trust requires a strong third party that can respond dynamically to their concerns The “right to be forgotten” is part of this discussion. Yet the “right to be forgotten” goes against the basic concept of the Internet, which is to maintain openness and transparency in a single Internet. Consequently the third party must be able to judge claims and concerns from a step back and balance the benefits of the availability of information on the Internet to the risks when making the decision of allowing people the “right to be forgotten.”</p>
892	法人・ 団体	第3-IV-3	<p>・意見 他人には知られたくない情報（例：うつ病の既往歴等）を削除できる「忘れられる権利」の策定を追加すべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 グローバル化への対応を謳うのであれば、忘却権の策定も追加すべき。</p>
893	法人・ 団体	第3-IV-3	<p>個人に不都合である個人データを「消去できる権利」を明記すべきである。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
894	個人	第3-V-1	国際的に、日本がパーソナルデータ乱用・悪用の草刈り場とならないように、事業者による乱用や悪用に対してEU、米国と同等の経済的制裁が科せられる制度とすべきだ。
895	個人	第3-V-1	すでに現状において、サーバやデータのメンテナンスをインドなど海外の事業者や海外の事業所で行なわれていることから、日本国内または日本人から収集したパーソナルデータについて、網をかぶせることができる制度とすべきである。
896	個人	第3-V-1	<p>・意見 域外の規制は事実上ムリ</p> <p>・理由・根拠となる出典等 上記グーグル社はアメリカ法人です。現在も、広告代金の請求は国外の法人から行われています。グーグルが日本国内で行う事業も日本企業と同じように規制されるのなら、公平であるといえます。 大綱15ページには「1 域外適用」「2 執行協力」「3 他国との情報移転」の3点が明記されています。 グーグルが日本で行っている事業が日本法からみて非合法であると判断されるときには「外国において個人情報保護関係法令に相当する法令を執行する外国執行当局に対し、その職務の遂行に資すると認める情報の提供」ということですね。 グーグルの日本における事業の規制は外国執行当局の手に委ねられるということですね。 この方法では、事実上グーグルの事業を規制することは不可能と考えます。ICT業界の技術進歩の速度は大変速いので、情報をアメリカ当局に渡して判断してもらっている間に問題の方法は陳腐化してしまっている、という可能性が高いと思われます。</p>
897	個人	第3-V-1	<p>米国やEU・OECDの制度との整合性を持たせることのみを目標とせず、是非国際的なプライバシー問題における新しいスタンダードを作ることを目標として頂きたい。 本来プライバシー情報に国境は無くしかし立法や慣習法が各国ごとに異なる故の各国の対応の違いであるので、実際には現状は国際的には望ましい姿では無いだろう。 本大綱でも述べられているようなベストプラクティスやグレーゾーンの解消が進めば、他国にはこれまで見受けられなかったプライバシー政策の国際的リファレンスとなる可能性もある。是非そこまで見通して頂きたい。</p>
898	法人・団体	第3-V-1	域外適用については、指示できる。
899	個人	第3-V-1	<p>グローバル化への対応に、個人情報保護法で検討すべき内容が記載されているが、今回のパブコメで現状の個人情報保護法を逸脱する制度になる可能性があることは示されていなかった。 大多数の国民は知らないと考えられる。再度パブコメを行うべきである。</p>
900	個人	第3-V-1	<p>・意見 現行法の域外適用に明確でない部分があることは理解していますが、海外に拠点を置くクラウドサービス提供者のように、どのようなデータを預かっているかを必ずしも把握せずに基盤的なクラウドサービスを国内事業者に対して提供しているような外国事業者の活用を妨げることがないよう、配慮されるべきと考えます。このような場合には、個人情報保護法を遵守する責任は国内のデータ管理者にあり、契約等によって、データ処理者へ移転されたパーソナルデータが同等レベルの保護を受けることを保証することが求められるべきです。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 海外の事業者が、日本の個人情報保護法で必要とされるコンプライアンスを必ずしも遵守せず、日本の消費者から直接パーソナルデータを収集して事業をするケースがあることは理解しています。しかしながら、日本法の適用の下で国内事業者が直接の責任をもつデータ処理に関し、外国事業者が、当該国内事業者のための作業を実施するような場合は、広範な域外適用は必要ないと考えています。このような状況では、情報が処理される場所にかかわらず情報の保護と責任ある利用を保証しつつ、グローバル・データセンターから提供されるクラウドサービスの利用を妨げないよう、説明責任に基づく契約上の手当てにより対応することが望ましいと考えます。</p>
901	法人・団体	第3-V-1	クラウドコンピューティングの普及により、我が国に拠点を有しない、または我が国の拠点が実質的には権限や財産を有さない事業者のサービスを国内の利用者が使う機会が増えてきており、外国事業者に対しても適切な規律が及ぶようになすことには賛同します。我が国の事業者に対しても、公平で適切な競争環境を提供することになることが期待できます。
902	個人	第3-V-1	<p>大綱では「個人情報取扱事業者の該当要件を改めることとする」とされているが(15頁)、外国事業者であっても、その個人情報の取扱いによって個人の権利利益が害される可能性が有ることから、少なくとも、日本国籍を有する者や永住者・特別永住者の在留資格を有する外国人に関する個人情報を取り扱う事業者については、そのすべてを適用対象とすべきである。 なお、すべての外国事業者を適用対象としても、当該外国事業者が所在する国と我が国との関係によっては、今回検討される罰則等が実効性を持たない場合も考えられるが、実効性を持たないことをもって適用対象を限定するべきではなく、適用対象とした上で実効性を確保する努力をすべきである。</p>
903	法人・団体	第3-V-1	<p>・意見 国外の拠点で個人情報データベース等を事業の用に供している事業者(以下「外国事業者」といいます。)に対して、現行法の適用を明確にするため個人情報取扱事業者の該当要件を見直すとともに、外国事業者による個人データ等の適切な取扱いを担保するため国際的な執行協力の枠組みに参画するという大綱に賛同します。 なお、上述の内容を担保するため、個人情報保護法に加え、それに紐づく各種ガイドライン等についても今後順次改正されると認識しておりますが、関連するガイドラインに至るまで、統括的に整理頂くことを要望します。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 現状、外国事業者に対する国内法の適用が明確でないことにより、日本国内での外国事業者によるデータ利活用サービスと国内事業者のそれとにおいて公平な環境にないと考えます。</p>
904	個人	第3-V-1	<p>・意見 域外適用については明確な規定をするべきと考えています。また実効性を担保するうえで、大綱の第3-IV-(5)にある第三者機関による課徴金制度の導入とセットで議論すべきものと考えています。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 国内のIT事業者と外国事業者とのフェアな競争環境の確保という観点から必要と考えています。また、他国では違反に対して監査を行い、多額の課徴金を科す場合が多い中で、日本そのような罰則規定がないということは外国事業者に対するけん制が不十分になるおそれがあり実効性に疑問が生じると考えます。</p>
905	法人・団体	第3-V-2	執行協力についても方向性としては支持できる。現実どこまで実施できるかが課題であると思われる。

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
906	法人・団体	第3-V-2	<p>・意見 現在の個人情報保護法における適用除外事項において「法令」「国の機関」という言葉が引用されているが、いずれも日本の「法令」や「国の機関」だけを想定しており、海外の国の「法令」や「国の機関」から同様の要求が合ったケースについて想定されていないため、検討課題に加えるべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 グローバル化により、日本の個人情報において、そのデータ所在に関わらず、海外の国の法令の影響を受ける現状があるため。</p>
907	法人・団体	第3-V-2	<p>国際競争力の観点から、グローバル対応は喫緊の課題となっており、早期にこれに対応する第三者機関の創設と海外の関係機関との実効的な枠組みの創設を求める。</p>
908	法人・団体	第3-V-2	<p>・意見 違反に対する法執行だけでなく、データの利活用に向けた啓発活動の在り方など、データを用いたイノベーション促進の方向で国際的な協力関係を築くことについてもご検討頂きたい。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 パーソナルデータ利活用を通じたイノベーション推進のため。</p>
909	法人・団体	第3-V-2	<p>・意見 「また、国際的な執行協力に関する枠組みへ参画し、」に加え、「国際的なデータ利活用に向けた積極的な取り組みにも参加する」旨を明記すべきです。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 国際的な執行協力について進めることは理解できますが、第三者機関は、違反に対する法執行に向けた国際的協力だけではなく、データの利活用に向けた政策的取り組みなど、我が国におけるデータを用いたイノベーションを促進する方向での国際的協力関係を築いて行くことについても目を向けるべきです。</p>
910	法人・団体	第3-V-2	<p>「国際的な執行協力に関する枠組みへ参画」することの早急な実現を望みます。具体的には、APEC越境プライバシー執行のための協力取決め（APEC-CPEA）への参加状況を第三者機関の存在を前提に整理し、グローバルプライバシー執行ネットワーク（GPEN）へ参加することなどが望まれます。国際協力の枠組みに参加し、各国のデータ保護機関と密接な情報交換をすることで、我が国の事業者が海外展開する場合の留意点についても的確に把握できることが期待できます。</p>
911	法人・団体	第3-V-2	<p>他国との円滑な相互運用性の確保、国際的な枠組みの設計における我が国のイニシアチブの確保、その他国際的な場面での我が国の発言権の確保などの観点から、欧州委員会の充分性認定に関する交渉が可能となるレベルでの我が国の制度設計を行った上で、当該交渉を早期に開始することが望まれます。また、欧州評議第108条約への参加に関する交渉についても、早期に開始すべきでしょう。加えて、第三者機関設置後は、データ保護プライバシーコミッショナー会議やアジア太平洋地域プライバシー機関（APPA）フォーラムに早期に正会員として参加することが望まれます。また、ISO等で行われているパーソナルデータ及びプライバシーに関連した国際規格の議論についても、従来の政府代表に加えて第三者機関の積極的な参加が必要であると考えます。例えば、ISO/IEC JTC1では、ビッグデータに関するスタディグループが検討を進めていますが（ITSCJ資料参照：https://www.itscj.ipsj.or.jp/hasshin_joho/hj_forum/files/fo20140519.pdf）、韓国と中国が先陣を切って意見を提出しており、我が国としても積極的な対応が必要です。</p>
912	法人・団体	第3-V-2	<p>外国事業者による個人データ等の適切な取扱いを担保するために、第三者機関が、外国において個人情報関係法令に相当する法令を執行する外国執行当局に対し、一定の情報を提供することを可能とすることについては賛成する。しかし、外国執行当局に対して執行に必要な範囲を超えて情報提供を行うことにより、営業秘密が外国当局に流出することのないよう配慮していただきたい。</p>
913	個人	第3-V-2	<p>「第三者機関が、外国において個人情報保護関係法令に相当する法令を執行する外国執行当局に対し、その職務の遂行に資すると認める情報を提供することを可能とする」とされているが、「その職務の執行に資すると認める情報」の範囲、外国執行当局における当該情報の取扱い方法が不明確である。提供される情報の種類にもよるが、外国執行当局における情報の取扱い方法によっては、国内の個人情報取扱事業者の国際競争力を低下させることも懸念される、当該情報の範囲を限定的に定めるとともに、当該職務執行が終了した後における完全な廃棄を、情報提供先外国執行当局に義務づけるべきである。</p>
914	法人・団体	第3-V-2	<p>日本の法制度は日本国内で適用されることが原則となっている。このため、外国事業者が海外から日本にサービスを提供している場合や、日本のユーザーのデータを海外に保有している場合、どのような仕組みで「外国事業者に対する国内法の適用等を行う」のかが明らかでなく、その実効性は具体的制度設計によるところが大きい。</p> <p>また、今回の大綱は「第三者機関が、外国において個人情報保護関係法令に相当する法令を執行する外国執行当局に対し、その職務の遂行に資すると認める情報を提供することを可能とする」としている。これまで日本は、捜査機関が捜査に名を借りて権限を濫用し、不当に市民の人権を侵害することを予防するため、裁判官が発行した令状に基づいて、捜査当局がその職務の遂行に必要な情報を得るという令状主義を取ってきた。今回の制度設計においても、令状主義のもと、これを実効性のある制度にしていくことが求められる。特に日本ではなく海外の裁判所で発行された令状に基づく情報の提供については慎重な検討を要する。司法権の域外適用にあたっては、適用される国の主権を脅かすことがないよう、国際的な執行協力を定めた条約に従うことが望ましい。こうした条約には、税の分野における二国間の租税条約、犯罪捜査のための二国間の刑事共助条約（MLAT）や多国間のサイバー犯罪条約（Convention on Cybercrime）がある。日本の第三者機関が外国執行当局に情報を提供する際には、これらの条約を参考に、個人情報保護の観点から、国際的な執行協力の枠組みを作っていくことが必要である。</p>
915	個人	第3-V-3	<p>ユーザの行動を記録したデータは、海外移転も避けるべきである。</p>
916	個人	第3-V-3	<p>事業者の解散・倒産・被買収時に情報流出や散逸のリスクが高いと考えられる。また、そのような非平時においては、業界団体や第三者機関による指導や監督は困難であると考えられる。</p> <p>そこで、事業者がパーソナルデータを扱う事業を終了・移転する際の法による「義務とペナルティ」の設定と、流出や散逸のリスクがある場合の国による強制的な措置を設定すべきである。</p>
917	法人・団体	第3-V-3	<p>外国事業者との契約締結につき、安全管理等に関する条項を要することは当然であるが、それだけでは到底不十分であると考えられる。当該外国の法制度等や法制度の運用状況に照らしてより厳格な基準や要件を設けるべきである。さもないと平成22年に行政処分を受けた外国生命保険会社の二の舞になるであろう。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
918	法人・ 団体	第3-V-3	<p>・意見 今回の個人情報保護法の改定において、「EU データ保護指令」の「十分なデータ保護レベルを確保していない第三国」から日本を外すことを目指すのであれば、本大綱の中でも触れるべきだと思われる。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 グローバル化により、日本の個人情報において、そのデータ所在に関わらず、海外の国の法令の影響を受ける現状があるため。</p>
919	法人・ 団体	第3-V-3	<p>個人データ等を取り扱うサーバの所在地（国）及び取扱いの実状について、国内の個人情報取扱事業者が正確な情報を適時に取得することは、極めて困難である。そのような状況のもとで、国内の個人情報取扱事業者から個人データ等の提供等を受けた外国事業者が契約に違反して個人データ等を漏えい等し、また、外国事業者が契約に違反してプライバシー保護水準の十分な国以外で個人データ等の取扱いを行っていることが明らかになった場合、契約締結当事者である国内の個人情報取扱事業者がとり得る措置は極めて限られる。 このため、主務大臣の権限の行使（現行法第 35条）に当たり、外国事業者ではない個人情報取扱事業者にとって実施することの困難な命令等が行われることのないように配慮しなければならない。</p>
920	個人	第3-V-3	<p>・意見 情報がどこに移転しようと、地域の法律に基づき個人情報を保護するための主たる説明責任をデータ管理者に課するという、アカウントビリティ（説明責任）に基づく他国との情報移転の管理体制を提案します。このモデルは、非常に効果的だと理解されており、例えば、カナダでは、民間企業向けのプライバシー法が情報の越境移転を何も制限していないにもかかわらず、EUから十分性の認定を受けています。 アカウントビリティのモデルは、データ移転を許可しつつ、処理されている場所を問わず、情報の保護と責任ある利用を保証できるので、国を越えたデータのガバナンスに進化した手法を提供できると考えます。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 あらゆる国や地域が競争力を維持するために、イノベーションが必要とされています。イノベーションは単にテクノロジーではなく、グローバルのデータフローを基にした新しいビジネスモデルやサービスを含みます。よって、パーソナルデータの自由な移転は、あらゆる国において競争力や海外からの投資を呼び込むための極めて重要な要因です。従って、法律は、海外での個人情報の扱いを保護しながらも、日本国外でのデータフローの自由を担保することを企図すべきです。</p>
921	個人	第3-V-3	<p>・意見 大綱にある「契約の締結等の措置」についても、コーポレートガバナンスの下、全てのグループ企業に共通に適用されている企業のプライバシー規範の策定や、APEC越境プライバシールールシステムへの企業参加をもって、これに含めることを提案します。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 単一のコーポレートガバナンスによってグループ企業が効果的に管理され、統一的に適用される法律、ルール、規則に従って、ビジネスを実行するようコミットしているような企業のプライバシー規範は、契約の締結と同等と扱うことができるようにすべきだと考えます。</p>
922	個人	第3-V-3	<p>・意見 大綱がフレームワーク内の認証機関を活用する可能性を認めていることを歓迎し、国際的なベストプラクティスの経験を持つTRUSTeのようなAPECの認証機関の活用をお奨めします。 また、日本政府が、他国におけるパーソナルデータの利用と流通、および、プライバシーの保護の双方に適切に対処する国際的な取り組みに連携していくことを期待しています。 そのためには、グローバル体系においても、実質上、日本と同様な取り組みに対し、例えば、日本国が参加を認められたAPEC越境プライバシールールシステムのような、登録もしくは認証された民間組織を認定するような法律作りに、日本が率先して取り組むことが必須と考えます。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 世界で認知されている既存の認証システムを有効に活用することで、企業にとって更なる認証を取得するというコスト面およびワークロード面での余計な負担を避けることができます。</p>
923	法人・ 団体	第3-V-3	<p>・意見 日本から他国への越境データ移転に必要な措置については、契約の締結以外にも、グループ企業内でのグループガバナンスによる安全管理措置や、当該国におけるデータ保護シール制度の活用等の実用的な措置も検討して頂きたい。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 データ利活用には国境を越えたデータ移転が不可欠であるため、実用的な措置もご検討頂きたい。</p>
924	法人・ 団体	第3-V-3	<p>個人データの国外移転では、外国事業者から提供を受ける個人データでも、国内で取得した個人データであっても「契約締結」を講じることが一般的に求める内容となっていますが、グループ企業内での移転の場合であっても契約締結が要求されるのは、事業者の負担増につながります。グループ企業においては、契約締結だけでなくグループガバナンスによる安全管理措置の徹底でも対応可能とするなど、事業者に過度な負担増にならないような措置の検討をお願い致します。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
925	法人・ 団体	第3-V-3	<p>・意見 パーソナルデータの利活用によるイノベーションには、国境を越えたデータ流通は重要な要素です。かつ、災害への備えやサイバー犯罪からの保護を考えた場合には、データは特定の地域に集中して保管すべきではありません。したがって、こうした観点からも越境データ移転に行き過ぎた制限を設けるべきでないことを大綱文言上も明らかにすべきです。その上で、安全管理のために「契約の締結等の措置」を講ずるにあたっては、「契約の締結『等』」とあるとおり、「措置」には、契約締結に限らず、技術的なセキュリティ措置が施されている場合も含むことを明らかにすべきと考えます。 また、第三者機関が関与しない場合でも、我が国も参加しているAPEC CBPR への準拠をもって越境移転が可能であることを文言上も明らかにすべきであると考えます。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 現状の文言では、パーソナルデータの円滑な移転を実現するとしながらも、原則として第三者機関が関与しない限り越境移転が認められないように読めますが、それは現状運営されているサービスに支障をきたすと言わざるを得ません。また、越境移転の手続を重くすると、契約締結や技術的措置による民間の自主的な努力に基づく取組みによる安全なデータの越境移転に支障をきたす恐れもあると考えられます。さらに、現状の大綱の文言では、第三者機関の承認といった別途の規制によって、せっかく我が国の参加が認められたAPEC CBPRの枠組みが十分に活かせない恐れがあると考えます。</p>
926	法人・ 団体	第3-V-3	<p>・意見 「なお、情報移転の類型に応じた措置の内容及び実効性を確保するための枠組みについて 検討する」を削除すべきです。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 データは 国際的に移転することで活用が促進される側面があり、情報移転自体を類型化して規制しようとするのは、既存の事業に与える影響が大きすぎると考えられます。それだけでなく、情報移転が問題なのではなく、情報の安全が図られないことがリスクであるという問題の本質から目を背ける結果となりかねないと考えます。よって、前段部分に示されている安全管理のための措置について定めれば十分であると考えます。細分化した類型化は法令を理解しにくくしてしまいます。また、技術進展に伴い、国際移転の類型は、現在想定したものから変わり得るものであり、我が国がAPEC CBPRに参加し、同制度との相互接続性について検討されているEUの法制度においても、事業者の”legitimate interest” があれば移転を可能とする考え方が検討されていることから、データの移転規制ではなく、セキュリティ確保に重点を置くべきです。すぐに陳腐化するかもしれない個別具体的な類型を細分化して設けて制限すべきではないと考えます。</p>
927	法人・ 団体	第3-V-3	<p>個人データ等の保護措置が十分でない他国に対する情報移転については、本人の権利擁護の観点から適切でない場合が存在することは理解できますが、他方で、情報技術の適切な利用等により安全管理が達成される場合には、過度の規制がなされることがないように望みます。「情報移転の類型に応じた措置の内容及び実効性を確保するための枠組み」においては、多くの場合に情報移転が業務上不可避であることを前提として、暗号技術やシンクライアント技術など情報技術の利活用による課題解決の可能性を考慮に入れることが望ましいと考えます。適切な情報技術の検討に関して、当学会は積極的に協力します。</p>
928	法人・ 団体	第3-V-3	<p>政府が個人情報及びプライバシー保護に関する政策を立案する場合、それらの政策は、国境を越えたデータ移転に関する影響を十分考慮したものにすべきと考えます。データドリブンのイノベーションによる恩恵は、可能な限り大きな規模の経済を対象とし、それから生じる便益を出来るだけ広く世界中で享受可能とすることによって、最大化されます。このことは、日本の成長戦略の成果を最大化するためには特に重要です。インターネットと同様、データから得られる便益及びこれを処理することによるイノベーションや技術は、データの移転を妨げるような不必要な境界を設けないことによるのみ、大きな効果をあげることが出来ます。この観点から、BSAIは、政府が、国境を越えた個人データの円滑な移転を促進することの重要性を十分認識されていることについて、高く評価しています。他方で、本大綱に、現行法にはない他国へのデータ移転に関する制限導入の提案が含まれていることについては懸念しています。国境を超えるデータ移転についての制限は最小限とすべきこと改めて強調しておきたいと思えます。 同時に、個人情報保護やプライバシーに関する基準には、国・地域ごとに相違があります。これらの異なる、そして時に矛盾する法律上の要件は、コンプライアンス上の重要な課題を引き起こし、また、イノベーションを著しく阻害しかねません。従って、政策立案者と業界は協力して、その相違点の橋渡しをしていく必要があります。APEC CBPR又はAPEC CBPRとEU拘束的企業準則のマッピング用参照ツール作成など、政府が、国際的なデータ移転を促進するための国際的な取組に参加していることについて歓迎します。引き続き、APECを通じたプライバシー制度の相互運用に取り組んでいただけるようお願いいたします。もっとも、BSAIは、かかる国際的な取組や調整の仕組みは補完的なものであるべきであり、現在日本が採っているデータ移転の柔軟なアプローチと置き換えるべきものではないと考えます。 現在の日本のアプローチは、日本が技術イノベーションの国際的なハブの1つとなることを支えるものです。この点、APEC CBPRやEUから適合していると認められたカナダの個人情報保護法を含む、OECDにより最初に提唱され、その後多くの国の法制度やプライバシー原則に組み込まれていった「アカウントビリティ」というコンセプトは、国境を越えたデータガバナンスに関して、情報がどこで処理されようとも、情報の保護と責任ある情報の使用を確保しつつ、データの移転を認める、より改善されたアプローチとなると考えます。APECプライバシーフレームワークで示されるとおり、個人データを移転する際、企業は、現地の法制に服しつつも、情報の受領者が原則と整合性をもって確実に情報を保護していることについて説明責任を果たすべきです。私どもの見解では、上記で推奨したアプローチは、どこでデータが処理される場合であっても、現在のデータ移転に関する柔軟なアプローチを維持する必要性と個人データの保護の必要性との最適なバランスを実現するものであると考えます。そして、企業が、APEC CBPRシステムのようなデータ移転スキームに同意をし、規制当局やステークホルダーに対して積極的に説明責任を果たすことについては、強制ではなく奨励されるべきです。BSAIは、今後とも、個人情報保護に関する国際的な議論及び多国間での協力の取組について情報を提供するなど、政府に対し協力をさせていただきたいと考えております。</p>
929	法人・ 団体	第3-V-3	<p>情報移転の類型に応じた措置の内容及び実効性を確保するための枠組みを検討するにあたっては、親子会社間や兄弟会社間における情報移転について、越境第三者提供（国外の第三者に提供）ではなく事業者内越境移転（同一事業者の他国の拠点に移転）と取り扱っていただきたい。また、親子会社間や兄弟会社間における情報移転を事業者内越境移転と整理することが難しいのであれば、企業グループ全体に適用される個人情報保護のルールを設けるなど、契約締結以外の措置による安全管理が許容される枠組みとしていただきたい。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
930	個人	第3-V-3	<p>大綱には「個人データ等の安全管理のために技術進歩に対応した必要かつ適切な措置が講じられるよう契約の締結等の措置」を義務づける旨記されているが(15~16頁)、安全管理のための技術が日進月歩であることにかんがみ、当該「必要かつ適切な措置」の内容については、契約締結時の技術に対応させるのみならず、定期的に見直し、最新の技術に対応した形で契約が更改されるようにすべきである。なお、当該「必要かつ適切な措置」の内容は、外国事業者が所在する国の水準で足りるとするのではなく、国内における個人情報取扱事業者間において要求される水準と同等以上とすべきである。</p> <p>また大綱では「第三者機関の認定を受けた民間団体が、国境を越えて情報流通を行おうとする事業者に対して、相手当事国が認めるプライバシー保護水準との適合性を審査して認証する業務を行う枠組みを創設する」とされているが(16頁)、相手当事国と我が国との間において、プライバシー保護水準に差異がある場合、ことに、わが国のプライバシー保護水準の方が高い場合には、プライバシー保護水準の低い国に個人データ等が提供等されることになってしまう。そのため、当該認証を受けるための要件として、わが国におけるプライバシー保護水準を満たしていることを明記すべきである。</p>
931	法人・団体	第3-V-3	<p>グローバル化への対応はたいへん遅れているところなので、個人情報保護のレベルや、情報の移転に置いて日本国民が不利益にならないよう法的根拠や施策を早急に策定すべきである。</p>
932	法人・団体	第3-V-3	<p>・意見 適合性認証する民間団体の認定等の仕組みが書いてあるが、その内容が不明確であり、民間事業者の各種取組みを阻害することがないように留意が必要である。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 認定等の仕組みが明らかではなく、越境移転を行う民間事業者の事務負担をいわずらに増加させることがないようにその必要性を含めて検討が必要である。また、APEC CBPRのような取組みを阻害することがないように検討すべきである。</p>
933	法人・団体	第3-V-3	<p>・意見 他国との情報移転に際しては必ず契約締結を必須とするのではなく、一定の例外要件(個人がすでに同意している場合、移転がサービスの提供に必要な場合、緊急事態、詐欺対策など契約締結が不可能な状況の場合など)を設けるべきである。また、契約の締結等の「等」には、契約締結ではない「技術的なセキュリティ措置が施されている場合」も含むとすべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 外国の例では、データ移転の方法について契約締結以外の方法も認めており、多様な対応が認められるべきである。</p>
934	法人・団体	第3-V-3	<p>「なお、情報移転の類型に応じた措置の内容及び実効性を確保するための枠組みについて検討する。」とあるが、類型と措置の内容によっては、実務に大きな影響が生ずる(例:海外旅行保険の契約者に海外でサービスが提供できなくなった場合)。これらの検討内容については、実務に関わる事業者を交え、適宜公表を重ねながら議論していくことが必要であり、現時点で想定されている枠組みがあれば公表すべきである。今後の法制化では、消費者保護と消費者利便のバランスを十分考慮し、実務に支障が生ずることによって社会に混乱をきたすことのないようお願いしたい。また委託元の手続きが過剰なものとならないようにご配慮いただくとともに、EUと米国間のセーフハーバーの枠組みのように包括的な枠組みを定めたものとするよう配慮をお願いしたい。</p>
935	法人・団体	第3-V-3	<p>EU Data Protection Directive 1995により、欧州から日本への個人情報の移転は原則禁止されている。これは、欧州域内から域外への個人情報の移転が、欧州と同程度のデータ保護水準にあると欧州が認める移転先のみ許可され、日本は欧州と同程度の保護水準にあるとは欧州から認められていないためである。今回の大綱が提案する「第三者機関の認定を受けた民間団体が、国境を越えて情報流通を行おうとする事業者に対して、相手当事国が認めるプライバシー保護水準との適合性を審査して認証し、また、それを第三者機関が監督すること」により、欧州から日本への個人情報の移転が促進されることが期待されるが、そもそも、欧州と日本では法制度が異なるため、そのような仕組みの設計は容易ではない。民間団体による認証制度が、執行スキームを含め、欧州の求めるデータ保護水準を満たすには、欧州におけるデータ保護の仕組みを大幅に取り入れることが求められることも予想されるが、日本における既存の取り組みとの整合性を保ちつつ、事業者に大きな負担を強いることがないように、制度の詳細設計を進める必要がある。</p> <p>日本から他国へ個人情報が移転される場合、日本で課せられているデータ保護の条件が移転先でも守られる必要がある。この点で、今回の大綱が個人情報の提供を受ける外国事業者に対して、契約の締結等によりデータ保護に必要な措置を取ることを要求していることは高く評価できる。日本と諸外国では法制度が異なるため、このような措置を実効性を有するものとし、また、他国の制度とも整合できるものとすることは決して容易ではないが、個人や企業の活動のグローバル化が進み、かつ、インターネット技術は日進月歩で進んでいることから、今回の制度見直しによって、こうした課題に迅速に取り組める基盤ができることが望まれる。具体的には国際標準をベースに、日本と諸外国の法制度の違いを狭めていく手法が有効であると思われる。</p>
936	個人	第3-VI-1	<p>情報規模の大小は問題ではない。5000件未満なら適当に扱ってよいわけではない。</p> <p>件数の大小が問題ではない。個人情報は1件1件が大切な個人情報である。</p> <p>事業者の規模にも扱う件数にも、個人か法人かに関わらず、一様に個人情報を扱う場合は同様の法的規制と罰則が適用される必要があり、例外は認められない。</p> <p>また、この項目は大きなデータを小分けにすれば、どうとでも扱えるような抜け道となる可能性が大である。大きなデータを小分けにすることなど、中学生でも可能なレベルの簡単な作業であるという認識がない。</p> <p>パソコンやネットにあまりにも疎い人が大綱を作っているとしか思えない。</p>
937	個人	第3-VI-1	<p>・意見 個人情報を、利用するにあたり個人から許諾を受けた利用範囲を超えて、第三者へ提供することは、取扱者の規模の大小に関わらず許容されるべきでない。「おそれが少ない」などの判断は個人には分らず、不安を増大させる効果しかない。このような曖昧さが個人情報の不適切な流通、制御不能な情報拡散を発生させる諸悪の根源である。個人当事者が不可知の第三者への提供を厳しく抑止することが、逆に必要な情報を適正な範囲での活用を促進する道である。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 重視されるべき個人情報保護を棚上げして、姑息な考え方で大きな成果が得られるはずがない。ベネッセ事件でも分かるように、個人情報の不適切な拡散が情報の入手方法の正当性でしか論じられていない現状で、策法の策の目を大きくしてどうする。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
938	法人・ 団体	第3-VI-1	<p>・意見 現状では5000件要件の撤廃は慎重であるべきである。ただし、5000件要件に代わる措置を検討することについては賛成である。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 個人情報保護法は、個人情報取扱事業者に対して一律に規制をするため、事業の態様等によっては個人情報保護法の求める基準を満たすことが困難な場合もある。現時点では、5000件要件以外に明確な適用除外事由がないため、その撤廃については慎重であるべきである。もっとも、過度の負担とならないような措置を検討し、5000件要件に代えること自体は、積極的に検討されるべきである。</p>
939	個人	第3-VI-1	<p>「現行法における、取り扱う個人情報によって識別される特定の個人の数が5,000以下である場合の個人情報取扱事業者としての適用除外の規定を廃止し、個人の権利利益を侵害するおそれが少ないと認められる一定の要件を満たす者については、義務違反行為が故意又は重過失によるものであるなどの事由がない場合には、勧告及び命令の対象としないこととできるよう、必要な措置を講ずることとする。」 データ件数の多寡よりも、扱っているデータの内容によって適用するか否かを判断すべきと考えます。保有件数が少なくても、扱っているデータがデータ主体にとってクリティカルなもの（健康関連、信用情報等）であれば規制の対象とすべきと考えます。 データ件数の多寡は被害範囲に関係しますが、データ内容は被害者の受けるダメージの深刻度に関係するからです。</p>
940	個人	第3-VI-1	<p>「個人の権利利益を侵害する恐れが少なくと認められる一定の要件を満たす者」について、具体的に記述すべきと考えます。本記述は、現行法の「5,000以下」と比較してあいまいで、運用基準が不明確です。</p>
941	法人・ 団体	第3-VI-1	<p>第三者機関による指導や立ち入り、現行制度で対象外としている要件の見直し 等が検討されているが、企業活動が委縮しないように、中小規模の事業者の負担にならないように留意いただきたい。</p>
942	法人・ 団体	第3-VI-1	<p>・意見 「現行法における、取り扱う個人情報によって識別される特定の個人の数5,000以下である場合の個人情報取扱事業者としての適用除外の規定を廃止し、」 現行制度で対象外としている個人情報取扱い規模の要件の見直しにより特に中小規模事業者の負担増にならないように配慮をお願いしたい。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 現行制度で対象外としている個人情報取扱い規模の要件見直しが中小規模事業者の負担増になることが懸念される。</p>
943	法人・ 団体	第3-VI-1	<p>(1) 取り扱う情報の性質及び取扱いの態様による適用除外 例外的措置を認めることは支持できる。</p>
944	法人・ 団体	第3-VI-1	<p>(2) 取り扱う情報の規模及び内容並びに取扱いの態様による配慮 件数要件を撤廃することとあるが、年間1件から100件程度の事業者にもい大企業と同様の規制を課すことが現実的であろうか。第三者機関も監督先が増えすぎて監督できるかという問題があるのではないかと。</p>
945	個人	第3-VI-1	<p>・意見 (1) 取り扱う情報の性質及び取扱いの態様による適用除外 本項は個人情報取扱事業者の適用除外とする項目を定めたものだが、適用除外とされた業者は、所有する個人情報を他の事業者に譲渡することを禁止すべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 「自治会や同窓会等の構成員内部で連絡網を作成し共有する場合」であるが、この場合は各自がお互いに情報を公開したいと考えており、内部で共有するためとして適用除外とされることを検討していると思われる（第10回議事要旨、森委員の発言より）。 ただし、完全に個人情報保護法の適用除外とすることで、内部の人間が名簿屋などに販売することに制限をかけることができないことが考えられる。そのため、内部の扱いについては適用除外としても、その代わりに他の業者に渡すことは防ぐべきである。</p>
946	法人・ 団体	第3-VI-1	<p>(2) 取扱う情報の規模及び内容並びに取扱いの態様による配慮 その規模に関わらず全ての個人情報取扱事業者が法を順守すべきと考えますので、5,000人分以下の個人情報取扱事業者を適用除外とする規定を廃止することについては賛成します。 「個人の権利利益を侵害するおそれが少なくと認められる一定の要件を満たす者」について配慮することとしていますが、第三者機関が監視、監督する対象についてのこのような配慮は脱法の可能性や法の実効性を低下させるおそれがあるのではないのでしょうか。</p>
947	法人・ 団体	第3-VI-1	<p>現行法にある取り扱う情報の規模に関する適用除外規定を廃止する方向での検討が進められているが、個人の権利利益を侵害するおそれが少なくと認められる一定の要件を満たす、特に小規模事業者に対する義務の軽減について配慮しなければならない。</p>
948	個人	第3-VI-1	<p>VI その他の制度改正事項 1 取り扱う個人情報の規模が小さい事業者等の取扱い (1) 取り扱う情報の性質及び取扱いの態様による適用除外 (2) 取り扱う情報の規模及び内容並びに取扱いの態様による配慮 この適用除外組織が違反をした場合は、不問なのか。 被害者が実際に出た場合の救済の責任は、このような制度を作った者が負うのか。</p>
949	個人	第3-VI-1	<p>・意見 (2) 取り扱う情報の規模及び内容並びに取扱いの態様による配慮 「・・・一定の要件を満たす者」について具体例を挙げて頂きたい。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 どのような要件であるのかを理解するための一助になると思います。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
950	法人・団体	第3-VI-1	<p>・意見 制度改正後の小規模事業者への法令等の浸透について パーソナルデータを保護する目的で法改正を行うとしても、現行の政令で個人情報取扱事業者に入らない既存の多くの小規模事業者には、よほどの体制（たとえば、第三者機関、民間団体だけではなく、必要な地域に要員を配備し小規模事業者を監督する等）で臨むか、比較的重い罰則を規定して抑止力を強化する等の方法を取らない限り、規律の浸透は難しいと思われる。 また、小規模事業者が法第19条、法第20条を順守できる環境を整えるためには、保有する「パーソナルデータ」や「個人の特定性を低減したデータ」のリスク分析やリスク対応を容易、且つ、適切に行えるよう、時代を反映した最新の情報を提供すると共に、定性評価を行うための具体的なガイドラインを示す必要があると思われる。小規模事業者に対して、実効性がある規律をどのように規定し運用するのかについてお教え頂きたい。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 現行法で適用を除外されている個人情報取扱事業者に法改正の情報が行き届くには時間を要するだけでなく、実施状況を確認するすべがなく、せつかくの制度の見直しが形骸化してしまう恐れがあるため。また、小規模事業者の多くは、法第19条、法第20条を順守しようにも、その方法が解らない可能性があるため。</p>
951	個人	第3-VI-1	<p>・意見 (1) 取り扱う情報の性質及び取扱いの態様による適用除外 同窓会等が会の連絡を企業に委託することがあるが、委託することに関する構成員内での同意取得や委託先監督等が困難な実態を考慮すべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 同窓会の開催の手紙が実家宛に同窓会企画と執行を行う業者から来たことがあるが、同窓会から縁遠くなっている状態であり、同窓会の現行運営体制もわからず、業務委託に同意した覚えもなく、手紙を送付した代行業者が同窓会から委託を受けたことについての真正性も確認しようがないため、住所等情報のオプトアウトもためらわれた。 同窓会については、学校卒業と同時に同窓会名簿に自動的に追加される(自動的に同窓会に加入される)慣習があり、死後も名簿は残り、時折その情報がいわゆる名簿屋の手に渡ることが多いという経緯がある。現在漏洩個人情報の拡散は止められず、先日も大規模な名簿屋が関係する事故があったばかりであり、同窓会名簿であってもオプトアウトを望む人が今後多く登場することが考えられる。基本的に同窓会のような性格の組織に対しては国が口を出すべきではないと考えるが、同窓会総会等で管理のあり方を議論する等の自律の方法について周知することは必要と考える。</p>
952	法人・団体	第3-VI-1	<p>(1) 「取り扱う個人情報の規模が小さい事業者等の取扱い」について 「自治会や同窓会等の構成員内部での連絡網」などについて適用除外とする考えには賛成します。他方、「VII 継続的な検討課題」の「4 いわゆる名簿屋」の項とも関連しますが、名簿が関係者（一般的には名簿に掲載されているメンバー）以外に漏洩する／させることに対する規制強化があってもよいと考えます。</p>
953	法人・団体	第3-VI-1	<p>適用除外を作ることに賛成である。 なお、社内交流のために組織する同好会の名簿など、業務上用いる個人データと同等の規制を及ぼすのになじまないデータを個人情報取扱事業者が保有する場面も想定されることから、適用除外の対象は、専ら規制になじまない個人データのみを保有する個人情報取扱事業者を「個人情報取扱事業者」の定義から除外する方法ではなく、個人情報取扱事業者が保有するものを含む一定範囲の個人データを「保有個人データ」から除外する方法により定めることとしていただきたい。</p>
954	法人・団体	第3-VI-1	<p>・意見 量的条件だけで一律に除外する形を変えることに賛同します。数が少なくても、こうした個人情報の売買が目的であるようなケースを除外要件からはずしておく必要があります。なお当該箇所の表現にわかりにくい印象を受けるため、より平易な表現に見直していただくことはできないでしょうか。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 個人情報の売買は犯罪や不正の温床になり得ます。ビッグデータ利活用における匿名化データの流通は数が多くても個人の権利を侵害する危険が少ないケースもありますが、一方で、個人を特定できるデータは数が少なくても個人に大きな被害をもたらす可能性がある点に留意が必要です。</p>
955	法人・団体	第3-VI-1	<p>以下の内容が不明確であり、運用に混乱が生じることが懸念されます。 ・本文中の例示は「適用除外」に該当する事例なのか。 ・取り扱う情報がどのような性質や態様であれば「適用除外」となるのか。 ・その基準や考え方は誰が決定するのか。 ・ある事業者が「適用除外」になるかは誰が判断するのか。 本文中の例示が適用除外対象とすれば、それらの作成元が個人情報主体から適正利用の合意をとっていることを確実にし、利用者側もそれを確認できることが必要と考えます。また、利用者側の手に渡った個人情報は時間経過に伴い内容にずれが生じた場合、本人からの要請に基づき内容を更新する必要があることから、例示内容（CD-ROM等）は、適用除外対象として必ずしも現実的ではないと思料いたしますが見解をお聞かせください。</p>
956	法人・団体	第3-VI-1	<p>以下の内容が不明確であり、運用に混乱が生じることが懸念されます。 ・「個人の権利利益を侵害する恐れが少ないと認められる」とは、具体的にはどのような状況を想定するのか。 ・その基準や考え方は誰が決定するのか。 ・ある事業者が「適用除外」になるかは誰が判断するのか。 また、一定の要件を満たす者について、勧告及び命令の対象外とすることで制度が形骸化することが懸念されます。</p>
957	個人	第3-VI-1	<p>「(1) 取り扱う情報の性質及び取扱いの態様による適用除外」について 大綱の方向性は妥当である。一定の場合を個人情報取扱事業者の適用除外とするに際しては、個人情報保護法施行以来、現在に至るまで根強く残っている、いわゆる「過剰反応」を解消することができるよう、明確な内容とすることが必要である。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
958	個人	第3-VI-1	<p>「(2) 取り扱う情報の規模及び内容並びに取扱いの態様による配慮」について 大綱では、現行の「5,000 以下」という適用除外規定を廃止するとされているが(16頁)、これによると、これまで「5,000 以下」要件により個人情報取扱事業者ではないとされてきた携帯電話、スマートフォン、パソコンの住所録ソフト等を利用している個人事業主や町会、PTA、グループ・サークルなどの団体も、個人情報取扱事業者として扱われることになる。当該個人・団体については、上記「(1) 取り扱う情報の性質及び取扱いの態様による適用除外」において適用除外を定めることになると思われるが、理論的には、あらゆる個人事業主・団体が個人情報取扱事業者に該当する可能性を持つことになるため、「5,000 以下」という明確な基準を廃止することは、いわゆる「過剰反応」の増加をもたらす危険性が高いと考えられる。そのため、「(1) 取り扱う情報の性質及び取扱いの態様による適用除外」において適用除外とされる要件を定めるに当たっては、「5,000 以下」に匹敵するような、明確な要件とすることが必要である(現在、「5,000 以下」という明確な基準があっても、「過剰反応」が起こっていることを忘れてはならない)。</p> <p>また、「(2) 取り扱う情報の性質及び取扱いの態様による適用除外」によれば、①通常の個人情報取扱事業者、②勧告及び命令の対象とならない個人情報取扱事業者の2種類が発生することとなるが、この2つを峻別する基準は、「個人の権利利益を侵害するおそれが少ないと認められる一定の要件を満たす者」とされている。「(1) 取り扱う情報の性質及び取扱いの態様による適用除外」による適用除外とならず、②に該当する個人情報取扱事業者として何を想定しているのか定かではないため、②という類型を設ける必要性(立法事実)が不明である。当該要件の定め方によっては、脱法的な個人情報取扱事業者が多数発生する危険性があることから、②の類型を設けることの是非を含め、検討し直す必要がある。</p>
959	個人	第3-VI-1	自治会や同窓会等の非営利組織であって、所属する者の直接の利益(連絡網)のために情報を共有する場合には除外することは当然であるが、原則として営利団体である事業者については、広く適用除外を認めるべきではない。
960	法人・団体	第3-VI-1	5000人分以下の個人情報取扱事業者を適用除外とする規定を廃止するという制度改正は、規模ではなく、すべての個人情報取扱事業者が法を順守するべきと考えるので賛成します。ただし、個人の権利利益を侵害するおそれが少ないと認められる一定の要件を満たす事業者については配慮をすることに関しては、第三者機関が業務を監視、監督する対象を規模で区別するべきではないと考えます。このような配慮は脱法の可能性や法の実効性を低下させるおそれがあるのではないのでしょうか。
961	個人	第3-VI-1	大綱の第3 VI 1 (2) の「取り扱う情報の規模及び内容並びに取扱いの態様による配慮」について、ここにある「一定の要件を満たす者」を本人側が判断できないこと、要件を満たすかどうか事業者の事業状態によって変わってしまうなどと事業者側も負担になるので、この配慮は不要だと考える。
962	個人	第3-VI-1	(1) 取り扱う情報の性質及び取扱いの態様による適用除外 いわゆる、名簿業者に対する対応と見解を早々にまとめ、改正法案に反映すべきである。
963	個人	第3-VI-1	<p>「取り扱う個人情報の規模が小さい事業者等の取扱い」について 単に預かったデータに郵便番号等を付加して出力したものを貼付して発送するだけの発送代行業者や名簿を見やすく整理して印刷して納品するデザイン会社や印刷会社といったデータの加工だけを行う事業者は、データの規模が大きくても情報漏洩対策だけを行えば体制整備が完了し、消費者側に不利益なことは起きない。一方、開業医やフィットネスクラブ、民間保育所、介護事業者のように数百件の情報しか持たないが、いわゆる機微情報にあたるものを生成・加工・蓄積・交換・販売・利用等をする事業者もある。</p> <p>現在の5000件規定については、こういった事情が事業者、消費者双方に様々な誤解を生じさせていることも現状である。</p> <p>件数基準ではなく、データの性質により取扱を変えようとする本案については望ましい案であると考えます。</p>
964	法人・団体	第3-VI-1	国際競争力の観点から、グローバル対応は喫緊の課題となっており、早期の第三者機関の立ち上げと海外の関係機関との枠組み創設を期待する。
965	個人	第3-VI-2	学術研究であれば、なおさらのこと、提供を躊躇させる情報は活用すべきではない。必要であれば、許諾を得たうえで堂々と実施すべきである。
966	個人	第3-VI-2	<p>学術研究目的の個人情報等の取扱い について</p> <p>本項は削除すべきである。 記載されているとおり、一般に学術団体がビックデータ研究などを行う場合そもそもその元データは事業者がこれまで蓄積されてきたものが用いられることが多く(公開データでは手に入るはずが無い)、共同研究などのケースを取ることが多い。 学術研究目的と言いつつ実態は企業のバックアップによる事業研究のケースが多いとも考えられ、またそもそも本制度改正に同様に従うことは決して困難とは考えられず、特別視すべき理由が見当たらない。悪意ある事業者の隠れ蓑になる(または事業者が面倒くさがって手っ取り早く学術目的をでっち上げる)リスクの方が高いと考える。</p>
967	法人・団体	第3-VI-2	具体的な措置が明確ではなく、法案のかけらも見えない。そもそも、この程度では大綱案になっていないのではないかと。
968	法人・団体	第3-VI-2	遺伝子情報等について、遺伝子情報が生命科学の発展に寄与することは事実ですが、その取り扱いには最大限の配慮をとるべきです。取り扱いできるのは特定の研究機関のみとし、外部委託については厳しく規制すべきです。
969	個人	第3-VI-2	<p>VI その他の制度改正事項</p> <p>2 学術研究目的の個人情報等の取扱い この適用除外組織が違反をした場合は、不問なのか。 被害者が実際に出た場合の救済の責任は、このような制度を作った者が負うのか。</p>
970	法人・団体	第3-VI-2	<p>・意見 各学会や研究機関の倫理指針のあり方について言及すべき。 遺伝情報について別法を作るなど検討すべき。(例; 米国 GINA)</p> <p>・理由・根拠となる出典等 遺伝子情報差別禁止法については、米国のGenetic Information Nondiscrimination Act of 2008を参照。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
971	法人・団体	第3-VI-2	<p>・意見 術研究の目的において個人情報を取り扱う場合、特に産学連携の研究の場合に、どこまで個人情報保護法が適用されるのか、どこまで本人の同意を得るべきか等、講じる措置について具体的に示していただきたい。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 学術研究においては、様々な産学連携の形態が存在するため、その態様に応じたルールを明示した方がよい。現行の個人情報保護法50条では学術研究機関が学術研究目的で個人情報を取り扱う場合は適用除外とされているが、産学連携の場合にどのようになるのかが不明なところがある。例えば、提供元事業者が大学にデータを提供し、その研究結果を研究者が発表するような場合、どこまで許諾を取れば良いのか明確ではない。現状では、大学での研究や発表については本人同意が不要であるが、提供元事業者が大学にデータを提供する際に、第三者提供の同意が必要ということになり、アンバランスなところがある。</p>
972	個人	第3-VI-2	<p>・意見 学術研究の経過及び結果データにパーソナルデータが含まれ得る場合の措置も検討すべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 上記大綱の記述は必要であり、事実問題が発生していると認識している。NHKや大学研究者等が実施した「震災ビッグデータ」や観光庁の「GPSを利用した観光行動の調査分析」において使用された分析元データは、その情報入手時において利用目的を十分に説明せず詐称とも言える方法で取得された詳細な位置情報履歴であるという指摘がある(*5) (しかもその指摘がされた後にも関わらず、国の機関である観光庁は正当な同意を得ているとは言いがたい当該データを用いた分析事業を推進した(*6))。</p> <p>一方、独立行政法人情報通信研究機構(NICT)が大阪駅において顔認証と災害対応に関する研究の実証実験を企画していたところ、市民団体等の抗議があり、実験実施を延期し、第三者委員会において倫理法制面を含めた検討を実施中(*7)であるが、NICTは分析結果をJRに提供することを予定していた。JRに提供される情報の個人識別性とそれに付加される属性(不審者等)が不明であるため、駅利用者として不安に感じることは異常なことではないと考える。今後意見内容に記した内容について検討が進められ、学術研究側の説明責任が果たせられるよう整備が進むことを期待している。</p> <p>*5: http://matome.naver.jp/odai/2138175573792052001 *6: http://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/gps.html *7: http://www.nict.go.jp/nrh/iinkai/iinkai.html</p>
973	個人	第3-VI-2	<p>・意見 医療情報や医学研究情報の国境を超えた情報流通については特に国際共同研究を阻害しないような制度設計に期待する。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 例えばGlobal Alliance for Genomics and Health (http://genomicsandhealth.org/) のような、国際的なゲノム情報の共有における考え方と矛盾するとそうした海外の機関との調和を図ることが困難になるため。 ながはま0次予防コホート事業においては、そうした背景もあり、長浜市において同事業におけるゲノム情報の取り扱いも含めた条例を制定したと聞いているが、法律により一般原則を規定するに越したことはないと考えている。</p>
974	法人・団体	第3-VI-2	<p>・意見 学術研究における個人データ利用については、透明性を確保するための措置を講ずるべきであり、文末を次のように修正することを提案します。「学問の自由と適切な透明性の確保に配慮しつつ、講じるべき措置を検討する。」 (下線部追加)</p> <p>・理由 個人データの利用用途によっては、学術研究といえども、個人に不利益をもたらす可能性も排除できません。また、事業者が研究の利害関係者となる可能性も考えれば、可能な限りデータ利活用における透明性を確保する必要があると考えます。</p>
975	個人	第3-VI-2	<p>「2 学術研究目的の個人情報等の取扱い」について 大綱では、「講じるべき措置」の内容が、何ら明らかにされていない。提供元事業者と学術研究目的で個人情報を利用する者が、個人情報保護法制に通暁しているとは限らず、提供元事業者が感じる「おそれ」(この「おそれ」には、抽象的な「おそれ」が含まれていることが多い)を排除することは困難であることからすると、当事者間の交渉に委ねている限り、学術研究目的での個人情報の利用は進展しにくいと考えられる。そこで、著作権法67条以下が定める「裁定による著作物の利用」制度(使用料に関する部分を除く)を参考にしつつ、学術研究目的の個人情報の利用につき、第三者機関による「お墨付き」を得る制度を構築することが検討されるべきである。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
976	法人・団体	第3-VI-2	<p>・意見 医学研究現場では、カルテなどから得られた個人の疾患罹患状況や治療記録などの臨床データや、遺伝情報（ゲノムデータ）などを含む生化学的分析で得られた情報が、本人の同意を得て利用されている。こうした医学データの保護と利活用をどのような法的枠組みの中で行うのか、という点について本大綱では十分に述べられていない。特にゲノムデータについては近年、技術開発が進み、大量のデータが研究現場で取り扱われているようになっているが、今回の大綱作成過程では、十分な検討が行われなかったように思われる。</p> <p>しかしながら、EUなどを中心に医学データについても、その保護と利活用をパーソナルデータの利活用に向けた課題の一部として検討し、必要な法制度を整備しようという方向で議論が行われている。ただし、議論は必ずしもスムーズに進んでいるわけではなく、EU議会が採択したパーソナルデータの保護のための「Data Protection Regulation」の案（2014年3月に採択された修正案）は個人に関する医学データの移動を極端に難しくするものとして、英国のウェルカムトラストをはじめとする主要な研究助成機関から、問題点が指摘されている（参照ウェブサイト：http://www.wellcome.ac.uk/About-us/Policy/Spotlight-issues/Personal-information/Data-protection-legislation/index.htm）</p> <p>こうした流れを見ると、日本においても、医学研究データの適切な保護と利活用について、今回の制度見直しの中で検討していく必要があると考える。その際には、1) EUなどの諸外国・地域での検討状況をしっかりと把握し、将来的な国際共同研究の促進も見据えて検討を行うこと。2) 遺伝情報（ゲノムデータ）などのように、近年、急速に研究現場で利用されるようになってきているデータの保護と利活用についても検討を行い、適切な制度設計を行うことが必要と考える。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 医学研究データの多くは個人（患者・市民）に由来するものであり、今回の制度設計の中で取り上げて、適切な保護と利活用の法的枠組みを用意しておくことが必要である。そうでなければ、法的な基盤がないままに医学研究データが利用されることになり、市民の信頼を得た医学研究を進展させることは難しくなると考えるからである。</p>
977	個人	第3-VI-2	<p>学術研究目的の個人情報等の取扱い</p> <p>学術研究の目的から、検証段階の線引きを明確にすべきである。 学術研究において、実際の企業におけるデータによる検証は当然として要望があり、それを提供する企業にも利益があることで、社会全体の利益と捉えるような判断を強く求めるものである。</p>
978	法人・団体	第3-VII-1	<p>・意見 P13には、「第三者機関が苦情処理も行う」と記載されている。第三者機関がADR機能をもつことも同時に検討していただきたい。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 パーソナルデータの利活用拡大に伴い、個人情報やプライバシーに関する紛争が発生することも予想されるため、苦情処理体制をしっかりと作っておく必要がある。</p>
979	法人・団体	第3-VII-1	<p>紛争処理について新たな制度を導入することは支持できる。</p>
980	法人・団体	第3-VII-1	<p>Individuals have at present no right to sue in court for damages for breaches of PIPA. Most data privacy laws give a right to damages from either a court or DPA, including all European laws, and all data privacy laws in Asian countries except Malaysia and Japan. The proposals should include a right to obtain damages (including for non-pecuniary harm) from either the DPA or a court (or preferably either).</p>
981	法人・団体	第3-VII-1	<p>The proposals do not include any requirements of transparency of enforcement by publication of the outcomes of individual complaints. Other DPAs, in Asia (eg Hong Kong, Korea, Macau) publish such case summaries, as do many in other jurisdictions including the USA's FTC. Publication of such summaries, not just statistics, should be required.</p>
982	法人・団体	第3-VII-1	<p>・意見 個人情報等の保護に関連した事案に特化した国際間における紛争処理体制の整備が必要ではないか。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 APECにおけるCBPRの活用と同様に、EUやその他の地域との越境に関しても紛争処理体制が求められる。</p>
983	法人・団体	第3-VII-1	<p>紛争処理体制の構築において、裁判所の専門委員のように情報技術の専門家の協力が必要となる場合、当学会は協力を惜しみません。</p>
984	個人	第3-VII-1	<p>実効的な紛争処理体制も整備すべきこと 大綱13頁では、「第三者機関は、現行の主務大臣が有している個人情報取扱事業者に対する権限・機能（助言、報告徴収、勧告、命令）に加えて、指導、立入検査、公表等を行うことができることとする」とともに、現行の主務大臣が有している認定個人情報保護団体に対する権限・機能（認定、認定取消し、報告徴収、命令）を有することとする。」とされている。</p> <p>しかし、ここには、紛争処理機能が明示されていない。今後、パーソナルデータの利活用が進めば、紛争は飛躍的に増大すると考えられるから、実効性ある紛争処理体制も十分に整えられる必要がある。第6回パーソナルデータに関する検討会の配布資料3「第三者機関の体制整備（事務局案）」4頁では、第三者機関の紛争処理体制も検討されており、公害等調整委員会のような公害紛争処理型（案①）又は弁護士会等の指定された紛争処理機関があっせん等を行う住宅品質確保促進型（案②）が提案されているところである。</p> <p>この点については、第三者機関自らが全国各地で紛争処理機能を有することが望ましい。指定された紛争処理機関が行う場合（案②）においては、第三者機関とは切り離された組織が行うことで、第三者機関に与えられた調査権限（報告徴収、立入検査）が、具体的な紛争処理の場面で利用できない可能性があつて妥当ではない。仮に案②を進める場合には、紛争処理機関が第三者機関に対して、調査を求め、不適切な個人情報の取扱が認められた場合には、第三者機関において公表や課徴金の制裁を求めることができるようにするなどの措置が必要である。</p>
985	個人	第3-VII-1	<p>「1 新たな紛争処理体制の在り方」について 新たな紛争処理体制については、人的・物的・金銭的体制を整え、国内のみならず国外との紛争についても迅速に処理に当たれるものとする必要がある。</p>
986	個人	第3-VII-1	<p>紛争処理のあり方は、今後の検討課題ではなく、今次の法改正は個人の権利救済、紛争処理を含むものにすべきである。規制を緩和するための方策だけでなく、個人の権利救済があつてこそその規制改革の議論であるべきだ。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
987	個人	第3-Ⅶ-1	紛争に対する罰則の段階化を望む。 事業者の検討、新規事業において、事前に第三者機関へ相談をしていた場合など、一定の配慮をした案件については、いきなり罰則ではなく、いわゆる「イエローカード」のような、改善の余地と弁明の余地を与えることで、事業の活性化、チャレンジの幅を持たせるルールを望む。
988	法人・団体	第3-Ⅶ-2	プロファイリング自体が定着しておらず、その内容が不明確である。
989	個人	第3-Ⅶ-2	Ⅶ 継続的な検討課題 1 新たな紛争処理体制の在り方 2 いわゆるプロファイリング 3 プライバシー影響評価(PIA) で、多種多量な情報を、分野横断的に活用することによって生まれるイノベーションや、それによる新ビジネスの創出等が期待される中、プロファイリングの対象範囲、個人の権利利益の侵害を抑止するために必要な対応策等については、現状の被害実態、民間主導による自主的な取組の有効性及び諸外国の動向を勘案しつつ、継続して検討すべき課題とする。 と記載されているが、このようなパブコメする前に一度紛争処理体制の在り方やプロファイリング、PIAの結果を出して大綱に反映させたものを出すべきではないか。
990	法人・団体	第3-Ⅶ-2	・意見 機微情報である人種、信条、社会的身分及び前科・前歴等の情報以外の情報から社会的差別が生まれる可能性もあり、そのような情報が機微情報として認識された場合の対応策についても検討し、新たな社会的差別が起こらないようにすべきである。 ・理由・根拠となる出典等 技術の高度化に伴い、プロファイリングが進むことによって、新たな差別が発生する可能性は否定できない。データの利活用が進むと、想定しない機微情報（簡単な情報の組み合わせから差別が起こる。例えば、住んでいる地域と収入など）が出てくる可能性が考えられる。
991	法人・団体	第3-Ⅶ-2	・意見 個人のどのような権利利益を保護しようとしているのかを明らかにすべきである。 ・理由・根拠となる出典等 米国ホワイトハウスが発表したレポート「BIG DATA: SEIZING OPPORTUNITIES, PRESERVING VALUES」では、「ビッグデータの利活用が、差別的な結果に繋がる可能性がある」ことを問題視しており、事業者によるデータ利活用が消費者にどのような影響を与えるかについて検討していかないと、同様の問題が起こる可能性が考えられる。 <参照資料> 「BIG DATA: SEIZING OPPORTUNITIES, PRESERVING VALUES」 http://www.whitehouse.gov/sites/default/files/docs/big_data_privacy_report_may_1_2014.pdf (IV. Private Sector Management of Data Conclusionから引用) 民間セクターにおけるビッグデータの利用は、社会の弱者層が不当に標的にされないことを確実にする必要はある。適格性を法定するアルゴリズムの使用拡大には、たとえ差別する意図がなくても、恵まれない集団に差別的結果となる可能性を注意深く監視することが必要になる。連邦取引委員会は、この複雑な問題について産業と社会に引き続き関わり、データブローカー産業の新たな慣習をさらに注視する計画を続行する必要がある。我々は、この重要な問題に関する同委員会の次期レポートに期待している。無規制の消費者スコアリングについては、消費者の情報アクセスを増加させる実際的な方法を識別するために追加作業が必要になり、消費者が不正確な情報を修正したり削除したりできる能力を特に重視すべきである。同様に、スコアやアルゴリズムの使用が広がっているため、これらのツールが民間と公共の両セクターに与えている影響と予測される影響を把握するために、これらのツールの使用によって生じる不利な結果を評価するための追加研究が必要である。
992	法人・団体	第3-Ⅶ-2	・意見 プロファイリングに関する規定が存在するEUにおいても、「プロファイリングに基づき当人に対する法的効果を生み出すような措置または当人に重大な影響を与えるような措置」は規制されているが、プロファイリング自体は規制されていない。我が国においても、プロファイリング自体を規制対象とすることなく、慎重な検討をお願いしたい。 ・理由・根拠となる出典等 プロファイリングを一律に規制することは、利活用を必要以上に阻害する要因となるため。
993	個人	第3-Ⅶ-2	・意見 欧米のみならずアジアや南米等諸外国のプライバシー/データ保護法制と被害実態について調査し、プライバシーコミッショナー会議での決議内容も考慮し、プロファイリングの在り方について検討を進めるべきである。 ・理由・根拠となる出典等 連番624意見1の注釈(*1)にある通り、日本より後に法制化したアジア各国の方が先進的な条文を取り込んできていること、プライバシーコミッショナー会議にアルゼンチンが加入する等、法整備と監督実行の実績を蓄積している国が増加してきている。これまでプロファイリングについては、プライバシーコミッショナーの国際会議であるICDPPC (International Conference of Data Protection and Privacy Commissioners)において、2012年ウルグアイ総会において宣言文(*8)、2013年ワルシャワ総会において決議文(*9)が採択されている。宣言文では、収集方法と使用目的の透明性確保、プロファイリング内容の正確性確保、データ主体の異議提起権の確保、コミッショナーの監督の役割等8つの原則が謳われていたが、その議論においてプロファイリングの実態とその被害実例の提示もなされていたと思われるが、その会議は非公開で行われており日本は参加していない。今後第三者機関の活動によりその海外事例の収集・蓄積が進むと思われるが、現在把握できる情報に基づいて、プロファイリングに関する法整備と第三者機関の判断基準検討を進行させるべきである。 もちろん、日本国内でのプロファイリング実態の調査が必要であることは言うまでもない。 *8: http://privacyconference2012.org/wps/wcm/connect/7b10b0804d5dc38db944fbfd6066fd91/Uruguay_Declaration_final.pdf?MOD=AJPERES *9: https://privacyconference2013.org/web/pageFiles/kcfinder/files/2.%20Profiling%20resolution%20EN%281%29.pdf

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
994	法人・ 団体	第3-Ⅶ-2	<ul style="list-style-type: none"> ・意見 可能な限り早期の対策が必要である旨を記載すべき。 ・理由・根拠となる出典等 現在の個人情報保護法では、「2 いわゆるプロファイリング」「4 いわゆる名簿屋」に対する実効的な規制が出来ない。今回のベネッセ事件を念頭に置けば、継続的な検討とする猶予は無いことを明記すべきである。
995	法人・ 団体	第3-Ⅶ-2	<ul style="list-style-type: none"> ・意見 プロファイリングへの対応策を検討するのではなく、プロファイリング結果の悪用に対する対応を検討すべきです。 ・理由 プロファイリングについては、大綱案にもあるとおり、新ビジネス創出に結びつく等のプラスの側面が大きく、海外でもプラスの側面に焦点が当てられています。プロファイリングをすること自体が規制されるべきものではなく、プロファイリング結果を悪用して、消費者の権利利益を侵害するような行為が規制されるべきものであることから、プロファイリング結果の悪用に対する対応を検討すべきです。なお、検討に当たっては、大綱の記載にもある通り、「被害実態」について十分な調査を行い、具体的な「被害実態」に応じた対応策を検討すべきと考えます。
996	法人・ 団体	第3-Ⅶ-2	<ul style="list-style-type: none"> ・意見 プロファイリングへの対応策を検討するのではなく、プロファイリング結果の悪用に対する対応を検討すべきです。 ・理由・根拠となる出典等 プロファイリングについては、大綱案にもあるとおり、新ビジネス創出に結びつく等のプラスの側面が大きく、海外でもプラスの側面に焦点が当てられています。プロファイリングをすること自体が規制されるべきものではなく、プロファイリング結果を悪用して、消費者の権利利益を侵害するような行為が規制されるべきものであることから、プロファイリング結果の悪用に対する対応を検討すべきです。なお、検討に当たっては、大綱の記載にもある通り、「被害実態」について十分な調査を行い、具体的な「被害実態」に応じた対応策を検討すべきと考えます。
997	法人・ 団体	第3-Ⅶ-2	<p>米国FTCの” Online Profiling: A Report to Congress” (2000年)や、データ保護プライバシーコミッショナー会議の” Uruguay Declaration on Profiling” (2012年), ” Resolution on Profiling” (2013年)といった国際的なプロファイリングに関する議論の進展に対し、大綱検討段階における我が国での議論は十分なものであったとはいいがたいと評価します。今後、第三者機関において重要な課題として継続的に検討されることを望みます。特に、保護されるパーソナルデータの範囲の中で、個人が特定されないままで権利利益が生ずる場合に関する検討は重要であると考えます。</p>
998	法人・ 団体	第3-Ⅶ-2	<ul style="list-style-type: none"> ・意見 空間的ならびに時間的に無制限なプロファイリングは「個人が明示的に望まない限り」は禁止し、消費者に対して、わかりやすいオプトアウトできる仕組みや、収集期間に制限を設けることなどを前提とした制度とするべきである。 ・理由・根拠となる出典等 行動ターゲティング広告のように、対象を「識別可能」な様々な手法で「網羅的に閲覧等の行動履歴を収集し、それらをもとに継続的なプロファイリングを行う行為」は、それら情報と個人情報とが組み合わせられ特定されることにより、個人が意図せずして空間的ならびに時間的に無制限なプライバシーの侵害を受けることとなる。このような行為を抑止するために、最低でも(iOSやAndroid等に用意されている広告識別子/IDのリセットのような)ユーザによるオプトアウト手段が用意されることや、単一の識別手法によるデータの収集期間の制限(期間は最低でも30日以下とするなど短い方がよい)を設定するべきである。これによって、新たな差別を回避することもできる。
999	法人・ 団体	第3-Ⅶ-2	<ul style="list-style-type: none"> ・意見 文末を次のように修正することを提案します。「諸外国の動向を勘案しつつ、対策が後手に回って被害が生じることをのまないよう留意の上、継続して検討すべき課題とする。」(下線部追加) ・理由・根拠となる出典等 たとえば、グーグルの予測検索で身に覚えのない内容が表示されることが問題になった事件や、監視カメラ映像と特定の消費者プロファイル(クレーマー・など)を紐付けて第三者提供し問題となったサービスなど、既に既存の問題事例も存在します。ひとたび個人を特定可能な形で流出してしまった情報の回収は実質的に不可能であるという現実を鑑みて、現時点では具体的な対応策を示すことが不可能であるにしても、対応策が後手に回って被害が拡大することがないように努めるべきという歯止めを示しておく必要があると考えます。
1000	個人	第3-Ⅶ-2	<p>「2 いわゆるプロファイリング」についてプロファイリングの技術が進展するに従い、個人の権利利益の侵害可能性が高まることからすれば、「民間主導による自主的な取組」に、公的機関が積極的に関与する必要がある。また、「民間主導による自主的な取組」に参加せず、独自にプロファイリングを進める民間事業者も生じると考えられることからすると、個人の権利利益の侵害を防止するためには、当該事業者への規制手段を予め備えておく必要がある。</p>
1001	個人	第3-Ⅶ-2	<p>プロファイリングは、個人情報の利用に関する核心的な問題の一つである。こうした核心的な問題については先送りし、規制を緩和するのはそもそも順序が異なる。プロファイリングについては、民間の自主的な取り組みではなく、法改正に際して措置すべきである。</p>
1002	法人・ 団体	第3-Ⅶ-2	<ul style="list-style-type: none"> ・意見 プロファイリングという内容で、現状適切に行われている一般的な種々のセグメント分け等が規制されないようにすべきであり、慎重な検討が必要である。 ・理由・根拠となる出典等 権利侵害という被害実態をまずは把握することが必要でありそれを欠いたままでの検討は、現行の適切な行為まで広く規制をすることにもつながりかねないので、慎重に対応すべき。
1003	法人・ 団体	第3-Ⅶ-3	<p>継続して検討すべき課題であることは認める。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
1004	法人・ 団体	第3-Ⅶ-3	PIAは、事業者がプライバシー保護を検討する上で本来必須のものであるため、先送りせず、具体的なPIAの方法については民間の団体等がガイドラインを策定するものとして、制度改正の中で言及することを要望する。 前提となる制度として番号法における特定個人情報保護評価が上げられているが、非常に高いセキュリティが求められる番号制度とパーソナルデータに関する制度は前提条件に大きな差異があるため、パーソナルデータに関する制度においては、既に民間で普及している「リスク分析手法」を前提として検討することを求める。
1005	法人・ 団体	第3-Ⅶ-3	(継続検討課題) PIAは、プライバシー保護を検討する上で必須のものであるため、先送りせず、具体的なPIAの方法については民間の団体等がガイドラインを策定するものとして、制度改正の中で言及することを要望。
1006	個人	第3-Ⅶ-3	・意見 PIAの評価基準については、パーソナルデータ利活用に伴うデータ主体に対するヒト、モノ、カネ、情報の関わりを把握し、本人の生活活動、プロファイリングに伴う待遇状況、金銭等財物の移転状況の影響について評価することを考慮すべきである。 ・理由・根拠となる出典等 特定個人情報保護評価や諸外国でのPIAの実施例を確認すると、評価基準として、OECD 8原則、当該国の法令やガイドライン条文からブレークダウンした項目遵守状況を確認するというものが目につく。基準項目のチェックリスト化は評価業務の効率的遂行という点では有効であるが、データ主体のプライバシー及びプライバシー権が実質的に守られていることになると言えるのか疑問に思うところがある。意見3で述べたような侵害類型の有無とその程度について、その性質を明らかにし、実質的プライバシー保護程度の定量的・定性的評価がなされるべきであると考えます。
1007	法人・ 団体	第3-Ⅶ-3	・意見 プライバシー影響評価については、今回の法改正で直ちに導入するか、年限を明確にして導入を図るべきである。 プライバシー影響評価の導入に当たっては、一律に事業者に義務付けるということではなく、個人が特定される可能性を低減したデータの取扱いの枠組み構築の場合等、実施を義務付ける範囲を明確にしてその導入を図ることが現実的である。 ・理由・根拠となる出典等 国際的に、プライバシー保護に配慮しつつパーソナルデータを利活用するために、プライバシー・バイ・デザイン※注1という考え方と、その具体的対応としてのプライバシー影響評価の導入・普及が図られ、大きな潮流となっている。これらは、昨年改定されたOECDプライバシーガイドライン※注2でも取り入れられている。今回の大綱では、そうした考え方が明確には示されておらず、具体的な対応としてのプライバシー影響評価導入が見送られることとなれば国際的な動きに遅れることとなる。 プライバシー影響評価については、既に番号法において実施が義務付けられているものであり、特定個人情報の利活用が民間に拡大すれば、当然に民間でも行うことが必要な場合が出てくる。また、今回、重要課題となっている個人が特定される可能性を低減したデータの取扱いの枠組み検討にあたっては、事前にプライバシーへの影響を検討することが必要であり、実質的にプライバシー影響評価を行うことが求められているともいえる。 ※注1：「プライバシー・バイ・デザイン プライバシー情報を守るための世界的新潮流」 (堀部政男／一般財団法人日本情報経済社会推進協会編・日経BP社) ※注2：「OECDプライバシーガイドライン 30年の進化と未来」 (堀部政男／新保史生／野村至編・一般財団法人日本情報経済社会推進協会)
1008	法人・ 団体	第3-Ⅶ-3	・意見 個人が特定される可能性を低減したデータの取り扱いについては、当該ルール又は民間団体の認定等に加えて、プライバシー影響評価も行うべきではないか。(プライバシー影響評価(PIA)は継続検討ではなく、喫緊の課題として取り組むべきものではないか) ・理由・根拠となる出典等 この度の法改正では、官民共同規制がフレームとなっている。第三者機関の認定等は官民間における明示的な仕組みとして妥当ではあるが、消費者に対する我々事業者の説明責任も必要である。よって、社会保障と税番号法に基づく自治体の特定個人情報保護評価のように、プライバシー影響評価の結果を国民への公開も行う必要があると考えます。
1009	法人・ 団体	第3-Ⅶ-3	PIA ・対象者は誰なのか(全ての個人情報取り扱い事業者が対象となるのか) ・自己評価で良いのか ・評価結果の報告が必要なのか 小規模事業者の負担も考慮し、実効的かつ意義のあるものにしていただきたいと考えます。
1010	法人・ 団体	第3-Ⅶ-3	・意見 継続的な検討課題についても、プライバシーの保護のみならずデータの利活用を促進していくという本制度改正趣旨を十分に踏まえ、現在あるいは今後のビジネスへの影響、及び事業者への負担等にも配慮しつつ、十分な検討がなされるべきと考えます。 ・理由・根拠となる出典等 パーソナルデータの利活用は、今後、新産業・新サービスの創出が期待される分野であり、現時点から保護の側面に偏った制度設計がなされると、新たなビジネスの芽を摘む結果にもなりかねないと思料します。 なお、検討課題として挙げられている「プライバシー影響評価(PIA)」については、保護の観点からはもちろん、個人情報を適正に取扱っている旨が担保されるという点では事業者にとっても有用であると考えますが、その手法等が十分に確立されていないため、実効性について分析・検証をしていく必要があると考えます。
1011	法人・ 団体	第3-Ⅶ-3	・意見 零細事業者に対して過度な負担とならない方法の検討を行っていただきたい。 ・理由・根拠となる出典等 特定個人情報保護評価に関する規則(平成二十六年四月十八日特定個人情報保護委員会規則第一号)、情報保護評価指針においては、データベースから抽出するExcelファイル等のその他電子ファイルについては、事務処理をする前に情報保護評価を実施するとされている。これは、零細事業者に過度の負担となる虞がある。 PIAのしきい値(特定個人情報保護評価の対象となる数値)、実施の時期等については、零細事業者に過度の負担とならない措置をとる必要があると考えられるため。

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
1012	個人	第3-Ⅶ-4	<p>今般話題となっておりますベネッセの情報流出によって、子どもの情報含め外部に個人情報が出た被害者の一人です。</p> <p>報道で知りましたが、個人情報を売買する名簿業者は違法でないことが明確にならない限り、合法であることが驚きでした。</p> <p>今回のような大規模な子どもの個人情報の売却は、“正当”で“合法”な理由によるユースケースはありえないと思います。</p> <p>ですが、このような違法性が高いと一般的に考えられる事案でも名簿業者間の売買では普通に成立してしまいます。</p> <p>そこで、個人情報については、“どこから、どのように入手された情報か”がわかるエビデンスを業者は保管し、情報売却時もエビデンスとセットで売却することで、トレーサビリティがとれ違法性の判断も容易に行えると考えます。</p> <p>牛肉のトレーサビリティが徹底できているのに、個人情報はこれができない理由はないと思います。</p> <p>そもそも、名簿業者なる事業の必要性もわかりませんが。</p> <p>ベネッセ、名簿業者、取り締まりできない穴のある法律に憤慨しておりますので子どもの情報など、出回るべきでないというようにわかるような情報すら取り締まれない法律を、有効性のある法律に改正いただけるよう切にお願いいたします。</p> <p>以上</p>
1013	個人	第3-Ⅶ-4	<p>利用促進ありきで、現状の名簿会社等グレーゾーンへの対策が不透明なまま、むしろグレーゾーンに法的な隠れ蓑を与えてしまう内容である。</p> <p>法的に個人情報の譲渡については、その都度、利用者から個人へ通知を義務づけ、違反した場合には、罰金、禁固刑、事業停止などの具体的な法的罰則が必要不可欠である。また、個人情報を譲渡された個人、もしくは事業者にもどのような利用をするか、どこからデータを譲渡されたか、個人に連絡する義務をつけてくらのことをする必要はある。(ただし、一個人が特定できないセンサスのような統計データについてはのぞく)</p> <p>さもなければ、絵に描いた餅であり、大綱にあるような第三者機関を設けたところでまったく監督はできないであろう。</p> <p>苦情に対応するような水際作戦では、一度流出した個人データを守ることは不可能である。また、件数的にも処理能力が追いつくはずもない。(消費者センターの事務処理が個人レベルではまったく対応が追いつかないことから容易に想像できる。個人情報の問題は消費者トラブルの数の比ではなく、もっと多い。)</p> <p>全体としての問題は3点。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の定義があいまい ・個人情報の扱いについて、義務も罰則も定義がない。検討さえされていない。 ・オプトアウトありきで、少しでも加工すれば、国境を超えて自由に個人情報を扱える。(オプトアウトを認めるべきでない)
1014	個人	第3-Ⅶ-4	<p>また、現況の個人情報の売買業者である名簿事業者は、個人情報保護法上、無闇に不正な個人情報の取得や売買を氾濫させる要因ですので、名簿業者を違法化して、廃業させて、個人情報の不正取得をばいこらせない法制度を確立すべきものとする。</p>
1015	個人	第3-Ⅶ-4	<ul style="list-style-type: none"> ・意見 個人情報保護の最大課題であるべきこの問題を棚上げして、更にこれを助長するような施策の策定が有用であるはずがない。本末転倒の議論である。この課題を解決するまで、本案件は棚上げすべきである。 ・理由・根拠となる出典等 重視されるべき個人情報保護を棚上げして、更に、漏洩させる穴を広げても意味がない。無許可移転に関わった組織、人物を全て取り締まらなければ、策法と言わざるを得ない。策の目を大きくしてどうする。
1016	法人・団体	第3-Ⅶ-4	<ul style="list-style-type: none"> ・意見 継続的な検討課題として挙げられているものは、いずれも直ちに対応することが求められている課題である。特に名簿屋及びプロファイリングについては重点課題とされたい。これらの課題について、引き続き検討するとしながら、問題を先送りするようなことがあってはならない。 ・理由・根拠となる出典等 個人情報保護の在り方については、未検討の分野が多く、これらについて検討することは賛成である。特に、現在、いわゆる名簿屋が跋扈し、消費者被害が発生していることは、教育関連企業の情報漏えい事件等でも指摘されているとおりである。悪徳業者に消費者の情報が渡らないように食い止める制度を積極的に検討されたい。また、プロファイリングについては、EUデータ保護規則で、プロファイリングを拒否する権利が規定されており、国際的な調和を図るためには、直ちに対応することが必要である。
1017	個人	第3-Ⅶ-4	<p>名簿屋の規制については届出制等の案も浮上していますが、少なくともデータ主体が自己の顧客でなければ間接的なデータ収集(第三者からの購入等)による名簿作成と提供は原則禁止とすべきと考えます。</p> <p>既に名簿データの故買による大規模な漏えい事案が発生しているからです。</p>
1018	個人	第3-Ⅶ-4	<p>先頃発覚した、ベネッセによる大規模な個人情報流出事件を踏まえ、「名簿屋」対策は早急に検討すべきと考えます。</p>
1019	個人	第3-Ⅶ-4	<p>消費者庁の消費者委員会は、平成26年7月15日付け『「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に関する意見』において、情報のロンダリングを許さないトレーサビリティの確立を要検討事項であると指摘している。このトレーサビリティの確立について賛成し、その制度設計について意見を述べたい。</p> <p>トレーサビリティの制度設計に当たっては、使用済自動車の再資源化等に関する法律におけるいわゆる電子 manifests を先行事例として参考にし、個人情報リストの引渡・引受を行う時には電子 manifests システムでの第三者機関への報告を義務付けるべきである。また、個人情報の主体である消費者による監視に資するため、自動車リサイクルシステムでの車両状況照会機能を先行事例として、個人情報リストの移転報告状況を閲覧できるようにすべきである。</p> <p>消費者の安心感を確保しつつ円滑なパーソナルデータの利活用を可能とする環境整備のため、必要な制度であるから。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
1020	法人・ 団体	第3-VII-4	名簿屋に関する監督については、早急に法令に創設すべきである。ベネッセ問題で明らかとなったが、野放しであり、やりたい放題である。事業者団体もないので、登録制や許認可制を導入し、第三者機関が直接監督する制度とすべきである。
1021	個人	第3-VII-4	<p>・意見 名簿屋については、各名簿について販売者がどうやって入手したのか聞き取った内容を記録し、公的機関や第三者機関からの要請に応じてその手段を教える義務を負うものとする。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 このタイミングでベネッセの情報流出事件があったが、流出させた本人の責任は問われているが、その名簿を買取った業者の責任が問われる様子は無い。またその名簿を流通させていた業者の一つは、HPに扱っている名簿について「100%自社が開発した独自のリスト」と虚偽の内容を書き添えており、悪質であると言わざるを得ない。名簿屋の規制が必要であると思われるが、まずその端緒として上記の内容を義務づけることが必要であると考えます。</p>
1022	個人	第3-VII-4	名簿の売買については、預託のトレーサビリティ情報が付随した状態でないとできないものとした方がよい。
1023	個人	第3-VII-4	<p>・意見 ベネッセの個人情報漏洩事件でも明らかのように、名簿屋に関しては規制が必要な状況になっていると思われる。名簿の収集に関してオプトインでの同意を原則とし、名簿の利用に関しては本人の同意まで追跡可能な透明性を確保する事を義務化する等、規制が必要だと考える。 また、未成年の名簿の扱いについては影響する期間の長さから、一定期間での破棄、または、成年時にオプトインでのデータの継続利用の確認を義務付ける等、対策が必要だとと思われる。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 名簿屋間で販売を繰り返し、ロンダリングをすることで情報元を隠蔽し、オプトアウトを有名無実化するオプトアウトの運用上の問題や、いわゆるプロファイリングによる名寄せや、情報クレンジングによる、本人の意図しない属性付けによるプライバシー侵害など、パーソナルデータを利活用の悪印象の温床となっており、名簿屋を規制しないことにはパーソナルデータの利活用に関して、消費者の理解は得られにくいと思われる。</p>
1024	個人	第3-VII-4	名簿屋の売買に関しては禁止とするのがよいと考えます。 先日も大規模な個人情報の流出がありました。このような事件の遠因に名簿屋の存在があります。 性急な変更は社会的に影響が大きいのであれば、段階的に禁止というやり方で、最終的には完全禁止が望ましいです。
1025	法人・ 団体	第3-VII-4	7月9日にベネッセコーポレーションから大量の顧客情報が流出したという事件が発生しました。個人情報を販売することを業としている事業者（いわゆる名簿屋）等への措置を継続して検討する課題としていますが、類似の事件が後を絶たない現状を改善するために必要な措置を早急に検討し今回の法改正に盛り込むべきと考えます。
1026	個人	第3-VII-4	<p>・意見 「継続して検討すべき課題とする」を「早急に検討し、第2の今後のスケジュール(1)に掲げる関係法案に含めることとする」に改めるべきである。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 ベネッセ個人情報流出事件で、いわゆる名簿屋及びそこから名簿を購入した事業者の存在等、個人情報のめちゃくちゃな流通実態が明らかになり、大きな問題になっている。 こうした事件がありながら「今後の検討課題とする」というスタンスは悠長すぎる。必要な措置を早急に検討し、9ページ「今後のスケジュール(1)」記載の関係法案に含めることが適切である。</p>
1027	個人	第3-VII-4	VII 継続的な検討課題 4 いわゆる名簿屋 に、個人情報を販売することを業としている事業者（いわゆる名簿屋）等により販売された個人情報が、詐欺等の犯罪行為に利用されていること、不適切な勧誘等による消費者被害を助長するなどしていること及びプライバシー侵害につながり得ることが、社会問題として指摘されている。 このような犯罪行為や消費者被害の発生と被害の拡大を防止するためにとり得る措置等については、継続して検討すべき課題とする。 と記載されているが、この構造は電子情報におけるマネーロンダリングの構造と一緒であると感じる。そもそも、早期にマネーロンダリングと同様な構造であると指摘している動きもあったのではないかと。 早急に制裁金の厳罰化や業者の登録制等できる措置を行い、更に効果のある対策を講じる必要がある。 仮にだが、EUが「忘れてもらう権利」を主張された場合にどうするのか。 国際化も視野にいれているのであるから、EUから忘れてもらう権利の要求が来た際の具体的対処策もすでに準備されていると思われるので、明示して欲しい。
1028	法人・ 団体	第3-VII-4	名簿と同じことが、医療情報や遺伝情報で行われることを懸念する。早急に検討すべき。すでに処方やレセプトで患者や医療機関のプライバシーが侵害されている恐れがある。 今回のベネッセ事件で明らかになったとおり、中間業者（ベネッセ事件では名簿屋）を介して情報を取得した、いわゆる善意の第三者に情報を消去させるのは現行法の体系では極めて困難である。

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
1029	個人	第3-Ⅶ-4	<p>・意見 ベネッセ社個人情報漏えい事件における「名簿業者」の存在について名簿業者の規制強化</p> <p>・理由・根拠となる出典等 個人情報保護法23条2項にて第三者提供について記載されています。この中で「～あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知りえる状態に置いているときは～個人データを第三者に提供することができる」とある。しかし今回のベネッセ事件のように、本人が知らないうちに個人データが転売された場合、本人は名簿業者の存在を知らない（どの業者が個人データを持っているのか本人は知らない）という事になり、上記の「本人が容易に知りえる状態」にないと思われる。第三者に提供する場合は、必ず本人の同意を得てから行うように明記していただきたい。</p> <p>また個人情報が漏えいした場合、個人情報取扱事業者が莫大な補償金を支払うというケースがある。中小規模の事業者が大量の個人データを持っていてそれが漏えいした場合、莫大な補償金を支払えないというケースが予想される。例えば、個人データ1件を1万円として、保有個人データの金額を預託金として国に預けるか、企業総資産を超えないよう保有できる個人データ数を規制するようにしていただきたい。漏えいした場合、預託金・総資産を補償金に充てる。</p> <p>本音は名簿業者の廃止をお願いしたい。できなければ厳しい規制をかけ、名簿業者の監視をお願いしたい。</p>
1030	個人	第3-Ⅶ-4	<p>・意見 前出のベネッセ個人情報漏えい問題然り、いわゆる名簿屋への取締り等については、いちごっこであり、完全に封じ込める策がないようでは、国民の不利益に直接的に関わる本改正はすべきではない。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 上記「意見内容」にて述べたとおり。</p>
1031	法人・団体	第3-Ⅶ-4	<p>・意見 名簿屋から購入する側の規制として、現行個人情報保護法第17条は不十分と言わざるを得ない。第三者からの取得については、提供者（個人情報取扱事業者に限定されない）が適正取得したことを確認する義務、ないし努力義務を設けるべきである。また、不正の手段により取得されたと疑われる個人情報第三者提供された全ての提供先の個人情報取扱事業者について、第三者機関が利用停止や消去の命令を行うことができるとすべきである。</p> <p>・理由 ベネッセ個人情報漏洩事件で、不正持ち出しを行った容疑者が売却した先の名簿屋や、名簿の最終的な購入先への責任追及が十分に行い得ない状況は明らかである。不正な漏えいの被害者になりうる各個人の権利利益の立場からは、グレーゾーンを狭め、不正な手段によって取得された個人情報によって構成される名簿を購入することが実効的に抑制される必要がある。また、被害が起きた際に、実効的な被害回復が図られる必要がある。</p>
1032	法人・団体	第3-Ⅶ-4	<p>・意見 個人情報を販売することを業としている名簿業者等、消費者被害を助長するような取扱いを意図的に行う事業者を抑制する趣旨については強く賛同する。ただし、こうした一部の名簿業者以外の多くの善良な事業者までが過重な義務を負うことがないように、慎重な制度設計をお願いしたい。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 名簿業者など一部の不適切な事業者に対する規制の甘さは、「知らないうちに自分の個人情報が提供・販売されている」といった個人の不安や不満を引き起こし、ひいては日本企業全般の個人情報取扱いに対するイメージダウンをもたらす恐れがあるため。</p>
1033	個人	第3-Ⅶ-4	<p>・意見 当パブコメ期間中に発生した情報漏洩流出事案とその関連報道から判明した名簿屋の実態について情報を集約し、被害救済策を優先して別途対応すべきである</p> <p>・理由 いわゆる名簿屋の販売する名簿は、ビッグデータと呼べるほどの複雑な構成のものではないが、特定個人が連絡先と名簿のタイトルを属性情報として紐付けられた多種多様なパーソナルデータであるが、その名簿の販売は、公益でも本人に利益還元もしない事業であり、データ主体の納得を得ることは困難な事業である。一方実態として営業行為を購入名簿に頼る事業者がいる以上、名簿屋事業の存在を否定することも困難である。名簿屋の在り方や規制方法の検討は困難ではあり今回の法制に十分な対策を盛り込むには時間が足りないが、大規模流出事案が発生したことにかんがみ、まずは被害者の事後救済策を優先的に検討すべきと考える。なお、名簿屋に関する事業やその被害の実態を消費者庁と警察庁が中心に調査と対応を取りまとめて内閣官房IT総合戦略室パーソナルデータ関連制度担当室に報告する等、即応性の高い事案に対して有効な付加分散を図るようすべきと考える。</p>
1034	法人・団体	第3-Ⅶ-4	<p>・意見 可能な限り早期の対策が必要である旨を記載すべき。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 現在の個人情報保護法では、この課題に対する実効的な規制が出来ない。今回のベネッセ事件を念頭に置けば、継続的な検討とする猶予は無いことを明記すべきである。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
1035	個人	第3-VII-4	<p>情報漏洩事件を防止する具体的な名簿屋規制を！ 第三者からの取得に関して事業者側が提供者が適正取得したかどうか確認する義務、もしくは努力義務を課すべきである。 また、不正な手段にて取得されたと疑われる情報を取引・提供された全ての個人情報取扱事業者に関して、第三者機関が利用停止や消去命令を行うべきとすべきである。</p>
1036	法人・団体	第3-VII-4	<p>「不正な手段で入手した情報は使用（第三者提供）禁止」ではなく、「不正な手段で入手していないということを明確に示せない情報は使用（第三者提供）禁止」とし、違反時の罰則も厳格化していただきたいと考えます。</p>
1037	個人	第3-VII-4	<p>「4 いわゆる名簿屋」について 大綱に示されているとおり、名簿屋により販売された個人情報各種犯罪行為、不適切な勧誘等に利用されているという事実が存在する。2014年7月に発覚したベネッセコーポレーションの大規模な顧客情報漏えいも、漏えい自体により具体的な被害が発生するというよりは、顧客情報が名簿屋に流れ、名簿屋が名寄せ等の加工処理を行い、情報の価値を高めて販売することにより、被害の発生可能性を高めているといえる。個人情報の漏えいによる被害を最小限に食い止めるためには、名簿屋に対する具体的な規制措置を取ることが必須である。名簿の元となるデータの入手元、加工内容、提供先（販売先）に係る記録の保存義務、報告義務を課する等、具体的な措置を講じる必要があると考える。</p>
1038	法人・団体	第3-VII-4	<p>個人情報を販売することを業としている事業者（いわゆる名簿屋）等への措置を継続して検討する課題としていますが、7月9日にベネッセコーポレーションから大量の顧客情報が流出したという事件が発生しました。警察による捜査が進んでいますが、類似の事件が後を絶たない現状を改善するために必要な措置を早急に検討し今回の法改正に盛り込むべきと考えます。 情報の保存期間、消去権など検討会で残された課題については今後の検討スケジュールを明記して下さい。 また、昨今の高齢者消費者被害防止の見守りの仕組みづくりや災害時の避難を促進するうえで、障害になっている個人情報保護の課題も検討すべきであると考えます。</p>
1039	個人	第3-VII-4	<p>・意見 「政府は名簿業者が個人情報を販売する際、第三者機関への届け出を求めることなどを検討している。」との一部報道があったが、届け出だけでは名簿屋のリストは作成できても流通する情報の適法性を担保するところまではいかないのではないかと考えます。そもそも機微情報と考えられるもの、一定年齢以下の個人に関する情報などの売買を禁止する規定を検討するべきではないかと考えます。</p> <p>・理由・根拠となる出典等 名簿屋間での転売を繰り返すことにより、名簿に記載される情報の出所や適切な処理が行われているのかどうかの判断は不可能になることが考えられます。 そもそも機微情報に該当するような情報は取り扱いに厳密なルールが適応されるべきであり、また未成年に関する情報もそれに準じる扱いが適当と考えます。</p>
1040	個人	第3-VII-4	<p>大綱の 第3 VII 4 の「いわゆる名簿屋」について 「いわゆる名簿屋」に限った話ではなく。 乱暴ではあるが、 ・個人情報を取得するに際し同意を得ること。 （本人から直接取得する際に限ってオプトアウトを条件付きで認める。） ・本人以外からその個人情報を取得する際は必ず本人の同意を改めて取得すること。 とすれば、名簿の売買を含む個人情報の第三者提供における問題を解決できるのではないかと？少なくとも、本人は第三者提供先でどのように扱われるのかがわかる。</p> <p>また、第三者提供先は受け取る個人情報の一次提供元(本人から直接個人情報を取得した者)が誰であるかも取得し、本人の開示請求に対して一次提供元が誰であるかを開示することを付け加えればよいと思う。</p>
1041	法人・団体	第3-VII-4	<p>いわゆる名簿屋等により販売された個人情報によって引き起こされた犯罪行為や消費者被害の拡大を防止するためにとり得る措置等については、制度設計にあたり優先して検討すべき課題であると思料します。</p>
1042	個人	第3-VII-4	<p>名簿屋に対しては、検証すべきである。 そもそも、名簿作成における取得時の利用目的は「名簿に掲載される者同士における連絡を可能にすること」であり、それを第三者に名簿に掲載された者の同意なく提供されること事態が法に抵触しており、名簿屋の情報取得自体が違法である。また、一般に広く公表されている個人情報を取得することは、取得の時点では適法であるかもしれないが、それを第三者に提供すること、更には本人へアプローチすることは、本人が個人情報を公表することの利用目的として「連絡を可能にすること」や「自らの身分を公表する目的」から想像できる範囲を超えており、目的外利用に該当し、違法である。関係監督官庁の判断を明確にすべきであり、責任を追求すべきである。</p> <p>個人情報の販売を、一律に禁止するような事はせず、個人情報の取得時や、第三者提供時の適正な同意方法等を含めて、適正な方法による個人情報の販売方法を検討すべきである。 「いわゆる名簿屋」が、社会問題として指摘されている事は、本大綱記載のとおりであるが、事業者によっては、事業を行う上で個人情報の購入が必要な場合も想定される為、適正な方法による販売のあり方を検討する必要があると考える。</p>
1043	法人・団体	第3-VII-4	<p>今般の個人情報漏えい事件は、事業者のコンプライアンス及びガバナンスが徹底されていないことも誘因となっておりますが、直接の原因はいわゆる名簿屋の存在です。 消費者被害を防止するためにも、名簿屋の法的規制が不可欠であり、政府は早急に対策を講じるよう望みます。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
1044	個人	その他	<p>集団的自衛権の行使容認について。認めない。 非戦闘地域の規定を緩めようとの動きがある、それでは戦争している事となる。 日本は、憲法第9条の下に自衛隊のがある。 憲法の下国民の権利が守られている。 「自民党は戦争をしたがると」言っていた人が居た。 私はそうは思わない。 「公明党は平和の党」と言われている。 選挙は5分前が大事。そんな人たちの策略で、この国を危険に向かわせる選択は出来ない。 安倍さんが説明をした際には、この様な内容ではなかった。 そして、今日も閣議決定してからの説明だとの事。 山口さんとは、15分の話で済む事であった。 市民は、自分の体に火を放って抗議した。 どれだけの国民が集団的自衛権の行使、それに付随する今回の案を理解し認めるのか。 国民の意見も聞かず、国民投票もされず、解釈という自分勝手なやり口で閣議決定に持ち込む、権力と言う武器を用いて。 いまそこで行われている事こそが、テロである。 不正に優遇されているから。 でも、友達は電話で嬉しそうに「こんな事もした、あんな事もしたた。」と話す。(受話器は耳から離しているのに、ズラズラと読み上げる。) 「ねえ。〇〇、この中で何か聞いたことある?」「ないよっ。」 頑張った事だけは、分かる。友達だから。 この人たちを、裏切るのか、平和の党なんですよ。歯止めなんですよ。 (広報の人、〇〇さんに伝えてくれたのでしょうか。) 平和は、お金では買えない。 自衛隊だけの事ではない。 日本国民みんなの平和な明日への約束になる事である。 集団的自衛権の行使、認めない。</p>
1045	個人	その他	<p>集団的自衛権の行使容認について、反対である。</p>
1046	個人	その他	<p>日曜日、害虫は出るし近所の人は犯人を知っているのて笑ってるし皆知ってるんだよ、泥棒の事、(優遇か?)花なんか買ってきてる場合か、バルサンたいて忙しい。…掃除掃除。</p> <p>びっくりなんちゃらの残さの痺れランチのcmは始まるし(家族で食べるんだ。保健所監視しろよ。…吐き気。食の安全って言ってるやつが健康被害の立役者。)</p> <p>安倍さんのスピーチより、ニュース速報より早く、在日…総連本部から3回も電話が入ってるし。</p> <p>20日に南スーダンから戻ったpk0第5次派遣隊の皆さん、御苦労さまでした。 隊長の弾いたふるさとの曲は、異国の地で、どんな音がしたのでしょうか。</p> <p>山は青き故郷、水は清き故郷。 何でもない時に聴いても涙が出ます。</p> <p>いい曲ですね。</p>
1047	個人	その他	<p>住基ネットと証明写真の連携についてご提案させていただく。</p> <p>現在、運転免許証やパスポート、職業安定所に提出する書類など、証明写真の添付が必要となる場面が多くあるが、住基ネットを利用し、これらに必要な証明写真を電子化し一元管理していただくことで、書類の作成や提出にかかる手間、費用、資源などを大幅に削減できるのではないかと思います。</p> <p>電子化・一元化の具体的な方法としては、ネット上に専用の証明写真データ受付システムを作成し、それらを利用するための権限と認証情報を、市役所や区役所、免許センターや警察機関、民間の写真撮影スタジオ、無人の証明写真撮影機などに発行し、証明写真データ、住民基本台帳番号、最終更新日、認証情報等とともにシステムに送信する、というかたちを基本にすると良いと思う。</p> <p>撮影時の本人確認については、無人の撮影機の場合は住基カードの挿入を要件とすることで本人確認とし、利用時(書類作成・発行時)は、各窓口で担当者が本人と写真の比較確認を行えば良いと思う。</p> <p>これにより、書類の作成や発行の都度、写真撮影を行ったり、印画紙にプリントしたり、写真を切ったりといった手間、資源、人件費が大幅に削減でき、手順も簡略化するため、住基ネットのさらなる利用促進に繋がるのではないかと考える。</p> <p>以上、ご検討のほど、よろしく願いいたします。</p>
1048	個人	その他	<p>以前、拉致問題についてコメントした。</p> <p>拉致された人たちが。自分の意思に反して行かれた方が無事に戻って来ますように。とコメントした。</p> <p>戦争など、いろいろな事情で亡くなられた方々が居らっしゃるとのこと。 日本人の御遺骨も皆、戻って来ますように。 と追加する</p>
1049	個人	その他	<p>「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」への意見の収集方法について 添付ファイルにしてメールで送信するやり方は故意に意見の収集を減らすためと見え、あまり望ましくありません。 直接サイトに書き込みできるような方法で、広く意見を求めるべきです。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するご意見の概要

NO.	提出主体	該当箇所 (章・節)	御意見の概要
1050	個人	その他	<p>1. 基本的な問題点として、「個人情報」という時の『個人』が、リアル世界における物質的なものに限定され、現代社会において重要となっているネット上の人格に関する個人情報が無視されている事である。</p> <p>2. 既にYahooや楽天は、どのユーザーがどのような商品を買っているかのデータを集積し、その人のブラウザへのバナー広告の表示に活用しているが、そのデータを他社に売り渡す事があるなら、個人情報保護の対象になってしかるべきではないのか？</p> <p>3. そうしたネット上の個人情報の問題の根底には、ネット上のIDの確率の問題がある。コロコロ変わるIDなら、それに関わる個人情報を保護する必要はない。政府が主体となり、国民総背番号制とタイアップした形でネット上のIDを発行し、そのIDの使用における違反を取り締まる法的整備を行い、ネット上の人格の同一性を保証した上で、その個人情報の保護を行う事が望ましい。</p> <p>4. その「ネット上の個人情報の保護」には、IDデータを盗んでの成りすましや、先述のネットショッピングの履歴なども含まれる。</p> <p>そうする事で、ネット上の取引の安全性は向上し、また匿名性に隠れた誹謗中傷も排除され、インターネットの利便性は増して、社会インフラの根幹としての格を備えたものになる。</p>
1051	個人	その他	<p>地方自治体の行政事務を効率化するために、国が一元管理する基本的な個人特定データを共有し、全面的な行政コストの削減と、行方不明者などの発見が簡単になる体制づくりをすすめなければ、地方自治体の行政事務の多くは、老人福祉と児童福祉のためのデータ作成と管理になってしまう。本来の個別の政策ごとの立案目的や立法意思を行政事務に落としこむ際に、いかに情報技術を活用し、それを適切に運用し、人々の効用を増大させることができるのかを、経済産業省・総務省・文部科学省・厚生労働省の事務の管理者は、e-Japan戦略2を思い出しながら、論点整理し、国会等に持ち込むことについて、自由民主党や結いの党と話し合ってもらいたい。</p>